Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-04

生活環境形成における地域主体の研究 : 集落的土地利用の複合的性格に着目して

山崎, 寿一

(Degree)
博士（工学）
(Date of Degree)
1993-03-17
(Date of Publication)
2015-03-31
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
乙1718
(JaLCDOI)
https://doi.org/10.11501/3070683
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2001718

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

神戸大学博士論文

生活環境形成における地域主体の研究

――集落的土地利用の複合的性格に着目して――

平成５年３月

山　崎　寿　一

神戸大学博士論文

生活環境形成における地域主体の研究

——集落的土地利用の複合的性格に着目して——

平成５年３月

山　崎　寿　一

論文題目

生活環境形成における地域主体の研究
－集落的土地利用の複合的性格に着目して－

論文構成

序　章　生活環境計画における集落のモデル性

1．研究の目的 ―――― 1
2．基本用語の定義
3．問題の所在
4．研究の意義と着眼点
5．研究の方法

1　編　集落研究の展開と地域主体

1章　地域主体としての集落とその空間概念 ―――― 19
1節　地域主体としての集落の概念 21
2節　集落域の空間概念 33
2章　関連諸学における集落研究の成果と論点 ―――― 51
1節　関連諸学における集落研究の成果 53
2節　地域主体・共同体理論の展開と論点 65
3節　地域主体にみる共同性の論理 76
3章　土地利用計画における集落の位置と展望 ―――― 85
1節　集落と土地を捉える視点 87
2節　集落土地利用計画の位置と展望 91

2　編　集落に内在する生活環境形成の論理

4章　地域主体の共同性と空間構造 ―――― 101
－四国山村・中久保集落の研究－
1節　集落モノグラフィーの意義と方法 103
2節　共同性の展開と地域主体の性格 111
3節　集落域における土地利用・土地所有の空間構造 137
4節　生活地名にみる意識空間の構成 157
5節　地域主体の性格と集落域の空間秩序 177

５章　土地の複合的性格からみた集落的土地利用 ―――― 187
ー奥能登外浦・上大沢集落の研究ー
１節　集落土地利用の複合的性格と空間構成 189
２節　土地の利用・所有・意識からみた空間構造の整合性 215
３節　海浜空間の複合的性格と環境管理 229
６章　集落にみる生活環境形成の論理 ―――― 249
ー第２編の総括ー

３　編　過疎化・都市化に伴う地域主体の変化と生活環境形成の課題

７章　過疎山村における居住様式の展開と土地管理問題 ―――― 261
ー都市ー山村関係からみた二拠点型居住ー
１節　過疎山村における居住様式の変容と二拠点型生活 263
ー四国山村・中久保集落の二拠点型生活
２節　母村関係からみた過疎山村転出者の都市居住特性 281
８章　小都市圏・混住農村における ―――― 299
地域主体の内部構造と集住パターン
１節　脇町の地域構造と居住動向 301
２節　混住世帯類型からみた地域主体の内部構造 317
３節　混住農村の地域主体の内部構造の変化と 327
土地利用調整の課題
４節　集落空間の構造把握から計画へのアプローチ 330
９章　農住混合地域の土地政策と都市内農地 ―――― 337
１節　生活環境形成からみた農地空間の役割とその評価 339
２節　阪神間における市民農園の利用実態とその評価 352
３節　生活環境資源としての都市内農地と地域主体形成の課題 366

結　章　　知見と展望 ―――――――――――――――― 375

（研究の記録）
（　謝　　辞　）

序 章

生活環境計画における集落のモデル性

［１］　研究の目的
［２］　基本概念の定義
［３］　問題の所在
［４］　研究の意義と着眼点
［５］　研究の方法

［１］研究の目的

本研究は、人間が一定地域に定住し、生活の営みの中で形成してきた生活環境から、その形成論理を学び、地域を主体とした生活環境計画[1)]の理論構築ための基礎的知見を得ようとするものである。

本研究では、①人間の定住拠点として形成されてきた農山漁村集落を生活環境計画のモデルとして捉え、②集落が歴史的・主体的な生活の営みを通じて構築してきた生活環境形成の仕組みを実証的に明らかにすること、③国土における地域主体の内部構造の変化から生活環境形成の課題を明らかにすることを具体的な研究課題とする。そして、これらの考察を通じて、集落に基礎を置く「地域」を主体とした生活環境形成の展望を示す。

本研究では、地域主体の存在が生活環境形成の推進力となり、その性格が生活環境を特徴づけるという仮説に基づいて考察を進める。ここでは、日常生活圏の近隣レベル（コミュニティスケール）の生活環境を対象とし、「生活環境」を地域社会と生活空間の統一概念として捉える。そして生活環境の形成主体を「地域主体」と規定する。

［２］基本概念の定義

以下では、本研究で用いる基本概念と用語の意味を示す。

１．地域主体

ここでは、地域主体を、一定の地域空間を体験する共属意識をもった個人及び集団の累積体・統一体と定義する。[2)]農山漁村地域、もしくはそれを基礎とする地域では「集落」（農業集落）を地域主体として捉える。

全国に約14万存在する集落は、農山漁村地域の最も基礎的な生活環境の単位であるばかりでなく、都市化が進行した都市地域においても、生活環境の歴史的・空間的・社会的基盤となっている。かつて村落協同体として認識されていた農山漁村の「ムラ」は、都市化の進行に伴って大きく変貌し、解体・再編が進行している。このような状況にあって、農業生産組織の再編はもとより、過疎地域においては転出者を含めた地域主体の育成、混住農村、大都市圏内の農住混合地域においては非農家を含めた地域主体の育成が課題となる。

このように、本研究では、古典的コミュニティ概念の発展概念として地域

主体を規定している。[3]その特徴は、農家のみならず非農家をも含めた集落域の生活空間を体験する居住者を成員としていること、集落からの転出者であっても実家・地域社会との関係を維持するものや土地資産を維持するものをも含めていることの２点に集約できる。地域主体は、「柔らかな共同体」概念である。

２．集落的土地利用の複合的性格

２－１　集落的土地利用

本研究では、土地利用が生活環境形成に重要な位置を占めるという認識から、「集落的土地利用の複合的性格に着目して」という副題を掲げている。

本研究で「集落的土地利用」（農村地域では集落土地利用）という新たな土地利用概念を用いる理由は、第一に集落というコミュニティスケールの土地利用を対象としており、農村地域、山村地域、都市地域という広域レベルの土地利用と区別するためである。さらに、第一次産業的土地利用や農業的土地利用という一般用語では、生産空間としての土地利用だけを対象とし、居住空間を除外する場合もあることから新たな土地利用概念を用いることにした。

「集落的土地利用」概念の特徴は、①地域住民・生活者の立場から日常生活圏の近隣レベル・集落域レベルの土地利用に着目していること、②生活環境を構成する住宅地・地域施設用地から農地・山林を含む土地利用の総体に着目していること、③土地と地域社会との結び付きに着目して土地利用を捉えていること、これら３点に集約できる。

２－２　土地の複合的性格

本研究では、生活環境を地域社会と生活空間の統一概念として捉え、その基盤として土地に着目している。すなわち、土地を地域社会の基盤、生活空間の基盤とみることが本研究の土地に対する認識の基本となっている。

個々の土地には、所有・利用・管理の主体が存在している。また、土地は本質的に有限で、連続して存在しており、単独で存在するものではない。個々の土地は、固有の利用形態を有して存在するが、同時に周辺の土地と機能的な関係をもって連鎖し、生活空間を形成している。[4]

このように土地は、複合的な性格をもつ。そして複合的な性格をもった土地が集合、連鎖して生活空間のまとまりが形成され、このまとまりの単位が地域社会と結び付いていると筆者は考える。

２－３　集落域

本研究では、地域主体としての集落に着目し、「ムラ」を地域社会、「集落空間＝集落域」を生活空間のまとまりの単位とみている。

農村計画において、集落空間という用語を用いる場合、必ずしも農地や山林を含まずに、住居の集合する区域（宅地部分＝集落宅地）、もしくは住居集合区域・居住域とその周辺を集落空間とする場合が多い。建築学では、住宅や施設等の建築物、その集合形態に関心が深いことから、農地や山林を含む集落の領域すべてを集落空間として捉える視点が希薄であり、集落空間の概念規定が曖昧であった。

土地資源の包括的な活用によって生活と生存を支えてきた集落を対象とする場合、住居の集合する区域のみを取り扱うのでは不十分である。筆者は、住居群周辺（集落宅地）を「狭義の集落空間」（集落レベル、４章で提示する主生活域）、集落境界によって把握される集落に属する土地すべてを含む空間のまとまりを「集落域＝広義の集落空間」として把握することが妥当であると考える。

集落空間という言葉は、農村計画の一般用語として用いられている。しかし、上記に示した理由から、本研究では土地利用を問題とする場合、特に「集落域」の用語を用いたい。

ここでは、「集落域」を、住居群・共同施設・農地・山林等の一体となった地域空間のまとまりの単位であり、地域社会であるムラに対応する生活空間の基礎的単位と定義して用いることにする。

但し、本論中で、文意のつながりから集落空間の用語を用いる場合があるが、その場合も広義の集落空間の意味で使っている。

［３］問題の所在

土地は、本来、人間の生活と生存の基盤であり、生活環境の最も基礎的な空間基盤である。しかしながら、この土地が、地域社会や生活空間から切り離されて、一人歩きしているのがわが国の実状である。そして、土地が株式と同様な財産・資産や商品として取り扱われた結果もたらされた種々の弊害が、土地・住宅問題に象徴される生活環境の貧困に結び付いている。このような土地観、土地に対する意識が現代の土地問題の根底に存在していると筆者は考える。

土地の地域社会、生活空間からの分断は、従来の都市・農村計画やその研究にもみられる。都市計画、農村計画は、地域を対象としているが、地区計画

においては、各種の都市計画事業を効率的に結び付けて遂行するための「各種事業総合化の受け皿としての地区」、農村計画においては、土地改良事業をはじめとする農村整備事業などの「事業区域」が地区とされてきた。いずれも事業を前提とした地区（単なる区域）設定であり、事業対象となる土地だけを対象とする「フローの計画」に主眼がおかれた。すなわち、土地を地域社会や生活空間から切り離し、事業化のための開発用地として認識してきたのが、従来の都市・農村計画であった。そして、これまでの都市、農村計画の研究も、開発・事業のための法制度の整備、計画技術の開発に主たる関心が集中しており、地域主体との結び付きを重視した「ストックの計画理論」の構築、生活環境形成のための原論的研究の蓄積は十分ではなかったといえる。そして、既存の環境ストックとの関連を無視した開発が環境破壊の問題を引き起こしてきたことは周知の通りである。

土地の価値には、交換価値と使用価値の二面性がある［早川和男『空間価値論』参照］。[5]前者は経済的・資産的土地観に、後者は生活や環境の基盤としての土地という土地観（生活的・環境的土地観）に結び付いている。現代の土地投機や、戦前の寄生地主による土地支配は、経済的・資産的土地観に基づくものであった。しかし、定住を前提とする地域社会では、後者の土地認識が基本となっている。[6]その場合、土地は、投機や資産維持といった目的だけによって所有・利用されるのではなく、生活と生存を支える環境基盤として、生活・地域社会の論理に基づいて利用されている。

土地を人間生活の基盤、母なる大地として回復するためには、土地と地域社会、生活空間との結びつきを再確認することが必要である。そのためには、生活環境の基盤としての土地の社会的・空間的性格を明確にすることが重要な研究課題となる。そして、土地を生活と環境の基盤とした生活環境形成、土地利用の計画理論が構築されねばならない。本研究において「生活環境」を地域社会と生活空間の統一概念として提示した理由はこの点にある。

これまで述べてきた問題意識と研究課題の結び付きを整理したものが表－１である。筆者は、生活環境の基盤である土地をめぐる課題として、土地の地域からの乖離を特に問題として強調したい。

表－１　問題の所在と研究の視点

＜土地政策・土地利用計画の問題点＞
　土地の地域からの乖離：上位下達型土地政策と主体喪失
　土地の個別化・商品化：フロー重視の計画論、個別対応、投機対象
＜必要な研究視点＞
　土地を地域社会と結び付ける視点が必要・・・地域主体論の必要
　土地を地域空間と結び付ける視点が必要・・・空間秩序論の必要

［４］研究の意義と着眼点

１．集落研究の現代的意義

農山漁村地域における集落は、人間生活の最も基礎的な生活空間である住居を中心に、それが集合して形成される住居群・共同施設・農地・山林等の一体となった地域空間のまとまりの単位であり、ムラに対応する社会的・空間的統一体である。今日、集落の性格は、社会・経済状況の変容や生活様式・生産様式の発展に伴い、従来の伝統的な地域社会から脱皮しつつある。しかし、変容の著しい今日の集落の社会や空間も、地域住民が歴史的に形成してきた社会的・空間的基盤の上に成立している。

そのことは、実在する集落を、地域住民の主体的・内発的な力によって社会形成・環境形成された結晶体とみることを可能にする。すなわち、集落には、地域住民の主体的な生活環境形成の論理が内在しているということであり、この点に集落に着目する意義がある。

本研究は、コミュニティレベルの地域計画、生活環境計画に関する研究である。それは、従来の地域計画において、自治体レベルより小さなスケールの地域社会が明確に位置づけられていないという認識に基づく。今日の地域計画（都市・農村計画）における住民参加の問題は、まさしく計画における地域主体の不在が問題となっているのである。このことは、地域社会（コミュニティ）をどう捉え、その存在を如何に評価してきたかという問題と深く関わっている。

伝統的な集落社会は、ムラとイエを維持するために平等性と階層性という二つの性格を備えていた。そして個々の集落は、平等性と階層性という二つの性格の一方、もしくは双方を有していた。戦後、集落社会を対象とした研究の多くは、集落社会の階層性と封建性を問題として、生活および社会の近代化・民主化を説くものであった。ここでは、集落社会を日本社会の縮図と捉え、集落を階層社会のモデルとして位置づけた。社会学の福武直、経済学の大塚久雄の研究は、当時の代表的な存在である。

特に農地改革以前の集落は、地域社会としての強い結束、換言すれば強制的な共同体規制を有し、個人の主体を埋没させている村落協同体であると認識され、戦後の経済発展のための「解体の標的」となった。そして、終戦直後から高度経済成長期の経済政策・国土政策では、農山村地域は、経済成長のための労働力と土地の供給源とされた。

農村解体の理論的根拠となったのは、まさしく「発展を阻害する集落」という認識であった。集落の共同性を封建的強制とみるか、協働の生活原理とみ

るかという問題は、二者択一的に論議され、前者の認識を基礎に戦後の農政、国土政策は経済発展を第一義に展開したのであった。

この点にはついては２章２節で詳しく論じるが、福武は、村落社会という「小宇宙」は経済発展の阻害要因で、農民と労働者との連係を分断しているという認識からこの言葉を用いた。しかし、この「小宇宙」こそが農山漁村の地域住民によっての生活拠点なのである。集落は、人間定住の拠点であり、生産の拠点であると同時にそれを包括する生活の拠点でもある。福武が否定的に用いた「村落社会は小宇宙」という言葉は、肯定的に用いることも可能である。そして1970年代以降の共同体再評価論はこのような背景から登場する。

集落社会には平等性と階層性という二つの性格が内在しており、終戦直後には階層社会の解体という戦略目標の設定に伴い、集落社会の平等性に対する認識が希薄であった。経済発展を阻害する地域社会を「解体の標的」とした地域政策の推進は、当然の帰結として地域主体の育成を阻んだ。そして高度経済成長の過程で、大都市への人口・資本の集中が飛躍的に進行し、伝統的村落協同体の解体・変容がすすんだのであった。同時に、経済成長に偏重した地域開発は、環境問題、土地利用の混乱、自然環境の破壊等、コミュニティスケールの地域問題を激化させる結果ともなった。

このような生活環境の悪化や地域社会の解体は、新たな地域社会の構築と地域主体の育成の必要性を再認識させている。それは、地域社会から分断した経済政策・国土政策（地域政策）の転換が求められているということでもある。単なる地域ではなく住民参加の母体となる地域主体の育成が大きな意味をもつのである。

かつて解体の標的となった集落には、協働の生活原理、平等原則という社会的性格が内在している。この集落社会の平等性・共同性が注目され、集落は平等性原則を有する社会モデル、空間モデルとして今日、その意義・役割が再認識されつつある。

早川和男は、農山漁村研究の現代的意義について、「農山漁村という一次産業空間を形成している集落や土地利用の形態あるいは生産様式や生活様式を研究することは、単に研究対象を都市におくか農村におくかといった次元とは別の、特別な意味があることに注目する必要がある」と述べ、従来の地域開発や都市計画における土地利用計画の土地認識や計画手法が土地の単一機能化を前提とするものであったという認識のもとに、「工業的都市的地域観・土地観とそれに基づく＜土地利用計画＞によって押し潰されてきた地域の真の意味をとり戻し、土地を生活空間と環境形成の基盤として復権させるための方法論を確立するうえで、（農山漁村研究は）きわめて重要な意義をもっている。」と

述べている。［早川和男「生活からみた土地利用の論理」］

農山漁村地域において人間は、一定の土地（集落域）に定住し、限られた土地資源の包括的な活用によって、その生存と生活を支えてきた。このような農山漁村地域の最も基礎的な生活空間の単位が集落域である。集落域は、住民の主体的・歴史的な空間への働き掛けによって形成されたものであり、実現されている土地利用には、地域住民を主体とした生活環境形成の論理が刻み込まれているものと考えられる。その論理を解き明かすことに、生活空間研究として集落空間に着目する意義があるものと筆者は考える。

集落に着目することは、国土の約８割を占める農村地域の「生活空間の要」としての集落という意味だけではなく、新たな生活環境形成、土地利用計画の「理論モデル」を獲得するうえで重要な意味を持っている。

筆者は、都市化する以前の伝統的な農村の生活や社会・空間の全てを肯定的に評価するものではない。1950年代に伝統的＝封建的と短絡的に評価された農村集落を、地域住民が自らの生活と生存を維持するために蓄積されてきた営為・経験の結晶・累積体として捉え、改めて集落に内在する生活環境形成の論理の普遍性に光をあてようとするものである。

２．生活環境計画における集落のモデル性

上記に示した問題意識から、本研究では、生活環境計画における集落のモデル性を以下の諸点にみいだしている。

① 集落は、一定の地域社会に対応する農山漁村の最も基礎的な生活空間の単位であること。
② 集落には明快な境界が存在し、土地の範囲が明確であること。
③ 一定の地域空間のまとまりを捉え易く、住居から地域施設、種々の土地利用に至る生活空間の体系がモデル的に抽出しやすいこと。
④ 住居から近隣、地区、都市、地域、国土、地球へと広がる生活空間の段階的な構成において、人間の最も日常的な生活行動の圏域に重なるスケールであること。
⑤ 集落（ムラ）という明快な社会単位の存在により、地域社会の主体の単位性が明快で、主体と生活空間の対応関係が抽出しやすいこと。
⑥ 生活環境の形成が自然・環境条件との適応を基本とする方策でなされており、環境の保全を基調とする土地利用がなされていること。

⑦　生活環境の形成が住民の主体的働き掛けによってなされており、地域住民を主体とした生活環境形成の「内発的論理」が内在していると考えられること。
すなわち集落という限られた空間と社会において、歴史を通じて、又、生活の営みを通じて形成された社会運営や土地利用の仕組みに、学ぶべき点が数多く存在していること。

ここに示した生活環境計画における集落のモデル性は、集落が生活環境計画の理論を構築するための理念モデル・理論モデルであるという認識に基づくものである。

［５］研究方法の特徴

１．研究方法

１－１　研究の方法

建築学における生活空間、都市・農山漁村計画の研究は、生活空間・地域空間を形成する原理の解明を目的とした研究と、生活空間・地域空間に関わる種々の問題の解決とそのための計画技術の開発を目的とする研究に大別されるのが一般的である。また、法則定立学、問題解決学という研究区分[7]、実証科学と規範科学という研究区分が行われてるが、問題解決のためには対象のもつ構造、そこに存在する法則の解明が前提となり、規範を示すうえでも同様の課題が存在すると筆者は考えている。

上記に示した研究は、本来、区別して捉えられるものではなく、生活空間の構造とその発展法則の理解を基礎に、現実の問題の構造、要因を明かにし、現在及び将来の生活空間、地域空間のあり方を示すことが求められる。[8]しかし、現実には、問題の現象的側面の指摘や問題解決の手段となる制度（計画、事業）に関する計画技術的研究が多く、生活空間に関する原論的研究やそれを基礎とした政策、計画制度、手法研究の展開は十分とはいえないのが現状である。むしろ、計画論の立場に立った、生活空間の原論的研究の蓄積が不十分であると筆者は考える。

本研究は、現実の生活空間の一つのモデルとして集落に着目し、そこに内在する生活環境形成の論理を実証的に解明するとともに、国土空間において進行している農村地域の過疎化・混住化・都市化といった変化に対する規範を提

示しようとするものである。ここでは、土地を地域社会と結び付けた地域主体論、土地と地域空間と結び付けた空間秩序論を展開したいと考えている。

１－２　論文構成と調査対象地域

本論は、以下の３編から構成されている。

第１編は、地域主体としての集落に着目する意義とモデル性を論じ、地域主体をめぐる既往研究の成果と論点を文献研究により明らかにするものである。

第２編は、集落に内在する生活環境形成の論理を四国山村・中久保集落と奥能登・上大沢集落の２つの集落モノグラフィー研究から考察するものである。ここでは、地域主体としての集落の性格、土地の複合的性格、集落域の空間秩序（集落土地利用秩序）の実体とその概念、空間モデルを提示し、生活環境に内在する諸原理の抽出を試みている。

第３編は、定住拠点としての集落という視点から国土空間を捉え、過疎地域（過疎山村）、混住地域（地方小都市圏）、農住混合地域（大都市圏）における地域主体の内部構造の変化と生活環境形成の課題を論じたものである。ここでは、都市化や過疎化による地域主体がどのように変化しているか、また生活空間（土地利用）の変化は第２編で得られた生活環境形成の論理、モデルとどのように関係しているのかという関心から考察をすすめている。

以上、本研究の流れを概括したが、第２編は生活環境計画の原論的研究、第３編は地域研究（類型別）といえる。いずれも主としてフィールドワークによって得られた知見をベースに考察を進めるものである。

本論で取り上げた調査フィールドと論文構成の対応を以下の表－２に示す。

表－２　調査対象地域一覧

調査集落	所在地	地域特性	対応する章・節
中久保集落	愛媛県上浮穴郡柳谷村	山村集落	４章、７章１節
柳谷村全集落	同上	（過疎地域）	７章
上大沢集落	石川県輪島市	沿岸集落	５章
奥能登全集落	石川県輪島市・珠洲市	（過疎地域）	５章３節
上野集落	徳島県美馬郡脇町	混住農村	８章３節
脇町全集落	同上	（地方小都市）	８章
武庫地区	兵庫県尼崎市	農住混合地域	９章１節
伊丹市民農園	兵庫県伊丹市	（大都市圏）	９章２節

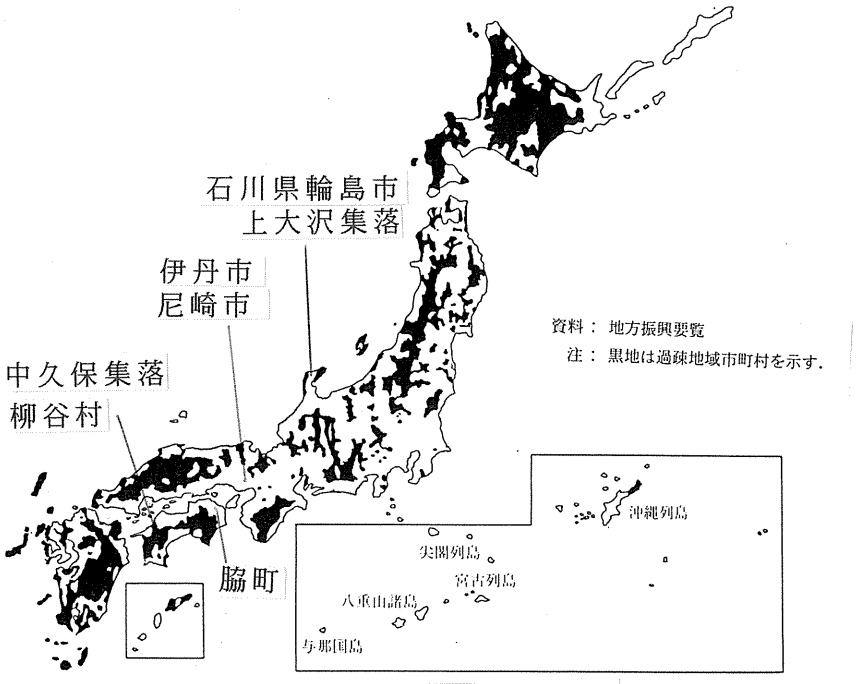

図－１　調査対象地域の位置

２．研究の方法論的特徴

２－１　集落のモノグラフィー研究

本研究の方法的特徴は、特定の集落の詳細なモノグラフ調査に基づいて考察を進めている点にある。

当然、限られた集落モノグラフィー研究から得られた知見を、そのまま普遍的な結論とすることには問題があるが、詳細なフィールド調査を基礎とした特定集落のモノグラフィー研究は、生活研究や生活環境研究においては特に重要な意味をもっている。

生活環境は、住居、地域施設、土地利用などの個々の構成要素の連関と集合によって形成されており、構成要素の単なる集積が生活環境を形成しているのではない。さらに、生活環境は、地域社会や生活と結び付いて存在しており、総合的に把握して、はじめてその実体が解明できるものと考えられる。生活環境を分解して、その部分や要素を取り扱う分析方法では、生活環境の総体や構造を理解するには限界がある。

重村力は、戦後の集住に関わる計画理論の欠落点として、①「生活というものを切れ目のない連続した総合的な文化としてみること」が足りなかったこと、②「環境というものを切れ目のない連続的でかけがえのない資産としてみる視点」が不足していたこと、③「生活者の自主性・互助性・共同性・協調性」

が過小評価されていることを指摘している［重村力『定住の構造』］。

重村の「切れ目のない」という言葉に、生活や環境は要素に分解してはその本質を理解できないことが集約されて示されている。

本研究では、特定の集落を対象に、生活空間の観察と生活者からのヒアリングを中心としたフィールドワークによって生活環境の全体像の「読み取り」を行い、さらに生活空間を構成する諸単位の構成・機能と相互の結び付き、地域社会を構成する諸主体の構成と主体間の協力関係に着目して、生活環境の形成論理の解明を試みた。特にここでは、地域主体の共同性、地域社会と生活空間の関係を内包する生活空間の実体を「モデル」として把握し、そこに内在する空間構成の仕組みを表現する方法としてモデル図による説明を試みた。

このようなモノグラフィー研究の方法は、「集住空間がもつ様々な普遍的な性格のいくつかを単純に、明快に表している具体的な集落空間は一定の法則性をもって形成されており、包括的で総合的な単位としての性格をもつ」、さらに「モデルの抽出は、その内部構造の法則性を観察するのに有用である」、「モデルを相互に比較し集落空間全般の原理の解明に資すると考える」という重村・筆者の共同研究の共通認識に基づくものである。[9)]

２－２　定住拠点としての集落研究

（１）定住拠点としての集落に着目する

本研究は、集落を農林漁業の生産空間、農家集団の居住地としてだけではなく、国土空間における重要な定住拠点としての役割を重視しており、その点に特徴がある。

集落は、農家集団の居住地であるが、集落域には、非農家も居住している。

1990年世界農林業センサスによれば、わが国の農業集落数は約14万集落であり、集落域に居住する総戸数は全国で約２５００万戸である。1990年の国勢調査によると、わが国の総世帯数は、約４０００万世帯であるので、集落域に居住するものの比率は約６割ということになる。農家戸数は約３８０万戸であり、総世帯数に占める比率は１割弱である。しかし農家集団の居住地と思われている集落域には、実に６割の国民が居住していることになる。

集落域の居住状況を、計画法制上の地域指定との関連から整理したものが、表－３である。集落数の構成比をみると、全集落の51％が都市計画区域内に位置しており、都市計画区域外が49％とほぼ同じ比率となっている。また、農家数の構成比をみると、都市計画区域内が55％、区域外が45％となっている。それに対して、集落域居住世帯の構成比では、84％が都市計画区域内、16％が都市計画区域外となる。集落域居住世帯の約３割は市街化区域内の集落域に居住

し、さらに市街化区域、調整区域にまたがる集落を含めると約６割となる。

また、表－４に示すように農村集落の農家率は、1970年当時の45.7%から1990年には15.7%へと著しく低下しており、農村集落は、農家集団の居住空間から混住社会の居住空間へと変貌している。90年センサスによると、一農業集落の平均総戸数は、 172.1戸で、その内、農家は27.0戸、非農家 145.1戸となっている。

表－３　法制上の地域指定からみた農業集落の実態（1990年）

	総農業集落数 下段は全集落構成比	総戸数 千戸	総農家数 千戸	非農家 千戸
全国	140122 100	24,230 100	3,790 16	23,851 84
都市計画区域				
①　市街化区域	8209 5.9	7,602 31.4	158 2.1	97.9
＜農業振興地域＞				
②　市街化・調整区域	9125 6.5	4,328 17.9	326 7.5	92.5
③　市街化調整区域	19986 14.3	1,972 8.1	645 32.7	67.3
④　その他の都市計画区域	25762 18.4	2,872 11.9	777 27.1	70.9
＜農業振興地域以外＞				
⑤　市街化・調整区域	3086 2.2	2,553 10.5	84 3.3	96.7
⑥　市街化調整区域	1030 0.7	173 0.7	28 16.2	73.8
⑦　その他の都市計画区域	3921 2.8	951 3.9	74 7.8	92.2
都市計画区域以外				
⑧農業振興地域	67100 47.9	3,621 14.9	1,671 46.1	53.9
⑨農業振興地域以外	1903 1.4	156 0.6	28 1.2	98.8

上段・実数、下段・構成比　総戸数の構成比は全国比。
1990年世界農林業センサス第12巻より作成

表－４　農家・非農家数の推移（１集落平均）

	1970年	1980年	1990年
総戸数	８１	１４１．４	１７２．１
農家数 構成比(%)	３７ ４５．７	３２．９ ２３．３	２７．０ １５．７
非農家数 構成比(%)	４４ ５４．３	１０８．５ ７６．９	１４５．１ ８４．３

（世界農林業センサス農業集落調査報告より作成）

このように農村には非農家が増大し、混住化は国土全域において進展しているのである。このことは、農村地域が、農業生産空間だけではなく、居住空間・定住拠点としても重要な役割を果たしていることを示している。そして、安定した混住社会の形成とそれに対応する生活環境の構築が重要な課題となっている。

集落を農家集団の居住地とだけ捉えたのでは、現代の集落の実態はつかめない。ここで留意しなければならないのは、現代の集落域居住世帯は多様化しているということである。集落域に居住する農家、非農家も一様な生活スタイルをもった居住者ではない。

（２）地域主体の分化と内部構造の変化をみる

過疎化、都市化、農業技術、生産様式の変化によって、安定した定住社会を構築していた集落は大きく変容し、分化している。従来の比較的均質な生活スタイルをもった生活主体から構成されていた地域主体の内部構造が多様性を増し、さらに集落自体、過疎化と都市化によって分化している。

上記の考えを整理したものが表－５である。

この表は、安定した伝統的集落社会を維持していた地域主体が、いくつかの集落類型に分化し、さらに地域主体の内部構造の変化がおきていることを示している。このような変化は地域主体に対応する生活空間にも当然波及している。その波及の仕方は、無秩序な変容ではなく、生活空間のもつ空間構造、空間秩序の変容として一定の法則性の存在が想定される。

表－５　安定した伝統的集落の分化と変容

		［内部の変化］	［伝統的社会構造］	
		非農家の増加		
		離農→非農家	消滅＋＋	新たな地域主体の形成
	＜都市化＞	兼業	衰退＋	
	人口増加	兼業化	維持	
伝統的な集落社会	→	＜生産・生活様式の変化＞±	→	
	人口減少	世帯安定	維持	
	＜過疎化＞	老齢化	衰退－	
		離村→転出者	崩壊－－	
			消滅	

３．地域主体の内部構造の変化と空間秩序の関係

本研究は、都市化、混住化、過疎化に伴う地域主体の内部構造の変化と生活環境形成の課題を以下の視点から分析する点に特徴がある。

３－１　新たな地域主体育成の視点

集落域における居住者・居住世帯・集団の性格を把握すること、すなわち地域主体の性格を把握することは、集落を単位とした生活環境形成の方向を示す上ではきわめて重要な意味をもっている。

集落域居住世帯の性格は、集落の位置する社会・経済的立地によって当然異なっている。また、どのような目的から居住者を分類するのかによって、分類の指標は異なる。農家については、専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家という区分が最も一般的な農家類型とされている。しかし、専業農家であっても、定年退職後に農業専業になり、自家用作物の栽培のみで販売もしないという高齢専業農家もいる。むしろ、過疎地域においては、このような専業農家が増加している場合が多い。一方、非農家といっても、農家が離農し非農家になったもの、農家の分家、周辺地域からの流入者、まったく地域と無縁の都市住民と多様である。また、集落域の非農家が旧来の自治会に参入している場合もあれば、別の自治会をつくっている場合もある。

この点については、本論第３編において詳述するが、過疎地域においては、集落域内に実家や土地を有する転出者をも含めて地域主体の性格を把握することが必要であり、混住農村においては非農家の地域との関わりに着目することが重要である。さらに市街化区域内の集落では数の上からも圧倒的に多い非農家（都市住民）を含んだ地域主体形成が課題となる。

従来の地域コミュニティ論は、属地限定性と属人限定性を前提としていたと筆者は考えている。すなわち、地域内に居住するものを成員とみなし、共属意識があっても地域外に居住するものは含まないという属地限定性、また旧来のコミュニティ（農村社会）の成員以外は含まないという属人限定性である。本研究で新たに地域主体という概念を提示したのは、この属人限定性、属地限定性という前提条件を取り払い、共属意識のある主体、生活空間を体験する主体を包括した地域コミュニティの構築を図らねばならないという考えに基づくものである。

３－２　地域主体の内部構造の変化から生活空間形成の課題を捉える視点

人間が一定の地域空間に定住することによって土地と人間の結び付きが生

じ、地域社会が形成される。農村地域において、土地は定住基盤であると同時に生産基盤であった。しかし、都市の拡大や都市化の進行、第２次・第３次産業と農林業の生産性の格差の増大は、人口の都市への移動、土地に対する撤退を誘発し、安定農村を過疎化・都市化の潮流に巻き込んだのであった。

地域社会の構成員である人間の移動は、従来の土地と人間の関係をも変化させ、安定した地域主体が構築していた生活空間や土地利用のバランスをも変容させることになる。しかしながら、この変化は従前の空間秩序と無関係なものではなく、従前の秩序に規定された一定の法則性をもった変容をみせるのである。土地利用の変容は、集落のおかれた定住のポテンシャル（定住力）によって一定の生活空間の運動として展開している、筆者はそう考えている。

人口減少の著しい過疎山村では、地域社会が脆弱化し、集落内での日常生活、土地の活用・管理、集落の共同作業に支えられていた道路・水路などの環境基盤の維持・管理が深刻な問題となっている。このような土地管理上の問題は住居、住居周辺、集落外縁といった空間構成と結び付いて現象化する。そして土地の管理依託や売買なども、その対象となる土地の立地によって一定の法則性がみられる。

また都市化・混住化の進展がみられる集落でも、農地の保全、利用や貸借といった土地利用の考え方も、その対象となる土地の立地によって一定の法則性がみられる。農地転用によって分家や流入者の住宅が建てられる場合でも、その立地には一定の空間的な法則性が存在している。

大都市圏に包括された市街化区域の集落においても、集落域の空間構成との対応から、その残存（保全）農地の立地に内在する法則性を読み取ることができる。

このように、都市化や過疎化に伴う土地の利用・管理の課題は、集落域の空間構成との対応から一定の法則性をもった生活空間の運動として把握することができるものと考えられる。

地域主体が生活環境形成の推進力であり、その性格が生活空間の実体や課題の性格を特徴づけていることが想定できる。

以上述べてきたことが本研究の方法仮説であり方法論的特徴である。

【注　釈】

1）環境計画学は、自然環境から人文社会環境まで、また個々の生活環境から広域的な都市地域環境までの広汎な分野を対象として、学問技術の体系を形成しようとするものである。（神戸大学工学部環境計画学科概要、昭和51年度ー設立時ー入学案内より）

2）重村力は『定住の構造ーその生活学的考察と計画論的展望』（1992年、学位論文）において、「人間の生活行為のおよぶ空間であり、その場となり、その対象となる空間」を生活空間と定義し、「生活空間を現に体験し、そこに存在している個人ないしは集団である生活者」を生活主体としている。そして空間構造を個人ないしは集団である生活主体が、生成した生活空間の複合として捉えている。本論文は、重村の生活主体と生活空間の基本概念とその原理から多くの点を学び、地域主体（地域社会）という枠組みを設定して、考察を進めている。

3）地域社会、すなわちコミュニティの概念は、マッキーバー（社会学）によって提示されたものである。マッキーバーによれば、「コミュニティは、一定の地域の上の共同生活であり、一定のひろがりの範域の中で人々の全体的な共同体感情が満たされる自然発生的空間単位」と定義される（MacIver R.M. Community-Sociological study,(コミュニティー社会学的考察) 1917年）。このコミュニティ概念は、ヨーロッパにおける中世村落共同体をモデルとしており、社会学においては古典的コミュニティ概念と理解されている。（園田恭一『現代コミュニティ論』東京大学出版会、昭和53年、参照）

4）早川和男（1976）：「生活からみた土地利用の論理」（生活学会編『住生活と地域社会』ドメス出版、1976年、所収）。ここでは、農漁村の土地利用にみられる生活の論理、空間の論理を住民主体、土地の目的機能と属性に着目して評価し、さらに農漁村地域にみられる土地利用の現代的意義が示されている。

5）早川和男（1973）：空間価値論、頸草書房。生活空間の使用価値として、「空間価値」の概念を提示しており、本研究の土地認識の基礎となっている。

6）川本彰（1983）：むらの農業と領域、家の光協会。安達生恒『むらの再生』など参照。川本は、村落を家連合として捉え、その土地を農家によって私的に所有されているが、根底においては、村落によって総有されていると主張している。そして、村落によって総有されている具体的な表現が領域であり、村落にとっての最も重要な機能は領域内の土地を保全管理することであると規定している。

7）住田昌二は、構造主義人類学者ピアジュの法則定立学、問題解決学という研究区分を引用し、都市計画・住宅計画学は「問題解決学」と規定している。（住田昌二「生活科学の立論と課題」、西山夘三編著『住居学ノート』

頸草書房、1977年所収）。
ピアジュ『人間科学序説』（岩波書店、1976年）参照
８）重村力（1992）：定住の構造ーその生活学的考察と計画論的展望、学位論文。この研究は、定住の構造、生活主体、生活空間に関する原論的研究であり、同時に計画論、デザイン論でもある。この研究は、生活空間の３つの空間秩序の性格の解明から３つの空間秩序と計画的関与の結び付き、さらに新たな計画概念であるコミュニティプログラムの提示に及ぶ。この研究は、生活空間の生成原理の解明からデザイン、計画、さらにコミュニティ形成までを視野に入れたもので、生活空間研究の原論的関心と計画論・設計論が統一された体系だった方法を獲得している点に大きな特徴と意義がある。
９）重村力、山崎寿一：中久保集落における共同性の展開、日本建築学会論文計画系論文報告集、第424号、1990-6

１編

集落研究の展開と地域主体

１章

地域主体としての集落とその空間概念

１節　地域主体としての集落の概念

１．集落の概念

１－１　地域主体の概念と集落

本研究では、地域主体を、「一定の地域空間を体験する共属意識をもった個人及び集団の累積体・統一体」と定義し、農山漁村地域、もしくはそれを基礎とする地域では「集落」（農業集落）を地域主体として捉えている。そして集落に対応する空間、すなわち「集落域」を、住居群・共同施設・農地・山林等の一体となった地域空間のまとまりの単位であり、地域社会であるムラに対応する生活空間の基礎的単位と定義している。ここでは集落の概念規定に関する考え方をみておくことにする。

地理学において集落は、人間居住の基本的な集住単位であり、都市と村落に二分されて捉えられてきた。また、社会学においては、鈴木栄太郎の自然村概念をはじめ、さまざまな概念規定がなされてきたが、部落という用語が用いられることが一般的であった。この部落という用語は、明治初期に官製用語として用いられたのが最初で、ドイツ語のゲマインデの訳語である。

本研究では、地理学の水津一郎の「基礎地域」、鈴木栄太郎の「自然村」の概念に注目している。また、本研究で着目する「集落」は、世界農林業センサスの農業集落をさすが、集落と地域主体は類似した概念であるが同義ではない。その点については後述するが、地域主体は集落を包括する概念である。

１－２　1990年世界農林業センサスにおける農業集落の概念

以下では、農業センサスにおける農業集落の定義とわが国における農業集落の現状について概括する。

1990年世界農林業センサスでは農業集落の概念について以下のように述べれている。

> 農業集落とは、市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことであり、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結び付き、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な地域単位である。
>
> 具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の

各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

農業センサスでは、時代とともに調査の目的、集落の実状に対応した集落概念の変更が認められる。

農業集落という言葉が農林統計調査上にはじめて登場したのは、昭和30年の臨時農業基本調査である。わが国で最初の全国規模での集落調査といえる昭和30年の臨時農業基本調査（以下「昭和30年臨農」と略称）では、農業集落を「農家が農業上相互に最も密接に共同し合っている農家集団」と定義した。これは、農業集落が、もともと自然発生的な「ムラ」であり、家と家とが地縁的・血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形づくってきた農村地域における単位的な地域社会であるという自然村概念を基礎に定義されたものである。これは鈴木栄太郎の自然村の理論を継承したもので、農業集落は、一つの地域であって、その地域を限定する主体が農村の基礎的な単位集団と捉えられてい

表１－１－１　農業センサスにおける農業集落調査の経緯

	昭和30年臨時農業基本調査	1960年世界農林業センサス	1965年農業センサス	1970年世界農林業センサス	1975年農業センサス農村環境総合調査	1980年世界農林業センサス	1990年世界農林業センサス
調査規模	1/5の標本調査	全数調査	全数調査	全数調査	1/7の標本調査	全数調査	全数調査
視点	農業生産や農家生活上から村落共同体における結合関係を明らかにする。	農業生産における共同活動及び農民の生活実態を把握する。	共用農業用機械の利用及び生活水準の実態を把握する。	村落構造の実態，生産の場としての土地，共用生産手段及び生活環境を明らかにする。	農村の都市化現象及び農村と都市の生活環境格差並びに土地利用の実態を把握する。	農村地域の混住化と農業生産の組織化及び土地の利用状況並びに住民の意思決定機構を把握する。	農村地域の混住化と農業生産の組織化及び集団的土地利用並びに生活環境の整備状況を明らかにする。
主要な調査項目	1 隣保共助的役割（農業水利，共有林野，共同施設から共同作業） 2 集落における規制（水による規制，農業労働力の規制，生活上の規制） 3 農業集落の発展段階別の把握(商品生産農業の発展) 4 農業構造の把握（農地改革の効果，農業生産力構造）	1 共同利用の機械・施設の普及度合，生産物の共同出荷 2 土地改良の進捗度 3 自然的条件（傾斜度，土質） 4 近代的生活用品の普及状況，食生活の状況 5 農家の生業 6 賃金協定，耕地価格，農業法人	1 共同利用の機械 2 食料品の購入先 3 電気冷蔵庫	1 共用農用手段，農用機械 2 農業集落の戸数，社会経済的条件，歴史形態及び慣行 3 土地（基盤整備，土地改良，転用，耕地価格） 4 生活環境 5 出かせぎ，公害，賃金	1 農業集落の立地条件(DID との関係，法制上の地域指定) 2 農業集落の世帯構成 3 総土地面積，土地利用，転用，基盤整備，価格 4 第二，三次産業の状況 5 生活環境施設状況	1 農業集落の世帯構成 2 農業集落の立地条件 3 農業集落の土地，水の利用状況と管理機能 4 農業生産の諸組織化 5 農業集落の慣行 6 農業集落の運営と意思決定機構 7 生活環境	1 農業集落の戸数，土地 2 共用の農業用機械・施設 3 農業集落の集団的土地利用 4 農業生産の諸組織 5 農業集落の慣行 6 生活環境の整備状況

注：1965年農業センサスは，都道府県―市区町村―指導員―調査員の組織を通じて行われ，調査員が既存の知識によるか又は当該農業集落の事情に精通した者に面接して調査を行った。

出典）1990年世界農林業センサス11巻、農業集落調査報告書

る。ここでは、農業集落の範域を決める具体的手法として、実行組合と行政区の重なり具合いを特に重視し、補助指標として共用林野、農道と用水路の賦役、野辺送りの範囲等の農業生産面・生活面の共同の範囲を調べ、その重層の度合によって農業集落の範域を設定している。

それに対して、1970年世界農林業センサスの農業集落調査では、本来、農業集落は地域社会としてある限定された範域をもち、隣接する他の農業集落と区分されるべき地域範囲、すなわち農業集落の領域の確認に重点をおくものであった。ここでは、農業集落を属地的に捉え、一定の土地範囲（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会（ルーラル・コミュニティ）であるという考えが基礎となっている。

昭和30年臨農と1970年センサス時の農業集落の規定の相違点は以下のように整理できる。

臨農での農業集落は、「農家の重層的集団」という規定であり集落の社会的側面・生産的側面が重視されており、1970年センサスでは、「隣接する農業集落との間に地理的境界線があるのが原則ある」という属地的側面が重視された規定へと変化した。すなわち農業集落を一つの社会集団であるとともに、領域をもった一つの地域であると規定したのであった。

ここで問題となるのは、「地域」一般と「領域」の概念の違いである。地域一般は、特定の集団とはかかわり合いのない空間であり、ある空間の範囲を示す概念であるのに対して、領域は、一定の範域のうえに特定の集団がつくられていることを意味している。

昭和30年臨農では「家と家」の関係を重視したのに対して、1970年センサスでは農村に存在する種々の集団を規定している最も安定した条件としての土地の範域、すなわち領域を重視するように変化している。

このような変化は、都市化の進展した昭和45年の時点では各種の新しい集団が形成されると共に伝統的な集団が変化・解体され、農業集団の累積体としての集落を全国的規模でとりだすことが困難になってきたことが理由の一つとなっている。

臨農では、はじめに集団があって、その累積から地域を限定するという発想から、集団を累積させる前提となっている本質的な枠組みとしての領域が集団を累積せしめているという発想への変化がみられる。1970年センサスでは、耕地・山林・道等について隣接集落との境界の有無、明確さを基準に農業集落の領域を捉えている点が最大の特徴である。

尚、1970年センサス調査に深く関わった渡辺兵力は、地域を抽象概念と捉え、領域を具体概念とし、抽象概念である地域と集団を結び付けるとき、すな

わち主体とのかかわり合いをもった地域のことを領域として概念規定している。

1990年の農業センサスの農業集落の定義は、1970年センサス時の考え方を継承したものであり、この定義から農業集落の基本的な性格をぬきだしたものを表１－１－２に示した。

表１－１－２　センサス定義にみる集落の基本的性格

・農業（土地）と結び付いた地域社会である。・・地域・農業（土地）
・社会生活の基礎的な地域単位である。・・・・・社会・単位
・自治及び行政の単位としても機能している。・・主体・自治

・農業集落は、家と家の地縁的、血縁的結び付き、各種の集団、その他の社会関係によって結びついている。
・農業経営面ばかりでなく、生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体である。

２．わが国の農業集落の現状

以下では、農業センサスから、わが国の農業集落の現況を整理しておくことにする。

２－１　総集落数／一集落平均総戸数・農家数

表１－１－３　総集落数／一集落平均総戸数・農家数

○全国の総農業集落数（1990年）	１４０、１２２		
（1980年）	１４２、３７７		
○１農業集落当りの総戸数（1990年）	１７２．１戸	（１００　％）	
農家数	２７．０戸	（　１５．７％）	
非農家数	１４５．１戸	（　８４．３％）	
総戸数（1980年）	１４１．４	＜１００　％＞	
農家数	３２．９	＜　２３．３％＞	
非農家数	１０８．５	＜　７６．７％＞	

わが国の農業集落総数は1990年センサスでは14,2377となっている。1980年と比較すると約2200の集落が減少していることになるが、これは統計上の差異によるものである。とはいっても、挙家離村や世帯の自然減に伴って消滅した集落、農家がすべて離農し農業集落として存続しなくなった集落も存在することは事実である。統計的には、前者の場合、戸数減少が著しい場合、隣接集落との併合によって集落が維持されているとみる場合が多い。

農業集落の平均戸数は、1980年の141.4戸から、1990年には、172.1戸へと増加している。この増加は、農業集落の域内への非農家の流入、すなわち都市化・混住化の進展を示すもので、特に市街化区域内に立地する都市的集落の非農家戸数が全体の非農家数の増加に影響を与えている点に注目する必要がある。

1990年センサスによると、総戸数規模別の農業集落数の構成は、「49戸以下」が49.3％と最も多く（特に「10～29戸」が全体の25.3％）、ついで「50～99戸」が21.6％、「100戸以上」が29.2％となっている。

農業集落内の総戸数に占める農家数の割合、すなわち農家率に着目すると、農家率「80％以上」の農業集落が21.4％と最も多く、次いで「10％未満」、「70％～80％」、「60％～70％」となっている。

２－２　集落類型からみた農業集落

農業センサスでは、集落の社会的・経済的立地、土地利用、形態、歴史などによって集落類型がなされている。ここでは基礎類型としての立地する旧市町村の地理的条件からみた分類、集落の土地利用からみた分類、集落形態・集住形態からみた分類、成立時期からみた集落の分類、社会経済的立地からみた集落の分類から、その概要を整理する。

（１）農業集落の基礎類型

農業集落の基礎類型は、集落の立地する旧市町村を単位に都市的集落、平地村、山地村、漁村的集落に分類され、平地村、山地村はさらに水田集落、田畑集落、畑地集落に区分される。水田集落が27.0％、山地的集落が26.7％と比率が高く、都市的集落、すなわち市街化区域内集落は全体の 5.6％、漁村的集落が 2.2％となっている。

以下に示した集落類型別の総戸数、農家戸数、農家率の数値をながめてみると、平均農家戸数は、何れも30戸前後であるのに対して、非農家数の変動が極めて著しいことがわかる。

1960年以前の都市化が国土全域に広がる以前の段階の一集落の平均農家戸数が約40戸であったことを念頭に、これらの数値をみることが必要である。

表１－１－４　農業集落の基礎類型　（1980年センサス）

（総農業集落数）　１４２、３７７

（基礎類型Ａ－立地する旧市町村の地理的条件からみた分類）
都市的集落：農業集落の全域が市街化区域内にある農業集落
総集落数：　８０２９　構成比　：　５．６％
平地村　：農業集落の所在する旧市町村の林野率が80％未満
総集落数：１０４８５９　構成比　：７３．６％
山地村　：農業集落の所在する旧市町村の林野率が80％以上
総集落数：　２６３７０　構成比　：１８．５％
漁村的集落：当該農業集落の総戸数に対する漁家数の割合が30％以上
総集落数：　３１１９　構成比　：　２．２％

（基礎類型Ｂ－集落の土地利用からみた分類）
都市的集落：農業集落の全域が市街化区域内にある農業集落
総集落数：　８０２９　構成比　：　５．６％
水田集落　：当該農業集落の総耕地面積に対する水田の割合が70％以上
総集落数：　３８３９１　構成比　：２７．０％
田畑集落　：同　30～70％
総集落数：　２６３９３　構成比　：１８．５％
畑地集落　：同　30％未満
総集落数：　１８４４１　構成比　：１３．０％
山村的集落：当該農業集落の総戸数に対する林家数の割合が70％以上
総集落数：　３８００４　構成比　：２６．７％
漁村的集落：当該農業集落の総戸数に対する漁家数の割合が30％以上
総集落数：　３１１９　構成比　：　２．２％

表１－１－５　集落類型別平均総戸数・農家数・非農家数　（1980年）

類型　Ａ	都市的集落	平地村	山地村	漁村的集落
総戸数：戸	７３４．５	１１９．６	５２．１	８９．８
農家数：戸	２４．７	３４．７	２５．０	２９．７
非農家数	７０９．８	８４．９	２７．１	６０．１
農家率：％	３．４	２９．０	４８．０	３３．１

類型　Ｂ	水田集落	田畑集落	畑地集落	山村的集落
総戸数：戸	１２５．３	１３４．２	１６９．９	３１．０
農家数：戸	３６．５	３６．７	３２．２	２５．６
非農家数	８８．８	９７．５	１３７．７	５．４
農家率：％	２９．１	２７．３	１９．０	８２．５

（２）　集落形態・集住形態からみた類型

1970年センサスでは、集落の形態を、集落内の住居の分布状況を指標に、散在集落（山場）、散居集落（平場）、集居集落、 密居集落の４類型に区分している。それぞれの概要と構成比を以下に示すことにする。

表１－１－６　集落形態・集住形態からみた類型　（1970年センサス）

散在集落（18.2％）	主に山場の農業集落にみられる形態で、家がいくつかの谷間にわかれ、家と家とがばらばらに分布している。（模式図１）
散居集落（20.7％）	主に平場の農業集落にみられる形態で、家と家との間に広く田畑が入り込んでいる。（模式図２）
集居集落（52.7％）	平場、山場を問わず、家が一定の区域に集まって敷地が隣接し、居住区域と耕地が分離されている。（模式図３）
密居集落（ 8.4％）	主に市街化の著しく進んだ地区にみられる農業集落の形態で、農家と農家の間に非農家が点在し、家と家とが密集し、市街地に連続している。（模式図４）

散在集落

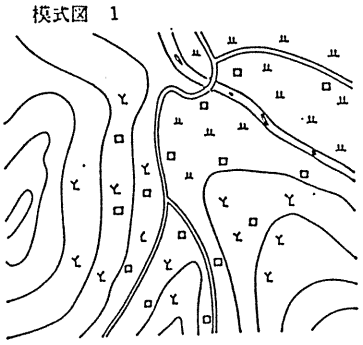

散居集落

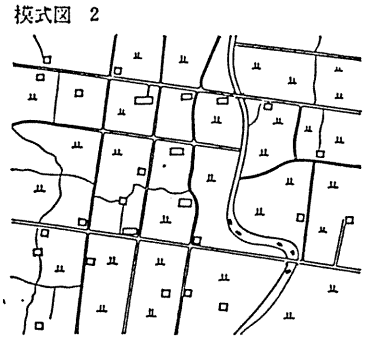

集居集落

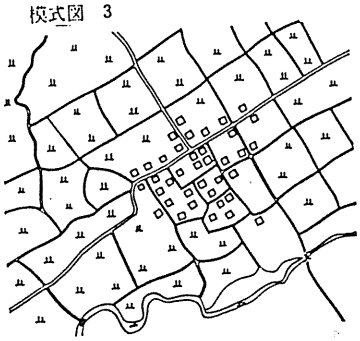

密居集落

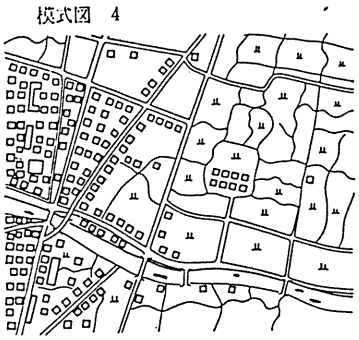

『日本の農業集落』より引用

（３）集落の歴史的性格：成立時期からみた集落の分類

1970年センサスでは、農業集落の歴史的な性格を把握する指標の一つとして成立時期について調査している。

ここでは、明治以前の農業集落、明治以後から終戦までの開拓集落、その後の戦後開拓集落の３タイプに区分している。全国的にみた場合、明治以前に成立していた集落は、90.3％、明治以降のものが7.6％、戦後開拓が2.1％となっている。地域別にみると北海道では明治以降の集落が86.5％と高く、戦後開拓も8.1％と他の地域に比べて高い構成比を示している。

（４）社会経済的立地からみた集落の分類

１）ＤＩＤ市町村との関連

ＤＩＤ市町村までの所要時間からみたわが国の農業集落の構成は、「30分未満」が61.7％、「30分～1時間」が29.8％となっており、９割以上の集落がＤＩＤ地区と結び付いている。

ＤＩＤ市町村の総人口規模別にみると、市町村総人口が「10万人以上」のＤＩＤと関係する農業集落が17.2％、「5～10万人」が11.1％、「3～5万人」が33.3％、「5千人～1万人」が19.8％、「5千人未満」が6.6％となっている。

表１－１－７　ＤＩＤ市町村の総人口規模別総戸数・農家数・農家率

	30分未満	30分～1時間	1～1.5時間	1.5時間以上
総戸数：戸	２１９．２	１０７．０	６０．７	５２．４
農家数：戸 非農家数	２８．９ １９０．３	２５．１ ８１．９	２０．７ ４０．０	１９．７ ３２．７
農家率：％	１３．２	２３．５	３４．１	３７．６

２）法制上の地域指定との関連

全国の農業集落のなかで、都市計画区域に立地するものは、71,119集落で、その構成比は50.7％を占めている。

そのうち市街化区域・市街化調整区域の線引きが行われている地域に立地する集落は、41,436で、全集落の29.6％にあたる。これらの集落のなかで市街

化区域に立地するものは8,209集落（5.6％）で、市街化区域、調整区域の両方にまたがって立地するものは12,211集落（8.7 ％）、市街化調整区域に立地するものは21,016集落（15.0％）となっている。

一方、過疎地域に指定されている農業集落は、40836集落で、全集落の29.1％に及んでいる。

３．定住拠点としての集落と地域主体

３－１　定住拠点としての集落

以上、わが国の農業集落の現状を概括したが、本研究は、集落を農林漁業の生産空間、農家集団の居住地としてだけではなく、国土空間における重要な定住拠点としての役割を重視している。その点について、農業センサスから確認してみたい。

集落は、農家集団の居住地であるが、集落域には、非農家も居住している。

1990年世界農林業センサスによれば、わが国の農業集落数は約14万集落であり、集落域に居住する総戸数は全国で約２５００万戸である。1990年の国勢調査によると、わが国の総世帯数は、約４０００万世帯であるので、集落域に居住するものの比率は約６割ということになる。農家戸数は約３８０万戸であり、総世帯数に占める比率は１割弱である。しかし農家集団の居住地と思われている集落域には、実に６割の国民が居住していることになる。

表１－１－８に示すように農村集落の農家率は、1970年当時の45.7％から1990年には15.7％へと著しく低下しており、農村集落は、農家集団の居住空間から混住社会の居住空間へと変貌している。90年センサスによると、一農業集落の平均総戸数は、 172.1戸で、その内、農家は27.0戸、非農家 145.1戸となっている。

表１－１－８　農家・非農家数の推移（１集落平均）

	1970年	1980年	1990年
総戸数	８１	１４１．４	１７２．１
農家数 構成比(%)	３７ ４５．７	３２．９ ２３．３	２７．０ １５．７
非農家数 構成比(%)	４４ ５４．３	１０８．５ ７６．９	１４５．１ ８４．３

（世界農林業センサス農業集落調査報告より作成）

集落域の居住状況を、計画法制上の地域指定との関連から整理したものが、表１－１－９である。集落数の構成比をみると、全集落の51％が都市計画区域内に位置しており、都市計画区域外が49％とほぼ同じ比率となっている。また、農家数の構成比をみると、都市計画区域内が55％、区域外が45％となっている。それに対して、集落域居住世帯の構成比では、84％が都市計画区域内、16％が都市計画区域外となる。集落域居住世帯の約３割は市街化区域内の集落域に居住し、さらに市街化区域、調整区域にまたがる集落を含めると約６割となる。

表１－１－９　法制上の地域指定からみた農業集落の実態（1990年）

	総農業集落数 下段は全集落構成比	総戸数 千戸	総農家数 千戸	非農家 千戸
全国	140122 100	24,230 100	3,790 16	23,851 84
都市計画区域				
①　市街化区域	8209 5.9	7,602 31.4	158 2.1	97.9
＜農業振興地域＞				
②　市街化・調整区域	9125 6.5	4,328 17.9	326 7.5	92.5
③　市街化調整区域	19986 14.3	1,972 8.1	645 32.7	67.3
④　その他の都市計画区域	25762 18.4	2,872 11.9	777 27.1	70.9
＜農業振興地域以外＞				
⑤　市街化・調整区域	3086 2.2	2,553 10.5	84 3.3	96.7
⑥　市街化調整区域	1030 0.7	173 0.7	28 16.2	73.8
⑦　その他の都市計画区域	3921 2.8	951 3.9	74 7.8	92.2
都市計画区域以外				
⑧農業振興地域	67100 47.9	3,621 14.9	1,671 46.1	53.9
⑨農業振興地域以外	1903 1.4	156 0.6	28 1.2	98.8

上段・実数、下段・構成比　総戸数の構成比は全国比。
1990年世界農林業センサス第12巻より作成

３－２　集落域居住者の多様化

図１－１－２は、法制上の地域指定からみた集落域居住世帯の構成を示したものである。集落域居住世帯の農家・非農家の割合をみると、市街化区域内集落では農家率が 2%にすぎず、最も高い都市計画区域外の農業振興地域でも農家率は46%と５割をわっている。

このように農村には非農家が増大し、混住化は国土全域において進展しているのである。このことは、農村地域が、農業生産空間だけではなく、居住空間・定住拠点としても重要な役割を果たしていることを示している。そして、安定した混住社会の形成とそれに対応する生活環境の構築が重要な課題となっている。

集落を農家集団の居住地とだけ捉えたのでは、現代の集落の実態はつかめない。ここで留意しなければならないのは、現代の集落域居住世帯は多様化しているということである。集落域に居住する農家、非農家も一様な生活スタイルをもった居住者ではない。

集落域における居住者・居住世帯・集団の性格を把握すること、すなわち地域主体の性格を把握することは、集落を単位とした生活環境形成の方向を示す上ではきわめて重要な意味をもっている。

	全国	都市計画区域							区域外	
			農振			農振外				
		①市街化区域	②市街化＋調	③調整区域	④その他都計	⑤市街化＋調	⑥調整区域	⑦その他都計	⑧農振地域	⑨農振地域外
集落数　構成比　%	－	6	7	14	18	2	1	3	48	1
戸　数　構成比　%	－	31	18	8	12	11	1	4	15	1
農家率	16	2	8	33	27	3	16	8	46	1
農家　販売農家	77	39	73	82	79	75	62	72	63	62
農家　販売なし農家	23	61	27	18	21	25	38	28	37	38
非農家率	88	98	93	67	71	97	74	92	54	99
非農家　行政区の同じ非農家	75	91	80	79	84	66	84	84	93	90
非農家　行政区が別の非農家集団	25	9	20	21	16	34	16	16	7	10

図１－１－１　法制上の地域指定からみた集落域居住世帯の構成（1990年）

４．集落と地域主体の概念の相違点

集落域居住世帯の性格は、集落の位置する社会・経済的立地によって当然異なっている。また、どのような目的から居住者を分類するのかによって、分類の指標は異なる。農家については、専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家という区分が最も一般的な農家類型とされている。しかし、専業農家であっても、定年退職後に農業専業になり、自家用作物の栽培のみで販売もしないという高齢専業農家もいる。むしろ、過疎地域においては、このような専業農家が増加している場合が多い。一方、非農家といっても、農家が離農し非農家になったもの、農家の分家、周辺地域からの流入者、まったく地域と無縁の都市住民と多様である。また、集落域の非農家が旧来の自治会に参入している場合もあれば、別の自治会をつくっている場合もある。

この点については、本論第３編において詳述するが、過疎地域においては、集落域内に実家や土地を有する転出者をも含めて地域主体の性格を把握することが必要であり、混住農村においては非農家の地域との関わりに着目することが重要である。さらに市街化区域内の集落では数の上からも圧倒的に多い非農家（都市住民）を含んだ地域主体形成が課題となる。

従来の地域コミュニティ論は、属地限定性と属人限定性を前提としていたと筆者は考えている。すなわち、地域内に居住するものを成員とみなし、共属意識があっても地域外に居住するものは含まないという属地限定性、また旧来のコミュニティ（農村社会）の成員以外は含まないという属人限定性である。本研究で新たに地域主体という概念を提示したのは、この属人限定性、属地限定性という前提条件を取り払い、共属意識のある主体、生活空間を体験する主体を包括した地域コミュニティの構築を図らねばならないという考えに基づくものである。

本研究では、農業センサスにおける農業集落の定義を指示するものであるが、集落からの転出者であっても集落に対して共属意識のある転出者をも含んで地域主体としている点で、集落概念をそのまま受け入れるものではない。

２節　集落域の空間概念

１．集落域の空間概念

本研究では、集落社会に対応する生活空間を集落域と定義している。集落域は、人家が集まっている狭義の集落空間とは異なり、農地や山林、海浜も含んだ（広義の）集落空間をいう。ただし、集落域は集落の成員が所有する土地の集積をすべてを含むものではない。

集落に属する土地には一定の範囲がある。この範囲が集落域であり、それから外の土地とは区別される。集落の成員の土地認識にも、出作、入り作という言葉があるように、これは集落の土地、これは外というような土地意識の区分がなされている。

土地には、その所有者がおり、利用者、管理者がいる。また、土地は、有限であり、かつ連続して存在している。このような土地の本質的な性格から、ある土地の存在が周囲に対して影響を及ぼすことは当然のことである。その影響には、周辺の土地の利用形態を規定するという土地の利用と配置に対する影響と、その土地の存在が生活空間を体験する人に与える影響とがある。このような複合的な性格をもった土地が、相互に関係し集合して形成されているのが集落域であり、集落空間である。

集落空間は、個々の土地が単に集積されているものではなく、相互に連鎖し、集落域として秩序づけられているのである。その連鎖と秩序づけには、一定の法則性があるのではないかというのが筆者の作業仮説である。その際、土地相互にどのような連鎖があり、集合の論理があるのかが問題である。それを解きあかすことが本研究の関心の一つである。

本研究を進めるうえで筆者は、土地の効用、土地の性格に着目する。

土地の効用とは、所有による効用、利用による効用、土地が存在することによる効用の３つの効用である。所有効用は経済的な効用であり、利用効用は生活的・空間的効用、土地が周辺の土地や人に与える影響は存在効用である。

また土地には、空間的性格、社会的性格、意識的性格が内在していると考える。土地の空間的性格は、その立地、利用形態などから把握される。また、土地の社会的性格は、土地と所有者・利用者との結びつきから理解される。同じ土地であってもその所有者が不在地主である場合と集落の成員の場合では、

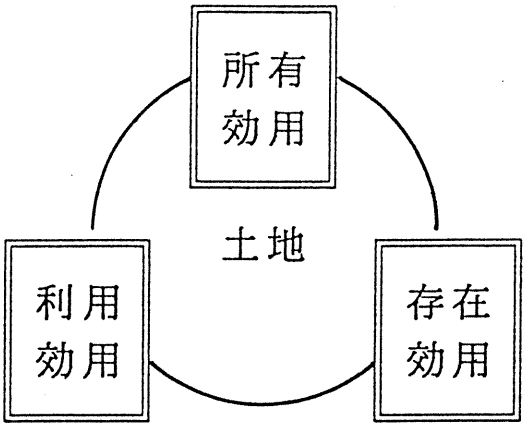

図１－２－１　土地の３つの効用

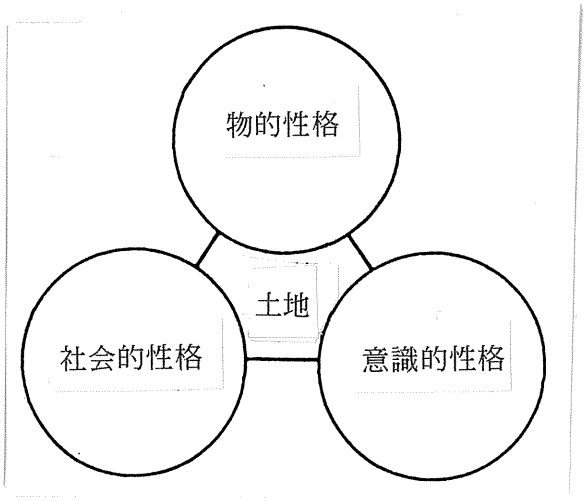

図１－２－２　土地の３つの性格

土地の社会的性格が異なるわけである。土地の意識的性格とは、先に述べた出作、入り作などの意識、土地に対する信仰、土地を資産・商品とみるか生活基盤とみるかといった土地観をいう。

空間的性格、社会的性格、意識的性格を複合して備える土地が集合して集落域を構成している。そのことは、統一されて形成された集落域（集落空間）も、社会的、意識的性格を内在させていることが想定できる。すなわち、集落空間は、日常の生活・生産活動の物的空間であると同時に、生産関係・社会関係が空間に投影した社会空間や、民衆の信仰や地域社会の共同性を空間に投影させた意識空間と考えられる。社会空間としての集落域は社会構造との対応から把握され、所有地の分布やそのまとまり方、私有地と共有地の立地形態、空間利用の単位（社会集団）との対応などから社会空間の組立てが理解できる。また、意識空間としての集落域は、地名（生活地名：４章で詳しく論じる）や信仰空間の分布や土地に対する所有者の意識（家産として維持したい、資産として運用したい、自由に利用できる、周りに配慮して利用しなければならないなどの土地利用、土地所有の意識）の把握によって理解できる。

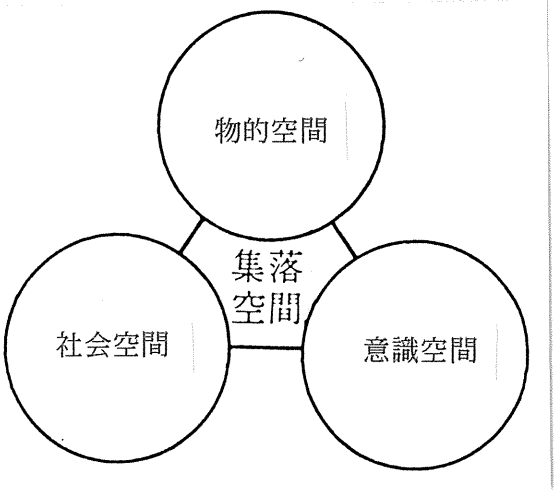

図１－２－３　集落域の空間概念

本研究では既に「集落域」を、「住居群・共同施設・農地・山林等

の一体となった地域空間のまとまりの単位であり、地域社会であるムラに対応する生活空間の基礎的単位」と定義した。ここではさらに、土地の複合的性格を踏まえて、集落域（＝集落空間）を、物的空間、社会空間、意識空間が重層し、統一された空間概念として捉えたい。

２．集落空間の概念モデル

２－１　集落の多面性と集落モデル

集落空間を対象とする研究分野は多岐にわたっている。建築学では「生活空間の要」、地理学では「地域の基盤」、民俗学では「文化の基盤」、経済学では「生産の基盤」としての集落が認識の出発点となっており、集落の多様な側面のどこに切口を求めて本質を理解しようとするかはそれぞれの学問の固有な課題に対応して異なっている。研究の関心が異なっても集落を対象に、その実体を明らかにしようとしている点では共通である。

多種多様な集落研究が存在するなかで、集落認識を空間イメージを伴った模式図・概念図・モデル図として表現し、集落の理解を「図」に集約して示そうとする試みは共通して存在している。ここでは、集落を対象とする既往研究の成果としてだされたモデル図から先に示した集落域の空間概念を検討したい。

２－２　集落モデルの分類

これまでに発表されている種々の集落モデルを整理すると、建築学・地理学は、集落空間の物的空間としての側面に重きをおき、民俗学や人類学では、集落空間の意識空間としての側面を重視してきたといえる。また、集落の社会構造・人間関係に焦点をあわせて研究してきた社会学・人類学においては、社会組織の属地的な対応を示した組織図などが発表されている。集落空間の社会空間としての側面については、生産様式の変容に対応した（集落）モデルが経済学の分野で多く提出されている。例えば、マックス・ウェーバーによる中世ドイツ村落のモデル図は、生産の基盤となる土地の占有形態と生産関係の解明を目的としたモデルで、生産関係の空間への投影を表現したものである。

最近の各研究分野の特徴は、それぞれの固有の対象領域と隣接する学問との境界領域、もしくは他の領域との相互関係からそれぞれの固有の対象領域の問題にアプローチする点にある。例えば、柳田国男のムラ、ノラ、ヤマのムラ認識は、「ことばの認識」として流布していたが、近年、福田アジオによって空間イメージを伴ったムラ領域のモデルとして再認識されている。福田アジオ

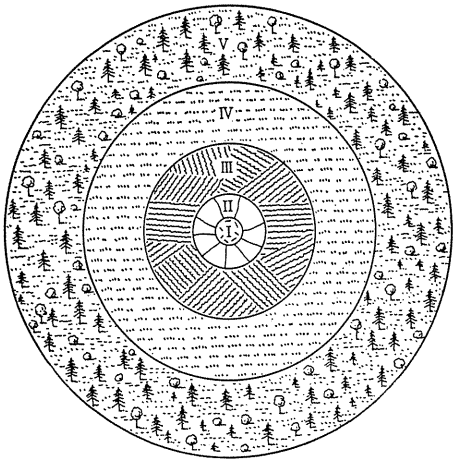

図1-2-4 M.ｳｪｰﾊﾞｰによる中世ゲルマンの村落モデル図

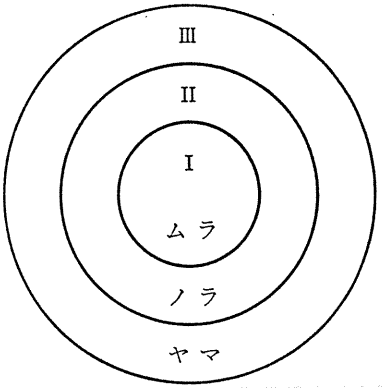

図1-2-5 ムラの領域の模式図（福田アジオ）

は、民俗現象をこのような空間モデルの設定（仮説）によってより明確に説明しうると指摘している。

集落空間は、物的空間の位相と社会空間の位相と意識空間の位相が相互に連関し、総体としての集落空間の構造が形成されているものと考えられる。

そのことからすると、固有の空間（例えば、民俗学・人類学における意識空間）の解明は、空間の一つの位相のみを対象するだけではその本質は解明できない。そういった意味で、近年の関連分野の総合化の機運は、評価しうる傾向である。

以下では、集落空間の物的空間、社会空間、意識空間という三つの位相空間に着目して、これまでに発表されて集落空間のモデル図の事例を紹介し、モデル図による集落認識の成果を整理する。

２－３　物的空間としての集落モデル（土地利用モデル）

集落空間の空間配置、空間構成を利用形態や空間の質（空間の意味）に着目して模式的に表わしたモデルは、建築学・地理学の分野において数多く提示されている。

ここでは、現地調査・地図分析・観察によって作成された現況図（ありのままの空間的記述）から、そこに内在する理論を読み取った結果を再編し、空間的に説明する手段としてモデル図が使われることが多い。

この種のモデルには、集落空間の観察、実態調査のまとめとして、複雑な集落空間を簡略化・単純化して捉える空間構成の模式図が基本となる。集落調査の一次情報は現況図としてまとめられるが、複雑な現況図を抽象化し、空間にある種の重み付けをして整理したものが模式図・概念図である。

次に示すモデルは、東京教育大学地理学教室が永年にわたっておこなった伊豆半島の沿岸集落の調査研究を時系列的にまとめ、主として土地利用と土地所有の変容をモデル的に示したものである。

この研究は、共同体的組織を基礎として、海域から山域まで多様な環境資源を活用してきた沿岸集落の変貌の姿を、空間生態論的な立場から分析したものである。高度経済成長の過程で観光化を軸に変貌した集落の生態を、場所的環境と生産活動との関係の変化に着目してモデル図にまとめている。

まず、尾留川・山本らによる白浜・原田地区の土地利用模式図を紹介する。ここで作成された模式図は、1955年、1964年および1972年の土地利用現況調査を基礎に作成されたものである。1964年の白浜・原田地区の土地利用模式図では、集落とその前面の専用漁場を共同体の核としてとして、多目的に利用された砂浜（浜地）、集落周辺および緩傾斜地の水田・畑、茅場や農業用の採取地、薪炭の原料となる雑木林が立地し共有地の多く立地する山域によって構成され

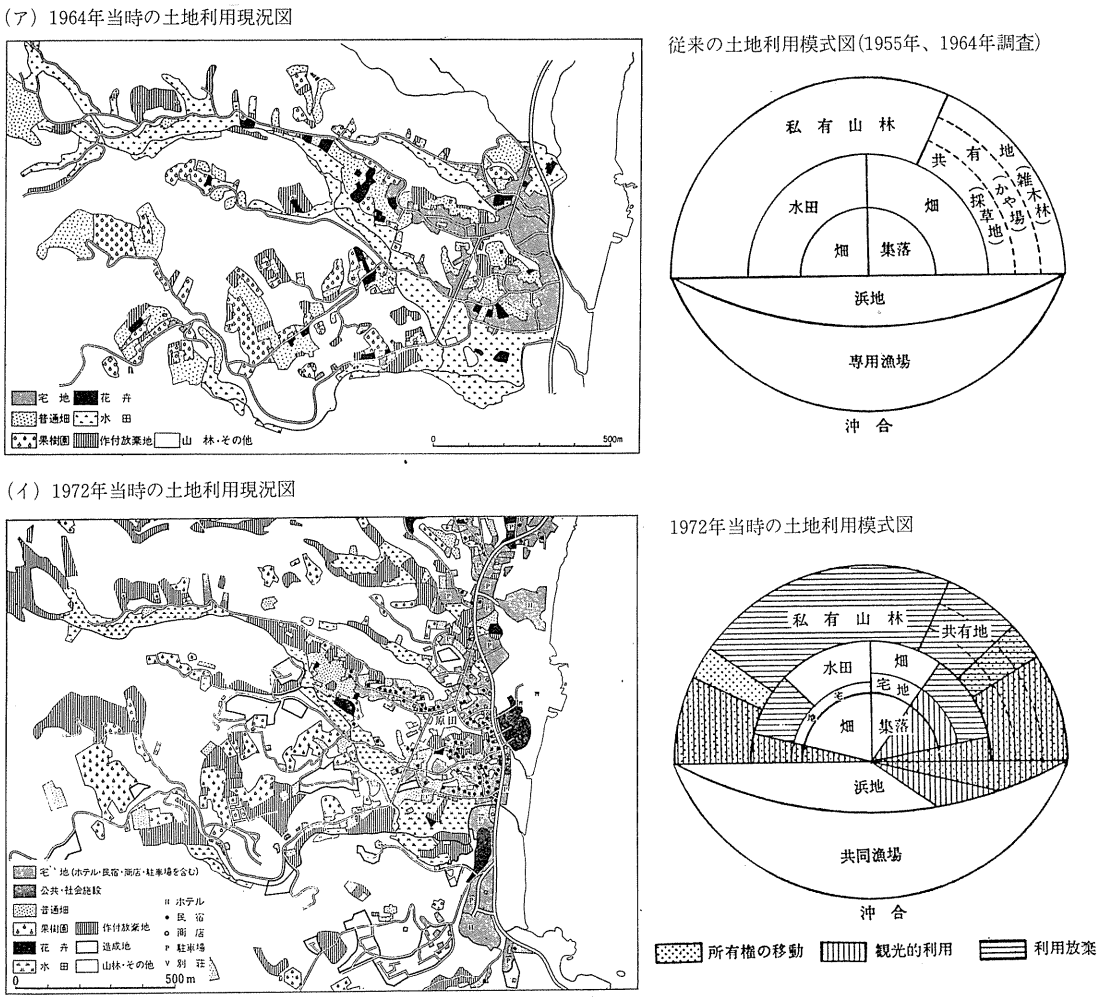

図１－２－６　南伊豆沿岸集落の土地利用の変化（現況と模式図）

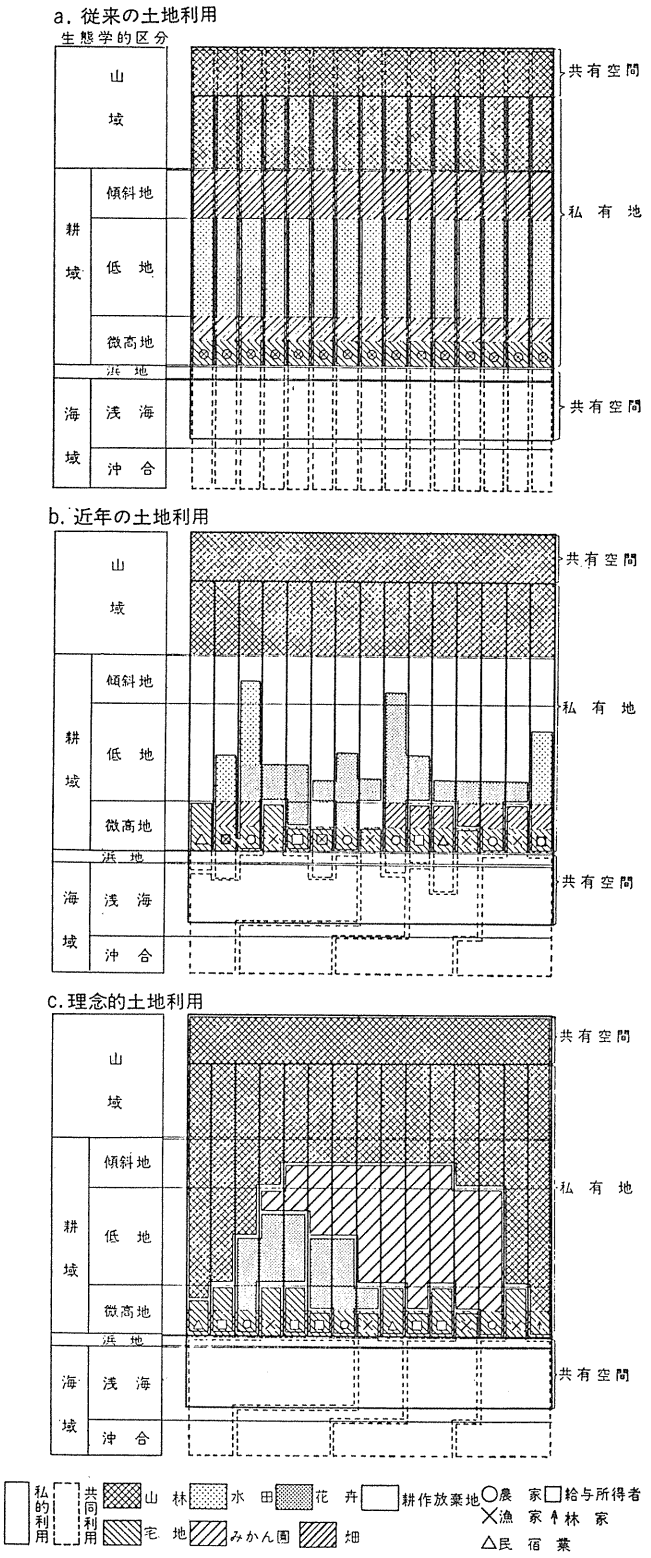

図1-2-7　沿岸集落の土地利用モデル（桜井）

る集落土地利用の構成が模式的に示されている。また1972年の模式図では、伊豆急行開通によって、民宿・駐車場の増大、浜辺の海水浴場としての利用、別荘の進出が顕著で土地利用、景観が大きく変貌していること、すなわち観光化を軸として農業的土地利用や山地の利用が衰退し、一方で土地の都市住民・外部資本への流出が激化したことが端的に示されている。

次に紹介するものは、桜井明久の南伊豆・大瀬地区の土地利用の変化の模式で、1963年、1971年の土地利用図を基礎に土地利用の変化を説明したものである。

この模式（モデル）では、集落を構成する農家（共有地の利用権をもつ農家を「一戸前」という）を単位に集落の土地利用・土地所有が分析され、集落空間が浜地を核に海域、耕域、山域によって構成されていること、山域・耕域での未利用空間、耕作放棄地の増大が進行していることが示されている。また、現状認識を踏まえて将来の土地利用（空間活用）の方向を理念的土地利用として示しており、その際には土地所有の壁を克服すること、土地利用権のモービリティを増大し経営基盤の充実をはかることの必要性が指摘さ

れている。

桜井の事例は、過去と現況の実態把握からその模式化（現状認識のモデル化）、理念型（理念モデル）の提示へと論理展開されており、現状認識から計画へのプロセスを考えるうえでも示唆にとんでいる。

上記の事例では、現地調査によって描かれた現況図から集落空間を読み取った結果を説明する手段としてモデル図（模式図）が用いられている。すなわち、詳細な観察・調査結果を一次的に記述した現況図を、空間の意味を理解したうえで再編し、その論理を空間イメージをともなった図として表現したものがモデル図（模式図）である。

２－２　社会空間としての集落モデル

社会空間としての集落モデルとしては、社会組織の空間的なまとまりや、集落域の土地所有配置などを示したものがある。

ここでは、社会地理学の分野で示された、水津、浜谷のモデルを紹介する。このモデルは、実体としてのムラと行政区域（旧村、大字）との関連を類型したもので、「標準型」、「煙山村型」、「須恵村型」のムラ類型を図式化している。標準型は、ムラの領域と大字が一致するもので、須恵村型は、一つの大字の内に複数のムラが含まれるものである。煙山型は、標準型に近くムラと大字が空間的に一致しているが、その中に複数の小さい自律性の高い小集落が含まれるものをいう。須恵村はエンブリ、煙山村は中村吉治の調査によって紹介されたムラで、類型の命名は水津によるものである。

中島、斎藤らによる熊本県五木村の集落空間構造のモデルは、極めて階層性の高い旧焼畑集落の空間構造を、「名子制度」との関係において示したもので、旧旦那家を中心とした空間構成のモデル図を提示している。これは、機能空間としての集落空

(ア) 水津による藩政村の類型図(1955年)

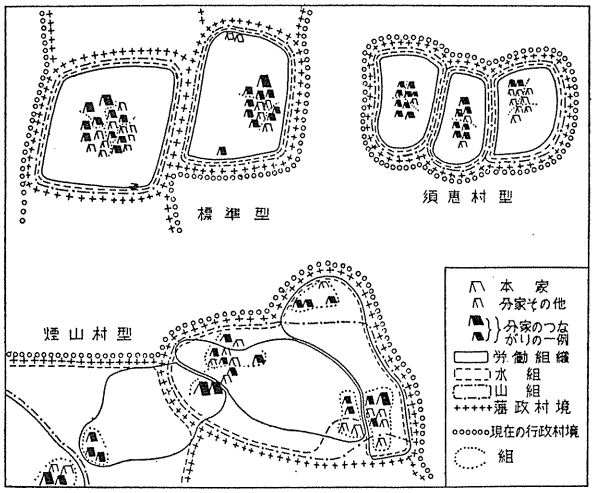

(イ) 浜谷によるムラの空間類型図(1988年)

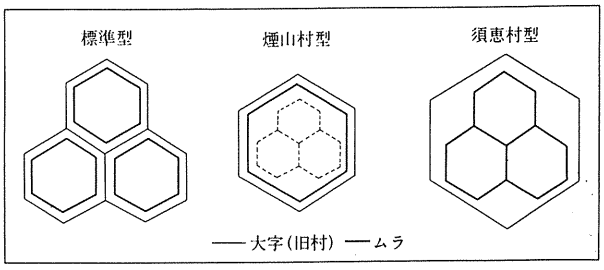

図1-2-8 水津･浜谷によるムラの空間類型図

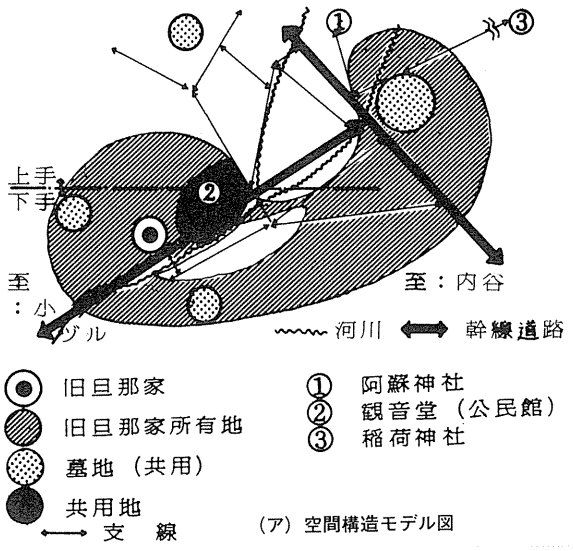

（ア）空間構造モデル図

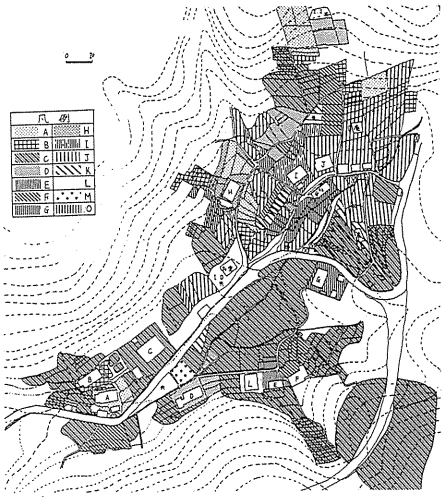

（イ）土地所有関係図(出ル羽)

図１－２－９　中島・斉藤による五木村の空間構造モデル

間と社会空間としての集落空間の総体として集落空間の構成を示したものといえる。

２－３　意識空間としての集落モデル（空間認識のモデル）

集落の意識空間としての側面に着目した空間認識モデルは、民俗学、人類学を中心に数多く提示されている。社会人類学においては、Ｅ．Ｒ．リーチのタブー論を基礎に、村武精一が集落の社会的・象徴的秩序の同心円構造のモデルを提示しており、経済人類学においては、末松達広が地名分析によって焼畑集落の空間認識モデルを提示している。

村武精一は、『祭祀空間の構造』のなかで、リーチのダイヤグラムを空間論的な同心円構造のモデルに置き換え、日本の集落と宗教的世界観の解読のための基本的な手がかりとしている。そして、大佐倉集落を事例に、集落の社会的・祭祇的空間構成のモデルを提示している。このモデルは、民俗的な空間認識の分類を、＜山＞と＜水＞を基軸とし、＜内＞、＜境＞、＜外＞によって構成される同心円構造として示したものである。

村武は、儀礼およびそれがもたらす祭祀空間が、現実の社会、つまり、＜この世＞

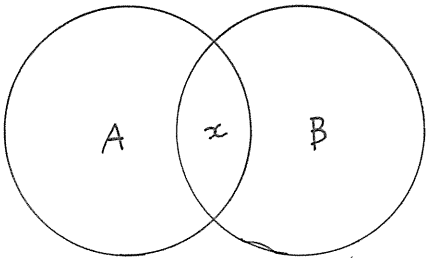

図1-2-10　ﾘｰﾁのﾀﾞｲﾔｸﾞﾗﾑ

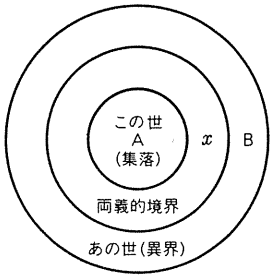

(ア) リーチのダイヤグラムの空間論的同心円構造モデル

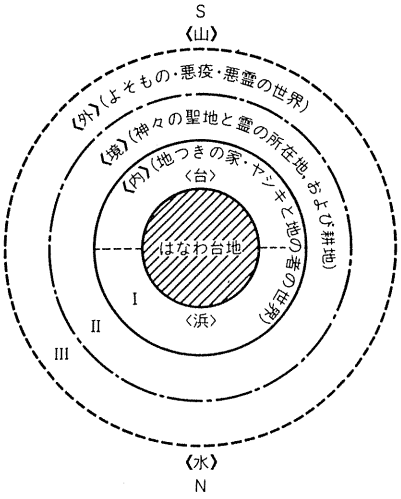

(イ) 大佐倉集落の社会的・祭祀的空間の再編モデル

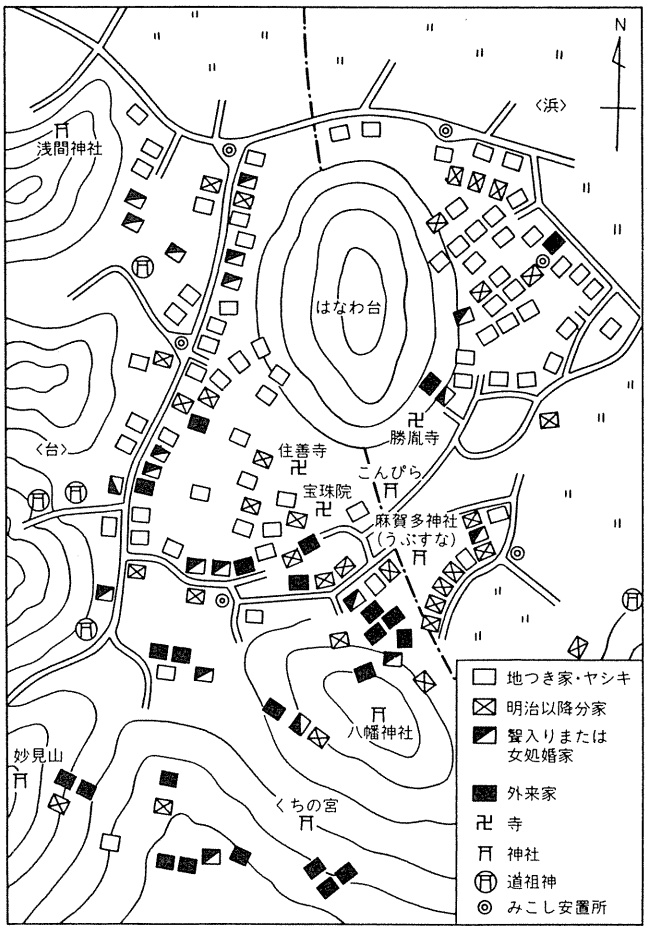

(ウ) 大佐倉集落図

注：電車線路は省略した。

図１－２－１１　大佐倉集落の社会的・祭祀的空間の再編モデル

を社会的に構造化している側面の全体性を＜社会的・象徴的秩序＞として、その秩序の内的論理とその生成を解読することを目標としている。また、社会構造を家族・親族・地域社会・その他の諸組織のたんなる集合的形態ではなく、日常的な諸生活をふまえて、さらに非日常的な世界をふくむような全世界の構造ととらえ、人々の生活空間としての集落の社会的・象徴的秩序の解明を切り口に、社会構造の意味を再考しようとしている。

上記の社会的・象徴的秩序の再構成モデルは、社会構造の規範モデルであり、現実の集落空間では既に解体されてしまっている。しかし、モデルと現実を比較することによって、その解体要因と社会生活及び文化の流れを探ることが可能となり、社会構造の発展の方向を読み取る手がかりとなる。

＜ムラ空間の環境認識の変遷＞

末原達郎は、「日本のムラにおける環境認識の変遷」（石毛直道編『環境

と文化』所収）のなかで、ザイショ、マワリヤマ、トオヤマによるムラ空間の三つの領域区分を示している。ここでは、岐阜県石徹白（いとしろ）を事例に、ムラビトの土地に対する呼称と地形、土地利用の対応に着目し、集落を中心に田、畑がひろがるザイショ、雑木林、焼畑耕作地が位置するマワリヤマ、その外縁の高地に位置するトオヤマにムラ空間を分類している。土地に対する呼称は、きめこまやかにつけられており、戸数 160のムラで末原は 227の地名を採取している。

中間に位置するワワリヤマは、一般的に里山と総称されるもので、昭和30年代半ばまでは、茅場、燃料採取の場としてムラビトの生活と深い結び付きがあった領域である。しかしながら、昭和30年代半ばから急速にマワリヤマは、その意味を失いだし、ムラ空間は、ザイショとヤマの二つの領域区分に再編されつつあることが指摘されている。と同時に、ヤマに存在した多くの地名は若者に共有されなくなり、ヤマという総称に統合された。このような空間認識の変化は、地名の消滅、再編に対応し、ムラ空間の領域区分そのものが再編されることになったのである。

上記の末原の事例からは、

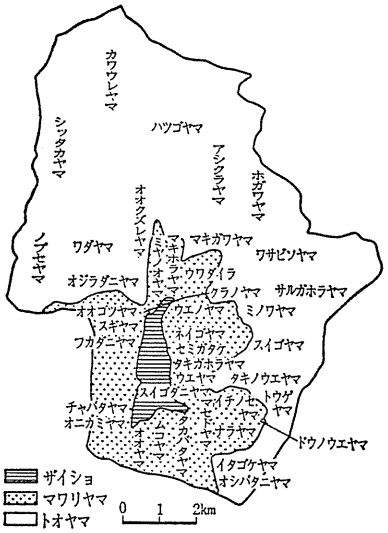

トオヤマ、マワリヤマ、ザイショの範囲と地名分布（文献(8)より）

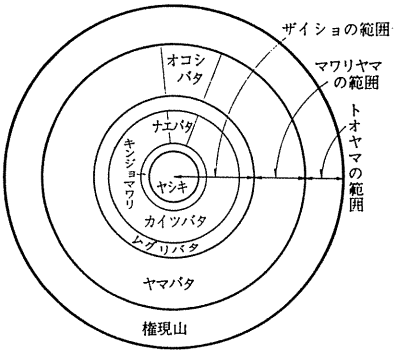

石徹白の土地利用の模式図（ヤマバタ時代）（文献(8)より）

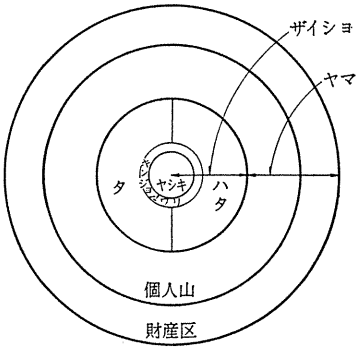

石徹白の土地利用の模式図(現在)
(文献(8)より)

図1-2-12　ムラの環境認識モデル（末松）

生産様式、生活様式の変化にともなって、土地利用の変化（低下）→空間意識の希薄化→地名の消滅、統合→領域区分の再編という集落空間の構造発展の構図を読み取ることができ興味深い。

一方、建築学においては、地名に着目した空間認識モデルが示されている他、共同空間や信仰空間の立地に着目した空間認識モデルが提示されている。

集落・地域計画において地名に着目することは、土地に刻まれた歴史を知

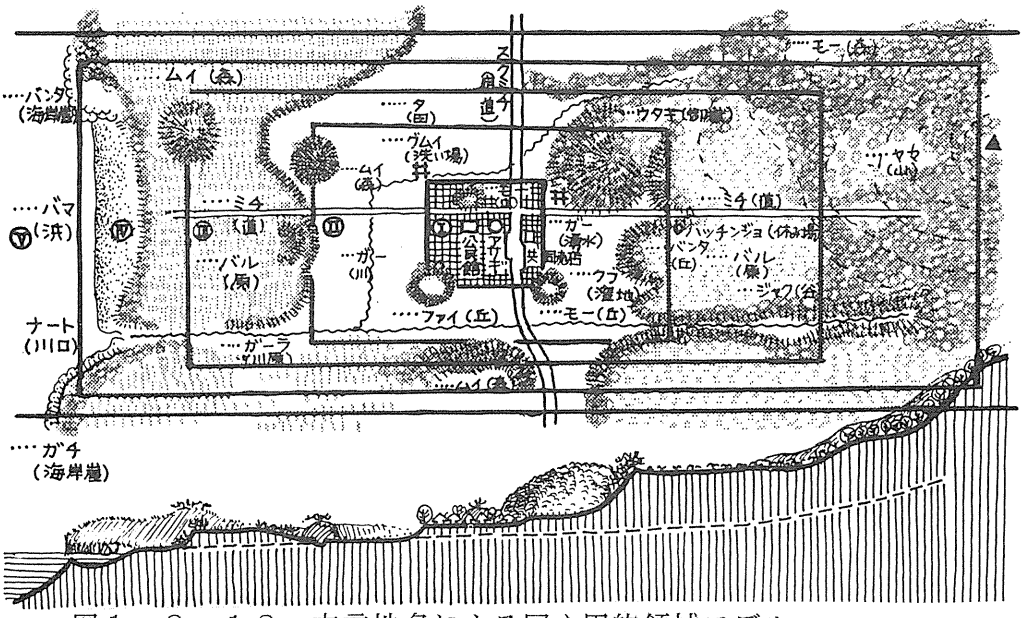

図１－２－１３　方言地名による同心円的領域モデル

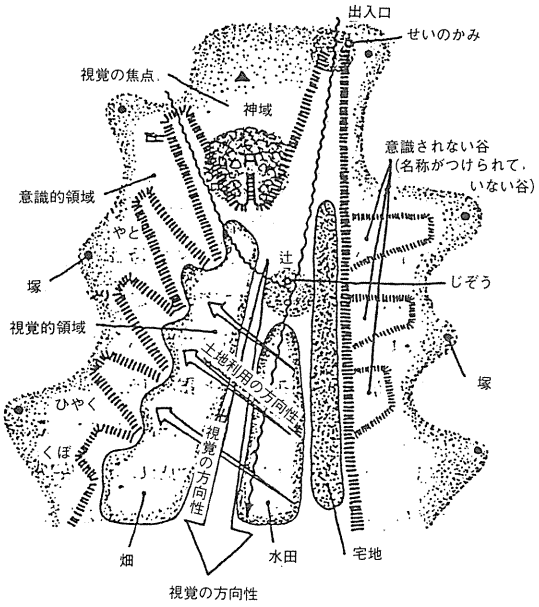

図1-2-14　空間言語の分布構成モデル

る手がかり得たり、住民の日常生活空間の組立を理解する手がかりであるばかりでなく、計画者と住民の空間認識を結び付ける架け橋としてもきわめて重要である。この点については４章において詳しく述べる。

地名の研究は、柳田国男、鏡味完二、千葉徳爾等によって興味深い研究の蓄積があり、空間認識の解明にとって重要な手がかりとなるものといえる。建築学における地名研究は、地域住民の土地に対する呼び名を収集し、収集した地名の分布密度や、地名の由来などから、日常生活

空間の認識構造を明かにしようとした平井の「方言地名」の研究、寺門・後藤の「空間言語」の研究、筆者・重村の「生活地名」の研究などがある。寺門・後藤の研究は、「長い歴史の中で特定集団が、彼らの共有の空間につけ、受け継がれてきた＜地景＞の名称」を「空間言語」と定義し、集落景観の構成とその意味を探ることを目的としている。研究対象として多摩市落合集落を選び、生活との密着性の希薄な土地の空間言語が喪失していること、集落の視覚の焦点に信仰空間（稲荷神社）が立地していることが明らかにされている。

２－４　モデル図のもつ意味

これまでみてきたように、集落研究において、集落認識を空間イメージを伴った模式図・概念図・モデル図として表現することは広く行なわれており、集落の理解を「図」に集約して示そうとする試みは共通して存在している。

その際、モデルは、定義や概念を補完的に効果的に説明する手段となる。我々が対象とする集落空間のような複雑な仕組みをもつ対象を説明しようとするとき、図を伴って説明するモデル化の方法はきわめて有効である。

現地調査・地図分析・観察によって作成された現況図（ありのままの空間的記述）から、そこに内在する理論を読み取った結果を再編し、空間的に説明する手段としてモデル図が使われる。

集落空間のモデルは、数量化理論に基づくモデルとは大きく異なっている。数量化モデルは、数値かしうる要素を抽出し、集落（地域）の性格を代表させて普遍的なモデルをして分析する。そこでは、当然、数値として読み替え可能な情報に限定されて対象を分析する。それに対して集落空間のモデルは、現地調査によって、そこに住む人々の話や観察から調査者・研究者が空間構成と空間成立の意味と論理を「読み取る」ことを基本とする。すなわち、集落空間の概念モデルは、集落住民という主体と空間の結び付きを前提とした空間認識であり、生活と空間の観察を方法に取り込んだものである。

集落空間は、たえずそこに居住する人々、すなわち地域の主体との関連で空間をとらえることが必要であり、物的な空間や数値化しうる空間情報のみの理解では不十分なのである。

３．集落域の空間概念の計画学的意義

集落域の空間概念を物的空間、社会的空間、意識的空間の重層した３つの位相空間として新たに提起した背景には、従来の計画学における土地認識が物的空間の側面に偏重しており、土地の性格の理解が不十分であったという筆者の認識がある。以下では、集落域の空間概念の計画学的意義についてのべてみたい。

３－１　生活空間の変容メカニズム

建築学（計画分野）の方法論的特質の一つは、空間を媒介に生活と社会をとらえることにあり、空間の計画を通じて生活と社会の発展に寄与することにその目的をおく。そして、空間と社会、空間と生活の関係を分析し、そのなかに存在する矛盾の発見から空間計画の指針を抽出する計画学の基本的な考え方は、右に示した２つの図に端的に示されている。

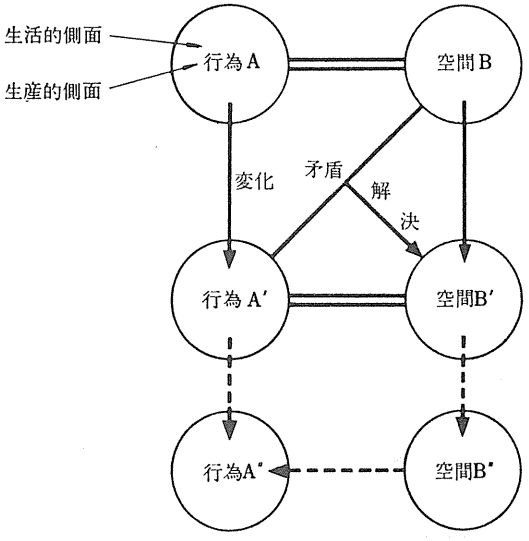

図1-2-15　行為と空間の対応（浦・荻原）

図１－２－１５は、建築計画学におけるモデル図で、空間と生活行為の間の矛盾と空間発展のとらえ方を示しており、図１－２－１６は、生活要求の発展に伴う住まいと住み方の間の矛盾と住まいと住み方の弁証法的発展の構図を示した広原盛明のモデル図である。

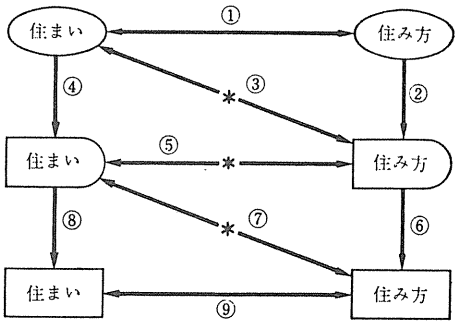

図1-2-16　住まいと住み方の発展モデル

このモデル図と関連させて、集落空間の変容メカニズムについて考えてみる。

集落空間は、生産様式、生活様式、定住様式の発展に伴ってたえず変容・運動しており、目にみえる物的空間の変容は、同時に社会空間としての空間変容と意識空間としての空間変容を伴う。また、物的空間の変容自体、従前の構造的関係を有していた社会空間や意

識空間に規定されている。集落空間は、このような三つの位相空間の「ずれ」（矛盾）が要因となって変容し、三者の空間構成が整合性を獲得した場合、集落の空間構造は安定する。

例えば、農地空間の変容、農地の住宅地としての転用・売買について考えてみると次のように説明できる。

物的空間変容としての農地の宅地への転用は、土地の利用形態を変容させ、同時に所有形態をもかえる。しかし、農地を自分で転用するのか、また他人に売ってしまうのかといった問題は、土地に対する意識（土地観）が大きく影響するのである。この場合、土地を売る相手が集落内の人なのか外部の人なのかといった社会集団の（空間的）帰属や、対象となる土地が集落内の土地なのか集落外に所有する土地なのかといった土地の空間立地的な問題も土地の取り扱いを判断するうえで大きく影響する。このように、物的空間の変容（農地から宅地への転用）は、社会空間（土地所有者の属する社会集団－空間的帰属、土地所有の空間的立地）や意識空間（土地観）との関係に強く規定されているのである。

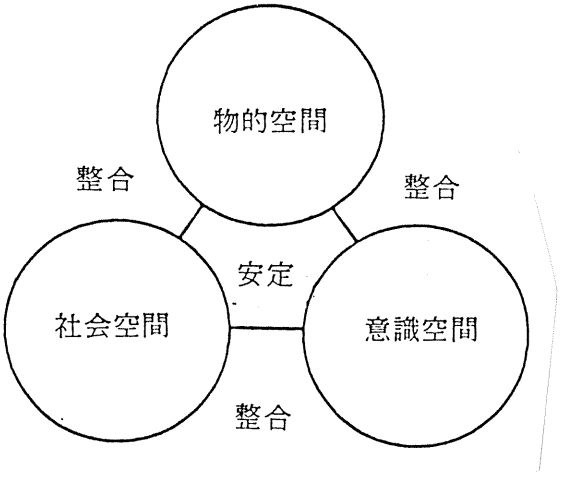

図1-2-17　空間構造の安定

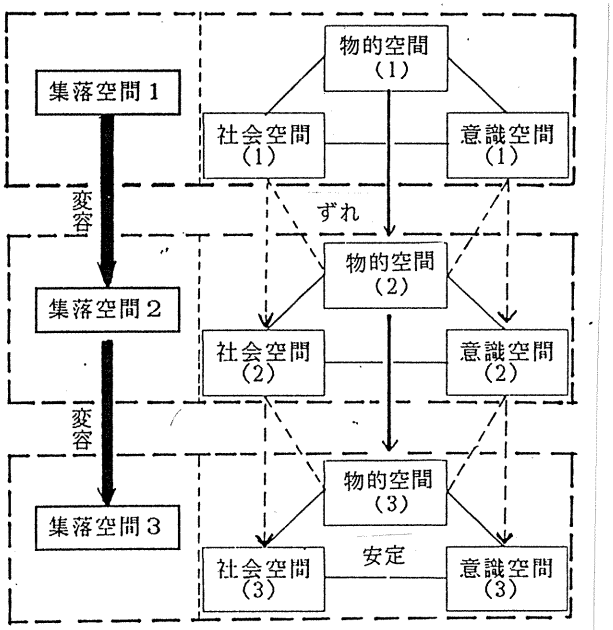

図1-2-18　空間変容のメカニズム

集落空間計画の対象となる空間は、等価な均質空間ではなく意味ある個性空間であり、先に示した三つの位相空間の統一体としての「集落空間＝集落域」に構造的に組み込まれている。集落空間の「モデル化」は、こうした集落空間の持つ意味を構造的に把握することによって、「空間の構造」を空間イメージ

として認識するうえでの有用な方法である。

また、建築学における集落研究や空間計画では、その空間形態が問題となるが、空間の物的・機能的な側面、表面的・可視的な側面の理解だけでは、空間の意味、性質を理解することはできない。計画の対象となる空間は、歴史のなかで運動する生きた集落空間であり、集落空間の発展メカニズムと空間と社会・生活との間の矛盾の発見は、空間計画の出発点であるといえる。その意味では、可視的な空間の深層、背景を把握することが重要である。

３－２　集落域の空間概念と土地利用計画

集落域の空間概念を用いることによって、土地利用計画は以下のように考えることができる。

土地利用計画は、土地の利用形態、配置形態を決定する物的・機能的空間の計画である。しかし同時に社会関係の空間調整（土地所有者間の調整）も必要とする。一方、計画実現の前提となる土地所有者の土地利用意向は、土地観に大きく左右される。たとえば、先祖伝来の土地と購入したばかりの土地では土地に対する意識が異なるし、集落域に位置する土地と集落外に所有する土地でも土地に対する意識は大きく違う。このように土地に対する意識も、土地利用計画を策定する際には、重要な意味をもつ。

集落空間は、物的空間、社会空間、意識空間としての集落域の空間構成がバランスをとり、相互の整合性を獲得している場合にその構造は安定し、実体としての集落空間が秩序づけられる。しかし、物的空間、社会空間、意識空間のバランスが崩れた場合、その秩序が変容するという仮説から、土地利用の変容メカニズムを考察することが可能である。

例えば、集落における人口・世帯の流出や流入は、従来の土地と人間の関係を変化させ、安定した地域社会が構築していた生活空間や土地利用のバランスをも変容させる。人口減少の著しい過疎山村では、地域社会が脆弱化し、集落内での日常生活、土地の活用・管理、集落の共同作業に支えられていた道路・水路などの環境基盤の維持・管理が深刻な問題となっている。このような土地管理上の問題は、土地（空間）と人間（社会）のバランスの崩壊によって耕作放棄地の出現や土地の売却として顕在化する。そして、このような空間変容は、住居、住居周辺、集落外縁といった空間構成と結び付いて現象化し、物的空間、社会空間、意識空間の新たな関係を形成するのである。この関係が合理性をもったものか否かによって、整合した空間か混乱した空間かが判断される。

集落域の空間概念を用いることによって、集落域の空間秩序の実体、変容のメカニズムを理解する手がかりがえられるものと筆者は考えている。

集落の土地利用計画は、物的・機能的空間の計画を主な内容とするが、社会空間や意識空間としての集落空間の構成をも読み取り、相互の整合性を獲得することが極めて重要である。そして土地利用の永続性・安定性は、物的空間、社会空間、意識空間の整合性がとれた集落域の空間秩序（集落土地利用秩序）の獲得によってもたらされるものと考えられる。

２章

関連諸学における集落研究の成果と論点

緒言

本研究では、地域主体を「一定の地域空間を体験する共属意識をもった個人及び集団の累積体・統一体」と定義し、地域主体の存在が生活環境形成の推進力となり、その性格が生活環境を特徴づけるという仮説に基づいて考察を進めている。本研究の関心は、地域主体としての集落の性格、集落の空間形成における地域主体の役割、そして形成された集落空間の実体とそこに内在する空間形成の論理にある。このような集落（地域主体）の社会的、空間的な性格を理解するためには計画学のみならず、関連諸学の研究成果からも学ぶべきことが多い。

集落を対象とする研究は多岐にわたるが、集落空間、集落社会、集落の生活・生産のいづれかの側面に焦点を定め、研究が展開されている。集落社会については社会学、集落生活については民俗学、農業生産については農業経営・農業経済学が、それぞれの学問の固有の課題と関連づけて集落研究に取り組んでいる。また歴史研究においても具体的な村落景観に着目した研究が近年進められている。集落の空間・社会・生活は、相互に結び付いて成立しており、当然、集落の一つの側面だけを捉えるのでは、対象の本質の解明は困難である。総合的な集落認識、隣接研究分野の成果の把握が研究の前提（基礎認識）となる。

１章３節では、集落域の空間概念との関連からモデル図に着目して関連研究分野の成果を示した。本章では、特に地域主体としての集落に焦点をあわせて関連諸学の研究成果を整理する。

本研究は、都市・農村計画、生活環境計画において、コミュニティスケールの生活空間が、住民の生活に最も密着ているにも関わらず、その計画理論、計画制度において確立していないという問題意識から研究を進めている。どうして日常生活に密着した地域社会が地域づくりの単位として定着しなかったのか、その問題の根底には、地域社会がどのような性格のものとして理解されてきたのかを問わねばならない。２節では、わが国の戦後復興から1950年代に焦点をあわせて、地域主体の性格がどのように理解され、方向づけられたのか、その理論的・歴史的背景について特に注意を払いたい。

１節　関連諸学における集落研究の成果

１．集落研究の関連諸学

集落を研究対象にする学問分野は多岐にわたっている。表２－１－１に関連諸学の集落への主要な関心を示した。

集落空間に関しては、地理学（集落地理学、社会地理学、歴史地理学）、社会構造に関しては、農村社会学、民俗学、人類学、共同体に関しては、歴史学、民俗学、社会学、経済史学の分野での研究蓄積が多い。また、共有地の経営、入会権問題、共同体的規制等を扱った林業経営、農業経営、法社会学分野の研究にも興味深い成果が発表されている。

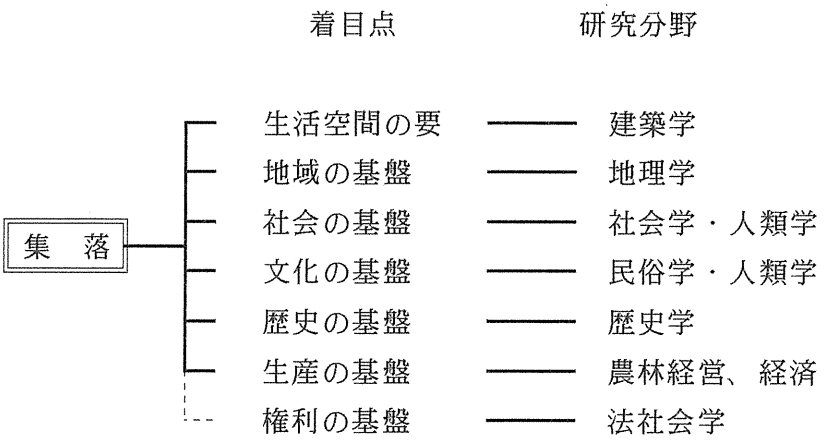

図２－１－１　集落研究の着眼点

本研究では、地域主体としての集落、集落空間の物的・社会的・意志的側面に着目していることから、集落空間に着目する研究、社会構造・共同体に着目する研究を題材に、これまでの関連諸学の研究成果と地域主体・共同体を巡る論点を確認することにする。

ここでは特に本研究との関連がつよい地理学、社会学、歴史学、民俗学の主要研究を取り上げる。

２．地理学における集落研究

２－１　概況

地理学における集落研究は、集落地理学、歴史地理学、社会地理学の研究分野に分けられる。そのなかでも集落研究の中心となってきたのは集落地理学である。集落地理学は、都市地理学と村落地理学に区分されているが、その中心は、農山漁村地域の集落（村落）を対象とするものである。

わが国の集落地理学は、新渡戸稲造の『農業本論』を出発点として、萌芽期、創世期の研究、戦後の確立期の研究、その後の発展・転換期の研究へと展開する。特に、1955年（昭和30年）前後には、木内信蔵・藤岡謙二郎・矢嶋仁吉編著『集落地理学講座（４巻）』をはじめ、『人口・集落地理』（木内信蔵編著、朝倉書店、1955年）など、集落地理学の体系的な成果が数多く結実している。そして、「1957年に日本で開かれた国際地理学会議がそれまでの日本における地理学の成果が国際水準に到達したことを確認する場となった」と米倉二郎は述べている。（米倉二郎（歴史地理学）；『東亜の集落』、1960年、古今書院）

矢嶋仁吉は、主著『集落地理学』（1956年、古今書院）において、集落地理学の使命を、「①人類の居住地域が如何にして成立し、発展したか、②集落は如何なる形態をしているか、③集落は如何なる土地に分布しているか、④集落は如何なる機能を有しているかという問題を、地理的環境に関係づけて研究すること」と主張し、「集落の分布、形態、機能および立地の態容や、その発達過程等と土地との関係を究明すること」が集落地理学の役割であると述べている。

一方、歴史地理学の研究視点は、「地理学は世界の空間的認識の学であるのに対して、歴史学はその時間的認識の学として一応区別することができようが、地理学と歴史学は、その本質からたがいに補足し合うべき関係にあること」「時間と空間とは互いに他を内包することによってはじめて実在し得るものである」という米倉二郎の言葉に集約される。

生活空間を対象とする生活環境計画、都市・地域計画の分野と地理空間（地域）を対象とする地理学とは、その対象領域を地域空間に求める点で共通している。地域計画分野にとって、地理学の研究成果・蓄積から多くの点を学ぶことができ、特に、集落地理学の創世期には、研究方法論、集落認識論のレベルで注目に値する先駆的研究が多く存在している。筆者が特に注目したいのは、新渡戸稲造、小田内通敏らの創世期の研究と水津一郎らの社会地理学の研究である。

２－２　萌芽期・創世期の集落地理学

（１）新渡戸稲造と郷土会

農政学者である新渡戸稲造の『農業本論』（1900年）は、わが国集落地理学の先駆的論文として評価されるものである。新渡戸稲造は、柳田国男と共に郷土会をつくり、民俗学・地理学の創世期において重要な役割を担った。この郷土会に参加した小田内通敏は、『聚落と地理』、『郷土地理研究法』等の名著を著すとともに、生活からみた地理学の体系を提示した。一方、郷土会・白芽会には建築学の分野から今和次郎も参加しており、今が『日本の民家』を著す契機となっている。今の生活学的研究姿勢は、その後、吉阪隆正、佐々木嘉彦、さらに地井、寺門、重村、富樫らへと受け継がれ今日に至っている。

（２）小田内通敏の集落研究ー視点と方法

創世期の地理学は、欧米の近代地理学の影響を強く受け、特に自然地理学を基調として展開し、人文地理学の発展は遅れがちであった。このような状況にあって小田内通敏は、新渡戸稲造、柳田国男の指導・影響を受けながら、生活からみた地理学の体系を構想した先駆者といえる。

小田内通敏の『聚落と地理』（1927年、古今書院）、『郷土地理研究』（1930年、刀江書院）は、わが国集落地理学の古典として高く評価され

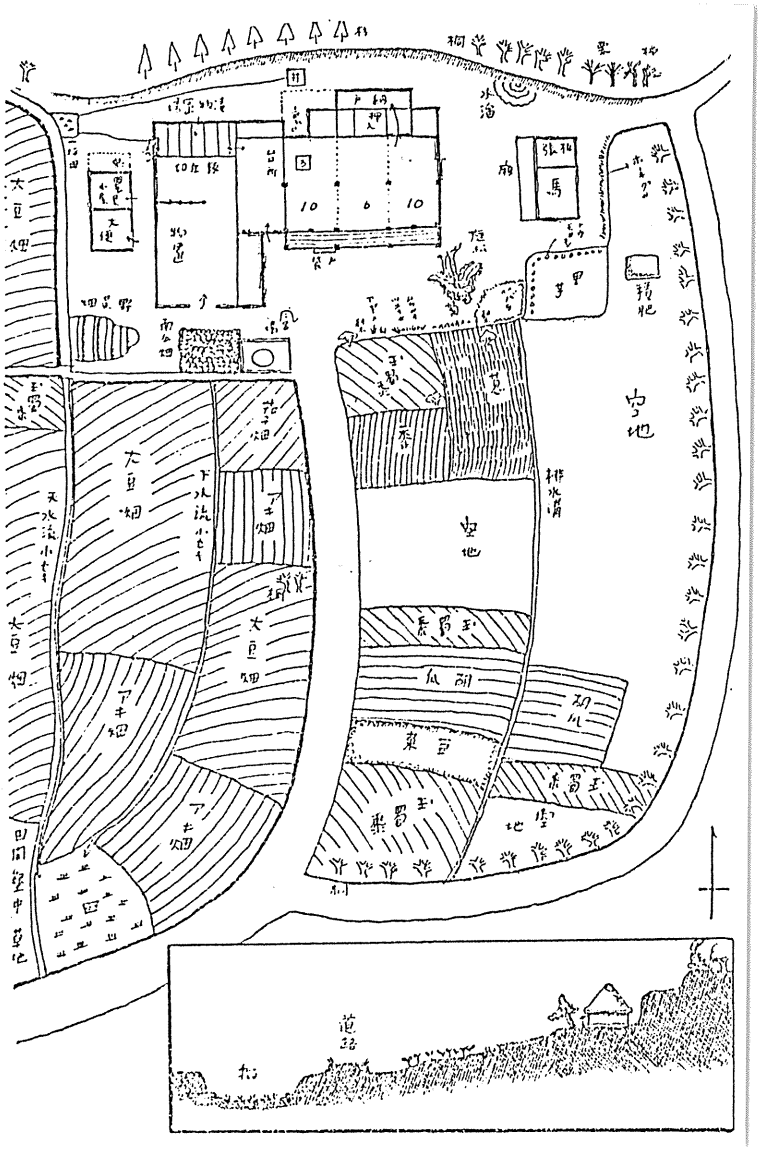

図２－１－２　郷土生活の基本単位として「一軒屋」

る著作である。『郷土地理研究』において、小田内通敏は、生活研究における大地との交渉の究明の重要性、特に郷土の風土と生活との関係の実証の重要性を主張している。そしてハーバートソンの「地理学の方法は分析よりも綜合に重きをおかなければならない。（中略）地理学的綜合の最も重要な所以はそれに地球面上の現象の群の空間的相関関係が含まるるからである。」という言葉を引用し、生活究明の科学として人文地理学の方法的特徴をあげている。

小田内通敏は、郷土生活の基本単位として「一軒屋」に着目し、その集合体として集落を捉えている。図２－１－２に示すように小田内通敏の「一軒屋」は、屋敷と周辺農地・山林をセットで捉えるものである。小田内の研究は、地形断面と平面を併記した図を多く用いて郷土生活の記述的説明を行うのが特徴である。また小田内の地域認識の特徴は、住居を中心とした地域認識にあるといえる。一軒屋、すなわち、住居・屋敷地・農地・山林を一つのまとまりとした「郷土の単位」として捉え、「これと関係深い其の付近の民家を形造る人達とそれらの立っている土地、即ち一群の住民と一定の土地とが、ここに特定の郷土を生み出す」という「郷土観念」を基本認識としているのである。

小田内の郷土の捉え方の特徴を整理すると、第一に住居を基礎とする生活から郷土を捉える視点、第二に住居・屋敷地・菜園・田畑・山林を郷土（空間）の単位とする捉え方、第三に上記の郷土の単位の根源に郷土愛・郷土観があり、それらの総合によって郷土を認識している点をあげることができる。また、小田内通敏の「学校の存在する小さな地方地方は地理学の研究室である」、「新しい日本の聚落地理学への建設の一路は、実に忠実にその素材たるべき聚落地理的事実の観察と記述と思索とに待たなければならない。」という言葉に、氏の研究姿勢がうかがえる。

（３）景観地理学の成果

その他、創世期から確立期にかけて注目しなければならない研究に、形態学・景観研究がある。景観地理学の立場から集落の形態研究の体系化が辻村太郎、能登志雄、綿貫勇彦らによって行われた。綿貫勇彦の『集落地理学』（昭和８年、中興館、増補版・昭和24年、矢島書房）は、自然科学的方法と社会科学あるいは歴史科学的方法の交錯した領域としての集落形態論を体系化した著作として高く評価されている。

２－３　社会地理学と水津一郎の「基礎地域」

（１）水津一郎の「基礎地域」

水津一郎は、歴史と地理、社会と地理の結び付きを踏まえ、社会地理学の体系化を試みた。水津は、社会地理学の研究対象を、「社会集団やその生活そ

のものではなく、大小の社会集団によってたつ地表の場、すなわち社会の生活空間としての地域でなければならない。」と主張した。そして、地域科学の基礎学としての地理学における「地域設定」の方法論の再検討、社会集団のよってたつ最小地域単元の確認を自らの研究課題とした。

水津は、最小の生活空間としての「基礎地域」に着目し、「社会集団のよってたつ最小の地域単元」と定義している。また、基礎地域は、地域集団の単位空間としての意味をもつ「集団積分体」であるとしている。

水津は、①無限にひろがる空間のなかで、基礎地域に限定された空間規模が特定の意味をもつこと、②基礎地域を構成する諸要素は地理学的に統合される可能性のあることから「基礎地域」を設定し、基礎地域内の成員がこれらの地域諸要素を利用して生活する場合、その生活様式はこれらの諸要素の地理的連鎖の仕組みと拡がりに規制されざるをえないことを主張した。

このような水津の「基礎地域」の概念は、基礎地域内の成員の生活を基軸に社会と地域空間を結びつける点で独創的で学べき点が多い。

また水津は、「生活空間」を「社会生活のいとなまれる空間的基盤」として捉える。それは、生活空間は地域とは同義であるが、従来の地域が、自然と社会的要因によってつくられたものとしてのみ規定されがちであり、社会や個人を支え、それを規定するものとしての側面がみのがされ易かったという考えに基づく。

そして基礎地域＜ムラ＜大字＜行政村の関係を仮定し、具体的な基礎地域を大字の下部単位にもとめている。基礎地域にもっとも近い具体的な地域単位はムラ、郷であり、水津は、ムラを、藩政時代から永く連帯責任で結ばれ、主体性をもった地域社会と捉えている。このような地域設定は、鈴木栄太郎の第一次社会地区、第二次社会地区の分類とも対応しており興味深い。

（２）社会構造と土地利用研究

社会構造との結びつきから土地利用を捉えるという方法論を提示した先駆的研究として、上野福男、相馬正胤の研究がある。

藤田佳久は、山村土地利用の先駆的研究として上野福男の『高冷地域における山村の土地利用に関する研究』（農林技術研究所報告Ｈ14号、1955年）を高く評価している。（藤田佳久『日本の山村』地人書房、1981）

そのポイントを示すと、上野の研究は、①部落は土地の分割利用単位、労働力交換の単位、共同財産の所有単位であり、村落共同体の地域単位であるという認識に基づいて、②部落単位に土地利用をとらえていること、③村落共同体との関係から部落単位の土地利用の分析を行う方法が用いられていることに集約される。

本論文の対象集落の一つである四国・中久保集落を先駆的に取り上げた相馬正胤の土地利用研究も、上野の研究方法を継承するものであり、社会構造との関連から土地利用を捉えてた優れた研究である（４章参照）。

３．社会学における集落研究

３－１　概況

現在の農山漁村集落は、都市化の進展、農業構造の進展に伴って大きく変容し、地域分化も著しい。比較的均質であったわが国の農村も、過疎化・高齢化の著しい山村集落、兼業化・混住化の著しい農村、都市化・兼業化が著しく一部高生産性農業を維持する都市近郊農村、宅地化・非農家の流入が著しい都市内集落へと地域分化している。

これらの農村では、居住者構成の多様化と土地利用の変容と構造の変化が顕在化している。このような農村の変貌は、戦後の農地改革・戦後復興を経て、その後の高度経済成長期を契機に進展したものである。今日の農村集落の社会的性格を理解するうえでは、当然、その歴史的・社会的・経済的・技術的な背景を把握することが必要となる。

近代以降のわが国の農村は、いくつかの転機を経験した。経済面・社会面からは、明治末期の貨幣経済の浸透期、昭和前期の農村恐慌期、終戦直後の農地改革が農村の社会構造に大きな変革をもたらせた。しかし、最大の転機は、昭和35年以降の高度経済成長期の変革である。その前後で、農村集落の実態は大きく変化した。現在の農村は農家集団の居住空間から多様な生活スタイルをもった混住社会の居住空間へと変貌している。

現代の集落は大きく変動しているが、その基盤となっているのは伝統的な社会構造であり、空間構造である。わが国の農村社会、村落構造の研究は、農村社会学・家族社会学、民俗学等で多くの成果が生み出されてきた。その中で、特に注目されるのが鈴木栄太郎による『農村社会学原理』（昭和15年、時潮社、著作集、未来社、Ⅰ、Ⅱ所収）、有賀喜左衛門の『日本家族制度と小作制度』（昭和18年、河出書房、著作集、未来社、Ⅰ、Ⅱ所収）である。

中田実は、創世期の農村社会学を「鈴木栄太郎、有賀喜左衛門らが、柳田国男を中心とする民俗学から学びつつ、それを批判的に検討する「モノグラフ的調査」研究によって、生活実態の実証的解明を基礎とした農村社会学の体系化を進めた。当時の農村社会学における主たる対象は、農村社会の最も基礎的な地域社会単位で、＜自主性自律性を有する存在＞である自然村としての集落

と、それを構成する基礎集団としての＜家＞や＜家連合＞であった。自然村は、鈴木栄太郎が提示した村落の理念型であり、モデルである。」と社会学の立場から総括している。（中田実他『日本の社会学６農村』東大出版、1986年）

３－２　村落構造をめぐる先駆的理論

（１）鈴木栄太郎の「自然村」

鈴木栄太郎は、昭和15年に『日本農村社会学原理』を著し、「自然村」概念を提示している。鈴木の自然村は、日常生活におけるさまざまな社会関係、社会組織が最も凝集した「集団累積体」という理念型である。そして、自然村に自律的な協同体を形成する精神力を見いだし、社会的・精神的統一体として自然村を規定した。

鈴木は、①組や小字、②部落や大字、③明治22年の町村制によって新たに生じた行政村によって構成される同心円的な地域構造を示し、第二の範域を自然村としている。そして、小字・組単位を第一社会地区、旧村（明治22年の町村制施行時の行政村）を第三次社会地区とし、その中間に自然村をおき、第二次社会地区と称した。

尚、鈴木は集落を「定住の地域的配置の集合による独立」と捉えている。

（２）有賀喜左衛門の村落構造の２類型

一方、有賀は、村落を構成する家と家の結合に着目して、村落構造の２類型を示した。村落構造の２類型とは、同族結合によって家と家が結び付く型と講組結合によって成立している型である。

有賀の古典的名著『日本家族制度と小作制度』は、岩手県石神集落におけるモノグラフ的研究を基礎に理論を発展させたものである。有賀の提示した家連合の二類型は、その後の農村社会構造の理解に大きな影響を与えた。それは、「同族とは生活上一つの家に他の家が依存する関係、すなわち上下関係に結合する場合に、本末の系譜関係に結ばれる生活集団であり、組とは家が対等平等の関係において結合する生活集団である。従って組を組成する家々の間には相互に系譜関係を持たないのが本来である。」という有賀の指摘に示された「階層性の明確な同族結合の関係」と、「平等対等関係による家の結合」という家の結合関係の相違にみられる２つの類型である。

有賀理論は、その後、福武直によって批判的に継承され、独自の村落類型論が提示された。

（３）鈴木・有賀の現代的評価

鈴木・有賀の研究は、今日においても貴重な存在である。その理由は、第一点に、今日の集落の基盤となっている近代の村落構造を明らかにしているこ

と、第二点に、村落構造を鈴木は生活行為や社会組織・社会関係、有賀は家と家の結合関係、階層関係から分析しており、その後の村落構造の分析に大きな影響を与えたことである。さらに鈴木や有賀の研究は、いずれも具体的な農村（集落）調査のモノグラフ的研究が基礎となっており、モノグラフィー研究の方法論を提示している点でも貴重である。鈴木の代表的モノグラフは、岐阜県加茂郡坂祝村の研究であり、有賀の石神集落の研究は、今日でも高く評価されている。先に紹介した鈴木・有賀の研究は、モノグラフ研究を普遍的な理論に高めた古典である。

さらに、鈴木理論は、現在の集落空間研究にとっても貴重な存在である。特に筆者は、以下の３点を高く評価したい。

第一には、現在の変動する集落の社会的・歴史的基盤となっている近代化した集落の社会構造の輪郭と機能を明確にしたこと

第二に精神によって統一された集団累積体、すなわち自然村の理念型を示したこと。これは、今日課題となっている地域づくりにおける単位と主体の設定にもつながる概念提示である。

第三に生活、社会、空間、時間の相互関連を考慮した構造的分析の方法を用いたこと。特に土地に投影させて社会関係や社会集団の存在を確認する方法を用いたこと。

鈴木の研究方法は、空間構造との関連から社会構造を捉える視点が明快である。「諸種の集団相互の関係は、定住する土地の上に投影されているから、土地に結びつけて考える時、より明瞭に説明することができる。」の言葉に鈴木の方法的特質が表現されていると筆者は考える。

３－３　戦後の村落構造研究

（１）福武による戦前の農村社会学の総括

戦前の鈴木栄太郎、有賀喜左衛門、喜多野清一らによって理論体系が構築された農村社会学は、終戦直後、福武直によって、その総括がなされ、新たな展開をみせる。

福武は、戦前の日本の農村社会学を、「日本資本主義論争が時代の動きによっておしつぶされ、民俗学的研究を中心とする郷土研究が全国的におしすすめられてゆくなかで成立」したと述べ、鈴木栄太郎の『農村社会学原理』、有賀喜左衛門の『日本家族制度と小作制度』、喜多野清一の『日本村落の同族組織』を先学の業績として挙げる。

特に、鈴木栄太郎の業績は、①農村家族の特質や第二次社会地区としての村の性格を明らかにしたこと、②扱った問題領域の広さにおいて、それらの広

汎な問題を統一的な学問体系に位置づけたことにおいて高く評価し、「日本農村社会学史上不滅の金字塔」と位置づけている。また、有賀喜左衛門、喜多野清一らの家族、同族研究を含め、これらの先駆的研究が、日本農村社会における人間関係の基本的原型を明らかにした点を戦前の農村社会学の到達点と総括している。

福武の戦後における研究の出発点は、有賀理論、鈴木理論の継承的・批判的総括と、戦後農村社会学の方法論的方向づけであった。

（２）福武の村落構造論

福武直の『日本農村の社会的性格』（1949年）は、従来の農村社会、村落構造の理論を総括し戦後の農村社会学の方向を示した著作である。

福武理論の特質は、農業生産力の発展段階に即して、より歴史的発展的に捉えている点にある。そして、過小農的家族経営と地主小作関係という２つの支柱をもつ同族結合がわが国の農村社会結合の基本的性格であると述べている。

また、福武は、「村落構造の類型論は、必然的に村落構造の展開論とむすびつかざるをえない」という考えのもとに、村落の類型は、単なる論理的決疑論ではなく、①具体的村落の性格を理解するための類型であると同時に、②発展段階の相違を示すものであるとの述べ、「具体的な村の展開を予測するもの」「農村社会を近代化と民主化への方向におしすすめる方途を探求するもの」であるとする。そして、以下に示す２つの村落類型を示した。

表２－１－１　福武直による村落構造の類型

①同族構造の村落：	手作地主の段階における地主小作関係を基盤として、本家・分家関係が支配従属関係として現象する村落 主従的結合を中心 東北型農村、山間農村
②講組構造の村落：	地主小作の身分的関係の後退の上に生ずる過小農の相互の対等な関係が基本となるの村落 平等な組結合を中心 西南型農村、平地農村

４．歴史学における集落研究

歴史学において、村落景観に着目した体系的な村落史を著したのが木村礎である。『日本村落史』は、日本の村落景観が持つ歴史性・特殊具体性にまず

着目し、そこから共同体の問題を基軸として、日本の歴史の基礎構造の全体的・全時代的考察を展開したものであり、その後、『村落景観の史的研究』、『日本村落史講座（１～９巻）』の編著においてその研究視点の確立と体系化が進められて。木村の研究は、歴史学と民俗学、地理学を結び付ける「村落」に着目した点で高く評価でき、計画学にも重要な示唆を与えてくれる。

『日本村落史』は、日本の村落景観が持つ歴史性・特殊具体性にまず着目し、そこから共同体の問題を基軸として、日本の歴史の基礎構造の全体的・全時代的考察を展開したものである。ここでは日本村落史を「勤労農民の生活の場を具体的に調査、復元し、そこに働いていた勤労農民の立場を基軸として歴史的事象を考察していくことを志す歴史研究のこと」とし、「村落を明らかにすると共に、そこから歴史の全体を見る研究」という研究姿勢を打ち出している。そして、具体的な景観研究を重要な要素として持ち、そこに生活する勤労農民の立場を基軸にしてものをみる「方法」と景観復元作業という具体的「手法」を準備した。

木村の村落史研究の特徴は、「村落景観の検討」という具体的な方法と「村落に生活する勤労農民の立場を基軸にしてものをみる」という視座の設定において独創的である。ここでは、耕地・集落・水路・林野等の村落を構成する具体的諸要素である景観を重んじ、景観を単なる自然でなく、長期にわたる人間労働の所産として認識され、経営単位、共同体、権力（領主制）の相互関係を景観研究の基底としている。特に、概念とは、元来無数の実態を理論的に包摂しているべきであるという認識に基づいて、共同体を検証する場を「村落」の実態に求めている。（木村は、所有論的共同体論を中核に機能論的共同体論との統一概念として共同体を捉えている。）

木村は、従来の歴史研究の問題点を以下のように整理し、村落景観研究の意義・性格を以下のように指摘している。

＜従来の歴史研究の問題点＞

① 権力から村落を眺めるという上位規定的な歴史認識であった。
→村落から権力を問う。
→村落という社会的基底からの日本歴史像の再構築が必要

② 個別景観の史的研究は存在するが、概ね断片的であり、歴史の全体性から切り離された存在であった

③ 景観復元の重要性や景観変貌の持つ歴史的意味について顧慮しなかった

＜村落景観に着目する理由＞

① 村落民が大地に刻み込んだ歴史の刻印である

② 景観復元作業によって、特定の時代における村落民の生活の場を具体的かつ全体的に認識することが可能である

そして、村落景観研究を「村落民の生活の場所（空間）の研究であるとともにその変化（時間）の研究である」として、「歴史における空間と時間を統一的に把握するための歴史の方法」と位置づけている。

木村の提示した歴史研究の方法論は、考古学的時代から近代までの村落景観を整理した形で一貫して提示し、それらの意味を次々に問い、そのことによって、日本歴史の全体的認識に迫る方法で、具体的村落景観の復元から全体的歴史認識を獲得しようとすることが大きな特徴である。

このなかで木村は、共同体の性格として規定重畳性に着目している。「規定重畳性」とは、古代社会における共同体は古代社会に独自の性格を与えるに止まらず、中世社会の共同体をも規定し、それによって中世社会全体をも規定するという性格で「持続性」という言葉や「深い時間性」とも表現されている。

木村の指摘する共同体の規定重畳性という性格は、現代社会においても重要な意味をもち、歴史研究と計画研究を結び付ける接点も、この点にあるものと考えられる。筆者は、地域計画論の立場から、木村の研究は、村落景観に着眼していること（①単位、②生活）、村落の規定重畳性に着目した歴史認識において高く評価したい。

5．民俗学における集落研究

福田アジオは、『時間の民俗学・空間の民俗学』（木耳社、1989年）のなかで、領域と境界の民俗について述べている。福田の研究は、民俗学を歴史学の方法論の一つと位置づけ、彼は、重出立証法の限界を指摘し、個別分析法による歴史解明を説く。また、空間を媒介とした具体的アプローチ方法をとっていることが特色である。なかでも、柳田国男の「ムラ・ノラ・ハラ」の村落認識を同心円モデルの空間認識として示したことは、彼の研究方法論的特質を端的に示している。

「日本民俗学は村落研究として展開してきた。しかし村落そのものを研究対象にしてきたわけではない。村落において伝承されてきた民俗を調査研究してきたのである。」という福田の一説に民俗学における村落研究の視点が凝縮している。福田の研究アプローチの特質の一つは、空間を媒介に民俗現象を捉える、民俗現象を空間に落としてみるという点にある。

すなわち、「配置・位置・空間に着目することによって民俗学の認識を整

理しなおすことによって、今まで見落としていたことが新たにみえてくる可能性、個別地域の調査研究における空間論的理解の可能性を追求した仮説理論」が福田の研究の特徴である。

民俗学における村落空間論には、1950年代の原田敏明「村の境界」（1957）桜田勝徳「村とは何か」（1958）、1970年代の川本彰「村落の領域」（1972）、鳥越皓之「部落・町内の境界」（1976）、村武精一「祭祀空間の構造」「集落の社会的・祭祀的構成」（1978）、福田アジオ「村落領域論」（1980）などがある。

民俗学における村落空間論は、福田が「民俗学は、集落そのものを研究対象とするものではなく、集落に居住する一般人、常民の生活を研究対象に、日本の基層文化の解明を目的とする」と指摘するように、空間そのものではなく、空間に投影した基層文化の解明にあり、常民意識の空間投影にある。

筆者が集落域の空間概念のひとつにあげた意識空間としての集落域は、住民の土地に対する意識の投影に着目するものである。

ムラの領域　福田アジオによるムラの領域の模式図：柳田国男による村落分類

柳田国男が「農業経済と村是」（時代ト農政）の中で指摘したムラの土地を「民居の一集団即ち宅地のある部分」と「村民が耕作する田畠」そして「其利用する山林原野」に分類する考え方を基礎に、福田アジオは、ムラの領域を三重の同心円的構成として統一的に把握することを試みている。

福田アジオは、ムラの空間的構成とその社会的意味を考察するための仮説として「ムラの領域の三重の同心円構成」を想定した

福田アジオ　「日本村落の民俗的構造」(1982)

ムラの領域の模式図

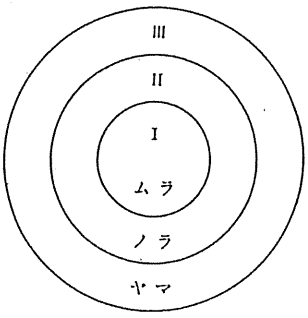

【ムラの領域の三種類】

(1) ムラ
「民居の一集団」＝集落＝定住地としての領域
(2) ノラ
「耕作する田畑」＝耕地＝生産地としての領域
(3) ヤマ　（ハラ）
「利用する山林原野」＝林野＝採取地としての領域

【ムラの領域とは何か】
定義：ムラが占取している土地
性格：単なる地理的空間ではなく、社会的空間であり、領はムラ内人間関係を基本的に規定する。
（川本彰の主張）

【民俗学に於けるムラ領域の研究】
ムラには村境があり、そこで内と外に区分され、外からの邪魔なものの内への侵入は阻止されることが常識化したしかし、村境の内側のあり方についてムラのあり方との関連で把握しようとする試みは展開しなかった。
原田敏明の「村の境」(1957)によって従来通説に依存していた研究に進展がみらた。(35P)
原田　「部落に通ずる道の村境のところが社会生活の中心となる」
「その村が神聖であるのに対しては、境の外を不浄の場所とし境の内に対しては何らかこれに対抗するもの、これに禍を及ぼすものという関係におかれている」
川本彰、守田志郎の領域の捉え方
家々が経営する耕地を中心にする。
民俗学に於ける領域の捉え方
現実的な地境より常民の生活における心理的村境に着目する傾向。

図２－１－３　民俗学におけるムラの領域

２節　地域主体・共同体論の展開と論点

１．地域主体としての共同体論

わが国の都市・農村計画、生活環境計画において、これまでコミュニティスケールの生活空間の計画理論、計画制度が確立していない理由には、コミュニュティを育成する視点が欠落していたことが挙げられる。それはコミュニティが個人の自由を束縛するとともに経済の発展を阻害するという考えが基本にあったものと考えられる。その根拠となったのは、戦後復興から1950年代にかけての共同体をめぐる理論であった。当時の共同体の研究は、経済発展の歴史的段階との対応から経済学、社会学、歴史学を中心に展開された。

木村礎は、歴史研究としての共同体論として、①マルクスの「資本主義的生産に先行する諸形態」をはじめとする共同体論、②大塚久雄の『共同体の基礎理論』、③中村吉治『日本の村落共同体』をあげ、「共同体は前近代の問題という認識は、マルクス、Ｍ・ウェーヴァーの理論を根拠に、大塚久雄が前近代の社会構造を解明する鍵として＜近代資本主義社会に到達すれば共同体は解体される。あるいは、共同体の解体が近代資本主義社会を生む＞という考え方、共同体の問題を提起したことの影響がつよい。そして＜共同体は個人の自立にとって害悪しかもたらさないから、そのようなものが現代に残っていれば、それは早急に解体せねばならぬ。総じて、共同体は封建性と同様に悪しきものである。＞『共同体の崩壊があってはじめて個の自立が成り立つ』という認識が1950年前後には一般的であった。」と述べている（『日本村落史』）。

また、中田実は社会学分野から、「1950年代から60年代にかけて村落共同体論が社会科学分野の論点とされた。これは、マルクスの「資本制生産に先行する諸形態」、Ｍ．ウェーバーの『一般社会経済史要論（上下）』（原著1924年、邦訳昭和２年）への理解と、わが国の戦後状況への適用という側面から、社会科学全体の関心となった。村落共同体論は、わが国の近代化論と結び付いて論議された。当時の共同体論は、主としてマルクスの共同体論の理解としてだされた大塚久雄、福武直の理論とそれに対する批判に大別される。そして現実には、農地改革を経た村落社会を如何なる観点から評価するかという問題とつながる。大塚、福武を代表とする共同体認識は、前近代的、半封建的性格をもち、経済発展を阻害するものであった。そこから導きだされたのは村落解体、

農民解放の政策要求である。それに対する一方の理論は、「部落連帯」を生かした方途の模索、村落共同体の評価論である」と総括している。（筆者要約、中田実「概説　日本の社会学　農村」、『日本の社会学　６　農村』東大出版、1986年）

また、岩本由輝は、「共同体は、第二次世界大戦後の民主化の過程で、人間開放の阻害要因として部落体制の打破や家族制度の解体という実践的課題と結びついて論議されてきた。それが、1970年代後半、高度経済成長の矛盾が顕在化した時代において、現代の混迷を脱却するための拠点として復権や再評価をもとめる声が強まった」と戦後の共同体論の展開を共同体評価の負から正への転換と概括している。（『村と土地の社会史』乃木書房、1989年）

筆者は、地域主体としての共同体論は、戦時中の共同体活用論、戦後復興期から1950年代にかけての共同体解体論、1970年代の共同体再評価論、そして現在の地域主体構築論へと展開していると考えている。以下では、戦後復興期から1950年代にかけての共同体解体論を中心に考察を進めることにする。

２．福武理論における集落認識

まず、わが国の農村社会の実態を踏まえた当時の代表理論として、ここでは福武直の村落構造論から、当時の集落に対する認識、集落の方向づけに関する考え方を整理することにする。ここでは、特に地域主体が育成されななったかという関心から考察をすすめる。

２－１　「小宇宙」としての集落認識

福武の社会構造理論は、経済史学の大塚久雄の『共同体の基礎理論』と並んで、当時の共同体理論の代表的存在であった。福武の主張は、資本主義の後進性から脱却するためには、村落共同体の解体が必要というものであり、その影響力は多大であった。福武は、資本主義の発展、民主的政治権力の構築には、戦前からの村落共同体の存続が阻害要因となっており、村落共同体存続の主要な契機は、自立しえない幼弱な生産力によって基礎づけられる共同社会性と社会的な重層構造をもたらす社会的封鎖性にあるという認識を示した。そして村落の社会共同性と社会的封鎖性の打破を説いた。

福武は村落社会（部落）を、日本農村の社会的統一としてもっとも重大な単位であるムラと定義している。そして、部落の性格の一つとして「地域的な封鎖性を解放できない小宇宙」をあげ、日本農村の部落は、自然発生的な共同

体的性格を止揚することができず、自主独立の人間の主体的な集団形成を許さなかったと認識している。

２－２　共同体解体論

そして部落の存続が、①より広い社会での農民の行動を阻止し、農村社会の停滞の大きな原因となっていること、②部落の社会的強制の中に階級的利害の差がおおいかくされていること、③階級としての人間は、より大きな社会にわたる同一階級の連係のもとに生ずるのであるが、部落社会は、この階級的連係を分断するという認識を示した。

また、部落的強制からの解放は何によって可能になるかという命題に対して、①農家の経済的自立性の獲得（村社会を構成する農家がすべて自立しうるほどに経済的基盤をたかめる→農家人口が大幅に減って、経営規模が大きくなり、専業化した農民の自主的共同化が進められることが必要）、②部落生活の社会生活における比重の低下の実現（農村における社会的生活圏が拡大されるとともに、各人の生活圏が交錯して重層性を少なくする）を課題として示した。

福武による問題解決の展望は、以下のように理解できる。

表２－２－１　福武の共同体解体の理論フレーム

（主要な政策）

・農地改革と町村合併：垂直的階層的変化／水平的な行政地域の拡大

（政策目標）

・広汎な地域の中に農村社会を再編成

・封鎖的社会の重層構造を解体

・労働者との協力による民主的政治権力の構築

（具体的課題）

・特殊な限定をもつ歴史的な地域社会形態としての村落共同体の一掃

（目標）

・共同体の解体と新しい結合の原理の再組織が課題。

（具体的内容）

過小農生産の共同化

共同体的な他律的強制から自律的規制へ

階層的支配から下からの自主的民主化

負担の公平

福武直　『日本村落の社会構造』（東京大学出版会、1959年）より作成

３．福武理論の評価

福武の業績は、①同族構造と講組構造の村落類型を示したこと、②農業経済、経済史学の研究成果をも考慮にいれた農村社会学の総合的・科学的方法を提示したこと、③農村の社会的性格を明らかにするだけでなく、農村社会の改革、展開の方向を示す課題、目標を設定したことに集約できる。

福武は「個人の主体的な自由を確保しうる新しい生産的な社会結合を如何にして生み出すかということがわれわれの究極の課題となるのである」と研究の目標を示し、そのために同族結合の揚棄、講組結合の超越を説いた。

また、福武は、部落が重層構造をもっているがゆえに、解体の必要があるという認識を示し、より広汎な階層間の連係を構想した。福武自身は、共同体的強制と地域社会的規制を区別することを説いてはいるが、なにを尊重し、なにを否定するのかは明確ではなく、それは、部落の共同性に対する全面否定であった。家や部落から個人を解放することによって、民主化・近代化、生産力（資本主義）の発展が達成されるというのが福武の戦略理論である。

福武の構想では階層的連係の発想は明確であるが、地域的連係は否定されている。福武の否定したいまひとつの側面は部落の社会的封鎖性の否定である。このことは、行政の末端組織、支配者層の上から伝達機構としての部落の否定、個人が自由に部落から転出、他業種を選択するうえでの壁となっている部落の否定を意味している。確かに、行政の部落の利用は、戦前において国家主義に組み込まれ多くの問題を発生させた。行政の末端事務の肩代り機能、政治的集票機能を部落が担うという側面は否定すべきである。しかし、部落の否定は、同時に住民及び地域社会の要求を行政に反映させ、自らの居住する地域づくりの主体ともなりうる部落の役割までも否定する結果となっている。

福武の共同体論及び共同体解釈は明快であり、かつ理論的である。そして、身分的階層的社会構造が残存し、困窮にあえぐ農村という経済状況のもとでは、きわめて指導性のあった理論である。

しかし、いわゆる歴史的、特殊な地域社会形態としての村落共同体と村落社会のもつ共同性とは同義ではなく、共同性と地域社会に対する認識は、十分ではなかった。

1950年代に解体の対象となった集落においても、先に木村礎が指摘した「共同体の規定重畳性」がその性格から消えたわけではない。１節で紹介した上野福男の土地利用にみられる共同性や鈴木栄太郎の指摘する「協働性」は戦後においても、いきつづける地域主体の内部に形態を変えながら継承、生成されていたことに目を向ける必要がある。

共同性は、経済・社会・生活の発展と共に変容し、新たな共同性が生成されるのであり、当時の共同体論は、前近代＝半封建性＝共同体という固定概念として共同体・共同性を捉えていたと総括できる。この点については、本論４章の分析において詳述する。

1950年代には、農村から都市への人口移動と農地・山林の都市的土地利用への転換が進み、高度経済成長期に突入する。その後、農村では機械化、基盤整備に政策の重点がおかれ、農村の都市化が急速に進展する。

一方、現代社会では、個の「自立」が「孤立」をもたらしている現実も顕在化している。

４．共同体再評価論

４－１　共同体再評価論の背景

1970年代には共同体再評価論が登場する。共同体の再評価論は、必然的に登場したと筆者はみる。戦後の復興、そして高度経済成長期の地域開発が進められ、その成果として飛躍的な経済発展をみたわけであるが、そこでは国民経済的な視点にもとづく発展が問題とされ、地域生活的視点が欠落していた。その矛盾が地域生活レベルで顕在化した結果、従来の地域開発の方法が計画学だけではなく、広範な分野から問題にされたのである。

当時の状況を福田アジオは、「共同体の役割を肯定的に評価し、その歴史貫通的な存在を強調する論が最近多い。恐らく、それは1960年代の「高度成長」がムラを解体させ、農民を非常に不安定な状態にした怒りの表現なのであろう。共同体の再評価を日本の現代のムラの問題として本格的に論じた最初は守田志郎といってよい。」と述べ、「ふるさと」回帰、農業見直し論の流行的潮流に理論的基礎を与えたものとして、守田志郎の『部落』（日本の農業ーあすへの歩みー79、1972年）、『小さな部落』（1973）と色川大吉の「躍動期の部落共同体」（『明治の文化』）、「近代日本の共同体」（思想の冒険、1974）を例として示している。福田自身は、ムラの共同性を単純にマイナスの存在と見ないのは何も最近に始まったことではないという認識であり、柳田国男の例を示している。（「村の生活ー村八分と噂話」伝統と現代『共同体論』、1977年）

４－２　守田志郎の『小さな部落』

共同体再評価に口火をきった代表的な理論は、守田志郎の『小さな部落』

（1973年）である。（その後、守田志郎『日本の村』朝日選書、朝日新聞社、1978年として再版）

守田志郎の『小さな部落』は、わが国の近代化、高度経済成長過程で否定され、また解体の標的となった『部落』に焦点をあわせて、日本の共同体論、社会論を展開したものである。ここで、守田は、従来の日本の部落について認識について「日本で部落について語られる機会はけっして少なくない。その語られる言葉の意味するところの大部分は、部落を否定的にしか扱うことのできない角度から発せられていることは明瞭である。」と述べ、従来の部落を否定する考え方を以下の４点に整理している。

① 部落がすでにその機能を完全に喪失している、という意味での否定。

② 部落を組織的にも機能的にも廃絶していかなくてはならないとする否定。

③ 部落を生産組織としての新しいものに再編成しなくてはならないといった提案ふうの否定。

④ 部落に、近代的な市民の自治体としての性格を付与しなくてはならない、という提案ふうの否定。

そして、これらの論調を、「本来の性格における共同体としての部落を否定している、あるいは否定しようとしているという点では完全といってよいくらい共通」と総括している。

部落を共同体と考える場合、「その共同体を封建的社会構成あるいはそれ以前の社会構成の基礎となる社会関係であるという認識が日本の今日における部落の認識にそのままあてはめられてしまうこと」を守田は問題にしている。

４－３　岩本由輝の共同体論への警鐘

その後、いわゆる共同体再評価論がひとつのブームになるが、安易な共同体論に対して、岩本由輝は以下のような警告を与えている。

① 擬制共同体の存在と政治権力によるその活用

② 共同体の問題が、その本格的な史的考察が十分になされないままに実践的課題と結びつき、流行的にとりあげられていること

このような岩本の警告は、十分検討を要する課題である。

岩本の第一の警告は、「政治権力はじばしば村落共同体の把握にあたって擬制としての共同体を創出する。（中略）具体的には氏姓社会における共同体を公地公民制にもとづいて制度的に解体して成立した律令体制、荘園制のもとでの共同体を否定して成立した幕藩体制を挙げることができるが、さらに共同体がそれ自体として存在しえなくなった近代を迎えても、明治政府はやはり幕

藩体制のもとでの共同体を否定し、疑似共同体としての部落を創出したのであった」と疑似共同体と政治体制の展開を総括し、しばしば共同体の典型と錯覚された明治町村制度下の村と字は、日本資本主義の展開のなかの擬制にすぎないと主張する。そして1932年の農林大臣令にはじまる農山漁村経済更生運動における五人組制度の活用を積極的に推進した田村浩、皇国農村確立運動にかかわった早川孝太郎について、その研究業績を評価したうえで、村落社会の実態に関する豊富な知識とイデオロギーとの懸絶を指摘し、現代における共同体復権や再評価の風潮に対する警告としている。

岩本は、「共同体を近代以前の社会における基本的構成」と捉え、共同体の成立は、人間の生産力水準が低く、個人が社会の基礎単位とはなりえない段階において、人間の存在の前提として構成された集団であって、個人の自由意志で作ったり離れたりすることができるといった性質のものではないという基本的考えを示している。岩本は、柳田国男の共同体認識として、「労働組織の最も古いかたちは、村の組織であったと思われる。そこから家族組織それ自身が労働組織であった。いわば村も家もともに労働組織の別名であったのである。」（『郷土生活の研究』筑摩書房、1967年、133P）という一説を引用し、その到達点を評価している。そして共同体の核となるべきものは労働組織でなければならないと主張する。また「共同体の基本をなすものは、人と人のつながり、端的にいえば労働組織としての人と人のつながりである」と述べ、共同体における所有論より関係論を重視する立場をとる。（岩本由輝『村と土地の社会史』乃木書房、1989年）

共同体の概念自体、それを取り扱う学問分野固有の規定がなされて当然であり、岩本の共同体論は、史的意味において貴重である。しかしながら、計画学の立場からは、近代社会が求めた個人の自立が個人の孤立へと新たな問題を提示している現代社会において、現実に存在している一定の地域空間に存在する人と人のつながりを如何に評価し、柔らかい共同体として再構築するかということが課題であると考える。

5．1980年以降の地域主体論

現代の農村社会における共同性の実態を、松岡昌則は『現代農村の生活互助ー生活協同と地域生活関係ー』（御茶の水書房、1991年）にまとめている。この著作は、「農村のなかで、村落を基本としてつくられ続けられている生活をむぐる互助協同に焦点をあてて、（中略）これからの農村生活は、そこに住

む人びと全員のあるべき関係として、どのように考えることができるかを問おうとした」評価すべき著作である。

現代の農村の村落は、「解体」「崩壊」といわれる現象にあると一般に認識されがちである。農村生活は、転換期にあり、大きく従来の社会関係は変化している。松原は、このような変動期の村落の互助を、消滅したり意味を失ってしまったと過去のものと捉えるのではなく、現代においても新たに生成され、生きる場にもとづく関係の再編成が避けられない問題であるという視点を提示している。

松岡は、農村社会の変化を、生産面では、①農業の自立経営の困難さ、②農家の総兼業化傾向、③労働力の高齢化、④機械化による生産性向上の限界をあげ、地域生活面では①生活圏の拡大、②生活をめぐる共同性の脆弱化、③地域における住民の相互依存体系の変化、④住民相互の関係の面識性・接触性の希薄化、⑤共通の生活場面の減少をあげている。そして、「これらの変化は、家族の崩壊、地域の解体としてこれまで指摘され、個人の分断化・孤立化の過程とも捉えられてきた。」ことに対して、新たな生活互助の必要性を説くものである。

松岡論文では、現在においても個別には充足できない個人や家族の生活機能を補完する互助の関係を社会関係と捉え、村落をそこに住む人びとがつくる地域的な互助のシステムと捉えている。

そして、現代の農村において、①個人の生活の脆弱性の拡大、②家族機能を充足する場面と程度の減少、③村落がもっていた家族機能を補完する構造の弛緩化によって生活をめぐる互助のシステムが働かなくなったという問題認識のもとに、個人と家のそれぞれの生活機能を補完するための互助のシステムを、協同の作業としてどうつくりあげことができるかが課題だとする。そして、具体的には、村落における生活交渉にもとづく社会関係の錯綜のなかに「生活互助のシステム」を探し求めなければならないと主張している。

この研究は、「農村研究における村落社会の分析から、地域社会研究への比重の移行がみられる。しかしながら、村落社会、小さな地域社会を過小評価すべきではなく、共同主体としての村落の位置は無視できない」という問題意識から取り組まれた研究である。

松岡の研究は、社会学の分野から、将来の農村社会を来るものとしてではなく、つくるものとして捉えて、そして、農村社会のあるべき姿を、そこに生きる人びとがどのような生活をしたいのかという問いかけから考察している点は従来の社会学とは異なる独創的な視点である。

松岡の研究にみられるように、変容する農村社会のなかで、新たな共同関

係の構築、地域社会としての主体形成が課題となっており、現代は新たな地域主体の構築が求められている時代といえる。

また、川本彰は、今後の農業発展への展望として、「ムラの内部の個別農家は自立を第一とするが、自立は個別では不可能で、自立のための連合単位がムラであった。ところが現状では個別が外部と直接に短絡しようとすることを批判している。そして足もとのムラをまず ”ひとつの領土元”として固め、その必要に応じて次の”領土”と連帯していく方向が、農業発展の一方向として考えられないだろうか」と述べている。また、ムラの封鎖性にとらわれてはならないが、それを破るにはムラという単位を生かしつつ、破らねばならないと主張する。（『むらの領域と農業』1983年）

このような川本の主張は、ムラという単位の「政策における空洞化」を問題にしているものと理解できる。このような状況が現代であり、筆者は政策的に空洞化されたムラを地域主体として認識する必要性を強調したい。

行政制度が変化しても、実体としてのムラは変化まえから存在するものであり、一夜にしてその体質が変わるものではない。ムラ自体が経験を積み、成長するのである。このことは、近年のモデル事業が成功したムラについて特に感じることである。事業の成功は、ムラという地域主体に内在する成功の要因によるところが大きい。その意味からいって、地域主体の育成が計画実現の鍵である。

【補　節】

１）大塚久雄の近代化の視点

大塚は「近代化とはなにか－近代化過程に於ける二つの途」のなかで、①封建的土地所有制が分解し、それに相応して下から向上してくる農民層のもとに「民富」が蓄積され、それがやがて産業資本に成長する場合、②生産者ではなく商人が前期的商人が小生産者を自己の支配下におき、生産を直接つかみとり産業資本家に転化する場合をあげ、前者こそが＜真実の近代化過程であり、そのために必要な条件になるのは、なによりも封建的土地所有の排除＞」とした。（大塚久雄（1947）：近代化の歴史的視点、中村雄二郎（1976）：日本の近代と村落共同体、村落・報徳・地主制－日本近代の基底（共編）、東洋経済新報社より引用）

２）中村吉治の共同体論とムラの捉え方

歴史学の中村吉治は、「共同体に歴史があり、歴史を通じて共同体は理解できる」という視点から共同体論・共同体史を展開した。中村は、村落共同体について以下のように述べている。

> 村落共同体といっているのは、たんなる村とか集落の意味ではない。ずっと古代と、ずっと近代とを除いた、農業村落の問題である。そこでの直接生産者・農民が、農業を行うために、技術・生産力に適応した集団として家と村をなす。それぞれ一体の集団であり、個人なき個体であって、同血・同族と意識し、それが規範化していると同時に、この集団と生産手段の間も分離できず、分割できない一体性・統一性をもっているという基本性格をもつとき、この集団を共同体とみて、その原型を氏族にみるのである。

中村は原始共同体から古代、中世、近世の共同体への展開を示し、近世の村落共同体の性格とその崩壊、近代以降の「残存」について論じている。

> 近世には、共同体そのものが、単位的な個体の体をなさぬから、そうかといって個々の農家を支配することもできぬから、ある範囲をとって、村という制度を設定し、これを共同体としての擬制的単位として、その村の中の農家を一体として支配する方法をとるほかなかった。そのためには、集落をめどとして、地域的に図をひいて村を画すという、きわめて機械的な便宜的な方法がとられ、検地帳をその村としてつくり、村なる区画と村落なるものを、かくのごとく定めていったのである。

共同体を通して存在する農家を支配するには共同体を通してでなけらばならず、集団的に支配する方法として検地と村制度が必要とされつくられたのが、擬制的な共同体として村であったとするのが中村の主張である。当然、行政的につくられた村の区域と実体との間にはずれが内包されている。

一方、共同体の変容に関する中村吉治の説は以下の通りである。

共同体の分解は、共同体を構成する農家の独立性がすすんで、そのために共同を要さなくなることだが、その過程は、一体の共同体のなかで農家が独立し、ある程度になると、一気に共同のきずながなくなるというゆきかたではなく、共同体のなかの農家の自立性は、共同体を契機ごとに分化させたり、範囲がひろがったり、いりくんだりしながら、順次にすすめられるのであって、そうして分化された契機の一つづつが消えてゆくという順序をとる。なにもかも一度に不要になるのではなく、水について共同が不要になっても山がのこり、ついで山について共同が不要になって、労働組織だけがのこるといったように、そのそれぞれの発達の条件によって、なにかがはずされていくという経過をとったとみられる。そういう前提として、近世村落共同体は、共同体の分化という段階になり、近世後半から、順次にそれぞれが不要または必要度の低下がみられていく。そういう位置にあったものとみてよかろう。明治以降においても、それは、その方向において消失の過程がつづいており、それに応じて、村落制度はより行政的な村制度（市町村制度）になってゆくのである。

中村吉治は、岩手県煙山村の松ノ木（部落）における詳細な調査によって上記の結論を導きだした。中村の研究は貴重であるが、そこで問題とされるのは共同体の解体・変容であり、共同性の生成、共同体の再編に目がむけられていない。

３）川本彰の共同体論の総括と領域論

川本は、「戦後の農地改革で、旧来の半封建的搾取関係とみなされた地主・小作関係は打倒された。われわれはこれを、打倒さえすれば日本の近代化、民主化ができ、日本社会は西欧と同じ市民社会になると思いこんでいた。（中略）日本社会、日本農村の封建性をなお支えているのは、実は共同体という前近代的な生産関係であって、これがあるからこそ、生産力の発展は実現せず、農業は低い生産性に低迷し、ひいては全体社会も民主化しないのだという。」とのべ、農業亡国論の根底には、ムラという共同体を打倒すれば、農業も資本主義的企業になり、社会も民主化するという論理があったと総括している。そして「人間は共同を組まねば生きていけない」という認識のもとに、領域性からムラの構造を分析している。川本はムラを構成する３つの実体として、人間、領土、作物をあげ、そのそれぞれを保全するのがムラの機能であると述べている。また、ムラの複合的、重層的、循環的構造を明らかにしている。
（川本彰（1983）：むらの領域と農業、家の光協会）

３節　地域主体にみる共同性の論理

１．集落にみる共同性の論理

これまで集落をめぐる関連諸学の研究成果および共同体論の論点を確認してきた。わが国の戦後史において、コミュニティレベルの地域計画が立ち遅れた背景には、解体の対象としての共同体認識があったわけである。経済発展と個人の自立がわが国の政策目標であった。その間に、地域という住民の生活基盤となるスケールの政策の空洞化がおきたのであった。

農業政策面においては1960年以降、自立経営農家の育成が政策目標となり生産基盤の整備と生産効率の向上が図られた。実際の農村整備事業は集落と密接に結びついて実施されているが、それは事業推進の効率性からの必然であり、地域主体を育成する視点からでたものとはいいがたい。

しかし、現実の集落は、従来からの共同性を継承・生成しながら過去から現在へと継続的に発展しているのである。過去の共同性が消滅し、また新たな共同性を生成している運動体が集落である。

このような集落には、過去のものではなく、現在も生き続ける様々な共同社会の仕組みがある。ここでは、地域主体としての集落に内在する共同性の特徴とその仕組みを、先学の研究成果から確認することにする。

２．白砂剛二の伝統的土地利用論

まず、白砂剛二の『住の思想』（農山漁村文化協会、昭和52年）から、地域主体である集落の伝統的土地利用の性格について整理したい。

九州各地の農漁村の詳細な実地調査に基づき、人間らしい生活、居住地形成の論理について論証したものである。ここでは、都市型「近代化」の批判、農漁村の土地利用、生活の仕組み、農家住宅の伝統に学ぶべき点が実証的に論じられ、自立型居住地形成への方向性が示されている。この中で白砂は、近代的土地利用と伝統的土地利用を以下のように対比させて、その性質を整理し、特に農漁村の伝統的土地利用については、土地の複合的、共同的、緻密な利用という三つの性質に加えて、土地自体のなかに「資源的な価値」を内在させているという性質の四つの特徴をあげている。

表２－３－１　白砂剛二による伝統的土地利用の特徴

近代的土地利用	伝統的土地利用
土地の単一的利用	土地の複合的利用
①土地は、できるだけだだ一つの目的にのみ利用すること。すなわち、土地の単一的利用である。	土地は、できるだけ多くの目的のために、かつ重複して利用すること。すなわち土地の複合的利用である。
土地の私的・制限的利用	土地の共同的利用
②土地の利用権は、土地の所有者がもつ。私有地は、個人または企業が自由に（勝手に）使うことができる。公有地の使用は、公的機関（国、県、町、公社など）の裁量による。すなわち土地の私的（制限的）利用である。	土地の所有者が誰であっても、土地は、そこに住むすべての人が共同的に利用することができる。すなわち土地の共同的利用である。
土地の単純で粗放な利用	土地の緻密な利用
③土地の利用形態はきわめて単純で、かつ粗放である。	土地の利用形態は、きわめて緻密である。

また、ムラの「伝統的」な日常生活の仕組みについて、「共同的生活慣行」の存在を指摘するとともに、甑島における部落農民による田畑の共同所有制と共有耕地の利用方法としての割替え制からなる共有耕地割替え制度が紹介されている。この制度は、藩政期の門割制度を継承したもので、明治12年以降甑島で行われてきた土地利用の仕組みで、昭和21年の農地改革によってその多くは廃止されながらも二つの集落では調査時点まで存続している。この制度から、集落社会の共同性の性格と原則・効用が読み取れ興味深い。

ここで明らかにされた伝統的土地利用の仕組みは、住民が地域に住み続けるなかで形成・実現されているものであり、地域住民にとって、また環境にとって合理性をもつものである。

白砂の研究は、詳細な現地調査によってはじめて明らかにされるもので、地域と空間の仕組みと全体像が生活論的視点から統一されて考察されている。また、そこから得られた知見はきわめて具体的である。白砂の都市的土地利用との対比は、現代の土地利用計画、地域計画への警鐘である。

３．高山敏弘の集落機能論

ここでは高山敏弘の著書（『兵庫の農業集落と農村計画』1987年、兵庫県農村問題研究会）から、集落の有する多面的な機能について整理したい。

高山は、集落を行政の末端組織として農政浸透の重要な役割を担うものと捉えるとともに、集落のもつ多面的な機能を評価する。

表２－３－２　高山による集落機能の分類

自治組織	→	自治機能・・・・（領域保全機能）
		＜土地管理機能・財産管理機能）
		立法機能
		司法機能
		行政機能
		警察機能
		教育機能
		消防機能
		防衛機能
生産組織	→	生産維持調整機能（作目保全機能）
		土地利用調整機能
		用水調整機能
		相互援助機能
		危険負担機能
生活組織	→	生活維持向上機能（人間保全機能）
		相互援助機能
		環境保全機能
		相互金融機能
		娯楽執行機能
		健康保全機能

高山は「集落の機能が農業の発展や生活の向上にどのようにかかわりをもつのか」という課題に対して、兵庫県の農業集落の実態調査を踏まえて検討を加え、上記の集落機能を抽出している。

高山の研究の中で、特に強調されるのが、集落の役割であり、集落機能である。そして、集落内における人と人、家と家との間柄関係を保つ倫理意識の基本が、共同体における「平等」の原則であり、この平等がベースとなった弱者小集団における「相互扶助」の精神であると主張している。そして集落の自治組織、生産組織、生活組織としての側面に着目し、集落には、自治機能（領域保全機能：土地管理機能・財産管理機能）、生産維持調整機能（作目保全機

能）、生活維持向上機能（人間保全機能）をもつことが示されている。高山の集落機能論は、上記のチャートに集約されている。

高山は、現実の農村を「そのおかれている時代とその位置において特徴を有するものであって、一定の地理的空間的広がりの上の、歴史的時間的流れの中に行動する人々を包含した統一体である」と捉え、農村計画について、「単なる農業計画でもなければ、単なる農村社会計画でもなく、農村の意味するものが、土地を基本的生産手段とする農業の行われる場であり、その農業に従事する農民が生活を行っている場であることからも、両者を統一した地域の生産・生活計画を内容とする主体的創造的計画でならない」とする考えから、集落に基本をおいた農村計画の必要性を説いている。

高山の農村認識の重要な点は、農村を農業と社会、生産と生活という二分的に捉えるのではなく、それらの連鎖した構造、すなわち統一体として理解している点である。そして、その統一体こそが、農村計画の実質的計画主体となると指摘している。

高山のこのような主張は、①農業経済という国民経済レベルの農業ではなく、農家レベルの農業経営を基本的視座においた方法、②農家の経営が個別に成立するものでなく、集落や地域農業と結び付いて複合的に成立していること、また農村においては生産と生活は一体的に存在しているという認識を基礎においている点で学ぶべき点が多い。

４．筒井迪夫の『林野共同体の研究』にみる伝統的環境管理の論理

筒井迪夫は、『林野共同体の研究』（昭和48年、農林出版）を著し、林野共同体の団体的性質、林野共同体の方法、地域林野共同体への展望を理論的に明らかにしている。ここで注目したいのは、土地共同体としての機能、労働共同体としての機能、公共性の管理共同体としての機能から地域林野共同体への展望を示している点である。さらに割山利用における団体的性質を近世割山利用における規約などの共同体規制、割替制度における共同管機能として詳細に分析されている。

このなかで、筒井は平等性に関する２つの解釈として興味深い指摘を行っている。それは「共同体林野所有の本質が成員の平等所有にありとする理論にとっての一つの問題は村山配分の行われ方に高割（等級割）と平等割（均等割）の二種があり、そのいずれをもって平等性とするかの点である。」として、「高割的配分の性格であるが、差等のあることをもって不平等的性格のものとし

て一律に規定づけることが妥当か否かは疑問がある。というのは配分の平等性とは機械的意味においてばかりではなく実質的意味においてもとらえられる面があると思われるからである。」と述べている。そして「平等性には頭割的平等と等級的平等の二面性があり、それらはそれぞれの実態的な利用関係との関連において判断すべき性質のものであると思われる。」と、平等性の実態的意味によるその性格判断の必要性を指摘している。そして、「農業経営規模と緊密に結びつく採草利用を頭割的に均等配分することは実質的意味において不平等であって、高割方式をとることがむしろ平等原則に即したもの」、「各戸おおむね平均的使用量を示す自家用燃料の場合には頭割的な均等配分が実質的な意味においても平等割である」という例を示している。

筒井のこのような指摘は、共同体の性格を形式的に規定するのではなく、実態の平等原則から考察すべきであるという点で意義深い。

また筒井は、住民による自律的土地利用規約である「山仕法」にみる伝統的環境管理の論理について、以下のように述べている。

> 村における掟や定を「村仕法」といい、特に入会山の利用についての利用者の申し合わせ規約の総称を山仕法（村持山管理仕法）という。山仕法は、「掟」、「定」、「申し合わせ規約」とも呼ばれるものである。
>
> 山仕法は、利用者全員の寄り合いで内容を決め、その遵守を誓約したもので、その主な内容は、①採取時期に関する規定、②採取量の制限に関する規定、③違反者に対する制裁規定であった。ここでは、入会山の利用は利用者全員の平等利用を原則としており、利用量を均等にするための配慮に注意が注がれていた。このような山仕法が成立した理由は、入会山という環境資源の永続的な利用を可能にすることが、住民の生活や農業生産に不可欠な存在であったためである。そして、山仕法は環境資源の保護と利用者の保護という二つの目的を両立させた環境管理計画という点にその特徴があった。と同時に、山仕法には、環境資源の保全と利用の原則、利用者参加の原則、平等利用の原則が内在している。

このような山仕法を、『利用者の全員が同等の資格で参加し、共同して資源の枯渇を防いだからこそ、長い期間にわたって自然の恵みを享受できたといってよい。乱伐・暴採は地力を破壊するというという自然の摂理を知った農民達は、共同で生産をしながら、かつ地力を守る仕組みを発見した。「山仕法」はその目的でつくらてた彼らのすぐれた結晶であった。』と筒井迪夫は高く評価している。　（筒井迪夫『日本林政の系譜』地球社、昭和62年より）

筒井の一連の研究から、地域主体による土地の管理、活用の仕組みが、きわめて興味深くよみとれる。特に、ここで筒井の紹介している村仕法については、上からの法規制ではなく、地域住民の生活の必然から生み出された自律的規制であり、今後の土地利用計画、土地管理の理論構築に際しても非常に興味深いものである。

6．小活

伝統的な集落社会が生成してきた種々の社会運営、土地利用の仕組みは、生活の必然から生まれた内発的合理性をもっている。コミュニティスケールの地域計画の理念と方法を確立するためには、地域生活レベルの社会と空間の仕組みを確認し、そこに内在する計画の論理を読み取り、評価することからはじめなければならない。

82. 83. 84 アキ 白

冬

3章

集落土地利用計画の課題と展望

１節　　集落と土地を捉える視点

１．集落土地利用計画の現状

農山漁村地域において、コミュニティスケールの地域計画の基本となるのは、集落土地利用計画である。

集落土地利用計画は、土地利用計画体系の最も基礎的な位置にありながら、計画法制・計画理論において未確立の分野といえる。昭和62年に制定された集落地域整備法は、その対象が都市計画区域と重複する農振地域内の集落に限られていること、集落域全体ではなく事業に結びついた一定範囲の土地を対象とする部分的計画であること、市街化調整区域内での宅地供給の増大を究極の目的とした開発志向の計画であること等の限界をもつものの、集落というコミュニティスケールに焦点を定めた計画法であることは高く評価でき、今後の集落計画の確立にとってきわめて重要な役割を担うものと期待される。

従来の農村土地利用計画は、農地の蚕食を食い止める土地利用規制や農地の宅地化を計画的に誘導しようとする土地利用転換計画、農地の基盤整備を中心とする土地改良等を内容とする問題解決のための処方箋といえる。これらは都市化の圧力を食い止める「歯止め型土地利用計画」や個別課題に対応する「問題解決型土地利用計画」と呼びうる性格のもので、いずれの場合も集落空間の構造把握や集落土地利用の認識を欠く「フロー」の計画といえる。また計画の対象となる土地は、事業に結びついた宅地供給や基盤整備のための一部の土地（区域）だけで、周辺の土地や集落域全体の土地利用との関係をとらえる包括的な視点が希薄であった。今日、我々が構築すべき計画理論は、その対象となる「集落」と「土地」に対する十分な認識を基礎とした、包括的な集落土地利用計画であり、「ストック」の計画理論である。[1)2)]

２．集落と土地を捉える視点

２－１　土地利用計画の理論モデルとしての集落

わが国の土地利用計画の基本的な問題として、計画における地域主体の喪失、物的計画への偏重があげられる。土地利用計画は、地域の生活、社会、経

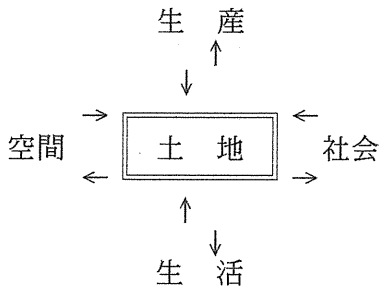

図３－１－２　土地の捉え方

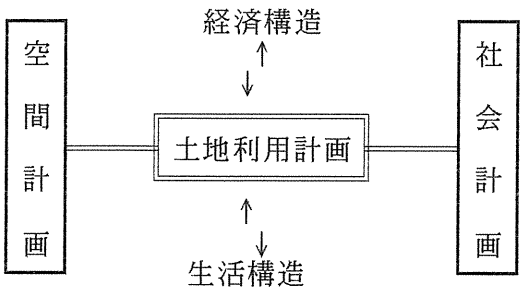

図３－１－２　土地利用計画の構図

済の空間基盤である「土地」を対象とする計画であり、当然、その利用計画は地域社会・生活や生産・経済構造に大きな影響を及ぼす。土地利用計画は、土地の利用形態や空間配置を定める物的な空間計画であるが、地域社会や経済構造との整合性が求められる。しかし現実には、地域社会・生活や経済構造と無関係な土地の利用区分、線引きによる土地の利用規制が土地利用計画であると認識されている場合が一般的で、ここに大きな欠陥が存在している。

都市、農村を問わず土地利用計画は、地域主体と土地との結び付きや社会関係・生産関係等との整合性をも配慮した空間計画であることが求められる。我々が集落に目を向けることは、単に国土の約８割を占める農村地域の「生活空間の要」としての集落に着目するという意味だけではなく、新たな土地利用計画を構築する「理論モデル」を獲得するうえで重要な意味を持っている。[3)]

集落空間は、特定の人間集団が定住可能な一定の環境を主体的に選定し（集落立地選定の論理が存在）、地域社会と地域住民の生活と生存を支えるために土地や環境を活用することによって形成されたものであり、歴史をいう時間のフィルターを通して検証された生活空間の結晶体である。このような地域住民の主体的・歴史的営為を通じて形成された集落空間や土地利用には、当然「計画的な意図」が内在しているはずで、集落空間は自然発生的に形成されたものではない。また農林漁業を生業とする農山漁村集落に内在する「空間論理」には、近代技術と経済合理性の論理にもとづく環境克服（支配）型の計画論に対する自然と生活の論理に基づく環境調和型の計画論のヒントが存在しているとも考えられる。

計画学において集落に着目するポイントは、環境との調和を基礎に、地域住民によって主体的に形成された集落空間・集落土地利用に内在する「計画的な意図」を読み取ることにある。

２－２　集落にみる地域主体と社会ー空間の一体性

集落空間は、一定の境界をもった土地・空間のまとまり（集落域）である。そこには、ムラという「社会」と集落空間という「生活空間」が結び付いた地域社会・地域空間が形成されており、まさしく集落そのものが、「社会ー空間の統一体」、「生活空間の学校」といえる。[4)]

筆者が集落を「生活空間の学校」とみる理由は、集落に内在する社会形成原理、空間形成原理に学ぶべき点が多いからである。我々が集落に注目する理由として、地域主体の存在が明快なこと、集落社会と集落空間が一体的な関係をもっていること、の二点が挙げられる。そして、集落社会と集落空間の一体的関係を基礎とした地域主体の存在が、そこに居住する人々の生存と生活のために最も合理的な地域空間を創りだす推進力となってきたのである。地域主体によって形成されてきた集落空間や土地利用には、永い歴史を通じて蓄積された人々の土地と環境に対する活用と適応の知恵が刻み込まれている。

集落土地利用計画の対象とする「土地」は、集落という社会・空間の統一体の構成要素として、その社会・空間構造に組み込まれた「集落の土地」である。そして地域を主体とした集落土地利用計画の理論構築に際しては、集落に内在する空間形成・社会形成の論理を抽出し、計画理論に反映させることが必要である。その意味では、集落土地利用計画の策定は、集落空間と土地利用に刻み込まれた論理を読み取り、確認することから出発しなければならない。

２－３　土地利用区分と土地利用関係

従来の建築学における集落空間のとらえ方は、住居・施設・道路等の宅地部分のみを集落とする狭義の集落空間の認識で、それと対をなす土地に対する関心が低かった。そして、宅地部分の計画は建築学（建設省）、農村地域の主要な農地は農業土木（農水省）が受け持つという構図が暗黙のうちに形成されてきたといえよう。また、わが国の法定土地利用計画において、森林地域は森林法・自然公園法、農地（農用地）は農振法の対象となっており、集落周辺の農地や宅地部分は法定土地利用計

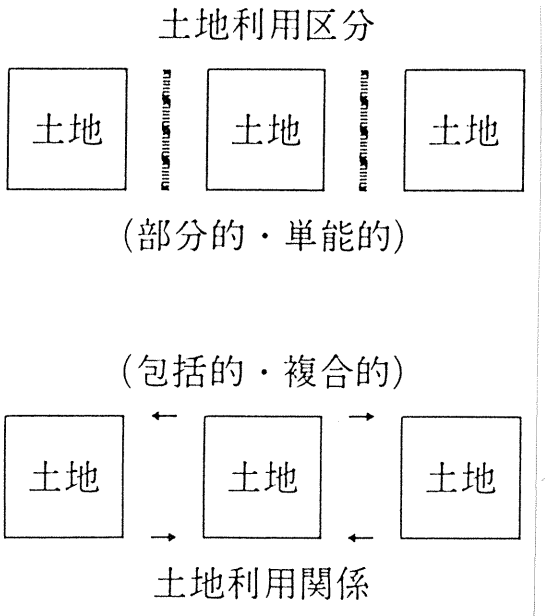

図３－１－３　土地利用区分と土地利用関係

画から除外された白地地域となっている。すなわち、集落空間は、行政の縦割に対応した土地利用区分を前提に、個別的に計画されているのである。

ここで問題となるのは集落空間を宅地、農地、山林と利用区分し、それぞれの用途に純化した空間整備を行なうことが集落空間の質的向上につながるのかということである。

土地利用区分を基礎とした土地利用計画の特徴は、土地を特定の機能に限定した単能的な取扱いをすることである。集落周辺の農地、宅地に隣接する農地の取扱いを例にこの問題を考えてみると、従来の土地利用区分を前提とした土地利用計画の問題点がはっきりする。[5)]

宅地隣接農地・集落周辺農地をゆくゆくは宅地化する「暫定農地」とみなすのか、集落の生活環境を構成する重要な「生活空間」としてその存在を積極的に評価するのかが土地利用計画上の一つの争点となっている。土地利用区分によって用途の純化を図ろうとする土地利用計画や宅地供給だけを問題とする土地利用計画では、宅地に隣接する農地や集落周辺の農地をゆくゆくは宅地化される暫定農地、宅地予備地として位置づけている。しかし、隣接農地・周辺農地は、住居の日照・通風を確保すると共に集落内部の過密化を緩和するという環境保全機能を有しており、住居（宅地）と一体的に存在している。同時にこれらは手のかかる作物の生産空間、自家菜園等しても重要な役割を果たす複合的な生活空間ともなってる。集落居住のアイデンティティと快適性は、複合的な役割を担う隣接農地・集落周辺農地の存在によって守られているのである。隣接農地・周辺農地の存在意義は、農地の複合的機能・農地と住居の機能的な結び付き（関係性）に着目することによってはじめて確認できるもので、土地と土地の機能的な結び付き、すなわち「土地利用の関係性」に着目することの重要性を示している。

このような土地と土地の関係は集落空間を構成する総べての土地にみられ、個々の土地利用は他の土地利用と相互に関連し、機能的に結び付くことによって秩序づけられ、結果として合理的な空間配置を獲得しているのである。集落空間は、土地と結びつくことによって成立しており、宅地と農地・山林を切り放して考えることは誤りである。また、種々の土地利用の統一体が集落空間であり、土地相互の関係性・土地の複合的な機能を無視した土地利用区分・用途純化の土地利用計画は見直される必要があるだろう。

２節　集落土地利用計画の位置と展望

１．計画体系と集落土地利用計画

我が国の国土利用体系（土地利用計画体系）は、五地域区分による縦割りの計画体系であり、自然・居住・生産等の環境の系としての「複合的な地域」を個別の機能に偏重した「単能的な地域」として捉えている。特に生産性・効率性重視の現状の土地利用計画体系のもとでは、生産・居住の一体的な集落・地域を総合的にとらえる視点は確立しておらず、生産空間と居住空間が切り離され、別個の計画に含まれているのが現状である。

農村地域の居住拠点となる集落の土地利用計画は、地区計画→自治体計画→広域計画→国土計画に至る土地利用計画の体系の最も基礎的な出発点である。また、従来の農村土地利用計画が生産空間としての農村整備、農地整備を中心に展開されてきたのに対して集落土地利用計画は、居住を計画の大きな柱として展開されている点で特徴がある。

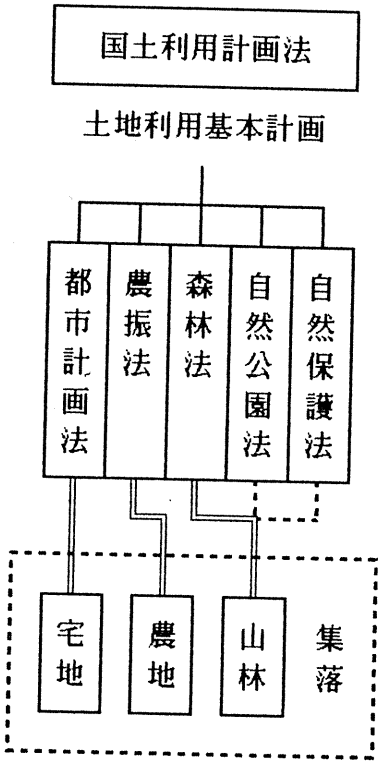

図３－２－１　土地利用計画の法体系

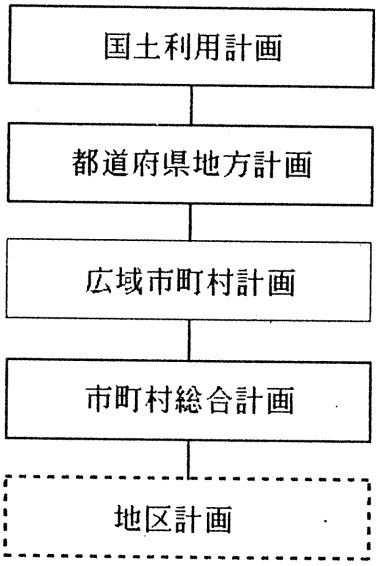

図３－２－２　地域計画の体系

2．集落土地利用計画の基本概念

集落土地利用計画とは、集落空間、集落社会の基盤である土地の利用形態と空間配置を計画すると共に、個々の土地利用と集落全体の土地利用の調整を行うことである。そして、集落土地利用計画の目的は、良好な居住及び生産環境の獲得を担保する土地利用秩序の形成にあるといえる。ここで計画目標となる集落土地利用秩序とは何か、その基本概念を確認する必要があろう。

筆者は、先に示した物的空間、社会空間、意識空間としての集落空間の認識を基礎として、「生態系や社会関係とも整合性のとれた合理的な集落土地利用の空間配置」を集落土地利用秩序と考えている（集落域の空間秩序：この点については第２編の考察で詳しく論じる）。

また、北村貞太郎は、土地利用の構造的安定性、土地利用種分布の規則性、土地利用種割合の永続性、土地利用秩序の階層性の４点を、土地利用秩序のポイントであると指摘している。武藤和夫は、農村土地利用計画を「広域」（上位）、「市町村」（中位）、「集落」（下位）の三つのレベルに位置づけたうえで、「秩序」には主として農用－非農用的利用をめぐる秩序（水平的秩序）、計画空間の位相づけ・段階づけにおける秩序（垂直的秩序）の２種類の重層的な意味があることを指摘している。武藤の指摘する水平的秩序、垂直的秩序の重層概念を踏まえて筆者なりに再考するならば、集落土地利用計画における秩序概念には二面性があるといえる。その第一は集落土地利用の整序に関するもので空間形成を問題にする側面（水平秩序）、第二は国土から集落・地籍（筆）に至る土地利用計画体系における整合性、つまり上位計画との整合性を問題とする側面（垂直秩序）である。

先にも述べたが、現在のわが国の土地利用計画体系において、集落土地利用計画の明確な位置づけはなされていない。土地利用計画体系の整備は、わが国が当面する重要課題であり、集落土地利用計画を基礎とした土地利用計画体系の再構築が求められているといえる。その際、計画体系の最も基礎的な位置にある集落土地利用計画の理念、方法、手順が十分に検討されなければならない。

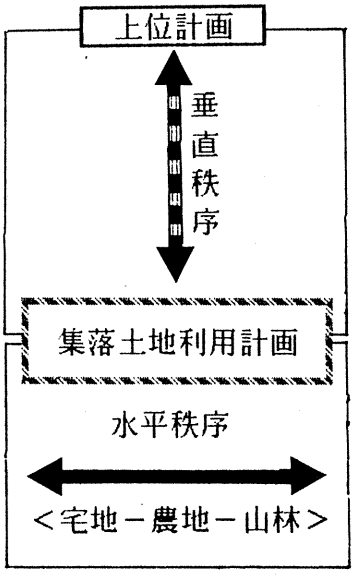

図３－２－３　二つの秩序概念

２．土地利用計画における集落の位置づけ

近年、土地利用計画の体系化を目標とした研究が、農業土木、農業経済、生態学等の分野で精力的に進められ、一定の成果をあげている。ここでは、まず従来の土地利用計画（研究）の展開過程を整理し、従来の土地利用計画における集落の位置づけについてふれてみたい。

２－１　土地利用計画の展開（土地分級論を中心に）

（１）昭和20年代・30年代

この時期の計画（研究）目標は、農業の適地選定と土地改良・農地開発にあった。そしてその成果は、農林水産技術会議の『新しい農村計画のための土地利用区分の手順と方法』（1964年、以下『手順と方法』）に集大成されている。　『手順と方法』では、自然立地的土地分級、土地改良技術的土地分級、交通立地的土地分級を柱とする土地分級を基礎に土地分類→土地分級→土地利用区分にいたる計画の手順を示している。しかしながら、ここでは集落はマクロな土地利用計画の分析単位として取り扱われているだけで、集落の土地利用計画というミクロな問題、空間計画には立ち入っていない。

（２）昭和40年代・50年代

この時期には都市化圧力への対応が重要な課題となり、環境保全や都市化に対応する土地分級の研究、都市的土地利用と農村的土地利用の調整を目的とする土地利用計画が進展した。土地分級研究では、『手順と方法』を出発点として農業経済学の分野で経済的土地分級の研究が、少し遅れて生態学の分野で自然立地的土地分級の研究が一定の成果をおさめる。また、土地改良技術の発展に対応して農業土木分野における土地分級研究が進展すると共に、土地分級の土地利用計画への展開が農業土木を中心に進められた。

金沢夏樹（農業経済）は土地分級を、「地域設定・目的・単位・基準・尺度・範疇区分・地図化・結果のテストというように、ある目的をもって土地をいくつかのクラスに区分する諸手順の体系」とし、部落（集落）を分析の基礎的単位として位置づけている。また、和田照男は、『手順と手法』の土地分級論に対して、①自然的把握と経済的把握とが個別のプロセスとして分離しており、土地分級が利用計画へ直接に十分反映されていないこと、②利用区分の判断基準が画一的な経済性指標としてのみ与えられていることを指摘し、実践的な経済的土地分級の方法を提示している。

一方、井出久登・武内和彦（生態学）は、『自然立地的土地利用計画』を著わし、「景域」を単位とする自然立地的土地利用計画の展開を示している。

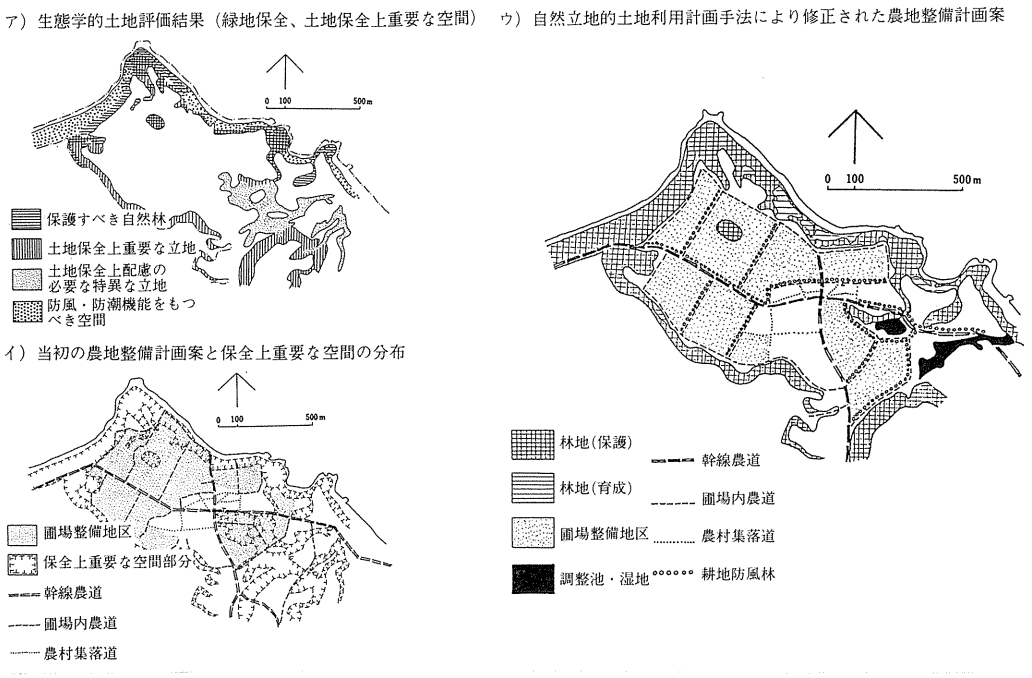

図３－２－４　自然立地的土地利用計画の適応事例（井手・武内、文献より）

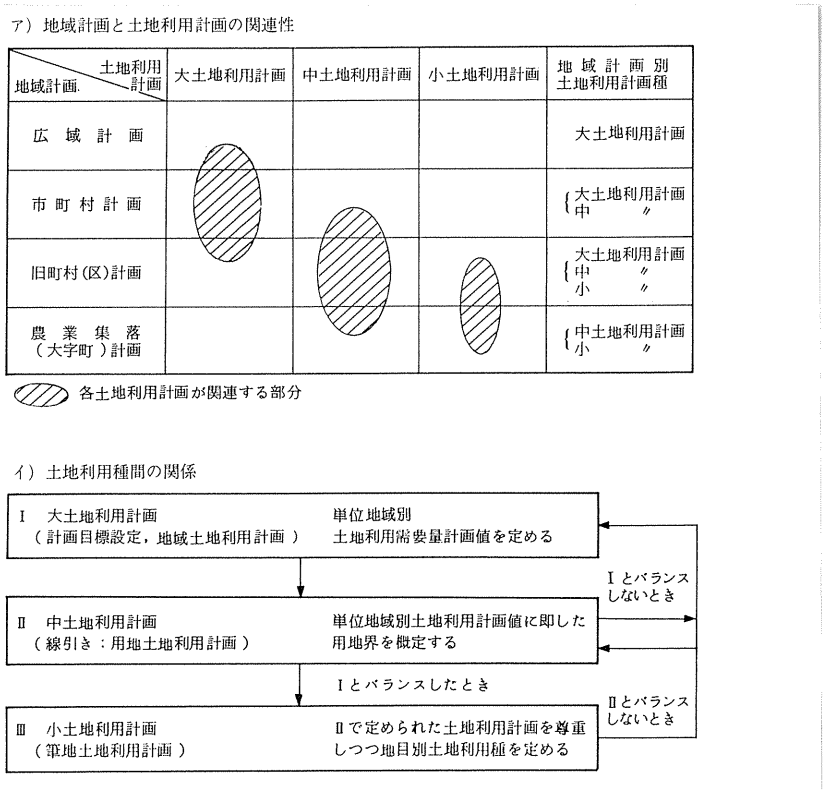

図３－２－５　土地利用計画の分類と相互関係（農業土木学会・北村ら）

ここでいう「景域」とは、「一定の単位として認識される地表の一部であって、生態学的に一定のまとまりを有する空間であると同時に固有の文化創造の基盤ともなり、また人々が共属感情をもち得る歴史的地域」であり、有機的秩序体としての景域の把握が土地利用計画の基礎として必要であると主張されている。

1980年代に入って農業土木学会を中心に、農村土地利用計画の体系化をめざした研究が大きな成果をあげている。この研究は、土地分級を基礎に展開されており、北村貞太郎らは、土地分級を「土地利用計画を作成するうえで前提となる土地利用の診断の一つ」として位置づけている。また、この研究では土地利用計画をその対象地域の大きさを指標に、大土地利用計画、中土地利用計画、小土地利用計画に分類し、それぞれの計画の基本原型を示している。

ここでいう大土地利用計画とは、一種の地域分級、等級づきの地域類型区分に近い概念で、地域単位に土地利用の在り方を規定する土地利用計画であり、縮尺約１：１／25,000の計画図で表現される。中土地利用計画は、区域区分等の土地利用調整上の判断資料となるもので、用地単位に土地利用種を定める土地利用計画で縮尺約１／5,000－１／25,000で表現される。小土地利用計画は、筆単位に土地利用種を定める土地利用計画で、縮尺約１／500－１／2,500で表現される。この分類における中・小土地利用計画が、いわゆる集落土地利用計画であり、土地利用秩序の達成のためには、三段階の土地利用計画が相互に有機的連関をもたせつつ整序することが必要とされている。

また建築学分野での土地利用計画は、都市化に対応した土地の利用転換と転換後の計画的市街地形成を中心課題に進められた。ここでは、新たな土地供給に対する計画対応、すなわちフローの計画に主眼が置かれ、既存集落とは無関係に新住宅地が形成される場合が多かった。この場合の計画対象は、集落空間の構造に組み込まれた「集落の土地」（ストック）ではなく、集落から切り離され新たに供給される「（都市的な）土地」（フロー）にあったといえよう。

２－２　従来の土地利用計画における集落認識の評価

従来の土地利用計画は、広域から地域へとおりてくるブレークダウン方式のものが主流であり、地域から広域を展望する積み上げ方式の計画は極めて少なかった。すなわち、従来の土地利用計画（研究）での集落の位置づけは、集落を広域から捉える俯瞰的視点に基づくものであり、「点としての集落」（またはメッシュとしての土地）が集落の基礎認識であったといえよう。

土地分級は、土地利用計画の基礎作業であり、広域計画からのアプローチ、集落の広域における位置づけにおいて有効であるが、直接空間計画に結びつくには至っていない。土地分級は、客観的な土地情報を基礎に主目的に照らし合

わせて土地を評価する手法であり、いくつかの問題点を有している。

土地分級論の問題点として牛野正（農業経済）は、①土地分級は、現在の土地利用を転換して、より「強い」土地利用を新たに実現するための、いわゆる経済合理性に立脚した開発志向型のものであること、②土地分級を限定した土地利用種に限っており、自然環境・社会環境の保全という視点から、現在の土地利用を修景保全し、その転換を制限することを目的とする分級法が未確立であることをあげ、③人間生活を中心とした公共の福祉の観点からみた土地分級の基準・方法の開発が必要であることを指摘している。

また、空間計画の立場から分級論における集落認識の問題点を指摘するならば、①集落が点（分析単位）としてのみ位置づけされ、空間としての認識が希薄であること、②ミクロな土地分級においても、集落の土地を「環境の構成要素としての土地」というよりメッシュの一駒、ドットとして処理する傾向があること、③分析単位となる土地が単独で評価され、その周辺の土地との関係が無視されていること、④計画対象であり分析単位でもある土地の評価が、経済性に偏重した特定目的の単能的評価に限定され、土地が本来有している複合的機能を無視していること、⑤集落空間を特に生産機能に偏重した機能空間としてのみ捉えていること等の問題点をあげることができる。

従来の土地分級を基礎とする土地利用計画や建築サイドの土地利用計画は、土地（空間）の物的側面のみを対象とする物的・機能的土地利用計画であり、社会空間や意識空間としての集落を視野から外していたと考えられる。

集落を点として捉えるのではなく、空間としてとらえる場合、集落空間の本質を見極め、集落空間に内在する諸原理、集落空間（集落土地利用）の有する意味・性質を理解することが必要である。そして計画の対象となる「土地」を集落の社会・空間構造に組み込まれた「集落の土地」として捉えることが計画策定の基礎認識として必要であろう。

３．集落土地利用計画の課題

３－１　集落土地利用計画の性格

－集落土地利用計画（論）の二つのタイプ、歯止め型・問題解決型－

都市化、混住化、過疎化によって、安定していた集落土地利用は大きく変容し、土地利用上の問題を深刻化させている。集落土地利用の問題点を要約すると、都市化・混住化地域における都市的土地利用と農村的土地利用の調整問題、過疎化地域における集落再編と土地資源の活用・管理問題があげられる。

また、農業構造・社会構造の変容に伴う農地整備と農地の利用再編は近郊農村、過疎農村を問はず問題となっている。

集落土地利用計画の必要性は、都市化圧力の強い都市近郊農村で最も顕著で、都市的土地利用と農村的土地利用の調整が基本課題とされている。本来、都市的土地利用と農村的土地利用の調整問題は、新たな宅地供給の計画的誘導と農地の保全を内容とするが、多くの場合、新たな宅地供給のみが計画課題とされる。すなわち、実際に策定されている集落土地利用計画は、ほとんどが宅地供給計画という性格である。農振法の農用地を対象に農地整備が進められているが、これは農用地指定された農地のみを対象とするもので集落宅地や農振白地を含んだ集落域全体の計画とは無関係である。

厳密な意味においてわが国に集落土地利用計画は存在していない。しかし、近年、その確立を目標にいくつかの集落土地利用計画が構想・策定されている。先に集落土地利用計画の問題点として、個別課題に対応した部分的計画であること、既存集落とは無関係なフローの計画であることを指摘したが、今日、構想・計画策定されている集落土地利用計画の特徴・性格を以下に整理してみた。

これまで多くの構想・計画策定されている集落土地利用計画には、二つのタイプがあると考えられる。第一のタイプは、「歯止型土地利用計画」（「規制型土地利用計画」）とでもいうべき計画論で、現状の土地利用の混乱をどうにか止めようとして規制を行ない土地利用をコントロールしようとするものである。第二のタイプは「問題解決型土地利用計画」で、現状の土地利用の問題箇所を一定のカテゴリーでチェックし、その評価、課題設定を基礎に問題の解決を図ろうとするものである。すなわち、「歯止め型」の土地利用計画は、既存集落とは無関係に、集落土地利用の外的変容要因を阻止するための規制であり、「問題解決型」の土地利用計画は、集落全体の土地利用とは無関係に、一部の土地を対象に個別課題の解決を図るものである。いづれも集落の社会・空間構造とは無関係のフローの計画といえる。近年、策定されている多くの集落土地利用計画は、スプロール防止・農用地保全については「歯止め型」、居住地については「問題解決型」計画の性格が強い。

３－２　集落土地利用計画の目標設定

集落土地利用計画の手順として、広域における集落の位置づけを基礎に、現状把握→評価・問題抽出（診断）→計画課題の設定→計画提示のプロセスで計画を行なうものが一般的である。そして、計画課題の抽出のためにどのようなチェック項目、カテゴリーを設定するかが計画技術的な課題とされ、その様式化が進められている。しかし、補助対象となる整備メニューに対応する個別

的課題の抽出・検討に基礎調査が限定され、集落の社会・空間構造、集落空間の発展法則との関連を捉えた「構造的課題」の把握は行なわれていないのが現実である。集落空間の包括的な理解がないままに個別課題の把握から直接的に整備方針を設定するこのような方法は、集落空間の部分的空間整備は行なえても、それが包括的な集落空間の質の向上、土地利用秩序の形成に結びつくことは望めない。

都市的な環境水準の達成を目標として設定されたチェック項目・カテゴリーを基準に抽出された整備課題とその整備方針に基づく計画は、農村集落の「農村らしさ」を破壊し、居住環境として価値ある集落空間の質を変えてしまう危険性さえはらんでいる。獲得すべき空間像の設定を誤った場合、計画実現が居住環境の空間価値を低めることに結び付くのである。集落土地利用計画の制度・手法がいくら整っても、計画によって実現される空間価値が低くなったのでは本末転倒である。その意味で、計画策定に際して集落整備の評価基準をどこに置くのか、獲得すべき空間像をどのように描くのかが極めて重要な位置を占めるといえよう。

集落の環境は、農地や山林（漁場）と生活・居住空間が一体となって形成されており、生産空間である農地や山林の存在が農村らしい居住環境の質を創り出している。すなわち、農村において生産空間は、居住環境の構成要素としても重要な役割を担っているのである。そして、自然環境の崩壊・環境の人工化・非人間化が進行している現在、農村は、国土の食糧生産拠点としての役割以上に定住拠点・生活拠点として、その存在意義が高まっている。集落土地利用計画の目標を設定するうえで、居住環境としての農村集落の価値を再認識することが必要とされ、形成される居住環境の質が問題とされる状況になってきたといえよう。

３－３　集落土地利用計画の『第三の型』への展望

最後に、集落土地利用計画の展望を示しまとめとしたい。

集落空間を構成する個々の土地利用は、固有の利用目的があると同時に相互に連関し、全体（集落・環境）としての空間系を形成している。集落土地利用計画は、計画対象となる土地を集落空間の中で位置づけると共に、計画された土地が集落全体、周辺環境とどのように係わるのかを想定することが必要である。集落の土地は、埋め立て地の土地とは異なり、集落の社会・空間の構造に組み込まれているのである。このような認識にたって、集落土地利用計画を展望すると、今日求められる集落土地利用計画は、第三の型、「包括型土地利用計画」とでもいうべきもので、集落の社会・空間の発展構造、居住者の生活

構造と生活要求の把握を基礎に地域生活・社会・空間の将来像を展望し、将来の地域像・空間像の実現に向かって新たな集落空間の「仕組み」をつくりだす計画論であると考えられる。

包括型土地利用計画論の主要なポイントを示せば以下のようになる。

1） 集落の一部の区域を対象とするのではなく、集落全体を対象とする包括的なビジョンを提示すること
特に既存集落の環境改善、新規の宅地供給計画、農地の保全・整備計画がリンクした集落域全体の計画であること

2） 集落社会・空間の仕組み、すなわち「社会・空間構造」とその発展法則をつかむことによって「集落」と「土地」に対する認識を深め、計画の出発点とすること
既存集落の空間構造の文脈を尊重した空間計画であること

3） 集落の社会・空間構造との関連で計画課題を把握すること

4） 単なる物的空間計画ではなく、社会空間・意識空間としての整合性をも追求した計画内容をもつこと

5） 計画提案は、集落空間の将来ビジョンと計画のコンセプトをビジュアルなかたちで表現すること

集落土地利用計画は、未確立の計画分野で、集落地域整備法の成立によってはじめて法定土地利用計画としての存立基盤が整備された段階である。しかし集落土地利用計画は、わが国の土地利用計画体系の最も基礎的部分を占める計画であると同時に、居住を柱とする日常生活に最も関連深い計画である。今後策定される集落土地利用計画によって、一次産業および居住拠点として、国土の８割を占める農村空間は、多大な影響をうけるものと考えられ、国土の土地利用計画体系の要となるいっても過言ではない。

ここに示した小論は、今後の集落土地利用計画の展望を示した仮説フレームである。第２編では、本章で論じた集落土地利用計画の概念と展望の根拠を集落モノグラフィーから明らかにしたい。

２編

集落に内在する
生活環境形成の論理

4章

地域主体の共同性と空間構造

－四国山村・中久保集落の研究－

1節　集落モノグラフィーの意義と方法

1．集落モノグラフィーの意義

本章は、四国山村・中久保集落を対象とする集落モノグラフィー研究である。地域主体としての集落は、一定の地域空間に対応する共属感情をもった個人、集団の累積体であり、社会、空間の統一体とみなすことができる。集落は、個人、家族、各種社会集団（生活主体）の累積体であり、集落（ムラ）として統一された社会構造をもつ。さらに住居、施設、農地・山林、道路・水路などの空間要素が統一された空間構造をもつ。

集落の社会構造、空間構造を構成する個々の要素に分解して、一面のみを分析しても、社会、空間の統一体の実体をつかむことは困難である。集落の社会、生活空間の体系だった構造を捉えることが重要であり、そのための方法としてモノグラフィー研究の意義と価値がある。

モノグラフィー研究は、人類学、民俗学、社会学、地理学などの創世期に数多く行われ、優れた研究成果が得られている。[1)]社会学分野における鈴木栄太郎の「岐阜県加茂郡坂祝村」、有賀喜左衛門の「岩手県石神村」、歴史学分野の中村吉治の「岩手県煙山」、人類学分野のエンブリーの「熊本県須恵村」などはその代表事例といえる。これらの先駆的研究は、モノグラフィー研究の事例を蓄積し、のちに一般理論として結実している。優れたモノグラフィー研究は、導きだされた知見はもとより、調査当時の生活復元資料としても価値がある。

建築学分野では、今和次郎の「考現学」、「生活学」以来、生活と空間に対する精致な観察と記述による生活空間の研究方法が用いられ、西山夘三、吉武泰水、青木正夫らに代表される創世期の建築計画学は「少数の典型を捉えて、精密調査により、空間と使用する人間の行為との間にみられる法則性と矛盾関係に着目する」研究方法を確立した。このような生活の全体像との対応から生活空間の生成原理を明らかにする研究、そこに内在する矛盾を解きあかす研究では、モノグラフが、現在においても重要な研究方法となっている。

集落研究の場合、モノグラフィーは、住宅や地域施設の研究とは異なる意味を持つ。集落研究では、住居と家族や、共同施設と地域社会といった個別の対応関係の把握し、それらの集積として集落を理解するのでは不十分であり、

個々の生活主体と生活空間の対応に加えて、集落という地域主体の存在が生活環境形成に如何なる役割を担っているかを明らかにすることが求められる。すなわち生活主体と生活空間の相互関連と総体としての生活環境の形成論理の解明には、具体的な実体を有するひとつの集落を精致に研究することが有効であると筆者は考える。[2)]

このような理由から、本章では、四国山村・中久保集落を対象に、集落モノグラフィー研究を展開する。

2．中久保集落研究の目的と方法

2－1　研究の目的

本章は、愛媛県上浮穴郡柳谷村大字西谷・中久保集落を対象に、地域主体としての集落の性格を明かにし、地域主体による生活環境形成の論理を実証的に明らかにすることを目的とする。本研究では生活環境を地域社会と生活空間の統一概念として捉えており、ここでは生活環境の基盤である土地の社会的・空間的性格と空間構造の実体の解明をも目的としている。

中久保集落は、高知県境に位置する奥地山村で、昭和30年頃までわが国のみつまた主産地であった「焼畑のムラ」であった。ここでは、現地調査によって得られた知見をもとに、以下の研究課題に沿って考察を進める。

①中久保集落における地域主体の性格を明らかにする。具体的には、みつまた導入以降、現代に至る地域主体の共同性の展開過程を明らかにする。

②地域主体の内部構造（社会構造）と相互扶助の仕組みを明らかにし、空間構造との対応を概説する。（以上２節）

③集落域の空間構造を、土地利用、土地所有、生活地名の分析から明かにし、集落空間の秩序形成の論理を明らかにする。（３節、４節）

ｱ)ここではまず、住居から集落域に至る空間構成の実態を明らかにする。

ｲ)地域主体の共同性との関連から集落域の土地利用と土地所有の特徴と空間構造の形成論理を明らかにする。

ｳ)新たに概念規定した「生活地名」に着目して、意識空間の構成を明らかにする。

④上記の総括として、集落の地域主体としての性格と地域主体による生活環境形成の論理を確認する。（５節）

この研究は、わが国の山間部にひろく残存していた旧焼畑山村地域の生活

空間秩序の解明という目的をもつばかりではなく、集落の空間秩序と共同性の構造の関係モデルの抽出という目的をもつ。また、本研究の後半（７章）では、静態的な空間秩序や基本構造がその条件の変容に伴って、どのように変容するのかという動態的な視点のもとに定住の発展における新しい生活空間秩序の形成原理の解明をも重要な研究課題としている。

２－２　対象集落の選定理由

本章において最奥地の小集落に着目した理由は以下の２点に集約できる。

① 他の都市や農村地域と比較した場合、このような奥地山村においてこそ、ひとまとまりの生活空間が、地域生活に対応している関係が明快で、相対的に完結した生活空間として観察し易いこと、

② 生活空間形成に関わる主体（集団）が明確であり、主体（集団）の内部構造（社会構造、各種の共同性）が観察し易いこと

２－３　調査概要

本章の考察は1982年以降の調査に基づくものである。1982年の中久保集落の調査は、1972年に重村を中心とする早稲田大学吉阪研究室によって、当時の住宅、集落空間、家族、集落運営に関する調査が行われており、10年後の比較調査として当初企画されたものであった。[3] また、1954年・55年にかけて相馬正胤によって中久保集落の調査が行われており、その調査結果が「地理学評論」等に報告されている。[4] 本研究では、これらの調査結果も当時の生活復元資料として活用し、考察を進めている。以下では、1982年以降の調査概要について整理しておく。

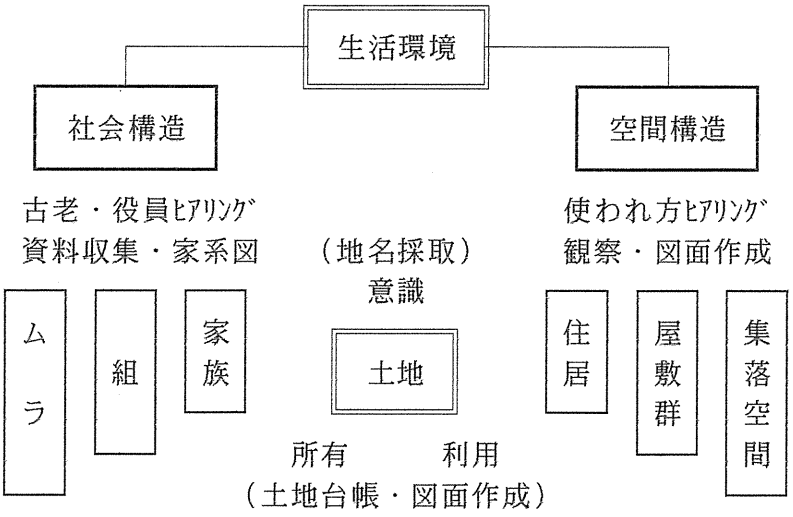

図４－１－１　調査概要図

1982年 7月に予備調査を行い、同年 9月に本調査を実施した。本調査は、図４－１－１に示す調査フレームにしたがって、集落の社会構造と空間構造に関わる項目、土地を社会と空間にまたがる項目として設定し、全戸悉皆を目標にヒアリング調査を実施した。

調査の主な内容は、以下の通りである。

① 家族構成、生活・生業の現状と歴史的変遷に関する聴取
② 集落の古老・役員からの集落運営の実態・取り決め・変遷の聴取
③ 柳谷村役場における明治以降の戸籍原簿・附票、住民基本台帳・附票の悉皆調査による家族形態の変遷の調査、転出者の居住地の把握、
④ 住居・共同施設・土地利用に関する図面採取と生活空間の観察・記述
⑤ 土地台帳、森林原簿、地籍図、森林基本図による土地所有の把握
⑥ 土地台帳からの字名の採取、古老からの地名の聴取
⑦ 松山近郊への転出者の生活実態の聴取、住居・住まい方の図面採取

1982年 9月の本調査は、神戸大学重村研究室のメンバー10名による10日間にわたる調査で、その後、数回にわたって補足調査、土地関連調査を継続した。本調査以降は、1982年11月に秋祭り調査、1983年 3月に地名調査、1955調査を行った相馬正胤愛媛大学名誉教授へのヒアリング調査、1984年 8月に補足調査を行った。また1984年12月には、柳谷村転出者を対象とした「母村との関係に関するアンケート調査」、さらに1986年には土地管理・帰還者調査、1989年には不在地主調査を実施した。（転出者・不在地主の調査結果は７章で述べる）

２－４　研究の手順と方法

本研究は、社会構造と空間構造を連関させた分析方法を用いている点に方法的特徴がある。

研究の手順は、①集落社会（社会構造）分析では、集落における共同性、家・組レベルの生活主体間の相互協力関係に着目して、その構造と性格を考察する。そこで明らかになった知見を踏まえて、②集落の社会構造、共同性との関連から空間構造の分析を行う。このような手順を踏むことによって、社会と空間の統一体としての集落の生活環境、生活空間の構造を明らかにすることができると考えた。

本章では、集落空間（集落域）を物的空間、社会空間、意識空間の重層した生活空間と捉える。ここでは、物的空間としての集落空間は土地利用、社会空間としての集落空間は土地所有、意識空間としての集落空間は生活地名に着目して、その空間構造を分析した。

３．中久保集落の概要

３－１　中久保集落の概要

中久保集落は、県都・松山市より80km，郡都久万町中心より40km、村の中心落出集落より20km離れた愛媛県最奥地の山村で、高知県境に立地する。この集落と周辺の５つの集落は関奥六ヶ村と呼ばれ、旧村西谷（大字）に属する。中久保集落は、関奥六ヶ村の拠点集落である古味とは、沢道で６Km、自動車で20分、尾根の徒歩道で約60分離れており、最奥地の集落でもある。

図４－１－２は、柳谷村全域及び古味を中心とする西谷圏域の概要を示したものである。古味には、商店・ポスト・バス停・川崎神社があり、1958年まで分教場があった。現在の幹線道路は、仁淀川上流の黒川支流の高野川に沿ってつくられているが、豪雨時や積雪時に交通が途絶することも多い。集落の住居の集合する区域の主たる部分は標高850ｍの山腹南斜面に立地し、集落域は700～1200ｍの高位に位置する尾根の集落境界で囲まれる約10k㎡であり、最近まで概ね各戸は約50haの森林を所有・経営してきた。

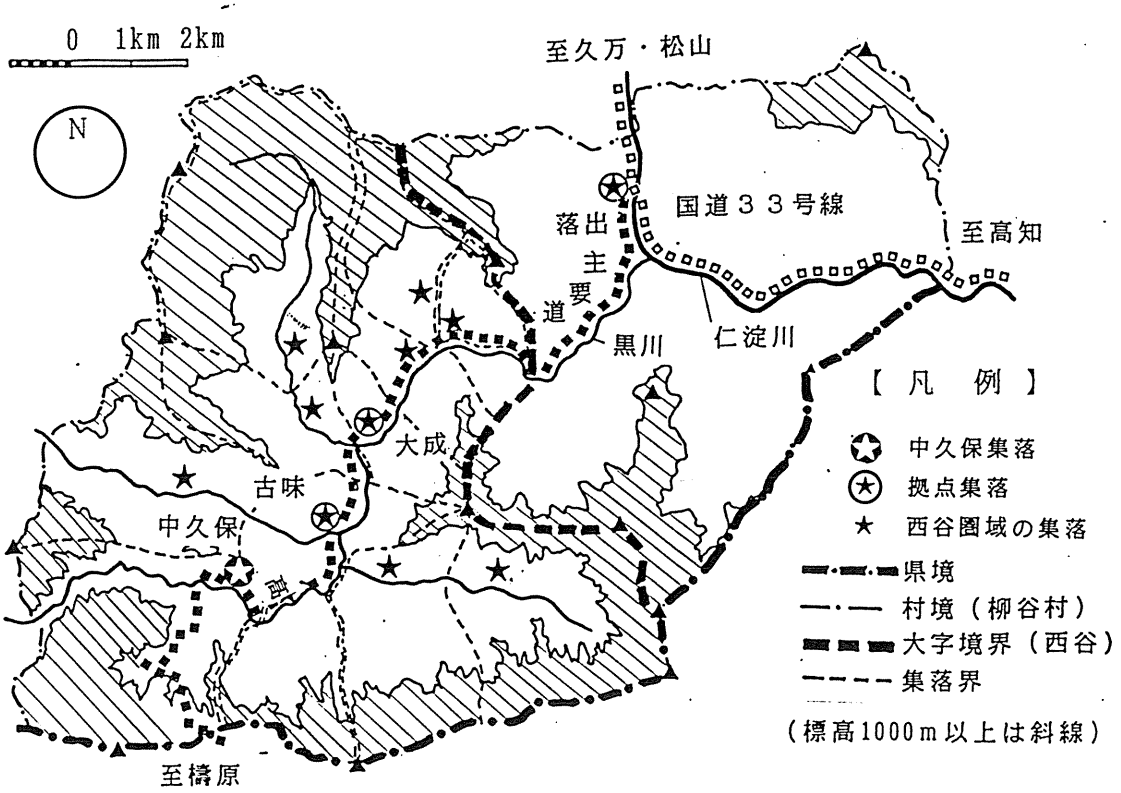

図４－１－２　柳谷村及び古味を中心とする西谷圏域の概要

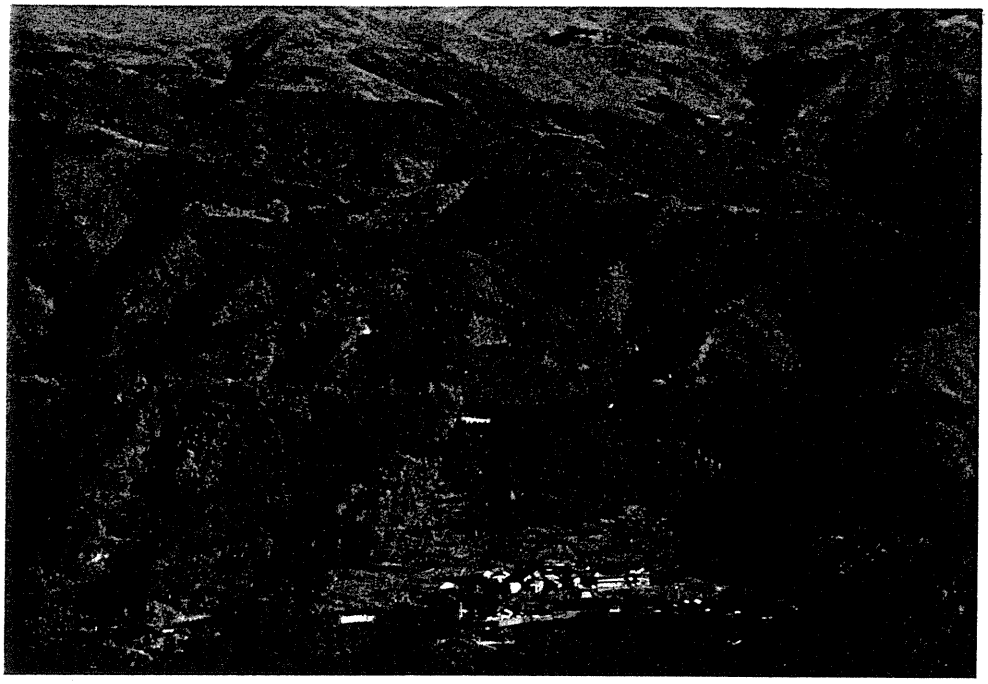

山腹に立地する集落　周辺は常畑　地芳峠より

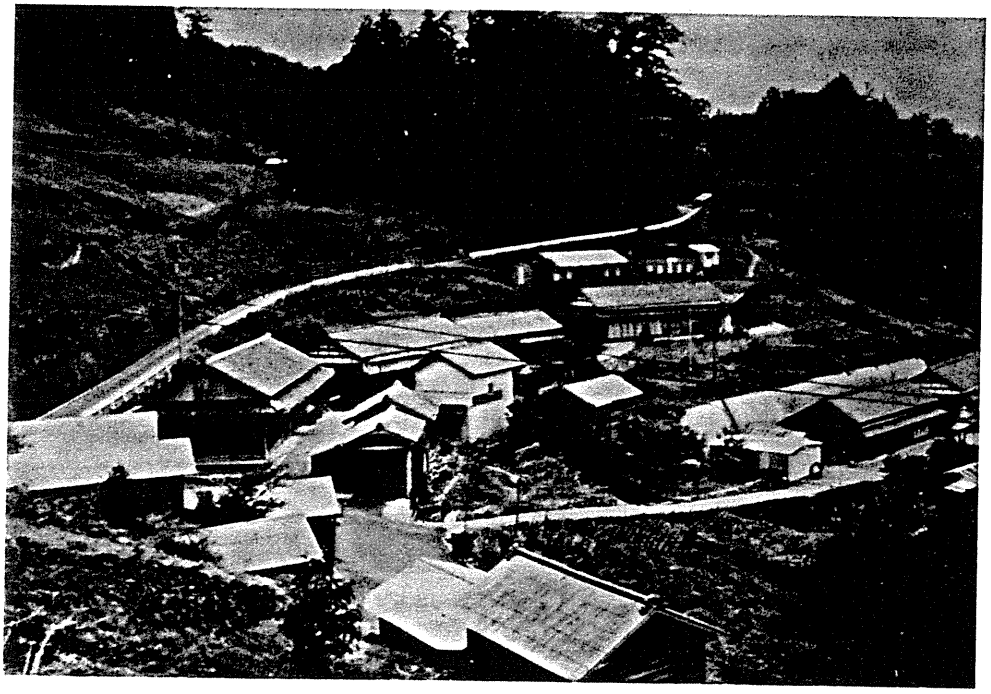

シタメの屋敷群　後ろの森がテラヤマ

写真　中久保集落の地形立地と集落景観

３－２　中久保集落の特質

中久保集落の特徴は以下のように集約できる。

① 最奥地山村である。

県都松山市より80Km，郡都久万町中心より40Km、村の中心落出集落より20Km離れ、旧村西谷の中心集落であり、バス停のある古味村落からは直線で6 Kmの位置にある。現在の幹線道路は沢道で（仁淀川上流、高野川）、豪雨時には頻繁にまた冬期積雪時には交通が途絶することもある。

② 最高位集落である。

標高850mの山腹南斜面に立地し集落域は700m～1200mの高位に位置している。

③ 旧焼畑集落である。

1955年頃までは、わが国有数の焼畑地域でみつまたの主産地であった。

④ 安定した集落社会。

当集落は1982年現在15戸の農林家より成るが、明治以前より近年1955年頃まで18戸を堅持し、強い隠居慣行と分家の禁止により、周辺集落の中でもきわめて安定した集落社会を形成・維持している。

⑤ 集落社会の共同性と平等性。

明治末期の換金作物であるみつまたの導入以降、現在に至るまで高い共同性を維持している。当集落における共同性は、徹底した平等原則が貫かれた平等的共同性を特色としている。さらに貨幣経済の浸透、経済基盤の変動の過程でも共同性の新たな生成がみられ、近年においても周辺集落に比べて安定した経済力を維持している。

⑥ 独特な民家様式と隠居慣行を持つ。

四国全域に分布する隠居慣行の中でも独特の隠居慣行を持ち、これに対応した独特の住居（「同棟二世帯型住居」ともいうべき住居様式）を持っている。

⑦ 地形に適応した土地利用と集落空間の秩序性。

住居から屋敷群、各種共同施設の立地にみられる空間構成は、整然とした秩序を持ち、良好な集落景観と空間秩序を形成している。

⑧ 集落空間と集落社会の明快な対応。

奥地であり、外部との連絡が極めて限定されており、かつ集落外部の者の所有地、経営地が少ないことから、実質的には集落域を集落社会に対応する空間としてみることができる。

⑨　母村関係を維持する転出者と二拠点型生活への展開

1940年の 150人をピークとする集落人口は、1982年現在では40人にまで漸減しているが、家が安定的に維持され、15戸が現存している。1970年代以降、生活・生産の諸条件の変容に伴って、松山に生活の拠点を獲得し住居を取得するものが増えており、住民票を中久保から松山に移すものが多い。しかし、住民票の移動は、子弟の就学や後に述べる「二拠点型生活」への移行に伴うもので中久保の住居や農地・山林、社会関係は維持されており、中久保集落の成員は住民登録者よりもはるかに多い。

【注釈】

1）集落モノグラフィーやモデル論（理念型）についての研究方法論は、鈴木栄太郎（『農村社会学原理』、1939年、未来社、鈴木栄太郎著作集Ⅰ・Ⅱ、所収）の先駆的主張がある。また、集落モノグラフィーとしての先駆的研究事例としては、尾留川正平（地理学）の「秋田県子吉川流域集落」（「秋田県子吉川流域の農業集落」1943年、『地理』5-4、『農業地域形成の研究』二宮書店、1979 年所収）、中村吉治（歴史学）の「岩手県煙山村」（『村落構造の史的分析』1956年、復刻版1980年、御茶の水書房）、エンブリー（人類学）の「熊本県須恵村」（John F.Embree"Suye Mura, a Japanese Village,1939）などがある。また、建築学分野では、地井昭夫の「丹後・伊根浦」、「五ヶ瀬」の研究がある。

2）当然、集落モノグラフィーは、膨大な調査項目をたてて、入手可能な情報を網羅的に調査するものではない。

3）1972年調査は、重村力、平井秀一、井上隆、鈴木章一による。
1982年本調査は、筆者の他、重村力、野口邦彦、尾崎久純、竹沢宣之、梶原啓一、喜安真司、岸原敬、鈴木晃、田代純らとの協同で進められた。

4）相馬正胤の研究成果は「愛媛県中久保部落における焼畑耕作と土地所有形式」（『地理学評論』第29巻第 8号、1955年）にまとめられている。（調査時点は1954年、1955年。以下相馬論文と略す）

２節　共同性の展開と地域主体の性格

１．中久保集落における共同性の展開過程

１－１　中久保集落年表と時代区分

本節では、近代以降、生産力の発展に対応して生成されてきた種々の共同性、相互扶助の展開過程とその特質について考察し、地域主体としての集落の性格について論じる。

明治以降、現在に至る中久保集落の生業、生活の変遷を年代別に整理し、まとめたものが図４－２－１の「中久保集落年表」である。

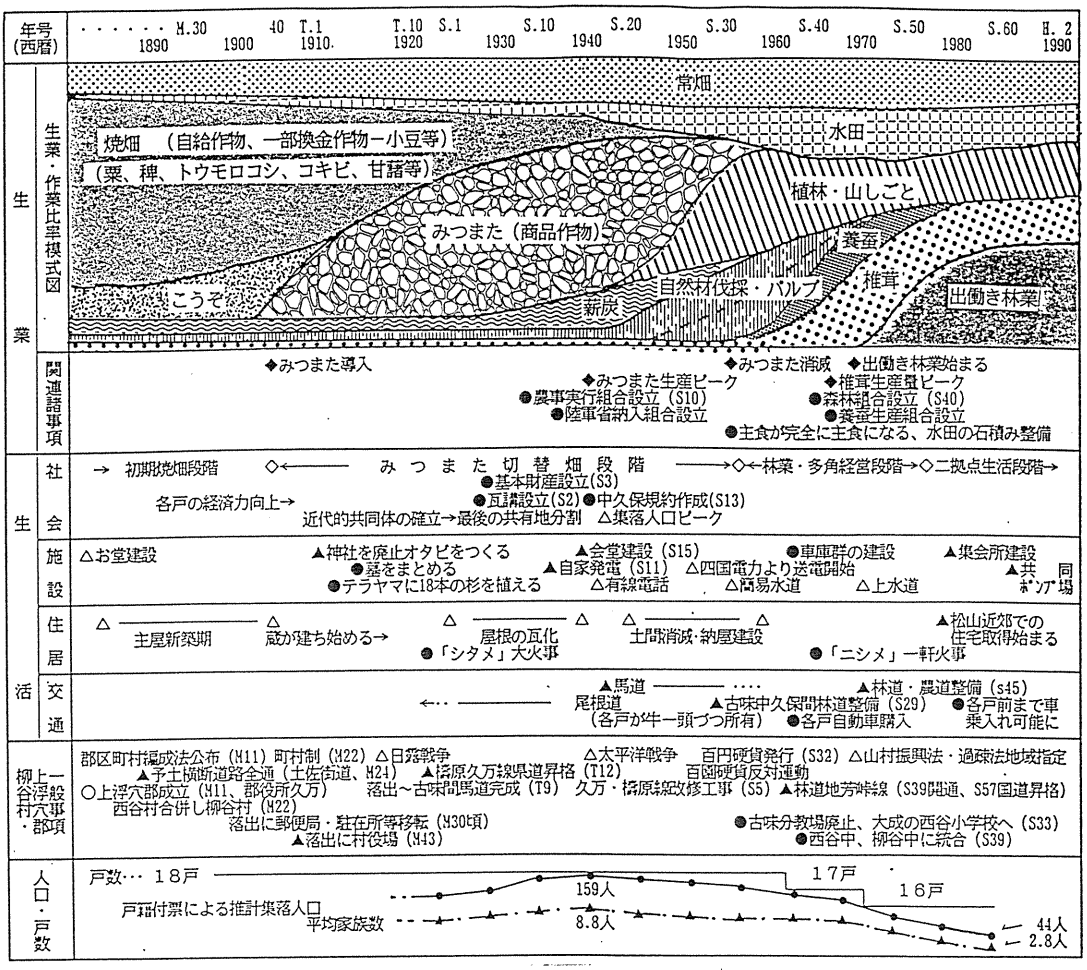

図４－２－１　中久保集落年表

中久保集落年表は、現地調査で得られた集落のリーダー格のの古老数名からの証言と、『柳谷村誌』、『上浮穴郡農林業史』などの文献資料、及び1954年の相馬論文を参考に作成したものである。

ここでは、明治末期の換金作物のみつまた導入以降の集落社会の展開を、Ⅰ：明治末期までの自給的焼畑時代、Ⅱ：昭和30年頃までのみつまた焼畑時代、Ⅲ：昭和50年頃までの林業多角経営時代、Ⅳ：それ以降の二拠点型生活時代の４つの段階に分けて、集落社会の共同性に着目して論じることにする。

１－２　生業の変遷と共同性の展開過程

（１）自給的焼畑時代（～明治末期）

中久保集落は、落人という伝承をもつものの、その成立については明確ではない。『柳谷村誌』によると、藩政期の藩政村は旧村（大字）の西谷であり、その中の組として中久保集落の名が確認される。藩政期には小豆による納税であり、この地域では米がほとんどつくられていなかったことがわかる。

藩政期から明治末年頃まで、こうぞ・茶という若干の換金作物をもちながら、こきび、ひえ、あわ、そば、とうもろこし、大小豆等の雑穀類やいも類を自給的に生産する焼畑を主体とし若干の常畑を持つ集落であった。

この時代は何よりも伐採、火入れ等に際し多くの協同労働を必要とすることから、イイ（結）、モヤイが発達した。集落域の土地の大部分は宅地およびその周辺の常畑を除いて「ムラチ」と呼ばれる集落総有の土地であった。

この時代より、強い隠居慣行と分家禁止の自律的規制により、１８戸の戸数を厳格に維持し、対等な１８戸からなる村落共同体を築いていた。

隠居慣行は、四国全域に分布するが、この集落では、民家様式と一体となった隠居慣行をもち、生産・生活における老世代と若世代の分割と協同の仕組みをつくっている。また、「同棟二世帯型住宅」と呼ぶべき中久保の住宅は、隣接集落にもほとんど見られない独特な三世代住居である。この形式が、明治以前から存在していたのは明かであり、全戸が徹底して同一形式であることにも、中久保の高い平等性と均等性の意識が感じられる。

（２）みつまた焼畑時代（明治末～昭和30年頃）

明治38年頃、周辺集落に先行して、大蔵省印刷局に納入するみつまた（局納みつまた）を導入し、切替畑による栽培を開始した。みつまた導入によって中久保集落は、本格的な商品作物を得て経済力を高める。これと共に集落社会は、旧来の共同体から近代的性格をもった地域主体へと変貌する。

明治になって進行する共有林の処分にあたっては、１８戸均等分割をすすめ、特に零落者が外部者に売り渡した場合、集落が買い戻し、零落者に長期に

買い戻さすなど、集落の平等・均等の条件を保とうとした。大正末年に最後の共有地分割が行われている。

大正期には、住居周辺に散在していた墓地の集約化が行なわれ、集落北東のテラヤマ周辺に共同墓地が建設された。テラヤマは、お堂の立地した鎮守の森で、会堂もお堂の隣接地に建てられた。このようにテラヤマに集落共同施設が集約的に整備されている。

さらに生産力の発展と経済的基盤の安定を背景に、集落社会の平等原則の確立と生活環境の整備が行なわれた。その間の事情を最も端的に示すのが、表４－２－１に示した『中久保規約』である。

「中久保部落ハ一致共同ヲ以テ過去現在ニ及将来モ此ノ趣旨ニ依リ進ムモノナリ。‥‥」で始まる『中久保規約』（「中久保部落契約書」及び「中久保部落契約書綴」）は、従来の部落慣習を昭和13年 9月に成分化したもので、部落基本財産の設立、瓦請の設立、部落共同事業の確認、相互扶助等が詠われている。

『中久保規約』によれば、昭和 3年に各戸より基本金、毎年のみつまた生産額に対応して徴収する部落独自のみつまた税（丸数税と呼ばれていた）、及び納税奨励金をあわせて部落の「基本財産」が設立され、経済的困窮に遭遇したもの、病気や不幸にあったものへの融資にあてられた。また、共有地の一部を他集落のものに小作地として貸与し、その小作料を基本財産に算入することもあったという。

一方、昭和 2年には、瓦請が設立されている。合掌の茅葺屋根でたびたび火災の被害にあっていた当集落では、18年計画で１８戸全戸の瓦化を決議した。瓦は地芳峠をこえた隣接の檮原（高知県）より運ばれ、各戸からの労働提供（出役）と瓦講の資金によって１８戸全戸の瓦化が進められ、実際には予定より４年早く瓦化は完了した。[8)11)]

昭和 8年には、みつまた生産販売の組織化をめだした農事実行組合（主として大蔵省印刷局への納入を企画）が設立される。さらに、昭和11年には松山以南の周辺町村にさきがけて、集落の自家発電（水力）装置の設立を決定し、昭和13年に完成している。この自家発電は、当時の金額で三千円を超える出費であった。この出費をめぐり、集落内部で混乱があったが、内部で調整を重ね自家発電が実現した。これを契機に、従来の集落の慣習が成分化された。[11)]

大正期に共有であったムラチの均等分割がなされ、土地が部落総有から私有へと変貌すると平等な土地所有形態が実現され、各戸の経済基盤が確立した。土地の分割によって、土地は集落の経済基盤から家を単位とする経済基盤へと変化した。この面で、集落の共同性が減少したことに対応して、『中久保規約』

表４－２－１　中久保規約

「中久保部落契約書綴」　　昭和十三年九月　　中久保組

中久保部落の概況

当部落は村内にて最も交通の便悪し十八戸より成る小部落なり。この小部落は昔より分家等を行はず益々十八戸の発繁栄のために努力しつつあり

主なる事業

一．火災防止を主眼として昭和二年瓦請を設立し毎年一戸瓦及スレート等の火災延焼の極めて少きものにて屋根を替えるものとす
一戸一株の請弐拾円を設けて最初の落札者は三百六十円を使用し二番会より以後は使用者二十五円を掛け戻し二番の者三百六十五円、三番三百七十円と毎年五円宛増す様設立したるものなり

二．昭和三年中久保部落に於て負債、不孝等ある場合の融通を図るため基本財産設立を申合せ先づ一戸一円宛を積立其の資金を基本として毎年三柳税（注：みつまた税、丸数税）として一丸に付一銭を徴収し（昭和十三年度より三柳税一丸に付二銭と変更したり）積立り
又納税奨励の意味にて若し不孝等に依り滞納者なきよう融通するため納税奨励金は全部基本金として積立て現在三百五十円程となれり
右基本金は一時借付は特別なる事情（病用）等のためには無利子にて貸与するを目的とす

三．昭和十一年八月自家用電気設立を図り発起者中村嘉太郎、西森義元、西森勇吉の諸氏の誠意と部落の熱心に依り総工費（電気精米器）金額三千百八十三円十七銭を費し昭和十三年一月無事完了したり
内訳　一．金二千円を十五年賦償還１か年一戸宛十二円七十銭にて支払済となり他の一千百八十三円十七銭は全部出金済なり
二．工事人夫六百八人役

四．昭和八年農事実行組合を設立し三柳（みつまた）の販売統制を図り村当局の方針に最先に賛同を表し印刷局納入を行ふことを実行す
必要品等は産業組合等を通じ現金共同購入を行ひ、組合員には安価な確実なる品を分配す

五．昭和十一年陸軍省、‥‥納入組合を設立す

「中久保部落契約書」

中久保部落は一致共同を以て過去現在に及び将来も此の趣旨に依り進むものなり、其の趣旨の強化をはかる為左の各条の規約を設け益々組の発展をはかるものなり

第一条　部落には伍長及び副伍長各一名宛を置き任期は一か年とす
任期満了の場合は（正月五日）選挙に依選出す
各々一か年手当三人役とし出役は部落へ

第二条　組長、寺総代、神社総代、部落選出の場合、出役は部落に賦をかえし役銭は部落へ納むるものとす。
但し組の給料は役員のものとす

第三条　村会議員手当一か年四人役
（但し部落選出のもの）

第四条　消防の出役は部落の賦還しにし手当は部落へ納むるものとす

第五条　中久保電気組合長は名誉役とす
電気会計を二名置き手当一か年一人役とし任期を二か年とす

第六条　火防隊班長手当一か年一人役とし出役は部落に賦がえし隊員は出賦のみ部落に還すこと

第七条　実行組合長手当は二人役とし金三円六十銭とす（一か年）
任期は四か年とす選挙に依り選出す
副組合長任期は組合長に準ず
但し部落用件にて大字外へ出張の場合は一人役外に金三十銭の費用を部落に見ること

第八条　病気等に依る部落コーロク左の通り定むものなり
二十日間内に病気全快せぬ場合部落より六人役コーロク又二十日以上は一か月ごとに二三人役とす
十五日間病気の場合は一人役とす

第九条　相続人にして現役入営又動員に依り召集の場合、一か月に二人役コーロクとす。但し特務

兵の場合は入営期間内に八人役とす
復員召集の場合　三週間以上のもの六人役とす。二週間の場合二人役。

第十条　本家の夫と及妻死亡の場合は六人役のコーロクとす。
但し離別の場合はコーロクなし。
長男結婚と同時に本家の権利と認む

第十一条入営は召集等の期間内へ部落の出役及共会を除くものなり
入営出発の場合は各個人にて銭別をし送別を催し一戸一人宛落出まで見送をすること
除隊の時は落出まで各戸一人宛出向すること

第十二条死人ありたる場合、医者、役場、寺の用件には村役と親類の立合にて行ふこと
葬式には本家、隠居及び間居より三合宛持合すこと
子供の死亡の場合は当事者の意志に依るものなり

第十三条病人等にて大字外へ入院の場合は部落より二人役応援し外は親戚者に於て適宜行ふこと
支度料として当事者より二円五十銭を出すこと

第十四条牛馬の死亡の場合は一戸宛五十銭の見舞をすること
部落基本金の中より三十円借用することを得、用期間は三か年とし無利子にて、一か年十円宛年賦にて支払ふこと

第十五条部落内に病気等の場合は部落基本金の内より五十円迄借用することを得、借用期間は五か年とし無利子にて年賦にて支払ふことを得

第十六条部落申合せに依り左の事を実行す
（イ）一月十日前後よりみつまた製造に取掛ること
（ロ）五月二十日自二十五日迄に全部仕上げること
（ハ）四月上旬に火入願を行ふこと、四月十五日より二十日までにモミ種播き終わる
（ニ）五月二十日より二十二日迄にトウキビ種つけ終ること
（ホ）六月五日より十二日までに田植日を定めること
（ヘ）六月十五日田植祭、部落全部休業のこと
（ト）旧三月五日節句、道修繕
（チ）七月二十日、山道つくり
（リ）十月一日、道修繕
（ヌ）其の他休業日と定められたる日は部落全体休むこと
（ル）五月上旬火入の場合は、仮に一か所の分にても十五才以上の者立合にて火入を行なうこと

第十七条精進修養の意味に於て左のことを行ふ
（イ）旧正月二日伊勢祭、御神酒二合宛其の他三円
（ロ）正月四日、五日春祈祷を行ふ
（伍長改選日）
神酒四升雑費二円
（ハ）正月十七日観音祭、部落休業、福引を行ふ
神酒三升雑費二円
（ニ）正月二十四日鎮火祭、戸主及消防火防会にて行ふ
（ホ）三月二十一日大師講祭、神酒三升雑費二円
（ヘ）六月七日、八日夏祭、酒三升雑費二円
（ト）七月四日地蔵祭、酒三升雑費二円
（チ）野仕事出発は努めて早くし晩は互に誘ひ合せ一定の時間に帰宅すること
（リ）七月七日作祭、七夕祭、休業。酒六升雑費三円
（ヌ）七月十七日観音祭、部落全部休業。酒２升
（ル）七月二十一日大師講、休業。酒二升
（ヲ）八月一日タノム祭、部落休業
（ワ）八月十五日山上祭。神酒三升
（カ）十一月七日、８日秋祭、休業
神酒六升、但し三か年に一度氏神は酒一斗雑費五円
（ヨ）新年（一月元日）新年会一戸一合宛持参のこと

第十八条新築本家講としては左の通り部落より援助するものなり
一．材木伐に一戸二人役宛
二．材木出し一戸二人役宛
三．地固めに一戸一人役
四．地ナラシ、石取共に一戸一人役
五．立前の日、一戸二人役宛
六．カベ下地及カベヌリ各戸に一人役
七．屋根フキ、一戸一人役
八．新築工事は新十二月一日より翌年三月二十日までに行ふ
其に期間出賦役を使ふこと
但し出賦は新築工事以外の仕事に使ふことを得ず
カベヌリは右期間外に使ふも差支なし

昭和十三年九月四日　右の事項決議す
（十八戸　戸主の署名）

（１９８２年１１月　西田石清氏より収集）

にみられるように、種々の互助及び共同作業や共有財産の確立と集落行事の確認・強化がなされた。家の確立と同時に、集落機能の充実とその役割の確認が行われたわけである。

この時期には、集落社会の共同性に加えて、個々の家が一定の経済的自立性を確保し得るようになっていた。個別化が進行する一方で集落社会の近代的共同化も強化された。その成果は、空間的にも個々の住居の整備と集落共同施設の整備として結実して、近年に至る集落空間の基本的な構造が形成・整序されたのであった。

（３）林業・多角経営時代（昭和30年～昭和50年頃）

戦中から戦後にかけてみつまた需要及び木材需要の構造が変化し、それに伴い中久保集落の生産・生活基盤も著しく変容する。

その第一は、硬貨の登場や高額紙幣の発行、紙幣製造法の進展、和紙需要の低下に伴うみつまた需要の低落があげられる。第二には自然林の伐採から植林へ至る林業の展開である。以前から川を利用しての自然林の伐採と筏による流し運搬が行なわれていたが、第二次大戦が勃発する昭和16年頃、馬車道が沢筋に通り、戦時木材需要をうけて、自然林の伐採と運搬が始まる。戦後は、戦災復興のための建材、パルプ用木材の需要増大がこれを助長した。柳谷村の一部先進地では昭和初年頃から植林がはじめられたが、中久保集落では昭和25年頃植林を開始した。

中久保集落において植林が本格化した契機は、昭和30年の局納みつまた価格の暴落であった。昭和32年には柳谷村内で「百円硬貨反対決起集会」が開かれている。このことは、主要な換金作物として経済的基盤を形成していたみつまたの衰退への危惧がいかに大きなものであったかを物語っている。[10]以後、みつまたの生産は急速に減退する。しかし、この時期に、みつまた畑の休耕地に生育していた雑木林が新たにパルプ材として商品価値をもつようになったことは中久保集落にとって幸いであった。森林伐採・パルプ材の供出によって経済的基盤の崩壊はまぬがれ、以後、林業を主とする生業形態へと転化したのであった。

また、林道の開発は、道路整備に伴う木材の切り出しによって一定の収益が確保される。さらに交通路の整備によって奥地の木材の切り出しが可能になり、みつまた生産の最盛期にも匹敵する経済的繁栄を一時、中久保集落にもたらした。しかし、昭和30年には、中久保集落からはじめて１戸が離脱し、松山近郊の温泉町に流出している。

中久保からの挙家離村の転出は、土地の処分を伴う。転出者は、全戸に呼掛け、離村の挨拶と部落に対する権利の放棄宣言を行う。さらに土地の売却を

集落全戸の入札によって行う。中久保集落では、このような入札を「オラビガエ」という。オラビガエは、離村の場合だけでなく、大量に山林を売買する時に開催される。まず集落に声をかけるという先買い制度といった性格を有する点は、興味深い。

昭和30年代には、雑木林の切り出しと1000haに及ぶ集落域全域の植林がほぼ完了し、しいたけ、養蚕と林業の多角経営が中久保集落において一般化した。特にしいたけ栽培は、昭和30年代末より飛躍的に生産技術が進展し、今日においても中久保集落の主要な生産物となっている。

これまでの中久保集落は、みつまたから林業へのその経済基盤は変わったものの、全戸がほぼ同様の生業類型をもち、均質な生活スタイルであった。それが昭和40年代の前半には、大きく変貌する。

中久保集落の内部で、タイプの異なる２つの生業類型が出現する。その一つは、従来からのしいたけ栽培を中心とする林業多角経営のタイプで、いま一つは、造林エキスパートとなるものである。

集落域における植林が完了した後、中久保集落では独自に林務請負い班（請負労務班）を作り、周辺集落における森林労務に従事することによって、高い収入水準を維持していた。やがて周辺集落での植林が一段落すると、さらに柳谷村各地、上浮穴郡・愛媛県各地へと就労地が広域化することになった。当初の近隣の集落での森林労務は日帰りでも可能であったが、就労地が遠隔化するにつれ、数週間家を離れる場合もでてくる。この過程で、造林のエキスパートとなり生業圏を拡大するものと、集落に生活・生業の拠点を維持してしいたけを中心とした多角経営により経済基盤を支えるものの、二つの系統に分かれて、それぞれが発展した。

（４）二拠点生活時代（昭和50年頃～現在）

このようにして、昭和50年以降の中久保集落では、広域的な造林を行なうタイプと、集落を生活の拠点として維持し、林業多角経営によって生計を支えるタイプの二つの生業類型に分化し、両者が相互に生活・生業面で協力することによって、互いの生活と集落社会を維持するという新たな協力関係、共同性の展開をみるのであった。

中久保集落では、昭和30年頃から松山に一家が流出するものが現われ、また高校も松山に進学するものも現れた。30年代では、上浮穴郡内の高校へ進学する場合が多かったが、昭和45年以降、様相が変わる。このころから、子供の高校進学を契機に松山へ転出するものが増え、昭和50年頃には中学進学時から松山に転出するものもでてきた。中久保集落は、村内においても最奥地に位置するため、最も近い久万高校へ進学する場合にでも親元から離れて下宿・寮生

活になるという事情があった。[8)12)]

冬期積雪期間に村の中心集落までの交通が途絶するという生活の不便に加えて、子女の教育問題、老人の通院治療の問題を契機に、一時的に松山にも生活の拠点を置く生活がはじまった。当初は、縁故者の家を間借りしたり、アパートを借りたりして、兄弟が一緒に住み、母親が中久保と松山を往復するという生活で、不安定な居住形式であった。

中久保集落では、このような生活パターンが昭和45年以降一般化したが、昭和50年頃から松山市南部に住宅を取得するものが現われ、55年頃には、大部分のものが松山に住居を取得した。また松山での生活拠点の獲得によって、広域化した森林労務請負にも対応できる便利な活動拠点が得られ、生活利便が向上した。若年層や寡婦では都市的職業に就いている場合もあるが、松山に拠点を取得した大半は、林務を行なっている。また、なかには駐車場やアパート経営、プロパン販売などの都市的事業を兼ねているものもいる。こうして今日の集落を一方の生活拠点とし、都市を他方の拠点とする二拠点型の居住形態が中久保集落では一般化してきた。[8)]

このようにして、子供の就学・就業問題が大きく影響して、山村生活の比重が低下し、定住人口の流出、生活の広域化・二拠点化が進展することとなった。生活の広域化・二拠点化の中で、しいたけ栽培を中心とした多角経営を生業とするものは、集落生活の比重が高く（村主都従型）、造林業を営むものは松山での生活の比重が高くなっている（都主村従型）。[8)]

二拠点型生活が確立され、徐々に集落生活の比重が低下したといっても、従来からの高い共同性と相互協力の関係は維持されている。それは、集落行事への参加、付き合いの維持、農作業における協力など、生活の時間的周期（年周期）に組み込まれている。松山に住居を取得し、日常生活の拠点を松山に置くものは、田植え、稲刈り時には集落で生活し、少なくとも月１、２回は、山林の手入れや会合に出席するため集落を訪れる。また、祭や暮れ勘定（12月26日に行なわれる年末の集落の寄り合い、本家の夫婦が参加）等の集落行事は、全戸が集まり盛大に行なわれている。一方、集落生活を維持しているものは、しいたけ栽培を中心とする多角経営によって生計を支え、日常生活の拠点を松山に置くものの田畑の管理は彼らが行なっている。それに対してしいたけ栽培のホタバの提供や彼らの農閑期の仕事（森林労務）の斡旋は松山に生活の拠点を持ち、造林業を営む者が提供しており、相互の協力関係の新たな展開がみられる。

また、昭和57年には、住居や生活道路周辺の常畑への植林が禁止され、住居及び道路から３ｍ以内に植林された木は伐採することが集落で決められた。

従来から中久保周辺では自分の田畑や道路にかかる木は自由に伐採してもよいことになっている。これを当地では「カゲキリ」という。中久保集落では、集落外での生活の比重が増し、土地の管理が十分行えなくなったために常畑に植林するものが増えた。住居周辺の植林は、その周辺の常畑の生産環境を悪化させるだけでなく、台風などで木が倒れ、住居に被害を及ぼすことが危惧され、さきの申し合わせになったということであった。これは、自律的土地利用規制とみることができ興味深い。

このように集落側の拠点は、森林・田畑をはじめとする土地財産の管理という基盤の上に、集落社会の維持に必要な互助、共同性を保つという役割を果たしている。

また、集落生活の変動の中でコーロクとよばれる労力提供による相互扶助が金銭による援助にかわってきた。[8)]協力・共同の形態が変わりながらも従来の相互協力関係は堅固に維持されていることに注目する必要があろう。

現在の中久保は、第四の転換期にさしかかっているといえる。都主村従型の二拠点生活が圧倒的となった一方で、財産を完全に処分して離村を宣言するものも出始め、1989年には集落戸数は１４戸となり、在村延べ人数は急激に減少しつつある。また在村高齢者の死亡による世帯減もはじまった。1990年に１戸、1991年に１戸が自然減となり、1992年段階では１２戸となっている。一方で、中久保規約にみられる互助的共同性は全く消滅したかといえば、そうでもなく、昭和60年でも１軒へのコーロク（病人等への互助・労働力提供＝金納）が確認されている。[8)]

１－３　共同性の発展区分

これまで中久保集落における４つの時代区分にそって共同性の展開を概括してきた。ここでは、集落の内部圏域における共同性の内容と、集落の経済活動における外部圏域との関係に着目して、中久保集落の共同性の展開過程を整理する。図４－２－２は、集落域という圏域と他圏域との関係から共同性の段階的な発展過程を示したものである。

第一段階の自給的焼畑時代のムラは、完結した奥地の圏域において、分家の禁止と隠居の仕組みによって戸数を厳守し、困難な状況の中で、均等に協力しあって生きていくシステムがあった。これは焼畑という共同作業を必要とする生産形態と深く結び付いている。後に成分化され、近代的性格に脱皮する共同性の基盤は、この時にできあがった。低エネルギーながら、きわめてエコロジカルな圏域内生活であった。

第二段階のみつまた焼畑時代は、貨幣経済が奥地の山村にも浸透しだした

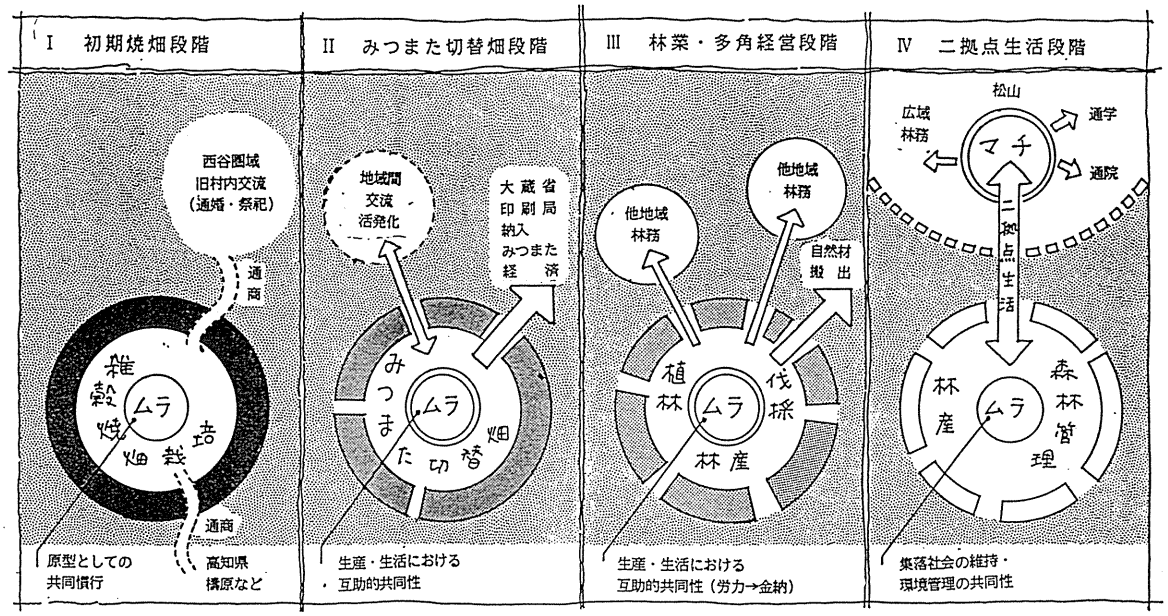

図４－２－２　共同性の展開の４つの段階と圏域モデル（原図：重村力）

時代である。この時代は、みつまた導入を契機に、大蔵省局納という外部経済に接触し、経済圏域が他圏域と結合した上に、また人づきあいにおいても、他地域との協力が深まった時代である。また、この時代のはじまりは、ほぼ日露戦争と一致し、みつまた時代は、日本の戦争の時代とも一致するが、軍隊への出征・徴用等の経験により（このムラは出征兵士や戦死者がきわめて多かった）、外部の情報や近代技術がこのムラに入った時代でもあった。経済力の増大を、各戸個別化の方に向けず、前段階の共同慣行を見事な近代的共同性に展開していった。この段階の集落社会は、いわば独立性の高い圏域の中に築かれた生産・生活協同組合のようにすら見える。この見事な組織運営にどの程度、意識的な協同組合思想が導入されたかは不明である。この時期に優れた人材が少なからずいたことは聞くが、傑出した一人のリーダーに指導された改革でないことは明かである。[8]この段階は、みつまた価格が外部の政治・経済に規定されていたという点を除けば、切替畑による２５年周期の土地利用と、森林の生産力のリサイクル周期とがエコロジカルにバランスしており、世代周期とも一致して、きわめて安定した構造をもっていた。

第三段階の林業時代は、安定した物流交通路の開設、木材需要の増大とみつまた需要の低下にそれぞれ起因している。自然林の切り出しと針葉樹の植林の開始は、伐採が続行する間は圏域内の生活を可能にしたが、自然林の切り出

しが終ると、伐期を待つ間、林産だけでは収入を得ることはできない。中久保の山林保有面積が各戸平均50haという規模は、林家の自立的経営にとっては、不十分な規模であり、交通条件も整っていなかったことから植林の開始時期も遅かった。ムラはもちまえの共同性を発揮して、広域の林務請負の班をつくり、収入の確保に勤める。林務請負の範囲は、この時期に県内を越え、四国全域・中国地方南部に拡大する。経済行為の圏域が、一挙に広域化した時期であったが、前段階からの互助的共同性は、この時期も継続した。

第四段階の二拠点時代は、通学・通院等の生活活動、造林のための生産活動の広域化に起因する。これは全国レベルでの生活水準の向上とも関係しているが、この広域化を準備したものが前段階の経済圏域・行動圏域の拡大と大きく一致することはいうまでもない。

だが、都主村従型・村主都従型の生活型は、それぞれ、この２つの圏域を両立させようとする努力であることが興味深い。生活の第二拠点である松山においても中久保出身者は近接して住むと共に、中久保ではムラでの行事・集会・共同慣行を維持させて、両立を図ったのである。

４．社会組織の段階的構成と相互扶助

４－１　社会組織の段階的構成

（１）概況

中久保集落では、空間的孤立性が高く自然条件が厳しい。このような制約の下に、中久保集落では、生業条件を整え、生活基盤及び経済的基盤を維持・発展させてきた。それを支えてきたものが、明快な集落社会の協力関係の仕組みであり、新たな共同性の生成であった。

中久保集落では、個々の家と家の間の相互協力・相互扶助の仕組みと種々の社会関係の組織化が「共同慣行」や「社会組織」として集落社会の社会構造に組み込まれ、また生成されてきた。

（２）家段階

中久保集落の位置する四国地方には隠居慣行が広く存在しており、当集落での家族生活・住居形態も隠居慣行に強く規定されている。

中久保集落においてみられる隠居慣行は、長子の嫁取りと同時に親が隠居するという点で他の四国地方の山村と同様であるが、以下の三つの特質を有している。

ア）同一の住居内にシンメトリカルな形態で存在する「本家」と「隠居」と呼ばれる当主家族（若夫婦家族）用領域と隠居（老夫婦家族）用領域とが、長子の婚姻に伴って交換されること

イ）「本家」・「隠居」が、原則的に炊事、家計、生産労働、社会的代表権を厳しく区別しながら同じ屋根の下で協力しあうこと

ウ）隠居慣行は直系家族間（長子との間）のみで行なわれ、分家を厳禁することによって集落全体の戸数が厳密に維持なされていること

このような特質を有する隠居慣行によって家段階に対応する空間単位、すなわち住居の形態とそこで展開される住生活には、本家・隠居の個々の家族生活の尊重と相互の協力関係の仕組みが刻み込まれているといえる。

（２）組段階

家段階から集落段階にいたる中間に組は、協力内容により異なる幾つか組が形成されている。これらの組は、空間的組み合わせがそれぞれ異なったっており、質の異なった組が空間的に重層することによって集落の結束をつよくするという紐体としての役割と機能をも有している。

第一の組は、住居のまとまりに対応し、屋敷配置が近接し屋敷群を形成している近隣集団である。中久保集落にはこのような屋敷群＝近隣集団が三つあり、それぞれ「ニシメ」、「シタメ」、「コウナル」と呼ばれている。　「ニ

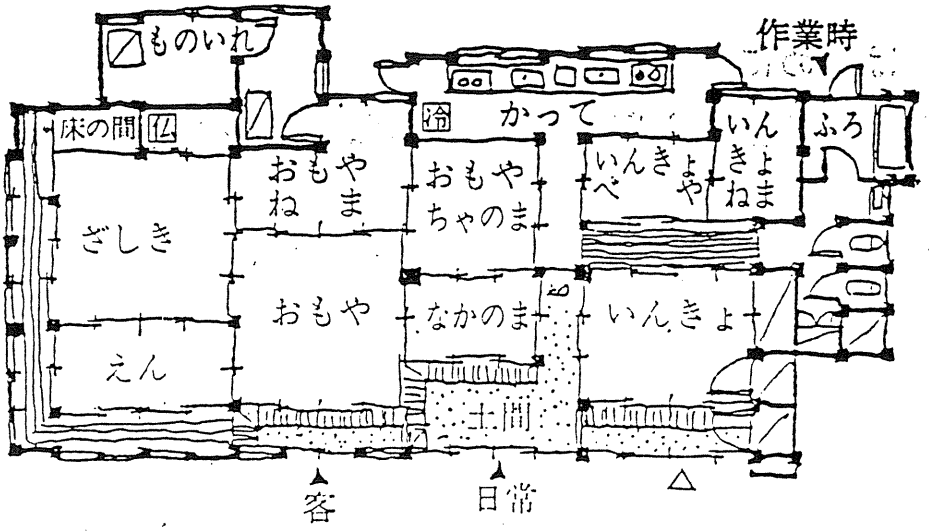

西田国光氏宅プラン（1982年・中久保集落）

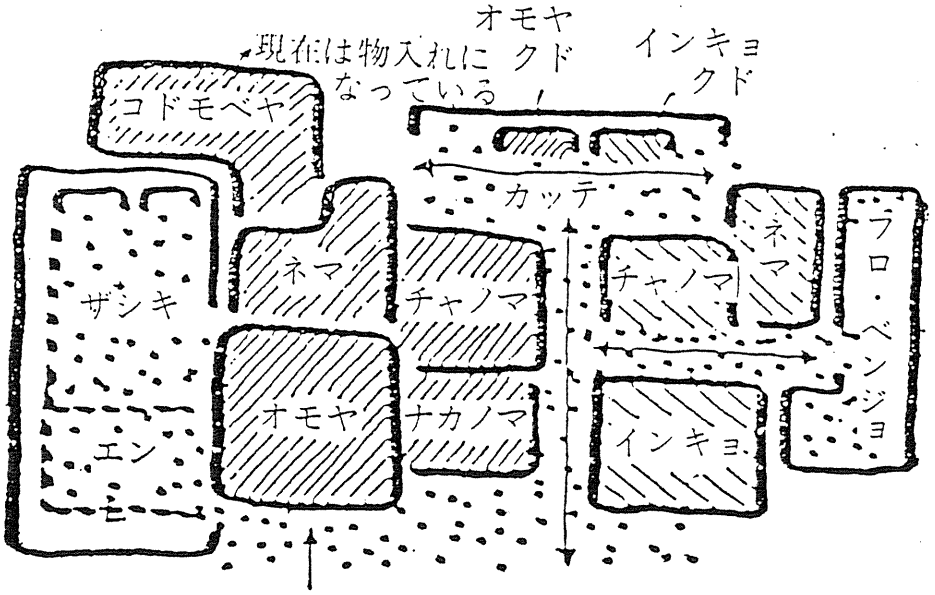

本家・隠居の生活領域

図４－２－４－１　中久保における同棟二世帯型住居

シメ」、「シタメ」は、山腹南斜面にクラスター状に立地しており、それぞれ６戸、８戸から成っている。「コウナル」は、これらから約 150m 下の川筋に立地し、４戸から成っている。（図４－２－４－２）

「ニシメ」には西森姓、「シタメ」には松田姓、「コウナル」には上田姓が多く、この近隣集団は、より血縁関係の濃い集団ではないかと考えられるが、明治以降の婚姻関係をみる限り、このような傾向はない。明治以降、昭和40年頃まで、長子等集落に残るものの基礎的通婚圏は、関奥六ケ村（旧西谷村）を中心に形成されていたと考えられる。

この組（社会単位）の役割は、主として日常生活における協力・互助にある。例えば、病人が出た場合の農作業の遅れを補う労働の提供、老人が集落外へ出向くときの車での援助、留守のときの家の監視や来客の応対、結婚式の宴会の手伝いやちょっとした物の貸し借り等の協力が行なわれている。但し、１５日以上寝込む病人が出た場合には、後述するように集落で対応することになっている。

このような相互協力・共同性の意識は、儀礼や信仰面にも投影しており、水神祭や荒神祭がこの単位で持たれている。水神はこの近隣集団でもっている水源の神様であり、荒神祭はかまどの神様に関する祭事を各戸が持ち回わりで行なうものである。いづれも日常生活に密着する水と火の神と祭であり、この単位で独自で維持・信仰している点に注目する必要がある。

その他、生産面では、共同のしいたけ乾燥小屋を持っている組もある。また、屋敷群周辺に広がる常畑の所有は、この単位を基本にの順次配列が繰り返されており（土地所有に関しては別稿で詳述する）、この点、稲架・車庫等も同様に近隣集団である組を単位に配列されている。

このように空間的に隣接する近隣集団である「ニシメ」、「シタメ」、「コウナル」は、生活・生産・儀礼面において最も日常的に関係する社会集団であるといえる。しかし、生産や儀礼に関しては、さらにそれらの機能を特化させた組が、異なった空間的組み合わせによって組織化されている。

谷筋に立地するコウナルと山腹に立地するニシメ、シタメには約 150ｍの標高差がある。150 ｍの標高差を克服し、一つの集落としての結束とより高度な共同性を獲得するために山腹の２つの近隣集団と谷筋の近隣集団が結びついた第二の組が存在している。

川筋のコウナルが東西二つにわかれ、西半分がニシメと東半分がシタメと結びつくことによって、「上組」、「中組」が形成されている。この第二の組は、葬式をはじめとする冠婚葬祭の協力組織であると同時に、集落の役員を選出する単位でもある。後述するように集落の役員は、「上組」、「中組」から

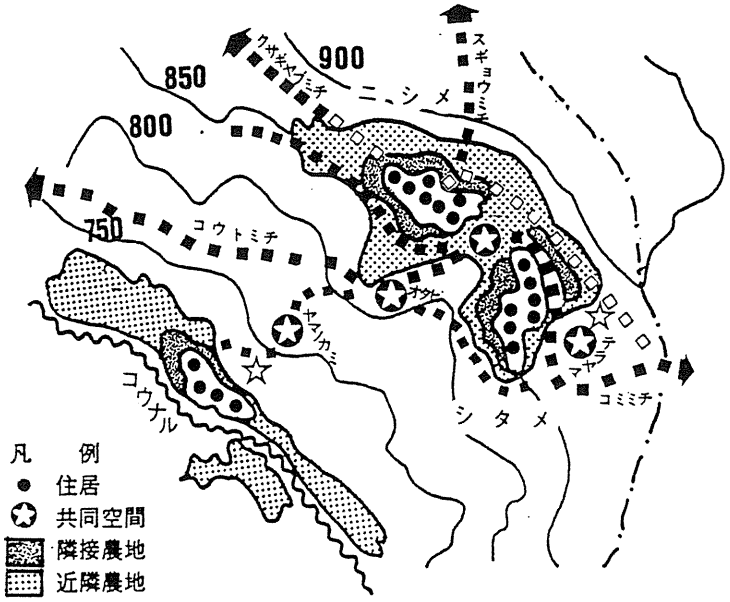

図４－２－４－２　住居群の立地と周辺土地利用

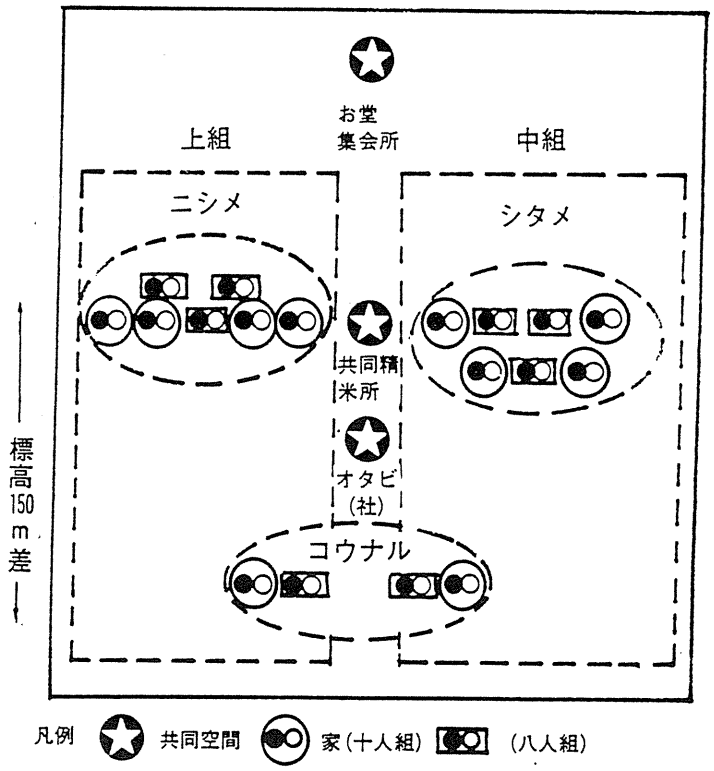

図４－２－４－３　社会組織の構成と共同空間の立地

選ばれたもののうち一人が伍長、他の一人が副伍長となり集落を代表する。また、納税組織としての機能もこの組が有している。

中久保集落では、集落としての結束をさらに強めるため、第三の組が存在している。第三の組は、焼畑耕作時に形成された生産組織で、空間的な対応関係が希薄で、集落全体をモザイク状に二分している。この生産組織は「八人組」、「十人組」と呼ばれるもので、旧焼畑耕作地の土地の所有には、「八人組」、「十人組」でのまとまりがみられ、「八人畑」「十人畑」とよばれる。古老よりのヒアリングによると、明治以前は集落は２０戸から構成されており、当時は１０戸を単位とする二つの生産組織であったという。

このように中久保集落では、家段階から集落段階に至るまでに日常生活における濃密な互助関係を有し、屋敷群と対応するする「ニシメ」、「シタメ」、「コウナル」、山腹と川筋を結びつけ儀礼的・政治的機能を有する「上組」、「中組」、さらにこれらの社会組織をモザイク状に二つの生産組織として再編する「八人組」、「十人組」、これら空間的に異なった組み合わせによって成立する三種類の組の重層によって、集落はより強固に結束し、さらに洗練された共同性を有した社会組織を形成しているものと考えられる。

（３）集落段階

集落は、共同性の枠組みの中で家と並ぶ最も強固な枠組みの一つである。

前節で述べたように、中久保集落の共同性は、みつまた導入以降、近代的に発展し、その基礎は大正末期から昭和前期に確立したとみることができる。その結晶というべきものが昭和13年に成分化された『中久保規約』である。『中久保規約』は、それまでの共同慣行を成分化したものである。（『中久保規約』表４－２－１参照）

中久保集落は、代表選出を行ない、独自の税を徴収し、集落の基本財産及び共同生活・生産機構を形成している。本来自治体が有する種々の機能を集落が独自に獲得しているのである。

まず、集落組織として伍長の制度があり、先に述べた上組・中組毎に１年任期の代表を年頭の常会で選出し、それを集落の伍長、副伍長とした。また、集落の基本財産は、ア）丸数税（みつまた出荷税）イ）戸数割（均等）ウ）等級制（収入）エ）寄付、オ）共有地経営、カ）納税奨励金によって積み立てられ、集落の生活・生産基盤の維持と整備に投資されると共に、構成員の生産投資への融資、個人の生活環境の改善融資、個別経営の救済融資、さらには福祉・互助的な生活支援に運用され、今日まで続いている。いわば自治体と協同組合のさらに進んだ機能をかねそなえているといってよい。

集落は、これら金銭的な投資・融資あるいは様々な労力負担への日当保証

当の互助財政活動以外にも、直接の労働奉仕による互助システムをもっている。この互助システムは、労働の質と奉仕の性格によって、「イイ」・「モヤイ」・「オテアイ」・「コウロク」の名称で呼ばれている。以下、集落空間との対応に着目しながら、その概要について述べることにする。

ア）イイ

一般に言う結・手間替や沖縄のユイマールのことである。これは血縁や前述の組組織とは関係のない任意の生産労働交換であり、比較的長期でおこなわれたり田仕事と畑仕事のように労働内容の異なる場合もある。焼畑耕作期のイイも任意の家族間による労働交換であった。

イ）モヤイ：出役ともいう

モヤイは、集落全体に係わる共同労働または労働分担のことである。主として基盤施設の整備が対象であるが、焼畑の火入れは部落総出で日をきめて行なっていた。各戸総出の道普請は、４月の道さらい（雪解け後の道路整備）、７月２０日の道刈り（草刈り）、１０月の道堀り（側溝を掘って台風等であれた雨道の整備）等であり、簡単な道の修繕は、出役数を決めて「ウスヒキマワシ」で回す。「ウスヒキマワシ」は、各戸につけられた永久順番のようなもので、各戸からの出役の順序を示す他、例えば精米所利用の順番などもこの順序で回る。

また、集落の「公務」や柳谷村への「出役」、関奥六か村（旧西谷村）への「出役」に相当するものは、個人の労働欠損を保証しるために決められた労役を「ウスヒキマワシ」によって拠出される労働提供によって補われる。

ウ）オテアイ

オテアイは、住宅及び屋敷（基礎の石積みを含む）の建設に関する互助である。屋敷まわりの石垣の修繕と主屋の新築が対象になるもので、当然、災害にも適用される。これは、災害による崖崩れや火災等の時適応されるが、物置きや隠居屋等（まれに三世代続いた場合などに必要となる）を除いて、住居及び宅地基盤を共同で保証するという点が注目に値する。主屋の新築の場合、１２月１日から、翌年３月２０日までの積雪農閑期に、材木切り出し、地固め、地ならし、石取り、建前、屋根葺に各戸９人役、１７戸（１８－１）から計１５３人役の出役を出すことが定められており、昭和２年から始められた瓦講と並んで、極めてきめ細かに協力の仕組みが作られている。

エ）コーロク

コーロクは、個々の家族の披災に対する集落社会全体からの互助システムであり、素朴な社会保障の性格が強い。対象は、本家当主が病気・死亡の場合で、戦前は相続人の徴兵応召による入営の場合も適応された。ある家では、子供１２人の内、７人が戦争で没している。

昭和５２年頃から、コーロクは１人役＝６０００円に換算され金納になっている。病院保障の場合、契約書では２０日間病気の時、６人役の労働力が保障されるとある。昭和４７年のヒアリングでは、２０日に対して１１人役の保障で、内９人役は地内（上組・中組）からの保障で、残りの２人役は集落全体から「ウスヒキマワレ」で出すという仕組みであった。このコーロクの仕組みでは「地内」が、大きな要素をしめていることがわかる。地内は、当初毎月２８日の納税に対応する機構の要素が強かったが、代表の選出や、互助機構など、この集落運営にとっての主要な組織的要素であった。前半で述べたように現在、大半の家族が松山等との二拠点居住に転換しておりまた、戸が、共有財産を精算して完全離村した状況下で地内をわけることの無理が生じたため、昭和５８年度暮勘定（クレカンジョウ：部落の納会を兼ねた決算会）で、上組・中組の合併が決議された。そのほかコーロクでは、病人の入院の場合の家の世話や、葬儀の食糧の分担、入営・除隊の時の送迎の人出や、その境界などがとりきめられている。きわめて精な生活互助機構である。

オ）その他

契約書では、この他、年中行事のとりきめ、行事に際しての酒の消費量までがきめられている。

（４）集落間レベル

柳谷村は、柳井村・西谷村及び中津旧村の一部の１．５村の合併村であり、中久保は、この旧西谷村（大字）に属し、この地域は通常関奥６ヶ村とよばれる。西谷は、３つの谷が分岐しており、分岐点に古味があり、それぞれの谷に２つづつ集落がある。すなわち菅行・中畑、中久保・横野、高野・猪伏である。このように７つの集落があるが、古くは猪伏は高野と合わせて関奥６ヶ村とよばれていた。

この西谷（関奥６ヶ村）の地域は、集落につぐ、大きなまとまりの圏域であった。筆者らの調査でも、中久保外から中久保集落に嫁いだ嫁のほとんどは、この圏域からきており、基礎的通婚圏でもあった。古味集落には昭和３３年まで小学校の分校があり、また唯一商店が立地し、バス停留所とポストがあると

いう点で、基礎的生活圏を形成していた。

この圏域は、戦前までは行政の下部機構として機能し、西谷内に古味・高野組という組に分かれて、代表を送出していた。大正初期に各集落の神社を合祀した時に、当初古味の川崎神社、高野の大崎神社に統合されたが、１０年後に川崎神社にさらに統合されている。この圏域には寺院はない。神社の祭事は、現在では古味と３つの谷とが４つの組をつくって、４年に一度当番があたると神輿が集落の旧神社あとのオタビ（御旅所）に回ってくる。

この意味で、西谷は祭祀・合議の単位にもなっている。さらに、主要道の整備においても、この圏域の各集落が共同で道普請を行っている。中久保から県境地芳峠を越えて高知県原に抜ける山道（歩行者と馬の道）は、例えば大豆の買付業者や、行商人の通う道であり、また西谷からも瓦の買付や、医者へ通う道でもあったが、この道は、昭和３５年頃まで、中久保集落からやや離れた部分からは、道の整備・修復を、中久保集落よりは遠い古味集落が分担していた。

４－３　社会組織の重層的構成

中久保集落における社会組織は、①家段階、②組段階、③集落段階の三つのレベルの段階的構成となっている。そして家段階、集落段階の間に位置する組は、相互に協力する内容により幾つかの空間的組み合わせによって異なった幾つかの組が形成されている。

このように役割・機能の異なった組が重層することによって集落の結束をつよくする紐体としての役割と機能をも有している。

中久保集落においてみられた種々の協同は、大きくは「いえ」と「むら」を単位とする社会組織と、その中間に位置する「近隣組織」としてのニシメ、シタメ、コウナル、「儀礼組織」としての上組、下組、「生産組織」としての８人組、１０人組によって種々の協同の単位、社会生活の主体が形成され、集落としての社会秩序が形成されていた。

５．共同性の展開と地域主体の性格

これまでの考察を踏まえて、以下では、地域主体としての中久保集落の性格を、時代区分に従って整理することにする。

５－１　自給的焼畑時代

みつまた導入以前、すなわち自給的焼畑時代の中久保集落は、生活タイプの同じ均質な１８戸によって構成されていた。この中には、焼畑耕作地の配分が２戸分であり、墓の形態も他とは異なっていたという旧家も一戸存在していたが、いわゆる在村地主ではなかった。むしろ、他と比べて多い焼畑耕作地の配分は、部落共有地の税負担を受け持つといったことから、当時の集落社会は平等的共同性を基本としていたことが伺える。この時代においては、焼畑耕作に伴う共同作業の必要性が集落社会の共同性を高めたことはいうまでもない。土地の所有形態に着目すると、税負担の必要から、形式な土地の分割がなされていた。しかし、当時の土地の所有形態は、いわゆる総有で、屋敷地とその周辺だけの私有化が確立していたにすぎなかった。家としての土地所有は未確立で、その経済基盤となった土地は「ムラチ」と呼ばれる集落全体の土地であった。家そのものは確立して存在していたが、集落の存在を前提としていた。このように当時の中久保集落は、均質な生活スタイルをもった１８戸からなる平等的性格をもった村落共同体とみることができる。

５－２　みつまた焼畑時代

みつまたが導入された明治末期は、奥地山村にも貨幣経済が浸透しはじめた。全国的にみれば、この時期は、農村への貨幣経済が浸透し、全国的に地主階層が大きく成長し農村社会の階層構造に大きな変革をもたらした時期であった。

中久保集落でも、土地の所有と権利をめぐって集落内部で幾度か動揺がみられた。中久保集落の解決策は、実態に即した土地の分割、私有化であった。そこでは、焼畑耕作の共同性を基礎とした土地の利用実態に即した土地配分がなされた。集落域における場所によって土地割形式が異なるが、所有地の分布傾向や均等な所有面積が確保された。そして、家レベルにおいては、住宅の整備や土地所有の確立、みつまた栽培による経済基盤の確立がなされ、集落レベルでは各種共同施設の整序化が進んだ。その結果、各戸の均等な土地所有と地域主体としての集落機能の充実が図られた。

みつまた焼畑時代の後半、昭和前期は、農村の疲弊と階層分化が進んだ時

期でもあった。中久保集落でも、貨幣経済の浸透と換金作物の導入により、内部の階層分化が一部で進み、村外への土地売却による株小作化の兆候がみられた。事実、一戸が一時的であるが、株小作に転落した。ここでは、集落が一旦土地を買い戻し、その家が分割して代金を返却することによって土地の集落外への流出を回避し、家の没落を防いだ。このことが集落独自の「基本財産」「丸数税」設立のひとつの要因となっている。また、家の没落を防ぐユニークな土地制度の充実も図られた。その一例が「トネビラキ制度」の充実である。トネビラキは、家族が多かったり困窮したものに対して、家族労働を条件に奥地山林の開発を自由に行うことを認めた中久保独自の開発制度である。

家の没落、土地の集落外への流出は、地域主体自体の弱体化にもつながる。周辺の農村が疲弊と階層分化が進行するなかで、中久保集落では、個々の家の社会的・空間的・経済的基盤の確立が図られ、その没落を防ぐための各種の相互扶助システム、独自のトネビラキ制度の充実と集落の基本財産の設立、規約の成分化などの地域主体としての集落の機能の整備がなされたわけである。地域主体を構成する家と地域主体自体の確立が、同時に、また相互依存的なシステムとして整備された点は、特に注目すべきである。

５－３　林業多角経営時代

中久保集落は昭和15年に人口のピークを迎える。その後、戦時中に人口の減少がみられるが、昭和25年まではほぼ同水準の人口が維持された。しかし、その後、昭和45年頃まで人口は漸減する。昭和30年以降、みつまたの急速な消滅によって、中久保集落では林業が主要な経済基盤となった。林業多角経営時代は、地域主体内部の分化が始まった時代でもある。地域主体内部の分化は、生活・生産活動の圏域の広がりと密接に関係して進展する。昭和30年にはじめての挙家離村者が現れたことは象徴的な出来事であった。

この時代の前半、すなわち昭和30年代は、みつまたから林業へと経済基盤は大きく変化したものの、集落域における林道整備に伴う木材の伐採と植林がセットになり、安定した収入が得られた。しかし、焼畑の消滅によって集落としての共同作業の比重は低下し、各戸間の協力関係も、家を単位とする任意の協力関係の比重が増した。造林の仕事も、集落を単位に組織化されるのではなく、森林組合、公団から、特定のものが請け負い、その親方が労務班をつくり対応した。この時期における労務班は、中久保集落のなかにいくつかつくられたが、それはあくまでも個人ベースのものであった。一方、この時期には子供の高校進学による集落外への転出がはじまる。

昭和40年代にはいると、地域主体内部の分化が顕在化する。それは、集落

域の外部の造林を請け負う造林エキスパート（造林請負型、広域生活タイプ）と、集落にとどまり、しいたけ栽培を中心とした多角経営によって生業を支えるタイプ（多角経営型、母村密着タイプ）への分化である。造林エキスパートは、造林請負の親方として労務班を組織し、村内、県内、県外へと生業圏を拡大した。中久保集落の場合、当初、労務班に参画したものの多くは、後に独立し、親方になっている。造林請負の場合でも、隠居夫婦は集落に留まり、また若夫婦も集落外に住居を構えることはなかった。また、このタイプの中には、集落内外の山林を購入し、大規模な山林地主となるものも現れている。この場合でも、土地の集落外への流出はみられず、集落内部の売買に留まっている。「山林・土地の売買は集落優先」という原則が維持されていた。

このように、林業多角経営時代において、地域主体を構成する個々の家は、生活圏域の相違、経済基盤・経営類型の相違によって大きく２つの生活スタイルに分化した。しかし、地域主体内部の分化は、地域主体の解体を意味するものではなかった。これは一例にすぎないが、労務班の人員確保が困難な場合には、造林請負型のものが集落に拠点を置く多角経営型のものの協力を受け、逆に、農閑期には多角経営タイプのものが労務班に雇ってもらうという相互の協力関係も新たに生まれている。さらに集落行事や相互扶助システムは完全に維持・継承されている。

５－４　二拠点型生活時代

昭和45年以降、山村からの人口流出が激化し、過疎化が進行する。中久保集落も例外ではなく、県都・松山近郊への転出者が増加する。林業多角経営時代にみられた地域主体内部の分化傾向は、さらに顕著になる。二拠点型生活時代の到来である。

この時期の大きな特徴は、都市との密接な関係にある。さきの造林請負の広域生活タイプがまず松山近郊に住居を構え、二拠点型生活へと移行する。続いて多角経営型も松山近郊に住居を取得する。前者は都市生活の比重か高く、後者は中久保での生活の比重が高い。いずれの場合も、都市での居住拠点の獲得は、次世代（後継者）の就学問題と密接に関わっているが、母村での住居、土地資産は維持されている。

二拠点型生活時代の特徴は、隠居夫婦と本家（当主）家族さらに次世代（後継者）という世代間の生活スタイルの相違がはっきりしていることである。後継者の中久保からの転出は、昭和30年代にすでにみられたが、母村への帰還を前提としていた。それが40年代以降、さらに50年代になると、母村からの後継者の転出は必ずしも帰還を前提としないものになり、都市での住居取得と結

びつく。隠居夫婦は、母村に留まり、後継者は松山に住む。そして当主は、先にみた造林請負型、多角経営型という経済的・生活的な類型によって都市生活、母村生活の比重を異にする。これら世代間の生活スタイルの異なった家族が、選択した生活の型が二拠点型生活なのである。

このことは、地域主体を構成する家が、さらに世代毎に分化しているとも見て取れる。しかし、松山と中久保という２つの居住拠点を獲得することによって、母村・実家の維持と都市生活の利便性の確保という２つの生活要求が満たされている。そして新たな共同性の萌芽もみられる。その一つは都市における母村の人間関係の維持と母村における異なる生活タイプ間の協力関係である。

この時代の中久保集落では、木材の価格低下による経済基盤の脆弱化、高齢化の進行と母村生活の比重の低下による環境管理が特に深刻な問題となっている。

木材の価格低下、林業経営の先行き不安から、現在の中久保集落内には、山林所有を拡大する意志のものがいない。集落内に山林の「売り」が出た場合、必然的に集落外への土地の流出につながり、集落外の不在地主の増加が進行する。大部分の土地取得者は松山近郊の集落とは無縁のものである。この場合、山林経営を前提としない、資産保有的な場合が多く、山林の手入れも行われず放置されていることが多い。

また、このような不在地主の土地が集落外縁部にモザイク状に点在することになっている。すなわち、土地所有の空間構造に集落外の不在地主の土地の「割り込み」が進行しているわけである。その結果、地域主体の共同性と密接に結び付いて成立していた集落域の土地利用・土地所有の空間秩序にも変化がみられる。

中久保の環境管理においては、耕作放棄地の増大、不在地主の増加、生活道路の維持・管理が具体的な問題となっている。集落居住者の高齢化、生活タイプの分化、集落生活の比重の低下などの地域主体の内部構造の変化によって、土地や道路、水路などの環境基盤の管理と維持の形態も変化している。

土地の利用・管理については、都主村従型と村主都従型の間に、家レベルでの新たな協力関係が生成している。都主村従型の畑、山林の管理は、村主都従型に委託し、村主都従型のしいたけ栽培のホタバに都主村従型の山林が提供されるという関係である。畑やしいたけのホタバ利用は無償であり、その収益はいずれも利用者のものになる。山林については日当が払われる場合が多い。いずれの場合も、土地の利用が土地の保全につながることから、貸し手、借り手ともにメリットがあるという。しかしながら、集落生活に比重を置くものには高齢者が多く、貸し手と借り手のバランスが崩れているのが現実である。

集落生活における労働力の低下は、土地利用の低下に結び付く。常畑は植林され、また山林・常畑・水田の放置も目立っている。常畑の植林は住居から離れた場所から進展し、主生活域の縮小が進んでいる。

常畑の植林は、生活道路や住居周辺でもみられ、集落生活への弊害も現れだした。これに対して、住居周辺と生活道路周辺の植林を禁止する申し合わせが昭和57年に集落で決議された。そして、植林禁止区域を設定した自律的土地利用規制を集落独自で作成している。これは集落レベルでの新たな共同性の展開として興味深い。

近年の中久保では、拠点集落である古味集落への連絡路であるコミミチのモヤイ（集落共同作業）での管理が復活した。この道は、通学路としての役割もなくなり、自動車交通が浸透することで管理が低下していた旧来の尾根道である。車を運転できるものが、絶えず高齢者の外出行動に付き添うわけではなく、在村高齢者の日常生活の確保という意味で生活路として復活したのであった。この道の管理は、昭和60年、集落で確認され、集落行事・共同作業として復活した。

二拠点型生活時代では、コーロクが金納化され、上組・中組が廃止されるなどの集落の相互扶助システム、社会組織の再編かなされる一方で、従来の共同性の継承と新たな生成が確認できた。

６．地域主体の性格

６－１　地域主体による土地基盤の維持

個人、家族、各種の組は、いずれも生活主体であり、集落はその累積体である。本研究では、生活環境の形成主体として地域主体を定義し、その具体的実体として集落に着目した。

先に述べた地域主体内部で継承・生成されてきた共同性は、地域主体を構成する「家」をはじめととする生活主体の基盤を支え、さらに地域主体として自律的な土地制度・相互扶助システムを生成する推進力となってきた。ここでは、生活環境の基盤である土地の利用と管理をめぐって、地域主体が生成した各種の仕組みを抽出し、整理することにする。

表４－２－６－１は中久保集落の自律的土地制度を整理したものである。これらの自律的土地制度は、地域主体の維持のために生み出されたものである。それは、また地域主体を構成する生活主体の生活とその社会的・空間的基盤である土地の活用を担保するための仕組みでもあった。一方、地域主体内部の共

表４－２－６－１　中久保集落の自律的土地制度

自律的土地制度	環境基盤の整備・相互扶助制度
トネビラキ制度 　家の困窮救済 　基本財産の充実 オラビガエ制度 　土地の集落外流出の防止 カゲキリ 　常畑の生産環境の保全 　生活道路の確保 自律的土地利用規制 　住居の安全確保 　常畑の生産環境の保全 　生活道路の確保	基本財産の設立　独自の税金 　　土地経営 共同施設の整備　お堂 　　共同精米所 　　オタビ 　　集会所 　　簡易水道 　　道路整備 共同慣行 　モヤイ　共同作業 　コーロク　家の維持 　オテアイ　宅地管理
生活主体間の協力関係 焼畑耕作時の共同作業 ↓ 都主村従、村主都従間の 協力関係　畑の維持管理 　　ホタバの貸与 　　ホタバの確保 　　山林管理	生活主体の維持のための仕組み イイ　労力交換

同慣行・相互扶助システムは、家の没落を防ぎ、さらに共通の環境基盤を維持する役割を担うものと理解できる。

６－２　共同性の生成と地域主体の成長

本章では、みつまた導入以前に存在した各種の共同性は、それが温存され、また時代と共に消滅するといったものではなく、時代とともに継承・生成されてきたことが確認できた。地域主体の共同性は、生活の発展に伴って生成され

る相対的な概念として認識すべきものであり、固定概念として捉えるべきものではないことを確認したい。

以上、中久保集落における地域主体の性格を、自給的焼畑時時代、みつまた焼畑時代（明治末期から昭和30年頃）、林業多角経営時代（昭和30年から昭和40年代）、二拠点型生活時代（昭和50年代以降）の時代別に考察した。地域主体の内部構造の変化を生活主体としての家と集落の関係を表４－２－６－２に示す。

表４－２－６－２　地域主体の内部構造の変化：集落と家の関係

時代区分	集落と家の関係	協力形態　他
自給的焼畑時代 伝　統　的 村落協同体	地域主体　＞　生活主体 均質ﾀｲﾌﾟ	全戸共同
みつまた焼畑時代 近代的共同性 の確立	地域主体　＝　生活主体 均質ﾀｲﾌﾟ	全戸共同 家の没落防止 集落機能充実
林業多角経営時代 生活の広域化	地域主体　＝　生活主体 内部分化	全戸共同 集落機能維持
二拠点型生活時代 都市との連結	地域主体　＜　生活主体 広域分化 世代分化	型別共同 行事・母村生 活維持のため 新たな仕組み

３節　集落域における
土地利用・土地所有の空間構造

１．緒言－本稿の目的と方法

本稿では、集落域レベルにおける土地利用・土地所有の空間構造について論じる。

前節の報告で、中久保集落の共同性が、Ⅰ：明治末期までの自給的焼畑時代、Ⅱ：昭和30年頃までのみつまた焼畑時代、Ⅲ：昭和50年頃までの林業多角経営時代、Ⅳ：それ以降の二拠点生活時代へと展開し、その間に、近代的性格へと脱皮した平等的共同性を確立・発展させてきた経緯を明らかにした。

その結果を受けて、ここでは、①みつまた焼畑時代までに形成された集落域レベルでの空間構成、②みつまた栽培を中心とする焼畑耕作にみられる共同性の性格、③土地割形式にみられた集落社会の平等原則と土地所有の確定過程、④土地割を基礎とした土地所有の空間構造の特質を明らかにする。

ここでは、村民ヒアリングに加えて、集落界の把握には、世界農林業センサス集落調査時に作成された集落界図、集落の地形条件の把握には５千分の１の森林計画図、土地割については地籍図（５千分の１、１千分の１）、航空写真・現地踏査により作成した土地利用図、森林簿、土地台帳、土地課税台帳を基礎資料として考察をすすめる。また、昭和30年当時の土地利用と、昭和25年当時の土地所有状況については、相馬正胤が森林原簿に基づいて作成した土地情報に村民ヒアリングの情報を加え考察を行する。[1)]

２．集落域レベルにおける空間構成

２－１　空間構成の把握方法

図４－３－１は、中久保集落の集落域レベルにおける地形条件と空間構成の骨格を示し、図４－３－２は、住居の立地する集落周辺の土地利用状況を示したものである。

ここでは、まず集落域の空間構成を理解する手がかりとして、集落の範域、住居や共同施設の立地と土地利用の構成、集落空間の骨格となる主要道の体系に着目して、その概要を示すことにする。[2)]

２－２　集落域[3)]

中久保集落の集落域は明快で、隣接する集落とは尾根線や河川等の地形の境を境界線としている。隣接する横野、古味、菅行の各集落とは尾根線を境界とし、西は大野が原開拓地・野村町、南は高知県境と接している。また、隣接する集落との境界の道端には、石仏や大木等の信仰スポットが立地する場合も多い。[4)]集落域は、その東北端に立地する三つの屋敷群から、標高 700ｍから1200ｍにかけて、西方及び南方に拡がり、その面積は約1000ﾍｸﾀｰﾙに及ぶ。

２－３　住居・施設立地と土地利用の構成

図４－３－２に示すように、中久保集落は、雪解けのはやい標高 850ｍの山腹南斜面に立地する二つの屋敷群（ニシメ、シタメ）と、それより 150ｍ下の黒川沿いに立地する屋敷群（コウナル）からなる。これらの屋敷群の周囲には常畑が広がり、川筋の屋敷群の近くには常畑・水田が立地している。また、山腹南斜面に立地する屋敷群の北東には、お堂・集会所・墓地等の共同施設が立地するテラヤマと呼ばれる鎮守の森が立地し、山腹の二つの屋敷群と川筋の屋敷群の間にはオタビ（神社跡地）・ヤマノカミといった信仰のスポットが立地している。

屋敷群、共同施設、常畑、水田の立地する領域の外縁には、広大な森林が広がっている。当集落は、昭和30年頃までわが国有数の焼畑地域で、みつまたの主産地であった。その後、みつまた生産は激減し、旧焼畑耕作地には杉・檜の針葉樹が植林され、現在は樹齢 25 ～ 40 年の森林地域を形成している。

２－４　空間構成の骨格としての主要道

集落域には、図４－３－１、図４－３－２に示すような主要道が配されており、集落空間の骨格を形成している。

東に隣接する古味集落へ通じるコミミチ（途中からヨコノミチに枝分かれする）は、通学・会合・買物等に利用する主要な生活路で、スギョウミチは、北に隣接する菅行集落へ通じる。山腹の屋敷群から西に延びるクサギヤブミチは、クワギガドミチ（ケズリノミチともいう）に連絡し、集落域の西北端の丸石山に至る道で、焼畑耕作時の重要な主要生産道であった。コオトミチは、黒川沿いの水田に至る道で、大野が原地区（戦後開拓地）・野村町へ通じるオオノガハラミチ、南の高知県境に至るシマガワミチ・ヨイチダニミチ、ユスハラミチ等の沢道と連絡する。これらの主要道は、集落内での生産活動や集落外との交流において重要な役割を担っており、モヤイと呼ばれる部落共同作業によって、常時、管理・整備されている。

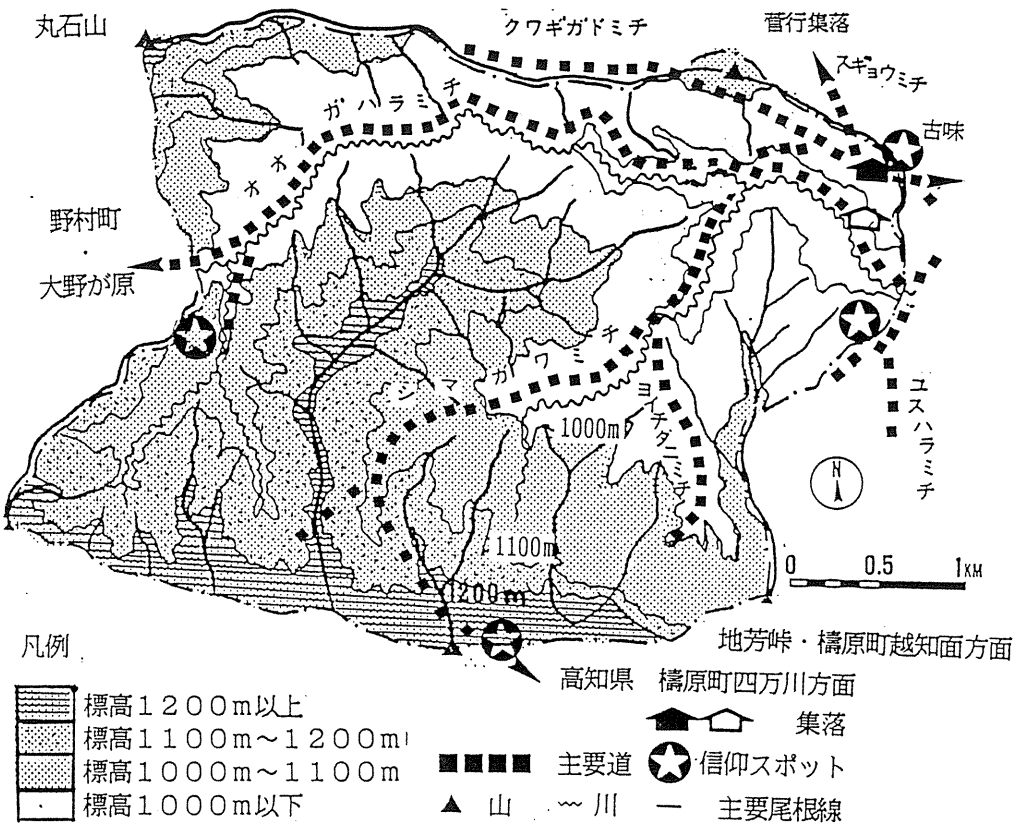

図４－３－１　集落域における地形条件と骨格構成（地形図、村民ヒアリングより作成）

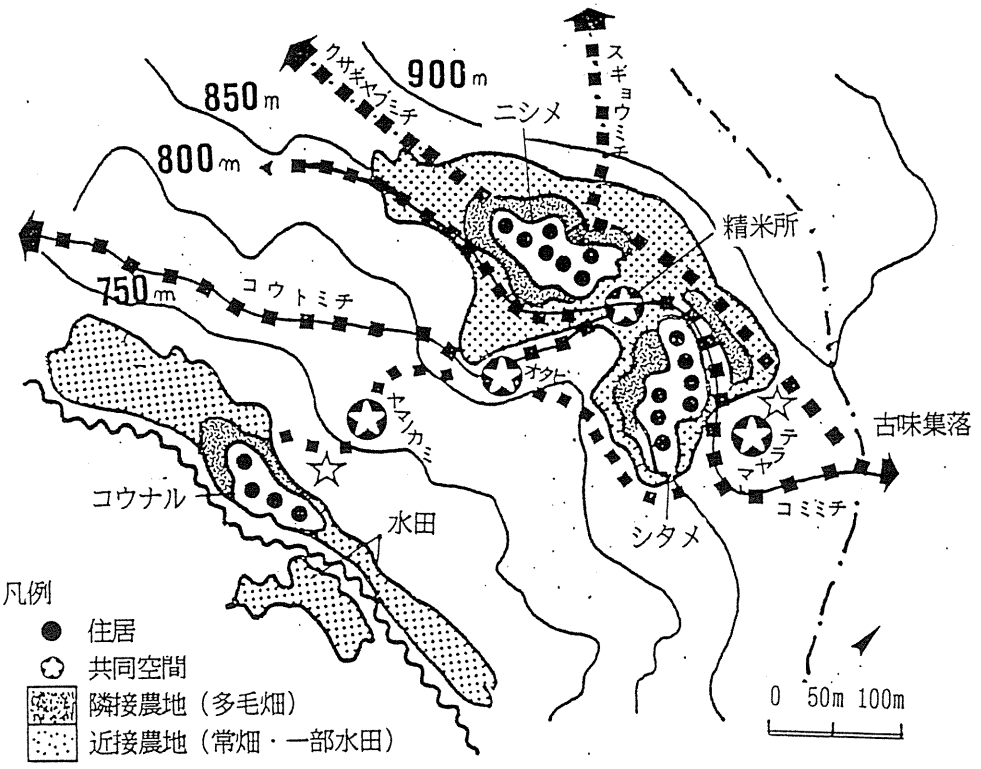

図４－３－２　屋敷群の立地と集落周辺の土地利用状況（模式図、現地調査より作成）

焼畑時代に形成されたこれらの主要道は、現在の道路体系の基礎となるもので、オオノガハラミチは県道、ユスハラ道は国道へと昇格し、その他の主要道も現在の村道・農道・林道の基礎となっているものが多い。このように、みつまた焼畑時代までに形成された道路体系や土地利用の構成は、その後、変化するものの、現在の空間構成の基礎フレームとなっている。

３．焼畑耕作と土地利用の空間構造

３－１　焼畑耕作の概要[5)6)]

昭和 29 年に当集落の調査を行なった相馬正胤によると、中久保集落の焼畑方式には、自給用作物（とうもろこし、稗、粟、大小豆、甘藷）を主とする切り替え畑と商品作物のみつまたを主要作物として、前作に切り替え畑を配するみつまた畑の二様式が存在していた。[7)]前者は集落周辺で家族労働を単位とした小規模な切り替え畑で、後者は共同作業を必要とする大規摸な切り替え畑であった。みつまた畑の輪作体系は、休耕地→下刈り・火入れ（１年目）→切り替え畑（２年目）→みつまた植え込み（５年目）→みつまた収穫（７年目、以後２年おきに２～３回収穫）→耕作放棄・休耕地（約１０年間放置）が基本で、約２５年の周期で再び開墾された。[8)]

３－２　土地利用の空間構造

図４－３－３、表３－３－１は、林班を単位に、昭和30年当時の土地利用を示したものである。この図は焼畑耕作との関連から土地利用を区分したもので、集落域を構成する１８の林班は、「小規模切替畑区」、みつまた畑が多く立地する「みつまた耕作区」、みつまた栽培後放置された焼畑休耕地と林野が混合する「休閑林野区」、部分的に焼畑が立地し林野が混合する「部分的焼畑耕作区」、天然林が多く公有林を含む「未利用林野区」に分類される。[9)]

小規模切替畑区は、屋敷群の立地する地区で、この地区の南に隣接する地区はみつまた耕作区、西に連なる集落北部の南斜面は近年までみつまた栽培が行われた休閑林野区である。地形との関連からは、主要な尾根線を境に、南斜面はみつまた耕作区、北斜面は未利用林野区、部分的焼畑耕作区が立地する傾向にある。但し、集落隣接地区では北斜面でもみつまた耕作区となっている。

中久保集落における主要な生産基盤である焼畑の分布を示したものが図４－３－４である。この図から、焼畑は、尾根と尾根の間、すなわち谷を単位に分布していることが読み取れる。また、先の図４－３－３の耕作区、休閑林野

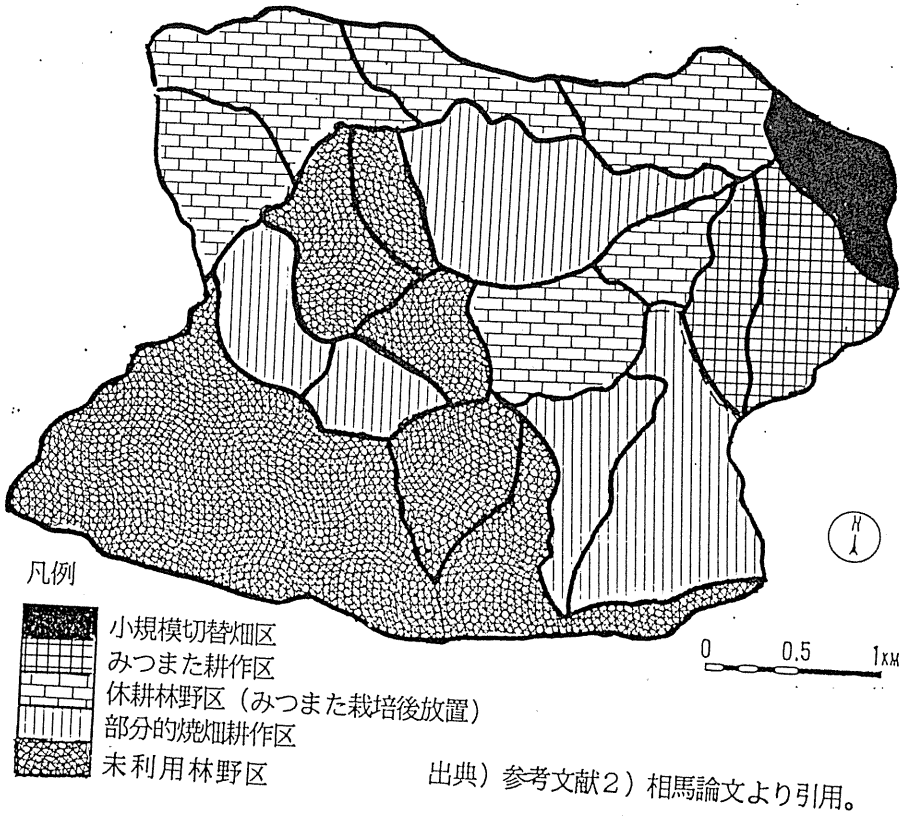

出典）参考文献２）相馬論文より引用。

図４－３－３　林班を単位とした集落域の土地利用（1955年）

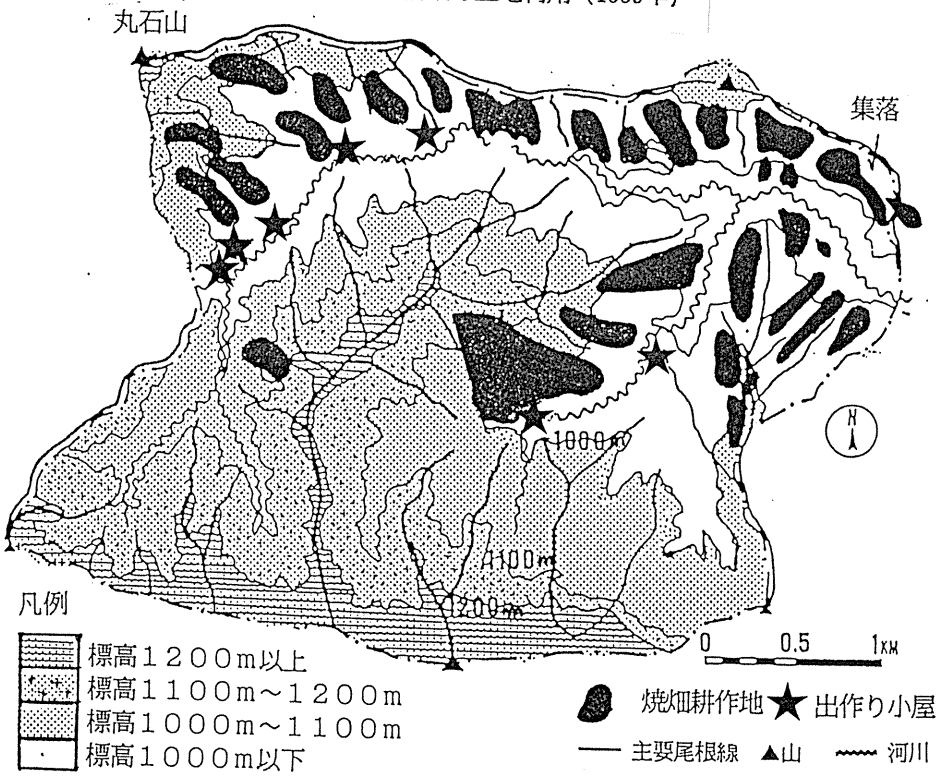

出典）参考文献２）相馬論文より作成。

図４－３－４　集落域における焼畑耕作地の分布

表４－３－１　みつまた時代の地区別土地利用状況（1950年）

地区		利用形態	立地条件		山林・焼畑			焼畑			焼畑
地区分類	林班①	分類②	斜面方向	集落距離(Km)	面積(ha)	筆数	一筆(a)	面積(ha)	筆数	一筆(a)	構成率(%)
O	71	常畑焼畑	南	～ 0.5	44	247	17	14	65	20	29
A－1	70	主要焼畑	南	0.8～2.0	50	172	29	8	42	19	16
2	69	混合焼畑	南	1.5～2.5	64	113	56	2	2	100	3
3	68	混合焼畑	南	2.5～4.0	70	43	162	4	3	133	5
4	67	拠点焼畑	南	3.5～4.0	52	53	98	9	12	75	17
B－1	63	混合焼畑	北	1.0～2.5	58	89	65	4	7	57	7
2	64	林野	北	2.5～3.0	79	59	133	0	0	—	0
3	65	林野	北	3.0～3.5	17	20	85	0	0	—	0
4	66	拠点焼畑	南西	3.5～4.0	40	20	200	9	5	55	22
C－1	62	主要焼畑	南東	0.8～1.5	30	85	35	6	26	23	20
2	61	主要焼畑	南東	1.5～2.5	59	108	54	26	5	50	44
3	60	混合焼畑	南東	2.5～3.0	35	9	388	2	1	200	5
4	59	混合焼畑	南東	2.5～3.5	50	18	277	3	5	60	6
D－1	55	主要焼畑	西	0.8～1.5	62	124	50	28	59	47	41
2	56	焼畑	西	1.5～3.0	34	25	136	7	6	166	20
3	57	焼畑	東	1.8～3.0	43	35	122	9	6	150	20
4	58	林野	北	2.5～3.0	29	20	145	0	0	—	0
E－1	54	主要焼畑	北東	0.5～1.5	58	191	30	13	44	29	22
合計（平均）					882	1460	60	142	350	40	40

備考　数値は、地区面積を100とた場合の家別配分率
　　地区区分は図４－３－３と対応した地区区分。
　　小：小規模焼畑、焼：焼畑及び焼畑休耕地、林：林野　地区の代表的な土地利用を示す。
資料　参考文献２）相馬論文より作成、原資料は1950年森林原簿

区、部分的焼畑耕作区に焼畑（休耕地を含む）が立地しており、特に集落域北部の山腹南斜面一帯と集落域西南部の主要道沿い（ヨイチダニミチ・シマガワミチ）が主要なみつまた生産地域となっている。

土地利用から集落域の空間構成をみると、大きくは集落周辺地区と、焼畑耕作地区、未利用林野区の３つの区域から構成されていると理解できる。以下では、村民ヒアリングと現地調査・地図作業を踏まえて、土地利用の特徴を、集落域の空間構成との対応から整理する。

①集落周辺・小規模切替畑地区

集落域の東北端に位置する屋敷群の周辺には、常畑、さらにその周囲に家族労働を基本とし自給用作物を主とする小規模な切り替え畑が配されている。（図４－３－３の小規模切替畑区に分類される領域）

常畑の土地利用についてみると、屋敷群に隣接する常畑は、雪解けも早く、多種多様な自給用作物の生産空間となる多毛畑で、オープンスペースとして日照を確保し住居を保全するという役割も担っている。このような屋敷群に隣接する多毛畑の外周には、昭和 35 年頃まで麦作と裏作に自給野菜の栽培を行っていた二毛畑、麦作のみの一毛畑が順次段階的に配置され、その外縁の傾斜地には小規模な切り替え畑がひろがる。このように、農地の利用は、屋敷隣接農地から順次、利用密度の高い濃密な土地利用形態から利用密度の低い土地利用形態へと移行する段階的な空間構成となっている。

②焼畑耕作区

集落から0.5 kmから2.0 kmの地帯には、みつまた畑が多く立地し、主要な生産地帯が形成されている。みつまた畑は山の中腹より上のサコ部分（緩斜面の地形の名称）に開かれる。集落から2.0 km以上離れた遠隔地でも耕作適地には部分的・集約的にみつまた畑が開かれ、出作り小屋に泊まり込んで耕作が行われていた。出作り小屋は、所有地に限らず建設が認められ、その周辺には自給用作物が栽培されていた。また、炭焼き小屋に寝泊まりして、薪炭の生産にあたる場合もあった。（図４－３－３では、耕作区、休耕林野区、部分的焼畑耕作区に分類される領域。部分的焼畑耕作区の一部ートネビラキの対象となる場所ーは、以下の林野区に含まれる。）

③未利用林野区・公有林

さらにその外周の標高1000ｍ以上の奥地は、天然林野が大部分で、最奥地には公有林が広がる。この領域は、耕作地としての利用度は低かったが、家族

労働を条件に困窮した家に対して、焼畑耕作を認めたり、木材の切り出しの自由が認められていた（このような開発行為を「トネビラキ」という）。また、戦中には、他の集落のものにみつまた小作地として貸与し、小作料を集落の基本財産に算入するといった利用も行われていた。トネビラキが行われる土地よりも外縁は、集落ではほとんど利用されていない天然林野で、明治期に公有地に編入されている。

トネビラキは、大木を目印に、それより奥地の土地の開発を家族労働を条件に認める中久保集落独自の開発制度である。トネビラキというユニークな制度は、困窮する家の没落を防ぎ、集落社会のまとまりを維持するという役割を担う。それと同時に、家族労働を条件にしたことによって営利目的の大規模な開発を抑制するという効用がある。このような領域の存在は自然環境を保全すると共に集落社会の存続を調整する役割を担っており、共有地的な性格を有していた。（図４－３－３の未利用林野区と一部の部分的焼畑耕作区を含む）

３－３　土地利用の同心円原理

上記に示したように、住居・屋敷群から集落界に至る土地利用の空間構成は、①住居を中心に共同施設、自給用耕作地が立地し、主として日常生活活動（居住や社会活動、自給作物栽培等）が濃密に展開される領域、②みつまた畑が多く立地し、主要な生産活動の場となる領域、③集落社会全体を維持し保全する役割を担う領域により構成されていると総括できる。これらの３つの領域は、共通して中心（住居・集落）から外縁部に至るにつれてその利用密度が低くなるという段階的構成を特徴としている。

ここで抽出した３つの領域は、それぞれ異なった性格を有し、主として第一の領域は生活活動、第二の領域は生産活動、第三の領域は集落社会の保全調整という役割を担っていることから、筆者らは、第一の領域を「主生活域」、第二の領域を「主生産域」、第三の領域を「保全調整域」と呼ぶ。そして、３つの性格の異なる領域によって段階的に構成される土地利用の空間構成の仕組みを「土地利用の同心円原理」と呼ぶことにしたい。

４．集落域レベルにおける土地所有の空間構造

中久保集落における土地所有形態の確立時期は、集落域における土地の立地場所によって異なっている。また、所有地の配列・まとまり方、土地の所有と利用の関係も、集落域における土地の立地場所によって特色がある。ここでは、焼畑耕作地にみられる土地所有の確定過程と土地割形式を報告すると共に、集落域レベルにおける土地所有の地区（林班）別性格について論じる。

４－１　土地所有の確立過程

中久保集落でも、他の地域同様、明治以前に屋敷地およびその周辺の土地の私有化が確立していた。[8] その他の土地の所有形態が確立したのは明治以降であり、集落外縁部の奥地山林は、明治政府の公有林政策によって公有地に編入され、大規模な焼畑耕作地の土地所有は以下に示す３つの過程を経て大正末期に確立した。

①第一段階：明治初期の地租改正により土地所有者（納税者）の明確化が必要となり、部落総有の「ムラチ」と呼ばれていた切り替え畑（焼畑耕作地）は、形式的に個人に分割された。その際、土地の所有は利用実態とは無関係に、一つの谷を単位に形式的に個人が所有する形態を採った。

②第二段階：換金性の高いみつまた導入後、間もなく、形式的所有者が自分名義の土地に対する権利を主張しだしたため、部落で調整し、一時的に切り替え畑全部を部落総有（共同所有）に変更した。（大正 7年頃）

③第三段階：大正末期、当時、合祀・合社や共有地の官有地化の風潮があり、部落有地の官有化が危惧された。そのため、再びムラチである切り替え畑が個人に分割された。その際、所有地の配分は利用実態に即して行われ、後述する八人畑・十人畑の土地割が基礎となった。また、切り替え畑以外の土地も各戸均等になるように分割された。（大正15年頃）

このように、中久保集落における土地所有の確定過程を集落域における空間構成との対応からみると、明治以前に土地所有が確立した住居・施設・常畑・水田等の立地する集落周辺地区（先に述べた主生活域）、明治期に公有地化が行われた集落最奥地、土地所有の確定までに上記の過程を経た中間地帯に整理できる。

４－２　焼畑耕作地の土地割形式－土地割にみる平等原則－

（１）焼畑開墾と共同性

図４－３－５は、焼畑開墾のプロセスを示したものである。大規模な切り替え畑の開墾は、まず焼畑開墾予定地が部落合意で決定された後、モヤイ（部落共同作業）で常時整備されている主要生産道から開墾予定地に通じる生産路が部落の共同作業でつけられる。開墾予定地の範囲（開墾単位）を決め、その周囲に延焼をくい止めるための「火みち」がつけられた後、「火入れ」が行われる。焼畑の火入れは、数年にわけ、毎年春に行われる。火みちの建設、火入れは、部落共同作業のモヤイで行われる。開墾された焼畑は、「八人組」と「十人組」と呼ばれる二つの生産集団に２等分され、その後、生産集団内部でくじ引きが行われ、各々の家に土地（区画）が配分される。[11]

土地の分割は、各戸が均等な収穫がえられるように配慮されるが、土地条件の差から収穫高に差がでる場合もある。その場合、一度目の収穫が終了した後、生産集団で土地割の調整がなされ、生産組織内部の各戸の平等が確保される。また、二度目の開墾時には、二つの生産集団の間で切り替え畑の割り地替えが行われ、２つの生産集団間の生産条件の均等化が計られる。

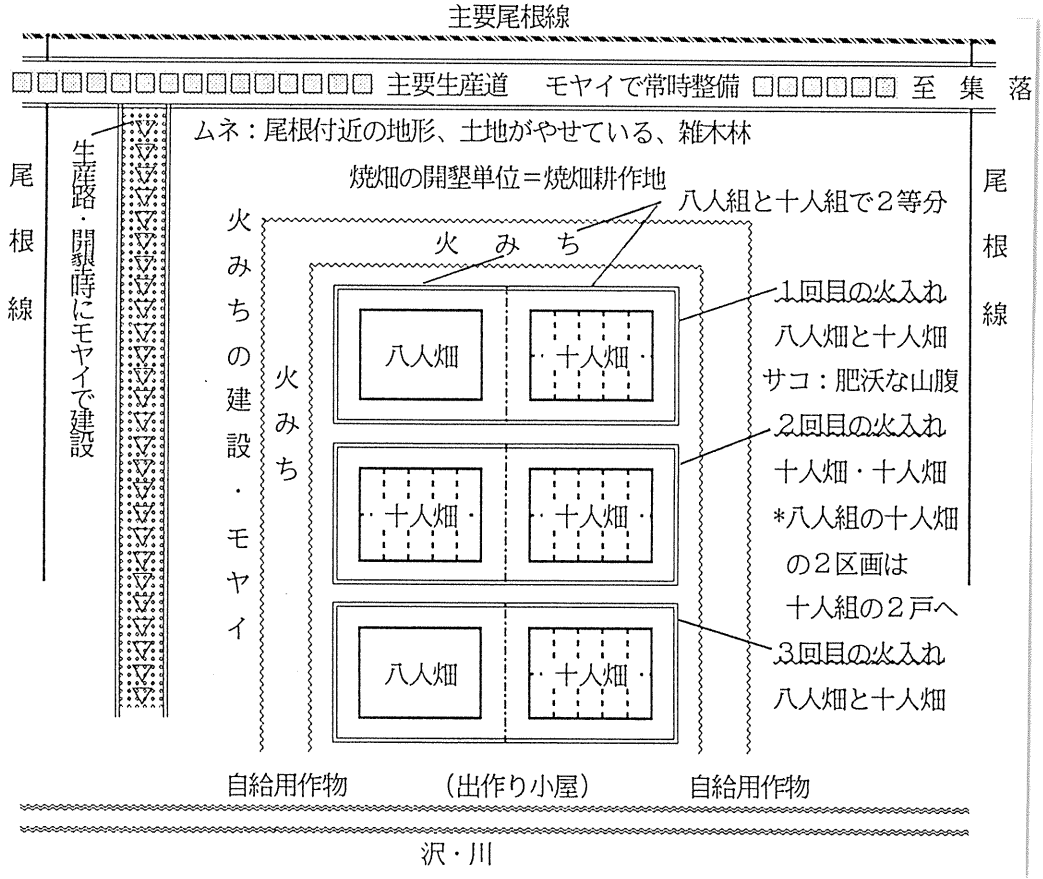

図４－３－５　焼畑開墾のプロセスと土地割

このように開墾された焼畑の土地利用には、生産集団内部、２つの生産集団間、集落社会レベルにおける平等原則が貫かれており、平等的共同体の社会運営の仕組みが内在している。

（２）八人畑・十人畑による土地割

焼畑耕作地の土地割には、さらに徹底した平等原則が貫かれている。

中久保集落では明治以降、昭和30年まで18戸の家が維持されてきた。しかしそれ以前の中久保集落は20戸から成る集落で、江戸末期から明治初期（地租改正以前）の間に２戸が没落したとのことであった。[12)]

20戸当時の中久保集落には、10戸を単位とする二つの生産集団が存在しており、没落した２戸は一方の生産集団に属していた。２戸が没落し、18戸になった中久保集落は、９戸・９戸に再編されることなく、従来の生産集団が八人組・十人組として維持され、その後も焼畑耕作に当たった。その際、開墾された焼畑耕作地の分割には、八人組と十人組の間に格差が生じないよう以下に示すような土地割の仕組みが産み出された。

図４－３－６は、焼畑耕作地の土地割形式を模式化したものである。部落共同で開墾された焼畑は二つの生産集団（八人組・十人組）に等分され、それらを構成する８戸、10戸毎に家を単位に土地の配分が行われる。このままでは、八人組と十人組では、配分に格差を生じることになる。そこで、八人組と十人

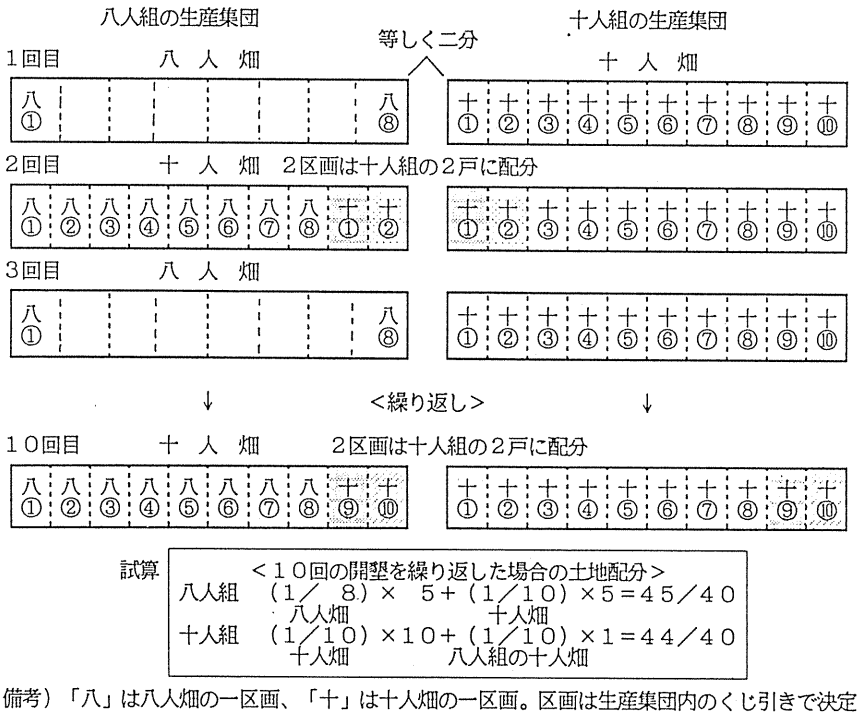

図４－３－６　八人畑・十人畑による土地割と平等原則

組の間に生じた格差を解消するために、八人組が２度目に配分される切り替え畑は10筆に分割され、そのうちの２筆が十人組に属する２戸に配分される。３度目の切り替え畑は８筆に、次は再び10筆に分割される。八人組に対応する切り替え畑を８筆・10筆に交互に分割し、八人畑・十人畑にすることによって、八人組・十人組間の格差を解消し、部落18戸の平等性を確保するという土地割の仕組みが生み出された。（図４－３－６参照）

焼畑適地は、明治以降・大正末期までに２～３回開墾された。そして、このような焼畑耕作地の土地割を通じて確定した土地と利用者との対応関係を基礎に、土地所有が固定化し、確立したのであった。

（３）焼畑耕作地以外の土地割形式

焼畑耕作地周辺の土地については、形式的に各戸に分割され、焼畑耕作地が立地しない奥地の土地は、谷を単位に形式的に土地の分配がなされた。その際には、税負担が平等になるように配慮された。

（４）土地利用との対応からみた土地割の特徴

このように、大正末期のムラチの分割は、徹底した平等原則の貫かれた土地割を基礎に行われた。分割された土地の規模・形状や所有地の配列等の特徴は、土地利用との対応から表４－３－２のように整理できる。

表４－３－２　集落域における土地割の基本形　（集落周辺を除く）

利用形態	林　野	焼　畑
	雑木林・薪炭林	自給用切替畑・みつまた畑
立地特性	集落より2Km以上離れる 北斜面の山林、奥地山林	集落奥地の南斜面　集落近郊斜面 （部分焼畑）　（主要焼畑）
土地配分の特徴	谷を単位に形式的に配分 配列に規則性なし 数戸・もしくは一戸が所有 分割単位（区画）は大きい *最奥地は村有林、国有林となっている	八人畑・十人畑の土地割 生産組織に対応した土地の配列 全戸に均等配分 分割単位（区画）は小さい *焼畑外周は雑木林で分割は大きな区画で形式的に行われる。
土地割模式図	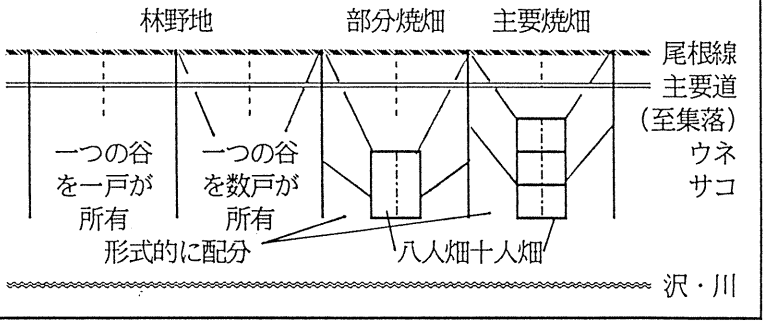	

４－４　土地所有の空間構造

大正末期に確定した土地割を基礎とした土地所有の空間構造は、みつまた焼畑時代を通じて受け継がれ、その後の土地所有の基礎となっている。ここでは昭和25年時点の土地所有状況から家別・地区別土地所有の特徴を述べることにする。[13)]

（１）家別土地所有の特徴

表４－３－３は、家別の土地所有状況を整理したものである。この表から、①各戸の所有面積は約50 ﾍｸﾀｰﾙ（その内、焼畑は、7.8ﾍｸﾀｰﾙ）と大規模で、かつ平均化していること[14)]、②集落域を構成する18 地区中、13地区から16地区にわたって各戸の所有地が分散していること、③各戸の土地所有には、地区別に特徴があることが読み取れる。

表４－３－３　集落域における家別土地所有状況と所有地の分布（1950年）

＊地区区分：林班区分（番号は表中の地区番号）

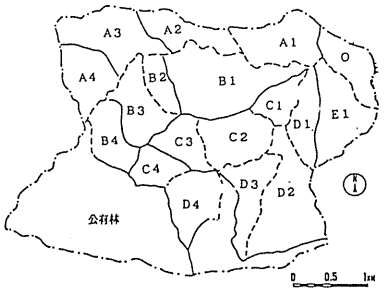

地区境界が尾根 ——　谷 ------

地区の概要

O地区　集落を含む集落周辺地区。集落域の東北端。
A地区　O地区に隣接する南斜面。
　　クワギガド道（尾根道）周辺。
（O地区から遠ざかるにしたがってＡ１～Ａ４地区に区分。以下同様）
B地区　A地区南の北斜面。
　　A地区とはオオノガハラ道（沢道）を境界とする。
C地区　B地区南の尾根で接する南斜面。
　　ヨイチダニ道（沢道）西側。シマガワ道・ヤシキヤマ道北側。
D地区　ヨイチダニ道（沢道）東側。東のE地区とは尾根で接する。
E地区　O地区と川を隔て隣接する地区。集落域東端の北及び東斜面。

家番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
所有面積 ha	81	40	45	48	51	41	44	57	55	48	49	39	45	56	49	41	50	41
その内 焼畑面積 ha	11	10	7	8	7	8	7	5	9	3	7	7	14	9	12	7	4	7
所有地のある地区数	16	13	16	13	14	14	15	14	15	14	15	13	14	14	15	15	13	14
所有地の無い地区数	2	5	2	5	4	4	3	4	3	4	3	5	4	4	3	3	5	4
地区番号＊	所有地の分布：地区内での所有地の有無 ＊＊																	
O 地区	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○
A－1	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	●	○	○	●	◎	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
3	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	●	◎	○
4	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B－1	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	●	○	◎	○	×	○	×	◎	○	○	○
3	●	×	○	×	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×
4	×	◎	○	×	×	×	◎	×	●	×	●	×	◎	×	×	○	×	◎
C－1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	●	◎	○	◎	○	○	○	○	○
2	○	●	○	○	○	○	○	×	○	○	○	◎	●	○	○	○	×	○
3	◎	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	●	×	×	×	×
4	×	×	×	×	×	×	●	×	●	×	×	●	×	●	×	×	●	×
D－1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	×	○	○	×	○	○	◎	◎	○	◎	×	○	○	○	○	○	×
3	○	×	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎
4	○	○	●	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
E－1	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考）　＊地区番号は表上の地区区分に対応。
　　＊＊地区内での所有地の有無：表中の符号は以下の通り
　　●地区面積の１５％以上を所有　◎１０－１４％　○１－９％　×所有していない
出典）参考文献２）より作成。原資料は1950年森林原簿。家番号の順序には意味がない。

このように、集落域全体としての土地配分の平等性の確保、焼畑耕作地の全戸均等配分、形式的分割地の存在といった大正末期の土地割の原則が、昭和25年当時の土地所有にも反映していることがわかる。

（２）地区別土地所有の特徴

地区内に土地を所有する家の数に着目して、集落域を構成する18の地区を分類すると以下のようになる。

① 全戸が宅地・農地・山林を所有する地区（集落周辺）

② 全戸が土地を所有している地区（上記①以外）

③ 15戸～17戸が土地を所有している地区

④ 11戸～14戸が土地を所有している地区

⑤ 10戸以下のものが土地を所有している地区

⑥ 公有林（公有地）

図４－３－７は、上記の分類に従って地区別土地所有傾向を示したものである。集落からの距離に着目すると、全戸が宅地・農地・山林を所有する集落周辺地区に、全戸が土地を所有する地区が隣接し、その外周に11戸から17戸が土地を所有する地区、さらに奥地に10戸以下が土地を所有する地区、公有林が立地していることがわかる。

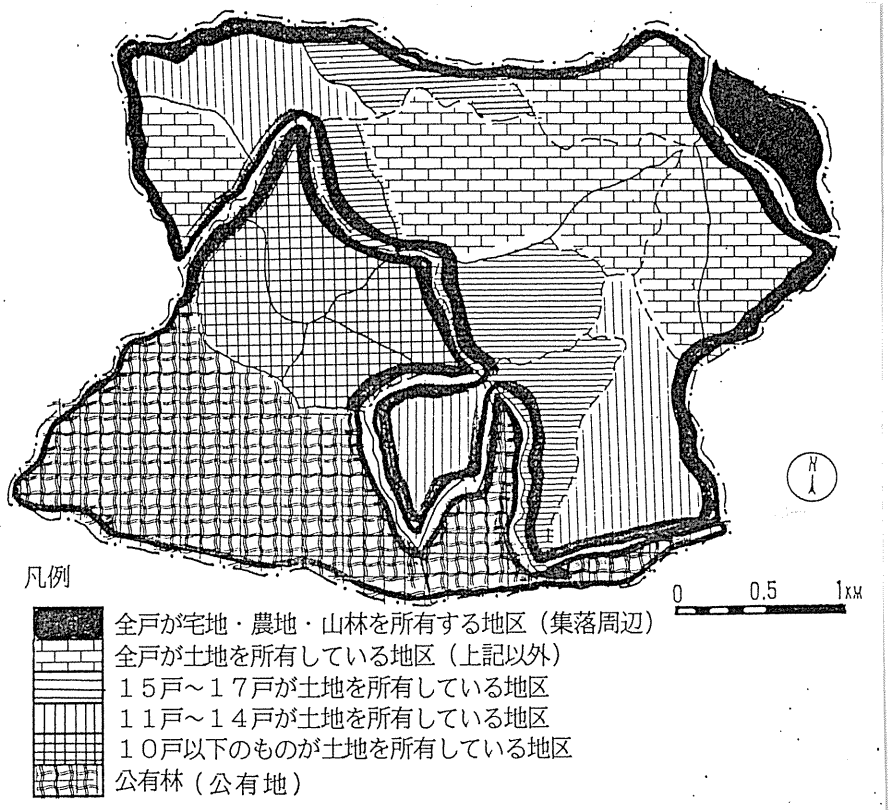

資料　参考文献２）相馬論文より作成、原資料は1950年森林原簿

図４－３－７　林班を単位とした土地所有状況（1950年）

このような土地所有の地区別特徴から、先の表４－３－２に示した林野、焼畑の土地割形式を基礎とした土地所有が昭和25年時点でも継承されていることが確認できる。

（３）土地利用と土地所有の対応

表４－３－４は、焼畑構成率（地区面積に占める焼畑面積の割合）と土地所有の関係を地区別にみたものである。この表によると、一部の例外はあるが、焼畑構成率が15％以上の地区では全戸が土地を所有しているのに対して、焼畑構成率の低い地区では14戸以下の所有、焼畑構成率が０％の地区では10戸以下の所有と公有地となっていることがわかる。

このように焼畑構成率と土地所有には一定の関係があり、先に述べた集落域における土地割形式から土地所有の空間構造が説明できる。すなわち、焼畑耕作地では、集落全戸で平等な土地割がなされた結果、焼畑耕作地の立地する地区では全戸が土地を所有し、未利用林野区では、形式的に大区画の土地割が行われた結果、数戸が土地を所有する地区となったと考えられる。

土地所有の地区別特徴を、集落からの距離、土地利用との対応からみると、集落奥地は未利用林野区で、形式的所有地となり、焼畑構成率の高い集落周辺とその隣接地区は全戸が土地を所有するということになるが、いくつかの例外地区も存在する。その一つは、集落域の北西端の奥地である。この地区は、奥地であっても南斜面の焼畑適地であることから、焼畑構成率が高く、全戸が所有する地区となっている。また、集落域西部の奥地は、焼畑構成率が高いにもかかわらず、一部のものしか所有しない地区となっている。村民ヒアリングによると、この地区は、共有地的性格の強い形式的私有地であったが、焼畑適地にはトネビラキによって開墾された大区画の焼畑が多く立地していた。このように土地所有との対応からも、先に述べたトネビラキによる焼畑開墾地の存在が確認できる。

表４－３－４　地区別焼畑構成率と土地所有の対応（1950年）

地区番号	O	A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4	E1
地区内所有戸数	18	18	14	17	18	18	17	4	6	18	16	5	5	18	14	17	14	18
焼畑構成率　％	29	16	3	5	17	7	0	0	22	20	44	5	5	41	20	20	0	22

備考）地区番号は表－１と同じ。焼畑構成率は焼畑面積÷地区面積、単位　％
　　地区内所有戸数は地区内に所有地を持つ戸数。18 は、全戸が所有。▨は、10戸以下が所有。
出典）参考文献２）より作成。原資料は1950年森林原簿。

（４）土地所有の空間構造

土地所有からみた集落域は、全戸が宅地・農地・山林を所有する集落周辺地区を中心に、集落から遠ざかるにつれて全戸が所有する地区から数戸が所有する地区、公有地へと段階的に構成されていると理解でる。

これは先に示した土地利用の同心円原理に対応した３つの領域からなる空間構造と整合するものである。ここでは、先に述べた土地所有の確立時期や、土地割形式、利用と所有の関係を踏まえて、集落域における土地所有の空間構造とその特質を整理することにする。

第一の領域は、土地所有が明治以前に確立した集落周辺地区である。集落周辺の土地所有には、所有地の配列に屋敷地に隣接する常畑は宅地と一体に同一のものが所有する、その外周の常畑は近隣集団のまとまりがある等の特徴がある。

第二の領域は、大正末期の土地割を基礎とする焼畑耕作地区である。この領域の主たる土地利用は焼畑であり、所有地の配列・まとまりは生産集団に対応し、土地所有の平等原則が貫かれていることが特徴である。この領域では、焼畑構成率の高い地区では全戸が土地を所有し、焼畑構成率の低い地区では土地を所有しないものも存在する。

第三の領域は、形式的に数戸が所有する集落奥地の部分的焼畑耕作区・林野区、公有林からなる。この領域には、先に述べたトネビラキが行われる土地が立地する。この領域の土地所有の特質は、公有地や形式的私有地が立地し、共有地的性格が強いこと、土地割が谷などを単位に大区画で行われ、形式的な土地割となっていることである。

５．小活

本節では、中久保集落のみつまた焼畑時代に焦点をあわせて、焼畑耕作地の開墾と土地割形式にみられる集落社会の平等的共同性の性格を明らかにし、さらに、集落域における空間構造を社会構造・生産様式との関連から考察した。

以下に、本稿で得られた知見を整理して示すことにする。

① 中久保集落における土地所有は、焼畑耕作という生産活動や集落社会構造と結び付いた土地割を基礎としていること

② 焼畑耕作地の利用と土地の配分にみられるように、土地の利用と所有は、一体的な関係にあり、集落社会の平等的共同性の論理が反映して

いること

③ その結果、集落域における所有地の分布や所有面積においても各戸の平等性が確保されていること

④ 集落域における土地の利用形態や所有形態は立地場所によって一定の特色がみられること

⑤ 集落域レベルの土地利用は、主として日常生活活動（居住や社会活動、自給作物栽培等）の濃密な主生活域、みつまた畑が立地し主要な生産活動の場となる主生産域、トネビラキに象徴される保全調整域の３つの性格の異なる領域によって段階的に構成されていること

⑥ ここで抽出された３つの領域は、土地所有の空間構成とも対応するもので、土地利用と土地所有の結び付いた空間構造と理解できること

ここで得られた知見を普遍的知見として捉えることはできない。しかし、関連した研究蓄積が不十分である現状では、研究の視点・方法を検討し、具体な事例研究を蓄積していくことが、まず必要である。[15]集落空間・土地利用計画研究において、土地所有の分布構造、土地の利用と所有の関係を明らかにすることは基礎的な課題であり、このような研究事例を積み重ねることによって、それら相互の比較が可能になると考える。

【注釈】

1)　参考文献1)、2)参照

2)　集落空間の空間構成の把握方法については、日本建築学会編『図説集落－その空間と計画』（特に、富樫穎「空間計画の課題と方法」、伊藤庸一「集落空間を読む－骨格と領域」、山崎寿一「集落土地利用計画」）を参照。

3)　ここでは世界農林業センサス集落調査時の集落の定義を集落概念とし、集落界図に示された範域を集落域とする。中久保集落では、センサス集落調査での集落界と住民の集落領域の認識は一致している。本来、集落域の規定に際しては、集落の概念規定と密接に関わっており、藩政村・旧村・行政区や組との関連などについても検討することが必要である。（この点については、『日本の農業集落』に世界農林業センサス調査時の集落の定義、集落概念の変遷に関する整理がなされている。）中久保集落の場合、藩政村・旧村では西谷村（大字）のなかの組に位置する社会組織である。

4)　共同空間の立地と空間構成の関係については、重村・山崎・梶原他「ある集落の研究＃６－四国山村・中久保集落の研究」（昭和58年度日本建築学会大会梗概集）参照。

5)　日本の焼畑に関する研究は、地理学・民俗学において、柳田国男、山口貞夫、上野福男、千葉徳爾、相馬正胤らの先駆的研究をはじめ、佐々木高明の『日本の焼畑』『稲作以前』等の総合的焼畑研究、藤田佳久の『日本の山村』、福井勝義の『焼畑のむら』等の業績がある。また、近年、野本寛一が著した『焼畑民俗文化論』では、先学の焼畑関連研究を整理するとともに、現代の視点にたって総合的な焼畑民俗文化論を展開している。

6)　わが国における焼畑耕作は、昭和30年頃までは国土の山間地域全域に広くみられたが、その多くは自給用作物の栽培を主とする小規模な焼畑が主であった。中久保集落における焼畑の耕作形式が四国山地における一般的な形態であることは、相馬正胤や藤田佳久の研究から指摘しうるが、中久保集落のように集落全戸が平均50 ﾍｸﾀｰﾙの経営規模をもつ焼畑経営を営んだ集落は多くない。中久保集落における焼畑耕作の特徴は、換金作物であるみつまたの導入によって自給経済から脱皮した近代的性格をもった焼畑経営にある。（参考文献1)3)参照）

7)　参考文献2)参照

8)　村民ヒアリングによると、みつまた畑は、土地の肥えた傾斜が40度以下の山腹南斜面が適地とされる。地力の回復のはやい場所は、10年前後の放置で再び開墾され、地力の悪い場所では40年も放置する場合がある。

9)　図中に示される地区区分としては、森林簿の地区単位となっている林班区分を用いている。林班は、集落住民の日常生活には用いられていないが、森林計画・林政の基本となる地区単位である。また、尾根や河川等

により区切られた地形のまとまりを基準として設定されていることから、ここでは林班区分を地区区分として採用している。尚、林班はさらに細かい小班に区分される。

10) 村民ヒアリングによると、屋敷地、及び集落周辺の土地の所有は、江戸期において確定していたものと推測される。屋敷地や集落周辺の耕地の私有化が明治以前に確立していたことは、木村礎の『耕地と集落の歴史』水津一郎の『社会地理学の基本問題』等の研究業績や、相馬正胤の四国山脈寺川部落の事例とした研究からも確認できる。（相馬正胤「高知県寺川部落における焼畑経営の構造」、地理学評論、第32巻 5号,1959 年）

11) 中久保集落ではユニークな隠居慣行があり、配分された土地をさらに本家、隠居に分ける場合もある。その際には、本家７、隠居３の配分比率が一般的であった。

12) 中久保集落は、昭和34年に１戸が松山近郊に流出するまで18戸の戸数を維持していたが、昭和40年に１戸、さらに昭和55年以降２戸が流出し、1982年の調査時には14戸となっていた。1992年現在では２戸が自然減で12戸である。

13) 村民ヒアリングによると土地所有の確定した大正末期から昭和25年の間に数例の土地売買もあったが、全体としての所有地の分布や所有面積には大きな変化がなかったという。中久保集落では、没落して小作に転ずる家がほとんどなかったこと（但し、戦前に、ある家が土地を村外に売却し小作に没落しそうになったことがあった。その時には集落が土地を買い戻し、売却した家に代金を長期で返却させたことがあった。）、農地改革自体、山林には適応されなかったことから、昭和25年当時のデータは、みつまた焼畑時代の土地所有を示すデータとみることができる。

14) 表４－３－３の番号１の家は、所有面積が 80ﾍｸﾀｰﾙと他と比べて卓越しているが、その理由は、共有地の分割時のリーダー格の家で、この家の名義に登録した共有地が多かったためである（村民ヒアリングによる）。現在でもテラヤマと呼ばれるお堂や集会所の立地する共同空間の土地は、この家の所有地となっている。

15) 共同体と土地利用・土地所有の関係を実証的に示した研究は、近世以降の共有林の分割や割地替制度について論じた筒井迪夫の研究（『林野共同体の研究』）、甑島や壱岐に残存する割地替制度を紹介した白砂剛二（『住の思想』）や浮田典良（「農業と土地制度」、藤岡謙二郎編『離島の人文地理』所収）の先駆的研究が存在する。また、地井昭夫は、宮崎県五ヶ瀬を事例に、山村の土地利用モデルを提示し、集落域の土地利用と共同性の関係を明かにしている（「集落的土地利用変化のパターン」、過疎地域問題調査会『過疎問題調査報告書ー過疎地域における土地利用の現状とその有効利用の方途に関する調査・研究』所収、参考文献4)に概要紹介）。土地の配分や所有地の分布の解明には、当時の集落の社会構造・生産様式との関連から土地所有の空間構造を理解することが必要である。上記に示したいくつかの先駆的な研究以外に、生産活動と結び付いた土地割形式や土地の配分の仕組みを論じた研究は隣接研究分野も含めてきわめて少ない。

【参考文献】

１）　重村力、山崎寿一：「中久保集落の共同性の展開過程ー共同性の空間構造」日本建築学会計画系論文報告集、第424号、1991年6月

２）　相馬正胤：「愛媛県中久保部落における焼畑耕作と土地所有形態」、地理学評論、29巻 8号、1956年

３）　相馬正胤：「四国山脈西部における焼畑耕作の転移－愛媛県予土境域 4村についてー」、愛媛大学紀要、第４部社会科学、1 巻 4号

４）　日本建築学会編、『図説　集落　－その空間と計画』
1989年、都市文化社

４節　生活地名にみる意識空間の構成

１．緒言ー本節の目的

本節では、引き続いて中久保集落の空間構造について考察する。[1)]筆者は集落域を、物的空間、社会空間、意識空間が重層し、統一された空間概念体として捉えている。前節では、主として土地利用、土地所有の空間構成に着目して、物的空間、社会空間としての集落域の空間構造を明らかにした。ここでは、新たに「生活地名」を概念規定し、その分布特性の分析から意識空間の構成を考察する。

以下では、①先駆的地名研究の成果を整理し、本稿で用いる『生活地名』の概念と性格、地名に着目した生活空間（集落空間）の分析手法を概括すること、②中久保集落で採取された生活地名の分布特性と立地場所による生活地名の性格の相違を明らかにし、集落域の意識空間の構成を考察することの２点を具体的な研究課題とする。

２．生活地名に着目した意識空間の分析方法

２ー１　先駆的地名研究の成果

（１）地名の概念と性格

土地は、本来、連続して存在するものであるが、河川、尾根・谷などの地形の境界や人工的な区画によって一定の範域をもった土地区画として認識されている。また、土地のうえに建った施設や岩・木・滝などのランドマークの存在によって場所が認識されている場合もある。そして一定のまとまりをもった土地区画や地点に対して地名が付けられている。

地名の概念について、柳田国男（民俗学）は「二人以上の人の間に共同に使用せらるる符号」、「人と土地との交渉が即ち地名」と述べ、[2)]山口恵一郎（地理学）は「地表が表現する、あるいは土地の上に表現された、いろいろの様子に名付けられた名称」と定義している。[3)]そして山口は「地名のあらわす地域相と時代相とは、その二大性格と考えられるが、これはいいかえれば地名

が地理的性格と歴史的性格を備えており、地理と歴史のはざまの中で地名の果たす役割が大きく作用していることを示している。」と地名の性格を指摘している。[4)]

地名には、行政区画名や土地台帳に記載されている字名、国土地理院の地形図、一般の地図などの公的に用いられる地名（公称地名・客観地名）だけではなく、地域住民の日常生活に用いられている地名（私称地名・主観地名）がある。地域住民の生活との関わりや生活空間の研究において注目されるのは、後者の地名である。

（２）関連地名研究の成果

地名は、人と土地とを結び付ける土地、空間の呼称であり、地名を題材とする研究も、言語学、民俗学、地理学をはじめ多岐に及んでいる。[5)]地名の研究は、柳田国男、鏡味完二、千葉徳爾らの先学の興味深い研究の蓄積があり、意識空間の解明にとって重要な手がかりとなる知見もいくつか示されている。特に本研究との関連からは、地理学における千葉徳爾の『新・地名の研究』、建築学における平井秀一の「方言地名」、寺門征男の「空間言語」の研究に注目したい。

千葉徳爾（地理学）は、「地名は土地と人とを結ぶ一本の糸にも似て、両者のかかわりをさぐるための手がかりとなる」ことを指摘し、「①地名呼称の中に、人が特定の土地をどのような土地の特性、内容に注目して命名したかが示されていること、②土地と人とを結ぶ糸が継続されていればこそ、それをたぐって人とその土地との結びつきかたを知ることができる」という地名の性格を指摘し、自らの研究で地名に着眼する理由を述べている。千葉の地名研究では、いくつかの限定が明示されている。それは、①語義呼称の由来考証にはほとんどふれない、②土地の状態との関係がはっきりしない広域の地名についても全く論じない（小地名に限って対象とする）の２点である。このような限定をつけることによって、地名研究の飛躍を取り除くことに成功している。千葉の研究方法は、地名をこれまでのように個々の名称としてばかりでなく、一つのセットとしてその配置状態をとらえている点が大きな特徴であり、「地域住民が日常通称として使用している小地名」に着目し、空間的配置関係の要因分析を行っている。[6)]

地域計画分野において地名分析を先駆的に導入したのは、平井秀一（象グループ）の方言地名の研究である。平井は、『方言地名』について、「地形図に見られたり、公的な場で使用されている公称地名を含みながら、それより小さい地名を主として指している。これらは通称地名、あるいは私称地名とも呼

ばれ、小さな土地区画を表現しており、ある特定の小集団の中のみ共有されている地名」と述べ、「方言地名の採取と分析は、生活者による自らの地域空間の主体的な空間認識の様子や地域社会で共有されている空間構成の構造を明らかにしてくれる。」、「土地・空間情報を忠実に視覚表現化した地形図とは一味違った、生活の臭いのする地域空間像が浮かび上がってくる」と方言地名研究の意義を述べている。[7)]

また、寺門征男は、『空間言語』を「集落に居住する生活集団が、彼等の生活を共有する場所と空間にたいして名付けかつ現在まで受け継いできた＜地景＞の呼び名または呼称のことで地景名にあたる言語」と定義し、空間言語の分類・類型とその分布・意味の検討から、集落の空間分析を行っている。そして、生活空間としての集落空間の組立てに見いだされる基本概念ないしは形成原理の５つの基本概念として、①領域、②出入口、③中心、④分節と結節、⑤方向を抽出し、あわせて空間の統合原理の存在を示唆する論文を著している。[8)]寺門論文は、①空間言語を手掛かりとした集落の空間分析手法の有効性を具体的に示したこと、②集落の空間的秩序だてに関わる５つの基本概念（空間の形成原理）を抽出し、空間の統合原理の存在を指摘した点で高く評価できる。

２－２　生活地名に着目した意識空間の分析手法

（１）生活地名の概念

本研究では、「一定の地域空間に対応する社会組織（地域主体）内部で日常用いられる土地（土地区画・地点）に対する呼称」を『生活地名』と定義する。尚、本稿の考察では、地域空間＝集落空間・集落域、社会組織＝集落（ムラ）と考える。

生活地名は、一般の公称地名とは異なる、新たに概念規定した生活空間（集落空間）の分析指標である。生活地名は、字名と一致する場合が多く、対象地域では字よりさらに細分されたホノキと呼ばれる小地名とほぼ一致する。また「生活地名」は、地名の採取方法や地名分析の方法には若干の相違があるが、平井の「方言地名」、寺門の「空間言語」、柳田国男や千葉徳爾の着目する「小地名」と類似する地名概念である。[9)]

生活地名を用いて、集落空間、意識空間の分析を行う場合、①どのように生活地名を採取し、分析の題材として把握するのか、②生活地名をどのように分析指標として処理し、分析結果をどう読み取るのかが検討されなければならない。

以下では、生活地名の採取方法、生活地名を用いた空間分析の手法につい

て述べることにする。

（２）生活地名の採取と確認作業

生活地名の採取は、集落の古老数名よりの聴取及び旧地籍簿（土地台帳）中の字名の採取によった。土地台帳に記載されている字名については、石川県のようにイロハと通し番号による符号に置き換えられ、地名が消滅してしまっている場合もあるが、[10] 多くの場合、字名は具体的な意味をもった地名となっている。中久保集落の旧地籍簿の場合、字名は甲地番（宅地、農地）、乙地番（山林その他）に分かれ、具体的な字名と地番が併記されている。しかしながら字名を地域住民の日用されている生活地名としてそのまま用いることには問題も多く、現地で採取された生活地名と土地台帳に記載されている字名の照合が必要となる。[11]

土地台帳の字名と中久保集落で採取した生活地名の照合によって、①土地台帳に記載されている字名は大部分、生活地名と一致していること、②台帳に記載されていない生活地名も存在すること、③台帳に記載されていない生活地名の多くは地点名や施設名であること、④生活地名の範域は地籍図の字名の範域とは厳密には一致しておらず現地での確認作業が必要なことが確認できた。

土地台帳や地籍図から採取された字名は、いくつかの限定条件を確認して、生活地名分析に用いることが肝要である。ここでは、以下の生活地名の確認作業を行った。

① 土地台帳に記載されている字名と生活地名の相違がみられるときは生活地名を優先させる。

② 集落周辺については１０００分の１の地籍図によって生活地名の分布と範域を確認する。

③ その他の場所については、２５００分の１の地籍図によって上記と同様の確認作業を行う。

これらの生活地名の確認作業を経て、生活地名の分布、範域を地図上におとし、集落周辺部分（集落レベル）、集落域全域（集落域レベル）の２種類の「生活地名分布図」を作成した。

（３）生活地名分析の指標

上記の作業によって採取・確認された生活地名を意識空間の分析に用いるために、以下の分析指標を設定した。

１）生活地名分類

生活地名には、家の名がそのまま地名になっているもの、集落における位置関係を示すもの、土地利用を示すもの、大地形や微地形を示すもの、信仰や伝説、言伝えをもつものなどがあり、生活地名の名称やその由来は、住民の土地への意識を読み取る手がかりとなる。既往研究では、地名の語源の分析が数多く試みられている。しかし安易な語源解釈も多く、地名の一般的な分類をそのまま特定地域に用いることは適切ではない。

ここでは、既往の地名分類、地名解釈は参考にとどめ、村民ヒアリングで得られた証言に基づき、表４－４－１に示す生活地名の分類を行った。[12)]

表４－４－１　中久保集落における生活地名の分類

生活地名の分類	主な生活地名
類型Ⅰ・固有地名 ①社会地名：屋号、屋敷群、近隣集団を示す地名 ②施設地名：共同施設などの存在を示す地名 ③位置地名：集落での位置を示す独立した地名	 ﾏﾂﾀﾞ、ﾖｼﾀﾞ、ｺｳﾅﾙ ｾｲﾏｲｼﾞｮ（ｺｳｶｲﾄﾞｳ） ﾋｶﾞｼ、ﾆｼ、ﾄｯﾊﾟﾅ、ﾖﾓﾃ
類型Ⅱ：相対地名 ④相対地名：他の地名との位置関係を示す地名 ナカ、シモなど集落域における位置	 ﾔﾏﾉｼﾀ、ﾆｼﾉﾅﾛ ｼﾓｶｳﾅﾙ、ｵｸｺﾞｵﾄ、ﾅｶﾉ
類型Ⅲ：利用地名 ⑤利用地名：田畑、キビなど土地利用を示す地名 ⑥分割地名：カミなどの接頭語＋利用地名	 ﾌﾙﾀ、ﾅﾗﾊﾞﾀ、ﾑｶｲﾊﾞﾀ ｶﾐﾀﾞ、ｶﾐﾊﾞﾀ
類型Ⅳ：地形地名 ⑦地点地名：淵、石、滝に対する名称 ⑧微地形地名：緩斜面、崖、小さな谷などの名称 ⑨大地形地名：山、谷一帯に対する名称	 ﾕﾗｶﾞﾀｷ、ﾔｽﾐｲｼ ｻｺ、ﾑﾈ、ﾂｴﾉｻｺ、ｻｸﾗ ﾔｼｷﾔﾏ、ﾖｺｽｽｷﾔﾏ
類型Ⅴ：信仰・伝説地名 ⑩信仰地名：信仰の対象となる場所・施設の名称 ＊ヤマノカミダキは、ヤマノカミ＋タキであり複合地名が多い。 ⑪伝説地名：伝説や言伝えのある地名 類型Ⅵ：その他意味不明のもの	 ﾃﾗﾔﾏ、ｵﾀﾋﾞ、ﾎﾄｹﾉﾄ ﾔﾏﾉｶﾐ（ﾔﾏﾉｶﾐﾉﾊﾈﾔｽﾐ、ﾔﾏﾉｶﾐﾀﾞｷ） ｷｼﾞﾔﾄﾞｺ、、ｼﾗｲｺﾞﾔ ﾂｶﾀﾋﾞ、ﾎﾄﾞｳﾁ

備考）採取した生活地名を村民ヒアリングに基づき分類。

＊　信仰・言伝え＋地形のような複合地名は、信仰・伝説地名とした。

この分類は、後述するように、住居から集落域に至る空間構成を踏まえた

地名分類である。

２）生活地名面積

柳田国男の「多くの場合、地名は地点・地区の意味・場所性を表現していると同時に地名に対応する土地空間の限界・面積を有しているが、中には地点・地区のみを示し限界・面積がはっきりしないものも存在する。」という言葉でもわかるように、一定の範域の土地に地名がつけられている。[13] ここではその範域を、生活地名の範域として捉え、生活地名面積とした。尚、生活地名面積は、地籍簿と先の作業で作成した生活地名分布図を用いて算出した。

生活地名面積は、空間認識の稠密性の相異を示す指標であり、生活地名面積が大きい場合は、空間に対する意識が疎であり、小さい場合は密であると考えられる。

３）平均一筆面積

平均一筆面積は、生活地名面積を筆数で割った値で、土地利用の稠密性を示す指標である。平均一筆面積は、「入用の多い地面は地名が多く、入用の少ないものは名前の少ないのが通則」という柳田国男の指摘を参考に、[14]「土地分割がすすんでいるところは、土地の利用が盛んである」という考えから設定した指標である。

生活地名分析の準備作業として、①上記に述べた生活地名の採取・確認作業、②生活地名分布図の作成、③生活地名の分類、地名面積、平均一筆面積などの分析指標の把握を行い、その結果を表４－４－２に示す生活地名一覧表に整理した。表４－４－２は、生活地名のデータ・ベースという性格のものである。

３．中久保集落の生活地名の分布にみる意識空間の構成

３－１　中久保集落における生活地名一覧

今回の生活地名の採取作業によって、１０８の生活地名を確認することができた。表４－４－２は、中久保集落における生活地名の一覧を示したものである。

ここでは、集落域における生活地名の分布の特徴をみるために、地区別に生活地名を整理し、生活地名分類、対応する範域の土地利用、生活地名面積、平均一筆面積、住居からの距離を示した。

表の左側は、住居・集落から約１ｋｍ圏域に分布する生活地名、右側にはその外縁に分布する生活地名を地区別に掲載してある。

３－２　集落域における生活地名の性格

（１）住居・集落周辺の生活地名（集落レベル）

図４－４－１は集落周辺の生活地名分布図である。図４－４－２は、その地形断面図である。ここでは、山腹に立地する西目（ニシメ）、下目（シタメ）の屋敷群（近隣集団）と川沿いに立地する川成（コウナル）の屋敷群周辺の土地利用、地形状況と生活地名の分布を示した。

まず、屋敷群の周辺から生活地名の分布状況をみることにする。

屋敷地（宅地）の生活地名には、マツダ、ナカムラ、ヨシダ等の家名やコウナルといった近隣集団名がそのまま用いられる場合と、ニシ、ヒガシ、トッパナ等、集落における位置を示している場合がある。これらの生活地名はいずれも固有性の高い生活地名である。（本研究の分類では固有地名と呼ぶ。）

これらの屋敷地に隣接する一帯には、屋敷地の生活地名との相対的な位置関係を示すニシノマエ、ニシノナロ、タクチノヒガシ等の生活地名（相対地名）が付けられていたり、ハナノキ、サクラといった目印となる特徴的な地形地名が付けられている。村民ヒアリングによると、ハナノキの「ハナ」は突起した丘の地形条件を示す一種のランドマークとなる生活地名で、サクラも特徴的な地形を示す生活地名である。その外周には、ウシノダバ、サコ、ムネ、タニオク等の微地形を示す生活地名やフルタ、カミバタ、カミダといった土地利用を示す生活地名が分布している。

屋敷群・常畑の外縁には、お堂・公会堂の立地するテラヤマ、かつて神社が立地したオタビ、山の神が休養をとる言い伝えがあり大木が目印となるヤマノカミ（ヤマノカミノハネヤスミともよばれる）がある。テラヤマは隣接する古味集落から中久保集落への入り口、オタビ、ヤマノカミノハネヤスミは、

表４－４－２　中久保集落における生活地名一覧

集落レベルの生活地名 集落周辺：１㎞圏内	生活地名分類 1) 大	中分類	土地利用形態 2) (1982年当時) 焼畑時代→1982年	地名面積	一筆面積 3)	住居よりの距離 4)
						km
下目の宅地と隣接畑						
1　ヨシダ	I	①社会地名	宅地（屋敷地）	A	a	0.1
2　マツダ	I	①社会地名	宅地＋常畑	B	a	0.1
3　ナカムラ	I	①社会地名	宅地	A	a	0.1
4　ヒガシ	I	③位置地名	宅地	A	a	0.1
5　ハナノキ	IV	⑦地点地名	宅地（蔵）＋常畑	A	a	0.1
6　ハナノキノモト	II	④相対地名	常畑	A	a	0.1
7　ハナノキノウエ	II	④相対地名	常畑	B	a	0.1
8　タクチノヒガシ	II	④相対地名	常畑	A	a	0.1
9　ヲモテ	I	③位置地名	常畑	B	b	0.1
下目と西目の中間						
10　セイマイジョ	I	②施設地名	共同施設	A	a	0.1
11　サクラ（ツジ）	IV	⑦地点地名	常畑→施設・車庫	A	b	0.1
西目の宅地と隣接畑						
12　トッバナ	I	③位置地名	宅地＋常畑	A	a	0.1
13　ニシ	I	③位置地名	宅地＋常畑	B	a	0.1
14　ニシノナロ	II	④相対地名	常畑	A	a	0.2
15　ニシノマエ	II	④相対地名	常畑	A	a	0.2
16　ヲモテ	I	③位置地名	常畑	B	a	0.1
テラヤマ周辺						
17　ウシノダバ	IV	⑧微地形	小規模焼畑→山林	B	a	0.3
18　ユーロナロ	IV	⑧微地形	小規模焼畑→山林	A	a	0.3
19　サクラ	IV	⑧微地形	小規模焼畑→山林	B	a	0.3
20　テラヤマ	V	⑩信仰地名	お堂・鎮守の森	B	c	0.2
（コウカイドウ）	I	②施設地名	共同施設・精米所	—	—	
21　ヤマシタ	II	④相対地名	常畑	B	a	0.2
22　ヤマノシタ	II	④相対地名	鎮守の森	A	a	0.2
西目・下目周辺の農地						
＜北側＞						
23　サコ	IV	⑧微地形	常畑	C	b	0.3
24　ムネ	IV	⑧微地形	小規模焼畑→山林	C	c	0.3
25　ウネ	IV	⑧微地形	常畑	B	a	0.2
＜西側＞						
26　ハエノセナ	VI	不明	常畑→山林	B	b	0.3
27　サデ	IV	⑧微地形	作業小屋	A	a	0.3
28　ノジ	IV	⑧微地形	常畑・作業場	B	b	0.3
29　ツエノサコ	IV	⑧微地形	小規模焼畑→山林	C	c	0.3
集落北部の山頂部						
30　ショブガクボ	V	⑪伝説地名	山林	C	c	0.3
31　ムネ	IV	⑧微地形	小規模焼畑→山林	C	c	0.3
32　ムネヤマ	IV	⑧微地形	山林	D	d	0.3
33　アカタキ	IV	⑧微地形	山林	D	d	0.3
西目・下目と川成の間						
34　フルタ	III	⑤利用地名	常畑・水田→山林	C	b	0.5
数カ所に分散						
35　ミナミノアエ	II	④相対地名	常畑→山林	A	b	0.2
36　タニオク	IV	⑧微地形	小規模焼畑→山林	D	c	0.3
37　オタビ	V	⑩信仰地名	信仰施設	A	a	0.2
38　ヤマノカミ	V	⑩信仰地名	大木	A	a	0.2
39　ノジ	III	⑤利用地名	常畑→山林	B	a	0.3
40　ホイトイワヤ	IV	⑦地点地名	常畑→山林	B	a	0.2
41　カミバタ	III	⑥分割地名	常畑→墓地	A	a	0.2
42　イセキノウエ	V	⑪伝説地名	墓地	A	b	0.2
43　ジヘイバタ	III	⑤利用地名	常畑	A	a	0.2
44　コヒラ	IV	⑦微地形	常畑	B	c	0.1
45　フルタ	III	⑤利用地名	水田・山林→山林	C	a	0.5
46　カミダ	III	⑥分割地名	水田→山林	A	a	0.3
47　ヨコフキ	VI	不明	山林	C	d	0.5
川成の宅地と隣接畑						
48　カウナル（ｺｳﾅﾙ）	I	①社会地名	宅地	B	a	0.1
49　タクチノワキ	II	④相対地名	常畑	A	a	0.1
50　タクチノシタ	II	④相対地名	常畑	A	a	0.1
51　ツルイノワキ	II	④相対地名	常畑	A	a	0.1
川成西側の農地						
52　カキノキ	IV	⑦地点地名	常畑	B	a	0.1
53　ホイトイワヤ	IV	⑦地点地名	雑種地	A	a	0.2
54　ジヘイバタ	III	⑤利用地名	常畑	A	a	0.2
55　カウナル	I	①社会地名	水田	B	b	0.2
56　ナガブチ	IV	⑦地点地名	水田	B	c	0.3
川成東側の農地						
57　ゴヲト	IV	⑧微地形	水田	A	b	0.2
58　カウソラス	III	⑤利用地名	水田	A	b	0.6
川成南側の農地						
59　ムカイダ	III	⑤利用地名	水田	B	c	0.2
60　シモコウナル	II	④相対地名	水田	B	a	0.4
61　ムカイバタ	III	⑤利用地名	水田	B	b	0.6
62　ナラバタ	III	⑤利用地名	常畑	B	c	0.8
63　ヤマノカミダキ	V	⑩信仰地名	常畑／横野の境界	A	a	0.8
64　オクナラバタ	III	⑥分割地名	畑→山林	B	c	1.2
65　ムカイヤマ	IV	⑨大地形	三椏→山林	F	e	1.5

集落域レベルの生活地名 地　区　別	生活地名分類 大	中分類	土地利用形態 (1982年当時) 焼畑時代→1982年	地名面積	一筆面積	住居よりの距離
						km
集落域北部　南斜面						
66　アカタキ	IV	⑧微地形	三椏→山林	D	d	1.0
67　ケズリノ	IV	⑧微地形	三椏→山林	C	c	1.0
68　ツエノサコ	IV	⑧微地形	三椏→山林	C	b	1.0
69　ヤスミイシ	IV	⑦地点地名	休憩場所	B	d	0.8
70　クサギヤブ	IV	⑧微地形	三椏→山林	E	d	1.3
71　ダイコンブチ	IV	⑦地点地名	山林	B	d	1.4
72　ナカスカ	II	④位置	焼畑→山林	D	e	1.4
73　ナルヤマ	IV	⑧微地形	焼畑→山林	C	e	1.5
74　ナカノ	II	④相対位置	焼畑→山林	D	e	3.0
75　シモノジ	II	④相対位置	焼畑→山林	E	f	3.5
76　シホンバタ	III	⑤利用地名	焼畑→山林	B	e	2.5
77　キジヤダニ	IV	⑨大地形	焼畑→山林	C	e	2.7
78　カバノサコ	IV	⑧微地形	焼畑→山林	C	e	3.0
79　オスダニ	IV	⑨大地形	焼畑→山林	D	e	4.0
80　クワギガド	VI	不明	薪炭林→山林	E	f	5.0
81　ホドウチ	VI	不明	薪炭林→山林	E	f	5.0
82　シライゴヤ	V	⑪伝説地名	三椏→山林	E	a	4.0
83　ヒメガブチ	V	⑩信仰地名	川淵・祠　境界	A	a	5.0
集落域中部　北斜面						
84　ゴヲト	IV	⑧微地形	水田	C	c	0.8
85　ヤマノカミダキ	V	⑩信仰地点	祠・水田	A	a	1.2
86　タカダル	VI	不明	山林	C	e	2.5
87　ツカタビ	VI	不明	山林	C	e	4.0
88　シロウズ	VI	不明	山林	F	f	3.5
89　ヨイチフチ	V	⑪伝説地名	作業場	C	a	2.5
90　シタラ	VI	不明	山林	D	f	3.0
91　ネコダニ	IV	⑨大地形	山林	D	f	3.5
92　ゼンクロ	V	⑪伝説地名	薪炭林→山林	F	f	5.0
集落域中部　南斜面						
93　ヲクゴヲト	II	④相対地名	水田	C	c	1.2
94　ユラガタキ	IV	⑦地点地形	水田→山林	A	a	2.0
95　ヨコススキヤマ	IV	⑨大地形	三椏／山林→山林	F	e	2.5
96　ヨコス	V	不明	三椏／山林→山林	F	e	2.5
集落域南部						
97　キビシリ	III	⑥土地利用	焼畑→山林	D	e	1.5
98　ヨイチダニ	IV	⑨大地形	焼畑→山林	E	f	2.0
99　オオハタ	III	⑥土地利用	焼畑／山林→山林	F	f	3.5
100　イシブネ	V	⑪伝説地名	山林	B	f	3.0
101　ヲヲモシネワキ	VI	不明	山林	C	f	5.0
102　ワラビヤマ	IV	⑨大地形	山林	D	d	4.0
103　カジヤドコ	V	⑪伝説地名	山林	E	d	4.0
104　メド（サワ）	IV	⑨大地形	山林	D	e	5.0
105　ミツケイシ	IV	⑦地点地形	境界（橋原）	A	a	5.0
106　ドウキン	V	⑪伝説地名	山林	E	f	5.0
107　キジヤドコ	V	⑪伝説地名	山林	E	c	5.0
108　ヤシキヤマ	IV	⑨大地形	山林	G	g	6.0

「地区区分」及び「住居からの距離」説明図

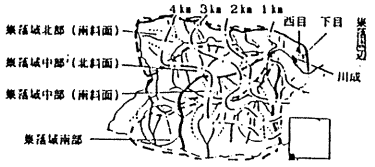

備考）1)生活地名分類については表－１参照。
2)土地利用形態は1982年調査時のもの。「→」は焼畑時代（1955年迄）からの変化を示す。
小規模焼畑は自給作物栽培、三椏は三椏栽培の主要な生産拠点であった場所。
3)地名面積は「生活地名面積」一筆面積は「平均一筆面積」の略。表中の分類は以下の通り。

地名面積：生活地名面積	一筆面積：平均一筆面積
A　0.1 ﾍｸﾀｰﾙ未満	a　500 m² 未満
B　0.1 ～ 1ﾍｸﾀｰﾙ	b　500 ～ 1000 m²
C　1 ～ 10ﾍｸﾀｰﾙ	c　1000 ～ 2000 m²
D　10 ～ 25ﾍｸﾀｰﾙ	d　2000 ～ 3000 m²
E　25 ～ 50ﾍｸﾀｰﾙ	e　3000 ～ 5000 m²
F　50 ～100ﾍｸﾀｰﾙ	f　5000 ～10000 m²
G　100 ﾍｸﾀｰﾙ以上	g　10000 m² 以上

4)住居からの距離は、旧道（徒歩で利用する道）を利用した場合の住居から地区中心までの到達距離。上記説明図参照。尚、単位はkm、「0.1」は、0.1㎞未満。

注　）1)西目、下目、川成は近隣集団・組の名称
2)サコ、ムネ、サクラ、ヲモテ、ノジ、フルタ等の生活地名は数カ所に分布する。

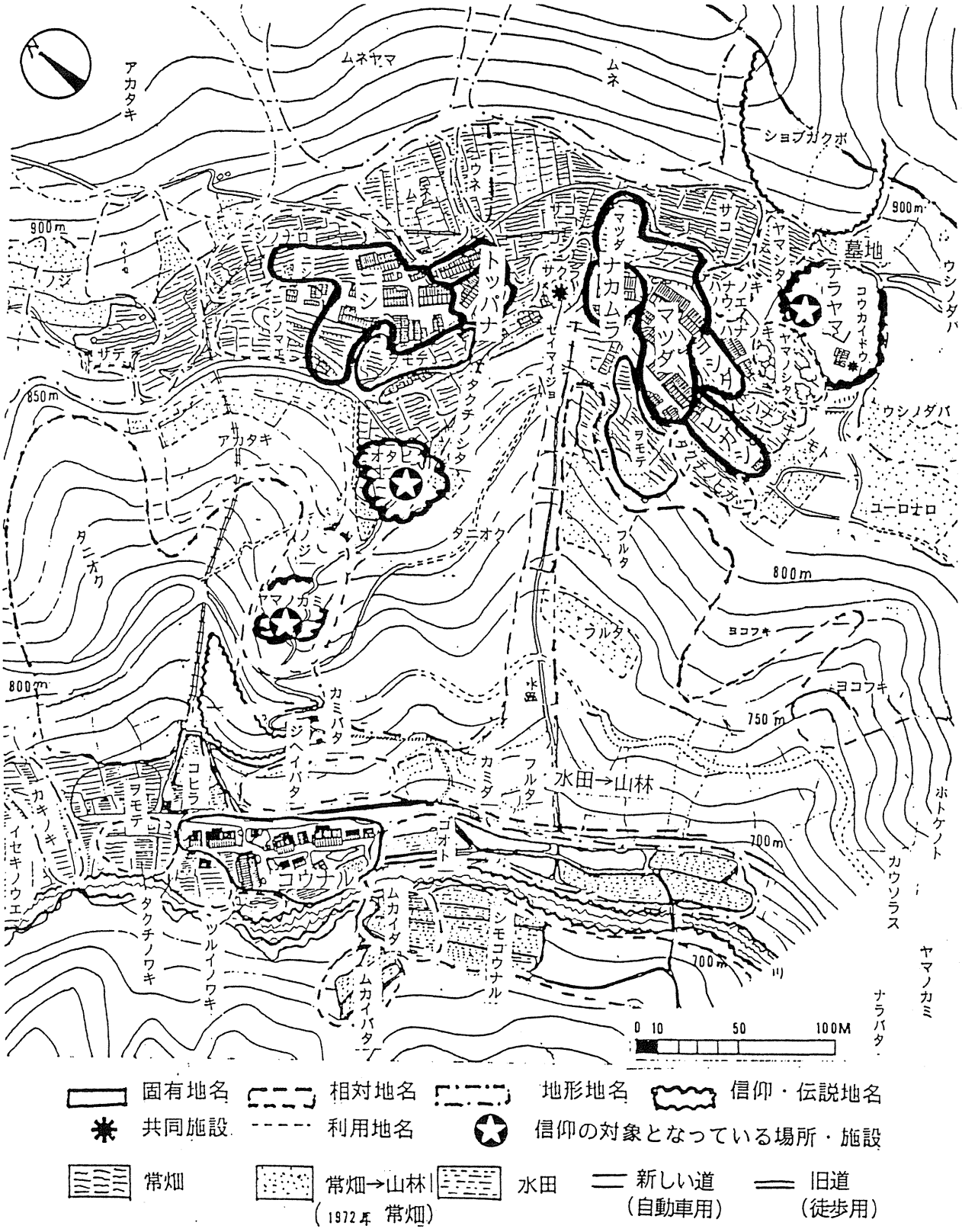

図４－４－１　生活地名分布図（１）：集落周辺

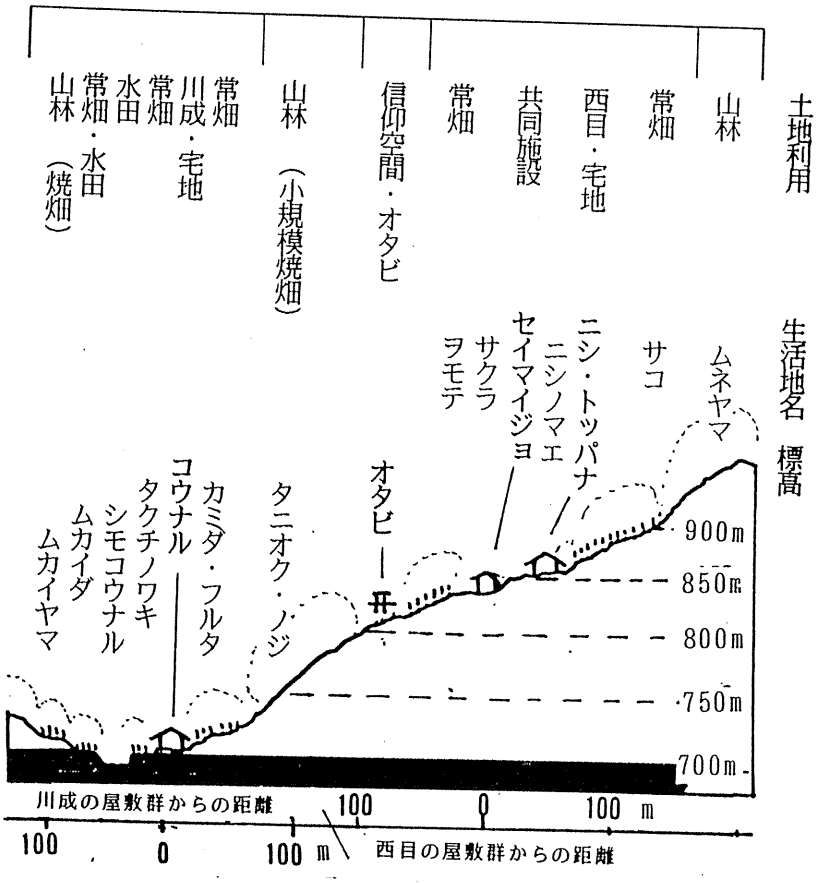

注）縦軸は標高、（　）内は焼畑時代の主な土地利用形態

図４－４－２　集落周辺の地形断面図（地形・土地利用・生活地名の対応）

山腹に立地する西目、下目の屋敷群と川沿いの川成の中間の山腹に立地している。

屋敷群・常畑に比べて、周辺部の生活地名面積は大きくなる傾向にある。しかし、地点・場所のみを示し限界や面積が不明確なものや、隣接する生活地名に比べて小さな生活地名面積の生活地名が分布する場合もある。このような場所には信仰空間・共同空間が立地する場合が多く、オタビ、ヤマノカミの生活地名面積は周辺のタニオクやフルタといった生活地名と比べると著しく小さい。

耕作からの帰路で必ず一休みするというヤスミイシは、耕作からの帰り道ではじめて集落のみえだす地点であると共に集落から声のとどく限界でもある。このヤスミシも周辺の生活地名面積と比較すると生活地名面積が小さい。北東に隣接する古味集落との境界にはショブガクボという場所がある。ショブガクボは、かつて古味との境界争いの勝負にけりをつけたという言伝えがある。

このように集落周辺の生活地名の分布には、①屋敷群を中心にきめこまかに生活地名がつけられていること、②固有性の高い生活地名が多く存在すること、③住居から遠ざかるに従って、固有地名から相対地名、微地形へと生活地名分類が変化する傾向にあること、④住居を中心として順次、生活地名面積が大きくなる傾向があること、⑤山腹の２つの屋敷群（近隣集団）と川沿いの屋敷群の中間や隣接集落との境界には共同施設や信仰・伝説を伴う生活地名が存在していることなどの特徴がある。

（２）集落域レベルの生活地名

図４－４－３は、集落域レベルの生活地名分布図である。また図４－４－４は、生活地名分類からみた生活地名の分布、図４－４－５には生活地名面積、図４－４－６には平均一筆面積からみた生活地名の分布を示した。

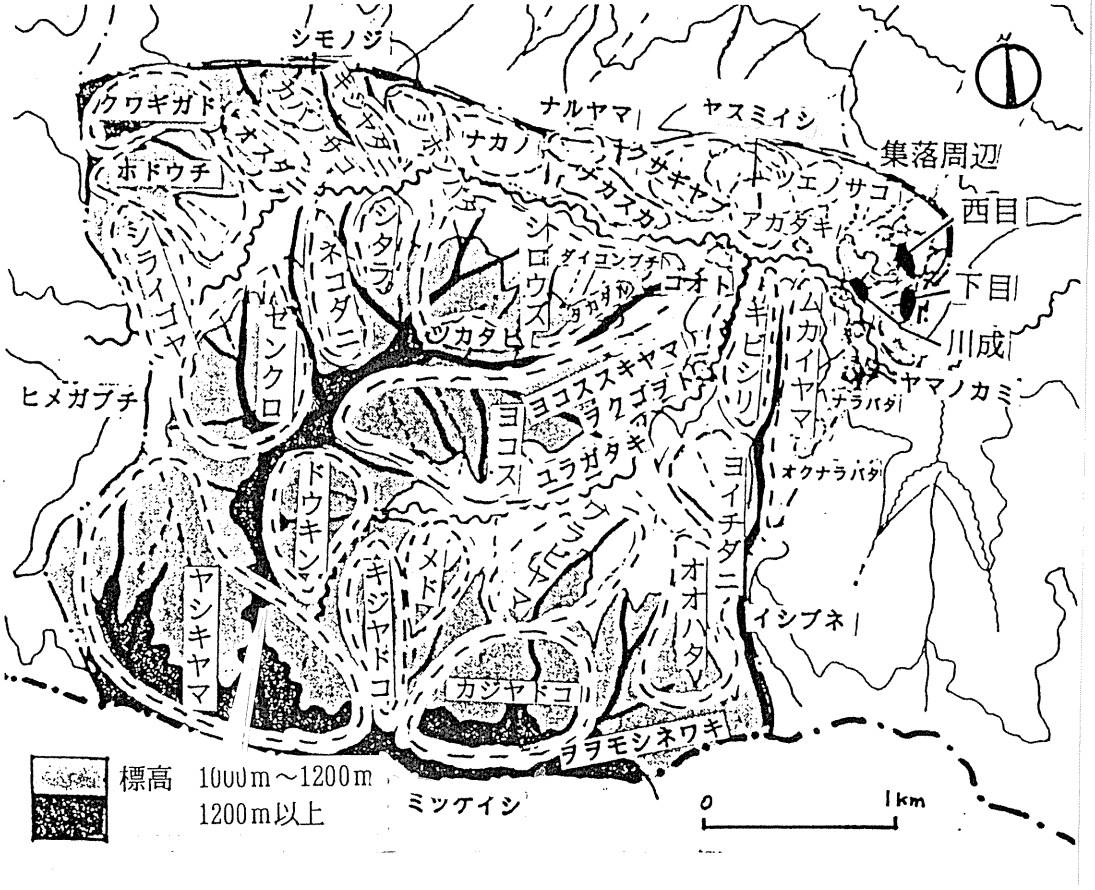

図４－４－３　生活地名分布図（２）：集落域レベル

図４－４－３からわかるように、集落域における生活地名は、谷や山を単位に分布する傾向にあり、地形条件との結び付きが強い。しかし、標高 1000m を超える奥地では、生活地名の分布密度が低下し、さらに地形条件との対応もみいだしにくくなる。

図４－４－４に示した生活地名の分類別分布みると、集落域奥地では大地形地名や伝説地名が多く、集落域中部の北斜面では、意味不明の地名が多くなる。意味不明の生活地名が分布する場所は、人が入り込むことが少ない場所で、焼畑時代においても、未利用地が多く分布した場所である。それに対して、焼畑の主要な生産地帯であり、土地の利用が盛んであった北部南斜面は微地形地名が多く分布し、集落近郊では微地形地名や利用地名が多く分布している。また河川の流れが緩やかな淵の周辺には、田畑が開かれたり、焼畑や炭焼きのための出作り小屋が立地する。この場合、ダイコンブチやヨイチフチなどランドマークともいえる地形のスポットが地点地名なっている。

ヒメガブチは、集落最奥地の川の淵を示し、おと姫伝説にちなんだ信仰・伝説地名で、信仰の対象となっている。この場合、地点名が地区名を代表しているが生活地名の限界や面積は明確ではない。

隣接集落との境界の生活地名に注目すると、古味集落・菅行集落との境界にはショブガクボ、横野集落との境界にはヤマノカミダキ、高知県境にはイシブネ、ミツケイシ、野村町との境界にはヒメガブチの生活地名が確認できる。これらは何れも信仰地名、伝説地名であり、強く意識された場所といえる。

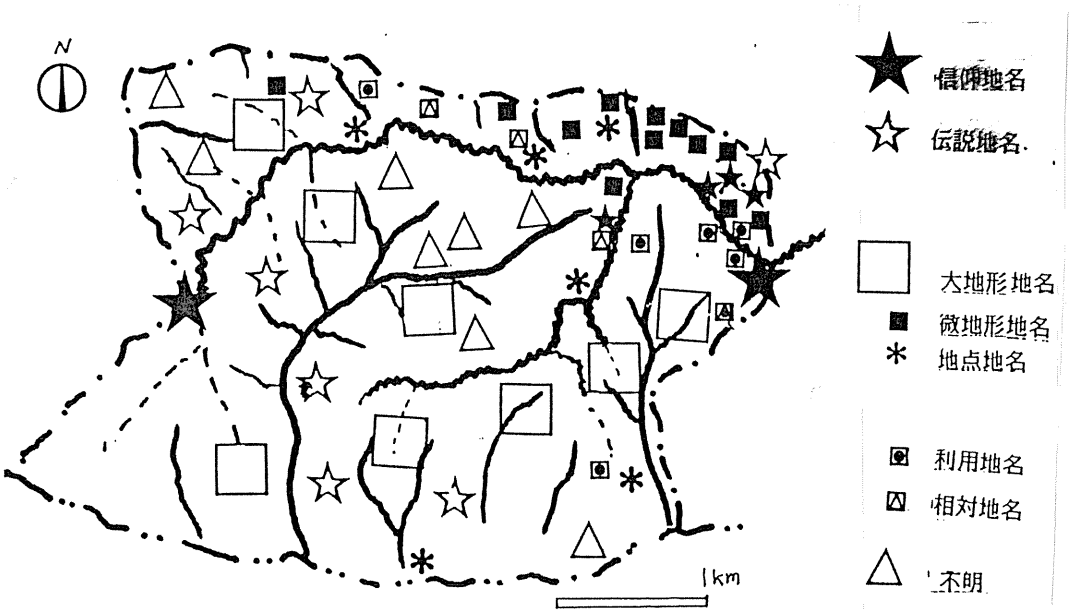

図４－４－４　生活地名分析図（１）－生活地名分類

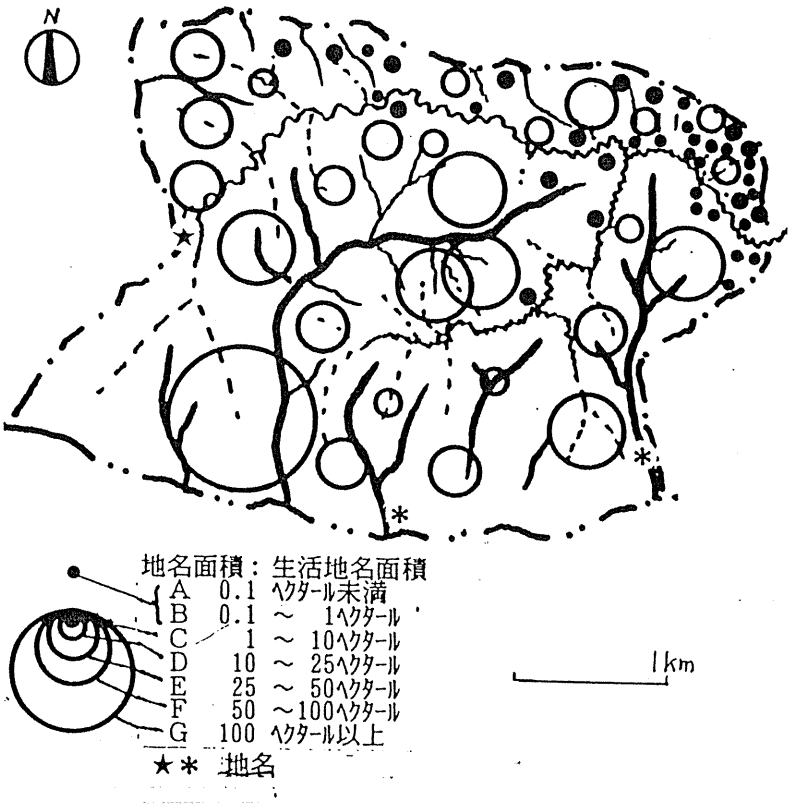

図４－４－５　生活地名分析図（２）ー生活地名面積

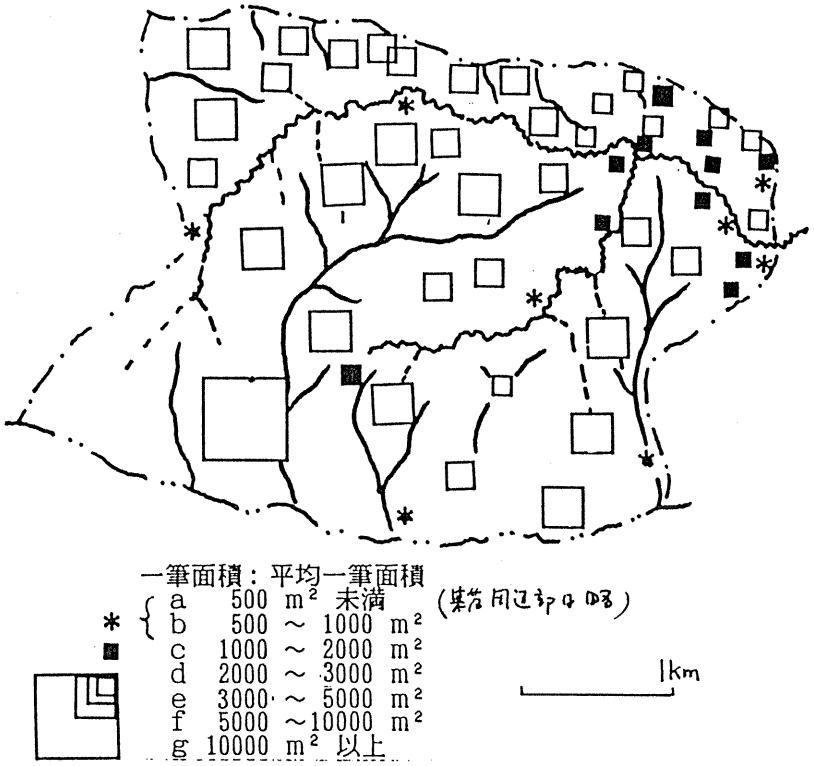

図４－４－６　生活地名分析図（３）ー平均一筆面積

図４－４－５、図４－４－６に示した生活地名面積、平均一筆面積から生活地名の分布傾向をみると、集落域の奥地に入るほど、生活地名面積・平均一筆面積が大きくなることがわかる。

３－３　集落域における生活地名の分布特性

これまでの生活地名分布の分析を総括する意味で、「住居からの距離」別に、生活地名の分類、生活地名面積、平均一筆面積を整理したものが表４－４－３である。

この表から、住居からの距離によって、生活地名分類、生活地名面積、平均一筆面積の特徴も異なり、生活地名の分布・立地には、一定の傾向があることがわかる。

住居から300ｍ圏域では、55 の生活地名が存在し、その数は集落域全体の約５割を占めている。この圏域の生活地名は、①100m以内では固有地名を中心に、それに隣接して相対地名が分布すること、②その外周では相対地名、微地形地名、さらに300m圏域では微地形地名が卓越して分布していること、③テラヤマ、オタビ、ヤマノカミノハネヤスミといった信仰地名がこの圏域の外縁部に立地していること、④生活地名面積、平均一筆面積が全体的に小さいなどの特徴がある。

住居から300ｍ　から１ｋｍ離れた圏域では12の生活地名が分布し、利用地名が最も多い。さらに遠ざかるにつれ、生活地名の分布密度は小さくなる。

それに対して１kmから２km圏域では微地形地名が多く、２kmから３kmの圏域では大地形、３km以上離れた圏域では大地形が多くなる。生活地名面積、平均一筆面積に着目すると、集落域奥地になるほど大きくなる傾向があり、３km以上離れた範域では、生活地名面積が25ha、平均一筆面積が5000m²を超える生活地名も多く立地する。

このように、集落域は、生活地名が密に分布する集落周辺（１ｋｍ圏域、特に300ｍ圏域）、大きな生活地名（生活地名面積が大きい）が分布する集落域奥地（３ｋｍ以上）、その中間地帯に区分できることがわかる。

表４－４－３では、生活地名分類、生活地名面積、平均一筆面積の数値が、何れも右下がりとなっている。これは、住居から離れるにしたがって、生活地名分類が、固有地名、相対地名から利用地名、微地形地名、大地形地名、信仰地名へと変化し、生活地名面積、平均一筆面積も、住居から離れるに従って面積が大きくなる傾向を示している。

このような生活地名の分布傾向は、住居（集落）より離れるにしたがって、生活地名の密度が疎になると共に、集落域全体として、生活地名面積は住居から離れるにしたがって大規模になり平均筆面積もそれに対応する。

集落域全体として、意識空間の段階的な構成を確認できたが、集落域には周辺の土地より強く意識されている意識空間があることにも注目しなければならない。それは、共同施設や信仰スポットが立地する場所である。この場所は

表４－４－３　集落域における生活地名の分布特性

領域区分			主生活域			／主生産域		／	保全調整域
住居からの距離			100m以下	100m－200m	200m－300m	300m－1km	1km－2km	2km－3km	3km－4km	4km以上
土地利用の概要			住居隣接畑	常畑共同施設	田畑小焼→林	田畑焼畑→林	焼畑→林	焼畑新炭→林	焼畑新炭→林	天然林
		計	２０	１８	１７	１０	１２	１０	８	１４
生活地名分類	類型Ⅰ・固有地名									
	①社会地名	4	4							
	②施設地名	2	2							
	③位置地名	5	5							
	類型Ⅱ：相対地名									
	④相対地名	17	6	5		1	2	2	1	
	類型Ⅲ：利用地名									
	⑤分割地名	3		1	1		1			
	⑥利用地名	13		3	1	5	1	3		
	類型Ⅳ：地形地名									
	⑦地点地名	10	3	2	1		1	1	1	1
	⑧微地形地名	23	1	3	１２	2	5			
	⑨大地形地名	11					1	2	3	5
	類型Ⅴ：信仰地名									
	⑩信仰地名	6		3		1	1	1		
	⑪伝説地名	4		1	1					2
	類型Ⅵ（不明）	13			1	1		1	3	6
生活地名面積	A　0.1 ha未満	33	１７	１２	3	2	1			2
	B　0.1 ～ 1ha	28	8	6	6	4	1	2		
	C　1 ～ 10ha	20			5	4	5	3	2	2
	D　10 ～ 25ha	14			3		3	3	2	3
	E　25 ～ 50ha	8					1	1	2	5
	F　50 ～ 100ha	4					1		2	1
	G　100 ha以上	2						1		1
平均一筆面積	a　500 m² 未満	42	１７	１２	6	3	1	2		1
	b　500 ～1000m²	15	2	4	3	4				1
	c　1000 ～2000m²	15	1	2	6	2	3		1	1
	d　2000 ～3000m²	9			2	1	4		1	2
	e　3000 ～5000m²	17					4	6	3	6
	f　5000～10000m²	10						1	5	2
	g10000 m² 以上	1								1

備 考）・領域区分についてはは参考文献2)参照。
・住居からの距離はニシメとシタメの中間に位置する精米所から旧道を利用した場合の到達。
・土地利用形態の「→」印は、みつまた焼畑時代から現在の土地利用の変化を示す。小焼は小規模焼畑、林は植林の略。
・生活地名面積、平均一筆面積は、地籍簿、地籍図より独自に算定した。

生活地名面積が小さく、ランドマークの存在を示す生活地名や共同施設の存在、信仰の対象を示す生活地名の存在する場所である。集落周辺におけるテラヤマ、オタビ、セイマイジョ、ヤマノカミ、その外縁に存在するヤスミイシ、ヤマノカミダキ、隣接集落の境界に存在するジョブガクボ、ヒメガブチなどの生活地名がそれである。これらの意識空間の存在を踏まえて、集落域の意識空間の構成をモデル図で示したものが図４－４－７である。

このモデルは、集落域を構成する土地に対する住民の意識が、①住居から遠ざかるにつれて段階的に希薄になっていくこと、②集落境界や意識空間のひろがりの節目となる地点（地区）には信仰地名やランドマークとなる生活地名が存在し、特に強く意識されている場所となっていることを表している。

以上述べてきた意識空間の段階的な構成は、前節の報告で明らかにした主生活域、主生産域、保全調整域からなる土地地用や土地所有の空間構造とも対応するものである。

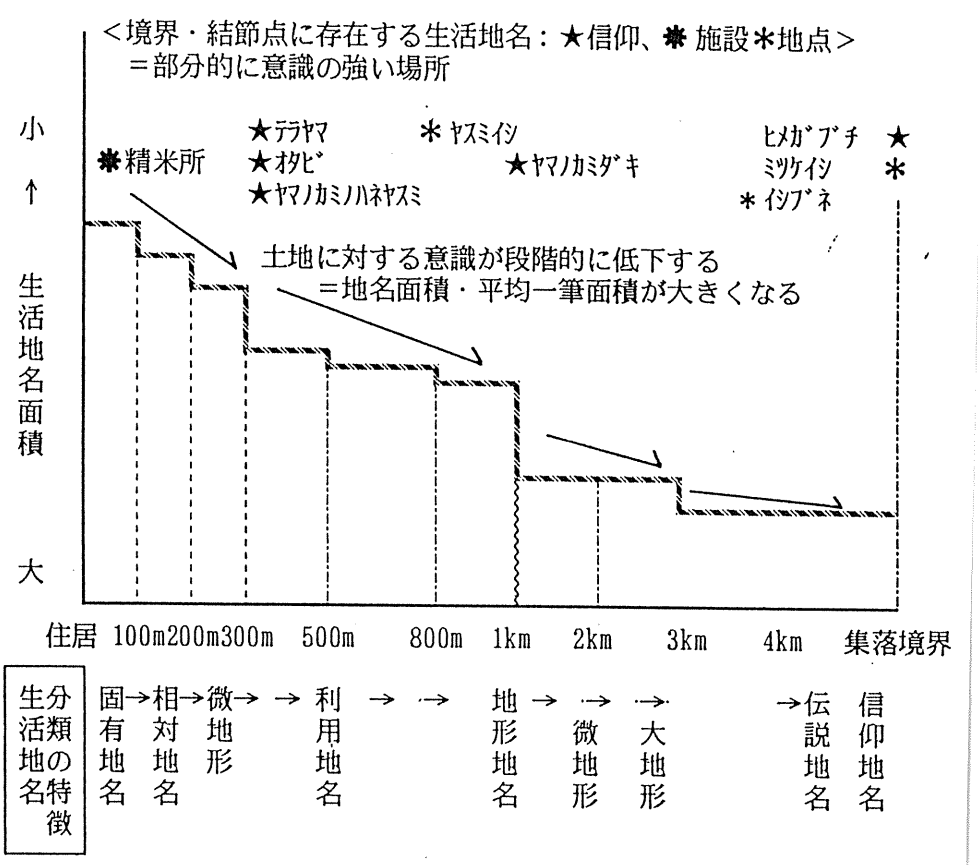

図４－４－７　生活地名にみる意識空間の構成モデル

４．小活

本節では、『生活地名』を新たに概念規定し、生活地名分類、生活地名面積、平均筆面積に着目した生活地名分析によって、生活地名の分布特性を明らかにした。ここでの考察から、中久保集落における意識空間の構成は、以下のように理解される。

① 集落域の意識空間は、住居から集落界に至る段階的な空間構成をもち、領域構成の節目となる意識空間の存在によって秩序づけられていること
② 集落域の意識空間が３つの領域によって段階的に構成されること
③ この領域は、先の報告で明らかにした主生活域、主生産域、保全調整域による集落域の空間構造（土地利用や土地所有の空間構造）と対応していること

本節では、中久保集落で採取した生活地名を用いて、生活地名分析から集落域の意識空間の構成を明らかにする手法の有効性を確認した。しかしながらいくつかの課題も残されている。

その第一は、生活地名は、歴史的に変容するものであり、その点に関する考察が不十分であることである。

第二には、居住者属性、世代の相違による意識空間の相違点・共通点を分析できなかったことである。[15)]

生活地名は歴史的に変容するものであり、さらに古老と若者では、その認識が異なることが予測される。[16)] 今回は、1982年以降の調査において、数名の古老（1900年生まれから1930年生まれのもの）を対象に生活地名の採取を行った。この世代の後継者は、中学・高校就学時に集落を離れ、その後流出、または二拠点型生活に移行している世代である。戦後生まれの後継者世代の生活地名分析は、今後の課題としたい。

［補］

今回の報告では、中久保集落における生活地名を題材に論じたが、中久保集落の周辺集落における生活地名（字名）の分布との比較も行っている。ここでは柳谷村『柳谷村誌』、巻末付表（字名一覧）、檮原村『檮原村誌２』、付図（地籍図）及び現地ヒアリングにより周辺集落の字名と中久保の生活地名の比較を行い、①屋敷群周辺では固有地名が多く、その外縁では地形地名が多い

こと、②集落域奥地の地名には類似性が少ないこと、③県境を越えた檮原町では地名の類似性が低下すること等が明らかになった。周辺集落との生活地名の比較は今後の課題としたい。

【注釈】

1） 本節は、四国山村・中久保集落を対象とする一連の研究の一つで、集落域レベルの意識空間の構成について論じたものである。研究の全体像については、参考文献１）に示した既発表論文の中に示しているので参照されたい。

2） 柳田国男『地名の研究』1936年、『定本柳田国男集第20巻』、筑摩書房。

3） 山口恵一郎編著『地図と地名』、1974年、古今書院より引用

4） 『地名の世界』1982年、古今書院（雑誌『地理』７月号　増刊「地名の世界」復刻）、山口恵一郎「発刊にあたって」より引用。

5） 鏡味明克・山口恵一郎による主要地名研究文献目録の整理と主要文献解題が掲載されている。（山口恵一郎編著『地図と地名』、1974年、古今書院）

6） 千葉徳爾『新・地名の研究』筑摩書房、1982年

7） 平井秀一「方言地名」（重村力監修『まちづくりの新しい視点をさぐる用語キーワード50』所収、建築知識別冊ハンディ版第３号、1982年）より引用。平井の方言地名研究としては「方言地名とムラの生活空間」建築雑誌、1978年11月号、「方言地名の研究」、日本建築学会大会梗概他。

8） 寺門征男：『空間言語＜地景名＞からみた集落空間の組織化と構成原理について－農村集落の空間的整序性に関する研究・その１』（日本建築学会計画系論文報告集、第416号、1990-10）。以下寺門論文と略す。

9） ここで取り上げられたいずれの地名も、関連分野の地名研究では小地名・ホノギといわれるものである。柳田らの指摘するホノギは、中国四国地方で用いられる小字の下の地名、または地検帳の添え書きにあらわれる地名とされる。四国地方のホノギについては、川野茂信「長宗我部地検帳のホノギと小字の関係について」（『地名の世界』所収）を参照。寺門論文では、「地景名は方言地名ほど広域的、地方的な広がりをもつ共通言語でなく、むしろ集落レベルの特定集団の即地的日常生活の広がりのなかで共有化され狭域的範囲で使用されてきた固有の地景名であり、集落の空間言語という性格をもつ。」と空間言語と方言地名の相違点をのべているが、生活地名も含め、三者の地名概念、着眼点には共通点が多い。

10） 柳田国男の「石川県などは地租改正の当時、ほとんど全部の字以下の地名をイロハまたは甲乙丙丁等にしてしまった場合もある。」という指摘。（『地名の研究』参照）

11) 柳田国男は「明治９年に切絵図をつくるとき、地図をつくる便宜上、数字で地面をよぶようになった。その際、ある種の操作が行われた。その結果、一部の地名が統合され、新たな小字の下の地名が公簿上消えることになった。また地名と地番の厳密な照合が行われず、境界のずれがある結果となっている。」と地租改正当時の状況を述べている。（柳田国男「地名の話」、『信濃教育』523号、1930年、『地名の世界』1982年、古今書院に再録）

12) 柳田国男は、土地利用の発達に着目して、「①利用地名：土地を利用する必要からまず目印的に生まれた地名、②占有地名：土地の利用が進み、個人や一族が土地を占有することから名づけられるもの。比較的新しいもの、③分割地名：土地の利用がさらに複雑化し、すでに区画された地域をさらに細分することから生じた名称。上中下、東西南北、大小、新、元などの接辞を使用する。最も新しい。」の分類を示している。
また、山口恵一郎は、「①自然環境を端的に表現した地形語、②土地制度や税制または政治・軍事などに関連して与えられた法制的・政治的な意味の法制語、③狩猟や漁労や農耕、または交換経済、共同生活など、住民の生産・流通に関連して発生した社会経済史的な意味の社会語、④信仰・民俗・口碑・伝承・衣食住など、素朴な生活の中から生まれた生活語」の４つの類型による地名分類を示している。
これらの分類は小地名に限定したものではなく、一般的な地名を対象としたものである。それに対して、寺門論文では「①自然地景：山、谷、川、②道景：道、施設（道沿いに立地）、③聖地景：神仏、祠、④人家景：組、家、野良」の分類が示されている。これは小地名に限定した空間分析のための空間言語の分類である。筆者なりに寺門の分類を空間構成との対応から理解すると、集落の骨格を形成する道景、居住と利用の濃密な空間を示す人家景、意識空間として重要なポイントを示す聖地景、集落空間の成立基盤となる自然・地形の構造を示す自然地景という捉え方になる。しかしながら集落の土地利用という視点から寺門の分類をみると、野良（農地）が人家景に含まれていることには疑問がある。

13) 柳田国男『地名の研究』より。

14) 同上

15) この点については、末原達郎（人類学）は「ムラ空間の環境認識の変遷」において、岐阜県石徹白の土地に対する呼称に着目した環境認識の変遷を明かにし、興味深い知見を報告している。（石毛直道編著『環境と文化』、ＮＨＫ出版、所収）その概要については「集落空間のモデル」でその概要を紹介している。（参考文献9)、81p）また、寺門論文において、未利用地の地名の消失を指摘している。（野良系２２ ゴルフ場開発に伴う撤退が地名の消失につながっている。これは住民の土地意識の低下を意味する。）参考文献7)参照。

【参考文献】

１）　重村力、山崎寿一：中久保集落における共同性の展開過程－共同性の空間構造、日本建築学会計画系論文報告集、第424号、1991年6月

２）　山崎寿一、重村力：中久保集落における集落域の土地利用と土地割形式－共同性の空間構造、
日本建築学会計画系論文報告集、第434号、1993年1月

３）　柳田国男『地名の研究』1936年、『定本柳田国男集第20巻』、筑摩書房

４）　山口恵一郎編著『地図と地名』、1974年、古今書院

５）　『地名の世界』1982年、古今書院（雑誌『地理』７月号増刊「地名の世界」復刻）

６）　千葉徳爾『新・地名の研究』筑摩書房、1982年

７）　寺門征男：「空間言語（地景名）からみた集落空間の組織化と構成原理について－農村集落の空間的整序性に関する研究・その１－」
日本建築学会計画系論文報告集、N0416、1990·10

８）　山中壌太郎：地名語源事典

９）　日本建築学会編：『図説　集落－その空間と計画』1989年、都市文化社

５節　地域主体の性格と集落域の空間秩序

１．地域主体の共同性

１－１　共同性の生成と地域主体の役割

個人、家族、各種の組は、いずれも生活主体であり、集落はその累積体である。本研究では、生活環境の形成主体として地域主体を定義し、その具体的実体として集落に着目した。

地域主体内部で継承・生成されてきた共同性は、地域主体を構成する「家」をはじめととする生活主体の基盤を支え、さらに地域主体として自律的な土地制度・相互扶助システムを生成する推進力となってきた。

地域主体としての集落は、トネビラキ制度などのユニークな自律的土地制度をはじめ、各種の社会運営と空間運用の仕組みを生成し、地域主体を構成する生活主体の生活とその社会的・空間的基盤である土地の活用を担保するための仕組みをつくりあげてきた。

一方、地域主体内部の共同慣行・相互扶助システムは、家の没落を防ぎ、さらに共通の環境基盤を維持する役割を担うものであり、中久保集落の社会秩序とその仕組みは、空間構成との対応も明快であった。

特に山腹に立地する２つの近隣集団と標高差150mを隔てて川沿いに立地する近隣集団が一つの集落として結束を保つ仕組みが興味深い。それは空間的な組立の異なる２つの組、すなわち儀礼集団と生産集団の存在である。それは、儀礼集団は山腹の一つの近隣集団と川沿いの半分によって構成され、生産集団は、３つの近隣集団とは対応しないモザイク的な構成となっている。家段階、集落段階の間に位置する組は、相互に協力する内容により幾つかの空間的組み合わせによって異なった組が形成されており、機能の異なった組が集落空間において重層している。その結果、標高差150ｍという空間的な隔たりを克服した社会距離を獲得し、集落の結束がたもたれた社会秩序が形成されている。

また３つの近隣集団は、それぞれの集団に対応した共同空間をもつ。また集落としての共同空間は、山腹の２つの近隣集団と他の近隣集団の中間、狭義の集落空間の核としての位置や軸線上に立地する。オタビ、ヤマノカミ、共同精米所がそれである。また集落の精神的シンボルでもあるテラヤマは、尾根道ぞいの集落への入り口に立地ている。このように共同空間の立地にも、社会秩

序の投影をみることができる。すなわち、地域主体の内部構造が空間に投影されているとみることができる。

このような論理によって、中久保集落の平等的共同性という地域主体の性格に対応した空間構造が形成されているものと考えられる。

１－２　地域主体の性格

中久保集落の共同性が、Ⅰ：明治末期までの自給的焼畑時代、Ⅱ：昭和30年頃までのみつまた焼畑時代、Ⅲ：昭和50年頃までの林業多角経営時代、Ⅳ：それ以降の二拠点生活時代へと展開し、その間に、近代的性格へと脱皮した平等的共同性を確立・発展させてきた経緯、および地域主体の内部構造の変化を明らかにした。ここで注目したいのは、地域主体の性格も、経済基盤、生産力の発展に伴って変化し、集落の平等原則に基づいた新たな共同性が生成されていることである。

すなわち、集落社会における共同性は、前近代的な性格を温存しているものではなく、近代的な性格をもった共同性へと発展をみるのである。そして地域主体としての集落自体が近代的な地域主体へと変化ていることが確認できた。

わが国の共同体認識は、共同体をある経済の発展段階の一形態として固定した概念として捉えてきた。しかし、共同体自体、相対的な存在であり、また集落の共同性も固定した概念で捉えることはできないことが確認できた。

２．集落域の空間概念と３つの基礎領域

２－１　集落域の空間概念による３つの基礎領域の抽出

本研究では、集落域を物的・機能空間－社会空間－意識空間の三つの位相空間の重層した統一体とみる空間概念を提起している。それは、集落空間を、日常の生活・生産活動の機能空間、物的空間であると同時に、生産関係・社会関係が空間に投影した社会空間や、民衆の信仰や地域社会の共同性を空間に投影させた意識空間と捉えるものである。

このような視点から、集落域の空間構成の実態を解明するために、空間構成の抽出指標として、①物的空間については土地利用の空間構成、②社会空間については土地所有の空間構成、③意識空間については生活地名の分布傾向に着目するという方法で、物的空間－社会空間－意識空間のそれぞれの構成と相互の対応・整合性を分析した。

また、空間構造を地域主体の共同性との関係から捉えるという視点から、考察を進めた。

その結果、集落域は３つの異なる性格をもった領域によって、住居を中心に段階的に構成されていることが明らかになった。

本研究ではここで抽出された３つの領域を集落空間の基礎領域として、主生活域、主生産域、保全調整域と呼ぶことにした。

２－２　土地利用・土地所有・生活地名の空間構造

以下に土地利用・土地所有・生活地名の空間構造の特色を整理することにする。

（１）土地利用の空間構造

物的空間としての集落域の空間構成を土地利用（建物、施設を含む）から考察した。集落の社会構造、共同性からみた主生活域・主生産域・保全調整域の三つの基礎領域は、以下のような利用がなされている。

１）主生活域

屋敷群、集落共同施設、隣接畑・分散畑の常畑、その周囲を取り囲む小規模切り替え畑、水田により構成される主生活域は、日常生活の主要な場となると共に自給用作物の生産地域ともなっている。隠居慣行が色濃く残存する当集落の社会構成は、夫婦家族・老夫婦をそれぞれ単位とする核家族、夫婦家族・老夫婦が同じ住居において生活と空間の分離と共同のシステムを獲得している家、明治以来18戸を維持して来た集落（ムラ）、そして集落と家を結びつける各種の組によってかたちづくられている。

ここで空間の利用形態と利用行為の共同性の対応に着目してみると、一つの家に対応する住居（屋敷）は一つの主屋と蔵・納屋からなる付属棟から成り、その利用は老・若夫婦家族を単位とした生活の協同と分離が空間的に様式化したものとなっている。常畑は、本家畑・隠居畑に分けられそれぞれが独自に利用・収穫するが、水田は協同で耕作することになっており家が生産単位となっている。水田耕作や水田の整備時のユイ（労働交換）は、任意の形態をとっており固定した社会組織は形成されていない。

また農地所有の配列関係に着目してみると、宅地（屋敷地）および隣接する常畑を一体として一つの家が所有し、各戸が所有する分散畑はニシメ、シタメ、コウナルの近隣集団に対応した空間的まとまりを示している。

２）主生産域

みつまた畑が多く立地し、焼畑耕作率の極めて高い主生産域は、主要な生産地域であり焼畑耕作時の二つの生産集団とそれぞれの家を対象に配分された切り替え畑がさらに本家・隠居にわけられて耕作・収穫されていた。主要生産路や火みち等の生産条件の基本的な整備は、集落全体の共同作業であるモヤイとして行なわれていた。ここでは、集落と家が社会組織の基本単位として基本的には機能し、集落が二つの生産集団である８人組と１０人組に、家が隠居と本家にさらに分割された構成を取っている。

３）保全調整域

集落最奥地の保全調整域は、集落社会を維持・保全する機能・属性を有した地域である。その社会的属性は、トネビラキの役割に代表されていると考えられる。

トネビラキは、主生産域に隣接する耕作可能地で、家族労働を条件に自由な開発が集落によって認められた土地である。この場合、家族が多く食糧が不足している家や借財を抱え困窮している家がその対象となった。集落社会を構成する一戸の家の維持が集落全体の維持にとって極めて重要な要件になっていたことをこのことは示している。また、集落のなかでトネビラキの利用希望がなかったりトネビラキの利用に余裕がある場合には、集落外の者に対して小作地として貸与し、その収益を集落の基本財産（共同財産）に算入した。トネビラキの土地所有形態は、共有ではなく数戸の家が分割して所有している私有地である。登記上は私有地であってもその利用形態や土地の属性は共有地的性格を有しており、集落社会全体を保全・維持している。

４）土地利用の同心円原理

このように、住居・屋敷群から集落界に至る土地利用の空間構成は、①住居を中心に共同施設、自給用耕作地が立地し、主として日常生活活動（居住や社会活動、自給作物栽培等）が濃密に展開される領域、②みつまた畑が多く立地し、主要な生産活動の場となる領域、③集落社会全体を維持し保全する役割を担う領域により構成され、３つの領域は、共通して中心（住居・集落）から外縁部に至るにつれてその利用密度が低くなるという段階的構成を特徴としていることが明らかとなった。

（このような性格の異なる３つの領域によって段階的に構成される土地利用の空間構成の仕組みを「土地利用の同心円原理」と呼ぶ。）

（２）土地所有の空間構造

社会空間としての集落域の実体を明らかにするために、ここでは土地所有の確立時期、土地所有者の構成、所有地の分布などの特徴を集落域の空間構成

から考察した。その結果、①土地所有の土地所有の確定過程は、集落域における土地の立地場所によって異なっており、明治以前に土地所有が確立した住居・施設・常畑・水田等の立地する集落周辺地区（先に述べた主生活域）、明治期に公有地化が行われた集落最奥地、土地所有の確定までに上記の過程を経た中間地帯に整理できること、②土地割形式は集落域における土地の立地場所によって一定の型があり、その分割には集落全体の平等性が反映されていること、③土地所有からみた集落域は、全戸が宅地・農地・山林を所有する集落周辺地区を中心に、集落から遠ざかるにつれて全戸が所有する地区から数戸が所有する地区、公有地へと段階的に構成されていることが明らかになった。

すなわち、土地所有の空間構造の特色も、土地所有の確立時期や、土地割形式、利用と所有の関係に着目すると以下に示す３つの領域の分類から説明できる。

第一の領域は、土地所有が明治以前に確立した集落周辺地区である。集落周辺の土地所有には、所有地の配列に屋敷地に隣接する常畑は宅地と一体に同一のものが所有する、その外周の常畑は近隣集団のまとまりがある等の特徴がある。

第二の領域は、大正末期の土地割を基礎とする焼畑耕作地区である。この領域の主たる土地利用は焼畑であり、所有地の配列・まとまりは生産集団に対応し、土地所有の平等原則が貫かれていることが特徴である。この領域では、焼畑構成率の高い地区では全戸が土地を所有し、焼畑構成率の低い地区では土地を所有しないものも存在する。

第三の領域は、形式的に数戸が所有する集落奥地の部分的焼畑耕作区・林野区、公有林からなる。この領域には、トネビラキが行われる土地が立地する。この領域の土地所有の特質は、公有地や形式的私有地が立地し、共有地的性格が強いこと、土地割が谷などを単位に大区画で行われ、形式的な土地割となっていることである。

これは先に示した土地利用の同心円原理に対応した３つの領域からなる空間構造と整合するものである。

（３）生活地名の空間構造

意識空間としての集落域の空間構成を明らかにするために、『生活地名』を新たに概念規定し、生活地名分類、生活地名面積、平均筆面積に着目した生活地名分析によって、生活地名の分布特性を考察した。その結果、住居からの距離によって、生活地名分類、生活地名面積、平均一筆面積の特徴も異なり、生活地名の分布・立地には、一定の傾向があることがわかった。

住居・集落からの距離に着目して、生活地名の分布の特徴は以下のように整理できた。

住居から300m圏域では、①100m以内では固有地名を中心に、それに隣接して相対地名が分布すること、②その外周では相対地名、微地形地名、さらに300m圏域では微地形地名が卓越して分布していること、③テラヤマ、オタビ、ヤマノカミノハネヤスミといった信仰地名がこの圏域の外縁部に立地していること、④生活地名面積、平均一筆面積が全体的に小さいなどの特徴がある。

住居から300m から１ｋｍ離れた圏域では12の生活地名が分布し、利用地名が最も多い。さらに遠ざかるにつれ、生活地名の分布密度は小さくなる。

それに対して１kmから２km圏域では微地形地名が多く、２kmから３kmの圏域では大地形、３km以上離れた圏域では大地形が多くなる。生活地名面積、平均一筆面積に着目すると、集落域奥地になるほど大きくなる傾向があり、３km以上離れた範域では、生活地名面積が25ha、平均一筆面積が5000m^{2}を超える生活地名も多く立地する。

すなわち、住居から離れるにしたがって、生活地名分類が、固有地名、相対地名から利用地名、微地形地名、大地形地名、信仰地名へと変化し、生活地名面積、平均一筆面積も、住居から離れるに従って面積が大きくなる傾向があることが明らかになった。生活地名の分布傾向は、住居（集落）より離れるにしたがって、生活地名の密度が疎になると共に、集落域全体として、生活地名面積は住居から離れるにしたがって大規模になり平均筆面積もそれに対応しているのである。このように、集落域は、生活地名が密に分布する集落周辺（１ｋｍ圏域、特に300ｍ圏域）、大きな生活地名（生活地名面積が大きい）が分布する集落域奥地（３ｋｍ以上）、その中間地帯に区分できる。

集落域全体として、意識空間の段階的な構成を確認できたが、集落域には周辺の土地より強く意識されている意識空間があり、その点に特に注目しなければならない。それは、共同施設や信仰スポットが立地する場所である。この場所は生活地名面積が小さく、ランドマークの存在を示す生活地名や共同施設の存在、信仰の対象を示す生活地名の存在する場所である。

これらのことから、集落域を構成する土地に対する住民の意識が、①住居から遠ざかるにつれて段階的に希薄になっていくこと、②集落境界や意識空間のひろがりの節目となる地点（地区）には信仰地名やランドマークとなる生活地名が存在し、特に強く意識されている場所となっていることがわかった。

以上述べてきた意識空間の段階的な構成は、前節の報告で明らかにした主生活域、主生産域、保全調整域からなる土地地用や土地所有の空間構造とも対応するものである。

２－３　土地利用・土地所有・意識空間の空間構成の整合性

中久保集落のみつまた焼畑時代に焦点をあわせて、焼畑耕作地の開墾と土地割形式にみられる集落社会の平等的共同性の性格を明らかにし、さらに、集落域における空間構造を社会構造・生産様式との関連から考察した。

ここで得られた知見を以下に、整理して示すことにする。

① 中久保集落における土地所有は、焼畑耕作という生産活動や集落社会構造と結び付いた土地割を基礎としていること

② 焼畑耕作地の利用と土地の配分にみられるように、土地の利用と所有は、一体的な関係にあり、集落社会の平等的共同性の論理が反映していること

③ その結果、集落域における所有地の分布や所有面積においても各戸の平等性が確保されていること

④ 集落域における土地の利用形態や所有形態は立地場所によって一定の特色がみられること

⑤ 集落域レベルの土地利用は、主として日常生活活動（居住や社会活動、自給作物栽培等）の濃密な主生活域、みつまた畑が立地し主要な生産活動の場となる主生産域、トネビラキに象徴される保全調整域の３つの性格の異なる領域によって段階的に構成されていること

⑥ ここで抽出された３つの領域は、土地所有の空間構成とも対応するもので、土地利用と土地所有の結び付いた空間構造と理解できること

生活地名の分析から得られた知見から、中久保集落における意識空間の構成は、以下のように理解される。

① 集落域の意識空間は住居から集落界に至る段階的な空間構成をもち、領域構成の節目となる意識空間の存在によって秩序づけられていること

② 集落域の意識空間が３つの領域によって段階的に構成されること

③ この領域は、先の報告で明らかにした主生活域、主生産域、保全調整域による集落域の空間構造（土地利用や土地所有の空間構造）と対応していること

このように物的空間・社会空間・意識空間のいずれの場合も三つの段階性をもった空間構成であり、相互に結び付いて整合性を獲得している。

表４－５－１は、集落域の空間概念を踏まえて、土地利用、土地所有、生活地名の空間構成とその特徴を整理したものである。

表４－５－１　土地利用・土地所有・意識空間の空間構成

領域区分	物的空間の構成 土地利用の特徴		社会空間の構成 土地所有の特徴		意識空間の構成 生活地名の特徴	
主生活域	宅地・農地 集落（屋敷群）、生活・生産関連施設と生活と結び付いた農地が立地する日常生活の濃密な空間で、集約的な生産活動も行われる。集落周辺の農地は、環境保全機能も担う。	宅地 隣接畑	全戸が均等所有	宅地と隣接畑がセット（宅地一農地単位）	密	・固有性が高く、家名もしくは木などの目印の名 ・屋敷群との位置関係を示す。（・・のマエ） ・地形との緻密な関係が見いだせる。（ナラバタ） ・また、主要生活域の外縁には信仰的な地名が存在する。（ヤマノカミ）
		分散畑 （常畑）		近隣集団（ニシメ、シタメ、コウナル）に対応した農地のまとまり。 （近隣・分散畑単位）		
		小規模 切替畑		明快な社会組織との対応がない。家単位で分散		
主生産域	農地・山林 主要な生産基盤である農地（かつては三椏畑が立地）、山林が立地する。近郊は濃密に、外縁部は適地を拠点的に利用	主要焼畑 耕作地 ・切替畑 ・三椏畑		生産組織の８人組、10人組に対応する８人畑、10人畑の焼畑単位。 開墾地が均等配分される		・地形との対応を示すものが最も多い。 ・出作り小屋や地点を示す地名が部分的に存在する
		拠点焼畑 耕作地	形式的所有	形式的分割。各戸が均等になるように配慮。		・全体的に地名面積が大きい。（認識が疎）
保全調整域	山林（一部開拓地） 集落社会全体を保全し、調整するために必要な空間であり予備地・保留地を含む。大部分が森林。	ﾄﾈﾋﾞﾗｷ		納税能力があるものが形式的に所有。利用は家族労働に限り自由。 ・大区画、形式的所有地		・ヤシキヤマなど、総称的な地名が多い。地名面積は最大。
		共有地 公有林		・共有	疎	・伝説や言伝えによる地名や、信仰スポットを示すものが集落境界にある。

４．集落域の空間秩序モデル

４－１　空間構造の整合性

本章の考察から、中久保集落の集落空間の三つの位相空間が相互に結びつき、整合性を獲得していることがわかる。この知見は、「三つの位相空間が整合性を獲得することによって集落空間の構造は安定する」という本研究の仮説を裏付けるものである。（図４－５－１）

このことは、安定した空間構造を獲得するためには、３つの位相空間の整合性が求められるという計画論的視点をも提示するものである。

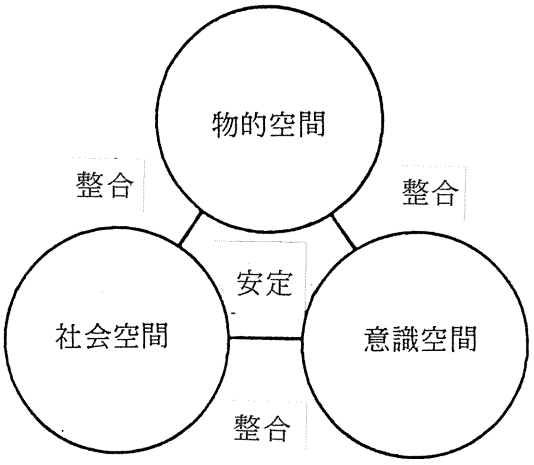

図4-5-1　空間構造の整合性

４－２　集落域の空間秩序モデル

三つの位相空間の統一体としての集落空間は、屋敷群・施設、常畑・水田が立地し濃密な日常生活の展開される＜主生活域＞を中心に、主要な生産空間の広がる＜主生産域＞、家族労働を条件に集落全戸に開放された形式的私有地（この土地を耕作することをトネビラキという）や共有地が立地し集落社会を維持・保全する＜保全調整域＞によって段階的に構成されている。

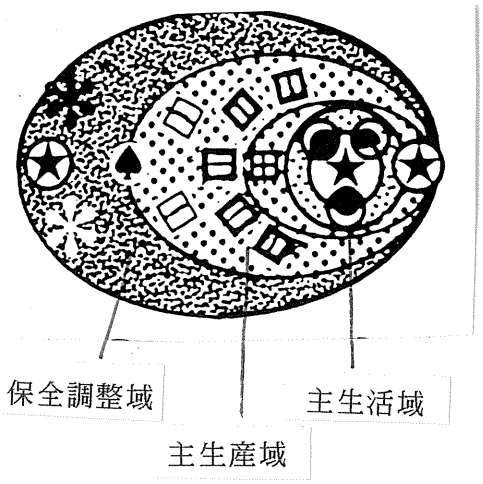

図4-5-2　集落域の空間秩序モデル

本研究では、これを三つの基礎領域から構成される集落域の空間秩序モデル（集落土地利用秩序モデル）として定義したい（図４－５－２）。

５．小活

中久保集落の空間構造は、「生態系や社会関係とも整合のとれた合理的な集落土地利用の空間構成」をもち、「地域主体の共同性と明快な対応関係」を特徴としていることが明らかになった。また、中久保集落の空間構造の考察から、集落域の空間秩序モデルを提示することができた。

ここで提示した概念モデルは、単なる伝統的空間秩序の静的なモデルではなく、集落空間の認識と集落空間の変容（発展）法則を理解するうえで、有効な認識手段、説明手段となる動的な構造モデルある。この点については７章において論じる。

5章

土地の複合的性格からみた集落的土地利用

ー奥能登外浦・上大沢集落の研究ー

１節　集落土地利用の複合的性格と空間構成

１．緒言

１－１　本節の目的

本章は、奥能登外浦に立地する沿岸集落・上大沢集落を対象とする集落モノグラフィーである。[1] ここでは、集落域を構成する個々の土地利用の複合性・関係性に着目して、土地利用の実態と空間構成の仕組みを考察する。

尚、土地利用の複合性、関係性は、以下の意味で用いている。

① 集落域を構成する個々の土地利用は、複合的な役割を担って存在している。このような土地利用の性格を本稿では土地利用の複合性と呼ぶ。[2]

② 個々の土地は、それ自身で固有の利用目的をもって存在すると同時に、周辺の土地利用と関係づけられて存在している。このような土地利用の性格を土地利用の関係性と呼ぶ。

１－２　研究の意義と課題

はじめに、生活空間研究として農山漁村集落に着目する研究の意義と従来の農村土地利用研究の問題点について簡単に述べ、用語の確認をしておく。

（１）研究の着眼点

農山漁村地域において人間は、一定の土地（集落空間）に定住し、限られた土地資源の包括的な活用によって、その生存と生活を支えてきた。このような農山漁村地域の最も基礎的な生活空間の単位が集落空間である。

集落空間は、住民の主体的・歴史的な空間への働き掛けによって形成されたものであり、実現されている土地利用には、地域住民を主体とした生活環境形成の論理が刻み込まれている。その論理を解き明かすことに、生活空間としての集落に着目する意義があると筆者は考える。[3]

（２）集落土地利用計画の現状と既往研究の問題点

集落域を構成する個々の土地利用を包括的に捉える土地利用計画は、計画理論・計画法制のなかで明確に規定されておらず、宅地部分は、法定土地利用計画から除外された白地地区とされているのが現状である。また、従来の土地利用計画の法体系・制度においては、農業振興計画、森林計画など個別土地利用計画の単なる集積が一定地域の土地利用基本計画とされ、集落域レベルの土

地利用計画は未確立の段階にあるといえる。

1987年に制定された集落地域整備法によって集落を単位とする土地利用計画の法的基盤が与えられた。しかし、その適応地域は、都市計画区域に含まれる農業振興区域に限られており、適応地域の拡大と集落土地利用計画の理念や計画手法の検討が今日的な研究課題となっている。特に集落土地利用の特性や空間構成の仕組みを明らかにすることは計画学の基礎研究として重要な意義をもっているにもかかわらず、研究の蓄積は十分ではない。

これまでの農村地域を対象とする土地利用計画では、農地の計画的宅地化や土地利用規制による農地保全など、都市化に伴うスプロール対策、土地利用調整といった当面する問題の解決に重点がおかれてきた。[4)]そして、研究・計画の対象も、事業区域に対応する一定区域の土地利用に限定され、集落域全体を包括的に捉える視点を欠く場合が多かった。その結果、事業・計画区域と既存集落の関係や周辺土地利用への配慮を欠く計画が策定される結果となっている。

農山漁村地域を対象とする土地利用計画研究の課題として、筆者は以下の２点を特に強調したい。

① 集落土地利用を捉える包括的視点の欠落

農山漁村地域を対象とする従来の土地利用計画研究は、住宅や地域施設を主とする宅地部分を建築学が、農地に関しては農業経済学・農業土木学が個別に研究をすすめており、住居から集落域に至る集落土地利用を包括的に捉え、集落域を生活空間の基礎的な単位空間として認識する視点が希薄であった。

② 集落空間計画の原論的研究の立ち後れ

従来の農村土地利用・空間研究では、都市化に伴うスプロール対策、土地利用調整問題に重点がおかれ、集落域全体の空間構成原理の解明という集落空間計画の原論的な研究の蓄積が不十分であった。[5)]

（３）包括的な集落空間としての集落域

集落空間という用語を用いる場合、必ずしも農地や山林を含まずに、住居の集合する区域（宅地部分＝集落宅地）、もしくは住居集合区域・居住域とその周辺を集落空間とする場合が多い。建築学では、住宅や施設等の建築物、その集合形態に関心が深いことから、農地や山林を含む集落の領域すべてを集落空間として捉える視点が希薄であり、集落空間の概念規定が曖昧であった。特に、漁村集落研究では、集落背後の土地利用をも含んだ集落空間の認識はこれまで一般的ではなかった。

先にも述べたように、土地資源の包括的な活用によって生活と生存を支え

てきた農山漁村の集落を対象とする生活空間研究では、住居の集合する区域のみを取り扱うのでは不十分である。筆者は、住居群周辺（集落宅地）を狭義の集落空間（集落レベル）、集落域によって把握される集落に属する土地すべてを含む空間のまとまりを広義の集落空間（集落域レベル）として把握する必要があると考えている。

本研究では、「集落域」を、住居、共同施設、道等の宅地、農地、山林、海浜、河川等を含む集落に属する土地・空間の領域で、社会組織であるムラに対応する一定の地域空間のまとまりと定義する。これは農業センサスにおける集落界にほぼ一致する区域である。

２．調査及び対象地域の概要

２－１　対象地域の選定理由

今回の研究では、奥能登外浦に位置する輪島市、珠洲市の中から、海に面して立地する全沿岸集落を現地踏査し、調査・研究対象として輪島市上大沢集落を選定した。対象集落の主な選定理由は、以下の３点である。

① 内発的論理の存在

自然・環境条件が厳しく、土地・環境資源の乏しい地域では、自治的に住民の生存と生活を確保・発展させ集落社会を維持するための条件として、環境条件の克服と土地・環境資源の有効な活用が必要不可欠である。

そこで実現されてきた土地利用には、住民が主体的・歴史的に蓄積してきた土地・環境資源の活用と生活環境形成の論理が内在していると考えた。

② 詳細な調査が可能

集落社会が維持されており、外部からの開発圧力の少ない集落では、土地利用が安定していると共に、伝統的な生活空間の組み立ての観察が容易である。また、土地利用の仕組みや空間構成の仕組みの基本原則を把握することが容易であると考えた。

③ 社会・空間構造の明快さ

小規模の安定した集落では、集落社会の基本単位である「ムラ」と生活空間の基本単位である「集落空間」の対応の抽出が容易であり、詳細な集落調査が可能である。

２－２　調査概要

主な調査内容は、土地利用及び集落空間の図面作成、現況サーヴェイ、土地利用の歴史的変遷についてのヒアリング、家族形態・生業形態・集落の社会組織・集落行事のヒアリング、部落行事日誌・西保村誌等の文献資料の収集などである。その他、家別・字別土地所有の把握、地域住民による土地に対する呼称（生活地名）の採取も行った。

特に土地利用については、生活・生産活動における季節毎の多様な利用行為の掌握、土地利用の複合的な機能・役割の把握、利用と管理の関係の把握に留意した。

尚、上大沢集落では、1983年から1991年６月にかけて５回の現地調査を行ない、土地所有関連資料は、輪島市役所にて入手した。

２－３　上大沢集落の概要

上大沢集落は、輪島市の西端（市街地から 15 km、車で約 50 分）、奥能登外浦の西保海岸に面する半農半漁の沿岸集落である。当集落の形成時期は定かではないが、『輪島市史』・『西保村誌』によると中世以前に形成された自然村と考えられる。上大沢集落は、明治22年の町村制施行までは独立した行政村で、その後、西保村に編入され、現在は輪島市に属している。

図５－１－１は、奥能登沿岸集落の農家率・漁家率の対応と上大沢集落の位置を示したものである。上大沢集落は、農家率、漁家率共に高く、海浜（漁業）、農地（農業）を生産基盤とした集落であることがわかる。

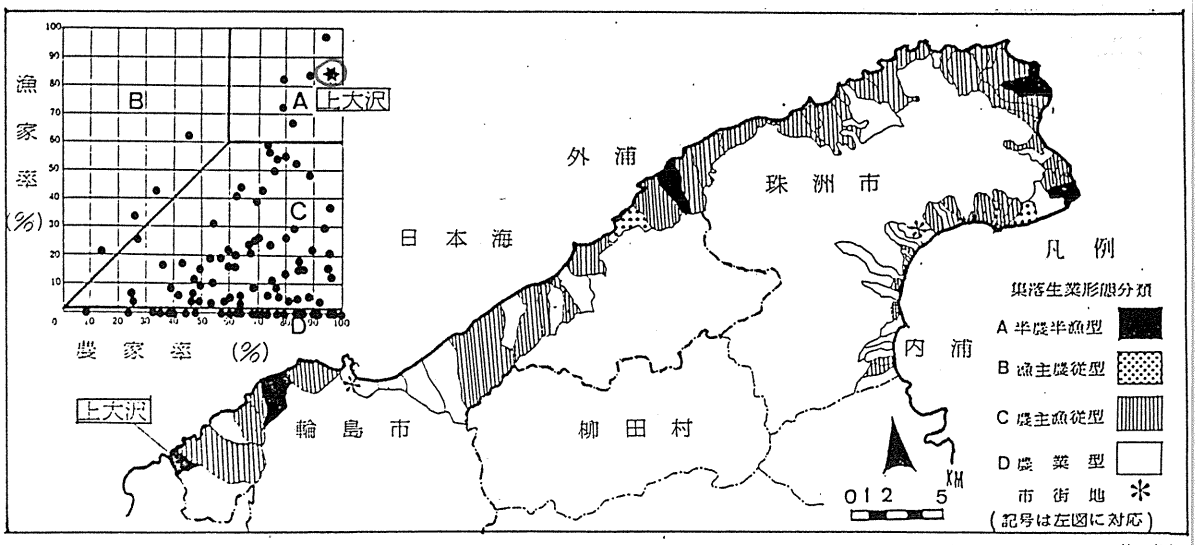

（1980年世界農林業センサス、集落カードより作成）

図５－１－１　奥能登沿岸集落の類型と調査対象集落の位置

写真　間垣の景観

奥能登外浦一帯では、冬期の風波が厳しく、上大沢集落でも、防風が環境条件克服の重要な課題となっている。さらに、この地域の山林の多くは、地すべり地帯でもある。

上大沢集落では、海から吹きつける北西の季節風や押し寄せる高波から集落を保護するために、間垣（まがき）を集落の周囲にめぐらせて、風情ある集落景観を形成している。かつて奥能登外浦一帯に分布していた間垣は、戦後減少し、上大沢で維持されている間垣は、近年観光資源としても注目されている。

２－４　集落社会の特徴と生業形態

この集落では、明治以降、分家が認められず、現在まで 20 戸が維持されており、安定した集落社会が形成されている。この点にこの集落の特徴の一つがある。

表５－１－１に示される生業形態をみると、各戸とも農業を中心としながらも漁業・林業にも携わっていることがわかる。また、大部分の家が農地－山林－舟をセットで所有している。

土地所有状況をみると、ほとんどの家が、水田、畑、山林のいずれをも所有してるものの、土地所有には明快な階層性が認められ、この点に当集落の社会的特質をみいだすことができる。（土地所有の分析は別稿で詳述する。）

次に（一次産業以外の）就業状況をみてみると、近郊の輪島、門前に通勤するもの、出稼ぎ・輪島塗りの内職をするものが多く、ほとんどの家が第二種兼

表５－１－１　上大沢集落における家族形態と生業

(1983 年現在)

No	家族形態 ( )内年齢、下段：生業				生業形態	就労状況							生産手段の所有状況			
	世帯員数	世帯主の年齢 職業	世帯主の妻 職業	同居者の後継者 有無 職業	主な生業	農業	漁業	林業	通勤兼業	出かせぎ	内職	民宿	田	畑	山林	舟
1	5	(57) 漁、出	(47) 民、農	有 学生	農業	＊	＊	－	－	＊		＊	D	D	－	＊
2	3	(59) 農漁、出	(55) 内、農	無	農主漁従	＊	＊	＊	－	＊	＊	－	B	B	A	＊
3	4	(51) 森林組合	(49) 通勤、農	無	兼業主農従	＊	＊	＊	＊	－	－	－	C	C	C	＊
4	8	(59) 農、出	(52) 内、農	有 通勤	農業	＊	＊	＊	＊	＊	＊	－	B	B	A	＊
5	7	(59) 農、民	(53) 農、民	有 大工	農業	＊	＊	＊	＊	－	－	＊	C	C	D	＊
6	3	(75) 農	(68) 農	－ 在輪島	農業	＊	＊	＊	－	－	－	－	B	B	B	＊
7	5	(49) 農漁、出	(45) 内、農	有 通勤	半農半漁	＊	＊	＊	＊	＊	＊	－	C	C	D	＊
8	5	(45) 船員	(46) 内、農	有 通勤	農業	＊	＊	＊	＊	＊	＊	－	A	B	A	＊
9	3	(59) 農漁	(57) 農漁	有 通勤	農主漁従	＊	＊	＊	＊	－	－	－	A	B	A	＊
10	3	(49) 農漁、出	(47) 内、農	無	農業	＊	＊	－	－	＊	＊	－	C	C	－	＊
11	4	(57) 漁、出	(51) 農	有 学生	農主漁従	＊	＊	＊	＊	＊	－	－	B	B	B	＊
12	2	(43) 農	(-) 農	無	農業	＊	＊	＊	－	－	－	－	A	B	A	＊
13	8	(43) 農漁、出	(41) 通勤	有 学生	農主漁従	＊	＊	＊	＊	＊	－	－	C	B	D	＊
14	4	(50) 森林組合	(43) 森林組合	無	農業	＊	＊	－	＊	－	－	＊	C	C	D	＊
15	5	(47) 農漁、出	(46) 内、農	無	農主漁従	＊	＊	＊	－	＊	＊	－	C	B	B	＊
16	3	(52) 農漁、出	(46) 内、農	無	半農半漁	＊	＊	－	－	＊	＊	－	B	C	B	＊
17	3	(60) 通勤、農	(57) 内、農	無	農業	＊	＊	＊	＊	－	＊	－	B	C	C	＊
18	2	(56) 大工、農	(51) 内、農	無	農業	＊	－	＊	＊	－	＊	－	C	C	B	－
19	6	(33) 通勤	(29) 通勤	有	半農半漁	＊	＊	＊	＊	－	－	－	C	B	B	＊
20	3	(49) 農	(48) 農	有 通勤	兼業主農従	＊	－	－	＊	－	－	－	D	C	D	－

備考）農は農業、漁は漁業、内は内職、出は出稼ぎの略
就労状況　　：＊は家族の中で就労しているものがいる、－いない
生産手段の所有：田・畑：A(1ha-)　B(0.5-1ha)　C(0.1-0.5ha)　D(-0.1ha)　－なし
山　林：A(3ha-)　B(1-3ha)　C(0.5-1ha)　D(-0.1ha)　－なし
舟　：＊印は所有を示す
出所）田・畑・山林の所有については土地課税台帳、家族構成は住民基本台帳、他はヒアリングより作成

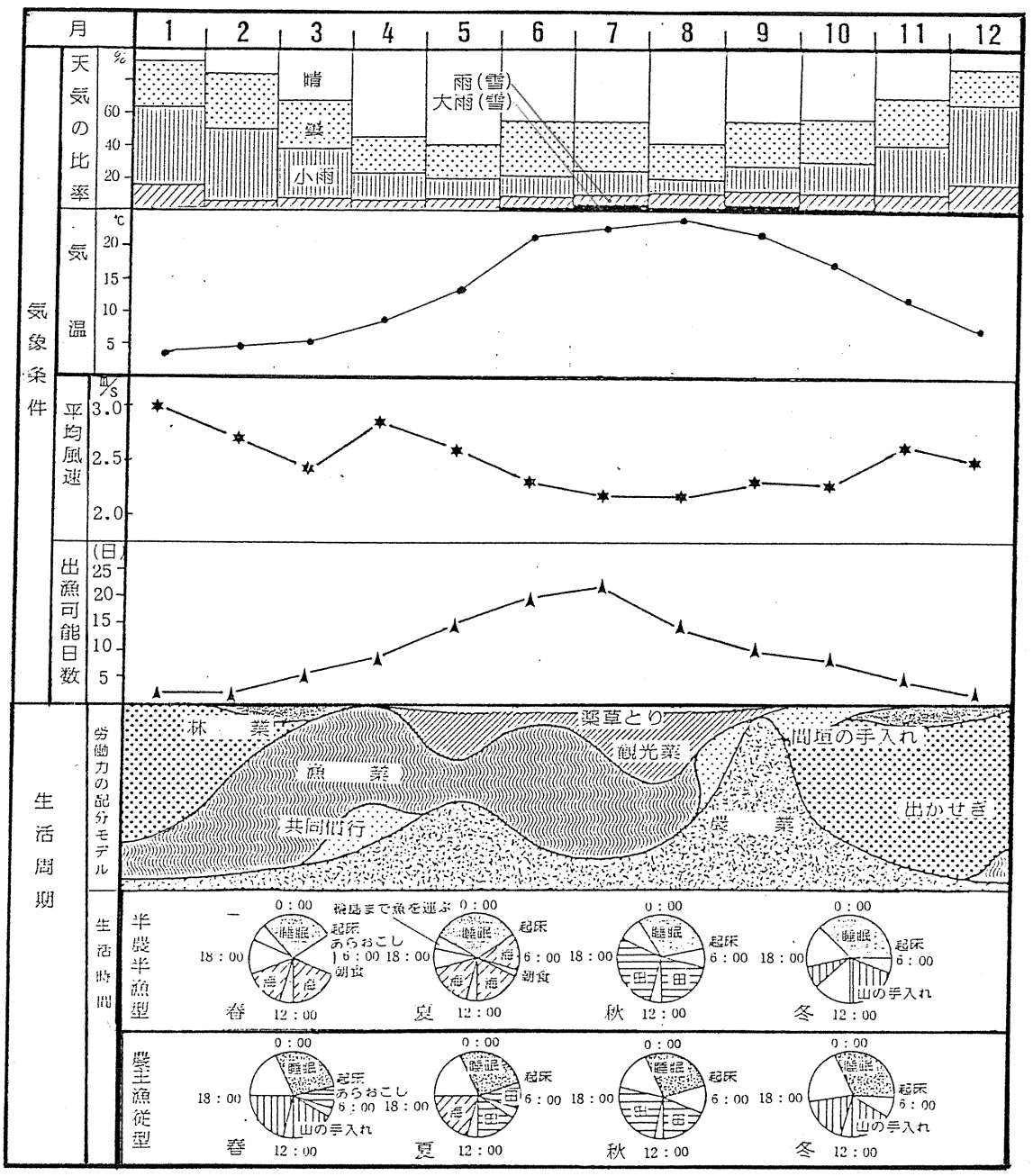

図５－１－２　生活周期と土地資源の周期的活用・労働力配分

兼業農家となっている。住民ヒアリングによれば、収入面では集落外での就労による収入が多いにもかかわらず、農繁期には農業を優先できる職種についており、一年を通じた生活リズムも、農林漁業によって規定されているという。

図５－１－２は、一年の生活周期を気候、土地資源の活用、労働、生活時間に着目して整理したものである。このように上大沢集落においては、農・漁業を基調に、林業・観光、地域外就労の総体によって生活（家計）が支えられ、独自の生活周期をもっている。また集落行事も年周期に組み込まれている。

表５－１－２　集落行事一覧　　（集落日誌より作成、現地にて採集）

昭和57年度行事日誌		寄合	信仰	環境
１月　１日	朝６時初詣・お宮（日吉神社）		○	
７日	初寄合　年中行事並びに各種団体役員の決定	○		
１４日	西保地区区長会　年中行事及び決算報告			
２６日	生産組合長会議			
２月　３日	市役所陳情　４名参加	○		
	キャンプ場の水道の件、上大沢橋欄干の件			
６日	お祭	○	○	
	婦人自衛隊を中心に消化訓練、市より防火キャンペーン映画			
	その後、祭			
１３日	御講様：中村宅		○	
２０日	御講様：土肥宅		○	
２６日	西保地区区長会			
２８日	共同作業			○
	橋の材料きり、木の枝打ち：１９名（男１２、女９）			
２９日	共同作業			○
	木の枝打ち：各戸１名１９名			
３月　１日	共同作業			○
	輪島まで橋の材料を取りにいく。橋工事の大工さんの受入れ			
８日	西保地区区長会			
	農協役員選出・・決定翌日			
９日	同上			
１２日	春祭：神主さん呼ぶ		○	
１３日	共同作業			○
	枝打ち：２０名参加			
１４日	共同作業			○
	枝打ち：２０名参加			
１９日	橋の欄干かけ、水道の屋根掛け			
４月　４日	祭		○	
	神社の鳥居の改修の件		○	
５月	特別の行事なし			
６月	特別の行事なし			
７月　５日	市道の整備			○
１６日	西保地区区長会			
１８日	鳥居の地祭り		○	
２２日	西保地区プール竣工式			
２６日	区長会			
２７日	共済組合研修会			
８月１８日	鳥居の完成祝い		○	
１９日	夏祭		○	
３０日	西保地区区長会			
９月１２日	共同作業：女男総出			○
	農道・道つくり			
１０月　３日	お祭り		○	
１１月１２日	こまいぬの地祭：こまいぬが寄進される		○	
２１日	お宮の間垣づくり			○
	ミズガシリまでいって岩のうえの水の具合いをみる			
２３日	お祭り		○	
１２月　６日	西保地区区長会　決算報告			
１２日	西保地区区長会　決算承認			
	決算役員会	○		
	決算総会	○		

３．集落域レベルの土地利用と空間構成

３－１　集落域レベルの空間構成

集落は、背後の山地から流れ出す男女滝川の河口に海に面して立地し、西側の山に寄り添うような形で密集した集村を形成している。集落域の総面積は、約 70 ha、その約 65 % は山林、約 30 % は農地（水田 14.7%，畑 14.8 % ）である。

集落域における土地利用とその空間構成を示したものが、図５－１－３、図５－１－４である。

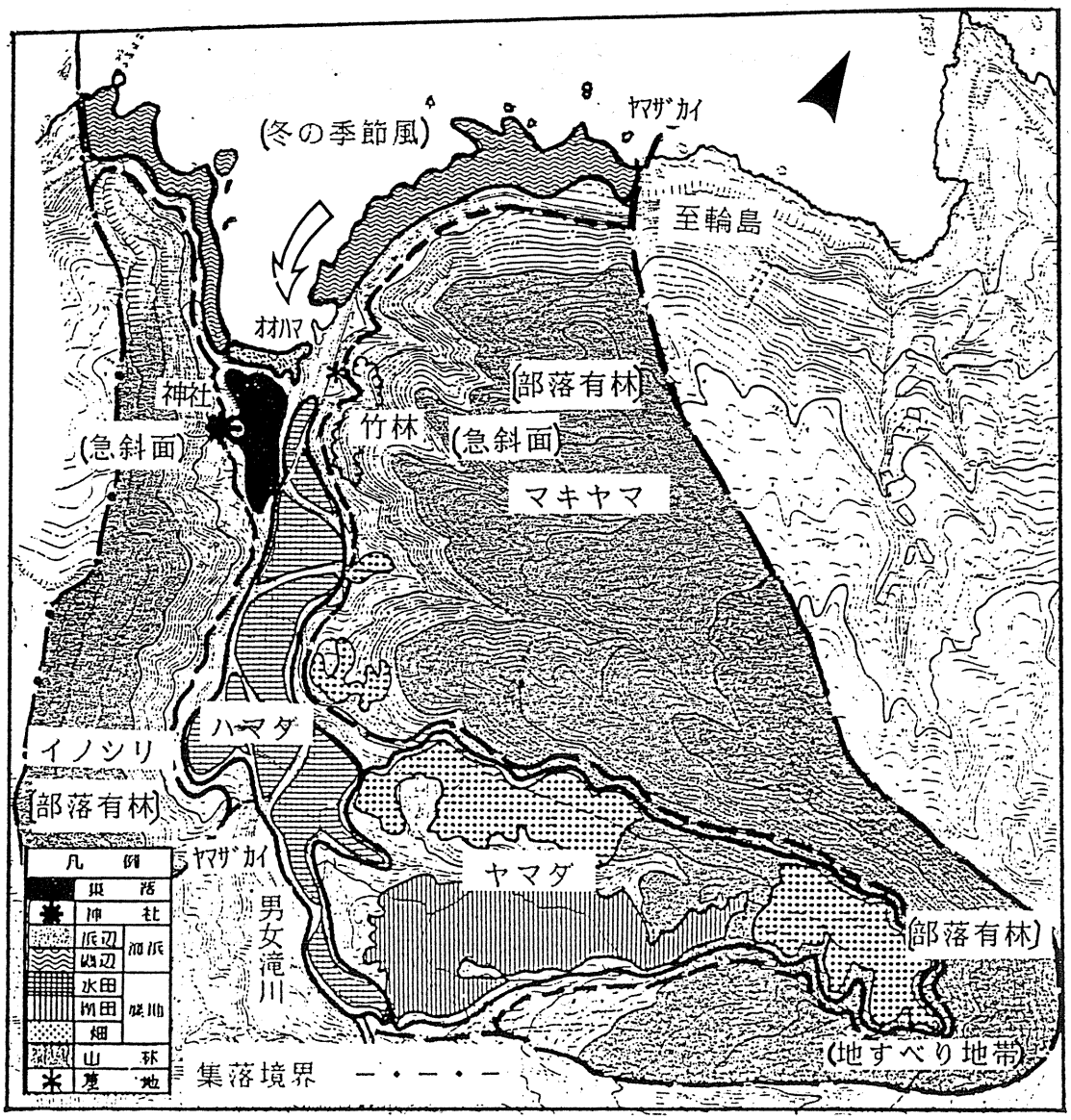

図５－１－３　集落域の土地利用（1983年）

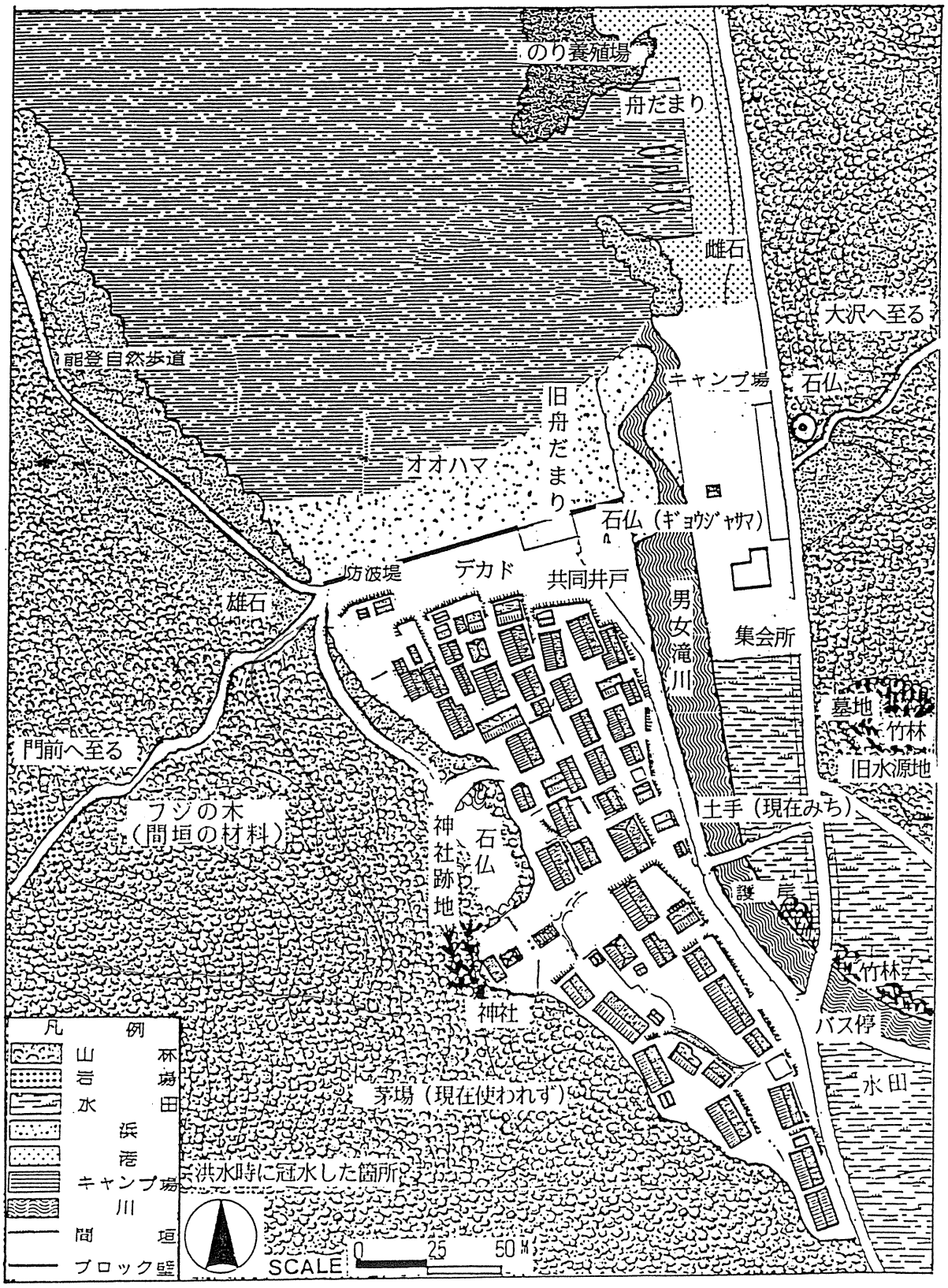

図５－１－４　集落周辺の土地利用（1983年）

集落域は、間垣に囲まれた集落、砂浜・磯辺・舟だまりからなる海浜、その間に「デカド」と呼ばれる空地、集落後背地の川沿いに開かれた水田、集落域南部の斜面に山の頂きまで開かれた棚田、及び集落の東西両側の山林により構成されている。また、隣接集落との境界には、ヤマザカイと呼ばれる祠がまつられた地点があり、集落の範域（＝集落域）が確認できる。

日本海からの強風と地すべり地帯という厳しい環境条件をもつ当集落では、山林・竹林・水田などが、防風、大地保全、土砂流出防止、水源涵養などの役割を果たしている。そして、複合的な役割を担う土地利用の適切な配置によって、集落の安全性が確保され、住民の生活と生産活動が守られている。

土地は、地形条件・環境条件と緻密に対応した利用がなされており、それぞれの立地（配置）には厳しい自然条件を克服し、住民の生活環境を保全する仕組みが内在している。以下では、土地利用の複合性と関係性に着目して、土地の利用実態を紹介する。

３－２　土地利用の複合性と関係性

（１）山林の複合的利用実態

山林は、昭和４５年頃までは、木材の切り出しが行われ、それ以前には薪炭林でもあった。また、化学肥料が一般化する以前には、農地に入れる肥料の供給源としても重要な役割を担っていた。しかし、現在は、分収造林による植林地となっているが、収入をえる経済基盤とはなっていない。山林の利用は低下しているが、集落域の約65％を占めており、現在でも生活と結び付いた利用や手入れが行われている。

地すべりをおこしやすく、集落や農地、道路などに被害を及ぼしそうな斜面には、意識的に竹や木々が植えられている。特に地盤保持、土砂流出防止機能の高い竹林は、河岸や水取り場、主要生産路の際に植えられ、災害の発生を防止し、環境を保全している。また、集落の西側の山林には、部落有地が多く立地し、茅場や間垣の竹を結わえる藤のつるの採取場、まきや木材の生産空間となっている。晩秋から初冬にかけて各戸は、間垣の手入れを行うために山に入る。その際、土砂崩れなどの危険性があれば随時集落の共同作業（仲間しごと）としてその修復を行うようになっている。

このように山林の利用と住民の生活の間には、山林が住民の生活を支え、住民の山林利用が山林を管理・保全するという「利用と保全の一体的関係」がみられる。

山林の外縁部分には、部落有林が立地している。共同施設や道路・橋の建設など、集落として巨額の出費を必要とする時には部落有林から切り出した木

材が財源にあてられる。また、戦中、戦後には山林の一部の耕作可能地は農地として開墾され、作物の供出や自家食糧の補填がなされた。このような山林のなかの畑は「マキバタ」と呼ばれている。集落内で農地をあまり所有しないものの自家菜園が部落有地の一部に立地する場合もある。

このような部落有地の存在は、土地をあまり所有しないものの自家消費を保障することによって集落を構成する家の没落を防ぐと共に、緊急時の予備地、共有財産として機能し、集落社会を維持・調整する役割を果している。

（２）農地の複合的利用実態

上大沢において、農地は、主要な生産基盤である。集落後背地の平坦部の水田はハマダと呼ばれ、集落南部の山頂まで開かれた農地はヤマダと呼ばれている。

集落後背地の水田（ハマダ）は、川筋に沿って開かれており、洪水時には水害の影響を受けやすく、海からの突風も厳しい。ハマダは１反当たり収量が７－８俵と生産性も高く、以前は苗代もここにつくられていた。ヒアリングによると、集落周辺のハマダは、利用度が高く、住民から「最も大切な田んぼ」として認識されている。また、洪水時には水田が遊水地として機能し、集落へは水害が及ばないという。

集落周辺のハマダ地区には、水取り場や墓地が立地する他、防風用に築かれた土手、竹林などが立地し、近年、キャンプ場に隣接する場所に集会所が建設された。河川の改修以前には、浜風から水田や日常の通行を守ると共に集落に水害が及ばないように三箇所に土手が築かれていた。また、川岸には竹が植えられ、水田を浜風から守ると共に間垣の主要な材料となっていた。

このように、ハマダ地区は、主要な生産空間であると同時に集落を水害から守ったり、間垣の竹の供給、墓地・水取り場なども立地する日常生活活動の場であり、集落との結び付きが強い。ハマダ地区は、手間のかかる作物や自家消費野菜などの生産空間（畑、育苗用ハウス）、生産を補完するための施設、大切な水田が立地しており、水田は時には洪水から集落をまもる役割も担う。このように、ハマダ地区の土地利用には、集落とむすびついた一体的な関係をみることができる。

ヤマダは、主要な生産基盤であり、山の頂まで延びている。乏しい平坦地しか持たない当集落では、台風によってハマダの作物が全滅することも希ではない。そのことからも、開発可能な山を切り開いて農地を確保する必要から棚田が発展した。棚田は日照条件の良い集落域南部の斜面に開かれており、北側の山林の存在によってヤマダは浜風からまもられている。

ヤマダはハマダに比べ、日照条件や水はけが良く、風も弱く雪解けも早い

いう利点を有している。一般に斜面の開発は、土砂流出、地すべり、洪水などの災害の危険性が増す。地すべり地帯という地形条件から、その農地開発は小規模で地形に対応した開発がなされており、独特の農地景観を形成している。

（３）海浜空間の複合的利用実態

間垣をくぐり、集落から浜辺に出る間には、「デカド」（写真参照）と呼ばれる空地がある。デカドは集落の前庭のように配置されており、海浜と集落を結ぶ結節空間としての役割を果たしている。上大沢集落では、「デカドに出てみよう。」が朝のあいさつになっており、毎日、朝夕一度づつデカドに出て海をみることが習慣となっている。

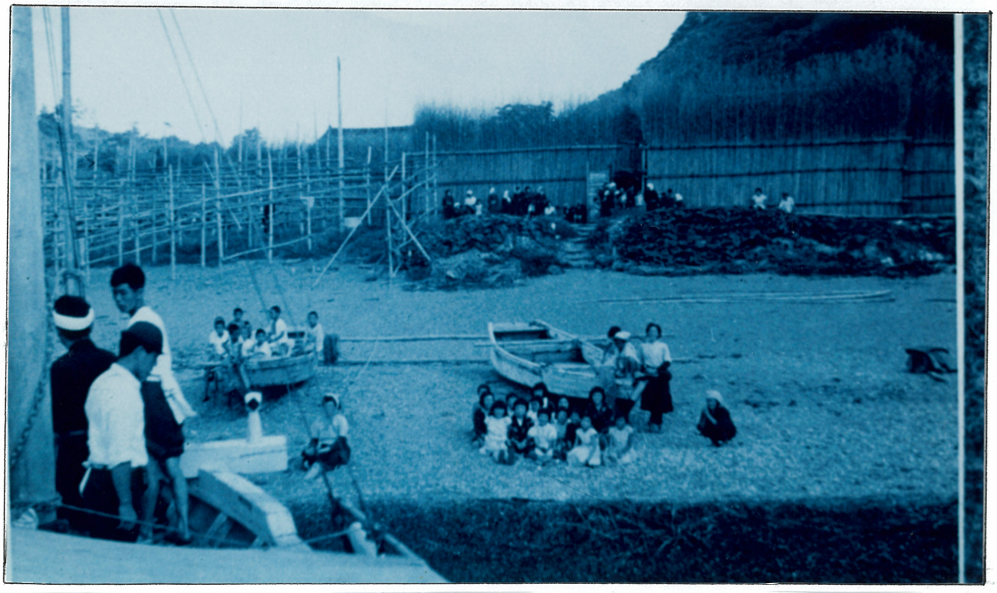

写真　デカドとオオハマ（上段は1988年、下段は1955年頃）

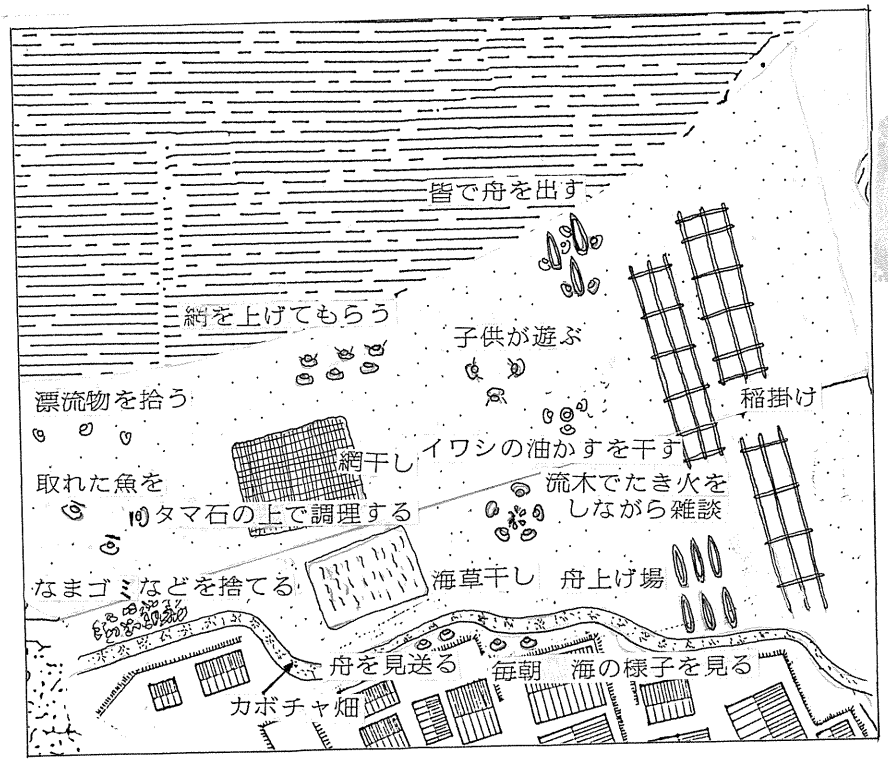

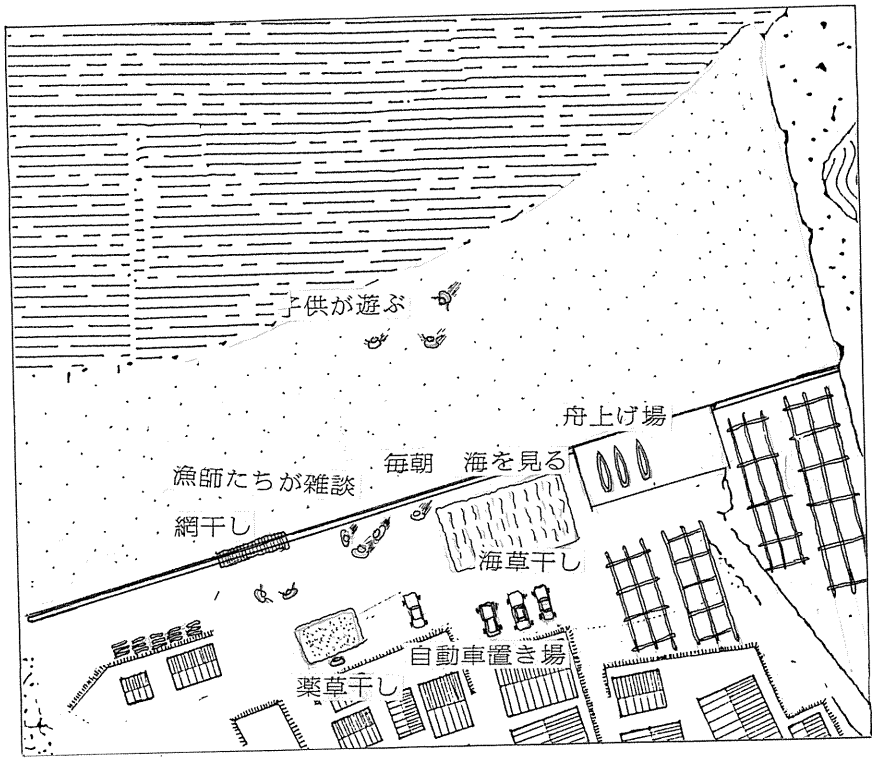

図５－１－５　デカド・オオハマの複合的利用状況
（1965年頃と1983年の比較）

海と天候の状態から海に出るか否かを決め、その日の作業予定を各自決定する。デカドに集まった人たちが協同で作業をする場合、その打ち合わせもその場で行われる。このようにデカドは、集落のコミュニケーションの場としても重要な役割を果たしている。デカドは個人的に占有してはならないが、だれもが作業空間として利用でき、漁業や農業のための補完的作業空間ともなっている。

デカドから続く砂浜は、沖からの漁獲物を荷揚げして仕分け作業を行う生産空間である。さらに家庭からでたゴミを燃やす場所、子供の遊び場、海水浴場ともなっている。昭和40年以前、陸上交通が発展するまで、主な交通手段は舟であり、当時の浜は、荷置場や交通の拠点としても栄えていた。

砂浜から続く磯辺は、岩のりやわかめ・てんぐさ・えごなどの海草類の採取場であり、婦人がその仕事を担っている。海草類の採取は集落の住民であれば誰でも自由に行なえるが、その収穫期間は集落で厳密に決められている。また、海草の採取場所は、各人独自の場所が慣習的に決まっているという。

上大沢の海は、マグチとよばれる内海から外洋へと広がる。マグチは、カミウミのジョロウジマとオクウミのミズガシリと呼ばれる磯辺を結んだ線の内側で、住民からは集落の内と外を意識させる境界である。

このことは、８月に行われるムシマツリの風習によって確認できる。ムシマツリは虫送りとも呼ばれる行事で、集落総出で田の虫を追い払う行事である。たいまつを掲げた住民の行列は、南は集落境界のヤマザカイまで行進し、オオハマまで戻ってくる。そこで、稲藁でつくった舟に火をつけて、海に流す。この舟が、マグチまで火を消さずに進んだ年は豊作であるという言伝えがある。

上大沢集落の人々の心の中には、「海は宝」という言葉がたえずあるという。上大沢集落では、漁業が主な収入源というわけではない。「海は宝」は、何か事があった場合、海に頼れば生きていけるという意識を表わした言葉で、海が生存を支える精神的なよりどころであることを示している。このことは、海に対する信仰行事（海の神の祭り、寄り神信仰など）が多いことでもわかる。

マグチと呼ばれる内海は、カミウミとオクウミに分かれ、それぞれの起点にはメイシ、オイシとよばれる大きな石がある。この石にはそれぞれ神様が宿るという言伝えがあり、デカドにはギョウジャサマと呼ばれる石碑がある。海浜空間は、デカドより砂浜（オオハマ）に続き、複合的な利用がなされている。さらに磯辺より海に向かって生産空間としての海浜空間が広がっている。このような信仰スポットから内側は生活活動の濃密な領域であり、集落より遠ざかるに従って、順次、生活の場ら生産の場へと段階的に構成され、集落住民の精神的支えとなっている海へと広がっている。

３－３　集落域における土地利用の関係性

集落域の空間構成は、住居、間垣に囲まれた集落を中心に、陸域方向では、ハマダ、その外縁のヤマダ、さらに山林が配置され、海域方向ではデカド、オオハマ、磯辺、マグチと呼ばれる内海から外海へと広がっている。個々の土地利用は、それ自体固有の利用目的をもち、一定の土地利用形態として存在しているが、隣接する土地利用とも機能的に結び付いて存在している。さらに集落住民の生活活動・生産活動と結び付いている。土地と人間の相互の関係を土地の利用と保全という側面に着目して整理したものが、図５－１－６である。

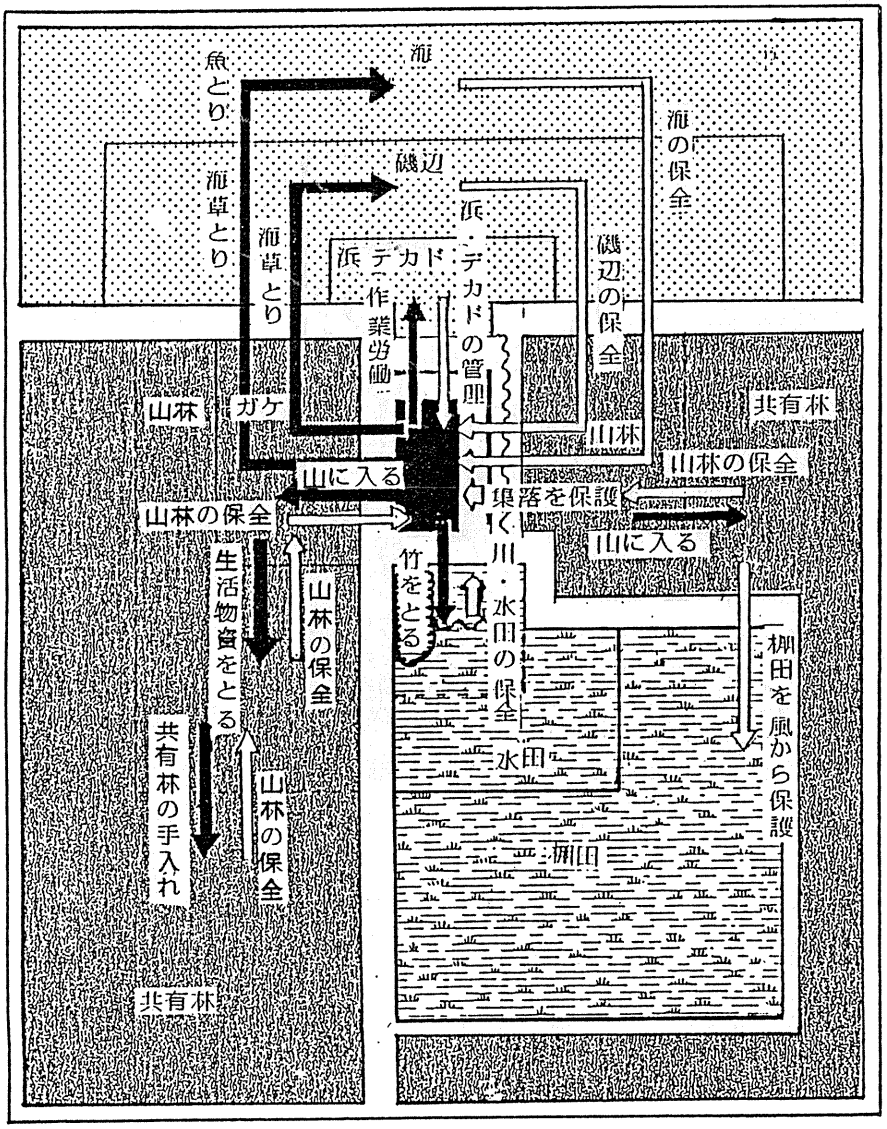

図５－１－６　土地の利用と保全、土地利用の相互関係

図中の白い矢印は、土地の保全、黒い矢印は土地の利用を示している。土砂崩れをはじめとする災害の発生を防止したり、強風による弊害を克服する仕組みが、上大沢集落では、土地利用の配置（空間構成）や土地の保全的利用となって生活の中に組み込まれているのである。

土地の利用を集落域の土地利用の配置には、順次、外縁の山林が隣接するヤマダ（南部の農地）を、集落周辺の農地（ハマダ）・山林が集落を保全するという土地と土地の保全関係が存在していることがわかる。このことは、個々の土地利用は、単独ではなく、周辺の土地利用と相互に機能的な関係を有して存在し、生活上合理的な集落域の空間構成をつくりだしていることを示している。

また、土地は、個人の利用行為や集落としての共同管理によって保全されている。これをモデル図に示したのが図５－１－７である。

このように、集落域を構成する個々の土地利用は、土地の利用と保全の関係、土地利用相互の関係によって結びついた、生活上合理的な空間構成を獲得しているのである。

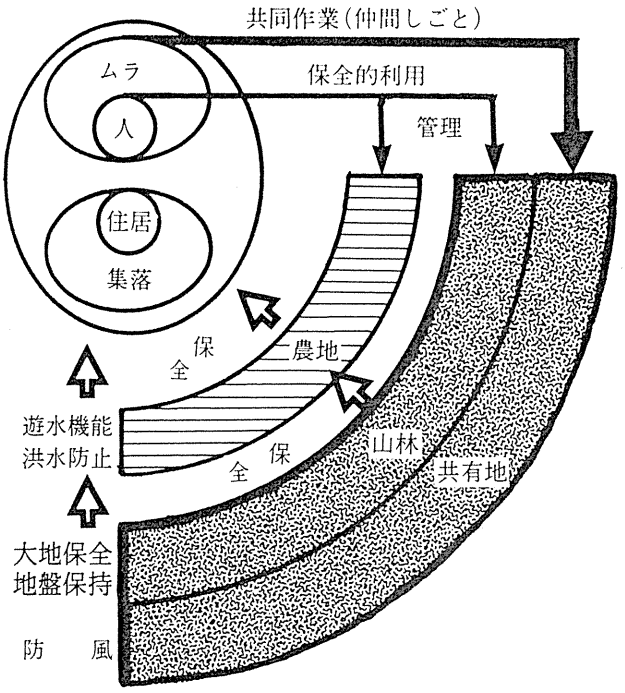

図５－１－７　空間関係モデル（土地と土地、土地と人の関係）

４．集落レベルの空間構成と住居配置

上記のような空間構成の仕組みは、間垣に囲まれた集落内部の空間構成にもみられる。以下では、集落レベルの建物配置、空間構成の仕組みについて考察する。

４－１　間垣による景観形成と環境保全（写真参照）

北西の季節風は雪や海鳴りを伴って集落に吹きつける。間垣は高さ３メートル位の竹垣で、集落を囲い風雪から集落を保護している。夏には間垣の竹が間引かれ、心地好い風が集落に入り込む。「間垣はいいがや、夏は涼しいし冬はぬくい。」、上大沢集落の人々は口をそろえていう。

風雪の厳しい冬期の間でも間垣に囲まれた集落内部は、自由に各戸間の往来ができるようになっている。間垣は、各戸が個別に所有・管理しており、それらが連なって集落を取り囲んでいる。個人の間垣が集合することによって風情ある集落景観が形成されているのである。間垣の材料は川筋の竹林の竹が、竹を束ねるつるは集落西側の山林の藤のつるが利用されて、間垣は、稲刈りが終わった後、冬が来る前に各戸が責任をもって整備される。最近は、間垣の材料の確保が困難になってきており、輪島市から一部補助を受けている。

間垣の整備を土地の利用と保全に着目すると、間垣そのものの保全・管理の他に、材料の竹やつるを取るとために山や川岸に人が立ち入ることによって、山林や河岸の点検が行われ、それらが保全される結果となっている。このように間垣の役割は、防風の他、山林や河岸の保全にまで及んでいる。

写真　間垣に囲まれた集落内部

４－２　集落内部の空間構成と住居配置

図５－１－８は、集落内部の建物配置を示したものである。冬期の厳しい風波に対する配慮は、間垣に囲まれた集落内部の建物配置にもみいだせる。

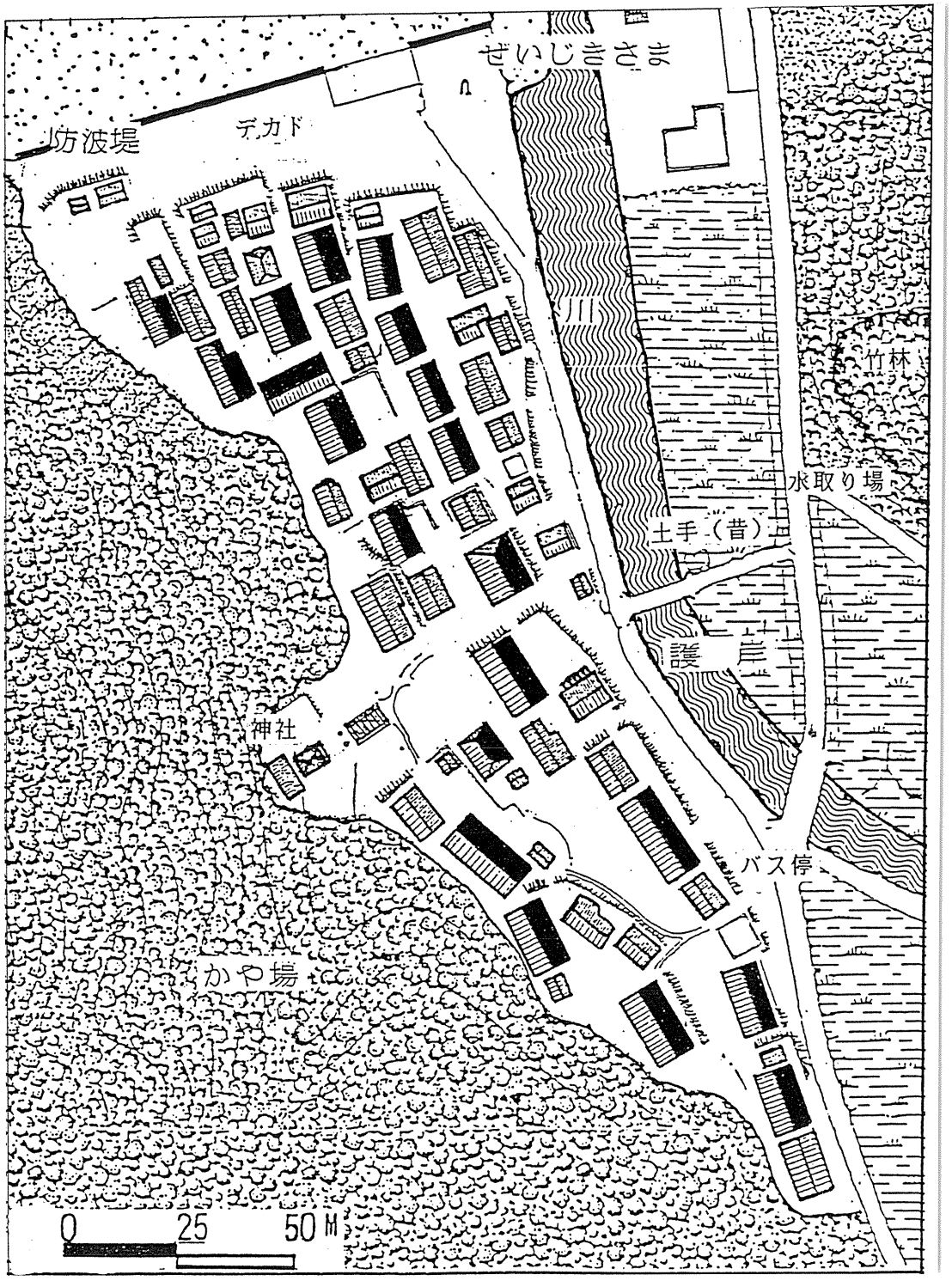

図５－１－８　集落内部の建物配置

間垣に囲まれた集落内部では、住居（主屋）を取り囲むように納屋・蔵の付属棟群が列状に配置され、さらにその外周の間垣によって、主屋は、海からの風雪から二重に保護されている。図５－１－９は、付属棟群による主屋の保全状況を示したものである。

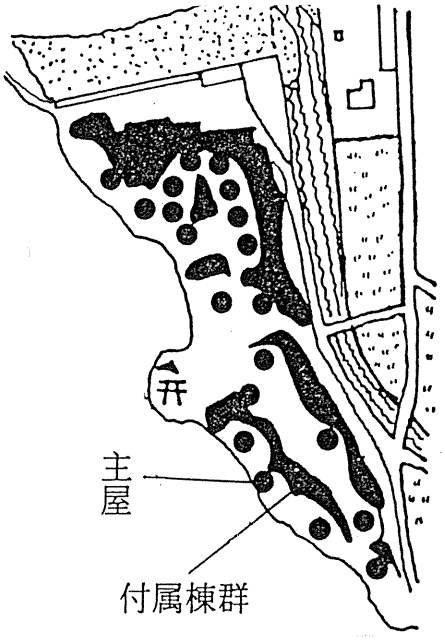

図5-1-9 付属棟群と主屋の配置関係
（付属棟群の防風壁）

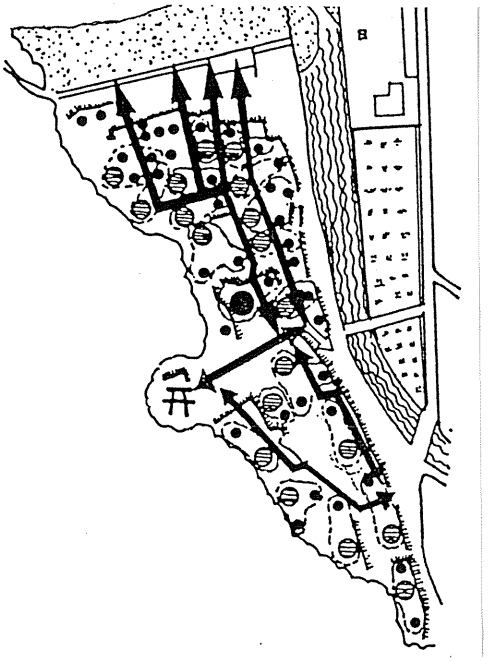

図5-1-10 集落空間の骨格と
海へのアプローチ

当集落の生活は海との関係が深く、各戸の前庭は、海への通路・交通空間、作業空間や貴重なオープンスペースとなっている。前庭での作業は、隣人の海へのアプローチの妨げにならないよう配慮されており、その整備・管理は各戸が責任をもって行っている。このような性格を持った前庭が、連続することによって、各戸の海へのアプローチが確保され、海に向かって整序された建物の配置形態をつくりだしている。図５－１－１０は、前庭が連なって形成された海への道が集落空間の骨格となっていることを示している。

図５－１－１１は、主屋、前庭、付属棟、間垣をセットにもつ住居単位の空間構成の仕組みのモデル図である。この図は、主屋を強風から保護する付属棟、間垣の空間構成の仕組み、複合的に利用される前庭が連続して集落空間の骨格が形成されていることを示している。

このように、集落内部の空間構成にも、先にみた集落域の土地利用の空間構成にみた、空間（土地利用）の関係性と複合性の論理が貫かれていることがわかる。

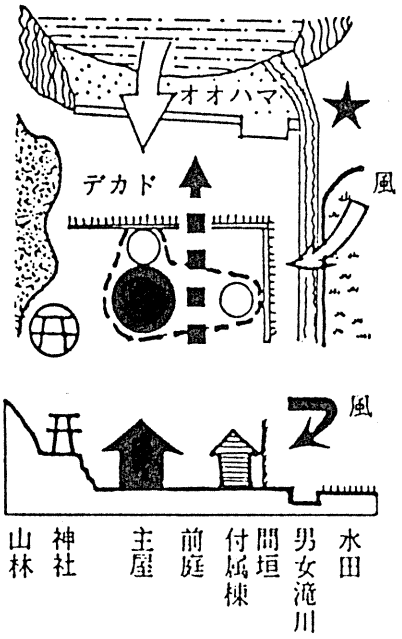

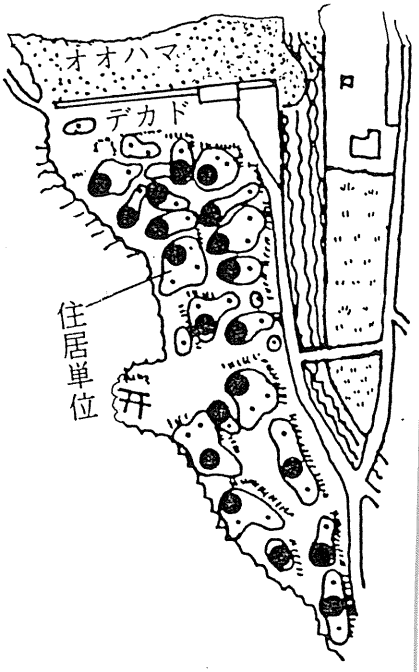

図5-1-11 住居単位と空間構成の仕組み　図5-1-12 集落空間の基本単位

－住居単位

４－３　住居－屋敷群－集落の単位性と包摂関係

集落レベルの空間構成は、個々の主屋と付属棟、その間にある前庭が空間形成の基本単位（住居単位）となり、前庭で住居単位が連なることによって屋敷群が形成されている。さらに屋敷群は集落のほぼ中ほどに位置する神社・旧家を取り囲むように構成されている。

以下では、住居から屋敷群、集落に至る集落空間（狭義）の組立ての仕組みを確認する。

（１）住居単位（図５－１－１１、図５－１－１２参照）

集落空間の最も基本的な構成単位は、住居である。

住居は、［主屋－前庭－付属棟－間垣］によって構成され、間垣が付属棟・主屋を、さらに付属棟群が主屋を保護している。また、作業空間は、前庭に面している。

（２）近隣・屋敷群単位（図５－１－１３）

住居単位は、それぞれの前庭を媒介に集合し、屋敷群を形成している。これらの屋敷群は、集落の中央に位置する旧家を除いて、近隣社会の単位（組）と対応している。

２０戸からなる上大沢集落は、５戸を単位とする４つの組（班）に分かれている。この組は、日常の近隣組織、集落役員の選出の単位であるほか、かつ

ては講の単位としても機能していた。（現在は集落全体で行われる。）またこの組が２つ集まって、海よりの１０戸、その奥の１０戸がカミデ、シモデと呼ばれている。ヒアリングによると、この１０戸単位の区分には、特に対応した機能がないということだった。さらに集落は、西の山裾に立地するタカと平坦部のタイラに分かれる。それぞれの組は、カミデノタカ、カミデノタイラ、シノデノタカ、シモデノタイラと呼ばれている。

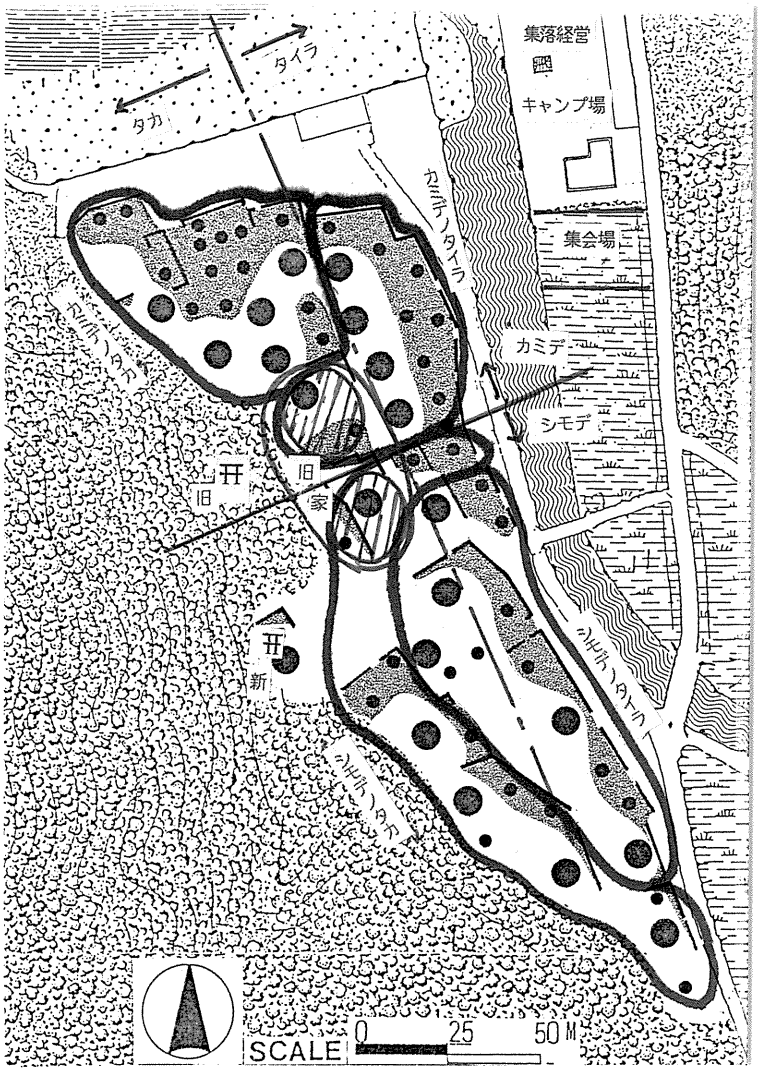

図 5-1-13　近隣集団・屋敷群の構成

これらの近隣集団と住居単位の集合形態の対応をみると、図に示すように、旧家を中心に屋敷群が形成されていることがわかる。

海に面するシモデノタカは、主屋とデカド・間垣の間に付属棟群が塊状に立地し、主屋は前庭でループ状に連なっている。敷地が狭く＜主屋－前庭－付属棟＞の基本的な住居単位を実現することが困難な場合は、付属棟が主屋から離れて他の付属棟群に隣接して配置される。その結果、集落内部の過密を緩和すると共に、付属棟群を強固にし、各主屋が一層強固に保護されることになっている。

カミデノタイラは、旧家を除き、住居単位が列状に並び、＜主屋群－庭道－付属棟群－間垣＞の構成を持つ。付属棟群、間垣が集落北東の外縁部に帯状に配置されることになり各主屋は風雪から保護される。住居の前庭（庭道）は、海への最短のアプローチを確保すると共に屋敷群の配置形態を規定し、集落空間の骨格を形成する軸線にもなっている。

シモデの近隣集団も、集落中央に位置する旧家に連なるように住居単位が集合している。シモデは、地形条件から住居、付属棟が縦に連なる構成となっている。

（３）集落単位

狭義の集落空間（＝集落内部空間）は、神社、旧家を中心に、それに隣接して屋敷群が立地する構成となっている。また、各住居の前庭が庭道として海への空間軸を形成し集落空間を整序している。明治末期まで、神社は図５－１－１３に示すように、カミデとシモデの中間、旧家の西に立地していた。現在の神社はその南に隣接して建てられ、鳥居の向きも、海方向から集落方向に改めらてたということだった。

住居、屋敷群、集落は、それぞれ固有の空間構成をもつ単位空間であると同時に、住居は屋敷群、屋敷群は集落の構成要素となっている。そして個々の土地利用が互いに補完・依存することによって、厳しい環境条件の克服と生活・生産活動の利便性を確保しうる空間構成を獲得し、集落の内部空間は秩序づけられている。

このように集落の内部空間は、単位空間である住居、さらに屋敷群の集合として構成されている。

５．小活

ここでは、集落域を構成する個々の土地利用の複合性・関係性に着目して、土地利用の実態と空間構成の仕組みを考察した。その結果、以下の知見を得ることができた。

① 収入面では集落外での就労が中心であるにもかかわらず、いづれも農繁期には農業を優先できる職種についており、一年の生活リズムは農林漁業の一次産業によって規定されていること、

② 農・漁業を基調に、林業・観光、地域外就労の総体によって生活（家計）が支えられていること

③ 土地の利用と住民の生活の間には、山林が住民の生活を支え、住民の山林利用が山林を管理・保全するような「利用と保全の一体的関係」がみいだせること。

④ 集落域の土地利用の配置には、順次、外縁の山林が隣接する南部の農地を、集落周辺の農地・山林が集落を保全するという土地と土地の保

全関係が存在していること。

⑤ 個々の土地利用は、単独ではなく、周辺の土地利用と相互に機能的な関係を有して存在し、生活上合理的な集落域の空間構成をつくりだしていること。

⑥ 陸域方向の集落域は、日常生活の拠点となる集落を中心に、集落周辺に立地し、特に利用度が高く緻密に利用されている農地、生産活動の主要な基盤となっている農地、集落の共同的利用がなされ、一部自家菜園も立地する山林へと段階的に構成されている。また、海域方向も、陸域と同様に、日常生活が濃密に展開される空間から、生産空間へと段階的な空間構成となっている。

以上を総括すると、①集落域は、生活活動の濃密な空間から生産活動の濃密な空間へと段階的に構成されていること、②個々の土地利用が他の土地利用と機能的関係を有することによって、集落域全体として合理的な配置関係が獲得され、秩序づけられていることがわかった。

また、このような空間構成の仕組みは、間垣に囲まれた集落内部の空間構成にもみられる。間垣の整備を土地の利用と保全に着目すると、間垣そのものの保全・管理の他に、材料の竹やつるを取るとために山や川岸に人が立ち入ることによって、山林や河岸の点検が行われ、それらが保全される結果となっている。このように間垣の役割は、防風の他、山林や河岸の保全にまで及んでいる。集落内部の土地利用にも複合性と関係性が確認できる。

上大沢集落における土地利用の特徴および空間構成の仕組み（論理）を要約すると以下のように整理できる。

① 集落域の土地利用は、個々の土地利用が複合的な役割を担うと共に、他の土地利用や地域住民の生活・生産　活動と不可分な関係によって相互に結びついていること。

② 住居・集落から集落域に至る集落空間は土地利用相互の結び付きによって秩序づけられていること。

③ 集落レベルの空間構成は、主屋ー前庭（庭道）ー付属棟からなる住居単位が、集合することによって海への軸線と屋敷群が形成され、さらに神社、旧家を中心に屋敷群が集合することによって集落が形成されていること。

④ 住居、屋敷群、集落は、それぞれ固有の空間構成をもつ単位空間であると同時に、住居は屋敷群、屋敷群は集落の構成要素となっている。

すなわち、集落は、単位空間である住居、さらに屋敷群の集合体として構成されており、住居・屋敷群・集落へと段階的に広がる単位性を有した空間の包摂関係を有しているといえる。

⑤ 住居・集落から集落域に至る集落空間は、集落を中心に海域方向と陸域方向の２つの方向性をもつこと、

⑥ 集落と周辺土地利用が一体的な関係をもった生活活動の濃密な領域から、生産基盤となる領域、さらに集落の縁辺部に立地する保全と調整を担う領域によって段階的に構成されていること。

（空間構成の方向性と段階性）

本稿の知見から、計画対象となる限定された集落域の一部の土地を対象とするのではなく、住居から集落域に至る土地利用を包括的に捉えること、個々の土地利用の複合的役割や周辺土地利用との関係に対しても十分注意を払うことの必要性の２点を特に強調したい。

次節では、ここで抽出された集落域における土地利用の空間構成と土地所有、土地意識の対応を明らかにする。

【注　釈】

１）重村力、山崎寿一：「中久保集落における共同性の展開過程－共同性の空間構造」（日本建築学会計画系論文報告集、243号、1991-6）において、モノグラフィー的研究の意義、着眼点について論じている。ここでは、実在する集落空間から得られるモデルは、包括的で総合的な単位としての性格をもつという認識のもとで、モデル性をかねそなえた集落のモノグラフィーとしての研究の必要性を指摘している。本研究も上記の問題意識に立脚した研究である。また集落モノグラフィー研究の意義については序章、４章１節においても述べているので参照。

２）集落空間は、日常の生活・生産活動の機能空間・物的空間であると同時に、生産関係・社会関係が空間に投影した社会空間や、民衆の信仰や地域社会の共同性を空間に投影した意識空間としての側面をも有しており、集落空間は、物的空間－社会空間－意識空間の三つの位相空間の統一体として認識することが必要であると筆者は考える。集落域の空間概念については、１章２節参照。

このような生活空間の認識論は、1970年に重村力によって示された物的空間、心的空間、生活行動的空間の３つの位相空間（「見える領域、見えない領域」『建築』、1970）、環境心理学者のデビッドカンターの「THE PSYCHOLOGY OF PLACE」（1977）（邦訳「場所の心理学」昭和57年、彰国社）において展開された行動、物理的属性、概念の関連によって場所が生まれるという視覚的モデルが先駆的である。別稿では、社会空間を把握する一つの指標として土地所有、意識空間を把握する一つの指標として土地の呼称（生活地名）に着目し、本稿で明らかにした集落域の空間構成との対応を考察する。

３）このような視点にたった研究には、離島を対象とした白砂剛二の三位一体型土地利用の研究、一連の伝統的空間利用の研究がある（白砂剛二『住の思想』農山漁村文化協会、昭和52年）。ここでは、都市化批判の立場から、伝統的土地利用の合理性に学ぶことの必要性が論じられている。この点については２章３節参照。

４）国土利用法によって都道府県レベルで土地利用基本計画が作成されているが、これは個別法による個別土地利用計画を重ね合わせたという性格のものである。また、農業振興地域整備計画や自治体の農業振興計画は、農村地域における基本的な地域計画である。しかし、前者は農振地域・農用地指定の見直し、後者は農業生産振興が中心であり、集落域全体を対象とした集落単位の土地利用計画はほとんどない。この点については３章参照。

５）農業経済学による土地分級の研究や、生態学・緑地学の自然立地的土地利用の研究は、それぞれ農業経済学・生態学的観点からの総合的な土地利用計画研究として近年一定の成果をあげている。例えば和田照男「現代農業と土地利用計画」（東京大学出版会）、井出久登・武内和彦「自然立地型土地利用計画」（東京大学出版会）。しかし、何れもマクロなスケールからの接近で、集落レベルに焦点をあわせた研究は立ち遅れている。

６）建築学分野では、荻原正三・東正則・岩田俊二・川島雅英らによる土地利用秩序、集落土地利用計画の研究があり近年一定の成果をあげているが、都市近郊農村を対象とした都市化に対する計画的対応を目的とするもので、集落域の土地利用を総合的に取り扱う視点が希薄である。

７）建築学の分野では、1960年代後半より地井昭夫らによって漁業集落の研究が行われ、近年三国政勝、斎藤輝二、宮崎隆昌らの研究成果が発表されている。

８）ここで取り上げた沿岸集落は、集落域の一部が海岸線に接する輪島市・珠洲市の全集落である。

２節　土地の利用・所有・意識からみた空間構造の整合性

１．緒言

集落空間および集落土地利用研究において、集落の土地をどう捉えるかは基本的な課題の一つである。ここでは、土地利用、土地所有、土地の呼称（生活地名：４章６節参照）に着目して、土地の３つの側面から、集落域の空間構造について考察する。

集落空間は、集落（居住地）と農地・山林等の土地利用が一体となり明確な境界を持った生活空間のまとまりを形成しており、農山漁村地域の最も基礎的な生活空間の単位となっている。また、集落空間（土地利用）は、日常の生活・生産活動の機能空間・物的空間であると同時に、生産関係・社会関係が空間に投影した社会空間や、民衆の信仰や地域社会の共同性を空間に投影した意識空間としての側面をも有しており、集落空間は、機能空間－社会空間－意識空間の三つの位相空間の統一体として認識することが必要であると考えられる。

ここでは、前節で明らかにした集落域を構成する個々の土地利用の配置関係・空間構成と、土地所有及び土地意識（生活地名）の空間配置との対応（整合）を考察し、土地利用、土地所有、土地意識（空間認識）の空間構成の整合性を検討する。

具体的には、以下の課題設定のもとに考察を進める。

① 地域住民が日常的に用いる生活地名に着目し、集落域の土地意識・空間認識の組立てを明らかにする。
（生活地名にみる意識空間の組立の解明）

② 集落社会における社会関係の土地（空間）への投影の主要な要因の一つとして土地所有に着目し、土地所有の属地・属人的関係、土地所有と集落土地利用の空間構成の対応を明らかにする。
（土地所有にみる社会空間の組立の解明）

③ 土地利用の空間構成、生活地名の分布傾向、土地所有の空間構成の対応関係・整合性を検討する。さらに土地の利用・所有・意識に着目して社会・空間の統一体としての集落域の空間構造の概念を提示する。

２．生活地名にみる意識空間の構成

上大沢集落の集落域の土地空間には、約 100に及ぶ生活地名が刻まれており、地域住民相互の共通した空間認識の媒体となっている。

ここでは生活地名の分布状況及び生活地名と対応する土地の範域の大きさ（生活面積）を手掛かりに地域住民の意識空間の組み立てについて考察する。

図５－２－１は、上大沢集落域における生活地名の分布状況を示している。集落域を構成する海浜、農地、山林におけ生活地名の分布には、海浜が最も密で山林が疎に分布するという傾向がある。また、間垣の内部の（狭義の）集落空間は、家名や建物の名称がそのまま土地・空間の名称として用いられている。

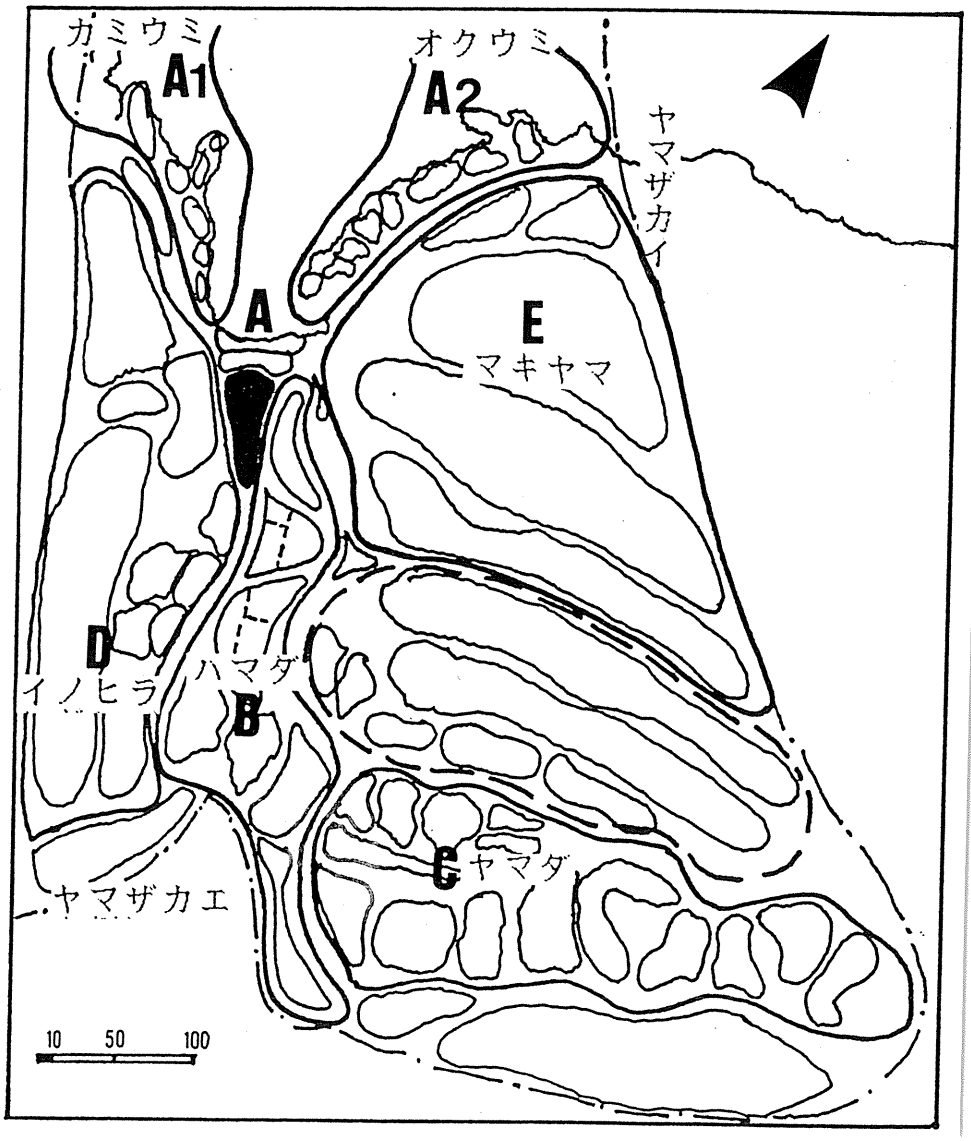

図５－２－１　上大沢集落における生活地名分布図

表５－２－１　上大沢集落における生活地名一覧

海　浜	農　地	山　林
A　（ハマ）	B－ハマダ	D－（西側）
1．デカド	1．シンピラキ	1．マキグチ
2．オオハマ	2．シュウドノイケ	2．イシガシノタカ
A1（カミウミ）	3．シバタ	3．クロカケ
1．オオイシノシタ	4．ガンダ	4．ニノヒラ
2．イワンサキ	5．ドウノワキ	5．ドウサニ
3．ナガラメバ	6．ムクロモッタ	6．ドウサニノタカ
4．カイトイワ	7．オソボチヤチ	7．ムクロモッタノヒラ
5．シタマツバ	8．ヤシキダ	8．オソボチヤチノヒラ
6．ウワマツバ	9．オソボチカワラ	9．イヌノヒラ
7．ジョロウジマ	10．ナカダ	10．シモギンジャラ
8．ソウトグリ	11．ハチジュウガリ	11．ヤマザカエ
9．ナカバシ	12．ウシャクチ	E－（東側）
10．コママワリ	C－ヤマダ	1．イヤガエ
11．シンベイウミ	1．ヨノウエ	2．ソロジノタキ
12．ミョウシバ	2．ヨコジ	3．ソロジ
13．ギョウブジマ	3．ヤスンバ	4．ヤナギシュウド
14．ヨコイシ	4．ナシキビラ	5．キョウサブロウバタケ
15．アソガシリ	5．ウリョンダイラ	6．カミノジャンギ
16．サバジマ	6．モモノキジャラ	7．ウリョンダイラ
17．ドヤガリ	7．カキノキジャラ	8．ウリョンダイラノヒラ
A2（オクウミ）	8．ドスガイワ	9．ヤスンバノヒラ
1．ムカイババ	9．キタテバ	10．ヤスンバ
2．ヒラトコ	10．カミ	11．ドウノワキ
3．ヒラトコザキ	11．キョウサイノハヤシ	12．ガンダビラ
4．ミズガシリ	12．ナカンツボ	13．ササズコ
5．タナゴバ	13．シタダイラ	14．フタワレ
6．ウシノセナカ	14．オバタケ	15．ウリョン
7．オオガエジリ	15．コグルマ	16．イワンタニ
8．オオナガテ	16．アブラデン	17．イワンタニノセナ
9．コグリ	17．アブラデンノタニ	18．イワンタニノシリ
10．ツツヒラドコ	18．タデケ	19．バツクロ
11．キドガシタ	19．コヅツミノタニ	20．ムカイヤマ
12．シリタレ	20．ハザマザ	21．マキヤマ
13．ナガイワ	21．キジガトリバ	

注）表中の記号は、図５－２－１に対応。聞き取りにより作成

海浜は、集落から続くデカド、オオハマを経て西方のカミウミ、東方のオクウミへと広がっている。カミウミ、オクウミは、岩場とその近海を示しており、それらの内部は、岩場の形状や生産条件に対応してさらに緻密な地名の分布がみられる。

集落後背地から川沿いの平坦地に広がる農地はハマダ、集落南東部の斜面に開かれた農地はヤマダと呼ばれている。農地に対する生活地名は、地形的なまとまりや水利・土壌などの生産条件との対応が明快であり、特にヤマダの地名の分布は、微地形との対応が明快である。また、ハマダのなかでも集落に隣接する周辺農地の生活地名は、ナカガンダ、ガンダジリなど、さらに分割される傾向にあり、利用の緻密さと対応している。また、ハマダとヤマダの間にはヤスンバとよばれる地名があり、現在でも農作業の帰りに一旦休憩をとる場所となっている。（ヤスンバには、終戦直後まで大きな石がおかれていた。）

山林の小地名には、農地などの隣接地名との対応関係で名付けられたものと、山林の位置や利用状況に対応して名付けられているものの二系統が存在している。上大沢集落では、傾斜地をヒラと呼ぶことから前者は、○○ノヒラとよばれることが多い。後者には、カミヤマやマキヤマがあり、共有地が多く立地している。マキを農林業の共同作業や同族を示す言葉として使用する地域があることが報告されており、土地の共有的性格と生活地名の語源は対応していることも考えられる。

また、上大沢集落ではヤマという場合ヤマダを指し、山林のことをハヤシという。

一方、隣接集落との境界には、ヤマザカイと呼ばれる地点があり、石仏が祭られている。また、日常生活空間（後述：主要生活域）の外縁にあたるオオハマと岩場の中間には、カミウミ方面に雌石（メイシ）、オクウミ方面に雄石（オイシ）とよばれる信仰地点（大きな石）があり、集落がはじめてみえる位置には、ヤスンバなどのランドマークを示す地点や石仏や老木が立地している。

このように集落域における空間構成の結節点には、信仰空間やランドマークの意味をもつ生活地名がつけられている。

上大沢集落では、集落域の小地名のなかで方向を示すカミの地名が、海浜とヤマダの外延の二地点に存在している。このことから、上大沢集落域の空間認識は、集落を起点に海浜方向、陸域方向の二つの方向性をもって広がっていることがわかる。

海浜方向では、集落から岩場、海に至るにつれ生産条件との対応関係が強まる傾向があり、陸域方向では集落からハマダ、ヤマダ、マキヤマに至るにつれ、固有的地名、生産的・地形的地名へと小地名の性格が移行すると共に地名

面積（生活地名で認識される土地の範囲）も大きくなるという傾向がある。

以上より、生活地名を媒介とした集落域の空間認識の構成は、先に示した集落土地利用の段階的な空間構成とも対応していることがわかる。

３．土地所有にみる社会空間の構成

表５－２－２は、家別の土地所有状況を示したものである。上大沢集落の土地所有傾向の特徴は、はっきりとした土地所有の階層性の存在と共有地の占める割合の高さに見いだせる。

表５－２－２　家別土地所有状況

家	宅　地	田	畑	ため池	山　林	原野他
1	896	10239	6805	－	47972	1741
2	370	10692	7114	131	43131	2307
3	544	6702	6390	－	37662	1494
4	542	10073	6750	－	31552	2259
5	407	9053	5844	320	31332	1244
6	383	6467	9418	－	28065	1320
7		5648	8188	－	27473	1701
8	270	8197	3913	341	20744	1397
9		3958	7672	208	17393	782
10	373	3751	4407	－	15144	830
11	318	2951	3398	－	11839	1936
12	688	4459	5700	－	10606	511
13	305	5526	2647	－	5744	704
14	493	2655	2702	－	4869	989
15		3978	5514	280	3039	989
16	780	2181	4675	－	1409	771
17		1851	4183	－	1339	709
18	391	435	2137	－	396	－
19	172	2620	2533	－	－	342
20	182	32	578	－	－	49
平均	445	5075	5038	64	16987	1108
共有	758	1783	3231	221	116759	7470

単位（㎡）　1983年現在

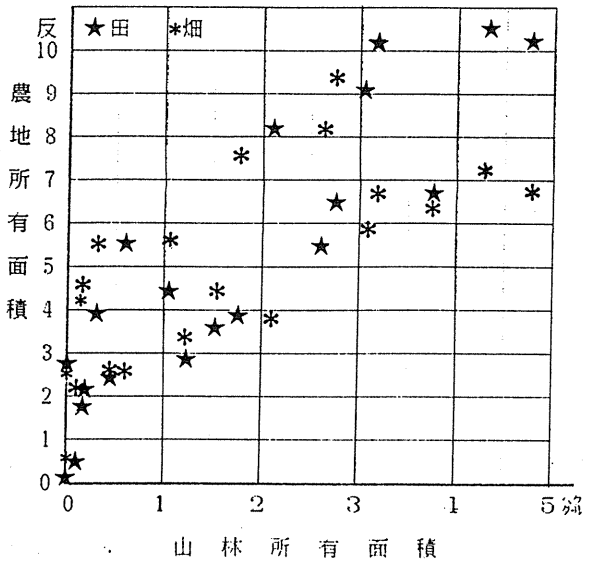

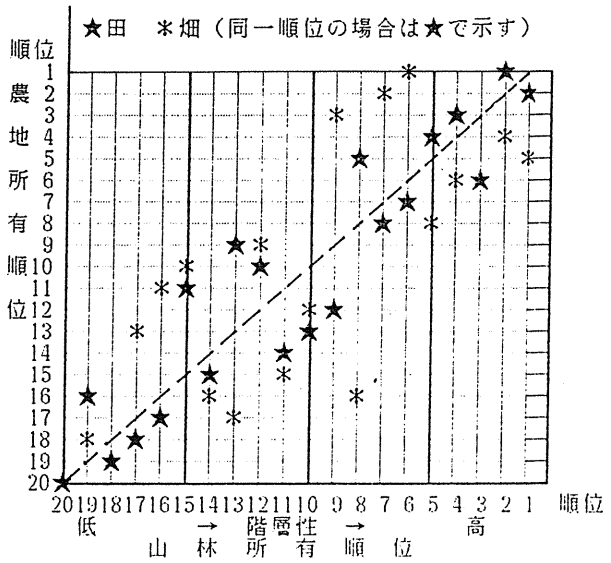

図５－２－２　土地所有の階層性（１）図５－２－３　土地所有の階層性（２）

図５－２－２、図５－２－３に示すように集落社会の階層性は、山林の所有傾向に最も投影され、田の所有傾向も山林所有の階層性に相関している。それに対して畑の所有傾向は、山林や田と同様の階層性がみいだせるものの、その格差は比較的小さい。

表５－２－３は、土地（山林）所有の階層性と地区（字）の対応を示している。上大沢集落を構成する２０戸を山林所有の階層性に着目して４つの階層に分類してみる

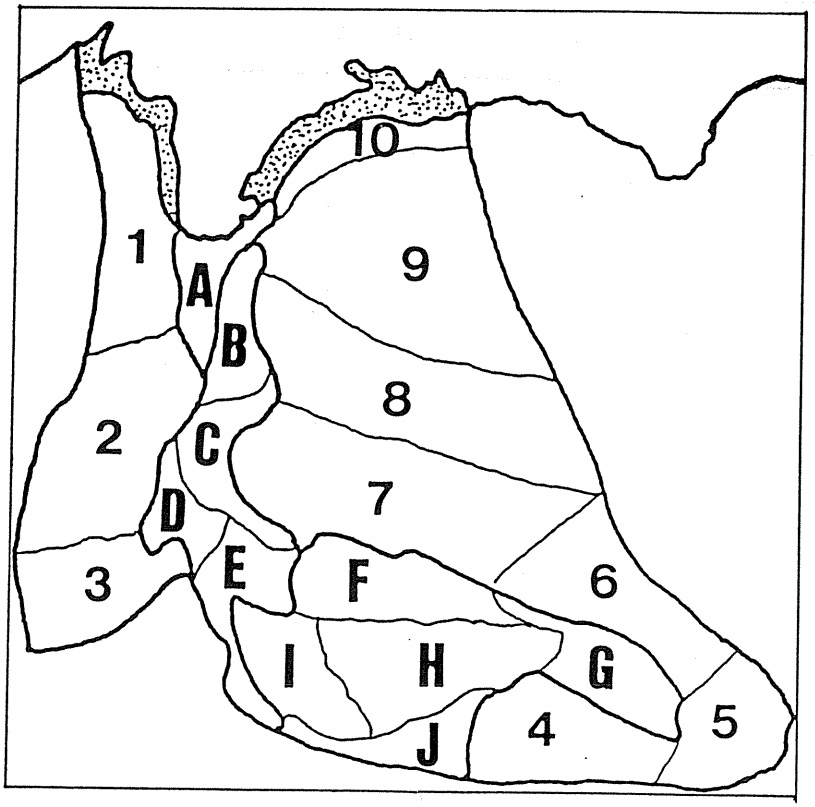

図５－２－４　地区区分図（字界図）

表５－２－３　土地（山林）所有の階層性と地区（字）の対応

土地所有の階層性 ＼ 土地利用		農地			山林	
	地区区分	ハマダ ＡＢＣＤＥ	ヤマダ ＦＧＨＩＪ	マキヤマ ８９10	西側 １２３	東側 ４５６７８９10
（高い）	1	●●●●●	☆●★●	●●	△△＊	△△△△△
↑	2	●●●●●	●★　☆	●●	△△△	△△△＊△
Ａ	3	●●●●●	☆●★●●	●	△△	△△＊△△
	4	●●●●●	☆●★●	●●●	△△＊	△△△△
	5	●●●●●	☆●★●	●●	△△△	△△△＊△
	6	●●●★●	●☆●●	●	△△△	△△△＊△
	7	●●●★●	☆　●●●	●●	△△＊	△△△△△
Ｂ	8	●●●　●	●★●●	●●	△△△	△△＊△△
	9	●●●●★	☆●●●	●●	△△	△△△△＊
	10	●　●●●	●★　☆	●●	△△	△△△＊
	11	●★●●●	●●●☆	●●●	△△△	△△＊△△
	12	●★●●●	☆●●●	●	△△△	△△△＊△
Ｃ	13	●●●★●	●●　●☆		△△	＊△△△
	14	●●●●●	☆●　★		△＊	△△△△
	15	●　●●●	●●★●	●●		△　△　＊
	16	●★●　☆	●●●●	●●		△＊
	17	●★●●●	●☆　●	●●		△＊
Ｄ	18	●　●●★	●　　●	●☆		
↓	19	●　●●★	●●●●	●☆		
（低い）	20	☆★				
共有地	仲間地		●●●	●●	△	
	部落地	◇◇◇	●	●●●	△	△△　◎◎△

凡例：● 農地の所有を示す　★ 水田の最もまとまって存在する地区
△ 山林の所有を示す　☆ 畑の最もまとまって存在する地区
◎ 共有林と共有農地　＊ 所有山林の最もまとまって存在する地区
◇ その他の共有地
備考：輪島市土地課税台帳より作成

と、所有レベルの最も高いＡ層と最も低いＤ層では、地区別土地所有傾向に大きな相異がみられる。

Ａ層の土地所有は、集落域全域に及びその主要水田のすべてがヤマダ地区に存在しているのに対して、Ｄ層の主要水田のすべては集落周辺のハマダ地区に集中している。このことから、階層性が高くなるにしたがってハマダからヤマダ地区へ主要な生産基盤が移行する傾向があることがわかる。ハマダ地区には、高い階層のものも含めて全戸の水田が立地しており、ここでの土地所有傾向にははっきりした階層性が表われていない。それに対してヤマダ地区の土地所有傾向には階層性がはっきりと表われている。

一方、主要畑の地区別所有状況に着目した場合、最下層のＤ層を除く全戸の主要畑がＦ区を中心とするヤマダ地区に集中している。それに対してＤ層の

主要畑は、共有的性格の強いマキヤマ地区に立地している。このことは、自給用作物の栽培を主とする畑の所有面積の少ないものの生存と生活を一定のレベルで維持するために、本来共有地的性格を有していたマキヤマ地区の一部がD層の畑としての利用に供されたものと考えられる。

集落域の約 65 %は山林で、その4分の3は私有林である。私有林の所有傾向には最も階層性が表われており、また、その分布は3区、6区、7区を中心にヤマダ、ハマダ地区の主要な生産基盤となる地域を取り囲むようになっている。

集落域の約 20 %を占める共有地には、集落全戸が共有する部落有地と数戸が共有する仲間地の二種類がある。部落有地は、集落域の外縁部に位置しており、集落の西側の3区（イノヒラ）、東側の8区、9区、10区のマキヤマ地区に多い。数戸が共同で所有、利用する農地は、仲間田と呼ばれ、ヤマダ地区に多くマキヤマ地区にも存在している。

集落域の土地所有傾向を属人・属地の対応関係で捉えた場合、集落域は、集落を中心とした3つの性格の異なる領域によって構成されていると考えられる。すなわち、集落全戸が各自に宅地、農地を所有し、その生存と生活を支える領域（1：集落及びその周辺部、ハマダ地区）、主要な生産基盤となる農地が集約的に存在し、土地所有の階層性が明快な領域（2：ヤマダ地区、及びその周辺）、共有地が多く存在し、集落社会の存続を維持、補完する領域（3：マキヤマ地区、イノヒラ地区）、これら3つの領域が抽出できる。

ここで抽出した3つの領域は、先に示した集落土地利用の段階的な構成、生活地名分布を媒介とした意識空間の段階的な構成とも一致している。

また、土地利用の構成と土地所有の属地的関係との対応は、生産関係や社会関係が土地利用の空間構成と対応して展開していることを示している。

このように、土地の利用・所有・意識の3つの側面に着目すると、集落域は、機能空間、社会空間、意識空間の相互に整合した空間構造となっていることがわかる。

４．総括

前節の考察を踏まえて、集落域の空間構成と土地利用の複合的性格の特徴をまとめて、総括としたい。

４－１　集落土地利用の空間構成と三つの基礎領域

集落土地利用の空間構成は、土地所有や空間認識の空間構成とも整合性を獲得した三つの基礎領域、すなわち主生活域、主生産域、保全調整域によって段階的に構成されていることが明かとなった。

そして、集落域の空間構成は、陸域方向と海域方向の二つの方向性を有する概念モデルとして図５－２－５のように把握できる。ここに示した三つの基礎領域の性質は、以下のように整理し得る。

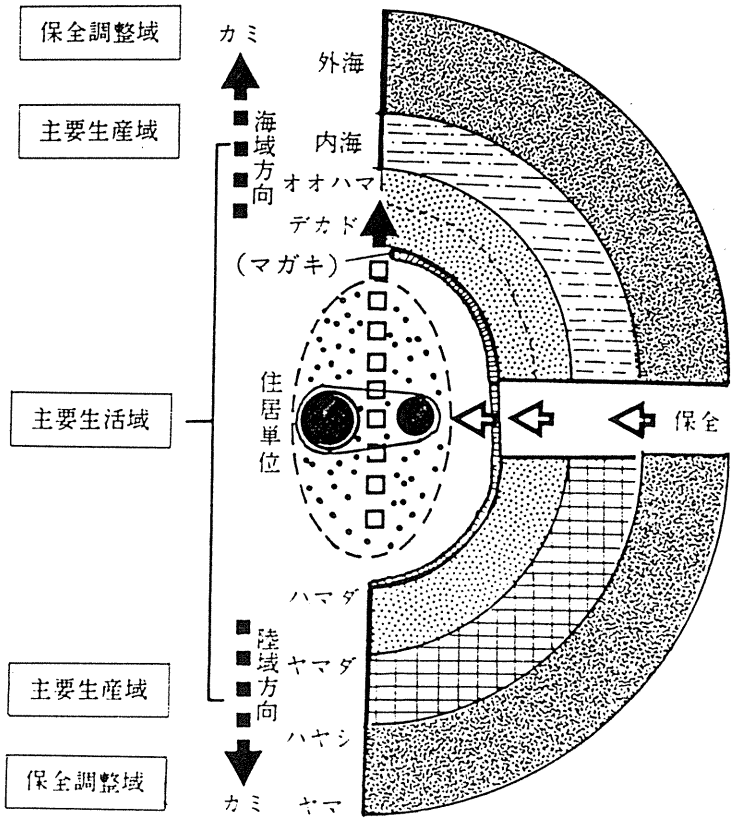

図５－２－５　上大沢集落における集落域の空間秩序
（集落土地利用秩序モデル）

① 主生活域

日常生活活動の拠点となる住居・集落を中心に、種々の生活施設や濃密な利用がなされ、集落環境の保全にも寄与する周辺農地を含む領域。

この領域には、手間のかかる作物や自家消費野菜などの生産空間（畑、育苗用ハウス）、生産を補完するための施設、集落を洪水からまもる水田などの生産空間も立地し、集落と隣接する土地利用が一体的な領域を形成している。

② 主生産域

主要な生産基盤である農地を中心とする領域。

集落社会の社会的性格（生産関係・社会関係の特質。上大沢集落の場合、土地所有の階層性）と最も対応する。

③ 保全調整域

主要生産基盤を保全する山林や下層住民の自給用菜園、共有地が存在し、集落社会の存続・保全に寄与する領域。

一般に土地の利用度は低い。

ここで明かとなった集落域の空間実体は、「集落域という一定の地域空間において土地と土地、土地と人間の生活・生産活動とが相互に機能的関係を有して形成される合理的な土地利用の空間配置であり、地形条件（生態系）や土地所有（社会関係）・空間認識とも整合した主生活域、主生産域、保全調整域の三つの基礎領域からなる空間構成」という集落域の空間秩序（集落土地利用秩序モデル）の概念として総括できる。

４－２　集落土地利用の複合的性格と空間構成の論理

さらに、上大沢集落における土地利用の複合的性格、空間構成の仕組みを整理したものを以下に示す。

① 集落域における土地利用の一体性

宅地、農地、山林、海浜など集落域を構成する個々の土地利用は、住居から集落域に至る集落空間を一体的に形成している。地域住民の生活周期は、土地資源の総合的・周期的利用と密接に関わっている。

② 土地利用の複合性

集落域を構成する個々の土地利用は、固有の利用目的を有すると

同時に集落の環境保全や生活環境形成にとって複合的な役割を担っている。

③　土地利用の関係性

（土地と土地、土地と人の関係による集落土地利用の秩序化）

土地の利用と保全には、土地相互間の機能的な関係と、土地を利用することが保全につながる土地の保全的利用によって人間と土地の相互依存関係が存在している。そして住居から集落域に至る集落空間は土地と土地、土地と人の関係によって秩序づけられている。

④　空間構成の段階性

集落と周辺土地利用が一体的な関係をもった生活活動の濃密な領域から、生産基盤となる領域、さらに集落の縁辺部に立地する保全と調整を担う領域によって段階的に構成されている。

⑤　空間構成の方向性

住居・集落から集落域に至る集落土地利用は、集落を中心に海域方向と陸域方向の２つの方向性をもっている。

⑥　集落レベルの空間構成

集落レベルの空間構成は、主屋－前庭（庭道）－付属棟からなる住居単位が、集合することによって海への軸線と屋敷群が形成され、さらに神社、旧家を中心に屋敷群が集合することによって集落が形成されている。

⑦　集落空間の構成要素の単位性と包摂性

住居、屋敷群、集落は、それぞれ固有の空間構成をもつ単位空間であると同時に、住居は屋敷群、屋敷群は集落の構成要素となっている。

すなわち、集落は、単位空間である住居、さらに屋敷群の集合体として構成されており、住居・屋敷群・集落へと段階的に広がる単位性を有した空間の包摂関係を有しているといえる。

⑧　土地の３つの側面からみた空間構成の整合性

集落空間の３つの領域は、土地の「利用（機能）」、「所有（社会）」、「地名（意識）」の分析結果とも一致することが明かとなった。このことは、ここで抽出された３つの領域が、単なる物的な空間構成の区分ではなく、社会空間や意識空間としての領域区分でもあることを示している。

さらに、このような「利用（機能）」、「所有（社会）」、「地名（意識）」面での空間構成の整合が、集落空間の構造を安定さ

せているものと考えられる。

４－３　まとめ

ここでは、集落域を構成する個々の土地利用の配置関係・空間構成と、土地所有及び土地意識（生活地名）の空間配置との対応（整合）を考察し、土地利用、土地所有、土地意識（空間認識）の３つの側面から集落域の空間構造を解明した。

これまでの考察から、集落土地利用の基本性質および空間構成の論理を要約すると以下のように整理できる。

① 宅地、農地、山林、海浜など集落域を構成する個々の土地利用は、相互に関係をもって構成され、住居から集落域に至る集落空間を形成していること。（集落土地利用の一体性）

② 集落域の土地利用は、個々の土地利用が複合的な役割を担うと共に、他の土地利用や地域住民の生活・生産活動と不可分な関係によって相互に結びついた配置関係をつくりだしていること。（土地利用の複合性と関係性）

③ 土地の利用と保全には、土地相互間の機能的な関係と、土地を利用することが保全につながる土地の保全的利用によって人間と土地の相互依存関係が存在していること。（土地相互間の保全関係と土地の保全的利用）

④ 上大沢集落の空間構成は、主屋ー前庭（庭道）ー付属棟からなる住居単位が、集合することによって海への軸線と屋敷群が形成され、さらに神社、旧家を中心に屋敷群が集合することによって集落が形成されている。住居、屋敷群、集落は、それぞれ固有の空間構成をもつ単位空間であると同時に、住居は屋敷群、屋敷群は集落の構成要素となっている。すなわち、集落は、単位空間である住居、さらに屋敷群の集合体として構成されており、住居・屋敷群・集落へと段階的に広がる単位性を有した空間の包摂関係を有しているといえる。（空間の単位性と包摂関係）

⑤ 住居・集落から集落域に至る集落土地利用は、集落を中心に海域方向と陸域方向の２つの方向性をもって、集落と周辺土地利用が一体的な関係をもった主生活域、生産基盤となる主生産域、さらに集落の縁辺部に立地する保全調整域へと段階的に構成されている。（空間構成の方向性と段階性）

今回の考察から、上記に示した集落土地利用とその空間構成の論理が明らかとなった。

また、集落域の空間実体は「集落域という一定の地域空間において土地と土地、土地と人間の生活・生産活動とが相互に機能的関係を有して形成される合理的な土地利用の空間配置であり、地形条件（生態系）や土地所有（社会関係）・空間認識とも整合した主生活域、主生産域、保全調整域の三つの基礎領域からなる空間構成である」という集落域の空間秩序の概念を得ることができた。

集落域を構成する個々の土地利用は、固有の土地利用形態としての単位性を有すると同時に地域生活空間系の要素としての関係性を有し、総体として三つの基礎領域からなる集落土地利用秩序が形成されているものと考えられる。

集落域は、地域社会の基礎単位である「ムラ」と対応する農山漁村地域における最も基礎的な生活空間の単位であり、ここに示した集落土地利用秩序は、地域社会と深く結びつくことによって実現されたものである。今後、土地利用計画の体系化の中では、集落域を基礎単位とする計画体系の整備が必要な根拠として、すなわち、計画対象となる限定された集落域の一部の土地を個別的に計画するのではなく、住居から集落域に至る集落土地利用を包括的に捉えることが必要である。その際、個々の土地利用の複合的役割や周辺土地利用との関係に対しても十分注意を払うことが重要であると考えられる。

特に、計画論的視点から、計画対象となる限定された集落域の一部の土地を対象とするのではなく、住居から集落域に至る土地利用を包括的に捉えること、個々の土地利用の複合的役割や周辺土地利用との関係に対しても十分注意を払うことの必要性の２点を特に強調したい。

上記の展望を示す根拠となる知見が、１節及び本節の考察で得られた

今回報告した上大沢集落は、外部からの開発圧力のない安定した土地利用の集落であった。都市化や混住化といった外的・内的圧力にさらされた集落、過疎化が進展し集落社会の維持が困難になっている集落など、土地利用の変容が著しい集落を対象に、従来の土地利用との関連から土地利用の変容メカニズムを解明することが課題である。この点については第３編において論究する。

３節　海浜空間の複合的性格と環境管理

１．緒言

１－１　海浜空間の複合的性格と地域主体による環境管理

上大沢集落のデカドやオオハマでは、さまざまな生活行為、生産行為がなされいた。また「海は宝。」という言葉は、磯辺や海自体、生産基盤、生活基盤であり、精神的なよりどころともなっていることを示していた。このように、海浜空間は、沿岸集落の代表的な共同空間であり、住民の生活、生産活動を支える複合空間となっている。そして、その利用を担保するために、地域社会内部で、生活を支え、環境を維持するための「仕組み」が生み出されてきた。

本節では、海浜空間のもつ複合的性格やその利用・管理の仕組みから、地域住民の立場に立った生活環境形成の論理を考察したい。ここでは、前節で取り上げた奥能登・上大沢集落での調査結果を踏まえて、アンケート調査の結果に基づいて考察を進める。具体的には、以下の課題設定のもとに考察を進める。

① 海浜空間の複合的利用実態を明らかにすることによって、海浜空間の利用特性、生活環境形成上果たす役割を考察すること。

② 海浜空間の管理実態を地域主体との関連から明かにする。あわせて、環境資源の資源的価値を保ち、永続的・共同的な利用を可能にする「仕組み」を抽出すること。

③ 海浜空間・沿岸域の開発整備（環境整備）が、こうした海浜空間の利用や集落空間の秩序形成にどのような影響を与えているかについて考察すること。

１－２　調査の方法と概要

調査対象としては、奥能登・外浦の沿岸集落（輪島市・珠洲市の沿岸集落）とした。アンケート調査に先立ち、対象地域の全集落を踏査し、上大沢集落をはじめとする数集落では海浜利用と環境の管理についてのヒアリングを行った。

アンケート調査は、1984年６月に輪島市・珠洲市の全沿岸集落の区長（郵送配布：１３０票）に対して郵送で行い、９０票の有効回答を得た。（有効回答率６９．２％）さらにその後数回にわたって、対象地域の踏査調査、ヒアリング調査を実施した。

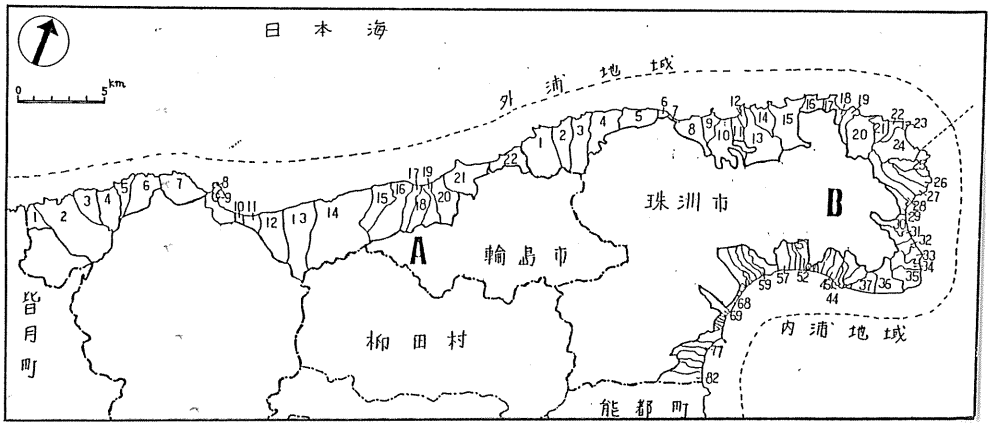

図５－３－１　調査対象集落の位置（奥能登・外浦の沿岸集落）

表５－３－１　調査項目一覧

０．回答者のフェースシート
　A)地区での役柄　B)年齢　C)職業　D)回答者の生業形態　E)地区の生業形態
１．日常生活における海浜空間の利用実態（日常利用行為、空間、主体、時期）
２．集落行事・儀式、信仰の対象にみられる海浜空間の利用実態
　1)集落行事・儀式における海浜空間の利用実態
　　（行事・儀式名、期日、空間、主体、内容）
　2)昔されていた集落行事・儀式とされなくなった理由
　　（行事・儀式名、期日、空間、主体、理由）
　3)集落内の信仰の対象となっている土地
　4)海や海辺に関する言い伝え・伝承
３．集落環境資源の管理実態
　1)集落共有の土地・施設の管理実態（共有土地・施設、所有形態、管理主体）
　2)「前浜・磯辺」の清掃・管理実態（清掃・管理主体、理由、今後の管理について）
　3)解禁日の定められている魚貝類・海藻類
　4)地先の海の漁業権の所有状況
　5)非漁業組合員の魚貝類・海藻類の採取に対する制限
４．集落内の観光施設と観光化の影響
　1)集落内の観光施設の経営・管理実態（観光施設、経営者、清掃・管理者）
　2)観光地化による諸影響
　3)観光地化の評価
５．集落環境整備による諸影響
　1)沿岸道路整備による諸影響（整備前後の比較）
　2)沿岸道路位置の評価
　3)漁港・船だまり・船揚げ場の整備による諸影響（整備前後の比較）
　4)海や海辺に関する考え方

今回の調査の柱は、①日常生活における海浜空間の利用実態の把握、②非日常の利用行為（集落行事、信仰、儀式など）の抽出、③海浜空間の管理実態の把握、④観光化の影響、⑤環境整備の影響の把握などである。主な調査項目は、表５－３－１に示した。

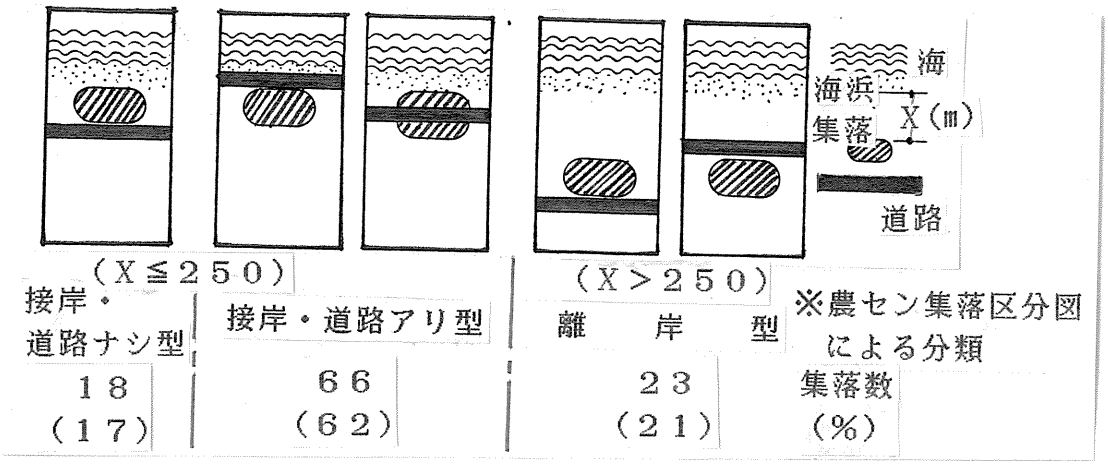

図５－３－２　道路との関係からみた沿岸集落の分類

海浜空間の利用実態は、利用行為を日常の生活・生産行為、集落行事・儀式・信仰など非日常行為に分け、把握した。海浜空間の利用は、事前調査によって、可能な限りの利用行為を抽出し、今回は、１８の利用行為についての利用実態を把握した。また、非日常行為について記述回答を依頼した。海浜空間の利用実態の把握では、利用行為は、「いつ」（時期）、「だれが」（主体）、「どこで」（場所）なされたかを調査した。

海浜空間の非日常利用行為の把握では、集落全体で行われている行事、消滅した行事とその理由、消滅時期を調査した。さらに信仰の対象となる土地の有無、言伝えの有無を把握した。

海浜空間の利用を支えるのは、資源の保全・環境の管理である。ここでは、海浜空間の管理、利用規制の内容、管理主体、時期について調査した。

近年、観光化や道路整備によって、海浜空間と地域住民の関わりも変化している。今回の調査では、その影響についても把握した。ここでは、特に環境整備の前後における海浜空間の利用の変化と住民による評価に注目した。

２－２　奥能登沿岸集落の分類－生業と立地

沿岸集落とは、集落域の一部が海岸線に接している集落である。輪島市には２９、珠洲市には１０１の沿岸集落が存在しているが、その立地や生業形態は多様である。

漁業と農業の比重に着目すると、漁主農従型、半農半漁型、農主漁従型、農業型に集落は分類でき、それぞれ６．８％、１１．７％、５５．３％、２６．２％の構成比となっている。

また、集落と海浜空間の配置関係も多様である。図５－３－２に示すよう

に、ここでは海岸線と集落の距離、沿岸道路との関係に着目して、集落を３つのタイプに分類した。それは、「接岸・道路ナシ型」、「接岸・道路アリ型」、「離岸型」で、それぞれ１７％、６２％、２１％の構成比となっている。

以下では、ここに示した生業と立地からみた２つの集落類型との対応から考察を進める。

３．海浜空間の複合的利用実態

３－１　海浜空間の利用行為の把握と分類

沿岸集落の海浜空間は、日常的な生活・生産の場、非日常的な儀礼・行事の場として多様な利用がなされており、複合的な役割を担っていることが事前調査で明らかになった。その知見を踏まえて、ここでは、海浜空間の日常的利用行為を生活的行為、生産的行為に分類したうえで、それぞれ９つの行為を抽出した。そして、１８の行為について、それぞれの利用行為の有無、時期、場所、利用主体（個人、数人、集落）等について調査した。

３－２　海浜空間の複合的利用実態

図５－３－２は、海浜空間の利用実態を示している。沿岸集落では、１８行為中、平均８項目の利用行為が海浜空間でなされており、日常的な生活・生産の場として複合的な利用がなされていることがわかる。

表５－３－２　海浜空間の日常的利用行為（項目数）

利用項目数	0	1-3	4-6	7-9	10-12	13-	計
回答集落数	４	１４	１７	１８	１９	１８	９０
（％）	４	１６	１９	２０	２１	２０	１００

（平均８．１８項目）

生業類型に着目してみると漁家率が高いものほど、海浜空間の利用が多項目にわたっており、多様な利用がなされているという傾向がある。また、漁業生産との関係の薄い農業型集落においても生活・生産両面の日常的な利用が数多く見られ、特に日常余暇行為の場として生活的利用の比重が高いことには注目する必要があろう。

図５－３－３　海浜空間の日常的利用実態

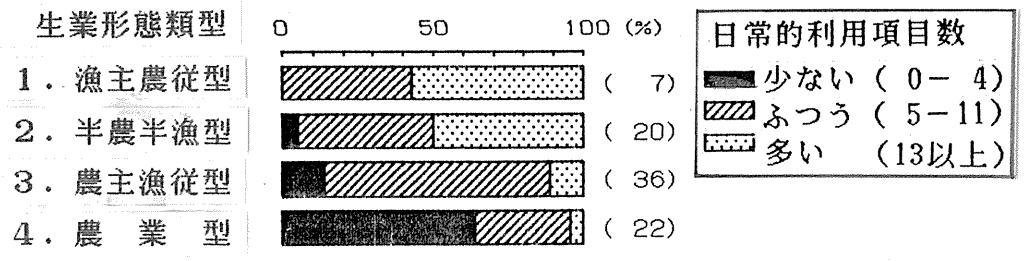

図５－３－４　集落類型（生業）からみた海浜空間の日常的利用項目数

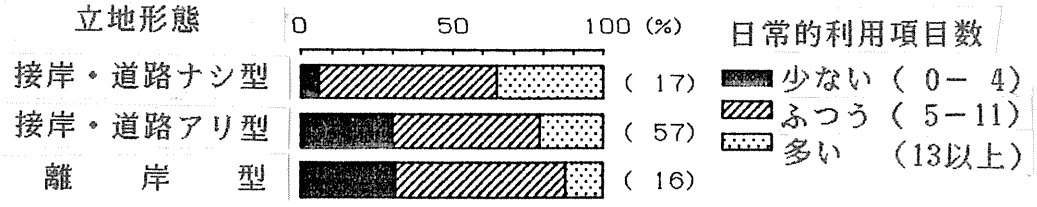

図５－３－５　集落類型（立地）からみた海浜空間の日常的利用項目数

立地形態に着目してみると、海との近接性が強い接岸型のほうが離岸型より利用項目が多くなる傾向がみられる。しかし図５－３－５に示すように、接岸・道路ナシ型と接岸・道路アリ型とでは、利用項目数に大きな差がみられる。従って、海浜空間の利用は海との近接性に規定されるだけでなく、道路や護岸壁など海へのアプローチの妨げになるものの存在にも強く規定されていると考えられる。

このように、海浜空間は単に生産空間としてのみ機能しているのではなく、集落のオープンスペースや、海との接点として生活上の慣習や祭等の儀礼空間としても柔軟に対応しうる極めて複合的な生活空間となっていることが明らかになった。特に、朝起きて海をみることが習慣になっているというように、海とのつながりが沿岸集落住民の生活の起点になっている場合や、祭の空間になっている場合等は海浜空間が、地域の生活環境を構成するうえで重要な役割を担っていることを端的に示している。

３－３　海浜空間の利用の特徴

複合的な機能を持つ海浜空間の利用は、次に示すような特徴を持っている。

（１）空間との対応：海浜空間の段階性

地先の海は、余暇的利用もみられるが、基本的には生産的利用の場となっている。磯・磯辺は、生産的な価値が極めて高いが、一方で砂浜・前浜も含めて、生活的利用や漁業生産の補完的作業空間としても多様に利用されている。港や舟だまりは、生産基盤となっている。集落と前浜の間の空地は、多目的な利用のなされる場合が多く、農作業や漁業の補完空間となると共に、子供の遊び、日常の家事作業の一部もみられる。このように集落から続く海浜空間は、複合的な属性（性質）を有すると共に、集落から海に向かって、生活行為の濃密な空間から生産行為の濃密な空間へと移行がみられる。

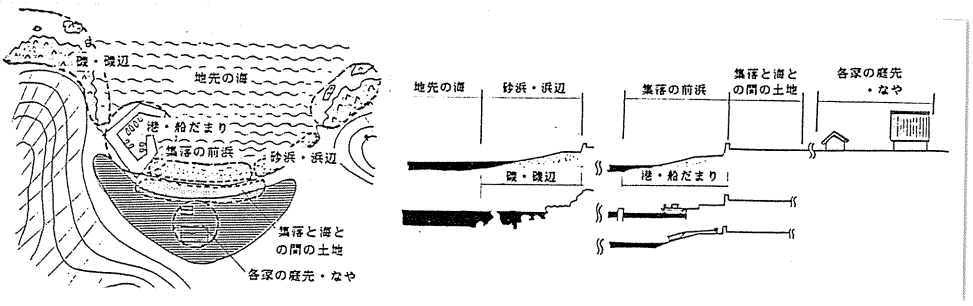

図５－３－６　海浜空間の空間構成ー説明図

（２）社会との対応：利用主体の段階性

日常的な海浜空間の利用は、基本的に個人が単位となっている。しかし、

利用行為分類		利用細目	利用主体3)			利用場所1)						
			1・集落全員参加	2・仲間・組合	3・個人個人	1・地先の海2)	2・磯・磯辺	3・砂浜・浜辺	4・集落の前浜	5・港・船だまり	6・集落と海との間の土地	7・各家の庭先・なや
						100	40	83	83	39	19	100
生活的行為	A日常生活習慣行為	1．朝、海を見に行く			⊕	○	◎	◎	○	◎	○	
		2．寄り物、流木をひろう	○		⊕	○	◎	◎	○		○	
		3．朝晩に人が集まる		◎	○					○	○	
	B日常余暇行為	4．海辺で遊ぶ		◎	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	
		5．潮干狩			⊕		○					
		6．海水浴		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	C日常信仰行為	7．海の神様を拝む			◎							
	D生活あふれだし行為	8．車を置く			⊕					○	◎	○
		9．ゴミを捨てる			⊕						○	
生産的行為	E漁獲・採取行為	10．魚やタコ等をとる		○	⊕	◎	◎					
		11．アワビやサザエ等をとる		○	⊕	◎	◎					
		12．岩のりをとる	○	○	⊕	○	◎					
		13．わかめ等の海藻をとる		○	⊕	◎	◎					
	F漁業作業行為	14．漁獲物の出荷準備		◎	◎					◎	◎	
		15．漁獲物を分配する		◎	○					◎		
		16．漁具の修理、乾燥		○	⊕		○	○	○	◎	◎	○
		17．魚や海藻を干す			⊕		◎	○	○	○	◎	◎
	G農作業行為	18．棚だなをたてる、野菜を干す			⊕				○		◎	○

図５－３－７　利用主体ー場所ー利用行為の対応

漁獲・採取、余暇、生活習慣等の行為に見られる共同性は、生産の効率、利用の安全、共有の海浜資源の利用にたいする平等性の確保などの理由から必然的に生まれて来たものと考えられる。

また、非日常的利用は共同祈願や祭事、行事を集落全体等が主体となって共同的に行なっている。

以上から共有的な海浜空間の利用は日常的には個人が主体となり、非日常的には集落が主体となり共同で行なわれており、個人から集落（部落）に至る社会集団の段階性に利用は対応していると考えられる。

（３）時間との対応：年周期・季節との対応［周期的利用］

日常的な海浜空間の利用は、気温や水温・風や波による海の状態を左右する気象条件、及び魚の回遊や海操の生育にみられる自然のもつ年周期律に対応した年周期性を有している。特に、７．８月を中心とした夏場に種々の利用が集中している。

また、海浜空間の非日常的な利用形態である儀式や行事は、生産開始の前と収穫の後に行なわれることが多く、１月、２月と１１月の漁業祭、８月と１０月の集落の祭礼が、農漁業の労働の節目に当たる時期に行なわれている。このように、海浜空間の日常的利用と非日常的利用の間には、集落の生活周期に対応した一定の関係によって結びつけられていると考えられる。

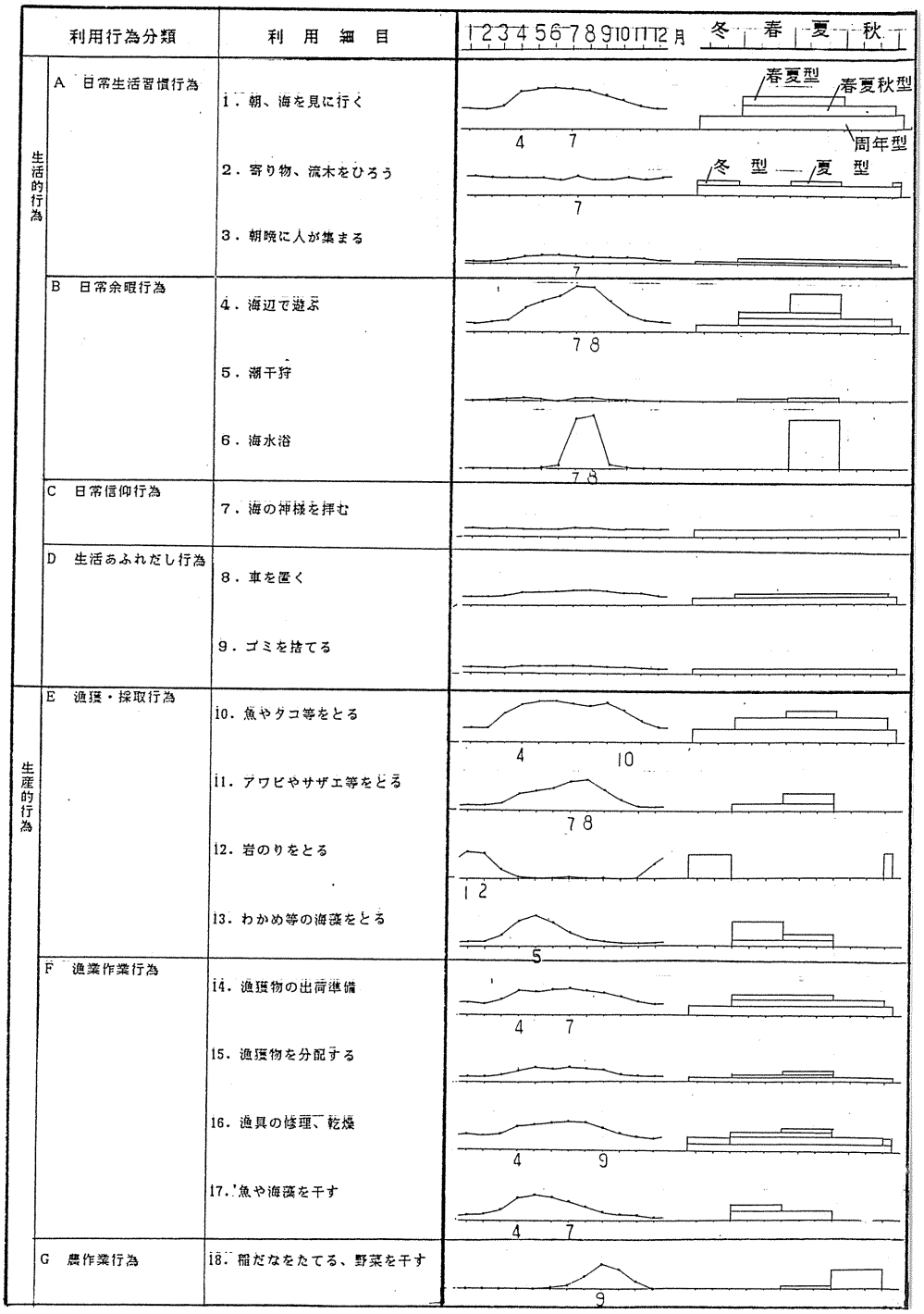

図５－３－８　利用行為と利用時期の対応

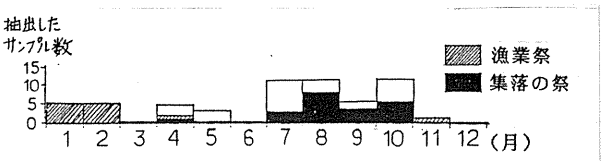

図５－３－９　海浜空間における月別行事数

４．地域主体による海浜空間の自律的管理

４－１　環境管理の諸形態

沿岸集落では、海浜空間のみならず集落空間から種々の土地利用に至るまでの環境を自律的に管理し、環境資源の永続的な活用を可能にしうるような人為的営為がみられる。本研究では、環境資源の自律的管理を次の表のように４形態に分類した。

表５－３－４　環境管理の諸形態

①保全的利用	日常的な生活・生産行為が、同時に環境の保全・管理につながるような利用形態。 ［例：１節　参照］
②共同管理作業	共有・共同の財産や生活・生産基盤を集落等の社会集団の共同作業によって管理すること。 ［例：共有林の手入れ、道普請、川ざらえ、浜掃除等］
③規制・申し合わせ	共有的な性格を有する環境資源を利用形態や利用時期の規制・申し合わせによって制限し資源の確保と管理を行なうこと。 ［例：解禁日、禁漁区の設定等］
④生活意識的規制	言い伝えや信仰を通じて形成される環境資源の保全・管理意識。 ［例：迷信、土地神信仰における禁忌（タブー）等］

４－２　海浜空間の共同管理作業

今回の調査では、８３％の集落で「前浜・磯辺」の共同的な清掃作業がなされていた。また、利用項目が多いほど管理も様々な形態・管理主体で行なわれるという傾向も存在しており、管理と利用の間には密接な関係が存在していることがわかった。約９０％の集落で総出で行なう共同管理作業があり、集落が環境資源の管理主体となっていることを示している。

共同管理作業の主体は、他に近隣地区との共同、観光業者、漁業者等の場合が１－２割程度ある。

表５－３－５　共同管理作業の主体

前浜の清掃・管理主体	回答数（%）
１．地区内の各戸が総出で	65（90）
２．近隣地区と共同で	10（14）
３．観光業を営む者が集まって	8（11）
４．漁業従事者が集まって	16（22）
５．個人・有志で	7（10）
６．その他	1（1）
しない・無回答	18　／

表５－３－６　解禁日対象品目の内訳

解禁日の対象品目	回答数（%）
１．ワカメ	29（32）
２．テン草	19（21）
３．エ　ゴ	25（28）
４．モズク	11（12）
５．その他の海藻類	4（4）
６．サザエ	13（14）
７．その他の魚貝類	10（11）
８．解禁日の設定なし	45（50）

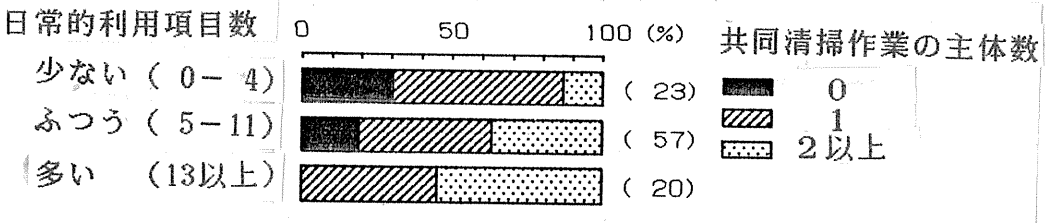

図５－３－１０　海浜空間の利用項目数と管理主体の関係

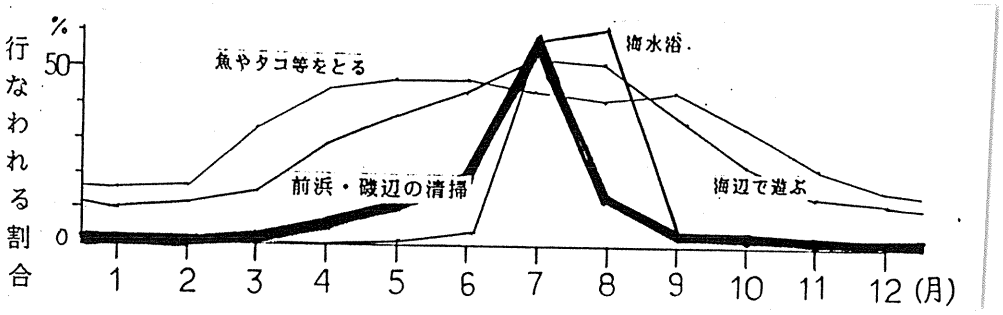

図５－３－１１　海浜空間の利用と管理時期の対応

管理作業時期は、図５－３－１１に示すようにほとんどが利用の集中する７月下旬－８月の前の７月中旬に集中しており、管理行為は浜辺や磯辺の利用に対する安全性、快適性を高め、利用条件を整えるという役割を担っているものと考えられる。

４－３　海浜空間利用の自律的規制

沿岸集落では、共有的な性格の強い地先の海産資源の採取に対して特定の品目について解禁日を設定している。解禁日の設定は、回答集落の５０％でみられ、その対象となる品目は、ごく近海や磯辺で採取される海藻・貝類が大半

を占めている。（表５－３－６）

このように、解禁日の設定は、集落の共有海産資源を十分に生育させてから採取することで、生産性を高めると同時に機会均等や資源の保護を図っており、資源活用の永続性を確保している。

漁家率との関係でみると図５－３－１２に示すように生業が漁業に強く依存するほど、解禁日を設定する割合も高くなっている。また、地先の資源が生業と直接関係のない漁家率が低い集落でも４割近くが解禁日が設定されており、自律的な規制がなされている。

これらの諸管理に生活意識的規制が加わり環境資源の維持と活用が図られている。例えば、「梅ぼしの種を海に捨てると、海があれる。」という禁忌の意味を持つ言い伝えは、海を汚すことを戒めたものである。

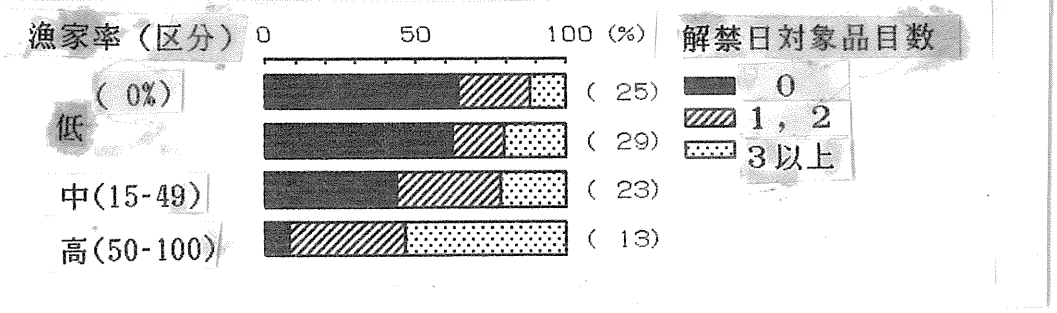

図５－３－１２　漁家率・生業類型からみた解禁日対象品目数

４－４　まとめ

このように、環境資源の種々の管理形態は、日常生活に組み込まれた保全的利用をベースに、利用の節目に共同管理作業が対応することによって、利用行為と管理が相互に関係づけられている。さらに自律的規制や生活意識的規制によっても環境資源が維持されている。このようにして、集落の生活は、生活と生存の基盤である環境資源の活用が一定のレベルで永続的に維持・保全することが可能な「生活の仕組み」を獲得しているものと考えられる。

５．沿岸域整備の影響

５－１　上大沢集落における環境整備の影響

近年、上大沢では、河川改修・護岸整備・舟だまりの整備・農地の基盤整備・キャンプ場の建設等が行なわれている。ここでは、河川改修・防波堤の建設の二つの環境整備を例にその影響について報告する。

（１）河川改修の影響

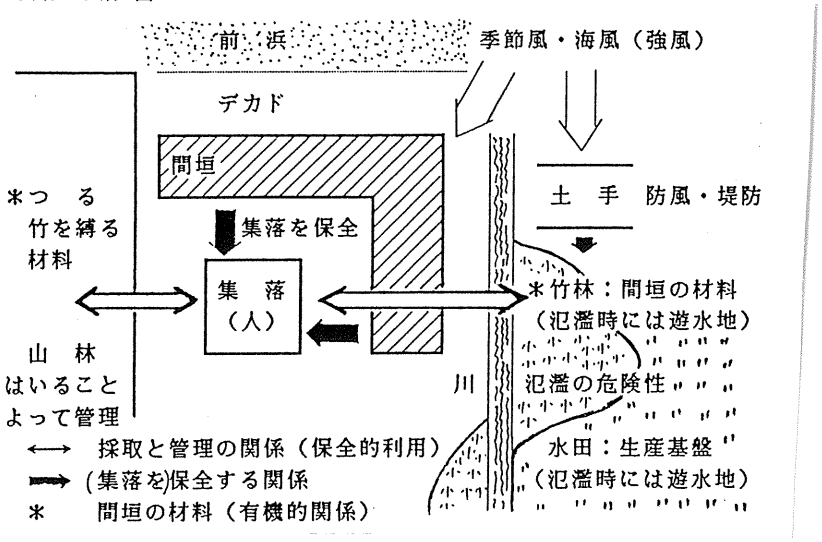

図５－３－１４　河川改修の影響（間垣ー竹林ー山林の関係）

集落の東側を流れる男女滝川は、川幅が狭く大雨時には度々氾濫していた。しかし氾濫時には、川岸の竹林と周辺の農地が遊水地として機能し、集落に影響を及ぼさないようになっていた。河川の改修は、氾濫防止を主な目的とするものであり、改修後は川岸の竹林は伐採され、川岸の土手は取り壊された。

川岸の竹は、間垣の主要な材料であった。農作業が一段落した１１月に川岸の竹を取ることによって川を管理すると同時に、その竹で間垣を整備し、厳しい北西の季節風から集落を守ってきた。また、冬が訪れる前に間垣を縛るふじのつるを集落西側の山林から採取することは、同時に山林の管理にも結びついていた。しかし、川岸の竹林の消滅によって、このような関係が立ち切られ、竹は周辺集落より買い求めなけばならなくなり、風情ある間垣の維持が困難になってきている。また川岸の土手は、堤防として機能する他、海からの強風を防ぐ役割も担っていたが、土手の消滅によって集落周辺の水田が潮風にさらされることになった。

従来は、川－竹林－土手が、セットになって種々の役割を担っていたのだが、氾濫防止という特定目的の河川改修によって他の機能が消滅するという結果をもたらしている。

（２）防波堤建設の影響

限られた平坦地に立地する上大沢集落は、高密でオープンスペースの確保も困難な状況にある。デカドは、もともとは間垣から海側へ１ｍほど突き出た僅かな空地であったが、防波堤の建設に際してデカドを拡張した結果、デカドは集落の貴重なオープンスペースとしてさらに複合的に利用されている。

特に、海浜空間で行なわれていた生活的行為が、より集落に近いデカドで

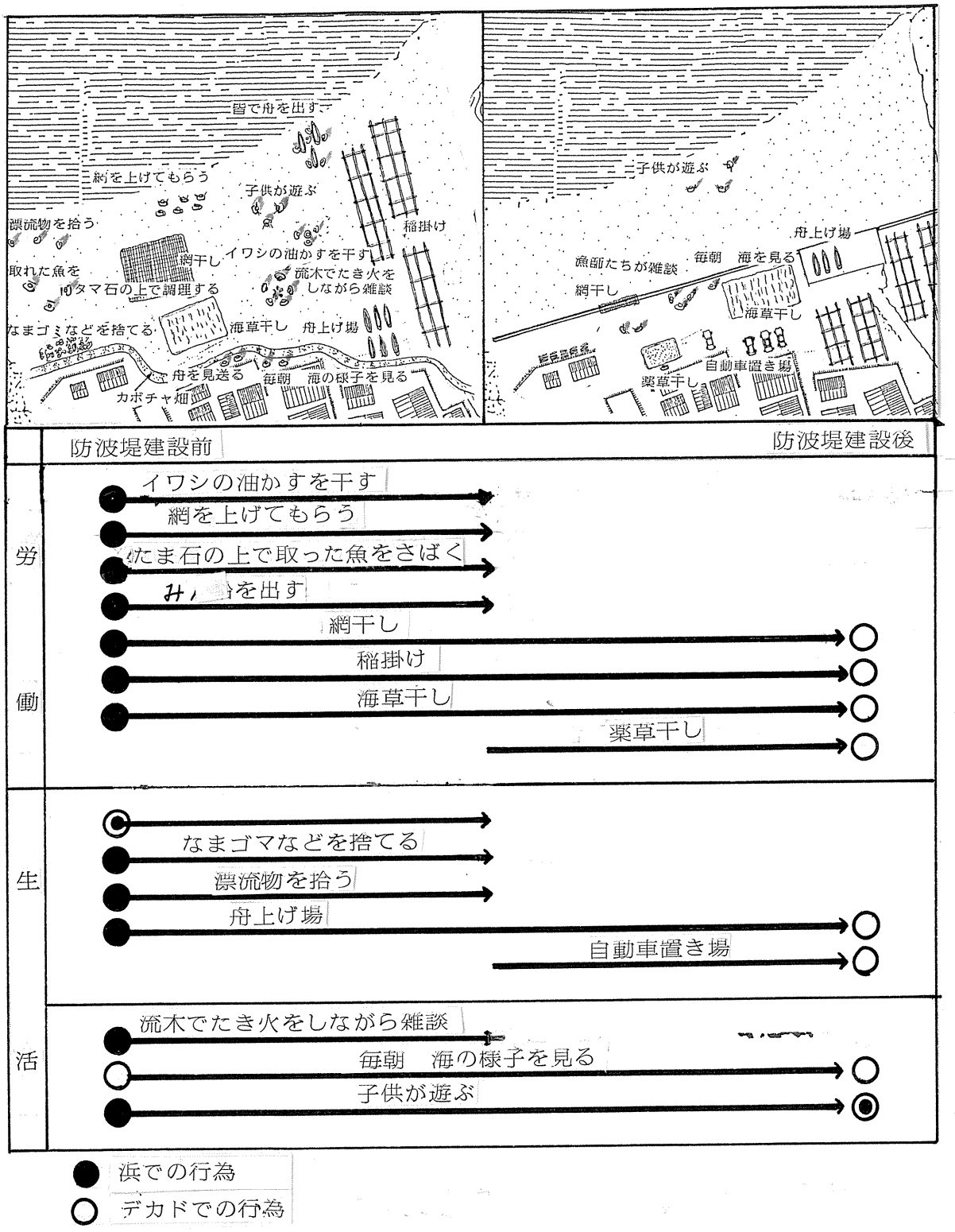

図５－３－１５　防波堤整備の影響

行なわれるようになり、生活の利便性を新たに確保している点に注目する必要があろう。

上大沢の人々は、毎朝海の様子をみるためにデカドに出ており、現在も重要な生活の起点になっている。また、従来は浜辺で行なわれていた網干し、海藻干し等の漁作業や稲干し等の農作業行為は、デカド拡張後デカドで行なわれるようになり、新たな生活行為も生まれている。

このように、防波堤の整備は、従来の海－浜－デカド－集落の関係が維持されると同時に、オープンスペースの拡張につながった。その結果、デカドでは、種々の生活行為が継承されると共に、一層多目的な利用がなされており、総体としての生活環境の質の向上につながっている。

５－２　奥能登外浦における沿岸道路整備の影響

奥能登沿岸集落約８割は、海岸線に接するかたちで集落が立地している。

このような集落を接岸型とすると、接岸型はさらに集落と海浜空間の間に幹線道路がはいる場合と海浜空間と集落が連続性を有している場合に分類できる。事例数が少ないが、これらを分断型（接岸道路あり）と連続型（接岸道路なし）に分類してみると、前者が８０％、後者が２０％となる。

ここでは、集落と海浜空間の空間関係を道路の位置に着目し、沿岸道路の整備が、海浜空間の利用にどのような影響を及ぼしたかについて考察する。

（１）日常的利用行為の比較

図５－３－１６は、海浜空間の利用実態を「接岸・道路アリ（分断）型」、「接岸道路ナシ（連続）型」に分けてみたものでる。

これから、分断型の海浜空間の利用は、連続型に比べて生活的行為が全体的に少なく、特に「朝、海をみに行く」・「海辺で遊ぶ」・「家庭廃棄物を処理する。（ゴミを捨てたり、もやす）」・「海の神様を拝む」等については、両者の差が２０％をうわまわっていることがわかる。

生産的行為についても同様の傾向がみられるが、生活的行為ほど顕著ではない。

これらのことから、沿岸道路の布設は、海浜空間の利用に影響を及ぼし、特に生産的行為については支障をきたしてはいないが、生活的行為に対してその利用を低下させるという傾向があることがわかった。

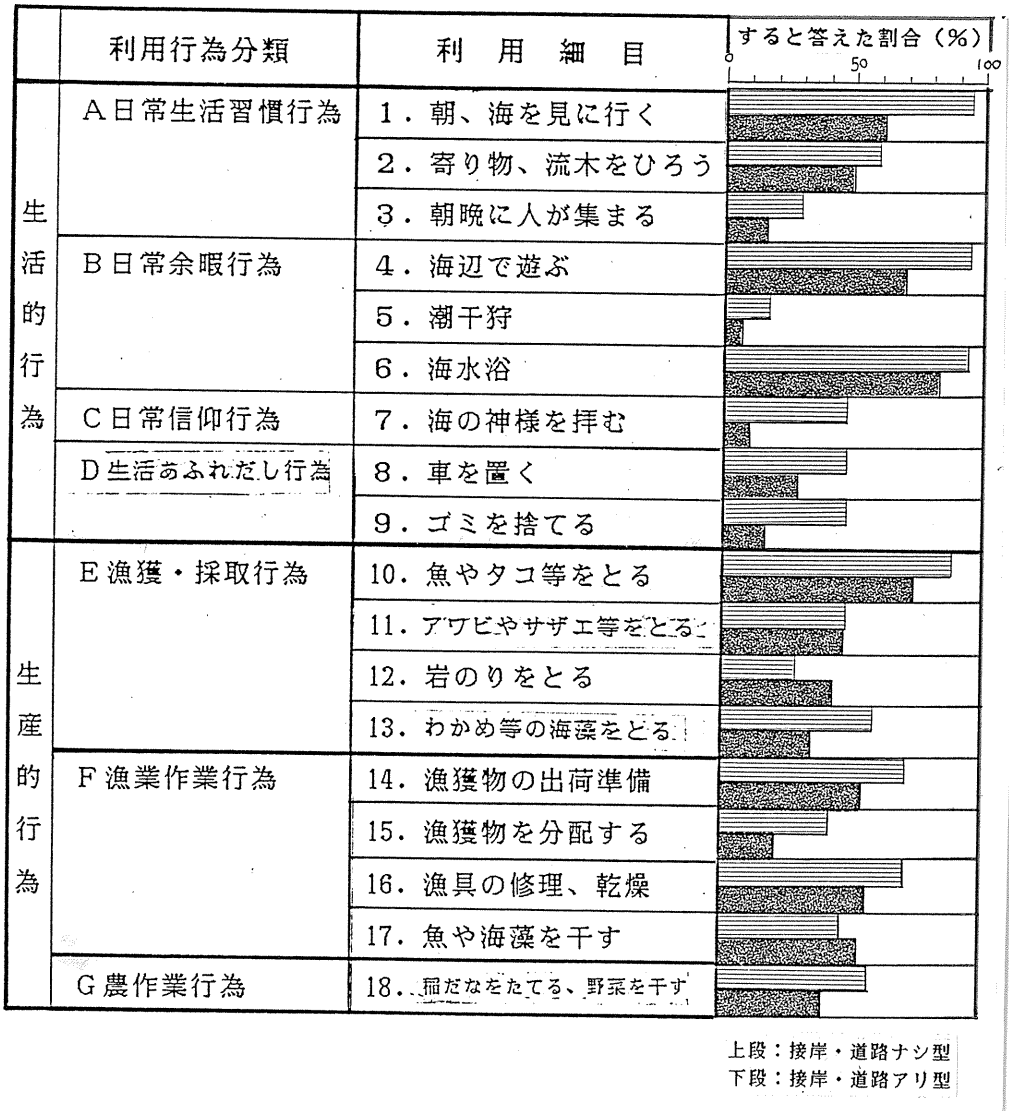

図５－３－１６　集落と沿岸道路との関係からみた海浜空間の利用実態

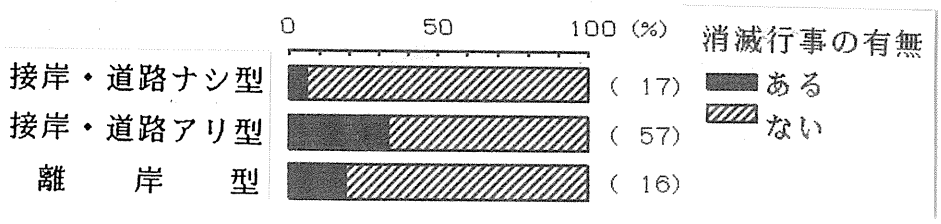

図５－３－１７　集落と沿岸道路との関係からみた消滅行事数

（２）非日常的利用行為の比較

次に、海浜空間の非日常的行為である儀礼・集落行事についてみることにする。ほぼここ20年位の間に消滅した海浜空間における儀礼・集落行事を図５－３－１７に示す。これによると、消滅した儀式・集落行事があると答えた集落は、分断型に多く、約９５％の集落でなんらかの儀式・行事が海浜空間で行な

表５－３－７　海浜空間における消滅行事の事例（一部）

集落名	行事名	期　日	場　　所	主　体	なくなった理由、その他
仁　江	秋　祭	10.10	海辺を通ってお宮	集落全体	昭和25年頃、道路を改良してから。
向　出	秋　祭	10.10 11.11	海辺の祭の場所	集落全体	昭和45年頃、沿岸の道路が拡張されてから、祭をする場所がなくなってしまった。
狩　的	秋　祭	9.18	海　辺	集落全体	昭和13年頃、海岸護岸工事がされて出来なくなった。
光　真	秋祭の曳山	9.14	海辺の砂浜	集落全体	従来、海辺で曳山（ダシ）をひいていたが、昭和25年 9月のジェーン台風で海岸が侵食され、護岸堤防が作られたので、曳山の規模を縮小して国道をひくようになった。
	七夕のキリコ	8．7	海辺の砂浜	集落全体	
下稲荷	七夕祭	8．7	砂　浜	集落全体	昭和36年、台風による海岸侵食の後の護岸工事のため。
	秋　祭	9.15	砂　浜	集落全体	昭和26年頃、海岸侵食のため砂浜がなくなった。

われなくなっている。

このような集落行事の消滅は、利用行為が減ったという意味のほかに空間に対する思い入れや親しみの低下、管理意識の低下等の空間意識の変容にもつながっていると考えられる。

６．総括

６－１　生活の周期性と秩序概念

（１）生活の周期性：海浜空間の利用と管理の関係

１節で明らかにしたように、海浜空間の利用と管理には、時間的対応関係が存在しており、それらは自然条件の周期・季節的周期に規定されるものであった。利用行為を生産的行為と生活的行為に分けて見てみると、共同管理作業

は生産的行為の集中する時期の前後に組み込まれており、そこから両者の関係をみいだすことができる。このことは、環境の共同管理作業が、環境資源の有効な活用を可能にするための人為的行為であることを示したものといえる。

近年、このような生活行為相互の関係について、民俗学分野でも幾つかの成果が示されている。ここでは、生活を従来の「ハレ」と「ケ」の分類に加えて「ケガレ」の生活概念を設定し、それらの相互関連で生活の実体が説明されている。

桜井徳太郎は、「ケ」の意味を農作物の成長のエネルギー源＝労働力の源と捉え、「ケ」のパワーが減退する状態が「ケガレ」であり、「ハレ」は「ケガレ」の状態にエネルギーを与え常態（「ケ」の状態＝常態）に戻す働きを担っているという仮説を提示している。そして、図５－３－１７のような「ケ」・「ケガレ」・「ハレ」の循環構造のモデルを示している。

この説は、従来の二分法的生活分類を生活相互の関係論として展開している点に特徴があり、示唆的な主張である。

本来、個々の生活は相互の関係によって一定のつながりがあり、総体としての生活に秩序を獲得していると考えられる。このようなことから、環境資源の生産的利用と管理にも同様の周期性を抽出しうるわけである。

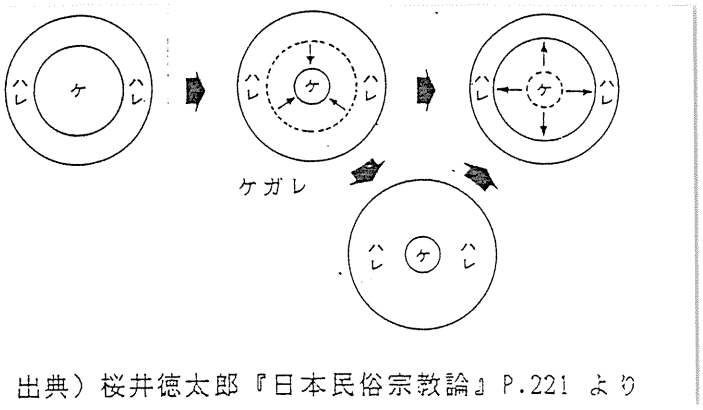

出典）桜井徳太郎『日本民俗宗教論』P.221 より

図５－３－１３　ケ・ケガレ・ハレの循環構造モデル

（２）関係論としての秩序概念

このように個々の生活行為は、個別に存在するものではなく、相互に一定の関係を有して結びつき、連関することによって、一定の『秩序』を獲得していると考えられる。本研究では、空間相互の関係と空間と行為の質的対応に着目し、生活空間秩序のモデルを提示している。尚、本研究で『秩序』という用語を使用するのは、従来の土地利用研究がこのような関係論・秩序論の視点が

欠落しているという認識に基づいている。

６－２　環境資源の活用・保全の論理

これまでに奥能登沿岸地域に居住し、海に面して生活する沿岸住民の生活・生産・生活空間は、海との深い関係によって秩序づけられていること、また、海浜空間は、生産のみならず、日常生活や地域の精神的寄りどころとしても重要な役割を果たし、極めて複合的な機能を有していることが、明らかになった。以下、本節で得られた知見をまとめると次のようになる。

① 海浜空間の利用は、複合的であり、個々の利用行為は、集落の空間秩序・時間秩序・社会秩序と明快な対応関係を有している。

② 海浜空間の利用と管理の間には、利用度が高くなる前に管理が行なわれ、管理によって利用条件を整備するという関係が存在している。

③ さらに海浜空間の非日常的利用が、日常的な生産利用と組み合わさることによって日常的利用－非日常的利用・共同管理作業が生産条件を規定する自然条件の周期性と対応することによって、時間的秩序を獲得している。

④ 個々の利用行為の総体として構成される集落生活は、個別の利用行為の集積として存在するのではなく、個々の利用行為（管理行為を含む）が相互に関係づけられ、連関することによって一定の秩序を形成している。

⑤ 今日の港湾整備や沿岸道路の整備等の種々の環境整備は、特定の目的に対する特定機能の整備であり、主として生産機能に偏した環境整備が各地で行なわれている。個別の利用に対応した特定目的の環境の整備は、空間の相互関係・連続性を無視して進められる結果、総体としての生活環境の質の低下をもたらす場合もあり、この点に留意することが必要であると考えられる。（環境整備の個別性と総合性）

今日の港湾整備や沿岸道路の整備等の種々の環境整備は、特定の目的に対する特定機能の整備であり、主として生産機能に偏した環境整備が各地で行なわれている。しかし、このような特定機能にたいする環境整備は、総体としての地域環境の向上に寄与しているかどうか疑わしく、場合によっては地域生活環境の悪化につながっている。土地の使用価値（空間価値）に対する認識の低さが、種々の環境破壊の顕在化を阻み、総体としての環境悪化を進展させてきた要因ともなっている。このような意味において、海浜空間の有する種々の役割を明らかにすることは、環境資源の有効な活用と総体としての地域生活環境の向上にとって重要な課題といえる。

【注釈】

１）特にここで取り上げる沿岸域の土地利用は、地域の共有的空間としてその利用や管理形態は、私的土地利用とは異なった特質を有している。厳密な土地所有権上の規定では、公有地となっている土地ではあるが、その利用や管理は地域社会に帰属しているのが実態である。

２）但し、1980年農業センサス集落調査では、輪島市２５、珠洲市には８２の沿岸集落が存在していることになっている。

【参考文献】

１）桜井徳太郎：民俗宗教論

２）小林忠夫：能登－寄り神と海の村、日本放送出版協会

３）早川和夫：生活からみた土地利用の論理、住生活と地域社会、生活学会編、所収、1978年

４）白砂剛二：住の思想、農山漁村文化協会、1977年

図表目次

	９ｐ	３１１行
図５－３－１	調査対象集落の位置（奥能登・外浦の沿岸集落）	９
表５－３－１	調査項目一覧	１７
図５－３－２	道路との関係からみた沿岸集落の分類	１１
表５－３－２	海浜空間の日常的利用行為（項目数）	６
表５－３－３	農・漁業からみた沿岸集落の分類	１２
図５－３－３	海浜空間の日常的利用実態	２２
図５－３－４	集落類型（生業）からみた海浜空間の日常的利用項目数	１５
図５－３－５	集落類型（立地）からみた海浜空間の日常的利用項目数	・
図５－３－６	海浜空間の空間構成ー説明図	２８
図５－３－７	利用主体ー場所ー利用行為の対応	・
図５－３－８	利用行為と利用時期の対応	３１
図５－３－９	海浜空間における月別行事数	５
表５－３－４	環境管理の諸形態	１２
表５－３－５	共同管理作業の主体	１１
表５－３－６	解禁日対象品目の内訳	・
図５－３－１０	海浜空間の利用項目数と管理主体の関係	６
図５－３－１１	海浜空間の利用と管理時期の対応	８
図５－３－１２	漁家率・生業類型からみた解禁日対象品目数	８
		１９７
図５－３－１３	ケ・ケガレ・ハレの循環構造モデル	１３
図５－３－１４	河川改修の影響（間垣ー竹林ー山林の関係）	１２
図５－３－１５	防波堤整備の影響	３５
図５－３－１６	集落と沿岸道路との関係からみた海浜空間の利用実態	２３
表５－３－７	海浜空間における消滅行事の事例（一部）	２１
図５－３－１７	集落と沿岸道路との関係からみた消滅行事数	６
図表　２４	図１７、表７	

6章

集落に内在する
生活環境形成の論理

－第２編の考察で明らかになった知見－

第２編の考察で明らかになった知見

計画学において集落に着目する意義は、地域住民の主体的な土地への働きかけによって形成された集落空間・集落土地利用に内在する「計画の論理」を読み取ることにある。第２編の考察から、得られた知見を以下に示す。

１．相対概念としての地域主体の共同性

（１）地域主体の共同性の生成

ここでは、中久保集落のもつ完結性、共同性、平等性、単位性という特質に着眼してモデル（一つの典型）として分析する妥当性について述べ、中久保の共同性の形成と展開の過程を概観した。

第１編の考察で、共同体論の論点を整理したが、従来の共同体論の中には、共同体を前近代・資本主義に先行する社会形態と固定概念として捉えるものが主流であった。ここでの考察の結果から、集落社会における共同性は、固定した枠組みで捉えられるものではなく、歴史的に展開する相対概念であることが明らかになった。

（２）社会構造の段階的構成と重層性

中久保集落において、生活基盤及び経済的基盤を維持・発展してきた背景には、極めて明快な集落社会の協力関係の仕組みと新たな共同性の展開とを見いだすことができる。中久保集落では、個々の家と家の間の相互協力・相互扶助の仕組みと種々の社会関係の組織化が「共同慣行」や「社会組織」として集落社会の社会構造に組み込まれ、また生成されてきたことをここでは明らかにしている。その概要を以下に要約する。

中久保集落における社会組織は、三つのレベルからなる。

すなわち、①家段階、②組段階、③集落段階の三つのレベルの社会組織の段階的構成を集落社会は有しており、家は住居、集落は集落空間に対応している。家段階、集落段階の間に位置する組は、相互に協力する内容により幾つかの空間的組み合わせによって異なった幾つかの組が形成されており、質の異なった組が重層することによって集落の結束をつよくする紐体としての役割と機能をも有している。これに、④集落間共同の段階を加えた四つのレベルでの成員相互、組織相互の協力関係とその内容について本節では概括した。

２．地域主体の共同性からみた集落域の空間構造

（１）集落域の土地利用・土地割形式にみる平等原則と空間構造

中久保集落のみつまた焼畑時代に焦点をあわせて、焼畑耕作地の開墾と土地割形式にみられる集落社会の平等的共同性の性格を明らかにし、さらに、集落域における空間構造を社会構造・生産様式との関連から考察し、以下の知見を得た。

① 中久保集落における土地所有は、焼畑耕作という生産活動や集落社会構造と結び付いた土地割を基礎としていること

② 焼畑耕作地の利用と土地の配分にみられるように、土地の利用と所有は、一体的な関係にあり、集落社会の平等的共同性の論理が反映していること

③ その結果、集落域における所有地の分布や所有面積においても各戸の平等性が確保されていること

④ 集落域における土地の利用形態や所有形態は立地場所によって一定の特色がみられること

⑤ 集落域レベルの土地利用は、主として日常生活活動（居住や社会活動、自給作物栽培等）の濃密な主生活域、みつまた畑が立地し主要な生産活動の場となる主生産域、トネビラキに象徴される保全調整域の３つの性格の異なる領域によって段階的に構成されていること

⑥ ここで抽出された３つの領域は、土地所有の空間構成とも対応するもので、土地利用と土地所有の結び付いた空間構造と理解できること

中久保集落における焼畑耕作地の配分には、徹底した平等原理が貫かれており、土地所有はその論理が投影した結果である。すなわち、特定の人（家）がいて、集落社会において平等原理（規範）があって、土地の配分がなされる。その配分には、労働形態に対応した合理性が含まれている。焼畑耕作地における土地の配分には、その収益を平等に配分するという原則が貫かれており、耕作地周辺の土地の配分には、税負担を均等に配分するという原則が貫かれている。ここで重要なのは、実態に即した平等原理が存在していたことであり、形式的に土地を配分し、その結果、所有面積に均等性があらわれたのではないということである。

焼畑は、焼畑農民の自給自足、食糧確保のための輪作体系であったが、近世には、こうぞ、茶、やがて、換金作物である三椏・桑の導入によって近代化した農業形態へと脱皮した。その後の焼畑は、山村地域の経済基盤を支える換金作物として隆盛をみるが、昭和30年を境に、急速に消滅へと向った。本稿で

は、中久保集落のみつまた時代までに焦点をあわせて考察を進めてきた。この時代に確立された土地所有は、昭和30年以降の林業多角経営時代、昭和50年以降の二拠点生活時代においても多少は変化したが、その基本構造は今日まで継承されている。土地利用については、みつまた消滅後、杉・檜の植林がなされ、焼畑のむらは林業のむらへと変化している。みつまた消滅後の土地利用・土地所有の展開については、後述したい。

ここでは、中久保集落の集落域における土地利用の空間構成を土地所有、共同性の対応から考察し、主生活域、主生産域、保全調整域からなる段階的な空間構成とその実態を明らかにすることができた。

（２）生活地名にみる意識空間の構成

集落域の意識空間の構成を明らかにするために『生活地名』を「一定の地域空間に対応する地域社会（地域主体）内部で日常用いられる土地（土地区画・地点）に対する呼称」と定義し、生活地名分析によって、中久保集落の生活地名の分布特性を明らかにした。さらに先に抽出された土地所有・土地利用の空間構造と意識空間との対応を生活地名に着目して明らかにできた。

ここでは、①先駆的地名研究の成果を整理し、『生活地名』の概念と性格、地名に着目した生活空間（集落空間）の分析手法を概括すること、②中久保集落で採取された生活地名の分布特性と立地場所による生活地名の性格の相違を明らかにし、集落域の意識空間の構成を考察することの２点を具体的な研究課題として考察を進めた。

生活地名による意識空間の分析の手順は、①生活地名の採取・確認作業、②生活地名分布図の作成、③生活地名の分類、地名面積、平均一筆面積などの分析指標の把握、④生活地名一覧表（データ・ベース）の作成を経て、生活地名分析を行うもので、その結果、住居からの距離によって、生活地名分類、生活地名面積、平均一筆面積の特徴も異なり、生活地名の分布・立地には、一定の傾向があることがわかった。

そして、集落域を構成する土地に対する住民の意識が、①住居から遠ざかるにつれて段階的に希薄になっていくこと、②集落境界や意識空間のひろがりの節目となる地点（地区）には信仰地名やランドマークとなる生活地名が存在し、特に強く意識されている場所となっていることを示す意識空間の概念モデルを示した。

（３）集落域の空間構造

ここでの考察では、中久保集落で採取した生活地名を用いて、生活地名分析から集落域の意識空間の構成を明らかにする手法の有効性を確認し、具体的

な知見として以下の３点を得た。

① 集落域の意識空間は、住居から集落界に至る段階的な空間構成をもち、領域構成の節目となる意識空間の存在によって秩序づけられていること

② 集落域の意識空間が３つの領域によって段階的に構成されること

③ この領域は、先の報告で明らかにした主生活域、主生産域、保全調整域による集落域の空間構造（土地利用や土地所有の空間構造）と対応していること

３．土地の複合的性格からみた集落域の空間構造
－奥能登外浦・上大沢集落の研究－

（１）土地の複合的性格からみた土地利用の空間構成

奥能登外浦に位置する沿岸集落の実態調査を通じて、①集落土地利用は、個々の土地利用が複合的な役割を担うと共に他の土地利用や地域住民の生活・生産活動と不可分な関係によって相互に結びついていること、②これらの土地利用の複合性・関係性によって、集落域の個々の土地利用は、合理的な配置関係を獲得し、住居から集落域に至る秩序だった空間構成を獲得していることを実証的に示した。

ここでの考察では、①集落域は、生活活動の濃密な空間から生産活動の濃密な空間へと段階的に構成されていること、②個々の土地利用が他の土地利用と機能的関係を有することによって、集落域全体として合理的な配置関係が獲得され、秩序づけられていることがわかった。

また、具体的知見として以下の諸点が明らかとなった。

① 収入面では集落外での就労が中心であるにもかかわらず、いづれも農繁期には農業を優先できる職種についており、一年の生活リズムは農林漁業の一次産業によって規定されていること、

② 農・漁業を基調に、林業・観光、地域外就労の総体によって生活（家計）が支えられていること

③ 土地の利用と住民の生活の間には、山林が住民の生活を支え、住民の山林利用が山林を管理・保全するような「利用と保全の一体的関係」がみいだせること。

④ 集落域の土地利用の配置には、順次、外縁の山林が隣接する南部の農地を、集落周辺の農地・山林が集落を保全するという土地と土地の保全関係が存在していること。

⑤ 個々の土地利用は、単独ではなく、周辺の土地利用と相互に機能的な

関係を有して存在し、生活上合理的な集落域の空間構成をつくりだしていること。

⑥ 陸域方向の集落域は、日常生活の拠点となる集落を中心に、集落周辺に立地し、特に利用度が高く緻密に利用されている農地、生産活動の主要な基盤となっている農地、集落の共同的利用がなされ、一部自家菜園も立地する山林へと段階的に構成されている。また、海域方向も、陸域と同様に、日常生活が濃密に展開される空間から、生産空間へと段階的な空間構成となっている。

以上の考察から、上大沢集落における土地利用の特徴および空間構成の仕組み（論理）を要約すると以下のように整理できる。

① 集落域の土地利用は、個々の土地利用が複合的な役割を担うと共に、他の土地利用や地域住民の生活・生産　活動と不可分な関係によって相互に結びついていること。

② 住居・集落から集落域に至る集落空間は土地利用相互の結び付きによって秩序づけられていること。

③ 集落レベルの空間構成は、主屋ー前庭（庭道）ー付属棟からなる住居単位が、集合することによって海への軸線と屋敷群が形成され、さらに神社、旧家を中心に屋敷群が集合することによって集落が形成されていること。

④ 住居、屋敷群、集落は、それぞれ固有の空間構成をもつ単位空間であると同時に、住居は屋敷群、屋敷群は集落の構成要素となっている。すなわち、集落は、単位空間である住居、さらに屋敷群の集合体として構成されており、住居・屋敷群・集落へと段階的に広がる単位性を有した空間の包摂関係を有しているといえる。

⑤ 住居・集落から集落域に至る集落空間は、集落を中心に海域方向と陸域方向の２つの方向性をもつこと、

⑥ 集落と周辺土地利用が一体的な関係をもった生活活動の濃密な領域から、生産基盤となる領域、さらに集落の縁辺部に立地する保全と調整を担う領域によって段階的に構成されていること。

（空間構成の方向性と段階性）

本稿の知見から、計画対象となる限定された集落域の一部の土地を対象とするのではなく、住居から集落域に至る土地利用を包括的に捉えること、個々の土地利用の複合的役割や周辺土地利用との関係に対しても十分注意を払うこ

との必要性の根拠が得られた。

（４）土地の利用・所有・意識からみた集落域の空間構造
ー奥能登外浦・上大沢集落の場合ー

ここでは、集落域を構成する個々の土地利用の配置関係・空間構成と、土地所有及び土地意識（生活地名）の空間配置との対応（整合）を考察し、土地利用、土地所有、土地意識（空間認識）の３つの側面から集落域の空間構造を解明した。

具体的には、①地域住民が日常的に用いる小地名（生活地名）に着目し、集落域の土地意識・空間認識の組立てを明らかにする。（意識空間の組立の解明）、②集落社会における社会関係の土地（空間）への投影の主要な要因の一つとして土地所有に着目し、土地所有の属地・属人的関係、土地所有と集落土地利用の空間構成の対応を明らかにする。（土地所有の空間構成の解明）、③土地利用の空間構成、生活地名の分布傾向、土地所有　の空間構成の対応に着目し、三つの位相空間の統一体としての集落域の空間構造を明らかにするの３点を課題に考察を進めた。

その結果、得られた知見は以下の通り。

① 集落土地利用の空間構成は、土地所有や空間認識の空間構成とも整合性を獲得した三つの基礎領域、すなわち主生活域、主生産域、保全調整域によって段階的に構成されていること
（集落土地利用の三つの基礎領域）

② そして、集落域の空間構成は、陸域方向と海域方向の二つの方向性を有する概念モデルとして図のように把握できること、

③ 三つの基礎領域をそれぞれ主生活域、主生産域、保全調整域と呼べば、
ｱ)主生活域：日常生活活動の拠点となる住居・集落を中心に、種々の生活施設や濃密な利用がなされ集落環境の保全にも寄与する周辺農地を含む領域。この領域には、手間のかかる作物や自家消費野菜などの生産空間（畑、育苗用ハウス）、生産を補完するための施設、集落を洪水からまもる水田などの生産空間も立地し、集落と隣接する土地利用が一体的な領域を形成している。
ｲ)主生産域：主要な生産基盤である農地を中心とする領域。集落社会の社会的性格（生産関係・社会関係の特質。上大沢集落の場合、土地所有の階層性）と最も対応する。
ｳ)保全調整域：主要生産基盤を保全する山林や下層住民の自給用菜園、共有地が存在し、集落社会の存続・保全に寄与する領域。一般に土

地の利用度は低い。

これまでの考察から、集落土地利用の基本性質および空間構成の論理を要約すると以下のように整理できる。

① 宅地、農地、山林、海浜など集落域を構成する個々の土地利用は、相互に関係をもって構成され、住居から集落域に至る集落空間を形成していること。（集落土地利用の一体性）

② 集落域の土地利用は、個々の土地利用が複合的な役割を担うと共に、他の土地利用や地域住民の生活・生産活動と不可分な関係によって相互に結びついた配置関係をつくりだしていること。（土地利用の複合性と関係性）

③ 土地の利用と保全には、土地相互間の機能的な関係と、土地を利用することが保全につながる土地の保全的利用によって人間と土地の相互依存関係が存在していること。（土地相互間の保全関係と土地の保全的利用）

④ 上大沢集落の空間構成は、主屋ー前庭（庭道）ー付属棟からなる住居単位が、集合することによって海への軸線と屋敷群が形成され、さらに神社、旧家を中心に屋敷群が集合することによって集落が形成されている。住居、屋敷群、集落は、それぞれ固有の空間構成をもつ単位空間であると同時に、住居は屋敷群、屋敷群は集落の構成要素となっている。すなわち、集落は、単位空間である住居、さらに屋敷群の集合体として構成されており、住居・屋敷群・集落へと段階的に広がる単位性を有した空間の包摂関係を有しているといえる。（空間の単位性と包摂関係）

⑤ 住居・集落から集落域に至る集落土地利用は、集落を中心に海域方向と陸域方向の２つの方向性をもって、集落と周辺土地利用が一体的な関係をもった主生活域、生産基盤となる主生産域、さらに集落の縁辺部に立地する保全調整域へと段階的に構成されている。（空間構成の方向性と段階性）

今回の考察から、上記に示した集落土地利用とその空間構成の論理が明らかとなった。

４．総括

（１）集落域の空間秩序モデル

集落域の空間秩序、すなわち集落土地利用秩序は「集落域という一定の地域空間において土地と土地、土地と人間の生活・生産活動とが相互に機能的関係を有して形成される合理的な土地利用の空間配置であり、地形条件（生態系）や土地所有（社会関係）・空間認識とも整合した主生活域、主生産域、保全調整域の三つの基礎領域からなる空間構成である」という空間秩序概念を得ることができた。

集落域の空間秩序の特徴は以下に整理できる。

① 空間構成の段階性（三つの基礎領域）
住居を中心とする主生活域、農地を中心とする主生産域、山林を中心とする保全調整域の三つの基礎領域によって段階的に構成されている。

② 空間構成の重層性
土地利用・土地所有・土地意識の空間構成が一致し整合性を獲得していること。

③ 構成要素の単位性：集落空間を構成する個々の土地利用は、固有の存在形態を有すると同時に、集落空間の構成要素ともなっていること。

④ 空間構成の階層性：イエとムラの空間構成原理の一致

すなわち、集落域を構成する個々の土地利用は、固有の土地利用形態としての単位性を有すると同時に地域生活空間系の要素としての関係性を有し、総体として三つの基礎領域からなる集落土地利用秩序が形成されているものと考えられる。

（２）集落土地利用の複合的性格

集落土地利用の複合的性格として、以下の基本性質が得られた。

① 土地利用の関係性：集落の土地利用は、単独ではなく、周辺の土地利用と相互に関係をもって存在し、集落を構成していること。

② 利用と保全の一体性：土地と人間の間には、土地を人間が利用し、利用を通じて土地が保全されるという一体的な関係が存在していること

③ 地利用の複合性：個々の土地利用は、利用目的以外にも複合的な機能を

もち、複合的な役割も果たしていること。

④ 土地利用の周期性：土地利用が稲作の作業行程を基本として四季に対応し、季節の変わり目に土地管理が組み込まれていること。

⑤ 土地利用の社会性：個々の土地の利用は、集落社会の自主的規制のもとで制約を受け利用されていること。

集落域は、地域社会の基礎単位である「ムラ」と対応する農山漁村地域における最も基礎的な生活空間の単位であり、ここに示した集落土地利用秩序は、地域社会と深く結びつくことによって実現されたものである。

今後、土地利用計画の体系化の中では、集落域を基礎単位とする計画体系の整備が必要な根拠として、、なわち、計画対象となる限定された集落域の一部の土地を個別的に計画するのではなく、住居から集落域に至る集落土地利用を包括的に捉えることが必要である。その際、個々の土地利用の複合的役割や周辺土地利用との関係に対しても十分注意を払うことが重要であると考えられる。

今回の知見から、その論拠が得られた。

第 3 編
過疎化・都市化に伴う
地域主体の変化と生活環境形成の課題

7 章
過疎山村における居住様式の展開と土地管理問題

ー都市ー山村関係からみた二拠点型居住ー

１節　過疎山村における居住様式の変容と二拠点型生活

ー四国山村・中久保集落の二拠点型生活ー

１．過疎山村における地域社会の脆弱化と土地管理問題

山村社会の人口減少・世帯減少は戦後一貫して続いている。特に昭和40年年代以降の減少速度は急速で、過疎問題が深刻化している。特に、山村地域社会の脆弱化は、居住者の生活基盤をも弱め、過疎化に拍車をかける結果となっている。山村居住者の高齢化、人口流出は、土地利用面にも大きな影響を及ぼしている。耕作放棄地の増大、不在地主の増加など土地管理上の問題は深刻である。

一方、我が国の都市と農山村の関係は、急速な都市化・高度経済成長の過程を通じて従来の相互依存的な関係から分断状況に転じている。また、国土政策・地域政策においても国土の過密・過疎、都市・農村問題は個別的に取り扱われ、その相互の関係を捉える視点は極めて希薄であった。

それに対して政策の水面下では、都市と農山村を結びつける住民の主体的な胎動が今日展開しつつある。我が国の都市化は、欧米のそれとは性格を異にし、極めて急速な農山村から都市への人口移動を基軸に進展した。そして農山村（母村）からの流出者の多くは、都市居住者に転じた後も母村との関係を維持しながら生活を営んでいる。盆・正月等の帰省はそれが顕著にあらわれた現象といえる。都市社会において農山村と密接な生活上の関係を有しているものが極めて高い比率を占めていることは、我が国の都市社会の現代的特質である。

本節では、４章で取り上げた中久保集落を例にとり、山村流出者の都市居住形態の特質を母村集落の社会・空間との関係から明らかにすると共に、地域社会の共同性の新たな展開と山村の土地管理について考察する。

中久保集落（愛媛県上浮穴郡柳谷村大字西谷）は、四国地方の中核都市・松山から約 80 km、柳谷村の中心集落・落出からも約 20 km離れたところに位置する高知県境最奥地の山村集落である。当集落は昭和 30 年頃まで、我が国有数の焼畑地域でみつまたの主産地であった。明治末期のみつまた導入以来築き上げて来た地域（集落）社会の共同性は封建的性格から脱却した平等性を獲得し、焼畑消滅後も維持されると共に今日あらたな展開をみせている。

２．山村人口の流出構造と集落生活の広域化

２－１　山村人口の流出構造

中久保集落には、長子相続・分家禁止という不文律があり、後継ぎ以外は集落を離れる。図７－１－１は、昭和初期から現在に至るまでの中久保集落からの人口流出動向を示したものである。

昭和40年以前の人口流出は次三男・女子に限られ、中久保集落の人口も安定を保っていた。また、流出先も旧村内を主とする柳谷村内が大部分であった。これに対して昭和40年以降は、集落人口の減少が顕在化するとともに、人口流出傾向も異なって来た。

昭和40年以降の人口流出は、流出先（流出者の居住立地）の大部分が松山市内であること、後継者である長男の流出傾向がみられることの２点に大きな特徴をみいだせる。そして中久保集落の人口減少・後継者の流出・松山への流出先の集中といった傾向は、昭和48年を境に一層顕在化している。

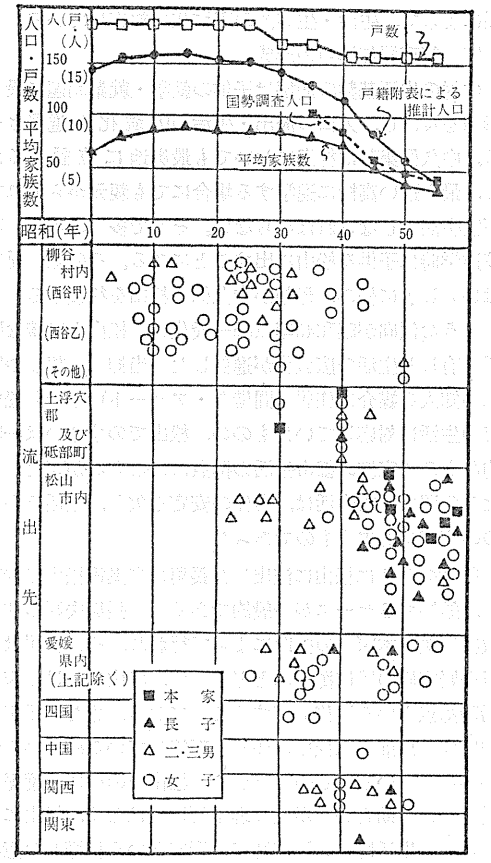

図７－１－１　人口の流出構造
（中久保集落の場合）

一方、中久保集落の戸数は、人口の減少に比べて、極めて安定していた。中久保集落では、明治以降、昭和30年まで18戸が維持され、その後、昭和30年に１戸、昭和40年に火災にあった１戸が離村したものの1982年現在で16戸が現存している。家の維持は、流出者にとって実家が維持されていることであり、流出者と母村を構造的に結びつけている。

尚、中久保集落では、常会に対して脱退宣言を行なうことによって完全離村とみなされる。

２－２　集落生活・生業の変容と広域化

旧来、中久保集落の生活と生業は、1000㌶におよぶ土地・山林に依拠して営まれて来た。昭和30年を境にみつまたの生産は激減したものの、パルプ材の伐採・造林等によって安定した集落生活が昭和40年頃まで維持されていた。し

かしその後、社会経済状況の変化に伴い山村の生活・経済基盤が崩壊し、集落生活は大きく変容した。

中久保集落の造林が一段落した後、中久保の主たる経済基盤は、中久保集落でのしいたけ栽培と森林組合・公社の労務班への参加による周辺地域での造林となった。それまで基本的な生活と生産が集落域でほぼ完結していた中久保の集落生活は、以降２つの系統で発展し、現在に至っている。

中久保における生業類型は、山村・多角経営型と広域・造林型に大別できる。前者は、しいたけ栽培を中心に田畑・山林の多角経営によって中久保における集落生活を維持しようとするものであり、後者は造林のエキスパートとして周辺集落・柳谷村域・愛媛県下へと生活・生業圏域を広域化させることによって経済基盤を支えようとするものである。

広域・造林型の場合、集落生活の占める比重が相対的に低下する。そのため水田の維持・管理には集落生活を維持している山村・多角経営型のものが協力している。それに対して、広域・造林型のものは、山村・多角経営型のものに農閑期の仕事（造林）を提供している。

中久保集落では、このような両者の新たな協力関係によって生活・生業圏の広域化に対応している。

３．山村－都市の二拠点型生活

３－１　都市居住拠点の形成

山村の生活基盤の崩壊は子供の就学・就業問題に最も影響を及ぼし、人口の流出・生活の広域化を進展させた。中久保集落は村内においても最も奥地に位置するため、最も近い高校に進学する場合にでも親元から離れて下宿生活をしなければならない。そこで多くの場合、高校進学時に子供を松山に出すことになる。その際、兄弟は一緒に住み、母親が中久保と松山を往復する。このような傾向が昭和45年以降一般化し、松山と密接な関係を有した生活の広域化が進展した。当初は、親戚や同郷の知人を媒介に住居（間借りやアパート）を借り、松山での生活に対応していたものの、松山での住まいは一時的なもので家族の都市生活の拠点形成にはいたらなかった。またこの間の家族生活は、居住の安定を欠き、生活そのものの安定を欠くものであった。

就学のために松山に流出した長男は、卒業後松山で就職し、結婚するケースが一般的である。長男夫婦の住居の取得は、親（本家）の援助によって行なわれ、その住居は長男夫婦家族の居住拠点にとどまらず、松山における家の活

動拠点という性格をも有することになる。また、長男が結婚する以前でも松山に住居を新築している例もいくつか存在している。このことから、松山での住居の獲得は、長男への援助という単純な理由でけではなく、松山における家の生活拠点・居住拠点の形成という積極的な意味が含まれていると考えられる。また、松山での生活拠点の獲得は、中久保居住者の通院をはじめとする生活利便上の諸要求に基づくと共に、生業圏の広域化に伴う活動拠点の形成という意味も含まれている。

松山に居住拠点を獲得した後も、中久保の住居は集落生活の拠点として維持されており、松山での住居を一方の拠点とした山村－都市の二拠点型居住が中久保の新たな居住様式として今日展開しつつある。

３－２　二拠点型居住の２類型

二拠点型居住に移行した中久保各戸の居住様式は、今日、生活・生業の時間的・空間的関係に着目することによって二つのタイプに分類しうる。一つは、中久保での集落生活を基調とする村主都従タイプで、いま一つは相対的に生活の拠点を都市におく都主村従タイプである。前者は、山村・多角経営型の生業類型に、後者は広域・造林型の生業類型に対応している。また、いづれの場合でも、山村－都市の二拠点型居住は、生活の年周期・集落の社会行事（常会・祭等）との対応で展開し、生活的・時間的秩序を獲得している。

（１）村主都従タイプ

隠居・本家夫婦は中久保の住居を拠点に集落生活を維持しており、長男夫婦家族は松山の住居を拠点に日常生活を営んでいる。

中久保の住居は、春から秋にかけて家族生活の拠点となり、祭や盆・連休等には長男夫婦家族をはじめ都市にでている子供たちが中久保の住居に集まる。長男夫婦家族は月に２～３回、娘や次三男の場合は月１回程度中久保を訪れるのが一般的である。お盆の晩に長男夫婦家族・娘夫婦家族全員が集まり、18人が宿泊したという場合もある。中久保集落は、標高 850ｍに位置しており、夏は涼しく過ごしやすいため、避暑を兼ねて子供を連れて夏休みの間ほとんど中久保で過ごすものも多くいる。また、秋祭りには都市に出ている長男（後継ぎ）も全員が参加し、盛大に祭が行なわれている。

このように、中久保の住居は、隠居・本家夫婦の集落生活の拠点となると共に、都市流出者にとっても実家・郷里としての性格を有した家の生活拠点ともなっている。

一方、中久保の冬は厳しく、積雪が１ｍに及ぶため、年が明けた後、中久保の隠居・本家夫婦の多くは、松山の住居に移り生活する。松山の住居は、都

市生活の拠点となると共に、正月行事をはじめとする冬期の家の生活拠点となっている。山村・多角経営型の冬期の主な生業は、松山近郊の山林でのしいたけ原木の採取、造林出働きであり、松山の住居はこれら冬期生業の活動拠点ともなっている。

（２）都主村従タイプ

本家夫婦の生活拠点は相対的に松山の住居に移っているものの、中久保の住居及び集落社会との関係は完全に維持されている。中久保の住居は農繁期・盆・集落行事等の生活周期の節目に対応して家の生活拠点となっており、松山の住居は日常生活の拠点となっている。広域・造林型の集落生活は、米を中心とする自給用作物の栽培と山林の手入れが主で、日常的な田畑の管理は、他にゆだねる場合が多いが、集落行事には積極的に参加している。

本家当主は、山林の手入れや集落行事のために月４～５回中久保に出向き、家族一同が中久保で年３～４回過ごすのが一般的である。また、隠居夫婦の生活は、本家夫婦に比べて中久保での比重が高い。

３－３　二拠点型居住への移行過程－都主村従タイプの場合－

図７－１－２は、村主都従の二拠点型居住への移行過程を吉田家を例に具体的に示したものである。以下、この事例に即して二拠点型居住への移行過程について説明する。

① 中久保での造林が一段落した後、しいたけを主として田畑・山林の多角経営によって生計を支えると共に、他の当主たちと森林組合の労務班に加わり他地域の造林を行なっていた。（昭和40年代前半）

② その後、公社造林を請け負い造林のエキスパート・総請負い業として自立している。（昭和46年以降）請け負う山林は、同村内から愛媛県下へと広域化し、近年は都市近郊山林が主な請け負い対象となっている。この間、当主は集落行事や農繁期、月１回の山林の手入れ以外は請け負い先に出向くことが多くなり、集落生活の比重が相対的に低下した。隠居夫婦や本家妻は昭和47年頃まで集落での生活を維持していたが、本家妻は長男の松山進学（昭和47年）・長女の松山進学（昭和54年）を契機に松山での生活の比重が増した。この時期において、家族生活は当主が造林を請け負った松山近郊（土居町）、本家妻・子供の生活する松山、隠居の生活する中久保というように相対的に多極化し、家族の別居状態が暫く続き居住の安定を欠いていた。

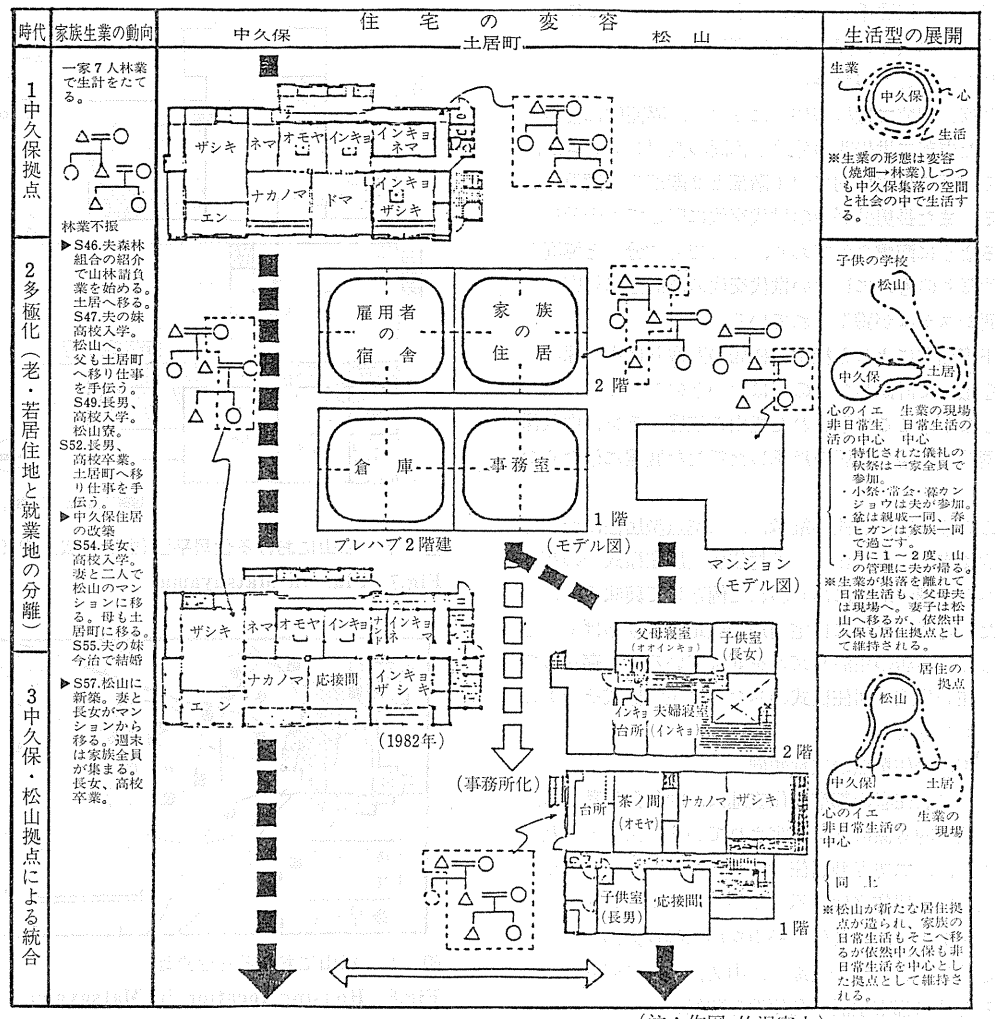

（注：作図 竹沢宣之）

図７－１－２　二拠点型居住への移行過程（都主村従・吉田家の場合）

③　昭和57年に吉田家は松山南部に住居を構えた。松山での住居の獲得によって隠居をも含めた家族全員が同じ屋根の下で生活できるようになり、中久保と松山の二つの居住拠点を有した生活が営まれるようになった。松山の住居は、日常生活の拠点であると共に、家の生活拠点としての比重も高くなった。当主は、日常的には松山の住居を拠点に生活し、ここから仕事先に出向くが、集落行事や山林の手入れのために月に４～５日は中久保で過ごす。隠居夫婦は春から秋にかけては中久保での生活の占める比重が高いが、冬から春先にかけては松山の住居で暮らす。また、農繁期・盆・祭には従来通り中久保の住居が家の生活拠点となっており、家の改修も行なわれている。

このように中久保の住居と集落社会との関係を維持しつつ吉田家は、都市に住居を獲得し日常生活の拠点を形成している。都主村従の二拠点型居住は、集落生活の変容、生活・生業の広域化・多極化に住民自らが主体的に対応した結果獲得された居住様式と言えよう。

４．母村関係からみた都市居住形態の特質

４－１　中久保集落の同棟二世帯型住居

生活空間の基本単位である住居は、極めて特徴的な形態を有しており、隠居慣行の強く反映した居住様式と対応している。

母村である中久保集落は民俗慣行としての隠居慣行が広く存在する地域に位置しており、住居形式（民家様式）は隠居慣行の影響を強く受けている。中久保集落では生計や炊事、常畑ひいては蔵の内部までも隠居（老夫婦）と本家（当主夫婦家族）が分割するという夫婦家族尊重、戸数維持という仕組みを持ちながら、一方では、本家と隠居が相互に、同じ屋根の下で協力し合うという老若世帯間の協同のシステムをもっている。さらに、このような生活様式・隠居慣行が完璧に空間のシステムとして様式化されている点に大きな特徴をみいだせる。中久保集落に現存する16戸の住居は、すべてこのような住居、すなわち「同棟二世帯型住居」と呼び得る特質を有している。（図７－１－３）

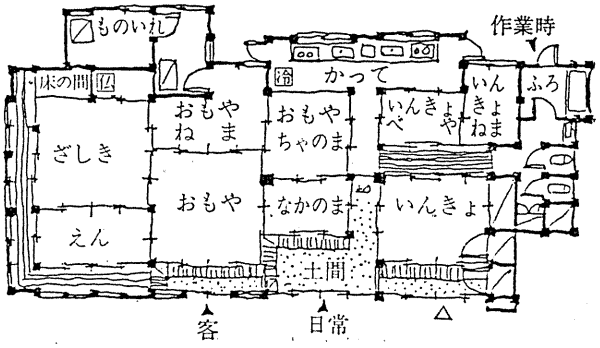

西田国光氏宅プラン（1982年・中久保集落）

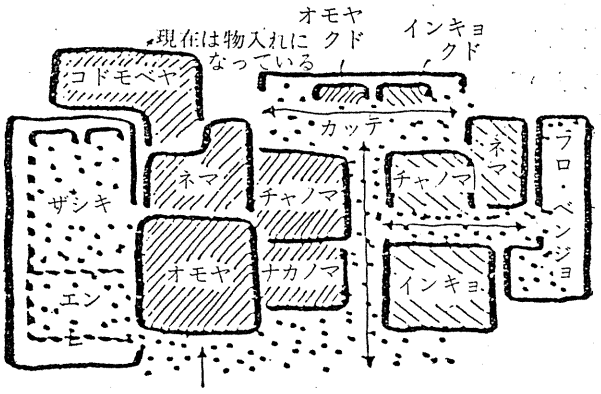

本家・隠居の生活領域

図７－１－３　中久保の同棟二世帯型住居

４－２　同棟二世帯型住居の継承

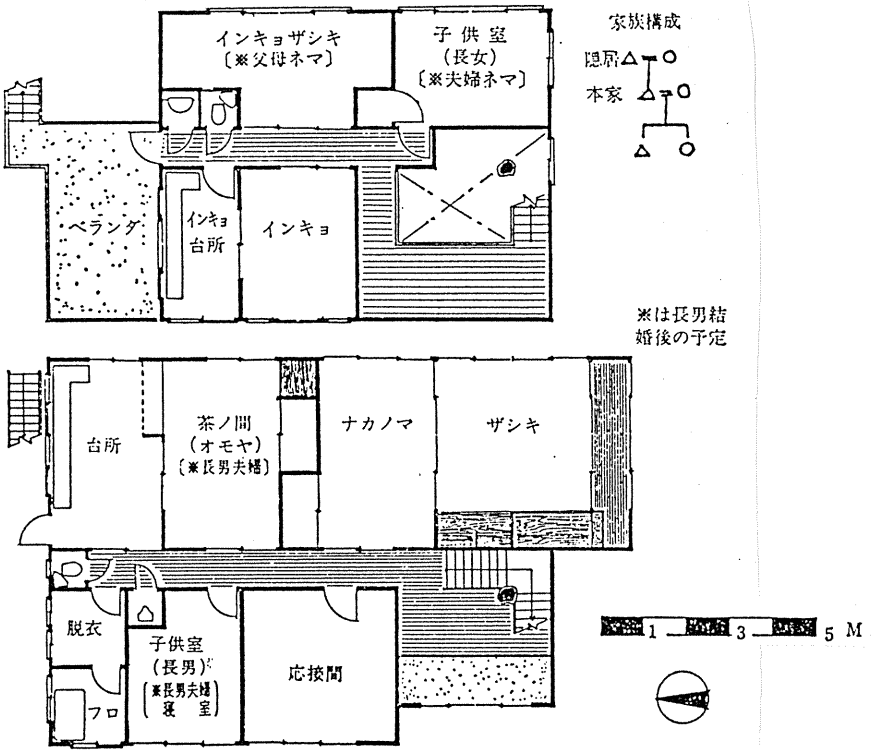

図７－１－４　松山における吉田家の住居平面

二拠点型居住の一方の拠点である都市住居は、母村である中久保集落の住居と極めて類似した機能を有している。図７－１－４は松山における吉田家（隠居父71才、本家当主46才、長男24才未婚：1982年調査時）の住居平面を示したものである。ここには中久保の同棟二世帯型住居の特徴が色濃く投影されていることが読み取れる。中久保の同棟二世帯型住居において、平面的に獲得されていた老若二世帯間の分離と協同の空間システムが松山の住居では立体的に（一階部と二階部で）獲得されている。また、長男結婚後の世代交代に際しても十分適応できるように配慮されており、ここでも「分離と協同」を一代限りのものにしない世代交代の周期性に対応しうる空間システムが獲得されている。

吉田家当主によると、松山の住居の間取りは、中久保の住居を意識して計画されたものではないとのことであった。しかしながら、ここに示された松山の住居プランは中久保での同棟二世帯型住居を継承した新たな展開に他ならないことは明かである。

このような居住様式の継承は、中久保出身者の都市住居において一般的であり、母村住居（居住様式）の都市住居への影響が端的にあらわれた例として興味深い。また、隠居のために自宅周辺の農地を借り上げることによって、隠居の生活リズムを守っている例も存在しており、住居形式・居住様式のみならず生活様式そのものの継承もみられる。

４－３　都市における同郷者の集住傾向

二拠点型居住者の都市居住立地は、中久保集落との地理的・社会的関係に強く規定されている。

図７－１－５は、二拠点型居住者をはじめとする中久保出身者の松山での居住立地を示している。

二拠点型居住者の都市居住拠点は、中久保と松山を結ぶ幹線道路である国道33号線の周辺に多く立地し、中久保へ日帰りを可能にすると共に、都市生活の利便性を確保している。このような都市居住拠点の立地傾向は、二拠点型居住者の大部分にみられ、中久保から車で90分程度離れた松山市南部の一定地域に集落各戸の都市居住拠点が近接立地する結果となっている。

また、先にも述べたように、二拠点型居住者の都市住居は家の生活拠点としての役割を担っており、次三男をはじめとする都市流出者との交流拠点ともなっている。そして次三男の住居立地も家の生活拠点となる本家・後継者の住居との関係に規定される場合が多く、松山市南部の一定地域に家族が近接して居住する傾向がみられる。

このように松山における中久保出身者の居住立地は、中久保集落との地理的・社会的関係

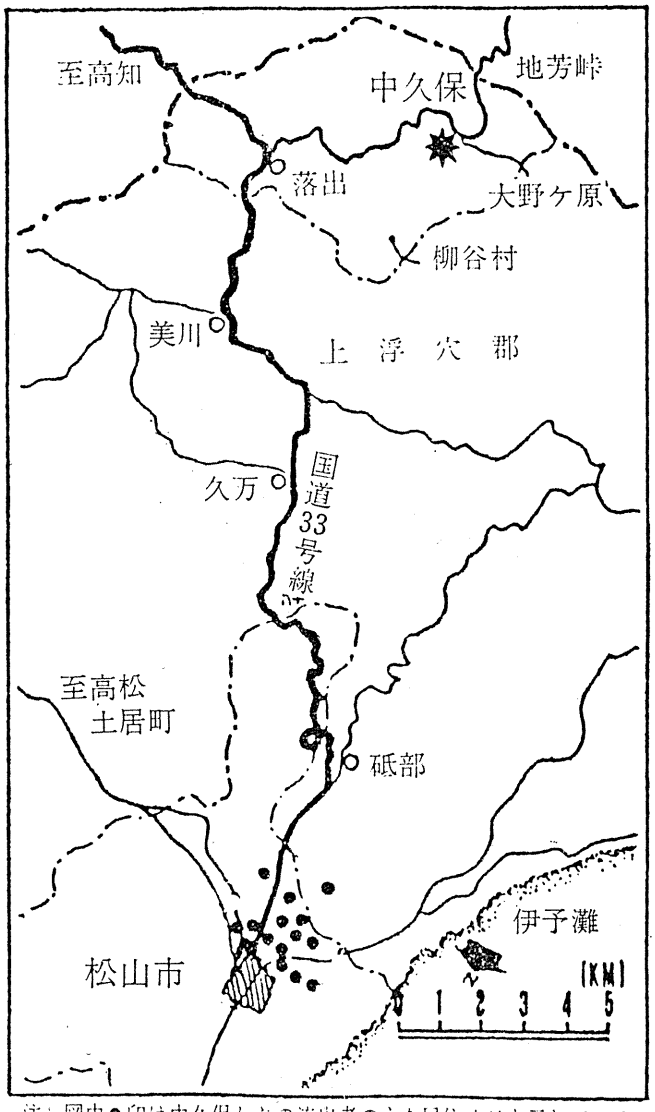

注）図中●印は中久保からの流出者の主な居住立地を示している。

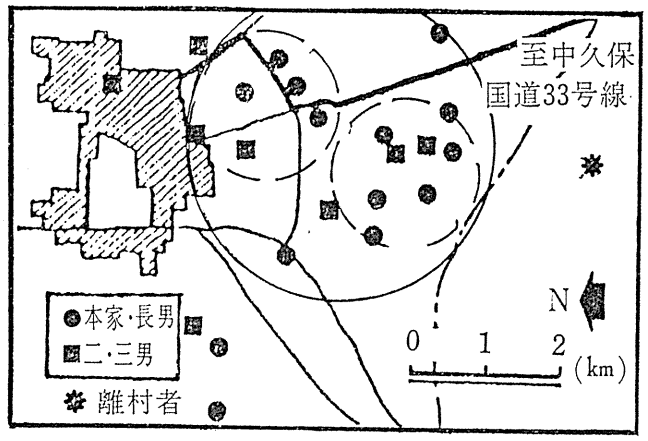

図７－１－５　松山における居住立地

に強く規定されており、同郷者の一定地域への集住傾向がみられる。その際、中久保の人間関係は都市においても継続され、新たな社会関係として展開している。

４－４　中久保集落との関係からみた都市居住の２つの型

中久保集落に現存する16戸の居住形態の基調は、都市・山村生活のいずれにも対応しうる二拠点型居住であった。ここでは、離村者をも含めて都市生活を営む中久保集落出身者の居住形態を中久保集落との関係（住居・集落生活・集落社会との関係）に着目して整理することにする。

中久保出身者の都市居住形態は、「二拠点型居住」と、中久保を離村し都市に流出した「離村都市居住」（都市定住）に大別できる。

表７－１－１　中久保集落出身者の都市居住の２つのタイプ

居住の型	二拠点型居住		離村都市居住	
	A	B	C	D
居住形態の特徴 ＼ 山村集落との関係	村主都従タイプ	都主村従タイプ	松山南部郊外に居住し定住性が高い	大都市へと転居し定住性が低い
住居の維持	◉	◉	×	×
常畑の維持	◉	△	×	×
水田の維持	◉	○	×	×
山林の維持	◉	◉	◉	×
墓	◉	◉	◉	○
集落行事	◉	◉	×	×
都市居住の立地特性	母村との地理的・社会的関係		母村との地理的関係	
	← 都市居住立地の限定性 →			

注）次三男・子女を除く

表７－１－１のＡ型は、山村－都市の二拠点型居住の村主都従タイプ、Ｂ型は都主村従タイプである。Ａ型、Ｂ型共に、中久保の住居・集落社会（集落行事への参加）との関係を維持しうる都市居住拠点を獲得すると共に、都市生活においても中久保の人間関係を維持した新たな社会関係を生成している。

Ｂ型（都主村従タイプ）は中久保での集落生活の比重が低く、田畑の利用度が低下する傾向があるものの、山林の手入れ・維持は定期的に行なっており、自給用の米作は継続している。長男が結婚を契機に、中久保での米作を積極的に行なうようになった例もある。

二拠点型居住の特徴は、中久保との地理的・社会的関係に強く規定された都市居住立地、都市における同郷者の集住傾向、山村・都市生活の維持・確保、居住様式の継承等があげられる。

一方、中久保集落から離村（脱退）し、都市に流出した離村都市居住者のうちＣ型は、中久保集落において山林・墓を維持している。また、居住立地は中久保との地理的関係に規定されている。Ｃ型の場合、中久保には住居がなく、山林の手入れを一日のうちに行なう必要があるため、その住居立地は、Ａ型・Ｂ型の二拠点型居住者の場合より中久保よりになっている。それに対してＤ型は、中久保に墓を残すのみでその居住立地も他のケースとは全く傾向を異にしている。Ｄ型のあるものは、まず松山南部郊外に流出し、その後松山中心部へ転居し、松山市内を幾度か転居した後、東京へと流出している。Ｄ型は、中久保離村後、暫くは集落の人々との関係を保っていたが、転居を繰り返すにつれ人間関係が希薄になり、現在では全く交流がない場合が多い。

このように中久保出身者の都市居住は、中久保集落との地理的・社会的関係によって強く規定されていると共に、集落生活の比重（住居・田畑・山林等の維持・利用）に対応した立地形態をとっている。

５．新たな共同性の萌芽と土地管理

５－１　母村における生活主体間の新たな協力関係の萌芽

ここでは、母村における都主村従タイプと村主都従タイプ、すなわち生活主体間の新たな協力関係の展開をみることにする。次に示した表７－１－２は、田、畑、山林の管理、土地売買の状況を整理したものである。

ここで注目しなければならないのは、無秩序に土地の貸借関係が結ばれるのではなく、都主村従タイプ、村主都従タイプの類型間にその関係がみられることである。

表７－１－２　二拠点型生活時代における土地管理をめぐる生活主体間の協力関係

生活タイプ				二拠点型タイプ														近年転出		備考
				村主都住・母村拠点								都主村住・都市拠点								
				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	
二拠点型生活	村主都従型	母村密着 多角経営 母村密着 造林請負 母村密着 多角経営 母村密着 林業日雇	A B C D	ホ借			ホ貸							ホ借	田借 田借			田買		2 1 2 0
		広域生活 多角経営 広域生活 多角経営 広域生活 林業労務 広域生活 林業労務	E F G H										ホ借	田委 ホ借	ホ借 田買			畑借	畑借 畑借	4 0 1 3
	都主村従型	広域生活 造林請負 広域生活 造園業 広域生活 造林請負 広域生活 造林請負 都市拠点 会社員 夏山冬里 隠居生活	I J K L M N	田貸		ホ貸 田貸	ホ貸	田手							田借	畑借				0 2 3 3 0 0
近年離村	離住都市居住 昭和59年転出 離住都市居住 昭和59年転出		O P		田売			畑貸		畑貸	畑貸									2 2

参考　表の見方：売は売却、買は購入、委は管理委託、受は管理委託を受けたことを示す
下段は土地の利用形態を示す。田は水田、畑は常畑、ホはしいたけ栽培のホタバを示す。
備考欄では、土地管理面で関係する戸数を示した。
ＡＢ・・・Ｐは家番号。

1986年調査、村民ヒアリングより作成

母村での生活比重の低下した都主村従タイプと村主都従タイプの間のしいたけ栽培の場であるホタバ（山林）の提供・貸与を通じて、山林維持とホタバの確保ができている。このホタバは、住居から近いことが立地条件であることから主生活域における山林がその対象となっている。また、ヒアリングによると、畑の貸借は隣接して畑を所有する近隣組織（組）のものへ、田は親戚に貸す傾向があるという。

しかしながら、母村に生活比重をおくものの高齢化が進み、土地の管理に弊害がでていることも事実である。４章でみたように、1982年には生活道路と住居周辺の植林を禁止した土地利用協定が集落で合意されている。これは、自律的土地利用規制は新たな共同性の展開とみることができる。

このように、集落の共同性の新たな展開と生活主体間の協力関係の生成が確認できる。

５－２　不在地主と耕作放棄地の増大－過疎化・高齢化に伴う土地管理問題

二拠点型生活化という集落生活及び定住様式の変化は、集落空間の利用・所有・認識にも及んでいる。近年の変化の一つは、土地利用の変化で、老齢化、労働力不足に伴う集落周辺農地の縮小である（農地の植林化、耕作放棄）。第二の変化は、土地の地域外への売却であり、不在地主の増大である。

図７－４－６は、近年の土地流動化と売却された土地の立地を、図７－１－７は、1972年から1982年にかけて放置または植林された常畑を示している。

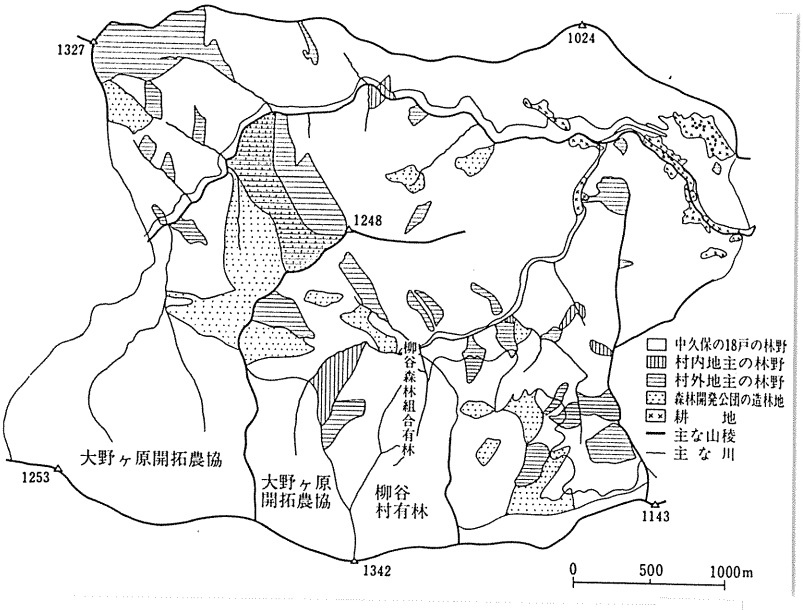

資料）1983年　森林簿他　文献１より引用

図７－１－７　不在地主の増大（原図：篠原重則）

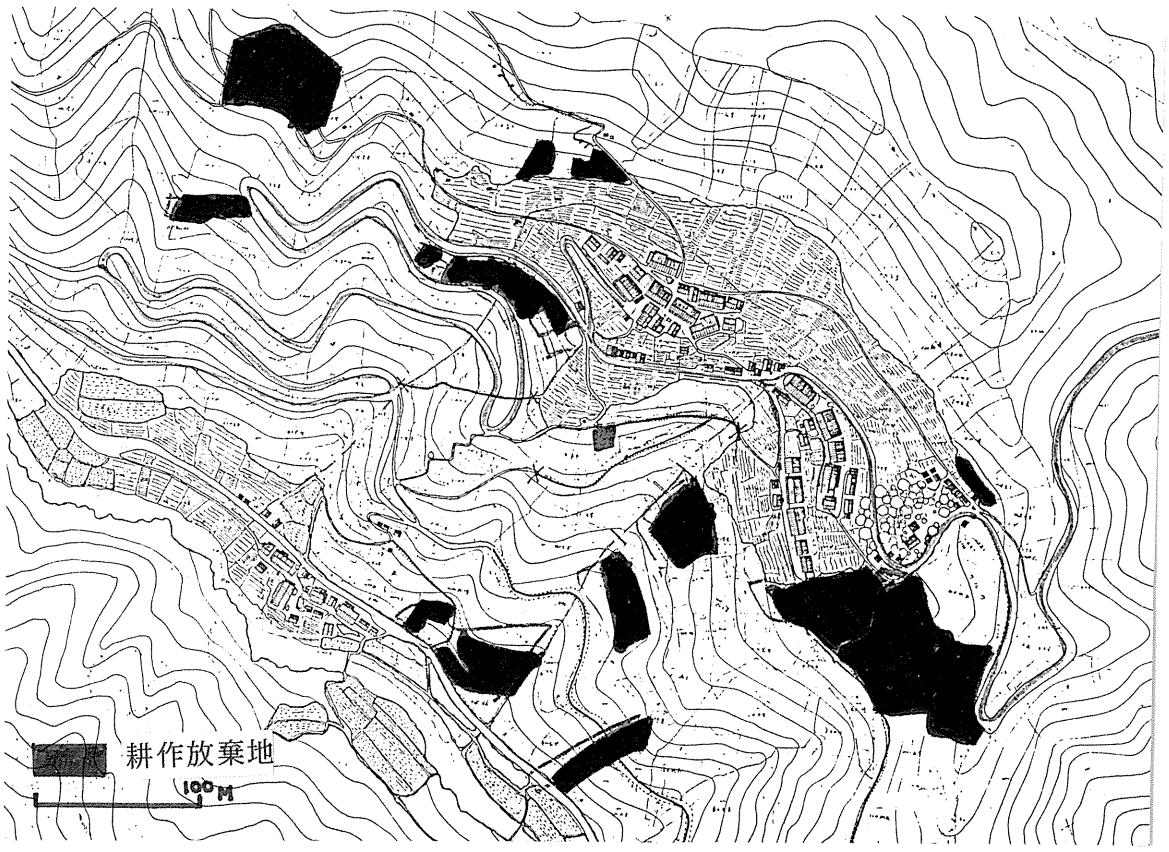

図７－１－７　耕作放棄地の分布（1972年と1982年の比較）

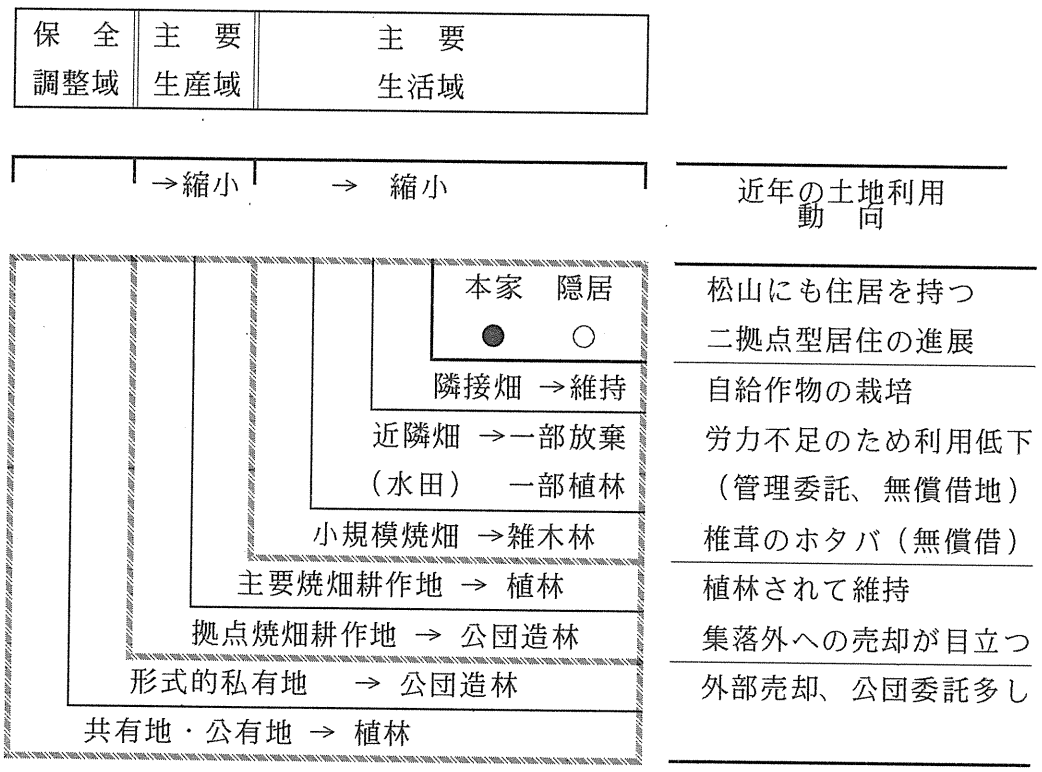

図７－１－８　近年の土地利用動向と集落空間の領域区分の対応

生活の広域化にともなって、都市生活・集落外の生活の比重が増すに従って、集落周辺の畑には木が植えられ、主要生活域が縮小する。また、同時に土地の賃借、流動化が進行する。集落周辺の畑については、隣接農地耕作者（近隣住民）に無償で貸与される場合が多く、水田は血縁者を優先に売却される場合が多い。それに対して集落外に所有する土地や集落外縁部の山林は、集落外のものにも売却される傾向にある。

５－３　領域区分との対応からみた集落域の土地利用・土地所有の変化

図７－１－８は、４章で明らかにした主生活域、主生産域、保全調整域の領域区分との対応から近年の土地利用動向、土地管理上の問題を整理したものである。

集落生活の比重の低下によって主生活域の外縁部の土地利用が低下し、耕作放棄地、植林が進む。また主生活域に属する山林は、しいたけの生産管理上の理由からホタバの適地となり、その利用が進む。

集落外縁、すなわち保全調整域の山林は、集落外への売却が目立ち、不在地主による土地流出が進行する。このことは、比較的集落に近い、主生産域の山林所有の維持ともみてとれる。

このように土地の利用・経営・管理の変化は、集落域における土地の立地場所との対応が明確であり、それは住居から集落域に至る空間構成から理解できる。

６．小活：都市－山村－の二拠点生活の特徴

ここでは、①我が国の都市と農山村の関係は、急速な都市化・高度経済成長の過程を通じて従来の相互依存的な関係から分断状況に転じていること、②国土政策・地域政策においても国土の過密・過疎、都市・農村問題は個別的に取り扱われ、その相互の関係を捉える視点は極めて希薄であったことに課題をあげ、都市と農山村を結びつける住民の主体的な胎動が今日展開しつつあることを山村転出者と母村関係から考察した。具体的には、中久保集落を例にとり、山村流出者の都市居住形態を母村集落の社会・空間との関係を明らかにすると共に、地域社会の共同性の新たな展開状況と山村の土地管理について考察した。

その結果、以下の知見が得られた。

［１］人口流出傾向の特徴

昭和40年以降の人口流出は、流出先（流出者の居住立地）の大部分が松山市内であること、後継者である長男の流出傾向がみられることの２点に大きな特徴が明らかとなった。

［２］二拠点型生活への展開

中久保集落の造林が一段落した後、中久保の主たる経済基盤は、中久保集落でのしいたけ栽培と森林組合・公社の労務班への参加による周辺地域での造林となった。それまで基本的な生活と生産が集落域でほぼ完結していた中久保の集落生活は、以降２つの系統で発展し、現在に至っている。

松山に居住拠点を獲得した後も、中久保の住居は集落生活の拠点として維持されており、松山での住居を一方の拠点とした山村－都市の二拠点型居住が中久保の新たな居住様式として今日展開しつつある。

二拠点型居住に移行した中久保各戸の居住様式は、今日、生活・生業の時間的・空間的関係に着目することによって二つのタイプに分類しうることが明らかとなった。

一つは、中久保での集落生活を基調とする村主都従タイプで、いま一つは相対的に生活の拠点を都市におく都主村従タイプである。前者は、山村・多角経営型の生業類型に、後者は広域・造林型の生業類型に対応している。また、いづれの場合でも、山村－都市の二拠点型居住は、生活の年周期・集落の社会行事（常会・祭等）との対応で展開し、生活的・時間的秩序を獲得している。

［３］二拠点型生活者の都市拠点での居住形態の特質

１）同棟二世帯型住居の継承

中久保集落における同棟二世帯型住居は、老・若夫婦家族を基本単位とする生活領域と世代交代の周期性が対応することによって様式化された極めて明快な論理性を有した住居である。そこには、個（夫婦単位）の尊重が個の自立と発展を促し、ひいては家の維持・発展につながるという協同生活の論理がみいだせものであった。このような論理が都市住居にもみられることがあきらかとなった。

２）都市における同郷者の集住傾向

二拠点型居住者の都市住居は家の生活拠点としての役割を担っており、次三男をはじめとする都市流出者との交流拠点ともなっている。そして次三男の住居立地も家の生活拠点となる本家・後継者の住居との関係に規定される場合が多く、松山市南部の一定地域に家族が近接して居住する傾向がみられる。

このように松山における中久保出身者の居住立地は、中久保集落との地理的・社会的関係に強く規定されており、同郷者の一定地域への集住傾向が存在

している。その際、中久保の人間関係は都市においても継続され、新たな社会関係として展開している。

［４］二拠点型居住の特徴

二拠点型居住の特徴は、①中久保との地理的・社会的関係に強く規定された都市居住立地、②都市における同郷者の集住傾向、山村・都市生活の維持・確保、居住様式の継承がみられること、さらに、③中久保出身者の都市居住は、中久保集落との地理的・社会的関係によって強く規定されていること、④集落生活の比重（住居・田畑・山林等の維持・利用）に対応した立地形態をとっていることに整理できる。

［５］土地利用の変化と新たな共同性の萌芽

生活及び定住様式の変化に対して集落空間の利用・所有・認識にも変容がみられる。近年の変化の一つは、土地利用の変化で、老齢化、労働力不足に伴う集落周辺農地の縮小である（農地の植林化、耕作放棄）。第二の変化は、土地の地域外への売却であり、不在地主の増大である。この山村生活・定住様式が変容する中で、集落の共同性の新たな展開と生活主体間の協力関係の生成が確認できた。

［６］過疎山村における集落土地利用秩序の変容モデル

過疎化・二拠点居住の進展に伴う集落土地利用・土地所有の変化を領域区分との対応から説明できた。このことは、土地利用・土地経営の変化には、集落域における土地の立地状況の違いによる一定の法則性が認められることを意味している。

中久保集落における土地利用変容・土地管理問題は、４章で示した集落域の空間秩序モデル（集落土地利用秩序モデル）を用いて、図７－１－９のモデル図として表現することが可能である。

このことから、集落域の空間秩序の概念モデルは、伝統的な空間秩序の実体モデルであると同時に、地域主体の内部構造の変容（この場合、二拠点型生活への移行に伴う地域主体の分化）に対する空間変容を説明しうる動態モデルとしても有効な空間概念であると結論づけられる。

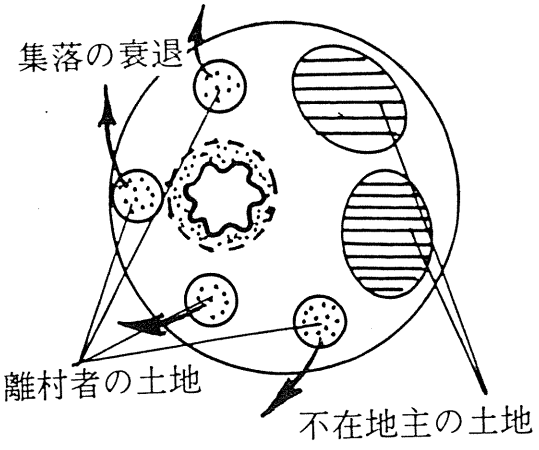

図７－１－１０　過疎山村における集落土地利用秩序の変容モデル

【参考文献】

１）篠原重則：四国山地の過疎農村、『日本の農村空間－変貌する日本農村の地域構造』、古今書院、1987年、所収
２）日本建築学会編：図説　集落、都市文化社、1989年

２節　母村との関係からみた過疎山村転出者の都市居住特性

１．緒言

１－１　調査の目的

前節では、中久保集落に焦点をあわせて、高度経済成長期以降の居住動向と地域社会の共同性の展開を概説し、「都市ー山村の二拠点型生活」の実態について報告した。本節では、中久保集落の位置する愛媛県上浮穴郡柳谷村を対象に、過疎山村からの転出者の居住特性と母村、地域社会との関係について考察する。

山村からの転出は、挙家離村の形態をとるものと、主として若年層のみが転出し、祖父母（隠居夫婦）や親（本家夫婦）は母村に居住する場合に大別できる。後者は、就学・就業を目的とした転出が大部分である。この場合、親が子供と共に都市に転出して住居を構える場合もある。先の中久保集落にみられた「都市ー山村の二拠点型生活」への契機は、子供の中学、高校への進学であった。ここで注目すべきことは、「二拠点型生活」化に伴う人口流出は、母村の地域社会から離脱した人口減ではなく、家族、地域社会との関係を維持した生活圏の広域化として捉えることができるという点である。

過疎山村では、人口・世帯減少による地域社会の脆弱化、高齢化が深刻な問題となっている。過疎化対策として、行政、自治体では様々な施策を講じているが、その主要な柱は人口（増加）対策、高齢化対策、地域振興策である。過疎山村において人口増加策の対象となるのは転出者の帰還が最も現実的な施策といえようが、転出者の把握や転出者の帰還意識の把握さえも十分に行われていないのが現状である。また、高齢化においては家族、土地資源の活用・管理においては転出した土地所有者、不在地主をも念頭にいれた対策がもとめられるが、転出家族と母村家族の関係、転出土地所有者の土地管理の実態も、行政の枠組みをこえることから十分に把握されていないのが現状である。

このような問題意識から、本節では、過疎化という厳しい現実の中で、家族や地域社会と転出者との結びつきが維持されていることの重要性に着目して、転出者の居住実態、定住・帰還意向の把握、家族や地域社会との関係、土地資産の維持・管理の実態を愛媛県上浮穴郡柳谷村転出者を対象に行った郵送アンケート調査結果の分析から考察する。

１－２　調査対象と調査方法

今回の調査は、「柳谷村同郷会名簿」（1982年改訂版）を基礎資料に実施した。分析に先だって、調査対象とした「柳谷村同郷会」の位置づけと調査結果の使用に関する留意点・限界を確認しておくことにする。

柳谷村同郷会は、松山近郊に転出した柳谷村出身者の親睦団体として設立された。その設立の目的は、①同郷者の結束を促す、②母村からの情報を得る、③母村を訪れる機会を設けるなどである。

1984年調査に行った同郷会名誉会長である谷岡義松氏からのヒアリングでは、「柳谷村同郷会名簿」は、各集落を通じて松山近郊の転出者を調べ氏名、住所、電話番号、職業を掲載したものであり、松山近郊の転出者の約７割は把握しているとのことであった。すなわち、母村で把握されている転出者が対象となっているわけで、母村との関係が全く無い地域社会からの離脱者は含まれていないことになる。

ここで今回の調査対象の性格を確認すると、柳谷村転出者のなかで、①松山近郊に転出しているもの、②母村によって把握されているもの（母村との関係が維持されているもの）、③1982年以前に転出したものということになる。

柳谷村からの転出者は、転出先、母村との関係に着目すると、以下の表７－２－１のように区分できる。

表７－２－１　柳谷村転出者の分類

転出先	母村との関係 有	母村との関係 無
上浮穴郡内	A	B
松山近郊	C	D
その他県内	E	F
県外	G	H

「柳谷村同郷会名簿」によって把握される転出者は、右図のＣタイプのものである。Ｅ，Ｆ，Ｇ，Ｈタイプのものも Ｊターンによって松山近郊に帰還した場合には、名簿に記載される。

同郷会会員には戦前に転出したものであっても、柳谷村、母村との関係が継続しているものが含まれている。

今回は３５１世帯に郵送配布し、１６０票の有効回答を得た。有効回答率は４６％である。

郵送調査は、柳谷村出身の世帯主を対象に、1984年12月に実施した。

表７－２－２　郵送アンケートの実施状況　（1984.12）

	柳谷村総世帯数	同郷会会員数	配布数	有効回答数	有効回答率（％）
合　計	８２８	５７１	３５１	１６０	４６

１－３　調査内容

今回の調査は、①転出時期、転出理由、②転出者の定住・帰還意向、③転出者の居住立地（母村との地理的関係、転出者の集住関係）、④母村との家族・地域社会との関係、⑤母村の土地資産の利用・管理の実態の５項目を主な内容としている。ここでは、主として転出者の定住・帰還意向との関連から、調査結果を分析し、その概要を以下に報告する。

１－４　転出時期とその背景

柳谷村は、県都松山から国道33号線を車で90分、約80km離れた愛媛県上浮穴郡に位置する山村で、高知県境に接する。先に紹介した中久保集落は、柳谷村のなかでも最奥地に位置する集落である。

柳谷村は、昭和30年頃までは、みつまた栽培によって安定した経済基盤を確保していた。その後、林業・造林によって経済基盤を維持するが、1963年（昭和38年）の豪雪を一つの契機に、人口流出が加速度的に進行し、典型的な過疎山村の様相を示す。柳谷村における人口流出は、子息の高校進学、山村における将来展望への不安などの要因によって進行し、現在は高齢世帯の自然減による世帯数の激減期に突入している。

図７－２－１に示した柳谷村の人口・世帯動向をみると、昭和25年（1950年）に人口のピークをむかえ、その後、減少傾向が続いていることが確認できる。世帯数については、昭和30年以降、減少が顕在化し、昭和40年以降、減少傾向が加速している。近年の世帯・人口の減少は、特に自然減が目立つ。

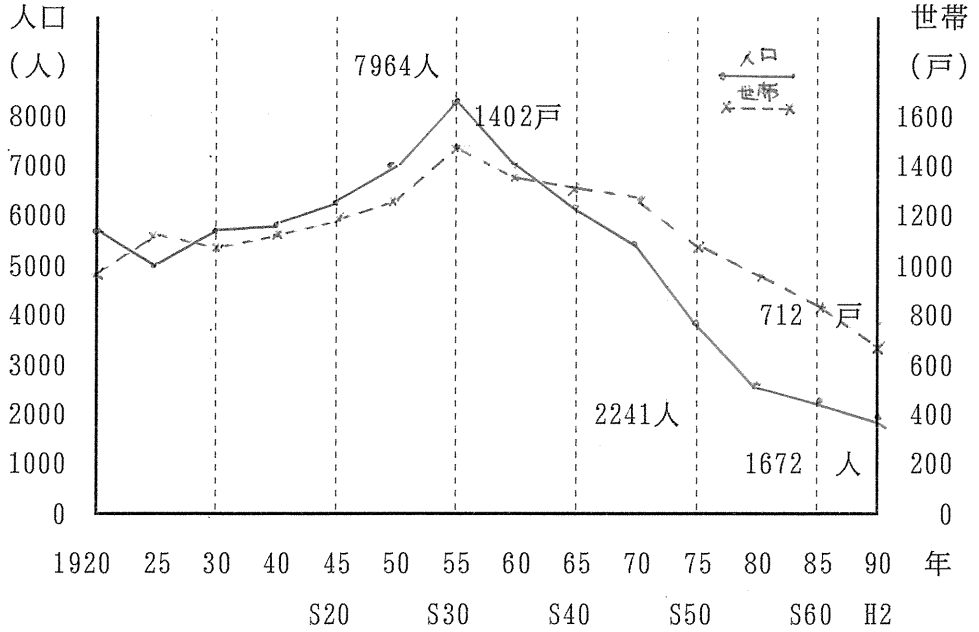

図７－２－１　柳谷村の人口・世帯数の推移

ここで、柳谷村からの人口流出の概要を、時代背景との対応からみておくことにする。昭和30年以前に転出したものは、柳谷村がみつまたや林業によって安定した経済基盤を維持していた時代の転出である。この時期の転出者は若年の次三男、女子、終戦後の引き上げ者の都市への帰還が多かった。昭和30年代は、みつまたが急速に消滅し、林業契機によって経済基盤が維持された時代である。この時期は、高度経済成長期に突入し、国土全域での都市化が進行する時代でもある。また、高校進学者が増えだした時期でもある。柳谷村には高校がないことから、村外への進学となる。昭和40年を契機に世帯数の減少が加速される。昭和40年当初は、転出先も郡内が多かったが、まもなく松山への転出が中心となる。これは、高校進学が郡内の高校から松山へと変化したことも一因である。そして、この時期から挙家離村が目立ちはじめ、その傾向は、現在まで継続している。

「柳谷村同郷会」会員で今回調査対象となっているものの転出時期をみると、昭和30年以前が32%、30年代が42%、昭和40年以降が25%となっている。また、転出時の年齢は、19才以下が44%と最も多く、20才代が25%、30才代が20%となっており、40才以上の転出は少ない。また、転出者の転出時における帰還意識についてみると、昭和30年以前に転出したものは、当初から帰還の意志がなく、近年の転出者には、帰還を意識しているものが増える傾向にある。

２．柳谷村転出者の転出理由と定住・帰還意向

２－１　転出理由

転出の理由は、「地元に適当な職業がない」が40%を占めている。これを転出時の年齢別にみると、20才代までは圧倒的に職業を理由とするものの比率が高いが、30才代、40才代と年齢が高くなるに従って、「子供の教育を考えて」を理由にあげるものが増える。特に、30才代では53%が「子供の教育」を転出理由としている。

転出理由を転出時期との対応からみると、昭和30年以前の転出者は、「長男でない」が約３割、「地元に職がない」が７割、「都会で生活したい」が２割と多く、昭和30年代に転出したものも同様の傾向を示すが、「子供の教育」を理由にあげるものが約３割存在する。昭和40年代以降の転出者については、「地元に職がない」をあげるものが約８割となり、「子供の教育」を理由とするものが約３割いる。昭和30年代以降に転出したものには、「皆が村を出たから」や、「親族・同郷人に誘われて」といった理由をあげるものが約２割いる。

表７－２－３　転出理由（転出時期別）　　複数回答、単位　％

転出理由	地元に適当な職が	林業経営の	都会で生活し た	家のな後継ぎ	皆がた村を離れ	親戚・知人	上級学校へ	子供の教育	子供と同居	その他
全　体	６３	４	１４	１２	４	８	１２	２０	３	１４
～30年	６１	０	２０	２０	０	３	１０	８	０	１８
30年代	６５	８	１４	１４	７	１３	１０	２９	０	１６
40年～	７０	５	８	０	０	９	１８	２３	１０	１３

２－２　転出者の定住・帰還意向

転出者の居住形態を帰還意向との関連から分類したものが表７－２－４である。尚、「柳谷村に戻りたいが、現実には都市に住み続ける」としたものは「都市定住型」に含めている。

その結果、転出者は、都市に定住を希望する「都市定住型」が66％と最も多く、「帰還志向型」が14％、都市に居住しながら母村の住居も維持するとした「二拠点型」が12％となっていることがわかった。

年齢別では、全年代で都市定住型が多いが、50才代では帰還志向型が25％、30才代では二拠点型が33％と比較的高い比率となっている（表省略）。

表７－２－４　転出者の定住・帰還意向からみた定住類型　　単位：％

都市定住型	現在のまま住みたいし、住み続けるつもり 現在のまま住みたいが、わからない 都市内で転居したい 柳谷村に戻りたいが都市に住み続ける	５４ ４ ５ ３	６６
帰還志向型	柳谷村に戻るつもり 柳谷村に戻りたいが戻れるかわからない	４ １０	１４
二拠点型	現在のまま住み続けるが、母村の家も維持	１２	１２
未定型	現在のまま住み続けるが、未定	８	８

３．転出者の実家・母村との関係

３－１　実家・墓の有無

まず、母村における実家の有無、墓の有無についてみることにする。調査対象全体では、母村に実家があると答えたものは全体の64％、墓があるとするものが62％であった。実家の有無を定住類型からみると、二拠点型は、当然ではあるが、 100％、帰還志向型では64％、都市定住型では59％となっている。墓については、二拠点型で約８割、帰還志向型で約７割が「ある」と答えているが、都市定住型では６割弱と低くなっている。このように都市定住型、帰還志向型、二拠点型の順で、実家を持つ比率が高くなる傾向があること、転出者の大部分が家とのつながりを持っていることが確認できる。

３－２　帰村頻度と帰村理由

転出者の母村との直接的な結びつきは、帰村行動によって把握できる。転出者の帰村頻度についてみると、「全く帰村しない」、「数年に１度程度」とするものは全体の１割にすぎず、９割の転出者が「一年に少なくとも一度以上」帰村している。帰村頻度は、「年に数度」とするものが約４割、「年に１、２回程度」とするものが約３割となっており、２割のものは毎月帰村する。

表７－２－５　転出者の帰村理由

	①祝い事	②葬式・法事	③墓参り	④盆	⑤正月行事	⑥祭	⑦山林管理	⑧避暑	⑨その他
都市定住型	30	57	72	47	18	13	22	7	18
帰還志向型	5	41	68	27	9	9	36	14	23
二拠点型	13	63	56	63	31	31	69	13	31
未定型	25	42	83	33	8	8	25	-	8

備考）複数回答。単位（％）

これを定住類型別にみると、二拠点型では、「毎週」と答えるものが約２割、「月に１、２回」も約２割存在している。帰還志向型は、「年に数回」とするものが５割、「年に１、２回程度」が２割と、帰村頻度が高い。それに対して、都市定住型は、約７％は「全く帰村しない」と答えている。

このように、転出者の帰村頻度は、転出者の定住・帰還意向と密接に関係していることがわかる。

転出者の帰村理由として、①祝い事、②葬式・法事、③墓参り、④盆、⑤正月行事、⑥祭、⑦山林管理、⑧避暑、⑨その他の９項目をあげて尋ねた。帰村理由で最も多いものは、「墓参り」で、続いて「葬式・法事」、「盆」、「山林管理」、「祝い事」、「正月」、「祭」の順となる。

定住類型別にみると、二拠点型では、他と比較して、「山林管理」が69％と多く、「正月」、「盆」、「祭」などの年中行事時に定期的に帰村するものの比率が高いのが特徴である。帰還志向型は、「墓参り」のための帰村が最も多いが、「山林管理」も36％と比較的高い比率となっている。

３－３　実家・母村からの米・野菜の提供と贈答

転出者は、実家や母村の知人から米・野菜などの提供を受け、さらに母村の知人へのお返しをするという交流がある。さらに、母村への寄付も、転出者の母村との関係をみる一つの指標となる。

転出者の71％は実家や母村の知人から、米や野菜などをもらい、逆に約85％の転出者は、母村の誰かに贈答品を送っている。また、約40％の転出者は母村への寄付を行っている。母村への寄付は、帰還志向型で60％、二拠点型で64％と高い比率となる。都市定住型で母村への寄付をしているとするものも約３割いる。この数値は、他と比較すると低いが帰還意志のない転出者でも、３分の１は、母村に対して何等かの貢献をしたいという意志のあらわれとみると高い数値と読み取ることも可能である。

表７－２－６　物品の贈与　（％）

	①米の・提野供菜		②母村への贈答		③母村への寄与	
	有	無	有	無	有	無
全　体	71	29	85	15	39	61
帰還志向型	90	10	86	14	60	40
都市定住型	67	33	86	14	31	69
二拠点型	82	18	79	21	64	36
未定型	54	46	80	20	42	58

このように物品の贈与から母村

とのつながりをみると、二拠点型、帰還志向型で強い結び付きが維持されていること、物品贈与は、母村から転出者への一方的な提供ではなく、相互に提供しあう関係になっていることが確認できる。

３－４　親との同居意向

今回調査した転出者の65％は、親が健在である。ここでは、親との訪問頻度、同居意向についてみつことにする。

別居する親がいるものは、51世帯で、全体の約３分の１である。別居親との訪問頻度は、「年に数回」が37％と最も多く、「年に一度は親元へ行く」とするものが68％となっている。二拠点型の場合、「月に１、２回」が33％「年に数回」が56％と高い比率となっている。逆に、母村の親が松山近郊の子息の家を訪問する頻度をみると、「少なくとも１年に１回以上」とするものが68％を占めている。このように母村の親と都市の子息は、相互に訪問しあう交流形態をとっている。

親との同居意向についてみると、「特に面倒をみる立場にない」（別に面倒をみるものがいる）が38％と最も多く、「親を呼んで同居」が32％となっている。この内、53％は二拠点型の転出者で、二拠点型の９世帯中、８世帯は「親との同居」を考えている。

４．母村との関係からみた転出者の都市居住の実態

続いて、柳谷村を転出し、松山近郊に居住する転出者の都市居住の実態を、母村との関係に着目して論じることにする。ここでは、転出者の母村との関係として、①居住地選択の理由、②居住地の母村との位置関係、③同郷人の都市での集住傾向、④転出した同郷人との日常の交流について調査した。

４－１　転出者の住宅

転出者の住宅タイプは、戸建て持家が85％と最も多く、共同住宅の持家は皆無である。借家は全体の15％にすぎないが、戸建て借家が約半数を占めている。今回調査対象者には独立していない若年層は含まれていないが、山村転出者の戸建て志向は読み取ることができる。

（ヒアリングでは、若年層の場合、親戚宅への間借り、民間アパートが多い）

４－２　転出者の居住地の立地特性

図７－２－２は、転出者の居住地の松山近郊での立地を示したものである。母村である柳谷村から松山へでる幹線道路は国道33号線であり、その周辺に転出者の居住地が多く立地している。これは、居住地の選定にあたって、都市生活の利便性を確保しながら、母村への交通の便も配慮した結果とみることができる。

さらに詳しく居住地の立地傾向をみると、同一集落出身者の集住傾向を読み取ることができる。これは、兄弟・親戚、同郷人（同一集落）と日常的つながりを求めたことや直接住宅の斡旋を受けたことに起因するものと考えられる。国道33号線沿線への集住傾向は、個々の転出者が母村との地理的関係を重視した結果とも読み取れる。しかし、国道33号沿線以外においても、同一集落出身者の集住傾向がみられることから、血縁・地縁者の集住という居住地選定傾向が確認できる。この点については、次の設問からも裏付けられる。

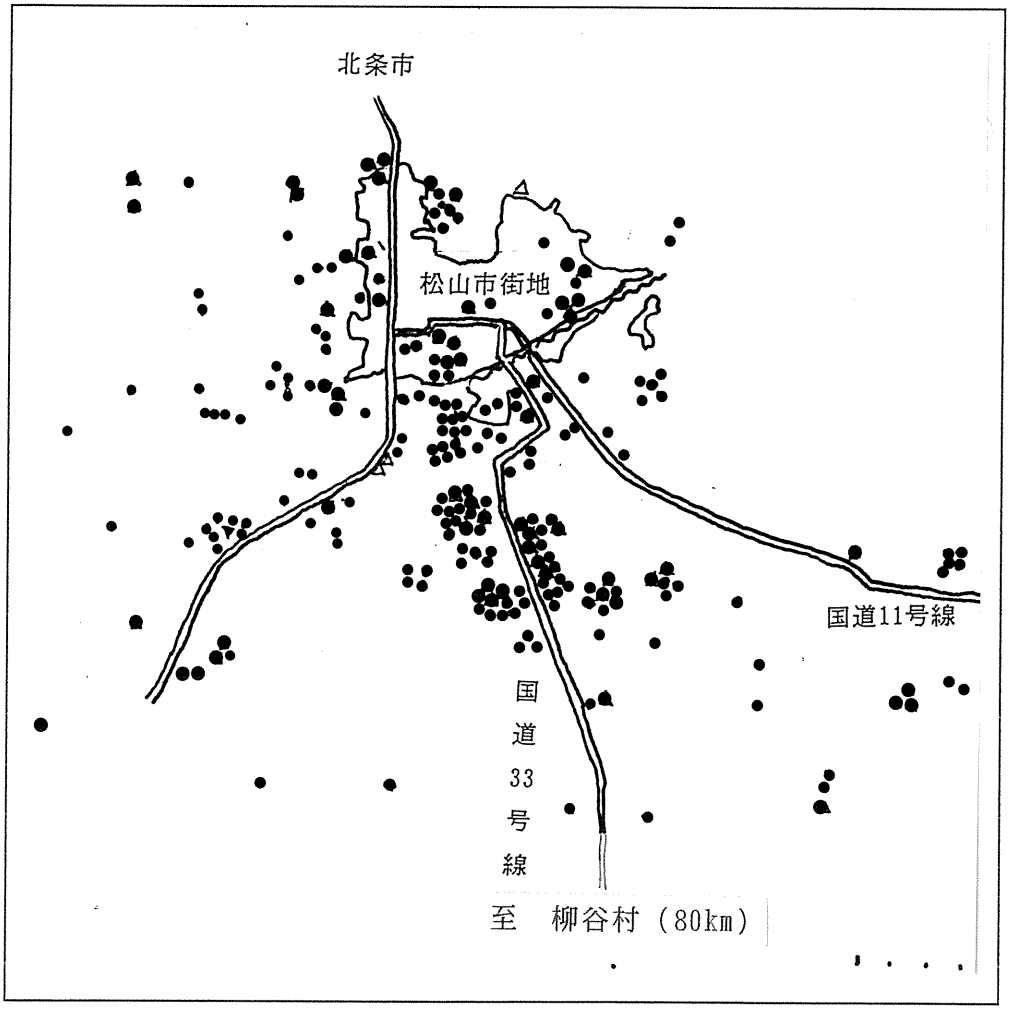

図７－２－２　松山近郊における柳谷村転出者の居住地の立地

４－３　転出者の居住地の選定理由

転出者がどのような理由で現在地を選定したのかを定住類型別にみたものが表７－２－７である。

母村との関係に着目すると、「村に帰るのに便利」とする地理的・交通の利便性をあげるものが、二拠点型で38％、帰還志向型で29％おり、高い比率となっている。また、二拠点型では「兄弟・親戚が近所にいる」を理由にあげるものが44％と最も高い数値を示す。都市定住型では、「兄弟・親戚が近所」が28％いるが、「村へ帰るのが便利」を理由にあげるものは14％と少ない。

表７－２－７　転出者の居住地選定理由

	①村のに帰にる便利	②兄弟・親戚が近所	③同郷者がいた	④土地を取り戻す	⑤職場・学校が近い	⑥その他
都市定住型	１４	２８	６	２０	２５	１９
帰還志向型	２９	２４	１４	１９	２９	２９
二拠点型	３８	４４	１３	２５	１９	１３
未定型	３６	０	９	９	３６	２５

備考）複数回答。単位（％）

５－４　都市生活における同郷者間の交流

転出者の都市における同郷者間の交流を、訪ね合う同郷者の数と訪問理由からみることにする。

転出者のなかで、同郷者間の相互訪問を日常的に行っているものは、全体の57％となっている。二拠点型では、実に81％のものが、転出先においても同郷者との交流を行っている。帰還志向型は、それよりも多く、87％のものが相互訪問の交流を行っている。

訪問時の話題は、「雑談」と答えるものが最も多いが、「仕事関係」、「山林の管理」、「集落運営・集落行事」を話題としてあげるものもいる。また、泊まったり、食事をともにする場合も多い。定住類型に着目すると、二拠点型、帰還志向型では「仕事関係」、「山林管理」の話題が多く、帰還志向型は「集落運営・集落行事」を話題とする訪問が約２割と高い。

このように、転出者の母村との関係は、都市における同郷者間の交流としても展開しており、母村の行政区域内にとどまっていない点に注目することが必要である。

５．転出者の母村における土地資産の維持・管理

ここでは、転出者の母村の住宅、田畑、山林の所有状況、利用・管理の実態について考察する。

５－１　母村における土地所有状況

母村に住宅を所有している転出者は、全体の23％である。これを定住類型別にみると、二拠点型で 47％、帰還志向型で59％、都市定住型で14％となっている。先に述べた実家の有無と関連させてみると、二拠点型の場合、母村の住宅の47％は自己所有、53％は親が所有しているということになる。また、帰還志向型の場合は、ほとんどが自己所有といえる。

田畑の所有についてみると、田を所有するものが11％、畑を所有するものが21％となっている。定住類型別にみると、二拠点型では田を所有するものが37％、畑が44％と高い比率を示し、帰還志向型では田が17％、畑が48％となっている。都市定住型は、田４％、畑13％と、田畑を所有するものは少ない。

山林を所有する転出者は、全体の55％と多く、二拠点型では75％、帰還志向型では71％となっている。帰還意志のない都市定住型の場合でも山林を所有する者が49％いる。

母村に山林を所有するものの所有面積をみると、全体の59％は５ha未満で、５ha以上10ha未満が22％、10ha以上が19％となっている。これを定住類型別にみると、二拠点型では10ha以上の山林所有者が25％と多く、都市定住型の89％、帰還志向型の79％は10ha未満の所有となっている。

表７－２－８　転出者の母村における住宅、田畑、山林の所有状況

	住宅		田		畑		山林	
	有	無	有	無	有	無	有	無
全体	23	77	11	89	21	79	55	45
都市定住型	14	86	4	96	13	87	49	51
帰還志向型	59	41	27	73	28	52	71	29
二拠点型	47	53	37	63	44	56	75	25

単位（％）

このように、①転出者であっても、母村で土地を所有する比率が高いこと、②山林の所有比率が高く、田の比率が低いこと、③土地利用形態によって転出者の土地所有の比率が異なること、④土地所有傾向は、転出者の定住類型と密接に関連していることが確認できた。

５－２　土地資産の活用・維持・管理

続いて、転出者の母村に所有する土地資産の利用・管理の実態をみることにする。

母村に所有する田の利用・管理形態を、①自分で利用・管理、②知人・親戚に貸す、③植林して放置、④放置に区分すると、全体では「知人・親戚に貸す」が最も多く、「自分で利用・管理」が続く。田の利用・管理には、定住類型による特徴はなく、ほぼ同様の傾向を示している。

表７－２－９　田の利用・管理形態　(%)

	①自己管理	②管理委託	③放置	④その他
帰還志向型	１７	６７	２０	０
二拠点型	１７	５０	１７	１７

注）都市定住型は事例が少数のため省略。

畑についても、同様の傾向であるが、定住類型別では、二拠点型では「知人・親戚に貸す」、「自分で利用・管理」が43％と、帰還志向型より高い数値となっている。その他の畑については、二拠点型の場合、「放置」はなく、「植林してから放置」が14％であるのに対して、帰還志向型では「放置」、「植林してから放置」が共に20％となっている。

表７－２－１０　畑の利用・管理形態　(%)

	①自己管理	②管理委託	③植林放置	④放置
帰還志向型	１０	１０	２０	２０
二拠点型	４３	４３	１４	０

注）都市定住型は事例が少数のため省略。

田と畑の利用・管理は、母村における人間関係の有無が大きく影響している。二拠点型の場合、盆、正月、祭をはじめとする集落行事への参加も比較的維持されていることから、母村における人間関係も強い。二拠点型の管理委託が高い比率であることは、母村での生活を維持している在村者との間に新たな協力関係が構築されていることを示す数値と読み取ることができる。

山林の管理形態についてみると全体では「自分で植林して管理」が最も多く50％、「管理を委託」が、26％、「放置」が24％となっている。これを定住類型別にみると、二拠点型では、「管理を委託」が多く「放置」が少ない。逆に都市定住型では、「管理を委託」が少なく「放置」が多い。

このように山林の管理面では、放置山林の多い都市定住型の土地管理が問題となる。二拠点型の場合、管理委託が多く、放置される山林が少ないことからも、定住類型と山林の管理形態の対応が確認できる。

表7-2-11　山林の利用・管理

	①自己管理	②管理委託	③放置
全　　体	50	26	24
都市定住型	60	13	27
帰還志向型	46	29	25
二拠点型	42	42	16

単位（％）

6．小活

本節の考察から、山村転出者の近郊中核都市における居住特性、転出者の都市生活においても家族、母村との関係が維持されている実態が明らかになった。

具体的に得られた知見を以下に示し、本節のまとめとする。

Ⅰ）転出先（都市）での居住特性

① 山村からの転出者は、都市における居住地選定に際して、母村との地理的関係を重視していること、その結果、都市と母村を結ぶ幹線道路沿線への転出者の集住傾向が確認できた。

② さらに、転出先においても相互に訪問しあうなど同郷者間の日常生活上の関係を維持しているものが多いことが確認できた。

③ 転出者の約7割は都市に住み続ける都市定住型の転出者であるが、約3割は、帰還を希望する帰還志向型であったり、母村にも住居をもつ二拠点型の転出者であることが明かとなった。

Ⅱ）転出者の母村との関係

④ 転出者は、母村への帰村行動、米・野菜の受託と贈答・寄付、母村での土地資産の所有によって、母村との関係を維持している。具体的内容は転出者の定住・帰還意向によって特徴がある。（以下の表参照）

表７－２－１２　定住・帰還意向の相違からみた転出者の特徴と母村関係

	二拠点型	帰還志向型	都市定住型
年　齢	30才代～50才代	50才代	40才代
続　柄	長男	長男	次三男
居住地の立地	母村との地理的関係を強く意識	母村との地理的関係を強く意識	居住環境、職場との関係を重視
帰　村頻　度・目　的	月に１～２回が多い 山林管理 家・集落行事	年に数回が多い 墓参り、山林管理	年に数回が多いが、１割は帰村しない 冠婚葬祭・儀礼
母　村との社　会関　係	実家や母村とのつきあいを維持している（会合・行事出席） 都市においても同郷者との関係を維持	実家や母村とのつきあいを維持している（寄付・贈答） 都市においても同郷者との関係を維持	実家との関係は維持しているが、母村とは希薄 都市においては同郷者との関係を維持
母　村の土　地所　有	都市・母村に住宅を全戸所有する 田・畑・山林の所有率は37、44、75％と高い。 10ha以上の山林所有者が４割程度	６割は母村に住宅を所有している 田・畑・山林の所有率は27、44、71％と高い。 10ha未満の山林所有者が大部分	８割強は母村に住宅宅を持たない 田畑は所有しないが５割は山林を所有している。 10ha未満の山林所有者が大部分
母　村の土　地管　理	田畑は親戚・知人に貸し山林は自分で管理、もしくは地元に管理委託	田畑は親戚・知人に貸し山林は自分で管理、もしくは地元に管理委託	山林は放置または管理委託

⑤　二拠点型の転出者は、特に母村との結びつきが強い。帰村頻度も高く、盆、正月、祭などの社会生活の節目には帰村し家・集落行事に参加する場合が多い。

⑥　帰還志向型の転出者は、二拠点型の転出者に比べると帰村頻度は低いが、米・野菜の受託と贈答・寄付といた結び付きはきわめて強い。

⑦　都市定住型の転出者の帰村は、墓参りや法事、祝事などを目的としたものが多く頻度は低い。しかし、米・野菜の提供を受けているものが６割、母村行事への寄付を行っているものが３割存在しており、母村とのつながりを維持している場合が多い。

Ⅲ）母村での土地所有と土地利用・管理

⑧　住宅は、自分で所有し、維持・管理しているものが、転出者の２割存在し、定住類型からみると、二拠点型、帰還志向型に多い。

⑨　田を所有するものは１割、畑は２割と、いずれも転出者の所有比率が低い。しかしながら、二拠点型、帰還志向型の所有比率は３割前後であり、母村の知人・親戚に管理委託している場合が多い。

⑩　山林は田畑に比べて所有比率が高く、転出者全体の約６割が所有している。その比率は、二拠点型、帰還志向型で高く、自己管理の形態をとる場合が多い。

転出者の土地管理問題は、過疎地域における共通した政策課題である。山村からの人口の流出は、同時に不在地主の増大につながる。過疎山村の土地の活用と管理、不在地主問題の克服には、転出地主と母村との結びつきを確認し、対策を講じることが必要である。

本節の考察では、転出者の転出後の居住形態、定住・帰還意向の相違が、山林をはじめとする土地の利用・管理形態と関連していることが明かとなった。さらに、母村との社会的関係が維持されている場合には、定期的な帰村、土地管理委託にみられる在村者との新たな協力関係の存在が確認できた。

山村地域社会は、人口の流出によって地域社会が脆弱化しているが、一方において転出者と在村者、転出者同士の関係が維持されることによって、地域社会の崩壊が防がれ、土地が管理・保全されているのである。

山村社会の維持と山村土地資源の活用・保全には、転出者と母村とのつながりを維持し、さらに都市ー山村にまたがった地域社会の再編、新たな地域主体の育成が求められる。そのためには、転出者と在村者のつながり、都市と山村のつながりの重要性を確認することが求められる。

8章

小都市圏域・混住農村における地域主体の内部構造と集住パターン

緒言ー農村の混住化と地域主体の内部構造

わが国の農村地域は、高度経済成長期以降の産業構造・社会構造の変容に伴って、地域分化が著しく進行した。全国レベルで都市と農村の関係をみれば、過疎地域の増大と大都市地域への人口集中が進行し、また地方都市圏においても中核都市への人口流入・就業地依存度の増大等が進行した。この間の農村地域の地域変容は、農村地域における経済基盤としての農業の比重低下、農家の兼業化と農業集落における混住化の進展、そして、このような地域主体の内部構造の変容に伴う農村空間・土地利用の変容にその内容を要約しうる。

このような農村地域の地域変容の実態解明は、問題の深刻な過疎地、都市近郊を対象に重点的に研究が進められ、地方における中核都市圏域、小都市圏域の実態解明が遅れていたといえよう。わが国における都市問題解決の重要かつ基本的な問題は、農村地域における安定した定住基盤を形成・確保することである。しかしながら今日の農村地域は、兼業化・混住化によって従来の安定した地域社会、地域空間がどのように変容し、また将来においてどのような地域社会像・地域空間像を描くのかそのビジョンが明快ではない。

わが国には、140122の農業集落がある（1990年センサス）。わが国の農村集落の農家率は、1970年当時の45.7％から1990年には15.7％へと著しく低下しており、農村集落は、農家集団の居住空間から混住社会の居住空間へと変貌している。90年センサスによると、一農業集落の平均総戸数は、 172.1戸で、その内、農家は27.0戸、非農家 145.1戸となっている。

また農村集落域に居住するものを全国規模でみると、実に２千５百万戸が居住していることになる。農村には非農家が増大し、混住化は国土全域において進展しているのである。このことは、農村地域が、農業生産空間だけではなく、居住空間・定住拠点としても重要な役割を果たしていることを示している。そして、安定した混住社会の形成とそれに対応する生活環境の構築が重要な課題となっている。

地方小都市圏域は、人口・世帯数の増減が少なく、安定した地域定住社会を形成している。しかし、圏域内の都市化や混住化は顕著であり、農村集落域の居住者も多様化している。本章では、安定した地域社会を維持している徳島県美馬郡脇町を対象に、１節において、脇町の地域構造と居住動向の地域的特徴を明らかにし、見かけ上、安定している地方小都市圏域の内部の地域構造の変化を明らかにする。２節では地域主体の内部構造、すなわち混住農村の性格を新たに設定した混住世帯類型から考察する。さらに３節では混住化の空間構造について論じる。

１節　脇町の地域構造と居住動向

１．脇町の地域構造

１－１　脇町の地域概要

脇町は、吉野川中流の北岸に位置する旧城下町・在郷町で、旧脇町、旧江原町、旧岩倉町の三町の合併によって形成された人口約２万人の徳島県美馬郡の中心地域である。

脇町は、県都・徳島市から約40キロの圏域にあり、徳島の都市圏の外縁部に位置する。しかし、買物や就業などは、ほぼ脇町を中心とする圏域内での充足され、自立性の高い一つの小都市圏域を形成している。

脇町の地域構成は、吉野川北岸の河岸段丘と町の中心部に流れる大谷川によって特徴づけられている。脇町は、吉野川に注ぐ大谷川の自然堤防に発達した旧脇町の中心市街地とその背後に広がる低地、台地、山地部の四つの地域によって構成され、以下の特徴をもっている。

① 終戦直後の一時期を除いて、大正期より今日に至るまで安定した人口・世帯構成を維持している。

② 中心市街地、農村地域、山村地域が有機的に結び付いて安定した地方小都市の定住圏域を構成している。

③ 圏域内の農業集落は、吉野川の河岸段丘に立地し、山地、台地、低地の集落によって居住密度は異なるものの、いずれも散居状の集落形態・集落景観を呈している。（３節で詳しく述べる）

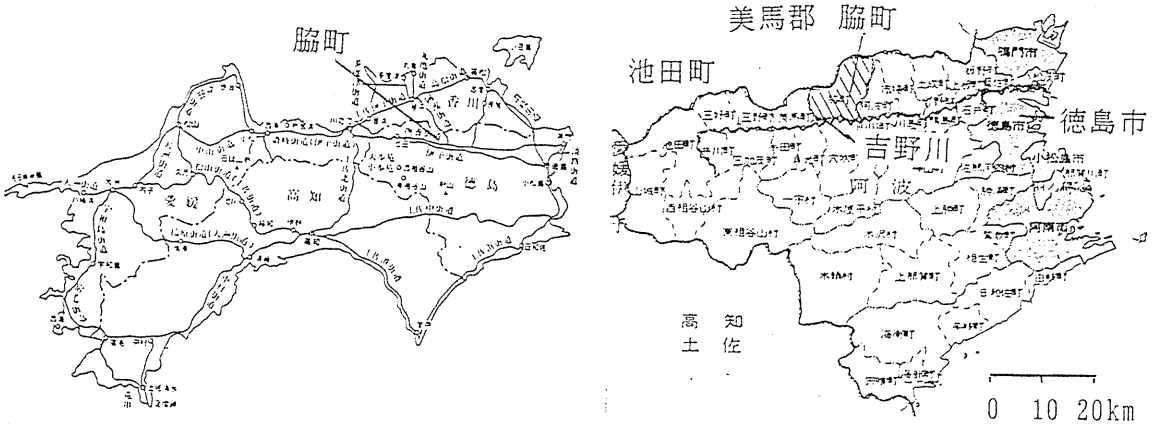

図８－１－１　徳島県脇町の位置図

２－２　脇町の地形構造と基礎的生活圏

脇町の地形構造は、南北方向においては吉野川に注ぐ三つの川の流域を地域の基本的なまとまりの単位としている。また、東西方向には吉野川の河岸段丘によって形成された低地、台地、山地を一方のまとまりの単位とする。このような地形条件によって地域構造の最も基本的な枠組みがつくられている。更に尾根、谷、段丘、水路等の微地形によって空間的なまとまりがみられ、それを単位に集落が立地している。

図８－１－２　脇町の地形構造

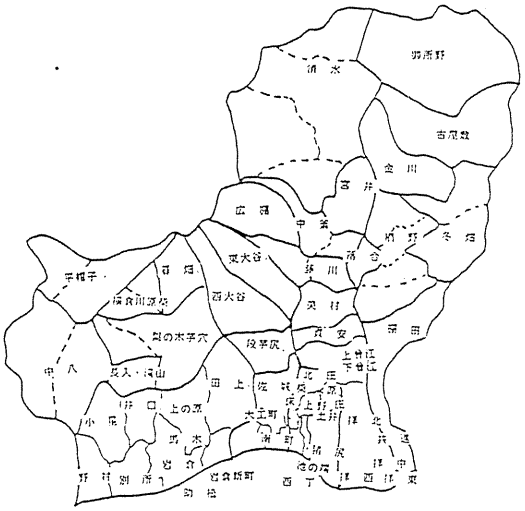

図８－１－３　脇町の地形と集落分布（山地部のみ）

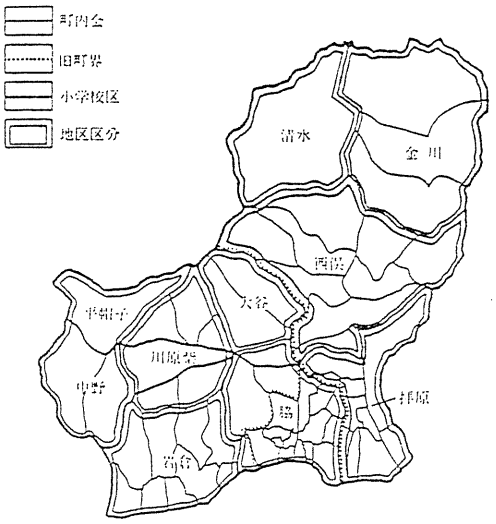

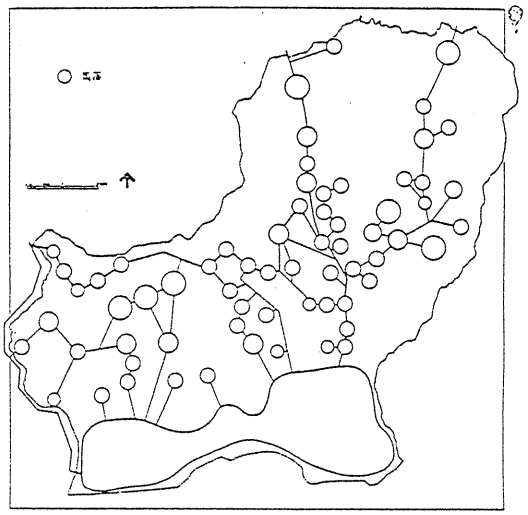

図８－１－４　脇町の基礎的地区区分　図８－１－５　集落分布とつながり

図８－１－４は、脇町の基礎的地域区分、図８－１－５には山地圏域の交通路による集落のつながりを示した。脇町は、昭和33年の旧脇町を中心とする、旧江原町、旧岩倉町の三町合併によって現在の自治体が形成されている。今日でもこれら旧町の社会的まとまりが、学校区などの基礎的地区区分の基本的な単位となっている。

２－３　脇町の地域構造

このような地形・空間的まとまりと社会的まとまりによって脇町の地域構造は形成されている。すなわち、脇町は、卯建つのある伝統的町並みを有する中心市街地、吉野川北側の低地部、台地部、山地部の農村地域の四つの基礎的圏域によって構成され、地域構造は、図８－１－６のように把握できる。

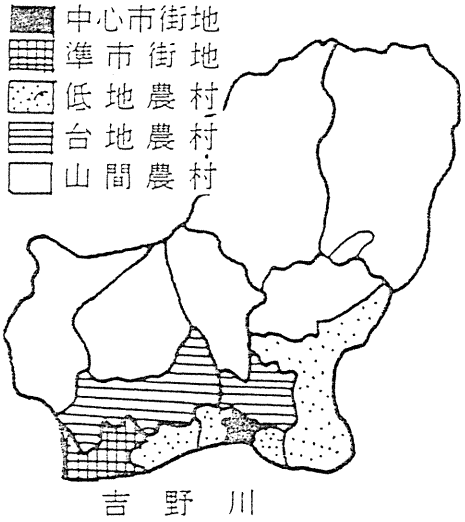

図８－１－６　脇町の地域類型

脇町は、卯建つのある伝統的町並みを有する中心市街地、吉野川北側の低地部、台地部、山地部の農村地域の四つの地域によって構成され、以下に示す居住形態の特質をもっている。

脇町の居住形態の特質は、低地部、台地部、山地部によって戸数密度はことなるものの、住宅が緩い斜面に散在的に立地し、散居形態を呈すること、大部分の住宅が南向きで、吉野川と対岸の山並みが一望し得る立地形態を取っているといった共通の特徴がある。この点は３節において述べるが、一見散在的にみえる散居型の集落空間にも、一定の空間秩序（集住パターン）が存在している。

一方、脇町の住宅にも地域類型に対応した特徴がある。山地部の山村住宅は大規模で並列型の間取り、台地部農村では四間型、低地部の農村ではかまやをもった四間型が基本的な間取りとなっている。農村部の住宅は、主屋と納屋を持ち、老若三世代居住を基本としている。また、中心市街地には、江戸時代後期から明治にかけて栄えた藍商・呉服商の町屋が現存し、卯建つのある歴史的町並みを形成している。

脇町の人々は、このような生活環境を基盤として、農村生活をベースにした安定した家族関係と地域社会を維持している。このように脇町は、小規模ながら都市と農村の調和した地域定住社会を形成しており、この点に脇町の生活環境・居住様式の特質をみいだすことができる。

２．脇町の居住動向

２－１　脇町の居住動向

脇町の人口は、戦後の一時期を除けば、大正以来、約２万人を維持している。世帯数は、近年徐々に増加する傾向がみられ、一見、非常に落ち着いた人口動態であるようにみえる。しかし、町内での人口移動は活発で、また徳島市や大都市からのＵターンも増えてきている。

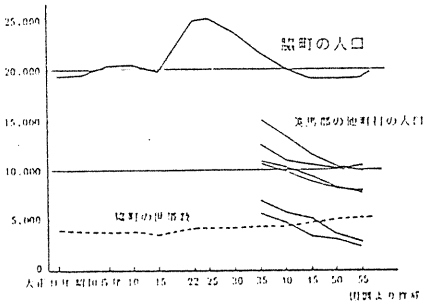

図 8-1-7　脇町の人口・世帯数の推移

表８－１－１は、昭和45年、55年の国勢調査をもとに、脇町居住者の居住開始時期を表わしたものである。昭和55年の段階で出生時から現住地に住んでいるものは約４割で、残り６割は何らかの移動を経験していることがわかる。また、昭和45年と55年を比較すると、居住年数の短いものの割合が増え、出生

表８－１－１　脇町居住者の入居時期

	出生時から居住	10年以上前に入居	5～9年前に入居	現在～4年前に入居
昭和45年	４８．４	３１．０	５．５	１５．２
昭和55年	４０．３	３１．１	１１．０	１７．５

出典：国勢調査、単位％　45年総数19061人、55年総数19194人

表８－１－２　来住者（居住年数10年未満の者）の前住地

	脇町内	徳島県内	県外
昭和45年	４８．４	３１．０	５．５
昭和55年	４０．３	３１．１	１１．０

出典：国勢調査、単位％　45年総数2887人、55年総数3360人

時から住んでいるものは減少している。

表８－１－２は、昭和45年、55年の国勢調査をもとに、１０年間に転入してきた者の前住地を表わしたものである。この表から、人口移動の約半数が脇町内での移動であることがわかる。昭和45年と55年で比較すると、他県からの転入がかなり増加している。この原因は工場誘致とＵターンの増加によるものである。このように転居者の大部分は、脇町内部のものかＵターン者などの地縁者である点が注目される。

２－２　人口移動の型

（１）脇町と大都市・広域間の人口流動

脇町から大都市、県都・徳島市への転出は、若年層の都市生活の利便性や多様な就学機会を求めての移動が中心である。この場合、転出後も盆や正月の里帰り等にみられるように地域との関係は維持されており、脇町と大都市・徳島市を結びつける血縁的・精神的な関係が存在している場合が多い。

また近年、若年期に都市生活を経験した青壮年層のＵターンが増えている。これは親元への帰還によって、家族生活の安定をはかるという生活要求に支えられている。このような人口移動は、ライフサイクルに対応した広域の人口移動と捉えることができる。後継ぎの場合、家・土地を維持するためのＵターンが主であるが、二・三男の脇町への帰還も増えている。この場合は、直接実家ではなく、中心市街地やその周辺にまず住居を選定することが多い。

さらに脇町は美馬郡の圏域中心でもあり、また吉野川流域と讃岐を結ぶ交

通の要所でもあるという地理的立地条件から、周辺町村からの人口流入も多い。脇台地では対岸の穴吹町から転入してきた世帯も目立つ。さらに最近は企業誘致に伴う若年労働者の転入もある。

昭和55年の国勢調査の結果で推定すれば、移動世帯の93％は台地・低地部に新居住地を定め、なかでも脇・北庄・猪尻・拝原の４地区に転入世帯の72％、町内移動世帯の76％が集中している。

脇町と大都市間の人口移動の特質をまとめると、大都市に転出後も出身地域との関係が維持されていること、近年Ｕターンが増加し、ライフサイクルに対応した人口移動のサイクルが大都市との間に存在することが確認できた。また、現地でのヒアリングより、周辺町村からの若年労働者の流入も増え、脇町の圏域中心としての役割を示していることも把握できた。

（２）脇町内の人口流動

次に、脇町内での人口移動についてみることにする。

町内における人口移動には大きく二つのタイプがある。一つは町内各地区から中心市街地周辺への人口移動であり、都市的生活を求めての移動とみることができる。他の一つは岩倉・江原の旧村内での山地部から低・台地部への移動である。

後者の旧村内での移動の場合、転居先と母村は、車で約30分程度の距離しかはなれておらず、戦前からのつながりで土地を低地部に所有していたり、親戚関係があることなどが居住地選定の理由となっている。表８－１－４に示すように、流出後も母村コミュニティを維持する傾向があり、農業も維持する場合が多いことが特徴的である。また、山地部から低地部へ転居するものは、低地部において集住する結果ともなっている。図８－１－８は、山地部のある集落からの転出先を示したものである。

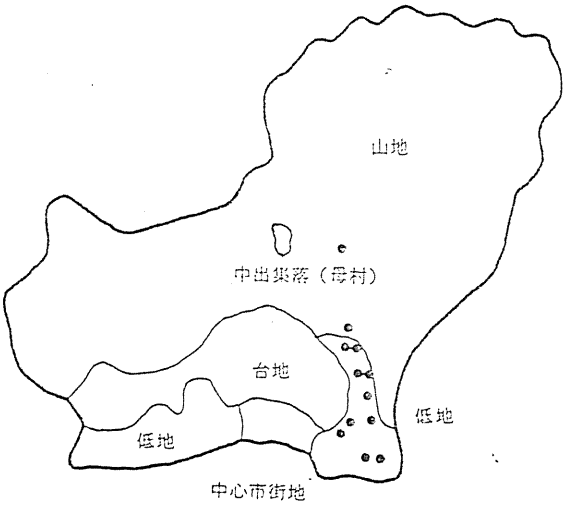

図８－１－８　山地部からの転出先
山地部・西俣名Ａ集落の場合

これらの移動は、流出後も山村部と低・台地部での二拠点的な生活を維持するなど、山地部と低地部・台地部、中心市街地を結びつけた生活形態を獲得している点で注目すべきである。これは、７章で紹介した愛媛県柳谷村の山村ー都市の二拠点型生活への展開と類似しており、興味深い。

表８－１－３　山地部から低地部への転出者の母村との関係（二拠点的型生活）

	属性					転居先（移動）での生活状況					転居後の土地・家の管理状況											転居後のコミュニティについて					
			年齢								農地			山林		住宅											
	職業	転出年月日	現在	転出時	転出先現住所（部落名）	自家田畑で農業をしている	農地を取得又は借りて農業をしている	家庭菜園程度の畑作をしている	農業以外の職業	小計	田畑は現在も作している	田畑は貸し農園の人にはしている	田畑は放置したままである	現在も管理している	放置したままである	家屋は現在も使用している	家屋は放置したままである	家屋は他人に貸している	家屋は取り壊した	家・田畑・山林等全部処分した	小計	祭り等には参加している	結婚式には現在も続けている	地区の行事には参加している	先祖の墓参りは現在もしている	結婚式等を続けていない	小計
1	銀行員	S. 29. 4. 1	31	0	開拓			○	○	2			○	○			○				3					○	1
2	農業	36. 2. 9	59	35	拝西	○	○		○	3			○	○					○		3		○				1
3	農業・会社員	38. 4. 6	66	44	下曽江南	○			○	2			○	○					○		3					○	1
4	農業・陸運業	38. 5.23	71	49	上曽江	○	○		○	3	○			○					○		3	○	○	○	○		4
5	農業	38. 9.15	57	35	拝西	○			○	2			○	○					○		3		○				1
6	農業・会社員	39.10. 6	47	26	下曽江南	○	○		○	3			○	○					○		3					○	1
7	農業	52. 8. 4	58	30	開拓	○				1	○			○			○				3	○	○	○	○		4
8	木材他農業	56. 8.13	57	53	高台				○	1			○	○					○		3	○	○	○	○		4
9	農業	57.10. 4	69	66	春日	○	○			2	○			○					○		3		○	○	○		3
10	大工	57.10.22	33	30	春日			○	○	2			○		○		○				3				○		1
11	／	37.11. 2	／	／	（兵庫県）					0		○					○				2		○		○		2
12	大工	58. 6.15	／	／	阿波町					0											0				○		1
13	農業	59. 9.10	50	49	上曽江	○			○	2	○			○		○					3	○	○	○	○		4
14	農業	60. 2.20	53	53	上曽江	○			○	2	○			○		○					3	○	○	○	○		4
／	小計					9	4	2	10	25	5	1	7	11	1	2	4	0	7	0	38	5	9	6	9	3	32

前住地は山村（西伊名）　○はYESの回答　（昭和60年現地ヒヤリングより作制）

台地部や低地部の農家の場合、三世代の同居が一般的で、安定した居住を維持している。台地部・低地部では、次三男の分家や、後継者との同居のための住居内部の改善が課題となっている。

一方、中心市街地から地区外への移動もみられるが、実家から近距離の台地部か市街地周辺の低地部に居住する傾向がある。

また、近年、町中心部（中心市街地やその周辺）に流出していたものが、山地部へUターンする動きも若干あることが確認できた。この場合、転出後も母村・実家との関係・交流を維持していること、母村のコミュニティが維持されていること、母村での農業生産基盤が維持されていることの３点が帰還条件となっている。このような動きは、ライフサイクルに対応した地域内での人口移動の存在を示唆しており興味深い。

２－３　地域主体の内部構造の変化と地区別居住動向

（１）地区別人口増減

図８－１－９は、地区別の人口増減を示したものである。

この図から町内（圏域内）で、人口減少地区と増加地区の分化が進んでいることがわかる。人口増加地区は、台地・低地部に多く、山地部では江原地区の谷筋集落の一部が人口微増となっているだけで、人口減少地区が多い。特に交通条件・農業生産条件に恵まれない岩倉山地部の人口減少が顕著である。中心市街地でも人口の減少が目立つ。

すなわち、町全体では人口・世帯数が安定しているものの、その内部で過疎化・都市化が進行しているのである。

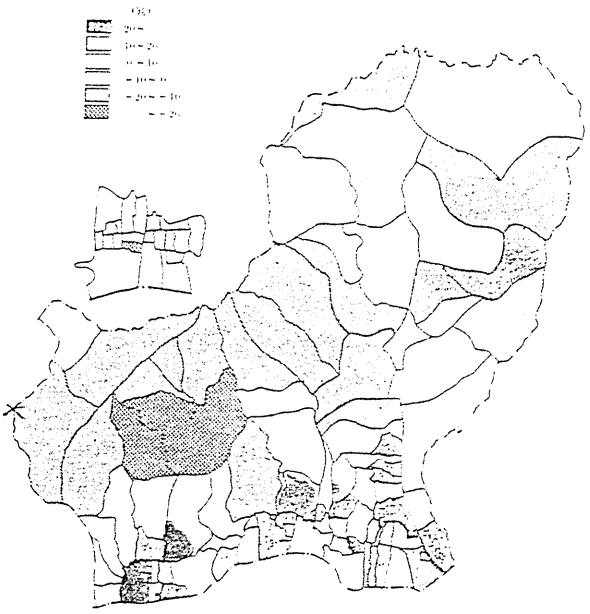

図８－１－９　地区別人口増減（1980年～85年）

（２）地区別居住動向の特質

脇町内部でみられた地域分化は、脇町が都市性を備えた中心市街地とその周辺の農村、山村圏域が一体となって都市化に対応した結果とみることができる。コンパクトな都市圏域は、都市と農山村の有機的な結びつきを可能にし、

上記に述べた人口流動と人口増減にみられる地域主体の内部構造の変化をもたらしたのであった。ここでは、地域主体の性格を、国勢調査の調査区別集計の分析と現地でのヒアリング結果を踏まえて考察する。

表８－１－４は、山地、台地、低地、中心市街地別に、人口・世帯の動態、流出・流入傾向に着目した「居住動向」、出生時から住み続けているものの割合、昭和50年から60年にかけてのＵターン者の割合に着目した「定住性」、三世代家族、60才以上の高齢者の割合に着目した「家族構成」の特徴を示したものである。

以下では、居住動向と家族・地域の特徴からみた地域特性を整理する。

１）山地部

生活の基礎は農業であるが、中心市街地・香川県への通勤者するものもいる。定住性が高く、三世代居住の割合も比較的高く安定しているが、近年高齢化が進んでいる。

表８－１－４　地区別居住動向と地域主体の性格

居住動向			地域の性格	
	世帯数増減 1970年を100とし1970～80年に増加・減少した割合 人口移動モデル図		凡例 出生時から住み続けている者 昭和50～60年のUターン者 定住性 世帯主について世帯主総数を100とした割合 60才以上 単身者 三世代 夫婦のみ 夫婦と子 家族類型・老齢化率 家族類型は世帯総数を老齢化率は総人口を100とした割合	
	人口・世帯の動態	流出・流入傾向	定住性	家族類型・老齢化率
山地部	・全体的に人口が減少している。しかし、岩倉山地の中の谷（横倉、川原柴）は、比較的安定しており、江原山地の拠点集落である箱台とその周辺では、戸数（人口）の増加傾向がみられる。	・江原山地部からは、拠点集落である箱台、低地の曽江・拝原地区への流出が顕著である。　岩倉地区では旧町内の台地・低地部に主に流出している。これは戦前からのつながりで土地を所有していたり、親戚関係があったことなどによる。	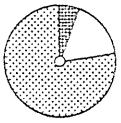 横倉（岩倉山地）	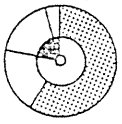 岩倉山地
台地部	・鵜台地部（北庄地区）は、人口の増加が著しい。近年、建て売り住宅も建設され、散居形態を有する集落の外延部に流入者の新住宅が散在的に立地している。 ・岩倉台地部の人口・戸数は、比較的安定しており、人口はやや増加の傾向にある。	・鵜台地では町内一円及び周辺町村からの流入が顕著である。中心市街地からの流入、地区内の分家、山地部からの流入者が新たに住宅を取得している。従来からの居住者の定住性は極めて高い。 ・岩倉台地では従来からの居住者（農家）の定性性が極めて高く、またUターン者も多い。他地域からの流入も若干ある。	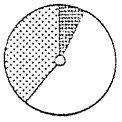 上野（鵜台地）	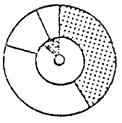 鵜台地 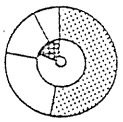 岩倉台地
低地部	・江原低地部の拝原地区は、人口・戸数の増加が著しい。曽江地区は江原山地部からの流出が多い。 ・旧岩倉町の中心地区である野村や別所には、地域内から移る者が多く、人口・戸数共に増加している。旧鵜町と岩倉地区の間の低地農村では人口の減少がみられる。	・江原低地部には江原山地部や穴吹町・阿波町からの流入者が多い。山村部からの流入者は、山村のコミュニティを低地部でも維持すると共に、農業生活をも維持する傾向にある。また、従来より居住する農家は、兼業が一般的であり、徳島市に通勤するものも多い。またUターン者も多く立地する。	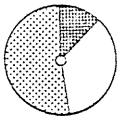 拝西（江原低地）	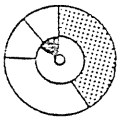 江原低地 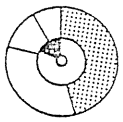 岩倉低地
中心市街地	・鵜地区では世帯分離が著しい。世帯数は増加しているが人口が減少している地区もあり、特に南町、中町では、若者の定着がはかられず、地域の老齢化が進展している。 ・猪尻地区の人口・戸数は増加傾向にあるが、それらは中心市街地の周辺部で顕著にみられる。	・鵜地区の中心部では、若い夫婦が鵜の台地部・拝原や猪尻の低地部に転出し老夫婦が残るという傾向が目立つ。また、他地区と比べて後継者が町外へ流出している場合が多い。猪尻には、民借が多く人の出入りがはげしい。 ・県外からのUターンも一時中心市街地に落ち着くという場合が多い。	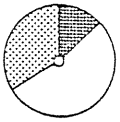 南町（鵜地区）	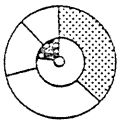 鵜地区 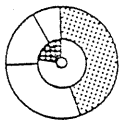 猪尻地区

山地部の居住動向は次のような特質をもつ。

①全体的に人口は減少しているが、江原山地の拠点集落である落合は人口流入が顕著である。

②山腹に立地する集落の人口減少が顕著で、交通条件が比較的恵まれた谷筋立地の集落の人口は安定している。

③農業意欲の強い中の谷は奥地山村でありながら　人口が比較的安定しており、Uターン者もいる。

④若年層の中心市街地・県外への流出が目立つが、特徴的な動きとして江原山地部から江原低地部、岩倉山地部から岩倉低・台地部という旧行政町内での移動が存在する。

２）台地部

従来からの居住者は、老夫婦が農業を営み若夫婦が都市的職業にでるという形態が多く、安定した三世代居住を基本としており、定住性も高い。脇台地では若年核家族が増加しており、核家族率が最も高い。若夫婦や、次三男の近居形態も多くみられる。

台地部の居住動向は次のような特質をもつ。

①脇台地部は町内一円及び周辺町村からの流入が顕著である。山地部からの流入、中心市街地からの流入、地区内の分家、Uターン等の住宅需要が集中している。

②岩倉台地部は、人口・世帯数の増減が少なく、安定した地域社会を維持している。世帯増の大部分は旧村内での岩倉山地部からの流入である。流入者は山村のコミュニティを維持し、山地部との関係を保ちながら二拠点的な農業生活を営むことが多い。

３）低地部

農業が比較的盛んであり優良農地も存在する。定住性は低く核家族・単身者の割合も高い。江原低地では市街化の圧力が強く、兼業が一般的である。

低地部の居住動向は次のような特質をもつ。

①岩倉低地や曽江地区では、台地部と同様山地部との関係を維持しながらの二拠点的な生活が特徴的である。

②江原低地は、周辺町村からの流入やUターンも多く、特に拝原地区は人口増加が激しい。交通条件から、徳島市に通勤する者も多い。

４）中心市街地

脇町の中心市街地は、大谷川右岸の伝統的町並みが残る南町、中町と県道沿いの商店街が並ぶ北町を中心に発達した地区である。南町は、伝統的建造物群保存地区に指定されている。大谷川左岸の猪尻地区は、かつては紡績工場が

立地し、工員用の借家もかなり存在していた地区である。近年、紡績工場の跡地に商業施設が立地している。

中心市街地では、世帯分離が著しく、単身世帯・核家族が多いのが特徴である。この地区の定住性は低く、若年層は周辺へ流出し、老夫婦が中心部に残るという傾向が目立ち、地域の高齢化が進んでいる。これは旧市街地の町屋の居住性と密接に関連している。旧市街地の周辺では新たな住宅建設もみられ、旧市街地からの世帯分離の受け皿、Uターン者の受け皿として機能している。

中心市街地の居住動向は次のような特質をもつ。

①脇地区中心部では若夫婦が脇台地部や拝原・猪尻に転出する場合が多い。

②猪尻地区では若年労働者を主とした流動が激しい。

③Uターン者も一時、中心市街地とその周辺に落ち着く場合が多い。

3．地域定住と定住サイクル

これまで述べてきた脇町の地域構造と居住動向の分析から、特に注目したい点は、小都市圏内部での都市と農山村の結び付き、実家や地域社会との関係を維持した住み替え、さらに大都市・他地域からのUターン現象である。ここで明らかになった知見を踏まえて、以下では、計画論的立場から脇町の居住特性と生活環境形成の展望を示しこの節のまとめとしたい。

3－1　地域定住社会の維持

脇町は、町内どこからでも30分以内で中心市街地にでることのできるコンパクトな町である。町内での住居の移動は、自分の家族・出身集落や地域との関係を維持し、かつ一定の都市的生活をも享受しうるという点で特徴的である。近年の町内の人口移動は、社会変動の少ない今日における安定した定住の構築という視点から検討することが大切である。

脇町に代表される地方都市で営まれている生活は、安定した家族関係・地域関係と農村を背景とした豊かな生活環境を基盤にして成り立ってきた。過疎化による地域の衰退から地域社会を守り、地域社会の発展と安定を実現するためには、広域社会の中でのアイデンティティを維持し、農山村と都市が有機的に結びついた自立的定住圏の形成が重要な課題となる。

高度経済成長時代に顕在化した地域間格差の拡大とそれに伴う都市化・過疎化は、今日に至るまで続いている。これまでの過疎対策の基本は、人口とり

わけ若年層の流出を防ぎ、社会増の拡大を図ることを目標にするものであった。その具体策は、工業の導入によって労働生産性の低い農業中心の経済からの脱皮を図るというものであった。しかし、諸自治体の努力にもかかわらず、これらの対策が実を結んだ事例は極めて少ない。

脇町周辺の町村が過疎化傾向にあるなかで、現在の脇町域の居住人口は、国勢調査の記録がある大正９年以降戦後の一時期を除いてほぼ２万人前後で推移してきた。脇町は美馬郡の圏域中心として、極めて安定した定住性の高い地域社会を維持してきたのである。藍、そして養蚕と、近代以降、町の中心産業が幾度となく壊滅的打撃を受けるという試練にもまれ、それらに代わるべき産業に恵まれないなかで、脇町が過疎化の波に耐えて安定した定住社会を維持していることは特筆すべきことである。安定した定住社会を維持しえたのは、脇町の空間及び自然をベースに歴史的に蓄積された社会的・経済的ストックが有する生産力に対して、２万人という人口規模がほどよく対応していたことが重要なポイントである。

３－２　地域定住と定住サイクル

一方、時間的経過の各断面における人口規模が２万人と安定しているとはいえ、それは当然転入転出が相殺しあい均衡した結果であり、その背後には、同町内の農山村地域から中心市街地への移動、町外への転出・Ｕターン、町外からの転入と実に多様で活発な動きがある。

脇町の居住動向について重要なのは、これらの動きが家族関係や地域社会との関係を断ち切るものではなく、一定の都市的生活を享受するという要求と家族や地域社会との関係を維持するという要求を統一している点にある。このような居住形態をここでは「地域定住」という概念で整理したい。

地域定住の概念は、単に特定の住居に長期間居住するという意味ではなく、地域内において自由な生活要求に対応して住居を選定し、家族や地域社会との関係を保ちながら居住する柔軟性と安定性をそなえた居住概念である。

地域定住という新たな視点から、脇町の居住動向を整理すると、２つの「定住サイクル」が浮かび上がる。

第１のサイクルは、脇町→大都市・徳島市→脇町と循環するＵターンの動きであり、「広域定住サイクル」である。第２のサイクルは、農山村→中心市街地→農山村のサイクルで町内の農山村と中心市街地を結びつける動きで、「地域内定住サイクル」と呼び得るものである。

3－3　地域定住からみた生活環境形成の展望

以下では地域定住からみた生活環境形成の課題を整理し、その展望を示したい。

(1) 広域定住サイクル

脇町が安定した定住性の高い地域社会を維持する上で、重要なポイントとなったのは、一旦町外に転出し、大都市圏で生活経験を積んでから、Uターンしてくる広域定住サイクルを形成しえた点である。

脇町においても若年層が徳島市や、更には大阪、東京などの大都市圏に流出する傾向が顕著であるが、それは、単純に地域の衰退化を意味しているわけではない。大都市圏に流出してゆく若年層の多くは、流出後も、出身地における家族や地域との関係を意識しており、現実にも様々な形で出身地との関係が維持されている場合が多い。これら若年期流出者の脇町への帰還が地域社会の安定には極めて重要な要素となるのである。

Uターンの最も代表的な形態は、いわゆる「手に職をつけ」て戻って来るタイプのUターンである。高校卒業後、大阪圏に住む脇町出身の統領のもとに大工の修業にゆき数年後に戻って来るというケースがかなり見られる。また、商店街の後継者のほとんどは、高校、大学を卒業後、大都市圏でサラリーマン生活を経験している。出身地との地域的関係が維持されているかぎり、若年層が町外に流出することは、地域社会の安定化にとって必ずしもマイナスとはいえない。産業構造の転換が困難であり、経済規模の拡大が制限されている現状では、生産年齢に達したすべての青年に、満足のゆく雇用機会を保証することは不可能である。これらの青年が失業者として地域内に滞留するよりも、適切な職を得て地域外に転出することの方が地域社会の安定化にとってより好ましいのは当然である。

一方、近世初期より、大坂や京都に行商に出ていた商人たちが脇町の文化の担い手となり、誇るべきうだつの町並を築いてきたように、大都市地域で豊富な生活経験と生活能力を身につけて、Uターンしてきた青年が、脇町の将来を担う貴重な人材となることも異論のない所であろう。帰還者は、都市文化や現代的生活を身につけると共に、脇町の地域文化を異なった視点から再評価を行ない得る資質を身につけた地域住民ともいえよう。

脇町では、青年期を大都市地域で過ごし、壮老年期を再び出身地や出身地の近くで暮らすという居住のパターンが一般的に見られるとともに、それもまた定住の一形態なのである。

以上のように、町外に転出しても、あくまで家族や出身地域との密接な関係が維持されている人口流動は、前述のとおり地域社会の安定を支える「地域

定住」への動きとして理解する必要がある。従来の施策では、流出防止にその重点がおかれてきた。しかし、一旦流出したものの帰還条件を整え、人口の流出と流入のバランスを保ち地域社会の安定と活性化を図るという政策視点の導入が今後は必要である。

一旦町外へ流出したものが帰還する要因は、親との同居をはじめとする「家の事情」が最も大きいが、「地方都市でのゆとりある生活」と「豊かな環境」も帰還を支える重要な要素となっている。

従って、「広域定住」を可能にする条件を整えること、特に帰還を可能にする空間的条件の整備が重要である。

その第１は、帰還しうる住宅の整備である。帰還者の住宅立地には、出身地区に親と同居するか近くに住む（近居）タイプと中心地区に帰還するタイプがある。後継者の場合は、親との同居を可能にする三世代住居の改善、２・３男の場合は、分家用地の確保等が課題となる。また、緊急の帰還や単身・新婚の場合には、借家の確保も重要である。いずれの場合でも、都市生活を体験している比較的若年層の住宅として、現代的な生活要求に対応しうる住宅、家族関係や地域社会との付き合い等にも配慮した住宅が求められるのである。

第２は、脇町らしい環境の保全と整備である。脇町らしい環境とは、中心市街地のうだつの町並、大谷川の柳並木等の歴史性と文化性を備えた落ち着いた居住環境と吉野川と高越山を望む南斜面に広がる田園環境である。これらの環境は、帰還者の原風景であり最も愛着のある景観でもある。脇町らしい環境を保全し更に質の高いものへと整備を図ることが重要である。同時に、現代的な生活要求に答え得る生活環境の整備と環境資源の新たな活用を可能にする試みが必要となる。

（２）地域内定住サイクル

一方、脇町の将来的展望の上で、第２のサイクルの確立は、広域定住サイクルにも増して重要である。脇町の居住動向は、高度経済成長期の大都市志向型から、近年、脇町での地域定住志向のが強くなっており、地域内での人口移動によって種々の生活要求に対処しようとする傾向が顕著になってきている。

脇町内での人口移動には、山地から低地部への人口移動と、全町域から中心地区（中心市街地及びその周辺地域）への人口移動があり、町内での過密と過疎が進展している。住環境整備の課題も、人口の増加している中心地区と過疎化が進展している山地部では、当然異なっている。ここでは、山地部の地域定住社会の構築の課題を都市－山村の関係と定住サイクルに焦点をあてて考えることにする。

山地部の人口・世帯は、全体的に減少傾向にある。特に集落規模が小さく、

交通の便の悪い山腹立地集落での減少が著しく、全戸が挙家離村し消滅してしまった集落も幾つかある。このような消滅集落は、地形のまとまり・地域のまとまりの単位の小さい江原山地の山腹立地集落に多い。人口の減少化傾向の中で、山地部の中にも比較的地域社会の安定を確保しえている地区が存在している。

中の谷地区は、農業が盛んで人口の定着もよく、一旦中心地区へ転出したものがUターンして農業に復帰しているものもいる。中の谷の地域的特質は、地域のまとまりの単位が大きく農業が盛んなこと、種々の地域活動によって地域コミュニティの維持と活性化に成功していることの二点にみいだせる。地域コミュニティの存在を前提に農業生産・地域生活の基盤が確保されることによって、流出者の帰還が可能になる基盤条件を確保しているわけである。

また、江原山地の山腹立地集落からの流出者は、同一旧町内の低地部に流出先を選定しやすく、流出先においても山村コミュニティが維持されると共に集住する傾向がある。さらに、流出先でも僅かな農地を取得し農業生活を維持すると同時に、山村の住宅・土地・人間関係も維持されている場合が多い。

ここで例にあげた二つの事例は、独自の定住様式の獲得によって、中心市街地（都市）と山村を結びつけ、山村社会と山村環境の維持・活用を可能にしているという点で注目すべきである。すなわち、都市的生活を享受したいライフステージには都市居住を行ない、一定の年齢に達したら山村に帰還する山村－都市の定住サイクル、及び、山村と低地部（都市）の二つの居住拠点を獲得し、農業生活をベースにした生活様式と山村コミュニティの維持を可能にする定住様式である。このような定住サイクル、山村－都市関係を可能にするには、流出者の帰還条件を山村・都市の両方で整備することが必要である。具体的には、山村の生産・生活・コミュニティ基盤を維持すること、都市居住期においても山村との関係を維持すると共に住居の取得等によって土地に縛られたりしない居住の柔軟性を確保することが山村への帰還条件となる。

一方、交通の便のよい江原山地の谷筋立地集落では、若夫婦が中心市街地や町外に通勤し、老夫婦は農業を営む生活形態をとる老若三世代の居住が多くみられ比較的安定した地域社会を維持している。この場合、後継者が一旦地域外へ流出した後、結婚を契機に帰還して親と同居することによって三世代居住になったものが多く、定住サイクルが顕著にみられる。この場合、三世代居住を可能にする住宅の整備が帰還条件となる。

脇町の山村からの人口流出には、次に示す５タイプがある。

① 脇町の中心地区に流出し、一定のライフステージになると山村へ帰還し、農業に復帰するタイプ

② 脇町内の低地部に若夫婦のみが流出するが、山村の老夫婦と日常的な協力関係を維持するタイプ

③ 山地から挙家離村し、低地部に居住拠点を移すタイプ

④ 町外へ流出するが、盆や正月には帰省し、家族や地域との関係を維持しているタイプ

⑤ 町外へ流出してしまい、地域との関係を維持しないタイプ

これらの中で、①②のタイプは、地域社会の衰退化を回避しうる可能性を有している。前者は、山村－都市の定住サイクル、後者は、山村－都市の二拠点型居住と呼び得る定住様式であり、これらを総称したのが地域内定住サイクルである。

人口流出には、一定の時期を流出先で暮らした後に帰還する場合とそうでない場合がある。「地域定住社会の構築」という視点から注目しなければならないのは、一旦流出した後に帰還するサイクルである。特に、人口減少が著しく、地域社会の維持が重要な課題となっているい山村部の場合、人口流出の歯止め策を考える以上に、帰還条件の整備が重要であるといえる。

地域内定住サイクルの確立は、生活の共同性においては同一世帯ともみなしうる老若２世帯が、家族関係を維持しつつ農山村と中心市街地とに住み分ける、実質的な二拠点（住み分け）居住が実現されていることを意味している。二拠点居住によって、都市的生活の利便性を確保すると共に、流出後も農山村の生活基盤も同時に維持するという二つの生活要求を獲得し得ているのである。

脇町は、中心市街地とその周辺の低地部、台地部の農村地域、更に山地部からなっており、都市と農山村が共存している。このような地域性が、同町内での都市的生活の享受と農山村の維持という二つの生活要求を結びつけうる居住様式を生み出す源となっている。すなわち、家族関係を媒介として都市と山村の相互依存・協力関係が形成されているのである。

このような定住様式が普遍性を獲得するには二重生活による家計負担の増加を軽減するように、低家賃の良質な市街地住宅が供給されることが不可欠な条件となる。あくまでも定住の拠点は、実家・土地のある山村であり、都市は生活要求を補完する第二の生活拠点である。都市と山村の生活的・家族的結びつきを一層強めると共に、山村の維持と活性化を促進するための定住条件の整備を図らねばならない。

２節 混住世帯類型からみた地域主体の内部構造

１．混住農村における居住世帯類型の視点

１－１　混住世帯類型

本節では、混住農村の居住者の性格を家族・地域社会との関わりから分析し、混住農村の地域主体の内部構造と居住者特性を明らかにすることにする。ここでは、新たに混住世帯類型を設定し、その構成と居住世帯の類型別性格から地域主体の性格を考察する。

今日の農村社会は混住化や兼業化の進展に伴って、従来の均質的な社会構成は多様化している。このような状況のなかで、都市の生活水準との比較から農村環境の整備が叫ばれているが、農家・非農家の共存する農村環境・農村社会の将来像は明確には描かれていない。また、変貌を遂げている農村社会の居住者構成や居住者の特徴を把握する視点さえも確立していないのが現状である。

従来の農家類型は、土地の所有関係に着目した自作、自小作、小作の分類や現金収入に占める農業収入の割合を指標とした専業、兼業の分類が一般的であった。しかし、非農家との混住化、農家の兼業化が進展している今日の農村社会においては、従来の農家のみに着目した居住者類型だけではその実態をつかむことが困難になっている。大局的にみた場合、農村地域の居住者は、農業を営むもの（農家）とそれ以外（非農家）に分類できる。しかしながら非農家といってもすべてが従来の居住者とは全く異質な生活形態を有する来住者とは限らず、地区内農家の分家や近隣からの転入者であったりすることも多い。また、農家についても、専業であっても高齢者のみの世帯で自家消費程度の生産しか行なっていない農家も存在している。後継者のいる農家といない農家では、これからの農業生産や土地経営の展望が異なって来るのも当然である。

このような混住農村の地域社会形成の方向を展望するためには、どうのような人が、地域とどのように係わり生活しているのか、また、どのような人間関係の構築を望んでいるのかを知る必要がある。ここでは、①農業との関わり、②地域との関わり、③イエの継承性に着目して、表８－２－１に示す８タイプの世帯類型を設定し、混住農村の地域主体内部の構成と居住者の特徴を考察することにした。この分類は居住者（世帯）の農業との関わり方や、世代継承・親子関係に着目した家族分類・出身地に着目した地域社会との関係の分類を指

標にした居住者類型であり、従来の農家（農村居住者）の類型とは以下の２点が異なっている。

第一には、世代継承・親子関係に着目した居住者類型であること、第二には、非農家と地域社会との関係を考慮した居住者類型であることの２点がこの居住者類型の特徴である。

混住世帯類型を用いることによって、地域主体としての混住農村の内部構造が明らかになると共に、その性格、居住者の生活環境形成に対する要求が明確になるものと考える。

表８－２－１　混住世帯類型

① 専業・直系型 ② 専業・核型 ③ 兼業・直系型 ④ 兼業・核型	農　家	地縁者
⑤ 地縁・直系型 ⑥ 地縁・核型	非農家	
⑦ 来住・直系型 ⑧ 来住・核型		来住者

注）直系型は３世代家族、核型は核家族

１－２　調査方法

本節の考察は、1985年に行った４回の現地調査とその後の補足調査、1980年農業センサス集落カード、脇町が総合振興計画策定に際して行ったアンケート調査結果の分析に基づいている。

アンケート調査は、1985年10月に脇町全世帯5498世帯を対象に実施し、3216票の有効回答（有効回答率58％）を得た。尚、調査票の設計、集計には神戸大学地域住宅研究会・都市環境研究所が参画し、アンケート調査の実施は、脇町各自治会の推進員の協力を得て脇町企画広報課が行った。

調査内容は、居住者の属性、農業の経営意向、定住意向、後継者の帰還希望、地域整備意向、環境評価、今後の地域振興意向、地域活動への参加実態・意向などである。

２．農村の混住化と集落類型

伝統的な農村社会は、農家階層の差はあったものの、農業を生業とするほぼ均質な生活スタイルもった居住者から構成されていた。脇町の場合、中心市街地は非農家と都市的職業に就きながら自家菜園ていどの農業を営むものの居住地、その周辺の低地部、台地部、山地部は農家の居住地であった。戦前には

低地部は水田と桑、台地部は畑作と桑、山地部は薪炭と畑作が主要な生産形態であった。

このような都市と農山村からなる脇町も、都市化によって人口の流動化が進み、脇町内部での都市化・過疎化が進行したことは前節でみた通りである。ここでは、混住化の視点から、まず脇町の地域構造をみることにする。

1980年ｾﾝｻｽによると脇町の総世帯数は、5217戸、総農家数は2377戸となっており、町全体の農家率は、46％である。この数値は、他の地方小都市とほぼ同じ傾向である。表８－２－２に脇町の地域類型と集落特性を示した。

表８－２－２に脇町の地域類型と集落特性

基礎的圏域	地域区分	地形条件	地区区分	地区名（集落名）	集落形態	標高（100M）	総戸数（戸）	農家率（%）	農家増減率（%）	戸数増減率（%）
山地 標高150mから700mに集落が立地する 尾根筋を境界に谷を単位にまとまる	岩倉山地	尾根を境界として谷を地形のまとまりとする。 高冷地である。 大谷、中の谷、西の谷の三地区に分かれる。 緩斜面の比較的まとまった土地が確保し得る。	大谷	東大谷	山腹散居	6	34	97	-11	-15
				西大谷	同上	6	59	97	-7	-12
				段尻	同上	4	50	76	-14	-9
				梨の木	同上	4	31	94	-15	-9
			中の谷	芋穴	同上	5	32	78	-34	-20
				暮畑	同上	6	45	96	-9	-4
				川原柴	同上	6	―	96	-9	-4
				横倉	同上	3	9	100	-25	-25
				長人滝山	同上	6	14	100	-18	-18
			西の谷	中八	同上	6	46	89	-24	-18
				平帽子	同上	4	35	97	-3	-3
	江原山地	曽江谷川上流の二つの谷を地形のまとまりとする。 比較的地形が複雑でまとまった土地の確保が難しい。 東俣名、西俣名の二地域と二つの河川の合流する落合（奥点集落）より下流の赤谷の三地域により構成される。	東俣名	御所野	谷筋散居	2	27	81	-21	-4
				古屋敷	同上	5	38	81	-6	-3
				金川	同上	4	40	93	-12	-9
				冬畑	山腹散居	4	33	85	-15	0
				くぬぎ野	同上	4	68	75	-19	-4
			西俣名	清水	谷筋散居	5	94	77	-13	-2
				宮井	同上	5	78	83	-6	8
				中釜	山腹散居	4	49	75	-10	-2
				広棚	同上	4	27	85	-18	-4
				藤川	同上	4	30	93	-28	-25
				落合	谷筋集居	3	66	27	-25	32
			赤谷	美村	山裾集居	2	63	68	-10	24
				貞安	同上	3	79	57	-12	23
				棚田	同上	1	87	85	-4	4
台地 標高70mから150mの段丘面 丘斜面の緑地が境界となる 低地とは急傾斜の段	岩倉台地	山裾から広がる緩やかな斜面で山林＋台地の平坦地が地域のまとまりに対応する。 山裾には溜池がある。		小星	台地散居	1	80	89	-3	10
				井口	同上	1	95	76	-12	2
				上の原	台地集居	1	38	95	-8	-7
				田上	同上	1	34	94	-3	-3
	脇台地（上野台地）	大谷川の両岸に広がる緩やかな斜面。山林を持たない。 微地形に対応して比較的小規模な地形のまとまりがあつまって脇台地を構成している。		佐城	山裾散居	1	97	34	3	61
				柴床	同上	1	148	40	-5	81
				北庄	台地散居	1	187	23	-11	61
				原	同上	1	55	33	-7	25
				土井、庄	同上	1	85	61	0	60
				上野	同上	1	238	25	0	78
低地 吉野川の河岸段丘の低地	岩倉低地	吉野川北岸の低地部。 旧街道と県道が東西を貫く。 吉野川の氾濫時には被害を被りやすい。		岩倉	低地集居		95	65	-10	12
				馬木	同上		106	53	-11	47
				助松	山裾集居		29	90	-4	-12
				岩倉新町	同上		57	70	-20	-37
	江原低地	吉野川北岸・曽江谷川西岸の低地、南に優良農地が広がる。 県道が東西を貫き、南北に国道が走る。 緩やかな傾斜がある。	曽江	上曽江	山裾集居		116	39	-10	85
				下曽江	同上		117	56	-7	19
			拝原	拝北	低地散居		188	42	-1	31
				拝西	同上		196	32	-25	12
				拝中	同上		123	37	-23	58
				拝東	同上		183	49	-22	20
				開拓	同上		37	54	-17	32
				共進	同上		66	52	0	65
市街地 吉野川支流の自然堤防上に形成	岩倉市街地	井口谷川と野村谷川の扇状地に形成。		川原	街村市街地		55	46	-17	17
				野村	同上		159	42	-14	71
				木の内	低地集居		95	42	-13	70
				別所	街村市街地		210	37	-14	62
	脇町中心市街地	大谷川の自然堤防上に形成。 緩やかな傾斜がある。	大字脇	北町	伝統市街地	0.5	240	5	-40	275
				中町	同上	0.4	―	5	-40	275
				南町	同上	0.3	99	5	-71	21
				本町	周辺市街地		119	13	-43	75
				大工町	同上		171	14	-25	76
				新町	同上		55	33	-14	112
			大字猪尻	西の丁	老朽市街地		248	12	-40	-37
				池の端	同上		228	14	-6	143
				猪尻	周辺市街地		97	19	-42	49

備考）農家増減率、戸数増減率は1980年／1970年

注　）1980年農業センサス集落カード、及び現地調査より作成

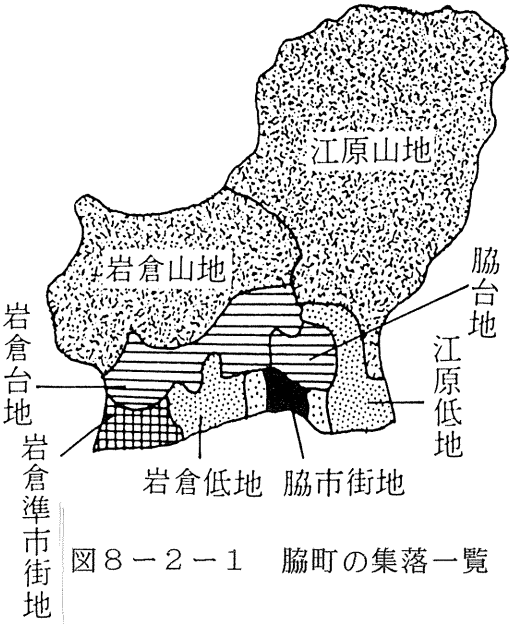

図８－２－１　脇町の集落一覧

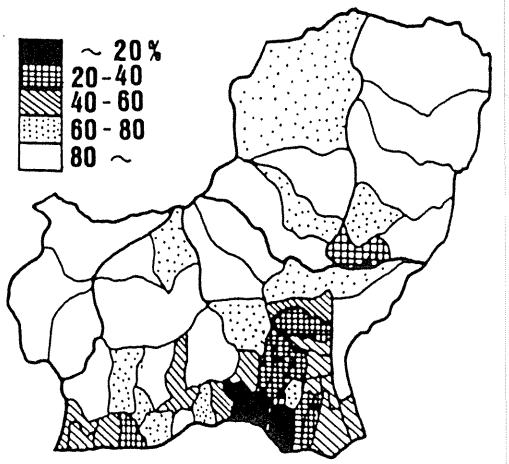

1980年農業ｾﾝｻｽ集落ｶｰﾄﾞより作成

図８－２－２　集落別農家率

農家率を脇町の地域類型別に集落を単位にみると、市街地では、脇町中心市街地では 5％から15％、岩倉市街地では約４割、低地部では、江原低地が39％から56％、岩倉低地が53％から90％となっている。また台地部については、脇台地（上野台地）が23％から61％、岩倉台地が34％から95％となっている。岩倉台地は、混住化の著しい田上（農家率34％）、上の原（38％）と農家率の高い井口（農家率90％）、小星（85％）に分かれる。一方、山地部ではいずれも農家率が７割をこえているが、江原山地の拠点集落である落合は農家率が27％となっている。

戸数増減率と農家率との関係を示したものが図８－２－２である。

山地部では戸数の減少が少ない集落では農家率が約８割であるのに対して、戸数の減少が著しい集落では農家率が９割をこえていることがわかる。台地部・低地部では戸数が増加し、農家率が２割から６割の集落が多いことがわかる。市街地では戸数の増加が著しく、農家率も当然低い。

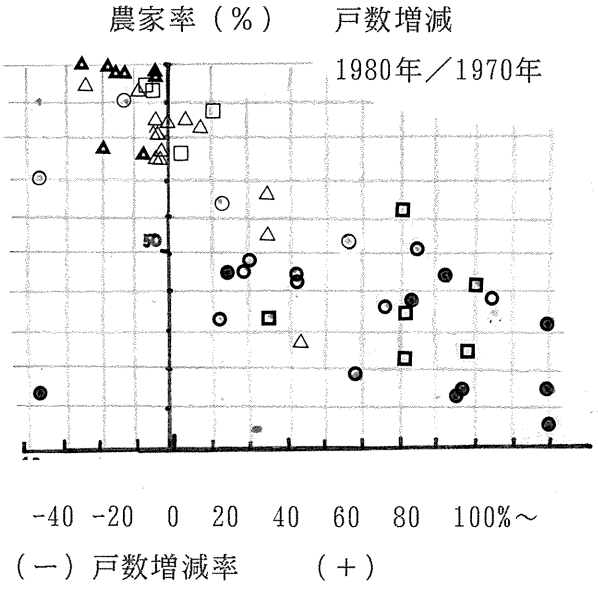

図８－２－３　戸数増減率と農家率の関係

ア）農村集落の混住類型とその性格

凡例・類型	世帯数増減	農家率	居住者特性
混合型	＋＋＋	10%未満	圏域全域からの流入がみられ、他地域出身者も多い
混住型	＋＋	10～30%	農家の分家・次三男等地縁関係をもつ非農家が多い
安定型	±	30%以上	安定した農家の三世代居住老夫婦農業、若夫婦兼業
拠点型	＋	10～50%	過疎地域の拠点地区で、周辺地区からの流入者が多い
過疎型	－－	70%以上	人口・世帯数の減少が著しく、高齢化が進行している

注）★中心市街地

イ）脇町の地域構造モデル

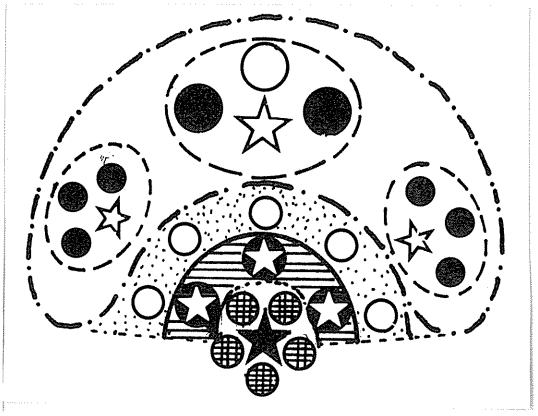

図８－２－４　混住農村の地域構造モデル

戸数増減と混住化に着目すると脇町の集落は、図８－２－４ア）に示した５つのタイプ、すなわち農家比率の高いが人口減少の著しい過疎化集落、過疎地域の中心となり混住化が進展している拠点集落、安定した家族形態と農業を維持している安定集落、農家が維持される一方で混住化が進展している混住集落、非農家の比率が高く離農する農家も存在する混合集落（都市化集落）に分類できる。

脇町の地域構造は、脇中心市街地を中心に、混合型、混在型、安定型、過疎型の集落が同心円状に配置されるモデルとして把握される。図８－２－４イ）は、集落類型を用いて脇町の地域構造をモデル化したものである。

４．混住世帯類型からみた地域構造

４－１　混住世帯類型からみた地域構造

ここでは混住世帯類型を用いて脇町の地域類型の特徴と、地域主体の内部構造について考察することにする。

脇町全体でみると、農家は42.9%、非農家は57.1%の比率となっている。これを混住世帯類型別にみると、専業農家直系家族型は、2.0%、専業農家核家族型が 4.0%、兼業農家直系家族型は、19.4%、兼業農家核家族型が17.5%となっており、農家については兼業農家直系家族型の構成比が最も高い。非農家についてみると、地縁直系家族型が、7.8%、地縁核家族型が28.1%、来住直系家族型が、 4.1%、来住核家族型が16.2%となっており、地縁核家族型の構成比が最も高い。

ここで注目したいのは、非農家のなかで地縁型に属するものが６割強を占めていることである。ここで地縁型というのは出身地が脇町であるもので、集落内での分家、離農者、脇町内の他の地区からの流入者、Ｕターン者である。地縁型に属するものの特徴は、核家族が多いことであり、これは実家が別に存在しているものも多い。そのことからも、地縁型は、実家や地域社会との結びつきが強いことが考えられる。一方、来住型に属するものは、非農家の約４割で、核家族の比率が高い。

表８－２－３は、先に示した地域類型別に混住世帯類型の構成を示し、表８－２－４には集落別に混住世帯類型の構成を示した。

表８－２－３　地域類型別にみた混住世帯類型の構成

地形区分	地域類型	混住世帯類型 1)								2) 農家率	3) 地縁率
		農家				非農家					
		専業		兼業		地縁		来住			
		直系家族①	単身・核②	直系家族③	単身・核④	直系家族⑤	単身・核⑥	直系家族⑦	単身・核⑧		
市	脇中心市街地	0	1	5	6	13	41	8	28	12	66
	岩倉市街地	2	2	15	19	7	32	5	18	38	77
低	江原低地	2	2	25	21	5	28	3	14	50	83
	岩倉低地	2	6	19	19	6	28	3	17	46	80
台	脇台地	2	2	17	15	6	33	4	22	36	75
	岩倉台地	5	7	33	29	5	13	3	6	74	92
山	江原山地	4	6	31	26	8	17	3	5	67	92
	岩倉山地	13	18	23	23	5	13	1	5	77	95
計	脇町全体	3	4	19	18	8	28	4	16	44	80

備考 1)混住世帯類型　数値は構成比　単位％
①専業農家・直系家族　②専業農家・単身核家族
③兼業農家・直系家族　④兼業農家・単身核家族
⑤地縁・直系家族　⑥地縁・単身核家族
⑦来住・直系家族　⑧来住・単身核家族
2)農家率　①＋②／総戸数　単位％
3)地縁率　①＋②＋③＋④／総戸数　単位％

表８－２－４　　混住世帯類型からみた集落別世帯構成　　単位　％

地形区分	地区区分	集落名	混住世帯類型 1) 農家 専業 直系家族①	専業 単身・核②	兼業 直系家族③	兼業 単身・核④	非農家 地縁 直系家族⑤	地縁 単身・核⑥	来住 直系家族⑦	来住 単身・核⑧	2) 農家率	3) 地縁率	4) 戸増減数率
山地	江原山地	御所野	11	0	22	44	0	22	0	0	77	100	- 4
		古屋敷	4	0	39	29	14	7	0	7	72	93	- 3
		金川	6	18	42	21	0	9	0	3	87	97	- 9
		冬畑	0	0	55	36	5	5	0	0	90	100	0
		椚野	7	12	39	24	5	7	2	2	82	96	- 4
		清水	0	2	35	31	10	16	3	3	68	94	- 2
		宮井	0	4	39	30	13	13	2	0	73	98	+ 8
		中釜	3	3	37	33	13	10	2	0	77	98	- 2
		広棚	8	21	13	46	0	8	0	4	88	96	- 4
		藤川	25	0	35	30	5	5	0	0	90	100	- 25
		落合	2	6	15	6	15	40	6	10	29	86	+ 32
		美村	2	11	25	26	4	23	2	9	64	89	+ 24
		貞安	3	0	15	22	10	27	9	14	40	77	+ 23
		棚田	4	6	38	22	6	15	4	7	70	89	+ 4
	岩倉山地	東大谷	17	54	13	8	0	4	0	4	92	96	- 15
		西大谷	17	11	33	28	0	3	3	6	89	92	- 12
		段芋尻	0	7	24	26	10	19	2	12	87	86	- 9
		梨の木芋穴	7	7	15	48	7	15	0	0	77	100	- 9
		暮畑	15	15	20	15	5	25	0	5	65	95	- 20
		横倉川原柴	24	11	43	14	3	5	0	0	92	100	- 4
		長入・滝山	13	13	0	0	13	50	0	13	26	89	- 25
		中八	9	27	27	27	0	9	0	0	90	100	- 18
		平帽子	13	32	10	19	7	13	0	7	74	94	- 18

		集落名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	2)	3)	4)
台地	岩倉台地	小　星	6	6	46	21	3	11	2	6	79	93	+ 10
		井　口	3	5	20	31	8	16	5	11	51	83	+ 2
		上の原	4	8	39	31	4	15			82	100	- 7
		田　上	7	11	33	37	4	7			88	100	- 3
	脇台地	佐　城	5		13	11	8	37	8	18	29	74	+ 61
		柴　床	2	2	21	19	6	29	3	18	44	79	+ 81
		北　庄		2	10	8	7	51	1	21	20	78	+ 61
		原	4	4	34	21	13	15	4	4	63	91	+ 25
		土井・庄	5		28	28	7	13	7	13	61	81	+ 60
		上　野	1	1	12	9	4	33	4	38	23	60	+ 78
低地	岩倉低地	岩　倉	2	7	15	21	6	21	4	25	45	72	+ 12
		馬　木	1	4	17	22	8	29	5	13	44	81	+ 47
		助　松	5	5	45	25	10	10			80	100	- 12
		岩倉新町	1	6	19	13	5	37	1	18	39	81	- 37
	江原低地	上曾江	3	2	19	16	5	39	5	11	40	84	+ 85
		下曾江	3	1	26	17	9	33	1	9	47	89	+ 19
		拝　北	2	3	21	22	2	32	3	15	48	82	+ 31
		拝　西	2	2	19	16	10	33	2	16	39	82	+ 12
		拝　中	3	6	27	21		24	3	15	57	81	+ 58
		拝　東	2		33	22	6	18	3	16	57	81	+ 20
		共　進	2	2	36	40	2	11		7	80	93	+ 65
市街地	脇中心市街地	北　町		3	17	17		28	14	21	34	62	+275
		中　町			2	1	19	35	10	33	3	57	+275
		南　町			4	2	13	47	11	24	6	66	+ 21
		本　町		1	1	6	10	45	10	28	8	63	+ 75
		大工町			1	7	10	49	3	30	8	67	+ 76
		西　丁		2	4	5	12	43	7	28	11	66	- 37
		池の端			12	12	13	32	5	26	24	69	+143
		猪　尻			10	10	10	39	7	24	20	69	+ 49
	岩倉	野　村	1	2	21	18	6	25	7	20	42	73	+ 71
		別　所	4	3	8	18	7	39	3	17	33	79	+ 62
計		脇町全体	3	4	19	18	8	28	4	16	44	80	

備考　1)混住世帯類型　数値は構成比　単位％

①専業農家・直系家族　②専業農家・単身核家族
③兼業農家・直系家族　④兼業農家・単身核家族
⑤地縁・直系家族　⑥地縁・単身核家族
⑦来住・直系家族　⑧来住・単身核家族

2)農家率　①＋②／総戸数　単位％

3)地縁率　①＋②＋③＋④／総戸数　単位％

4)戸数増減率

1980年の総戸数－1970年の総戸数／1970年の総戸数　単位％

この表から得られた知見を以下に示す。

① 脇町山間部では、世帯数の減少が著しいが、拠点集落の落合では世帯数の増加がみられる。

② 拠点集落の落合は、農家率が２７％と低く、混住化が進展している。非農家の中でも来住・核型が全世帯の４割を占め、地縁率は８４％と高い。

③ 山間部では農家率が７割以上、地縁率は一部の例外があるが約９割である。

④ 台地部では、農家率が２割から９割となっている。地縁率は６割以上である。脇中心市街地近郊の脇台地と岩倉台地では、世帯構成がことなっている。脇台地では、来住・核型、岩倉台地では兼業・直系型の占める比率が高い。

３－２　混住世帯類型別の居住者特性

次に、個々の世帯類型の特徴を見てみると、農家については【専業・直系型】、【専業・核型】、【兼業・直系型】、【兼業・核型】の順に農地面積が減少し、主位作物の米への特化傾向がはっきりする。また農地の将来意向については、全体的に現状維持とするものの比率（約 70 ％）が高いが、【専業・直系型】には農地拡張・維持希望が多く（約 20 ％）、それ以外の農家は他への賃貸によって農地の維持を図りたいとするものの比率（約10％）が高い。

一方、非農家については、【地縁・直系型】や【来住・直系型】といった直系家族の住居は戸建持家の比率が高く（約 90 ％）、定住意向も約 95 ％と高い。それに対して核家族の場合、借家の比率が約 40 から 50 ％と高く、転居希望も他の類型より高い。（【地縁・核型】で約 20 ％、【来住・核型】で約 30 ％が転居希望）

表８－１－５は個々の居住者類型の家族・居住、生業、住居の特質を整理したものである。

この分類によれば、以下に示す居住者特性を抽出しうる。

① 脇町農村部に居住する非農家でも農業や地域社会との関係を維持しているものが多い：非農家のうち 64 ％は脇町出身の【地縁型】で、脇町外の【来住型】は 36 ％にすぎない。脇町における非農家層は、農業や地域とのつながりある【地縁型】の職業は、役場・農協や自営業等の地域密着タイプのものが多いが、【来住型】のものは地域との関連性が低い。また、非農家の中で農家出身者のいる世帯の割合はきわめて高い。

② 非農家の居住類型によって定住意向や住宅の違い著しい：【地縁・直系型】や【来住・直系型】といった直系家族の住居は戸建持家の比率が高く（約 90 %）、定住意向も約 95 %と高い。それに対して核家族の場合、借家の比率が約 40 ～ 50 %と高く、転居希望も他の類型より高いという特徴を有している。

③ 同じ専業農家であっても農業経営の展望や家族生活・居住の安定度は著しく異なっている：【専業・直系型】は農業拡大の意向を示すものが 20 %いるのに、【専業・核型】では 5%と低く、逆に農地の賃借を考えているものが 10 %いる。また、【専業・直系型】は定住性も高く、Uターン者のいるものも 10 %存在するが、【専業・核型】は定住意向も幾分か低く、高齢化がすすんでいる。

④ 農地経営意向と居住者類型の対応が明快である：【専業・直系型】、【専業・核型】、【兼業・直系型】、【兼業・核型】の順に農地面積が減少し、主位作物の米への特化傾向がはっきりする。

このように、地域政策や農業政策の点からも、また、土地経営の展望や住宅改善の課題の検討においてもここで示した居住者類型の視点は有効である。特に土地に依拠する農家にとって世代継承に着眼した家族形態の把握は極めて重要であると考えられる。

３－３　居住者の農村社会・環境形成への展望

非農家の地域社会への参加意向を地域の役員の引き受けや道普請等の共同作業への参加状況に着目してみると、【来住】の参加意識は他に比べて低いが、【地縁型】の場合、農家とほぼ同じ比率の参加意識を示す。

次に農村的環境・自然環境の評価傾向についてみると農家・非農家を問わず高く評価されており、その保全・整備に対する期待は、農家に比べて非農家の方が高い比率を示すという傾向がある。

農村的環境・自然環境の評価は農家・非農家を問わず約 75 %のものが高い評価を与えている。また、農家では約 15 ～ 20 %の保全・整備を期待しているのに対して非農家は約 25 ～ 30 %のものが農村的環境の保全・整備を期待している。このことから、非農家の住環境への要求は、都市的なものよりむしろ農村的環境の中での居住を求める傾向があると考えられる。

以上の分析より、混住農村の生活環境形成の方向は、農村環境と農家・非農家の共存社会の獲得の方向を将来像と設定することが必要と考えられる。

3節　混住農村の地域主体の内部構造の変化と土地利用調整の課題

1．家族・地域関係からみた混住農村の世帯類型と居住者特性

今日の農村社会は、混住化や兼業化の進展に伴い、従来の農家を大多数とした均質的な社会構成は大きく変容している。しかし、多様化している農村地域社会の居住構成や居住者の特徴を把握する視点さえも確立していないのが現状である。

大局的にみた場合、農村地域の居住者は、農業を営むもの（農家）とそれ以外（非農家）に分類できる。しかし、非農家といっても、全てが従来の居住者（主として農家）の生活形態や地域社会と異質な生活形態をもった来住者とは限らない。なかには、地区内の農家の分家や近隣地区からの転入者である場合もある。また、農家についても、高齢者のみの世帯で、自家消費程度の農業生産しか行っていない専業農家も存在している。後継者のいる農家といない農家では、これからの農業経営や土地利用の意向が異なってくるのも当然である。このような混住農村の生活環境・地域社会形成の方向を展望するためには、どのような人が、地域社会とどのように係わりをもって生活しているのか、また、どのような人間関係と生活環境の構築をのぞんでいるのかを知る必要がある。

上記の問題意識から、本節では、安定した地域社会を維持している徳島県美馬郡脇町を対象に、居住者の農業との関わりや、世代継承・家族関係、出身地に着目した地域社会との関わりに着目した「混住世帯類型」を提示し、脇町全町民を対象としたアンケート調査の結果分析を通じて、小都市圏の地域構造、農村混住化の実態を明らかにした。

その結果、①全体としては安定している地方小都市圏内部での過疎化・都市化が著しく、地域分化が進行していること、②非農家の増加がみられるが、家族・地域社会との関係をもった地縁型非農家が多いこと、③非農家であっても、地域コミュニティへの参画の意志のつよい、地縁者が多いことなどの居住者特性が上記の「混住世帯類型」からの分析で明らかになった。さらに、今後の混住農村の生活環境形成の方向については、④混住農村においては、居住者の多様化が進んでおり、従来の地域コミュニティを基盤とした地域主体を構成する生活主体間の協調が重要な意味をもつこと、⑤非農家であっても、農村の伝統的環境、自然環境の保全を基本とした地域整備意向が強いことが明かとなった。

2．散居型集落の集住パターンと混住化に伴う土地利用調整課題

わが国の農村集落の農家率は、1960年当時の60.5％から1980年には23.3％へと著しく低下しており、農村集落は、農家集団の居住空間から混住社会の居住空間へと変貌している。そして、安定した混住社会の形成とそれに対応する土地利用の調整が重要な課題となっている。

脇町は、人口約２万人の徳島県美馬郡の中心地区である。脇町は、中心市街地とその周辺にひろがる低地・台地・山地の農山村によって構成され、①都市と農山村が有機的に結び付いた安定した地域社会を形成していること、②市街地周辺の農山村集落は、山地、台地、低地の集落によって居住密度は異なるものの、いずれも散居状の集落形態を特徴としている。

また、比較的安定した農村生活と田園景観を維持していた中心市街地周辺の台地部や、低地部の集落も、農家の増改築、新住宅の進出が顕著で、従来の農村集落の空間秩序にも変容があらわれている。特に、中心市街地周辺や、山地部の拠点集落に新たな宅地需要が集中しており、後継者との同居のための居住性の向上、分家や来住者のための新住宅地の供給が緊急の課題となっている。散居型集落において、新たな宅地需要、農家の土地利用意向に対して、如何に対応するかという課題はこれまでに取り扱われこなかった。散居集落の住居立地は、一見無法則に立地しているようにみえることから、空間構成のパターンを発見することが難しく、散居集落の計画目標や空間整備手法は未確立であったといえる。

上記の問題意識から、本節では、散居型集落の空間構成とその変容メカニズムを農家の土地利用、土地所有、土地利用意向（土地観）から分析し、さらに、混住化との対応から土地利用の調整課題について考察を行った。具体的には、近年、新住宅の進出が顕著で、従来の散居集落の空間秩序にも変容がみられる上野集落を事例に考察を行った。

その結果、散居型集落の空間構成の特徴として、①集落域の骨格として、東西方向の骨格と南北方向の生活道路の骨格があること、②生活道路に周辺農地をもつ農家住宅が取り付くこと、③農家の住宅と菜園・隣接農地が一体となった田園居住域（主生活域）と北部の主生産域、南部の非農家の住宅の立地する空間構成を基本とすることが明かになった。また農家の土地利用、所有、意向の特徴として、④各農家は、住居に隣接して自家菜園、住居周辺に隣接農地、集落域北部に主要農地、南部に調整農地をセットでもつこと、⑤専業農家・直系家族型は農業経営の拡大意向が強く、他の農家は現状維持志向が強いこと、⑥主要農地の保全意欲は高いが、調整農地は転売・貸与の意志が強いことが明

らかになり、各農家の土地利用、土地所有、土地利用意向には、一定のパターンが存在することが明らかになった。

これらの考察から、個々の農家の土地利用パターンに一定の法則性があり、また世帯類型毎に地域コミュニティ、交流意向に一定の傾向があることが明らかになり、地域を主体とした「農」を基調とした地域コミュニティ、生活環境形成の必要性と田園居住区、農業生産区、新住宅誘導・保全区からなる散居型混住集落の空間形成モデルの提示ができた。

４節　集落空間の構造把握から計画へのアプローチ

１．混住農村における生活環境形成の課題

わが国の農村集落は、農家集団の居住空間から混住社会の居住空間へと変容している。そして、安定した混住社会の形成とそれに対応する農村的土地利用と都市的土地利用の調整が一般的な課題となっている。

脇町は、吉野川支流の大谷川の自然堤防に発達した中心市街地（伝統的町並みが保存されている）とその周辺に広がる低地・台地・山地の農山村によって構成され、都市と農山村が有機的に結び付いた安定した地方小都市圏域を形成していることが特徴であった。

脇町では、近年、農家の分家や人口のＵターン・Ｊターン現象が顕著で、混住化が進展している。脇町の場合、混住農村に居住する非農家の大部分は、農村地域と地縁・血縁関係を有した農家の分家・後継者やＵターン・Ｊターン者で、その他の非農家も地域社会への同化・協調を前提（当然）とした周辺地域からの分家・流入者である。脇町の混住社会は、地域と濃密な関係を有した非農家と農家によって構成されており、農村社会と農村環境にその基礎をおく安定した混住社会であることが社会的特質となっている。

比較的安定した農村生活と田園景観を維持していた中心市街地周辺の台地部、低地部の集落も、農家の増改築、新住宅の進出が顕著で、従来の農村集落の空間秩序にも変容がみられる。特に、中心市街地周辺の混合型、混住型集落や山間部での拠点型集落に新たな宅地需要が集中しており、後継者との同居のための住宅の居住性の向上、分家や流入者のための新住宅地の供給が緊急の課題となっている。

一方、脇町の農山村集落は、山地、台地、低地の集落によって居住密度は異なるものの、何れも散居状の集落形態を呈しており、農地と住居が一体となって形成された散居集落の田園景観が空間的特質となっている。また、散居集落をベースとする台地・低地の農村地域の景観的特質は、伝統的な農家住宅とその周辺の農地とが一体となって落ち着いた田園風景を獲得していること、住宅が緩やかな斜面に南向きに立地することによって吉野川と対岸の高越山の山

並を一望する景観が獲得されていることの二点に整理できる。そして吉野川と対岸の山並の共有景観が脇町らしさを構成する重要な要素となっている。

散居集落の住居分布は、一見無秩序でバラバラに見えることから、空間構成の脈絡を発見することが難しく、散居集落の計画目標や空間整備手法は未確立で、定説は存在していない。混住化に伴う新住宅地の無計画な立地は、散居集落の土地利用の混乱を招き、従来の安定した田園景観の破壊、農業生産環境の悪化、コミュニティ形成の阻害等の悪影響を及ぼす危険性をはらんでいる。

このような理由から、一見無秩序にみえる散居集落の空間構成の文脈を読み取り、その空間構造をつかむことを計画策定の出発点とすることが必要となる。

これまでの考察から得られた脇町の生活環境形成において確認すべき事項を以下に整理した。

① 散在的で不規則な空間構成にみえる台地部の散居集落の空間構成にも明確な規則性があること
（空間構成の文脈の発見）

② 後継者のみならず、二・三男　のＵターンもかなり居住していること
（混住農村の居住者構成の把握）

③ ほとんどの集落（住居）が吉野川を望む南斜面に立地していることから、田園から望む吉野川と対岸の山並みが地域住民の共有景観となっており、この景観を住民は高く評価していること
（共有景観と景観評価）、

④ 生まれてからずっと町内で生活していた住民より、一度町外へ出たことのある住民のほうが脇町の伝統的住環境（歴史的町並みや田園環境）に対する評価が高いこと（混住世帯類型からみた景観評価）

２．計画の目標と方法

２－１　計画目標

ＨＯＰＥ計画は、住居と居住環境の地域性を配慮して、特色ある住環境の形成を目的とした計画で、脇町ＨＯＰＥ計画では、田園環境の保全的整備計画と伝統的町並みの再生的活用計画を柱に、住居及び地域レベルでの計画提案を行なった。ここでは、散居形態を呈する混住農村を対象とした「田園環境の保全的整備計画」を紹介することにする。この計画の特徴は、地域の環境ストックの保全を基調とする計画であること、散居集落の空間構成の文脈の読み取り

を基礎とした混住農村の集落発展計画であることの二点に集約できる。

脇町の社会的・空間的特質（地域性）の把握を基礎に、田園環境の保全的整備計画では、農村社会と農村環境をベースとする農家・非農家の共存しうる地域社会の形成と田園環境の保全的整備、農家・非農家の居住拠点の整備を柱とする「新たな田園空間秩序の形成」を計画目標に定め、以下に示すプロセスで計画を策定した。

２－２　計画の策定プロセス

田園環境の保全的整備計画の策定プロセスは、基礎調査段階と計画策定段階に整理できる。

基礎調査段階では、以下に述べるように散居集落の空間構成の文脈を発見すること、伝統的な住まい方とその変容過程の分析を通じて住宅の地域性と改善課題を抽出すること、混住農村の居住者構成と住環境に対する評価とニーズを把握することの三点を調査課題として基礎調査を行った。

続いて、基礎調査で得られた空間的・社会的特質の確認を基礎に、計画策定段階では、①集落を基本単位とする計画区域の設定、②計画目標の設定（新たな田園空間秩序の形成と三つのサブテーマの設定）、③計画モデル（田園居住域、主要生産域、保全開発域の三つの計画区域）の設定、④それぞれの計画区域における空間整備課題の整理、⑤計画区域の性格に応じた空間整備メニューと空間イメージの提示の手順で計画案を策定した。

２－３　散居集落の空間構造の把握

田園環境の保全的整備計画では、比較的安定した農村生活と田園景観を維持する一方で、近年、新住宅の進出も顕著で、従来の散居集落の空間秩序にも変容がみられる西上野集落（市街地周辺の台地部に位置する混住型集落、農家率25％）をモデル地区に設定し、計画を策定した。

左に示した図は、台地部に立地する西上野集落の地形図である。一見、散在的で不規則な空間構成（バラバラ）にみえる散居集落も、集落の古い道や信仰空間の立地（骨格とスポット）、道路と住居の取り付き、住居と農地の関係、土地所有の分散傾向等に着目して空間構成の文脈を読み込むことによって、以下に示す空間構成の法則性が抽出できた。

Ａ）散居集落の空間秩序の発見

＜集落の領域＞

①　微地形のまとまりが集落域の範囲と一致する。

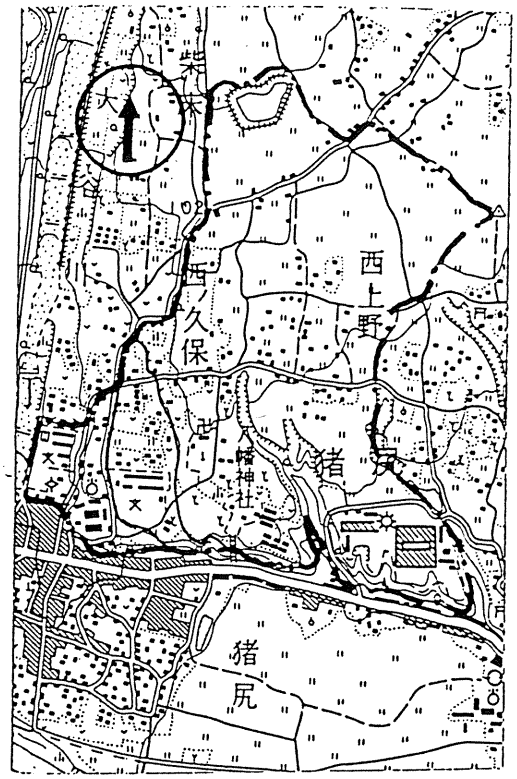

ア）骨格と領域
（広域骨格）

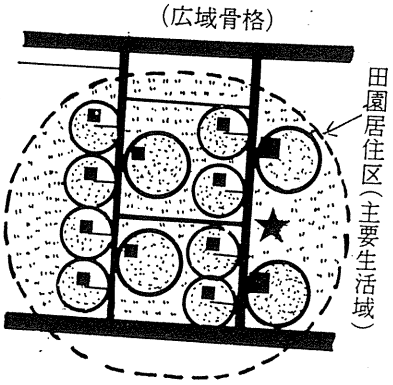

イ）住居単位（宅地と農地のユニット）

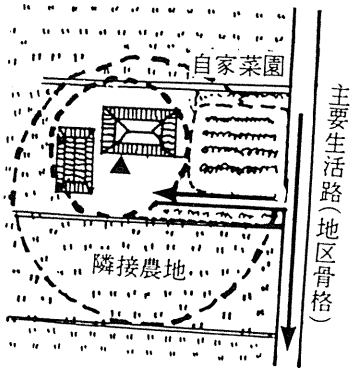

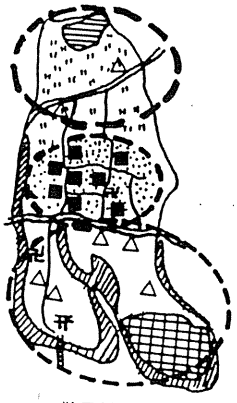

空間構成モデル
（実体モデル）

田園空間秩序モデル
（計画モデル）

<農家の土地所有と土地観>

所有単位	利用意向	土地観
北部主要農地	集団的に所有	生産の基盤
宅地隣接農地	保全意欲強い	生活の基盤
南部調整農地	転用貸借活発	調整財産

農家の土地所有・土地観と対応

集落土地利用の法則的な変容

主要生産域

主要生活域

保全調整域

主要生産域

田園居住域

保全開発域

主要生産域

田園居住域

保全開発域

公共施施誘導ゾーン

新住宅地誘導ゾーン・緑地ゾーン

ムラの空間構成 ＝ イエの空間構成

散居村の構造把握からモデル化への過程（空間構成モデルと計画モデルの対応）

＜骨格とスポット＞

② 東西方向に隣接集落との連絡路となる広域路（広域骨格）が走る。

③ 南北方向には地区（集落）内の主要生活路（地区骨格）が走る。
（大部分の農家は地区骨格に取りつく）

④ 集落の外縁や中心には、神社やお庵（祠）等の信仰空間が立地する。

＜単位と領域＞

⑤ 住居と菜園、隣接農地が一体となって宅地－農地単位を形成し、その単位が南北の主要生活路に取り付き、まとまることによって住居と農地が一体となった田園居住環境（主生活域）を形成している。
主要生活路の西側の農家は宅地との間に菜園を挟むものが多く、東側の農家は直接、納屋が道路に向かう土地利用の配置となっている。

＜実体モデル＞

⑥ 集落空間は、農家住宅と隣接農地が一体となって存在する主生活域、水利条件に恵まれ農地が集団的に立地する主生産域、農業生産条件に恵まれず農地転用・新住宅地の進出も顕著な保全調整域によって構成されている。（散居集落の空間構成モデル）

⑦ 上記に示した主生活域、主生産域、保全調整域の三つの基礎領域による空間構成は、下記に示す農家の土地所有や土地観とも整合している。

B）イエとムラの空間構成の一致

＜農家の土地所有傾向と土地観＞

① 農家は、宅地－隣接農地－集落北部の農地－南部の調整農地をセットで所有するのが一般的で、土地に対する意識（土地観）も共有されている。

② {宅地－農地単位}
農家は、宅地と隣接農地を一体的に所有する傾向にあり、屋敷地内、もしくは隣接農地の中に自家菜園をもつものが多い。

③ {農地の保全意欲と土地観}
隣接農地に対する保全意欲（所有意欲）は最も強く、田園居住環境が保全される要因となっている。また、南部に立地する農地の保全意欲は、低く、農地の転用や流動化がこの区域に集中する傾向がある。新住宅地も集落南部や広域道路沿いに立地する傾向がある。

＜イエとムラの空間構成の一致＞

① （宅地－隣接農地）－（集落北部の農地）－（南部の調整農地）による「イエの空間構成」と（主生活域）－（主生産域）－（保全調整域）による「ムラの空間構成」が一致している。

② 個々の土地所有者が同様の土地所有傾向を示し、また土地観が共有されていることから、隣接農地の保全が図られ、集落南部において土地利用転換や流動が集中することになり、結果として、集落域全体の土地利用も法則的に変容することになる。

基礎調査で得られた散居集落の空間構成モデルは、個々の農家の土地所有傾向や土地観とも整合するものであり、計画モデルの基礎となるものである。その意味で、散居集落の空間秩序とその変容（発展）メカニズムを解明することが計画策定の出発点であり、基礎調査段階での中心作業であった。

２－４　集落空間の構造把握から計画へのアプローチ

計画の基本的な考え方は、集落域を計画単位に、田園居住域、主要生産域、保全開発域の３つの計画区域に設定し、それぞれの計画区域の性格に応じた空間整備を行うというもので、「地域農家の居住拠点であり、住宅と農地を一体的に整備し、田園的な環境の保全を計る区域」を『田園居住域』、「農地を集団的に保全する区域」を『主要生産域』、「農地の宅地化を計画的に進め、新住宅地の誘導を計る区域」を『保全開発域』としている。尚、ここで示した３つの計画区域によって構成される計画モデルは、基礎調査で得られた散居集落の空間構成モデルを基礎とするものである。

計画において特に留意した空間整備計画上のポイントは、以下のように整理できる。

① 集落を計画の基本単位とすること。

② 集落域を田園居住域、主要生産域、保全開発域の三つの計画区域からなる計画モデルに整序し、幹線沿道には公共施設誘導ゾーン、外延部には緑地ゾーンを設ける。

③ 集落空間の骨格を整備すること。（東西方向の道路は広域道路として、また、南北方向の道路は地区内の生活道路として整備し、地域空間の骨格として整備すること。）

④ 住宅と農地の一体的整備を行なうこと。（農家住宅は個々に住宅改善を行なうと同時に、隣接する菜園、農地と一体的に整備すること。特に住宅に隣接する農地の保全と菜園の整備に留意し、農地・菜園の緑地機能を高める空間整備となるよう配慮すること。）

⑤ 新住民のための居住環境計画に際しても、脇町らしい田園環境、吉野川と高越山を望む共有環境を享受しうるよう配慮すること。

（その他、菜園の地区内での斡旋、ゆとりある敷地と南入りの確保等

に配慮すること。）

ここで示した南北方向の地区生活路の整備とそれに取り付く南入り住宅の計画的誘導は、地域住民の共有景観としての吉野川と対岸の山並の眺望を確保しうる空間の仕組みづくりでもあった。

9章

農住混合地域の土地政策と都市内農地

１節　生活環境形成からみた農地空間の役割とその評価

１．研究の目的と方法

１－１　研究の目的

大都市圏内に存在する農地形態は多様である。この多様な都市内農地を宅地供給源として位置づけるのが従来の土地政策における農地認識の基本であった。そして、都市計画法の市街化区域の指定は、区域区分によって市街化区域に包摂された農地を、市街地予備軍として法的に規定するものであった。このように、都市圏に包摂された農地は、生活環境形成上いかなる役割を担っているのかを検討されることなく、宅地供給源として土地政策・都市計画上では位置づけられてきたのであった。

我が国の都市問題、特に住宅問題のネックとして土地問題が存在し、その解決策として宅地供給の促進が政策課題となってきた。そして、地価高騰の原因を宅地需給バランスの崩壊、絶対的宅地供給不足とみるのが従来の土地政策の基本的出発点であった。このような政策背景のなかで、三大都市圏市街化区域内農地の宅地並み課税が昭和 46 年に制度化されている。

本節では、土地政策・都市政策の争点となっている市街化区域内農地の存在する地域を対象とし、農地空間の存在が生活環境形成に果たす役割を明らかにするとともに、都市計画における農地空間の位置づけ、及び存在意義を明確にしようとするものである。

具体的には、農住混合地域居住者に対して行なったアンケート調査の分析を通じて、市街化区域内に存在する農地空間の生活環境形成上果たしている複合的役割を明らかにし、その評価を試みる。

１－２　研究の方法

農住混合地域の居住者構成は、1980年センサスによれば、農家 25.4 戸（3.5 ％）に対して、非農家 709.7戸（96.5％）と圧倒的に非農家の占める割合が高い。農地空間を地域社会・地域生活環境の中に位置づけ、その評価を試みる場合、評価主体は、農住混合地域居住者となる。特に、地域社会における構成比が高く、農業と直接係わりをもたない非農家（都市住民、来住者）が農地空間のいかなる役割に対してどのように評価しているかを明らかにすること

が意味を持つ。

また、市街化区域内農地の存在形態は多様であり、農地空間の生活環境形成上果たしている役割もその存在形態により異なるものと考えられる。農地空間の役割は、農地の集積度（地域面積に占める農地面積の割合）、まとまり、立地条件等によって規定される存在形態の他に、作付け農作物の種類・利用頻度等に規定される利用形態や評価主体の諸属性の相違によっても当然異なるものと考えられる。

本研究では、農地の集積度に着目して調査対象地域を選定し、農住混合地域居住者のうち非農家を対象にアンケート調査を行なった。

具体的には、市域が全て市街化区域である兵庫県尼崎市武庫地区の中から、比較的農地が集積して存在しており農業経営も維持されている友行地区（地域面積に占める農地面積の割合が 50 %以上の地域＝集積型）、農地と住宅地が混在している西武庫地区（地域面積に占める農地面積の割合が 25 ～ 50 %の地域＝混在型）、住宅地の中に農地が散在している東武庫地区（地域面積に占める農地面積の割合が 25 %以下の地域＝散在型）、西武庫地区に隣接する住宅団地の西武庫団地（隣接団地）の４地区を選定した。

調査方法は、留置とし昭和 56 年 12 月に配付、回収した。配付数２９１、有効回答数２７０票（92.8%）であった。

調査内容は、生活環境形成上農地空間の果たしうる機能として次に示す９つの機能を設定し、それぞれについて「非常に役に立っている」・「役に立っている」・「役に立っていない」・「わからない」の評価を尋ねると同時に、９つの機能の中でもっとも重要だと考えられるものを尋ねた。他に農家との交流実態及び意向、今後の農地利用・地域整備・都市農業に対する意向・諸属性等も調査項目に含んだ。

表９－１－１　地区別にみた調査票配布・回収状況

	友行地区 農地集積型	西武庫 混在型	東武庫 散在型	西武庫 団　地	計
配布数	６６	１１５	５０	６０	291
有効回答数	６０	１０５	４６	５８	270
有効回答率	９０．９	９１．３	９２．０	９６．７	92.8

武庫地区集落調査（市街化区域内農業集落調査）

	集落別農家戸数の変化							1980年　戸数					混住化率		
（昭和） 集落名	40	45	50	55	60			農家 戸数	非農家 戸数1	同 2	総戸数 1	総戸数 2	農家率 1	同 2	同 3
①. 東武庫	21	18	16	11		D	10	15	691	1309	706	1324	71	2	1
	100	86	76	52											
②. 西武庫	52	52	48	46		A	2	48	280	2354	328	2402	92	15	2
	100	100	92	89											
3．守部	52	47	41	37		B	4	36	1000	2642	1036	2678	69	3	1
	100	90	79	71											
4．南守部	42	51	35	28		D	11	24	720	942	744	966	57	3	2
	100	121	83	69											
5．生津	14	12	8	8		C	9	9	400	602	409	611	64	2	1
	100	86	57	57											
6．西富松	36	34	30	18		D	12	21	155	318	176	339	58	12	6
	100	94	83	50											
7．武庫庄	34	33	31	29		A	3	29	120	530	149	559	85	19	5
	100	97	91	85											
⑧. 友行	33	32	29	30		A	1	27	120	1596	147	1623	82	18	2
	100	97	88	91											
9．時友	32	32	25	22		C	8	23	189	1235	212	1258	72	11	2
	100	100	78	69											
10．西昆陽	32	31	23	23		C	7	13	592	2710	605	2723	41	21	0.5
	100	97	72	72											
11．常松	29	32	26	25		B	5	27	313	668	340	695	93	8	4
	100	110	90	86											
12．常吉	28	29	22	22		B	6	23	320	320	343	343	82	7	7
	100	104	79	79											
武　　庫	405	403	334	299				295	4402	15126	4697	15421	73	6	2
	100	99	83	74											
尼　崎　市	1719	1493	1118	957											
	100	87	65	56											

図９－１－１　調査対象位置図

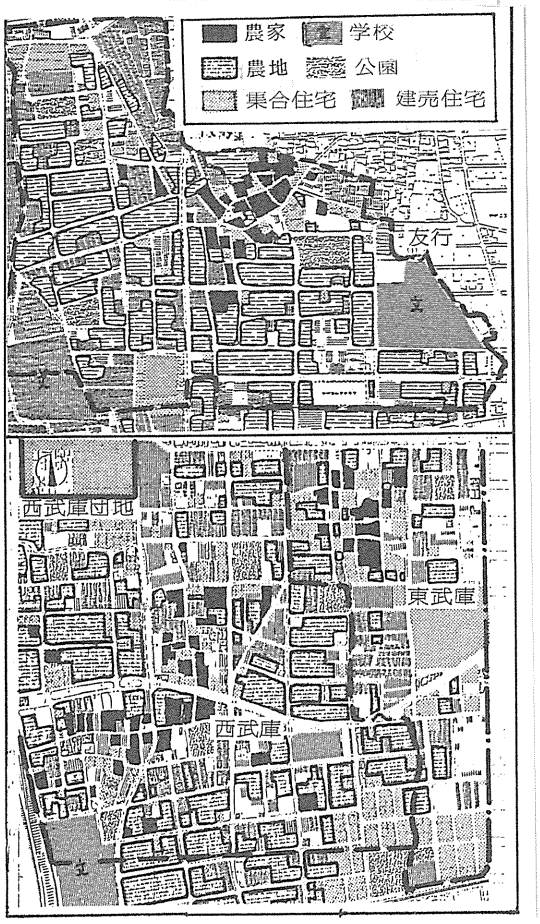

図９－１－２　土地利用現況図(1981)

２．生活環境形成からみた農地空間の評価手法

２－１　農地空間の基本的性質と土地評価の観点

農地空間は、農業生産空間であると同時に、農地空間として存在することによって水源かん養、土壌保全、気候調整等の副次的な効用を発揮し、自然循環系・生態系を構成する役割を有している。また、過密化の進展・生活環境の貧困化という状況の中では、緑地や空地としての役割も担うことになる。このように、農地空間には、基本的には３つの性質が備わっている。

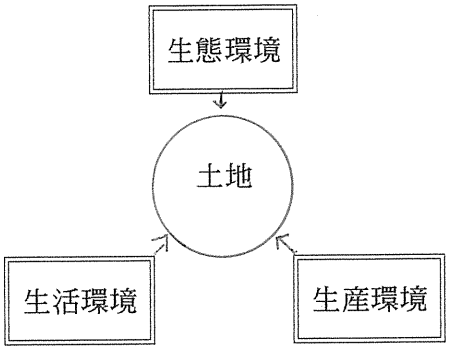

図９－１－３ 農地空間の評価視点

すなわち、都市農家の生存・生産基盤であり、都市住民の食糧供給に寄与する農業生産資源としての性質・役割、生態系を構成し自然循環系を維持するという性質・役割、地域生活空間を構成する生活環境資源としての性質・役割、これら３つの基本的性質を農地空間は重層的に有している。

農地空間を評価する場合、それをいかなる観点から評価するかによってその価値評価も異なってくる。農地空間の評価観点として農業経済的観点・生態学的観点・生活環境形成からの観点があり、農地空間の評価はそれぞれの評価を総合して行なうのが基本である。これに対して従来の農地空間の評価は、土地の生産性に偏重した評価指標を設定すると同時に、宅地供給増大の立場から都市的未利用地として低利用とするものであった。評価観点の相違によって生じる評価の高低は、高次の評価目的の検討を通じて調整されることが必要であると考えられる。

２－２　農地空間の複合機能と機能類型

生活環境形成の観点から農地空間を評価するに際して、ここでは農地空間の存在が生活環境形成上果たしている複合機能・役割に着目している。

農地空間には、農地空間固有の機能で他の利用形態への転換によって代替不可能な《固有系機能》、緑地としての側面に着目した《緑地機能》、空地としての側面に着目した《空地機能》の３つの機能系があると考え、農住混合地域居住者が日常生活において感知しうると思われる機能（効用）を表９－１－２のように抽出・設定した。

表９－１－２　生活環境形成からみた農地空間の機能類型

農地固有系	A1　食糧生産副次効用	食糧が身近でつくられており安心
	A2　風致的効用	いろいろな作物が作られ季節感を感じる
	A3　教育的効用	農業・農作物の大切さを身近で教えている
	A4　景観保全効用	田園的風景を提供し、景観を保全している
緑地系	G1　緑地効用	緑地空間として緑を提供している
	G2　気候調整効用	空気をきれいにし、気候を調整する
空地系	O1　空地効用	地域の過密化をふせいでいる
	O2　防災効用	地震・火災時の避難場所、災害防止
	O3　物理環境保全効用	日照・通風を確保する

２－３　農地空間の評価手法

農地空間の評価手法として以下に示す３つの評価指標を設定した。

①　重視効用評価：最も重視する効用の選択

②　個別効用評価：それぞれの効用についての評価

③　総合評価度による評価：（後述）

３．生活環境形成からみた農地空間の評価

３－１　全体的傾向

先に示した農地空間の機能類型に従って、全体的な評価傾向について考察する。

（１）重視効用評価

表９－１－３は、諸効用のなかでの重視傾向を示したものである。これは、居住者（評価主体）が選定した農地空間の生活環境形成上最も重要な役割を示すもので、「地域の過密化を防ぐ」とした空地効用を重視するものが最も多く全体の 21.9 ％を占め、つづいて風致効用・教育効用がそれぞれ 14.1 ％となっている。それに対して食糧生産（副次）効用・気候調整効用・防災効用はそれぞれ、3.7 ％、4.1 ％、6.7 ％と重視傾向が低い。

表９－１－３　農地空間の評価傾向（全体的傾向）　　単位（％）

	重視効用評価	個別効用評価			
		非常に役立つ	役立つ	役だたない	わからない
食糧生産副次効用	３．７	７．４	３７．８	３６．７	１８．１
風致的効用	１４．１	２５．６	４９．３	１８．５	６．７
教育的効用	１４．１	２４．４	４３．０	２３．０	９．６
景観保全効用	９．７	２４．１	４９．３	１８．１	８．５
緑地効用	１３．０	２８．１	４８．１	１４．４	９．３
気候調整効用	４．１	１３．７	４８．５	２３．３	１４．４
空地効用	２１．９	３５．９	４６．７	１１．１	６．３
防災効用	６．７	１７．４	３９．６	２５．２	１７．８
物理環境保全効用	１２．６	３６．３	４５．９	１１．１	６．７

備考）　重視効用とは、９つの効用のなかで最も重要だと思う効用

（２）個別効用評価

表９－１－３の個別効用評価は、先の機能類型に従って、それぞれの効用に対して「非常に役だっている」・「役だっている」・「役だっていない」・「わからない」の中から１つを選択した結果を示している。ここでも重視効用評価と同様に、空地効用を高く評価するものが全体の 82.6 ％と高比率を示している。その他、物理環境保全効用（日照・通風の確保）・緑地効用・風致効用・景観保全効用を高く評価するものが、全体の７割以上存在している。

３－２　農地の集積度別評価傾向

（１）重視効用評価

表９－１－４は、農地の集積度と重視効用評価の関係を示したものである。農地集積型の友行地区では、風致効用・教育効用等の固有機能系が重視される傾向にあるのに対して、農地散在型の東武庫地区では空地効用が特化したかたちで重視される傾向にある。空地効用に対する高い評価は、農地集積型の友行地区でも 84.4 ％と高い評価を得ているが重視されておらず、その比率は 6.3 ％にすぎない。

表９－１－４　農地集積度と重視効用評価の関係（地区別）（％）

地区名 農地集積度	友行 集積型	西武庫 混在型	東武庫 散在型	西武庫 団地
食糧生産副次効用	０．０	４．４	２．２	３．６
風致的効用	２５．０	１１．１	１５．２	１７．９
教育的効用	２５．０	１３．３	１０．９	１７．９
景観保全効用	１２．５	２．２	１３．０	１４．３
緑地効用	１２．５	２０．０	１０．９	７．９
気候調整効用	３．１	０．０	２．２	０．０
空地効用	６．３	２２．２	２８．３	２１．４
防災効用	３．１	８．９	４．３	３．６
物理環境保全効用	１２．５	１７．８	１３．０	１４．３

（２）農地集積度と個別効用評価の関係

表９－１－５　農地集積度と個別効用評価の関係（地区別）　単位（％）

	地区	個別効用評価			
		非常に役立つ	役立つ	役だたない	わからない
風致的効用	全体　平均	２５．６	４９．３	１８．５	６．７
農地集積	友　行	５３．１	３１．３	１５．６	０．０
↓	西　武　庫	２６．７	４２．２	２８．９	２．２
農地散在	東　武　庫	２６．１	５０．０	１６．９	４．２
隣接団地	西武庫団地	６．９	５１．７	２９．３	１２．２
緑地効用	全体　平均	２８．１	４８．１	１４．４	９．３
農地集積	友　行	４６．９	３１．３	１５．６	６．３
↓	西　武　庫	３１．１	４６．９	１１．１	１１．１
農地散在	東　武　庫	２３．９	３９．１	２１．７	８．７
隣接団地	西武庫団地	２２．４	６０．３	１０．３	８．６
空地効用	全体　平均	３５．９	４６．７	１１．１	６．６
農地集積	友　行	３４．４	５０．０	９．４	６．３
↓	西　武　庫	４２．２	４０．０	６．７	１１．１
農地散在	東　武　庫	３７．０	４３．５	１０．９	８．７
隣接団地	西武庫団地	２４．１	５０．０	１７．２	８．６

備考）農地集積度と明確な相関がみられる効用のみを示した。

農地集積度と個別効用評価の関係については、固有機能系・緑地機能系・空地機能系によって相関傾向が異なっている。固有機能系・緑地機能系の諸効用については、一般に農地集積度が増すと評価も高まるという傾向があるのに対して空地機能系については農地集積度とは無関係に評価が高い。

以上より、農地は、集積度が増すに従って固有機能系の評価が高くなり、散在するに従って空地機能系、特に空地効用が特化されるかたちで評価される傾向があるといえる。

３－３　農地空間の評価傾向と評価主体の諸属性との関係

ここでは、主として重視効用評価の分析を中心に農地空間の評価傾向と農地の存在形態、評価主体の諸属性、評価主体の意志要因の関係を考察する。

（１）農地の存在形態

①農地集積度：農地の集積度が高いほど、固有機能系への重視傾向が強く、農地の集積度が低く散在傾向が顕著になるに従って空地機能系・特に空地効用（過密防止）への重視傾向が強まる。

②農地接地条件：農地と接するものは、当然のごとく物理環境保全効用（日照・通風の確保）を重視する傾向にあり、固有機能系に対する重視傾向も強い。

（２）評価主体の諸属性

③住居類型：文化住宅（木造共同住宅）居住者は、特に「日照・通風の確保」（物理環境保全効用）を重視する傾向がある。また、建売住宅（ミニ開発）では、「地域の過密化を防ぐ」とした空地効用が重視されている。

④農業親近度：農業・農家と係わりの強いもの（農業親近度の高いもの）は、固有機能系を重視する傾向にあり、農業親近度の低いものは、空地効用・緑地効用を特化したかたちで重視する傾向にある。

⑤家族類型：末子年齢に着目してみると、［６才から１２才］のタイプでは、教育効用を特に重視する傾向にあり、［子供なし］のものは、景観保全効用や緑地効用に対する重視傾向がある。

（３）評価主体の意志要因

本調査では、居住者の地域整備に対する意向や都市農業の存続に対する意向を把握した。ここでは、評価主体のこれらの設問に対する意向と農地空間の

評価傾向の関係について分析する。

＊ここでは、「農地の転用を前提とした地域環境整備をすすめる」としたものを農地転用型（全体の約３割）、「農地の保全を前提とした地域環境整備をすすめる」としたものを保全的整備型（全体の約７割）としている。　また、「都市の中に農業は必要」とするものを農地存続派（約７割）、「都市の中では農業がなくなるのもしかたがない」とするものを農業消滅派（約２割）、「都市の中では農業をやる必要がない」とするものを農業否定派として以下考察する。

⑥地域整備に対する意向：農地転用型は、空地効用・緑地効用を重視する傾向があるのに対して保全的整備型では空地効用を重視する一方、教育効用・風致効用等の固有機能系への重視傾向が強い。

⑦都市農業の存続に対する意向：農業存続派は、空地効用を重視すると同時に、教育効用・風致効用等の固有機能系に対する重視傾向がある。それに対して、農業否定派は、空地効用のみを評価し、他の効用については評価しないという傾向がある。また、農業消滅派は、他に比べて緑地効用を重視する傾向にある。

以上のことから、農地空間の評価傾向と農地の存在形態（集積度）との間の相関性が明らかになった。加えて、農地空間の評価傾向は、農地の存在形態のみならず評価主体の諸属性や意志要因とも関係していることが明かとなった。

（４）農地空間の総合評価度による考察

これまで農地空間の評価手法として、諸効用を個別に評価する方法（個別効用評価）と、重視効用に着目することによって諸効用を相対的に評価する方法（重視効用評価）を用いて考察を進めて来た。

生活環境形成の観点から、農地空間を評価する目的は、生活環境形成における農地空間の役割を明らかにすると共に、農地空間の価値評価を総合的にう高め、生活環境の向上をはかる方策を得ることにある。本研究では、農地空間の複合機能を総合的に評価するための指標として総合評価度を設定した。総合評価度は、農地空間の諸効用をいかに多面的に広く、また高く評価しているかを把握するための指標である。

＊総合評価度は、「非常に役だっている」２点・「役だっている」１点として９効用の評点を合計したものを５段階にランク分けしたものである。（表９－１－７　参照）

表９－１－７　　総合評価度　　単位（％）

総合評価度	①	②	③	④	⑤
評点合計	1-3	4-5	5-10	10-15	16-
構成比：％	11.9	21.5	30.0	23.6	14.0

表９－１－８は、地区別（農地集積度別）の総合評価度の分布傾向を示したものである。農地集積型の友行地区ではランク③以上の占める割合が 76.7 %、特にランク⑤のものが 26.7 %存在している。それに対して農地散在型の東武庫地区では、ランク③以上のものが 54.4 %を占めるに過ぎず、逆にランク①のものが 17.4 %も存在している。

このことから、農地の集積度と農地空間の評価傾向には明快な相関関係がよみとれ、農地空間の役割を十分に発揮させるためには農地の集積形態をできるだけ維持することが必要であることが明かとなった。また、このことは、農地の集積度が維持されず散在することによって農地空間は、複合的な機能の一

表９－１－８　地区別総合評価度　　単位（％）

	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	ランクⅣ	ランクⅤ
全体　構成	１１．９	２１．５	３０．０	２３．６	１４．０
友　行	１０．０	１３．３	２５．０	２５．０	２６．７
西　武　庫	１０．４	１９．８	３６．８	２０．８	１２．２
東　武　庫	１７．４	２８．４	１７．４	２８．３	８．７
西武庫団地	１２．１	２７．６	３２．８	１９．０	８．６

備考）ランクⅠは低い評価、ランクⅤが最も高く評価している。
総合評価度の地区別構成比を示す。単位％

部が失われることを示している。

次に示す図９－１－３は、評価主体の意志要因としての農家との交流意向と総合評価度の関係を示したものである。

農家との交流意向と総合評価度との間には、明快な対応関係がみいだせ、農家との交流を求める層が農地空間に対する評価も高いということができる。

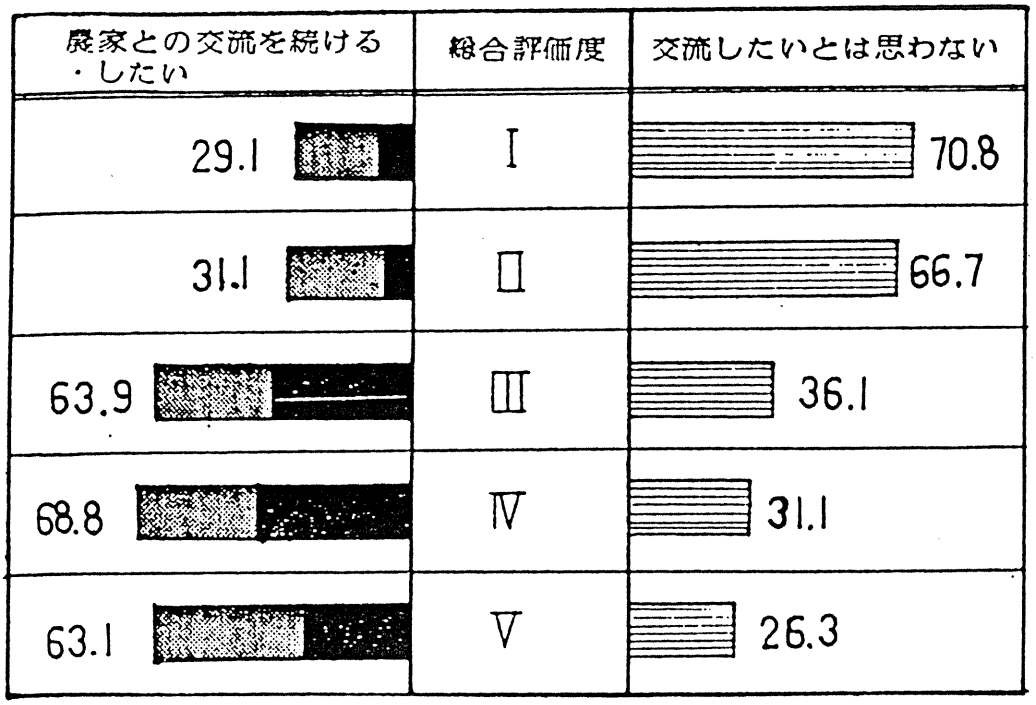

図９－１－３　農家交流意向と総合評価度の関係

表９－１－９　　農地の重視効用別にみた総合評価度の構成

総合評価度 農地の機能類型	ランク I	ランク II	ランク III	ランク IV	ランク V
食糧生産副次効用	０．０	４０．０	３０．０	３０．０	０．０
風致的効用	１０．３	２３．１	３０．８	１７．９	１７．９
教育的効用	７．９	１８．４	３９．５	１０．５	２３．７
景観保全効用	７．７	２３．１	３０．８	２６．９	１１．５
緑地効用	２２．９	２８．６	２５．７	１７．１	５．８
気候調整効用	２７．３	９．１	１８．２	３６．４	９．１
空地効用	１３．６	２２．０	２５．４	３０．５	８．５
防災効用	１６．７	２２．２	２２．２	２７．８	１１．２
物理環境保全効用	２．９	１１．８	１１．８	２０．６	２６．４

備考）例えば、教育的効用が最も重要だと考えるもののなかで、他の効用も広く評価する傾向を示すランクＶのものが２３．７％いることを示す。

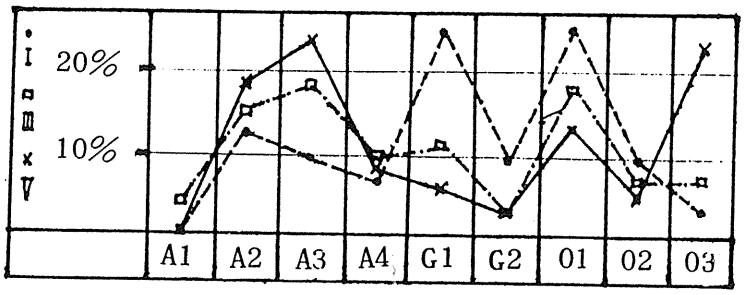

図９－１－４　総合評価度と重視効用の関係

このことから、農地空間の評価は、単に物的な農地の集積度によって規定されるだけでなく、評価主体の意志要因（意識）にも大きく左右されるものと考えられる。そのことは農地空間の評価を高めるためには、農地の集積形態を維持すると同時に社会組織面にも着目し、農家と非農家の交流を促進することの重要性を示している。

図９－１－４は、総合評価度と重視効用評価の対応を示している。農地空間に対する総合評価度の高いものは、固有機能系に対する重視傾向があり、逆に低いものは、緑地効用・空地効用に対する重視傾向が特化したかたちで評価されることが明らかになった。

以上のことから、農地空間は、生活環境形成上、多様な役割を果たしていることが明かとなった。また、今後その役割を高めるためには、農地の集積度の維持、および固有機能系の維持が必要条件となり、生活環境形成と都市農業政策の連携の視点が重要になってくる。

【注　釈】

１）例えば、石田頼房「大都市周辺地域における散落状市街地の規制手法に関する研究」（ 1960 年、学位論文）等

２）日下正基「都市農地の変容過程に関する計画的研究」（ 1979 年、学位論文）、その他、植生学の立場から、亀山章「都市計画における農地保全」（都市計画 93 号、 1977 年）、神戸賀寿郎「低成長下の都市農業論」富民協会、 1979 年）

３）早川和男「農業的土地利用と都市的土地利用」（日笠端編、「土地問題と都市計画」、東大出版会、 1981 ）、神戸賀寿郎「都市農業発展への提言」（都市近郊農業研究会編「都市化と農業をめぐる課題」、農林統計協会、1977 年）、重富健一「都市農業と食糧生産」（「建築雑誌」 1983 年 6 月号）等

２節　阪神間における市民農園の利用実態とその役割

１．緒言

１－１　研究の視点

土地利用の３つの効用として、土地の所有者が所有権を有することによって各種の効用を享受する「所有効用」、土地の利用者が土地の利用を通じて各種の効用を享受する「利用効用」、土地が存在することによって生活環境に影響を及ぼす「存在効用」がある。前節で明らかにした生活環境形成に果たす市街化区域内農地の役割は、農地空間の存在効用を実証的に示すものであった。ここでは、市街化区域内農地の特殊な存在形態である市民農園に着目し、土地（市民農園）の利用に伴う利用効用を明らかにする。

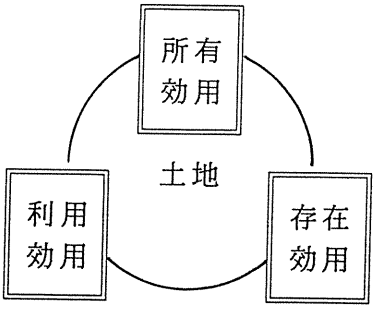

図９－２－１　土地の３つの効用

１－２　研究の目的と方法

本稿は、市街化区域内農地の特殊な利用形態であると共に、都市住民の余暇空間でもある市民農園に着目し、市民農園に対する都市住民の利用要求・市民農園の利用実態を明らかにすることを目的とする。あわせて、市民農園の地域生活環境・地域社会形成上果たす役割について考察する。

ここでは、阪神大都市圏で都市住民による農地の菜園的利用が最も盛んで市民農園の公的整備が行き届いている伊丹市家庭菜園を調査対象として設定した。市民農園利用者に対して行なったアンケートの分析を通じてその利用実態を明らかにしている。また、一般都市住民の市民農園に対する利用要求の把握・市民農園利用者と一般住民との比較に際しては、前節で一部その内容を報告した『尼崎市武庫地区における都市農業・農地と生活環境に関するアンケート調査』（以下都市住民調査と略す）の調査結果を用いて考察を進めている。

市民農園は、その存在形態に着目した場合、農地空間との類似性をみいだせ、一方でその利用主体が都市住民（非農家）であることから公園緑地系の都市施

設との類似性もみいだせるという土地利用上の特徴を有している。市民農園に対する都市住民の利用要求は、居住者が日常生活の中で農村的環境（土や自然）に触れ合いを求めるという生活要求の一つであり、農住混合地域の生活環境形成の今後の方向性や、都市計画と農村的土地利用の関係を検討するための基礎的資料となりうるものと考えられる。

２．阪神間における市民農園の展開状況

市民農園は、農家の労働力不足・減反転作奨励という農業サイドの条件と、都市の自然環境・生活環境の悪化や都市住民の自然環境への要求・余暇時間の増大といった都市サイドの需要とが呼応した結果、昭和45年以降急速に整備されてきた。

阪神間における都市住民（非農家）による市街化区域内農地の菜園的利用には、以下に示す４形態が存在している。

(1) 自治体が農地所有者から農地を貸借し市民農園の整備を行なうとともに一般市民から入園者を公募・決定する。（伊丹市）

(2) 自治体が、農地所有者と利用者（入園者）の仲介役となり、利用者の公募・決定などを行なうが土地の貸借契約は農地所有者と利用者の間で結ばれる。この場合、入園料（市民農園利用料）は利用者から土地所有者に直接支払われる。（尼崎市、宝塚市）

(3) 上記(2) の自治体の役割を農協が行なう場合。（川西市、西宮市、神戸市）

(4) 自治体や農協などの公的な第三者が仲介にはいらず、老人会等の住民グループや個人が直接農地所有者より農地の貸与を受ける場合。この場合、約束のみで使用料を支払わない場合もある。

阪神間では、昭和55年までに、その管理形態に相違はあるものの、殆どの自治体で市民農園が整備されている。なかでも伊丹市では、公共用地の保留地の積極的活用もなされ、自治体が積極的に市民農園の整備に取り組んでいる。しかし、伊丹市以外の自治体では、農政担当部所や農協が市民農園の仲介事務を行なっているものの、制度的・組織的対応は十分とはいいがたいのが現状である。

本稿で取り上げる伊丹市は、阪神間で最も先進的・積極的に公共が市民農園の整備に取り組んでいる自治体であり、市民農園の運営や組織面での経験も蓄積されておりモデル的な存在となっている。伊丹市では、自治体が農地所有者から農地を貸借し、市民農園の整備を行なうとともに一般市民から入園者を

公募・決定するという機構を取っており、市の生活文化部ふるさと課の中に市民農園専属の職員が配属され、市民農園利用者の組織である「土に親しむ会」の事務局の運営にあたっている。

また、伊丹市の市民農園は、市民農園の運営・経営面においても示唆的な存在といえる。市民農園の経営収支については、収入の全てが利用者からの入園料（会費）によって賄われており、固定資産税の負担と市民農園の整備と利用者組織の運営費が主な支出になっている。農地所有者（土地提供者）に対しては、固定資産税・都市計画税相当額が支払われるが土地の賃貸料は実質的には支払われていない。支出総額に対する固定資産税・都市計画税、共益費（水利組合費用等）の負担の割合は約１割、積み立て費（農地変換時の農地整備費）が約１．５割を占めている。阪神間における市民農園の入園料（1 年）は、芦屋市の１区画（10㎡）5 千円から、伊丹市の１区画（20㎡）4 千円まで一様ではない。伊丹市の入園料は、阪神間の中でも最も安いにもかかわらず、昭和59年までに、約 500万円の繰り越し金があり、土地経営の面からも興味深い。

このように、伊丹市の市民農園は、組織面・運営面・経営面で一定の成果をあげており市民農園の制度的整備を検討するうえでも先進的事例といえる。

３．都市生活と自然環境

３－１　自然環境としての農業的土地利用

都市生活を営む人間にとって自然との触れ合いは本質的な生活要求の一つである。そして全体的傾向としてできるだけ身近かなところに自然環境を求める傾向がある。戸建て住宅の狭小化・共同住宅の増加等の状況からして、近年自然環境の対象を自宅周辺の自然環境にもとめる比重が大きくなっている。

自然環境の存在形態は多様である。その中で農地・菜園と公園の役割について尋ねた。その結果、農地に着目してみると、全体の58.2％が「自然環境として役だっている」と高く評価している。農地の集積度の高い地区では、全体の84.4％が評価し、なかでも21.9％が「非常に役だっている」とこたえている。

３－２　都市住民の市民農園に対する利用要求

図９－２－２は、伊丹市・尼崎市における市民農園の分布状況を示したものである。市民農園の多くは、旧市街地の縁辺部に立地し、都市農業の盛んな地域にはほとんど立地しないという傾向がみられる。

伊丹市には15農園・1329区画、尼崎市には 17 農園・918 区画の市民農園

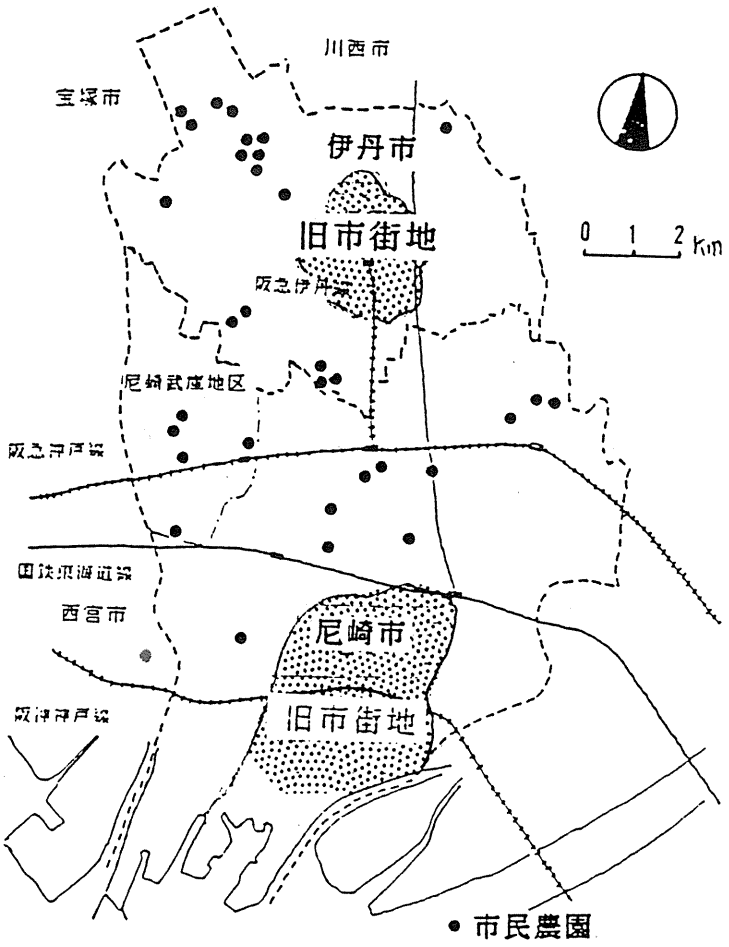

(注) 丸印が市民農園、なおこれは自治体が利用者を公募したものに限っているので、個人の直接契約によるものは含まれていない。(昭和56年現在)

図９－２－２　伊丹市・尼崎市における市民農園の分布

があり、利用世帯数は、市域の全農家数に匹敵している。また、市民農園利用世帯の全世帯に占める割合は、伊丹市で 2.4%、尼崎市で 0.5%となっている。

先の都市住民調査では、「市民農園に申し込もうと思ったが、実際には申し込んでいない」・「市民農園の存在を知らなかったので申し込んでいないが、今後申し込んでみたい」とする潜在需要層が、調査世帯の 35.4 %を占めていた。実際に申し込んだ経験のある顕在需要層を含めると約 45 %を占めることになり、都市住民の市民農園に対する利用要求の強さを示している。

これを家族類型別でみてみると、子供（末子）が 6－11才の世帯では約 50 %、農家出身者のいる世帯で約 50 %のものが市民農園に対する利用要求があった。特に農家出身者のいる世帯では高齢化するに従って市民農園に対する利用要求が増す傾向があり、農作業経験者（かつて農業を生業にしていた者）のいる世帯では、その利用要求は約 70 %に及んでいた。

図９－２－３は「尼崎市市民農園申し込み者名簿」（1980年）を基礎資料

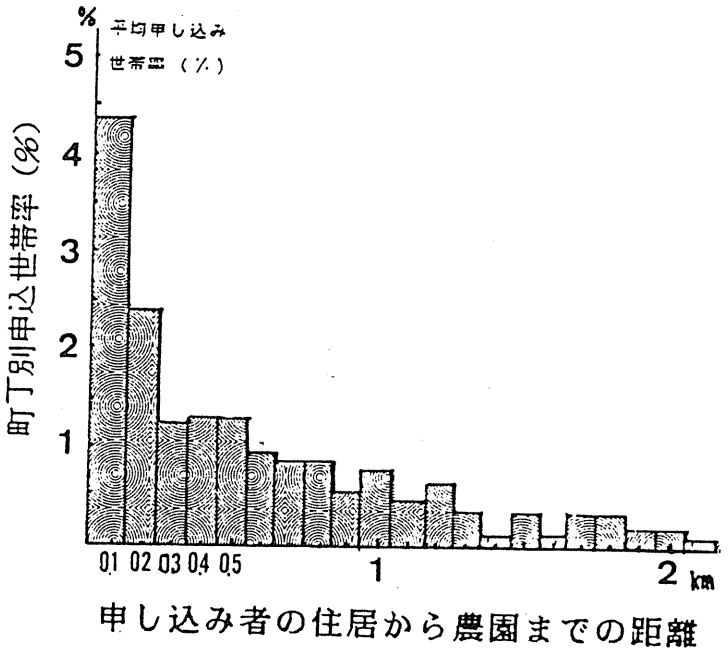

図９－２－３　尼崎市市民農園の町別申し込み世帯数

に、申し込み者の住居と市民農園までの距離（厳密には申し込み者の居住する町丁目の中心から申し込んだ市民農園までの直線距離）と町丁別申し込み世帯率（町内申し込み世帯数÷町内全世帯数：％）の関係を示している。これより、市民農園の申し込みは利用者と市民農園の距離的関係により規定されており、利用要求はほぼ 2km圏内で顕在化することがわかる。特に同町内での申し込み世帯率は4 ％強と高い数値を示している。

４．市民農園の利用実態－伊丹市家庭菜園利用者の利用実態－

４－１　調査概要

伊丹市に存在する 15 箇所の市民農園の中から任意の３農園を選定し、全利用世帯 216戸に対して郵送アンケートを行なった。調査時期は、昭和56年12月、有効回答数171 票、有効回答率79％であった。

表９－２－１　調査票回収状況

送　付　数	２１６　票
回　収　数	１７９　票
有効回答数	１７１　票
有効回答率	７９（％）

表９－２－２　市民農園利用者の属性

項　　目	構成比 %	項　　目	構成比 %
家族型		利用者年齢	
夫婦のみ	１５．２	30才未満	６．０
夫婦＋子供	６７．１	30才代	２９．１
親＋子供	１．８	40才代	３１．１
親＋夫婦＋子供	１３．４	50才代	１９．２
単身	２．４	60才以上	１４．６
末子年齢		利用者数	
0 ～ 5才	２２．１	１人	１３．４
6 ～11	２７．０	２人	３０．７
12 ～17	１５．３	３人	２１．３
18才以上	１２．３	４人	２２．０
子供なし	２３．３	５人以上	１２．６
65才以上の高齢者		利用者の職業	
いる	１７．１	あり	６６．７
いない	８２．９	なし	３３．３
世帯主年齢		利用者の通勤時間	
20才代	３．７	30分以内	６９．０
30才代	２７．２	30～60分	２９．０
40才代	３８．３	60～90分	１．０
50才代	１９．１	90分以上	１．０
60才以上	１１．７		

家族類型 農業親近度	家族の中に農家出身者がいる	実家は農家ではないが親戚が農家である世帯	農家とは全く関わりがない世帯
市民農園利用者	55.9%	26.2%	17.9%
一般都市住民 （尼崎武庫地区）	36.6%	33.5%	29.9%

図９－２－４　農業との関わりからみた家族類型ー農業親近度ー

アンケート調査の内容は、以下に示す調査課題との対応で設定した。

① 市民農園利用者（利用世帯）の諸属性及び市民農園の利用実態を明らかにする。

② 市民農園の利用が生活の各段階（個人生活・家庭生活・地域生活等）に及ぼした影響を明らかにする。

③ 市民農園利用者の市民農園に対する生活面・空間面の評価を明らかにする。

④ 市民農園の利用に伴う農家・農業・農地に対する意　識の変化を明らかにする。

⑤ 市民農園の整備に係わる基礎資料を獲得する。

４－２　市民農園利用者の諸属性

市民農園利用者の家族形態の特徴は、単身世帯が少なく子供のいる世帯の割合が高いことである。末子年齢 12 才未満（小学生以下）の世帯が全体の約 50 %、 65 才以上の老人のいる世帯が全体の 17 %と高い比率を占め、市民農園の福祉的役割の一端が伺える。

市民農園の利用は家族ぐるみで利用するものが多く、一人だけが利用しているとするものは 13.4 %にすぎない。家族の中で最も熱心に市民農園を利用しているのは、男性で全体の三分の二をしめている。年齢に着目した場合、 30 才以上のものの比率が高く 40 才代のものが最も多い。

市民農園利用世帯と農業との関係を農業親近度（図９－２－４にしめす 4 類型）を指標にみてみると、農業と全く係わりのない世帯は全体の 20 %弱で、農家出身者のいる世帯が約 55 %を占めている。これを都市住民調査の数値と比較してみると、市民農園利用世帯の中に農家出身者のいる割合が極めて高いことがわかる。

次に利用者の通勤時間をみてみると、１時間を超えるものは稀で 30 分以内が全体の７割を占めている。自宅から市民農園までの所要時間は、 10 分以内が58.8%、10 ～20分が 30 %で、30 分以上のものは0.6 %にすぎなかった。これらのことから、市民農園の利用には時間的余裕（自由時間の有無）が重要な要件となっていることがわかる。

４－３　市民農園への申し込み理由

表９－２－３は、市民農園への申し込み理由を示したものである。「土や緑に親しむ機会を得るため」を理由とするものが全体の約 70 %、「自分で作った作物を食べてみたかった」が 52.6 %、「家に十分な庭がないから」が 4

表９－２－３　市民農園への申し込み理由　　単位（％）

申し込み理由	複数回答	最大の理由
子供の教育のため	２２．２	４．８
老後の余暇活動として	２０．５	９．６
リクリエーションとして	２６．９	６．４
土や緑に親しむ機会を得るため	６９．０	３０．４
農作業に興味があるから	３９．８	１０．４
自分でつくった作物を食べたかった	５２．６	１７．６
家が狭く開放感を味わいたかった	４２．７	９．６
無農薬で安心できる野菜がほしいから	５．８	１１．２
近所にあったから	９．４	０．０
知人に誘われて	４．１	０．０

表９－２－４　市民農園を通じた人間関係の展開　　単位（％）

家族ぐるみでつきあう人ができた	２．２
市民農園を離れても親しくつきあう人ができた	３．３
市民農園を利用して特に親しくなった人がいる	１８．５
挨拶程度はするが特に親しい人はいない	７０．６
以前からの友人関係が進展した	５．４

2.7 ％と高い比率を示している。また、「子供の教育のため」・「老後の余暇活動として」をあげるものもそれぞれ 22.2 ％、 20.5 ％おり、これらは市民農園の教育・福祉的役割を示す数値といえる。また、「家に十分な庭がないから」が 42.7 ％、「家が狭く外で開放感を味わいたかったから」が 5.8％存在している。これらの数値は市民農園の生活環境形成上果たす役割の一端を示していると考えられる。

４－４　市民農園の利用に伴う生活への影響

市民農園の利用によって利用者の生活、利用世帯の家庭生活はもとより、市民農園を拠点とした種々の人間関係の新たな展開等、生活の各段階においてその影響があらわれるものと考えられる。

表９－２－４は、市民農園の利用が契機となって、新たな人間関係が展開

したか否かを示したものである。大部分の利用者は、「あいさつ程度」のつきあいであるが、「特に親しい人がいる」・「市民農園を離れても親しく付き合う人がいる」・「家族ぐるみでつきあう人ができた」等、新たな人間関係を発展させているものも約20％存在しており、市民農園が新たなコミュニテイ形成の媒体になる可能性を示している。

市民農園の利用に伴う家庭生活や個人の生活の面での影響を示したものが表９－２－５である。利用者個人の生活面での変化・影響は、「体の調子がよくなった」・「生活に余裕や潤いができた」が最も多く約 25 ％、つづいて「余暇の過ごし方がかわった」が 24.6 ％となっている。以前の余暇時間のすごし方は、「ゴロ寝」・「パチンコ」等が多かったが、市民農園の利用によっていわゆる不規則な時間利用が減少したという回答も得られた。また家庭生活への影響は、「家族で話す話題が多くなった」が33.9％と最も多く、「子供と接する機会がふえた」と答えたものが16.4％であった。

利用者個人や家族の日常的な生活に変化がみられないと答えたものは、20％未満で、大部分が生活の変化を認めている。市民農園の利用は、時間の制約があり生活を規定・規則化するものであり、日常生活に時間的秩序を与えていると考えられる。また、市民農園の利用は、個人・家庭生活に種々の好影響を及ぼすと共に、収穫物を近所にくばったり、市民農園利用者同志で耕作技術を教えあう等、新たな人間関係を発展させており地域社会の人間関係にもその影響が及んでいる。

表９－２－５　市民農園の利用に伴う日常生活の変化

日常生活の変化		単位：％
個人生活	生活に余裕や潤いができた	２５．１
	体の調子がよくなった	２５．１
	余暇の過ごし方がかわった	２４．６
	自宅の周辺を散策することがふえた	１２．３
	生活が規則的になった	４．１
家庭生活	家族で話す話題が豊富になった	３３．９
	子供と接する機会がふえた	１６．４
	家へ帰ってくる時間がはやくなった	８．２
	家族で過ごす時間がふえた	８．２
その他		４．７
以前と特に変わったところはない		１８．１

備考）複数回答。

表９－２－６　市民農園の利用に伴う農地・農家への意識変化

農地・農家に対する意識の変化	%
近くの田や畑を興味をもってみるようになった	７６
農家に対する意識がかわった	４６
農地や農業の大切さを再認識するようになった	３２
以前とかわらない	７

日常生活・家庭生活の変化	単位；人(%)	50 %
家へ帰って来る時間がはやくなった	14 (8,2)	
生活が規則的になった	7 (4,1)	
体の調子がよくなった	43 (25,1)	
生活に余裕や潤いができた	43 (25,1)	
子供と接する機会がふえた	28 (16,4)	
家族ですごす時間が多くなった	14 (8,2)	
家族で話す話題が豊富になった	58 (33,9)	
余暇のすごしかたがかわった	42 (24,6)	
自宅の周辺を散策することが多くなった	21 (12,3)	
その他	8 (4,7)	
以前と変わったところはない	31 (18,1)	
回答数	309(180,7)	

図９－２－５　市民農園の利用に伴う日常生活への影響

農地・農家に対する意識の変化	%	50 %
近くの田や畑を興味をもって見るようになった	76	
農家の人の苦労がわかるような気がする	46	
農地の大切さや農業の大切さを再認識するようになった	32	
前とあまり変わらない	7	

表９－２－６　市民農園の利用に伴う農地・農家意識の変化

４－５　市民農園の利用に伴う農地・農家意識の変化

市民農園の利用に伴う生活上の変化は、行為面のみならず意識面にも表われている。図９－２－５は、市民農園の利用に伴う利用者の農地や農家に対する意識の変化を示したものである。「前とあまり変わらない」と答えたものは全体の 7%にしかすぎず、大部分の利用者に農業・農家・農地に対する興味や認識の変化がみられる。その中でも特に顕著な変化が「近くの田畑に対する興味」で約７割強のものがそう答えている。都市内に存在する農地が、市民農園利用者の農業認識を形成する素地となっている。

市民農園利用者の農業への興味は、日常的なものであるが、市民農園がそれを育成する役割を果たしている点には注目する必要があろう。

５．地域社会・生活環境形成からみた市民農園の役割とその評価

市民農園の地域社会・生活環境形成において果たす役割を評価する場合、市民農園の利用を通じて利用者（利用世帯）の生活や地域社会生活に対する影響・効用［利用効用］と、市民農園の存在が周辺生活環境に及ぼす影響・効用［存在効用］を正しく認識することが必要である。

これまで述べて来た市民農園の利用に伴う生活各段階への諸影響は、市民農園の利用効用を示すものである。

表９－２－７　市民農園の利用満足度　　単位（％）

「よかった」と評価する内容		よかった	最も良い
個人生活	土や緑に親しめること	７３．７	３１．０
	自分でつくった作物を収穫できること	８８．９	４６．０
	身近に季節感を味わえること	５９．１	５．６
	新しい生活の楽しみができたこと	２６．３	３．２
	体の調子がよくなったこと	１８．１	３．２
	生活に余裕や潤いができたこと	１７．０	１．６
	生活が規則的になったこと	５．３	０．８
家庭	子供に作物や自然の大切さを教えられる	３６．８	４．８
	家族で過ごす時間や話題が増えた	１９．３	０．８
	子供と過ごす機会が増えたこと	６．４	０．０
地域	農業や農家に対する理解が深められた	２８．１	３．４
	地域の人との交流が増えたこと	８．２	０．８
	親しい友人ができたこと	１１．７	０．０
他	その他	２．３	０．０
	「よかった」と思うことはない	０．０	０．０

備考）回答数１２６、無回答４５。

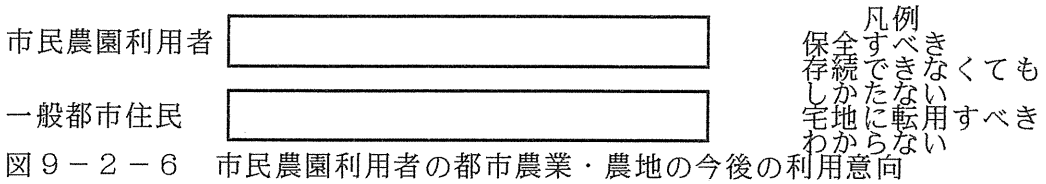

図９－２－６　市民農園利用者の都市農業・農地の今後の利用意向

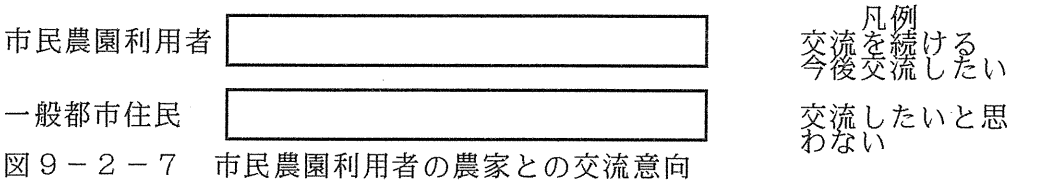

図９－２－７　市民農園利用者の農家との交流意向

表９－２－７は、それらの利用効用に対する利用者本人の評価を示したものである。『最もよかった点』とされるものは、「自分でつくった作物が収穫できること」が 46 %、「土に親しめること」が 31 %で、『よかった点』としては「身近で季節感を味わえること」・「子供に農作物や自然の大切さを教えられること」・「農業や農家に対する理解が深められたこと」などをあげるものが多かった。全体としては、利用者個人の生活面への評価が高いが、家庭生活や地域生活に対しての諸効用に対しても高い評価が示されている点に注目する必要があろう。

市民農園は、それを利用する老人や親といっしょに子供も利用する場合が多く、日常生活における教育の場を提供していると共に、老人に生きがいと生活のリズムを与え健康に好影響を及ぼしており、福祉的・教育的役割を果たしている。

図９－２－６は、市民農園の存在が、周辺環境に及ぼした影響を示したものである。市民農園の存在効用は、「季節感」・「子供の教育」・「緑地の提供」等が高い評価を受けており地域生活環境形成において重要な役割を担っていることがわかる。また、存在形態の類似した一般農地との比較においては、市民農園の「避難場所」・「緑地の提供」としての役割が高く評価される傾向にあり市民農園の公共的性格を指摘しうる。しかし、市民農園は、存在形態の類似する一般農地と比べて、景観保全機能に対する評価が低く、問題点も幾つか存在している。市民農園周辺居住者に対するヒアリングでは、車で乗りつける利用者やゴミの放置に対する苦情が多かった。特に、管理が行き届かず放置に近い状態の区画の見苦しさや周辺に及ぼす悪影響、市民農園自体がデザイン的配慮を欠いていること等、管理面・デザイン面の問題が大きい。

図９－２－７は、都市農業・農地の今後の利用方向についての意向を示している。これによると、市民農園利用者は、一般都市住民に比べて、さらに強

く都市農業・都市内農地の保全を望んでいることがわかる。さらに市民農園利用者は、地域の農家との交流意向も一般都市住民に比べて強く、農民・都市住民の共存した地域社会形成において、今後重要な役割を担う可能性があるものと期待できる。

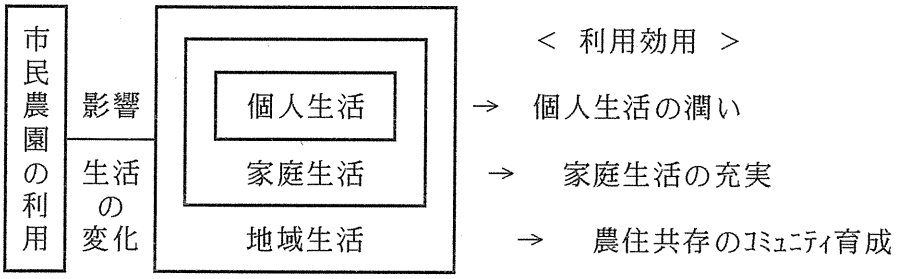

図９－２－８　　市民農園の利用効用

６．結　語

都市住民の市民農園への利用要求（需要）は、極めて高く、家族型（老人や子供の有無や農業との係わり等）、自由時間の有無、市民農園までの距離等に規定されていることが今回の調査で明かになった。

また多様な利用効用・存在効用を有している市民農園は、それらの諸効用が生活面・空間面において高い評価を受けており、今後とも地域社会・地域生活環境形成上重要な役割を担っていく可能性を有していると考えられる。その中でも特に市民農園の老人・子供に対する福祉的役割、都市農家と一般住民との交流の媒体としての役割、地域生活環境の形成における緑地空間・避難空間の提供・自然環境の保全等の役割は、今後都市計画的にも明確に位置付けることが必要である。　現在の市民農園は、農地提供者が返還を要求した場合即座に自治体は現況に復帰しなければならず農地の確保に永続性がない。また、市民農園の整備に際して税制面の優遇や施設整備に対する財政的基盤も弱い。

市民農園は、地域社会・生活環境形成上重要な役割を担っており、今後積極的に整備を推し進めていくことが必要である。その際、市民農園の地域景観形成・デザイン的にも十分配慮することが望まれる。

【註　釈】

1）山崎寿一：「生活環境形成からみた農地空間の役割とその評価に関する研究－農住混合地域の土地・生活環境政策に関する研究＃１－」，『都市計画学会学術論文集 17 』1983年。ここでは、農住混合地域居住者に対して行なったアンケート調査の分析を通じて、市街化区域内に存在する農地空間の生活環境形成上果たしている複合的役割を明かにし、農地保全を前提にした生活環境形成の必要性を指摘した。

2）『尼崎市武庫地区における都市農業・農地と生活環境に関するアンケート調査』（調査数：291,有効回答率：92,.8 %，昭和56年12月実施）

3）市民農園は、戦前にはドイツのクラインガルテンやイギリスのアロットメント等をモデルに分区園として整備され、戦時中は、自給用菜園としての休閑地利用という形態で展開してきた。唐沢陸海：「日本における市民農園について」、『都市計画』№93、1977年等。4)阪神間における都市住民（非農家）による市街化区域内農地の菜園的利用には、以下に示す４形態が存在している。

① 自治体が農地所有者から農地を貸借し市民農園の整備を行なうとともに一般市民から入園者を公募・決定する。（伊丹市）

② 自治体が、農地所有者と利用者（入園者）の仲介役となり、利用者の公募・決定などを行なうが土地の貸借契約は農地所有者と利用者の間で結ばれる。この場合、入園料（市民農園利用料）は利用者から土地所有者に直接支払われる。（尼崎市、　宝塚市）

③ 上記②の自治体の役割を農協が行なう場合。
（川西市、西宮市、神戸市）

④ 自治体や農協などの公的な第三者が仲介にはいらず、老人会等の住民グループや個人が直接農地所有者より農地の貸与を受ける場合。この場合、約束のみで使用料を支払わない場合もある

4）前節において農地空間の存在効用については、固有機能系、緑地機能系、空地機能系の三機能系に分類したうえで９つの機能類型を提示している。

5）山崎寿一、梶井巌夫：「阪神間における市民農園の展開状況とその評価に関する調査研究」日本建築学会近畿支部研究報告、1982年．市民農園が地域の景観形成に役だっているとするものは約５割、存在形態の類似する一般農地の場合は約７割であった。

３節　生活環境資源としての都市内農地と地域主体形成の課題

１．都市と農村

１－１　都市の中の農村風景

都市の中にも農地があり、農村集落がある。大阪や名古屋などの大都市でさえ、その中心部から１０分ほど電車にのれば、農地のある風景が車窓に現れる。このような風景は、農村が都市に同化され、やがて消滅する遷移過程の風景なのか、それとも従来の都市や農村とは異なった新たな田園都市、都邑融合地域の可能性を示す風景なのであろうか。

１－２　都市と農村

都市と農村は、しばしば対立した地域概念として取り扱われ、都市は非農業者の居住地、市街地、農村は農家の居住地、農業生産のための生産空間として捉えられてきた。しかしその実態は、近年大きく変貌している。都市地域は、市街地の拡大・経済圏の拡大と行政組織の合併・再編によって農村を包摂し、農村地域は、都市化の進展に伴って、従来の農家集団の居住地から農家・非農家が共生する混住社会へと変化しているのである。

昭和３０年代以降の都市・農村の地域概念の変化を捉える場合、２つの側面に着目することが必要である。そのひとつは、脱農・兼業化に見られる農村地域における内部構造の変化であり、今ひとつは、農村地域が、都市圏域へと包摂・編入された側面である。

都市化の進展に伴って、農村地域は、社会・空間両面において「多様化」が進展し、その内部構造が大きく変容した。都市化以前の農村社会は、農家階層の違いはあるものの居住者の大部分は農家で、比較的均質な生活スタイルを持つ居住者によって構成されていた。それが都市化の進展に伴って、農家層の離農・兼業による新たな農家階層の分化、非農家の流入による農村居住者の多様化が進むこととなった。その結果、農村地域は、均質的な生活スタイルをもった農家集団の地域社会から、非農家を含む多様な生活スタイルをもった人々から構成させる混住社会へと変貌した。そして秩序ある農村空間にも、都市的要素が流入し、農村的土地利用と都市的土地利用の新たな秩序形成が課題となってきた。このような変化は、わが国の農山村全域でみられる傾向であるが、都

市近郊地域では最も急速に、またドラスチックに進展しているのである。

地域住民の生活に最も密着した行政単位は、自治体である。そして、都市地域に位置する自治体の大きな特色は、多くの農村地域を包括していることである。わが国の自治体は、明治以降、合併を繰り返し今日の姿になっているが、その過程で多くの農村地域を都市に取り込んできた。町村合併促進法の施行の結果、昭和２５年（１９５０年）には１０、４１４あった自治体が、昭和３０年（１９５５年）には4、８１３へと半減し、昭和６０年（１９８５年）には３、２５４へと再編されている。町村合併は、都市、農山漁村を問わず全国的に行われたが、特に都市部では、多くの農山漁村地域が都市地域へと編入された。このことは、既成市街地、非農業者の居住地域が「都市」であるという従来の都市概念が変化したことを意味するものである。

１－３　自治と地域主体

また、自治体の合併は、小さな自治単位を消滅、もしくは上位の行政機構に従属させてきた歴史でもあった。行政の広域化や行政事務の統合は、それなりに合理的な意味があるものの、その過程で、コミュニティによる自治能力を形骸化させたことは否めない。今日のような縦割行政・補助金行政のもとでの自治体の巨大化は、行政と地域住民の距離を大きく隔てる結果となっている。行政担当者が自らの自治体の中で、足を踏み入れたことのない地域があるという話を聞くのも当然の帰結なのかもしれない。このような小さな地域単位の上位行政機構（タテ）への従属は、政策の上位下達の風潮と地方自治のコミュニティレベルでの主体育成を阻んだ原因の一つとみることができる。

１－４　都市計画と農地・農業集落

昭和43年に制定された都市計画法の大きな特色は、都市計画区域を市街化区域、市街化調整区域に区分（線引き）したことである。そして、市街化区域は、計画的に市街地を形成する地域、市街化調整区域は、市街化を抑制し、優良農地の保全を図る地域とされた。その結果、市街化区域に多くの農村地域・農地が包摂されることとなった。市街化区域と調整区域の区域区分は、市街化区域＝都市（建設省）、市街化調整区域＝農村（農水省）という建設省・農水省の行政管轄の担当区分にほかならない。ここでは、旧来の都市・農村の地域概念をベースに地域空間像が描かれ、市街化区域の中の農業や農地は、農政から除外され、都市サイドから宅地予備軍として位置づけられることになったのである。ここで問題となるのは、市街化区域における農地の取り扱いである。すなわち、農住の混合地域は、都市への同化を前提とした遷移地域としてみなされ、

都市農家は土地持ち・宅地提供者、農地は資産・宅地供給源として認識されたのであった。

また、市街化区域の設定によって多くの農村集落がその中に取り込まれることになった。

集落は、単なる住居の集合する地域ではなく、ムラという伝統的コミュニティとも対応した地域社会・地域空間の基本単位である。わが国には、約14万の農業集落があり、そのうち８千の農業集落は市街化区域内に位置している。そして、市街化区域内農業集落は、全農業集落数の約5.6％を占め、約16万haの農地が市街化区域内に存在している。

都市化の進行が著しい市街化区域内の農村集落でも、伝統的な集落行事や道・水路の管理などの共同性、集落機能を維持している場合も多い。ムラは、閉鎖的で地元利益への固執という古い体質が強調されがちであるが、伝統を基礎としながらも、それを乗り越えた新たなコミュニティ形成の基盤とみることもできる。わが国の都市計画は、コミュニティスケールでの計画の主体と単位が規定されておらず、住民参加に対する取り組みが非常に遅れている。このような状況の中で、集落という社会・空間面における地域主体の存在を手がかりに、地域づくりの主体を育成することが求められる。

２．市街化区域内農地と地域社会

２－１　都市農家の土地観

農家にとって土地は、農業の生産基盤であると同時に、先祖から受け継いだ家産であり、私産である。都市農家に土地観に関するヒアリング調査をすると、１９６０年頃までは、農地からの農業収益を基準に地代を想定し、借地やアパート経営を行っていたという話を聞くことも稀ではない。また、農家には、良きにつけ悪しきにつけ、周囲の目を意識する風潮がある。土地を売る、そのことは、周囲から「金に困って土地を売った」と思われるのはいやだ。しかし、国や自治体に売るのだったら、どうしてもと国（自治体）から頼まれたからしかたなく売ったという面目がたつ。このような意識がかつては働いた。

このような意識がいつまで働いたのか、それは農業収入、土地の値段、都市化の度合、地域によって異なっている。しかし、この時期に、土地の取扱についてのルールが確立しなかったことが、今日の土地問題の元凶となっている。土地が、株や商品と同じように扱われだし、土地を周囲の目を気にせず売り払うことが一般化したのは、せいぜいこの３０年のことであると私は思う。

２－２　公共への土地売却のメリット・デメリット

農家が土地を誰に売るのか、それはその土地がどう使われるのか、その結果、地域がどのような生活環境になっていくのかということと密接に関わっている。

現在の都市農家は、既に農地の大部分を売り、アパートや駐車場経営を行っており、経済的にはきわめて豊かな階層になっている。

通常、農家の土地は、自分の属する集落内に数カ所に分散して土地を所有している。そして、その農地を自分の生活設計に照らし合わせて都合よく利用したい。それが農家の本音である。個々の農家は、娘が結婚するときにはこの農地を売って、長男が嫁をもらうときにはこの農地を売って、相続税はこの農地を売っ払う、というようにある程度のビジョンをもって、土地の運用を考えている。

農家は、土地を一度に売ることはしたくない、できればその時々の自分の生活設計に照らし合わせて切り売りしたい、そう思うのが一般的である。その結果、農地は一枚一枚売られ、それに見合った環境（小規模な建売り住宅や小規模なマンション）が形成されていく。このような農家の意向に、自治体や公団等が対応できたかというと疑問がのこる。農家の土地経営（土地売却）の意向を最も巧みにつかんだのは、まちの土地ブローカーである。

２－３　農地と地域社会

市街化区域内農地の存在する地域は、かつては農村であった。そして今でも農地が存在しているということは、農家が存在し、農家の居住する集落がそこにはあるということである。もっとも、都市化の進展によって、昔の面影をとどめていない地域もあれば、農村時代の原型をとどめている地域も存在している。

都市化の進行が著しい市街化区域内の農村集落でも、伝統的な集落行事や道・水路の管理などの共同性、集落機能を維持している場合も多い。ムラは、閉鎖的で地元利益への固執という古い体質が強調されがちであるが、伝統を基礎としながらも、それを乗り越えた新たなコミュニティ形成の基盤とみることもできる。わが国の都市計画は、コミュニティスケールでの計画の主体と単位が規定されておらず、住民参加に対する取り組みが非常に遅れている。このような状況の中で、集落という社会・空間面における地域主体の存在を手がかりに、地域づくりの主体を育成することが求められる。

一方、都市空間の場合、建築物と都市の中間にあたる地区という計画単位が明確に位置づけされておらず、また、コミュニティや地域住民組織（主体）と計画単位の関係が明確に規定されていない。集落は、コミュニティレベルでの

社会・空間の統一体であり、このような地域単位を都市計画において如何に位置づけるかは、市街化区域内の農地・農業集落の今後を占うだけでなく、都市計画における住民参加や地域を主体とした街づくりを展望するうえでも重要な意味をもっている。

このような視点にたって、「切り離された農地」を地域に結びつけことが必要である。

3．「農」の４つの性格と地域づくりの可能性

最後に、「農」ある地域に存在する地域づくりの可能性を考えてみたい。

「農」には、社会、環境、文化、産業の４つの性格があり、「農」を地域形成のための環境資源として捉えることによって、個性ある豊かな地域ビジョンを描くことが可能である。

第一に「農」のある地域には、伝統的なコミュニティが存在し、農家・非農家の新たな交流社会を形成する可能性がある。伝統的なコミュニティを基盤に、新たに地域社会の一員となった非農家と従来よりの農家が地域内で交流し、新たな人間関係を構築することによって特色ある地域社会を形成する可能性がある。都市と農村・農業の交流を地域内で行うことが可能な地域となる。

第二に「農」ある地域には、農地や山林、水路、民家などの農村環境が存在しており、豊かな環境資源を生かした地域づくりが可能である。農地は、農業の生産空間であると同時に、地域のオープンスペースや緑を提供し環境を保全する多目的な空間である。また、ため池や水路などの農業水利施設の存在は、単なる生産施設ではなく、水辺空間としての価値をもつ可能性がある。このような農業生産のための空間の存在は、より複合的な空間機能を発揮させることによって特色ある地域空間を形成する可能性を内在しているのである。同時に、農家住宅やそれが集合して形成される家並や集落の存在は、それ自体、文化財という側面がある。

市街化区域に存在する農村的環境資源には、農家住宅の形成する家並み、緑と境内地のオープンスペースを含む神社、集会所をはじめとする地域施設、四季の変化を感じさせる農地、水路などがある。

次に示すのは、兵庫県尼崎市が「尼崎市都市美形成建築物」として指定された建物の一覧である。ここに示された建物の大部分は、農家、もしくは旧農家で、貴重な景観形成の重要な要素となっている。農地空間は、農業の存在、農

家の存在によって維持されているが、同時に農家の住居自体、地域の重要な環境資源となっているのである。

表－１　　尼崎市都市美形成建築物指定

	形式	名称	現在位置	立地集落
1	農家	古田嘉章邸	武庫之荘９丁目	旧時友
2	農家	平瀬真砂邸	大庄西町１丁目	旧西新田
3	農家	森松満邸	武庫之荘東１丁目	旧西富松
4	農家	島中千之助邸	大庄北２丁目	旧今北
5	農家	浅野元巳邸	大西１丁目	旧大西
6	農家	岡村龍二邸	潮江２丁目	旧潮江
7	農家	田近栄三邸	西昆陽３丁目	旧西昆陽
8	農家	佐伯治良兵衛邸	武庫之荘７丁目	旧友行集落
9	農家	村田元男邸	東園田４丁目	旧穴太集落
10	農家	芦田義高邸	食満３丁目	旧上食満
11	農家	岡村信邦邸	潮江２丁目	旧潮江
12	農家	川端喜佐男邸	西立花２丁目	旧水堂
13	農家	高河原利治邸	南武庫之荘８丁目	旧守部
14	農家	田中利典邸	戸ノ内１丁目	旧戸ノ内
15	農家	森松良治邸	武庫之荘東１丁目	旧西富松
16	町家	本田普二邸	西本町２丁目	旧中在家
17	町家	福井磐雄邸	築地中通４丁目	旧築地町
18	町家	矢野義晃邸	塚口本町	旧塚口
19	近代	尼信記念館	東桜木	

第三に「農」のある地域には、祭りをはじめとする地域文化、地域行事が存在している。このような文化、イベントの存在は、地域の一体化をすすめる精神的シンボルであるとともに、地域生活のリズムを与えるものでものある。

第四に、都市農業としての生業・産業としての側面がある。神戸賀壽朗は、都市農業のおかれた位置を「都市化する地域社会のなかで、農業者は少数者の立場に追い込められているとはいえ、逆にいえば、最終消費者のなかにとりこ

まれて、希少価値を発揮しうる立場となっている」と捉え、職能同業組合の結成による高度な農業、地縁的な団地化集団による農業経営の展望を示している。都市農業には、きわめて生産性の高い企業型農業へと発展するタイプと、高齢者・兼業農家による生活農業によって安定したライフスライルを確立するタイプに二極分化する傾向がある。前者は非農家の雇用、後者は地域内部での交流において非農家と結び付くことによって、農業と非農家の新たな交流の可能性がある。

農地のある地域にすむ都市住民には、農業や農家との交流を望む人々が多くいる。かつて柳田国男が「都市は農村の従兄弟」と形容したが、都市住民の中には農村出身者や農村風景を自らの原風景とするもが多く存在しているのである。（筆者の調査では、都市住民の約３分の２が、農村出身者や農家を親族にもつ「農業親近者」であった＜兵庫県尼崎市での調査＞。）

都市と農村の交流は、都市住民と空間を隔てた農山漁村地域の人・産物・環境との交流のみでなく、日常生活レベル・地域コミュニティレベルから交流の輪をひろげることに価値をみいだすことが必要である。そして農のある風景の価値判断こそが、今後の土地政策や都市計画における空間理念・地域ビジョンの目標設定ときわめて深くかかわっている。

農家のみならず、都市住民とも協調した個性ある地域づくりの可能性を追求する実践活動の展開が今後いっそう求められる。

結 章

【結　章】

以下では、本研究で得られた知見と今後の展望をまとめて、結論としたい。

＜知見＞

１．モノグラフィー研究の有効性

本研究では、「生活環境を分解して、その部分や要素を取り扱う分析方法では、生活環境の総体や構造を理解するには限界がある」という考えから、集落モノグラフィーを中心に考察を進めた。それは、特定の集落を対象に、①生活空間の観察と生活者からのヒアリングを中心としたフィールドワークによって生活環境の全体像の「読み取り」を行い、さらに、②生活空間を構成する諸単位の構成・機能と相互の結び付き、地域社会を構成する諸主体の構成と主体間の協力関係を明かにする、そして③地域主体の共同性・地域社会と生活空間の関係を内包する生活空間の実体を「概念モデル」として抽出し、④そこに内在する空間構成の仕組みを表現する方法としてモデル図によって総括するという方法である。

このような方法によって地域主体の生活環境の形成主体としての地域主体の役割と形成された生活空間に内在する諸原理を明らかにすることができた。

２．地域主体概念の有効性

従来の共同体論の中には、共同体を前近代・資本主義に先行する社会形態と固定概念として捉えるものが主流であった。本研究の結果から、集落社会における共同性は、固定した枠組みで捉えられるものではなく、歴史的に展開する相対概念であることが指摘できた。

また、従来の地域コミュニティ論は、地域内に居住するものを成員とみなし、共属意識があっても地域外に居住するものは含まないという属地限定性、また旧来のコミュニティ（農村社会）の成員以外は含まないという属人限定性を前提条件としており、今回示した地域主体は、この属人限定性、属地限定性という前提条件を取り払い、共属意識のある主体、生活空間を体験する主体を包括した地域コミュニティの構築を図らねばならないことを主張しうる新たな概念である。

本研究では、「集落を農家集団の居住地とだけ捉えたのでは、現代の集落の実態はつかめない」という認識のもとに、過疎山村、混住農村における地域主体の内部構造を「二拠点型生活」「混住世帯類型」に着目して把握し、安定した伝統的集落社会を維持していた地域主体が、いくつかの集落類型に分化し、さらに地域主体の内部構造の変化がおきていることを示した。さらにこのような地域主体の内部構造の変化はそれ対応する生活空間にも波及し、その波及の仕方は、無秩序な変容ではなく、生活空間のもつ空間構造、空間秩序の変容として一定の法則性の存在が確認された。

具体的には、①過疎地域においては、集落域内に実家や土地を有する転出者をも含めて地域主体の性格を把握することが必要であること、②混住農村においては非農家の地域との関わりに着目することが重要であること、③市街化区域内の集落では数の上からも圧倒的に多い非農家（都市住民）を含んだ地域主体形成が課題となることを示した。

また、地域社会の構成員である人間の移動は、従来の土地と人間の関係をも変化させ、安定した地域主体が構築していた生活空間や土地利用のバランスをも変容させるが、その変化は従前の空間秩序と無関係なものではなく、従前の秩序に規定された一定の法則性をもった変容をみせること、土地利用の変容は、集落のおかれた定住のポテンシャル（定住力）によって一定の生活空間の運動として展開していることを示した。

具体的には、①人口減少の著しい過疎山村では、土地管理上の問題は住居、住居周辺、集落外縁といった空間構成と結び付いて現象化し、土地の管理依託や売買なども、その対象となる土地の立地によって一定の法則性がみられること、②都市化・混住化の進展がみられる集落でも、農地の保全、利用や貸借といった土地利用の考え方も、その対象となる土地の立地によって一定の法則性がみられること、③大都市圏に包括された市街化区域の集落においても、集落域の空間構成との対応から、その残存（保全）農地の立地に内在する法則性を読み取ることが想定できること、④都市化や過疎化に伴う土地の利用・管理の課題は、集落域の空間構成との対応から一定の法則性をもった生活空間の運動

との関連から把握できることを示した。

新たに「地域主体」という概念を用いることによって、上記の知見を得ることができた。

３．集落域の空間概念と３つの基礎領域

３－１　集落域の空間概念による３つの基礎領域の抽出

本研究では、集落域を物的・機能空間－社会空間－意識空間の三つの位相空間の重層した統一体とみる空間概念を提起している。それは、集落空間を、日常の生活・生産活動の機能空間、物的空間であると同時に、生産関係・社会関係が空間に投影した社会空間や、民衆の信仰や地域社会の共同性を空間に投影させた意識空間と捉えるものである。

このような視点から、集落域の空間構成の実態を解明するために、空間構成の抽出指標として、①物的空間については土地利用の空間構成、②社会空間については土地所有の空間構成、③意識空間については生活地名の分布傾向に着目するという方法で、物的空間－社会空間－意識空間のそれぞれの構成と相互の対応・整合性を分析した。

その結果、集落域は３つの異なる性格をもった領域によって、住居を中心に段階的に構成されていることが明らかになった。ここで抽出された３つの領域を集落空間の基礎領域として、主生活域、主生産域、保全調整域と呼ぶ。

４．集落域の空間秩序の概念とモデル

４－１　集落域の空間秩序概念

第２編の考察から、集落域の空間秩序、すなわち集落土地利用秩序は「集落域という一定の地域空間において土地と土地、土地と人間の生活・生産活動とが相互に機能的関係を有して形成される合理的な土地利用の空間配置であり、地形条件（生態系）や土地所有（社会関係）・空間認識とも整合した主生活域、主生産域、保全調整域の三つの基礎領域からなる空間構成である」という空間秩序概念を得ることができた。

すなわち、集落域を構成する個々の土地利用は、固有の土地利用形態としての単位性を有すると同時に地域生活空間系の要素としての関係性を有し、総

体として三つの基礎領域からなる空間秩序が形成されている。

またここで得られた「空間秩序」概念は、第３編における地域主体の内部構造と変化を空間との対応から考察する場合においても有効であった。そのことは、ここで得られた「空間秩序」は、動態的な空間の概念モデルとして理解される。

４－２　集落域の空間秩序モデル

三つの位相空間の統一体としての集落空間は、屋敷群・施設、農地が立地し濃密な日常生活の展開される＜主生活域＞を中心に、主要な生産空間の広がる＜主生産域＞、集落社会を維持・保全する＜保全調整域＞によって段階的に構成されている。

本研究では、これを三つの基礎領域から構成される集落域の空間秩序モデル（集落土地利用秩序モデル）として定義したい

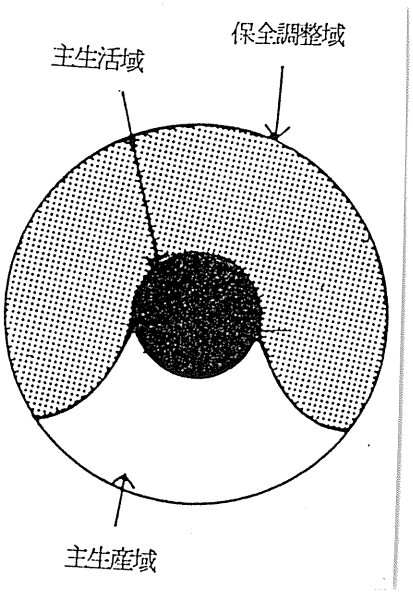

図　集落域の空間秩序モデル

５．集落土地利用の複合的性格

集落土地利用の基本的性質と空間構成の特徴を以下のように捉えることができた。

（１）集落土地利用の基本的性質

① 土地利用の関係性：集落の土地利用は、単独ではなく、周辺の土地利用と相互に関係をもって存在し、集落を構成していること。

② 利用と保全の一体性：土地と人間の間には、土地を人間が利用し、利用を通じて土地が保全されるという一体的な関係が存在していること

③ 地利用の複合性：個々の土地利用は、利用目的以外にも複合的な機能をもち、複合的な役割も果たしていること。

④ 土地利用の周期性：土地利用が稲作の作業行程を基本として四季に対応

し、季節の変わり目に土地管理が組み込まれていること。

⑤ 土地利用の社会性：個々の土地の利用は、集落社会の自主的規制のもとで制約を受け利用されていること。

（２）集落土地利用の空間構成の特徴

① 空間構成の段階性（三つの基礎領域）
住居を中心とする主生活域、農地を中心とする主生産域、山林を中心とする保全調整域の三つの基礎領域によって段階的に構成されている。

② 空間構成の重層性
土地利用・土地所有・土地意識の空間構成が一致し整合性を獲得していること。

③ 構成要素の単位性：集落空間を構成する個々の土地利用は、固有の存在形態を有すると同時に、集落空間の構成要素ともなっていること。

④ 空間構成の階層性：イエとムラの空間構成原理の一致

＜展　望＞

最後に、集落・地域を主体とした地域計画・生活環境計画の体系化の必要性と展望を示し、本論の結論とする。

１．土地利用計画の理論モデルとしての集落

わが国の土地利用計画の基本的な問題は、計画における地域主体の喪失、物的計画への偏重があげられる。土地利用計画は、地域の生活、社会、経済の空間基盤である「土地」を対象とする計画であり、当然、その利用計画は地域社会や経済構造に大きな影響を及ぼす。土地利用計画は、土地の利用形態や空間配置を定める物的な空間計画であるが、地域社会や経済構造との整合性が求められる。しかし、現実の土地利用計画は、地域社会や経済構造と無関係な土地の利用区分、単なる線引きによる土地の利用規制が土地利用計画であると認識されている場合が一般的で、ここに大きな欠陥がある。

都市、農村を問わず土地利用計画は、地域主体と土地との結び付きや社会関係・生産関係等とも整合性をも配慮した物的空間計画であることが求められる。我々が集落に目を向けるということは、国土の約８割を占める農村地域の「生活空間の要」としての集落という意味だけではなく、新たな土地利用計画を構築する「理論モデル」を獲得するうえで重要な意味を持っている。

２．地域主体としての集落：社会ー空間の一体性

集落空間は、一定の境界をもった土地・空間のまとまり（空間系）である。そこには、ムラという「社会」と集落空間という「生活空間」が結び付いた地域社会・地域空間が形成されており、まさしく集落そのものが、「社会ー空間の統一体」、「生活空間の学校」といえる。

我々が集落を「生活空間の学校」とみる理由は、集落に内在する社会形成原理、空間形成原理に学ぶべき点が多いからである。我々が集落に注目する理由として、地域主体の存在が明快なこと、集落社会と集落空間が一体的な関係を持っていること、の二点が挙げられる。そして、集落社会と集落空間の一体的関係を基礎とした地域主体の存在が、そこに居住する人々の生存と生活のために最も合理的な地域空間を創り出す推進力となってきたのである。地域主体によって形成されてきた集落空間や土地利用には、永い歴史を通じて蓄積された人々の土地と環境に対する活用と適応の知恵が刻み込まれているのである。

集落土地利用計画の対象とする「土地」は、集落という社会・空間の統一体の構成要素として、その社会・空間構造に組み込まれた「集落の土地」である。そして地域主体の存在と土地との結び付きを基礎とした集落土地利用計画の理論構築に際しては、集落に内在する空間形成・社会形成の論理を抽出し、計画理論に反映させることが必要である。その意味では、集落土地利用計画の策定は、集落空間と土地利用に刻み込まれた論理を読み取り、確認することから出発しなければならない。

３．集落・地域コミュニティを主体とした地域計画の展望

地域計画・生活環境計画において集落を基礎とする計画単位・計画主体の明確な位置づけが必要である。その理由は以下の２点に集約される。

①その第一は、集落は、社会関係が最も濃密に累積する地域社会の単位であることである。

今日の地域計画（都市・農村計画）では、計画の基礎単位や計画の主体が地域社会と明確な関係をもたずに設定されており、地域住民、居住者の計画への参加が大きな課題となっている。現実には、土地改良事業や土地区画整理をはじめ各種公共事業の受け入れ単位が集落となっているが、コミュニティレベルの計画単位、計画主体は計画理論、計画制度上明確でない。

②第二は、集落は、地域社会に対応する地域空間が明確である社会・空間の基礎単位であることである。

地域計画の柱となる空間計画（Physical Plan）は、単なる空間配置計画ではなく、社会計画との結び付き、整合性が当然求められる。社会計画と空間計画を両輪とする地域計画の計画理論・計画制度を整備するうえで、農山その基礎単位として集落を位置づけることが必要である。集落の成員が所有・利用する土地の大部分は、集落の範域（集落域）に存在しており、土地利用計画の単位としての合理性をもつ。

これまで、農村土地利用計画の展開過程と従来の集落土地利用計画の問題点を整理するとともに、集落土地利用計画の基礎となる集落と土地に関する認識と集落土地利用計画の概念、方法、事例を示してきた。最後に集落土地利用計画の展望を示しまとめとしたい。

集落空間を構成する個々の土地利用は、固有の利用目的があると同時に相互に連関し、全体（集落・環境）としての空間系を形成している。集落土地利用計画は、計画対象となる土地を集落空間の中で位置づけると共に、計画された土地が集落全体、周辺環境とどのように係わるのかを想定することが必要である。集落の土地は、埋め立て地の土地とは異なり、集落の社会・空間の構造に組み込まれているのである。このような認識にたって、集落土地利用計画を展望すると、今日求められる集落土地利用計画は、第三の型、「包括型土地利用計画」とでもいうべきもので、集落の社会・空間の発展構造、居住者の生活構造と生活要求の把握を基礎に地域生活・社会・空間の将来像を展望し、将来の地域像・空間像の実現に向かって新たな集落空間の「仕組み」をつくりだす計画論であると考えられる。

包括型計画論の第一の条件は、集落社会・空間の仕組み、すなわち「社会・空間構造」とその発展法則をつかむことによって「集落」と「土地」に対する認識を深め、計画の出発点とすることである。第二には、集落の社会・空間構造との関連で集落土地利用問題を把握すること、そして第三の条件として、

単なる物的空間計画ではなく、社会空間・意識空間としての整合性をも追求した計画内容をもつことをあげることができる。以下、包括型土地利用計画の策定に際しての留意事項を列挙すれば次のようになる。

①計画対象：集落域全域を対象とした計画であること、
②空間調査：集落土地利用の空間構成の論理をつかむこと（集落空間の文脈を読み取ること）
③社会調査：集落空間に投影した社会関係や居住者の意識を読み取ること、
④意識調査：居住者の生活スタイルや居住環境に対する要求をつかむこと、
⑤問題把握：集落の社会・空間構造との関連性を重視して土地利用上の問題を把握・抽出すること、
⑥計画提案：集落空間の将来ビジョンと計画のコンセプトをビジュアルなかたちで表現すること等。

集落土地利用計画は、未確立の計画分野で、集落地域整備法の成立によってはじめて法定土地利用計画としての存立基盤が整備された段階である。しかしながら、集落土地利用計画は、わが国の土地利用計画体系の最も基礎的部分を占める計画であると同時に、居住を柱とする日常生活に最も関連深い生活空間を対象とする計画でもあり、土地利用計画の要といっても過言ではない。

今後策定される集落土地利用計画によって、国土の８割を占める農村空間は、多大な影響をうけるものと考えられる。ゆえに、集落土地利用計画の概念、目標、内容、方法は、十分に検討される必要がある。

研究発表の記録

1．学術論文（審査論文＜＊印＞、学術雑誌論文、国際シンポジウム論文：発表年次順）

1）山崎寿一：都市住民からみた農家交流と市民農園・農地空間の役割、
『農村建築』第26巻91号、1983年9月

＊ 2）山崎寿一：生活環境形成からみた農地空間の役割とその評価に関する研究－農住混合地域の土地・生活環境政策に関する研究＃１、
『都市計画学会学術研究論文集(18)』、1983年11月

3）山崎寿一：都市－農山村関係からみた二拠点型居住に関する研究－ある山村集落・中久保と松山の二拠点型居住、
『都市計画　131』、1984年4月

4）早川和男、山崎寿一：自治体の環境計画と土地政策、
『都市問題』第76巻10号、1985年10月

＊ 5）山崎寿一：阪神間における市民農園の利用実態とその評価－農住混合地域の土地・生活環境政策に関する研究＃２、
『都市計画学会学術研究論文集(20)』、1985年11月

＊ 6）伴丈正志、山崎寿一、重村力、遠州尋美：地方都市における定住サイクルに関する研究、
『神戸大学自然科学研究科紀要』、1986月3月

＊ 7）山崎寿一他：良好住宅地の空間構成とその評価構造に関する研究－成熟型住宅地・浜松市広沢町の場合、
『都市計画学会学術研究論文集(23)』、1987年11月

＊ 8）紺野昭、山崎寿一、井上憲二、坂東弘一：豊川用水通水に伴う地域変容と水利用パターン－渥美農業の変容と農業用水利用に着目して、
『都市計画学会学術研究論文集(23)』、1987年11月

9）Naoki MEYAMA,Akira KONNO,Juichi YAMAZAKI：URBAN DEVELOPMENT AND FLOOD WATER MANAGEMENT THROUGH LAND READJUSTMENT PROJECTS : A CASE STUDY OF TOYOHASHI,JAPAN,
International Symposium on Urban Planning and Stormwater Management.1990-6（マレーシア）

＊ 10）永柳宏、山崎寿一、紺野昭：県境域山村における生活・生産行動の圏域構造と地域再編－長野県売木村・阿南町の場合、
『都市計画学会学術研究論文集(25)』、1990年11月

＊ 11）坂東弘一、山崎寿一、紺野昭：豊川用水地域における水利用特性と土地利用の対応に関する研究－水利用の周年パターンと用水原単位に着目して、
『都市計画学会学術研究論文集(25)』、1990年11月

＊ 12）長井健治、紺野昭、山崎寿一：商店主属性と参加意欲との対応関係からみた商業活性化計画に関する事例研究－愛知県豊川市豊川地区商店街の場合、
『都市計画学会学術研究論文集(25)』、1990年11月

＊ 13）重村力、山崎寿一：中久保集落の共同性の展開過程－共同性の空間構造、
『日本建築学会計画系論文報告集』、1991年6月

＊ 14）山崎寿一、紺野昭、鄭會正、濱田謙二：浜松市・豊橋市における都市公園整備の展開と用地創出・取得方法－戦後都市計画の展開との関連に着目して、
『1991年度 第26回日本都市計画学会学術研究論文集』、1991年11月

15）Juichi Yamazaki : THE BRIEF HISTORY OF REGIONAL DEVELOPMENT AND "TECHNOPOLIS" POLICIES IN JAPAN , MASA DEPAN PERANCANGAN DALAM ERA TEKNOLOGI MODEN DAN NEGARA MAJU （発展途上国の先端技術時代における将来計画に関するセミナー）,1991.11, University Technology Malaysia
（マレーシア工科大学　公開都市計画セミナー　発表論文）

16）S.H.Ho,J.Yamazaki,A.Konno : Potential Application of Land Readjustment Scheme as an urban housing revitalisation technique in Malasia : The Case of Johor Bahru city, Malaysia and Hamamatsu city, Japan.
（国際住宅・都市計画セミナー、モントリオール、1992年7月）

17）S.H.Ho,J.Yamazaki,A.Konno : RESIDENTS' ENVIRONMENTAL PERCEPTION AND EVALUATION ON HOUSING ESTATE DEVELOPMENT IN JOHOR BAHRU METROPORITAN AREA, MALAYSIA.
（第６回　発展途上国の都市問題に関する国際研究集会報告集、1992年11月）

＊ 18）S.H.Ho、紺野昭、三宅醇、山崎寿一：マレーシア・ジョホールバル都市圏における住宅団地開発の実態とその評価、
『1992年度第27回日本都市計画学会学術研究論文集』、1992年11月

＊ 19）山崎寿一、重村力：中久保集落における集落域の土地利用と土地割形式－共同性の空間構造、
『日本建築学会計画系論文報告集』、1992年1月

２．著書

1）共著　日本建築学会編『図説　集落－その空間と計画』1989年8月、都市文化社
集落土地利用計画（P191～P215：単独）
集落空間モデル（P68～P84、P87：地井・重村と分担執筆）
集落モデルとしての風水説（P88～P90：共同）

2）共著　高山敏弘編著『都市と農村を結ぶ』1991年3月、富民協会
農を核としたまちづくりの可能性（P101～P112：単独）

3）共著　早川和男編著『住宅人権の思想』1991年12月、学陽書房
都市内農地と生活環境形成（P246～P261：単独）

３．計画・調査報告書

1)『岡山県山手村農住型土地利用転換計画』1982年3月、岡山県山手村
（重村力、平井秀一らと共同）
・前掲　『図説　集落』に内容紹介
・『農村計画学会誌』５巻１号、1986年6月、農村計画学会
昭和60年度農村計画セミナー・重村報告の概要として紹介
（59～64ｐ）

2)『駒ヶ根市文化公園公開コンペ　Team Zoo いるか設計集団案』1984年2月
（重村力、有村桂子らと共同）

3)『うだつのまちのＨＯＰＥ計画　脇町地域住宅計画（HOPE計画）策定報告書』
1985年3月、徳島県脇町
『　同　資料編』、1985年7月、都市環境研究所
（都市環境研究所、重村力、遠州尋美らと共同）
・前掲　『図説　集落』、日本経済新聞社編『ＨＯＰＥ計画』に内容紹介

4)『大野の都市景観』1987年3月、豊橋技術科学大学瀬口研究室編
（豊橋技術科学大学地区計画研究室と共同提案）

5)『東三河２０１５構想　グリーンシステムレポート』、1988年10月、
東三河開発懇話会
（幹事、総括・執筆）

6)『豊橋市農業総合振興計画』、1990年3月
豊橋市農政部・東三河地域研究センター
（幹事、総括・執筆）

7)『渥美地域振興計画（中間報告）』『同　資料編』、1992年3月
中部活性化センター
（委員、ワーキング部会幹事）

8)『清水市北部山間地環境管理計画』、1992年3月
（ワイキング委員会、委員）

４．研究報告書　等

1）共同　日本生命財団研究助成報告書
『生活環境資源としての一次産業的土地利用諸形態の役割に関する研究』
（研究代表者　神戸大学　早川和男）1984年2月

2）共著　昭和61年度農村計画部門春季学術研究会資料
『集落空間計画の目標』
日本建築学会農村計画委員会、1986年5月

3）共著　『集落空間計画　ワーキングレポート'86』
日本建築学会集落部会、1986年6月

4）共著　昭和62年度文部省科学研究費補助金総合研究（Ａ）研究成果報告書
『利水条件向上に伴う地域変容に関する研究－東三河における地域開発の歴史的評価と今後』
（研究代表者　豊橋技科大　紺野昭）、1988年7月

5）共同　昭和63年度建築学会大会建築計画部門協議会（3）資料
『密住地域と疎住地域における地域施設計画研究と実際－地域社会の変化に対して計画・研究はどうあるべきか』
日本建築学会建築計画委員会地域施設計画小委員会、1988年10月

6）共同　平成元年度建築学会大会農村計画部門協議会（3）資料
『集落空間を読む－定住拠点としての集落の現代的役割と限界』
日本建築学会農村計画委員会、1989年10月

7）共著　平成元年度文部省科学研究費補助金総合研究（Ａ）研究成果報告書
『定住拠点としての集落空間計画に関する研究』
（研究代表者　神戸大学　重村力）、1990年3月

8）共著　平成２年度文部省科学研究費補助金総合研究（Ａ）研究成果報告書
『用水整備に伴う地域変容と水需給に関する地域計画的研究－愛知用水・豊川用水・三方原用水受益地域の比較研究』
（研究代表者　豊橋技科大　紺野昭）、1991年8月

9）共同　平成元年度日本都市計画学会豊橋大会報告書
『浜松・豊橋　地方都市計画研究』１号、
都市計画学会豊橋大会実行委員会・浜松豊橋地方都市研究会編、1991年10月

10）共同　『日本の集落景観－集落空間計画ﾜｰｷﾝｸﾞﾚﾎﾟｰﾄ'91』、
日本建築学会集落計画小委員会、1992年3月

11）共著　平成３年度文部省科学研究費補助金一般研究（Ｂ）研究成果報告書
『浜松市・豊橋市における戦後都市計画の展開と都市空間構造の関連に関する研究ー戦後都市計画事業が都市形成に果たした役割に着目してー』
（研究代表者　豊橋技科大　紺野昭）、1992年3月

５．学会大会講演・梗概発表等

1）日本建築学会大会梗概集　５１編
2）日本建築学会近畿支部研究報告集、同　東海支部研究報告集　１５編
3）日本農村計画学会大会発表報告集　３編

□参考資料：発表論文リスト（卒論・修論、大会梗概・支部研究発表等）

NO	論　文　題　目	発　表　機　関	年.月	発表者
1.	生活環境形成からみた都市内農地と宅地並み課税	神戸大学工学部卒業論文	1980.3	単独
2.	都市内農地の転用動向に関する一考察 ー大阪市平野区の場合ー	建築学会近畿支部研究報告	1980.6	連名 早川ら3名
3.	集落発展と集落内土地利用の関係 ー岡山県都窪郡山手村西郡の場合ー	建築学会大会計画系梗概集	1981.9	連名 重村ら5名
4.	住宅・宅地と集落発展構造 ー岡山県都窪郡山手村西郡の場合ー	同上		連名 清水ら5名
5.	農住混合地域の土地利用に関する計画論的研究 ー生活環境形成からみた農業的土地利用の空間評価	神戸大学大学院修士論文	1982.3	単独
6.	農住混合地域の土地利用に関する基礎的研究　＃１ ー生活環境形成からみた農地空間の評価ー	建築学会近畿支部研究報告	1982.6	単独
7.	農住混合地域の土地利用に関する基礎的研究　＃２ ー阪神間における市民農園の展開状況とその評価ー	同上		連名 梶井
8.	四国山村・中久保の研究　＃１ ーその１：生活・生業の変遷と共同慣行ー	建築学会近畿支部研究報告	1983.6	連名 野口ら10名
9.	四国山村・中久保の研究　＃２ ーその２：同棟二世帯型住宅の発見ー	同上		連名 重村ら10名
10.	四国山村・中久保の研究　＃３ ーその３：集落の共同空間と段階的構成ー	同上		連名 梶原ら10名
11.	四国山村・中久保の研究　＃４ ーその４：生活地名・土地所有形態からみた 集落域土地利用秩序	同上		連名 尾崎ら10名
12.	四国山村・中久保の研究　＃５ ーその５：居住様式の多極化と共同性	同上		連名 竹沢ら10名

13.	ある集落の研究　＃１：四国山村・中久保の研究 ーその１：研究の目的と方法ー	建築学会大会計画系梗概集	1983.9	連名 重村ら10名
14.	ある集落の研究　＃２：四国山村・中久保の研究 ーその２：生業・生産の変遷と共同性	同上		連名 野口ら10名
15.	ある集落の研究　＃３：四国山村・中久保の研究 ーその３：同棟二世帯型住居の発見	同上		連名 重村ら10名
16.	ある集落の研究　＃４：四国山村・中久保の研究 ーその４：同棟二世帯型住居の住み方の変遷	同上		連名 田代ら10名
17.	ある集落の研究　＃５：四国山村・中久保の研究 ーその５：集落空間の段階的領域構成	同上		連名 喜安ら10名
18.	ある集落の研究　＃６：四国山村・中久保の研究 ーその６：集落共同空間の歴史的変容 と集落社会秩序の対応	同上		連名 梶原ら10名
19.	ある集落の研究　＃７：四国山村・中久保の研究 ーその７：生活地名・土地所有形態からみた 集落域土地空間構成	同上		連名 江端ら10名
20.	ある集落の研究　＃８：四国山村・中久保の研究 ーその８：土地利用・土地所有形態と共同性	同上		連名 尾崎ら10名
21.	ある集落の研究　＃９：四国山村・中久保の研究 ーその９：二拠点型生活への展開	同上		連名 竹沢ら10名
22.	ある集落の研究　＃10：四国山村・中久保の研究 ーその10：総括と展望	同上		連名 重村ら10名
23.	奥能登外浦・上大沢の研究　＃１ ーその１：生業形態と土地資源の周期的利用ー	建築学会近畿支部研究報告	1984.6	連名 江端ら4名
24.	奥能登外浦・上大沢の研究　＃２ ーその２：集落域空間の利用実態と配置関係	同上		連名 佐野ら4名

25.	奥能登外浦・上大沢の研究　＃３ ーその３：土地・社会の相互関係と生活空間秩序	同上		連名 早川ら4名
26.	ある集落の研究　#11：四国山村・中久保の研究 ーその11：土地所有形態・土地所有形式と共同性	建築学会大会計画系梗概集	1984.10	連名 岩井ら3名
27.	ある集落の研究　#13：奥能登・上大沢の研究 ーその１：研究の目的と方法（家族形態と生業類型	同上		連名 遠洲ら6名
28.	ある集落の研究　#14：奥能登・上大沢の研究 ーその２：集落域生活空間の利用実態と配置関係	同上		連名 佐野ら5名
29.	ある集落の研究　#15：奥能登・上大沢の研究 ーその３：集落域生活空間構成と 生活地名・土地所有関係の対応	同上		連名 江端ら5名
30.	ある集落の研究　#16：奥能登・上大沢の研究 ーその４：沿岸集落における生活空間秩序	同上		連名 重村ら5名
31.	奥能登沿岸集落の研究　＃５ ー沿岸域土地利用の複合性と環境管理	建築学会近畿支部研究報告	1985.5	連名 江端ら3名
32.	奥能登沿岸集落の研究　＃６ ー生活秩序と土地資源の周期的利用の論理	同上		単独
33.	ある集落の研究　#17：奥能登・上大沢の研究 ーその５：海浜空間の活用・管理実態と環境管理	建築学会大会計画系梗概集	1985.10	連名 江端ら6名
34.	ある集落の研究　#18：奥能登・上大沢の研究 ーその６：環境整備の諸影響	同上		連名 佐野ら6名
35.	ある集落の研究　#19：奥能登・上大沢の研究 ーその７：生活秩序と環境資源の活用・保全の論理	同上		連名 尾崎ら6名
36.	居住構造の研究　＃１：脇町の居住構造 ーその１：脇町の居住特性と地域構造	建築学会大会計画系梗概集	1985.10	連名 伴丈ら11名

37.	居住構造の研究　＃２：脇町の居住構造 ーその２：集住パターンの地域特性	建築学会大会計画系梗概集	1985.10	連名 久元ら11名
38.	居住構造の研究　＃３：脇町の居住構造 ーその３：住宅・敷地利用の地域特性	同上		連名 黒田ら11名
39.	居住構造の研究　＃４：脇町の居住構造 ーその４：脇町の居住動向と居住関係	同上		連名 柴田ら11名
40.	居住構造の研究　＃５：脇町の居住構造 ーその５：居住動向からみた町営住宅の役割	同上		連名 小西ら11名
41.	居住構造の研究　＃６：脇町の居住構造 ーその６：地域定住サイクルと 住宅・環境ストックの役割	同上		連名 重村ら11名
42.	地方都市における公営住宅の役割に関する研究 ー徳島県脇町の場合ー	建築学会近畿支部研究報告	1986.6	連名 岩井ら6名
43.	居住構造の研究　＃７：脇町の居住構造 ーその７：地域定住からみた 地方都市公営住宅の役割と特質	大会学術講演梗概集Ｅ （日本建築学会）	1986.8	連名 岩井ら6名
44.	居住構造の研究　＃８：脇町の居住構造 ーその８：家族・地域関係からみた 農村の混住化と居住者類型	同上		連名 重村ら6名
45.	居住構造の研究　＃９：脇町の居住構造 ーその９：居住者構成からみた 集落類型と農家・非農家の立地	同上		連名 久元ら6名
46.	渥美半島における農業および集落の地域特性 ー渥美・集落研究　＃１ー	大会学術講演梗概集Ｅ （日本建築学会）	1987.10	連名 中山ら5名
47.	渥美半島における宅地・集落の空間構成とその変容過程　ー渥美・集落研究　＃２ー	同上		連名 篠部ら5名

48.	浜松市の住宅地構造と良好住宅地の立地・社会特性 ー良好住宅の空間・景観構成に関する研究　＃１ー	大会学術講演梗概集Ｆ （日本建築学会）	1987.10	連名 間瀬ら5名
49.	成熟型良好住宅地の形成過程と空間・景観構成 ー良好住宅の空間・景観構成に関する研究　＃２ー	同上		連名 隅田ら5名
50.	街路を媒介とした成熟型良好住宅地の居住環境評価 ー良好住宅の空間・景観構成に関する研究　＃３ー	同上		連名 隅田ら5名
51.	渥美農業の地域特性と豊川用水 ー利水条件向上に伴う地域変容 （豊川用水の場合：その１）	昭和63年度農村計画学会 大会発表会報告集	1988.4	連名 紺野ら4名
52.	渥美農業の発展過程と農政・農村整備の展開 ー利水条件向上に伴う地域変容 （豊川用水の場合：その２）	同上		連名 美坂ら4名
53.	利水・土地条件からみた集落類型と土地利用 の変容パターンー利水条件向上に伴う地域変容 （豊川用水の場合：その３）	同上		連名 永柳ら4名
54.	県境型山村における生活・生産行動の圏域構造 と地域再編 ー長野県・愛知県県境域（売木村）を事例にー	大会学術講演梗概集Ｅ （日本建築学会）	1989.10	連名 永柳ら3名
55.	豊川用水地域の地域区分と農業変容特性 ー豊川用水地域における農業・土地利用の変容　１	同上		連名 紺野ら4名
56.	利水・地形条件からみた集落類型と土地利用の変容 （渥美地域の場合） ー豊川用水地域における農業・土地利用の変容　２	同上		連名 松山ら4名
57.	豊川用水通水に伴う集落土地利用の変容 （蒲郡地域・坂本地区の場合） ー豊川用水地域における農業・土地利用の変容　３	同上		連名 神藤ら4名
58.	集落土地利用秩序の概念とモデル （四国山村・中久保集落の場合）	同上		単独

59.	市街地形成からみた都市緑地の分類と形成過程 －豊橋市の都市計画研究　＃１－	大会学術講演梗概集Ｆ （日本建築学会）	1989.10	連名 目山ら3名
60.	地方都市における都市計画の展開過程に関する研究 （豊橋市の場合） －戦災復興都市計画の街路及び公園・緑地計画	建築学会東海支部研究報告	1990.2	連名 目山ら3名
61.	地方都市における区画整理の展開と都市形成に関する研究（浜松市の場合）	大会学術講演梗概集Ｆ （日本建築学会）	1990.10	連名 天野ら4名
62.	地方都市における都市計画の展開過程に関する研究 （豊橋市の場合） －その２：戦前戦後の街路計画と街路網の形成	同上		連名 目山ら3名
63.	豊川用水受益地域における農業地域構造に関する研究－農家・集落を単位とした農業特性（豊橋市の場合）	大会学術講演梗概集Ｅ （日本建築学会）	1990.10	連名 松山ら4名
64.	モデルスコープシステムを用いた都市景観評価に関する研究－その１：システムと模型の作成について	同上		連名 青山ら4名
65.	モデルスコープシステムを用いた都市景観評価に関する研究－その２：模型を用いた都市景観評価と現地評価の比較	同上		連名 宮本ら4名
66.	駅の機能的変遷からみた駅周辺土地利用の変容 －その１（浜松市の場合）	大会学術講演梗概集Ｆ （日本建築学会）	1991.9	連名 松本ら4名
67.	駅の機能的変遷からみた駅周辺土地利用の変容 －その２（豊橋市の場合）	同上		連名 沢田ら4名
68.	浜松市・豊橋市における都市公園の立地特性 －その１	同上		連名 浜田ら4名
69.	浜松市・豊橋市における都市公園の用地取得方法 －その２	同上		連名 鄭ら4名

謝　辞

本論文は、筆者が、神戸大学環境計画学科（現・建設学科）生活環境計画講座に入室以来の研究成果をまとめたものである。研究室所属以来、早川和男先生、重村力先生から、終始一貫して厳しくも愛情ある指導を受けることができたことは筆者の最大の喜びである。早川先生からは特に生活環境計画に携わる研究者の社会的使命と学問の方法を、重村先生からは主体の重要性と生活研究・環境計画への興味とそれを具体化する方法を特に学ぶことができた。両先生の学問と実践への主体的かつ使命感をもった姿勢は、絶えず筆者の目標となった。本論文をまとめることができたのは、なによりも両先生のご指導の賜である。記して心から謝意を表する次第である。

筆者は、環境計画学科の一期生として昭和51年に神戸大学に入学した。当時の主任は前川純一先生であり、補導教官（担任）としてお世話になったのは室崎益輝先生であった。室崎先生には、学部時代の設計指導、授業はもとより、大学院博士課程進学後も筆者の研究を励まし、ご指導いただいたことに感謝する次第である。

また、総合大学院として設立された自然科学研究科博士課程では、農学部の高山敏弘先生からも指導を受ける機会をえることができた。高山先生をはじめ、堂本高明先生、保田茂先生には、幾度か調査に同行させていただき、貴重な体験を与えていただいた。筆者が豊橋・渥美をはじめて訪れたのも、高山先生の農村調査に参加させていただいた時のことであった。今回、論文をまとめるに当たって、堂本高明先生には、農業経営、農村社会学の専門分野から貴重なご教示とご指導をいただき、高山先生の著作からは多くを学ばせていただいた。

筆者の所属した生活環境計画講座では、研究室発足時に技官であった向井志郎氏をはじめ塩崎賢明先生、谷本道子氏のスタッフ、先輩の鈴木晃氏、平山洋介氏らの後輩諸氏から活力ある研究環境を与えていただいた。また、伴丈正志氏、清水敬一氏、吉村雅夫氏、岡本祥浩氏をはじめとする同期の友人、研究室の先輩、後輩諸氏は、討論の相手として、また共に刺激しあう仲間として筆者の研究生活を支えてくれた。

神戸大学の教養時代、筆者は日本国際学生協会（Ｉ．Ｓ．Ａ．）に所属し、アジアの学生との交流を行った。Ｉ．Ｓ．Ａ．神大ブランチでは、三輪高嗣氏、三崎誠一氏、小牟礼修氏らの先輩諸氏にめぐりあうことができ、ヒューマニズム精神とアジアへの興味をもつことができた。筆者の関心は、当時から一貫したものであり、多くの先輩、友人にめぐりあえたことは、筆者の誇りとすべき宝である。

筆者の研究は、多くの共同研究者や研究環境に恵まれたことに支えられ

て進めることができた。

早川先生から、住宅研究会、住宅会議、重村先生から建築学会集落計画小委員会での活動の機会を与えていただいたことも、筆者の研究生活にとっては貴重な体験となった。住宅研究会では西山夘三先生の住宅研究50年を記念して出版された『すまい』の編集に参加させていただき、三村浩史先生や中林浩氏にご指導いただいた。また、白砂剛二先生、富樫穎先生、地井昭夫先生、藤本尚久先生、河野泰治先生、藤本信義先生をはじめとする日本建築学会農村計画委員会の諸先生とは、集落計画小委員会の活動や『図説　集落』の作成を通じて多くのことを学ばせていただいた。

また、本論で取り上げた徳島県脇町の研究は、ＨＯＰＥ計画策定への参加が契機であり、都市環境研究所の小出和男氏、土田旭氏、片桐京子氏、神戸大学自然科学研究科の遠州尋美先生、重村研究室の久本祥禎氏、岩井一郎氏らの後輩諸氏との共同調査によっている。奥能登の研究では、江端恭臣氏、佐野洋氏、市街化区域農地の研究では梶井巌夫氏と調査を共にした。四国山村・中久保集落の研究では、重村研究室の尾崎久純氏、野口邦彦氏、竹沢宣之氏、梶原啓一氏らと調査を共にし、延べ数カ月を現地で過ごした。なによりも現地での調査体験、調査対象となった地域（地域主体としての中久保集落など）そのものから教えられることが多かった。筆者にとって、フィールドはまさしく「生活空間の学校」であった。

筆者の調査をこころよく受け入れていただいた地域の人々や多くの共同研究者の方々の協力によって、今回の研究をまとめることができた。ここに改めて謝意を表する次第である。

今回、研究をまとめるに当たって、1986年7月以来、筆者の在籍する豊橋技術科学大学建設工学系の紺野昭先生、三宅醇先生をはじめとする計画大講座の諸先生からは、多くの励ましを受けた。豊橋技術科学大学の諸先生方、都市・地域計画研究室の学生・卒業生諸氏に対しても謝意を明らかにしたい。

特に紺野昭先生からは、筆者の着任以来、多くの研究機会と充実した研究環境を与えていただき、研究視野を広げていただいた。

末筆ながら、あらためて筆者の研究と生活の環境を支えてくださった恩師の早川和男先生、重村力先生と、両親に対して心からの御礼を申し述べたい。

１９９３年　冬

山崎寿一